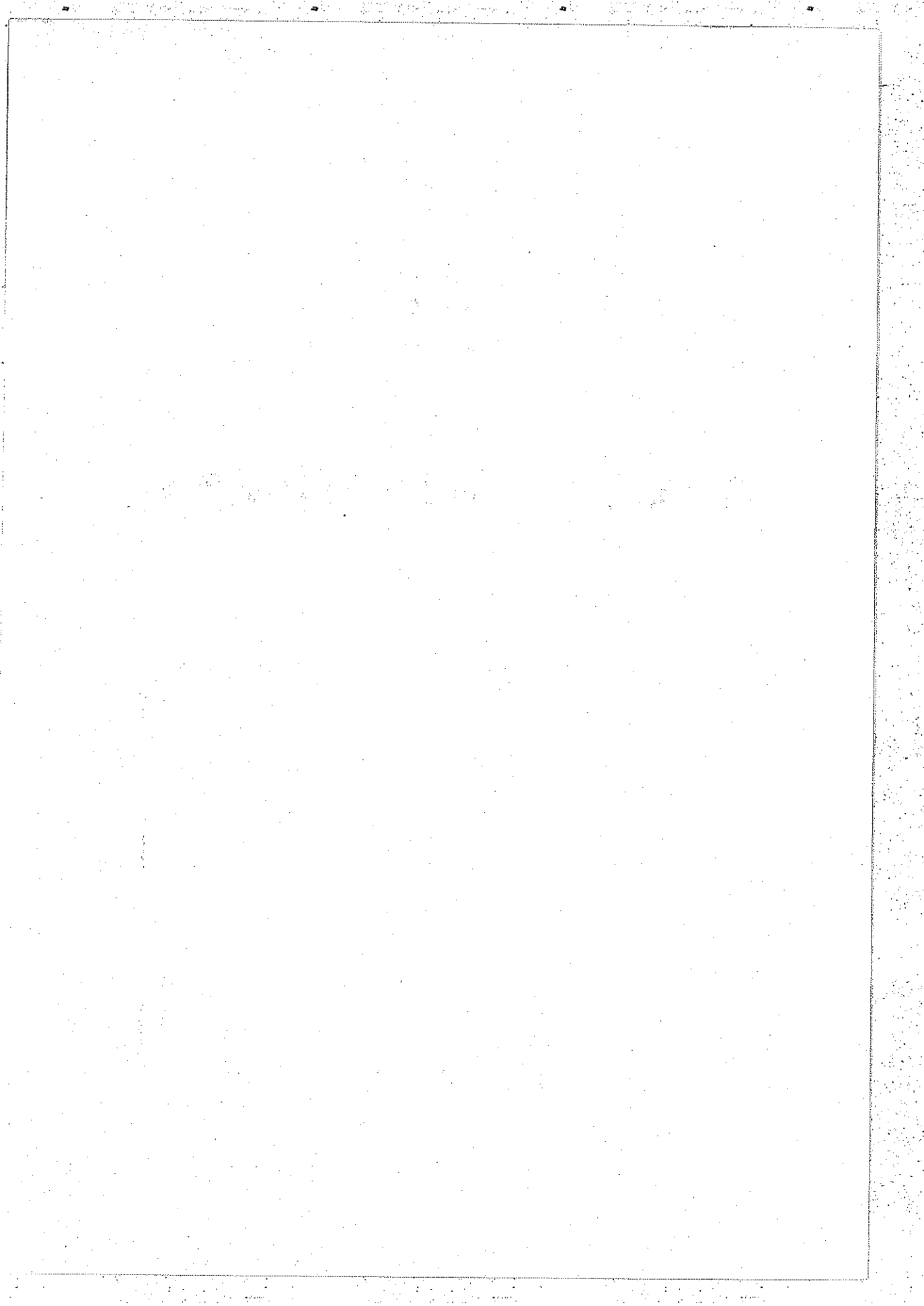


昭和47年12月18日開会
昭和47年12月22日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 8 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和47年12月18日(月曜日)

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 開会宣言(午前10時54分)	5頁
○ 開会宣告	5頁
○ 会議録署名議員の指名(竹下義章君、柏音三郎君、吉川伊与一君)	5頁
○ 市長開会挨拶	6頁
○ 会期決定(12月18~12月22日)	6頁
○ 日程第1 昭和46年度和泉市水道事業会計決算認定について(建設委員長報告)	6頁
○ 日程第2 例月出納検査の結果報告について(収入 扱昭和47年10月分)	一括8頁
○ 日程第3 例月出納検査の結果報告について(水道部企業出納員扱昭和47年 10月分)	
○ 日程第4 例月出納検査の結果報告について(和泉市立病院企業出納員扱 昭和47年9月分)	
○ 日程第5 専決処分承認を求めることについて(昭和47年度大阪府和泉市 一般会計補正予算(第1号))	40頁
○ 日程第6 昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について	48頁
○ 日程第7 昭和46年度公立和泉病院事業会計決算および昭和46年度泉大津市 和泉市伝染病院組合歳入歳出決算の認定について	84頁
○ 日程第8 町の区域の変更について	102頁
○ 日程第9 財産取得について(信太中学校屋内運動場)	109頁
○ 日程第10 和泉市同和更正資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定 について	112頁
○ 日程第11 和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 制定について	118頁
○ 日程第12 期末手当の額の特例に関する条例制定について	117頁
○ 日程第13 和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 制定について	

○ 日程第14 和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について	一括	121頁
○ 日程第15 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
○ 散会宣言(午後6時3分)		154頁

昭和47年12月19日(火曜日)

○ 出席議員、欠席議員	155頁
○ 議事説明員その他	155頁
○ 議 事 日 程	157頁
○ 開会宣言(午前10時50分)	157頁
○ 日程第1 昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)	160頁
○ 日程第2 昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	236頁
○ 日程第3 昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	243頁
○ 日程第4 昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	260頁
○ 日程第5 工事請負契約締結について	273頁
○ 日程第6 工事請負契約締結について	275頁
○ 日程第7 工事請負契約について	277頁
○ 日程第8 小学校新設に関する請願書	280頁
○ 散会宣言(午後5時56分)	284頁

昭和47年12月20日(水曜日)

○ 出席議員、欠席議員	285頁
○ 議事説明員その他	285頁
○ 開会宣言(午前10時30分)	287頁
○ 一 般 質 問	
1番に27番 成田 秀益君	287頁
2番に23番 貝淵 博治君	291頁
3番に 7番 田中 包治君	299頁
4番に 5番 竹下 義章君	309頁

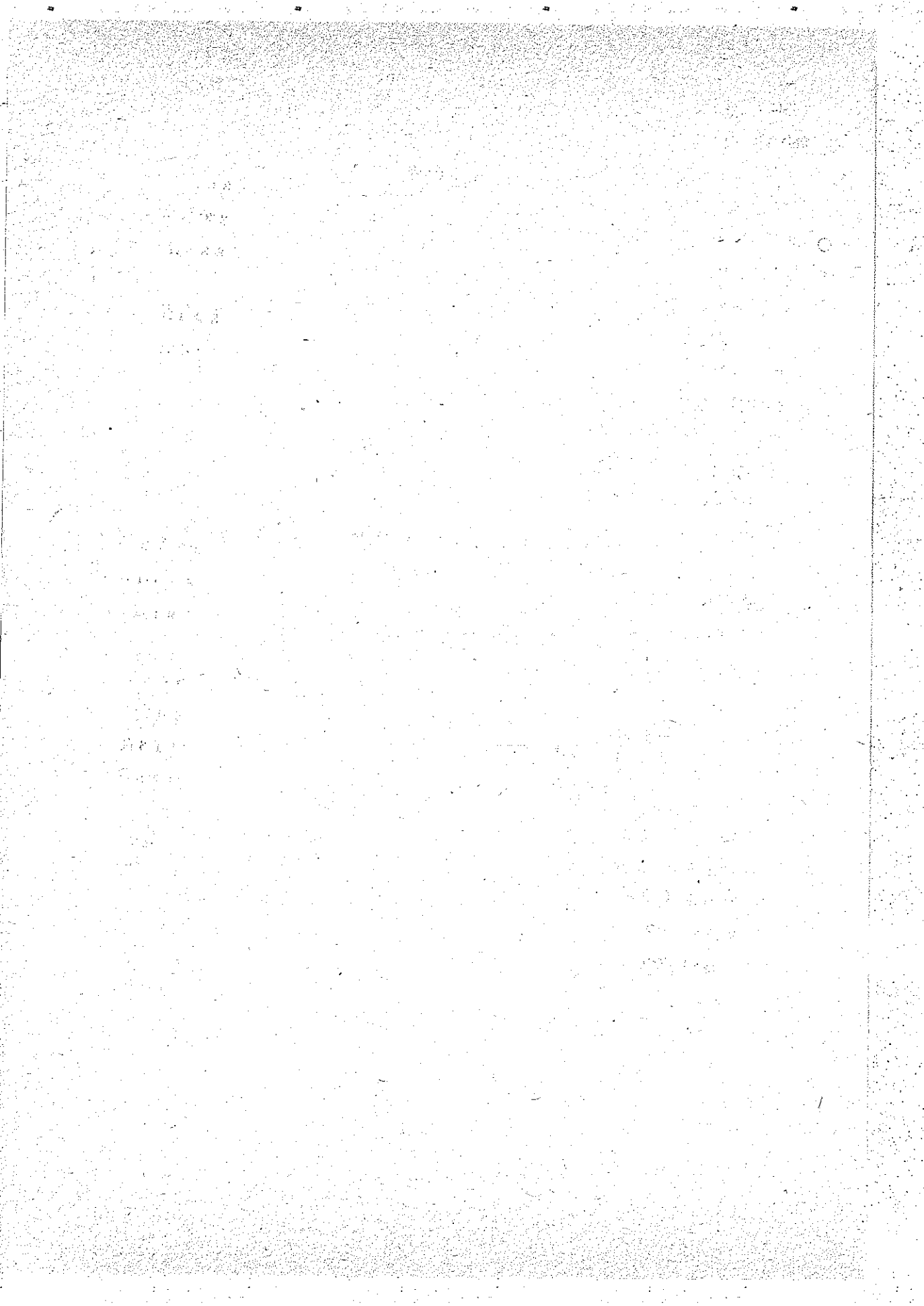
5 番に 25 番 藤原 要馬君	322 頁
○ 散会宣言 (午後 3 時 56 分)	333 頁

昭和 47 年 12 月 21 日 (木曜日)

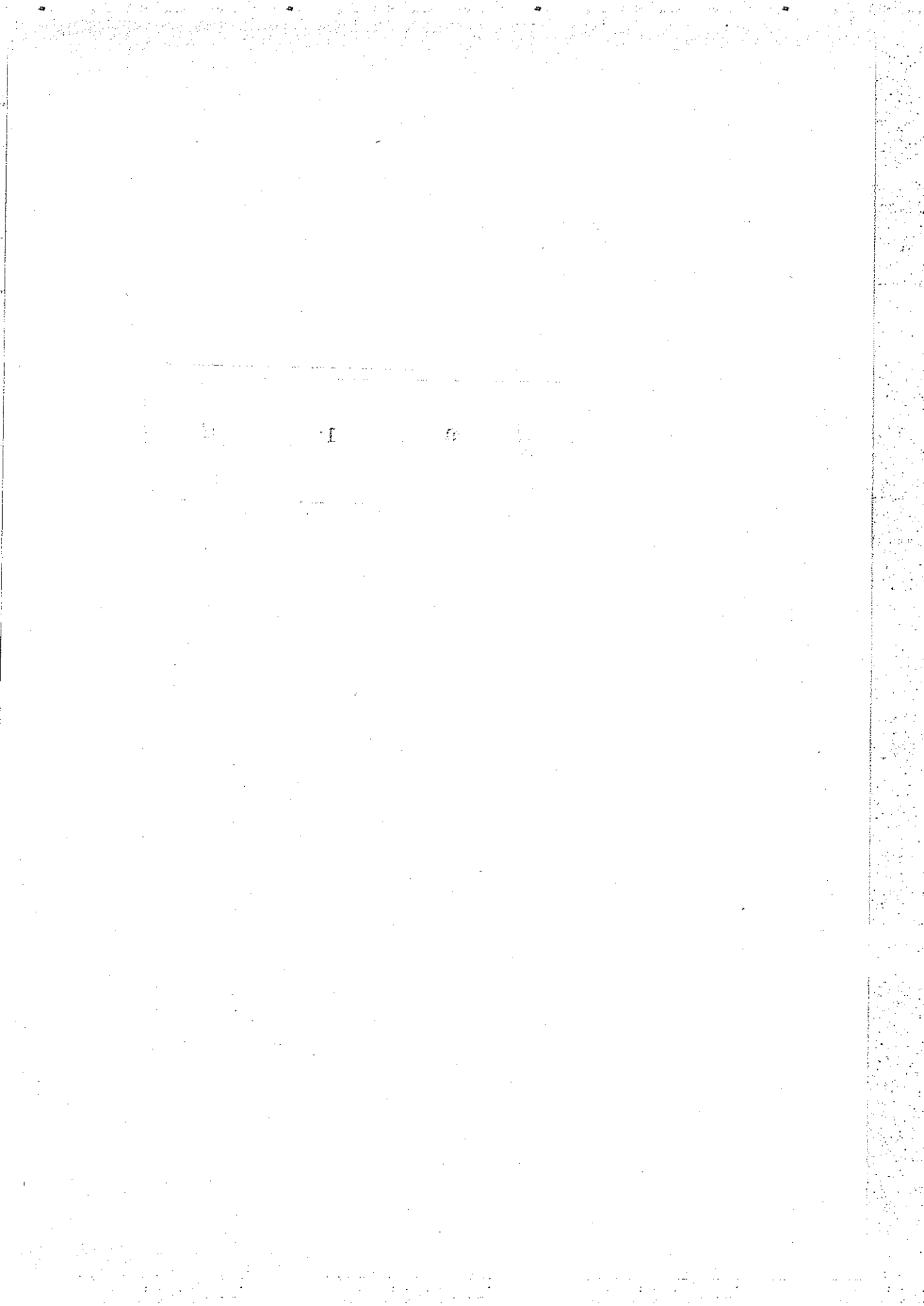
○ 出席議員、欠席議員	335 頁
○ 議事説明員その他	335 頁
○ 開会宣言 (午前 10 時 44 分)	338 頁
○ 一般質問	
1 番に 18 番 直村 静二君	338 頁
2 番に 10 番 池辺 秀夫君	367 頁
3 番に 6 番 柏 音三郎君	369 頁
4 番に 26 番 勝部津喜枝君	377 頁
○ 散会宣言 (午後 4 時 15 分)	388 頁

昭和 47 年 12 月 22 日 (金曜日)

○ 出席議員、欠席議員	389 頁
○ 議事説明員その他	389 頁
○ 開会宣言 (午前 10 時 31 分)	391 頁
○ 一般質問	
1 番に 9 番 出原 武司君	392 頁
2 番に 20 番 寺田 茂君	403 頁
3 番に 16 番 横田憲治郎君	413 頁
4 番に 17 番 山田 清二君	428 頁
5 番に 28 番 坂上 国治君	436 頁
○ 閉会宣言 (4 時 4 分)	438 頁
○ 市長あいさつ	438 頁
○ 議長あいさつ	438 頁



第 1 日



昭和47年12月18日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第1日出席議員(25名)

1番	田中幸一君	17番	山田清二君
2番	木下甲子三君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君
16番	横田憲治郎君		

欠席議員(1名)

3番 金沢勝君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	病院長	岩崎 峭
助役	辻 忠夫	病院事務局長	竹内 深
収入役	橋本 炳	隣保館長	高橋正弘
同和对策部長	佐原行雄	消防長	和田増義
市民部長	小林一三	総務部理事 (財務担当)	庄司 清
産業衛生部長	宇沢 清	総務部次長	西川喜久
建設部長	中塚 白	福祉事務所長	山本武雄
水道部長	神田平吉	建設部次長	林 徳次

日程	種別及び番号	件名	摘要
6	認定第2号	昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について (附) 1.昭和46年度和泉市決算書 2.昭和46年度大阪府和泉市決算書附属書 3.昭和46年度主要施策の成果説明書 4.昭和46年度和泉市決算審査意見	P.23
7	認定第3号	昭和46年度公立和泉病院事業会計決算および昭和46年度泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算の認定について (附) 1.昭和46年度公立和泉病院事業会計決算書 2.昭和46年度泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算書 3.公立和泉病院分割に関する資料 4.泉大津市和泉市病院組合および泉大津市和泉市伝染病院組合の解散に関する資料	P.24
8	日程第76号	町の区域変更について	P.43
9	議案第77号	財産取得について (信太中学校屋内運動場)	P.46
10	議案第78号	和泉市同和更正資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について	P.47
11	議案第79号	和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	P.49
12	議案第80号	期末手当の額の特例に関する条例制定について	P.51
13	議案第81号	和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P.1
14	議案第82号	和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条供に関する条例の一部を改正する条例制定について	P.8
15	議案第83号	和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P.10
16	議案第84号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)	P.12

日程	種別及び番号	件名	摘要
17	議案第85号	昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業等別会計補正予算(第1号)	P.56
18	議案第74号	昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	P.26
19	議案第75号	昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P.37

第四回定例会 第一日

(12月18日)

<午前部>

(午前10時54分開議)

- 議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には年末、何かとお忙しい中にもかかわらず、多数ご出席賜りましたことを厚く御礼申し上げます。これより昭和47年第4回定例会を開催いたします。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君)

ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは22名でございます。欠席議員さんはございません。遅刻届のある議員さんは、貝淵議員さん一人でございます。その他の方につきましては、追っつけおみえになるものと思っております。現在、22名ご出席になっておられます。

開 議

- 議長(松尾千代一君) ただいま報告通り、出席議員数22名をもちまして議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(松尾千代一君)

次に会議録署名議員を5番竹下義章君、6番柏音三郎君、8番吉川伊与一君、以上、3名の方をお願いいたします。

なお本定例会に際し出席を求めました者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷配布してある通りでございますので、よろしくご了承願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、本年最後の定例会をお願いいたしましたところ、議員皆様方には年の瀬を迎え、公私何かとご多忙のおりにもかかわらずご出席賜わり、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚くお礼申し上げます。

ご提案申し上げます議案は、一般会計、特別会計補正予算と、これに関連する諸議案をはじめ、昭和46年度和泉市歳入歳出決算認定について、昭和46年度公立和泉病院事業会計決算及び昭和46年度泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算認定について等、多数重要議案でございます。何卒慎重ご審議賜わりまして可決決定下さいますようお願い申し上げます、簡単でございますが、ごあいさつに代えさせていただきます。

- 議長(松尾千代一君) 市長のあいさつが終わりました。この際おはかりいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より22日までの5日間と決定いたしましたと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、22日までの5日間と決定いたします。

それではこれより日程審議に入ります。

日程第一「昭和46年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。本件につきましては、去る10月定例会におきまして所管の建設委員会に付託されておりますので、審議結果を委員長より報告を願いたいと存じます。建設委員長の藤原要馬さん、お願いいたします。

(建設委員長報告)

- 建設委員長(藤原要馬君) 昭和46年度和泉市水道事業会計決算の認定につきましては、去る11月9日に開催されました第3回定例市会におきまして建設委員会に付託となり、12月4日に建設委員会を開催し、慎重審議をいたしました経過並びに結果の概要を取りまとめてご報告申し上げます。

当日は全委員出席のもとに、市長はじめ助役、関係部課長及び関係職員の出席を求めて質疑に入りました。

決算内容について慎重審議した結果、別に異状は認められなかったが、今後の水道事業運営の適正を期するため、決算は使ってしまったものは仕方がないということでなしに、関連した

ことでもよいから質問願いたい旨申して質疑に入ったのであります。

まず父鬼の水道問題について、その後どのようになっているのかとの問に対し、この問題については、第3回拡張事業として、本年度父鬼上水道の拡張を行ない、春木川、横山方面に送るべくとりかかったが、美観を損ねるといふことで地元の反対があり、いろいろ交渉を続けており、流れる水の3分の1より取らない等、いろいろの条件を入れて説明し、交渉中ですが、水源池の下に一軒だけ家があり、拡張することによって危険を感じるので立退きしたいといふことで、その費用のことでいま交渉している状態であり、年内はかかると思うとの答弁がありました。

次に池田下バス停より上中村まで約200メートルほどの間、支線が出ていないので、現在、ガス管敷設しているときに府道を横断できないものか、また府営水道管敷設により、いままで井戸水でまかっていた家庭が水があがり困っているが、このような場合の処置はどのようにするのか。今後もこのような状況のところは各所で起こると思うので、その場合の処置を水道部はどのように考えているのか等の質問がありました。

この問題については、第一点の府道横断については現在、室堂バス停と池田下バス停のところと、山深天理教のところの三カ所で府道を横断しており、その間に道路があれば将来性を見込んでいたしますが、質問の個所は、道路が横断していないため敷設できない。現在は旧街道の計画は持っており、いくいくは室堂の中とつなぎ合わせていきたい。

第二点の水道管を入れたために井戸水が出ないという問題であります。今後もこういう問題が起きてくることと思いますが、府ともよく連絡をとって、市の水道部で処置していきたい旨の回答がありました。

次に前回の議会中に府営水が値上げされるということを聞いたのであるが、和泉市は府下で一番高い水道料金を取っているのに、この問題についての資料をつくって料金改定を極力回避されるよう強く要望すべく、各市町長が知事に会うことになっておりますが、もし値上げがあった場合、現在16円ですが、20円までであれば、何とか持ちこたえられると思うのですが、新市であるためまだまだ投資しなければならないというむずかしい問題がたくさんありますので、十分検討してやっていきたいとの回答がありました。

そのほか、上林のところ当初、高い金を出して支線を引いた家が、知らないうちに近くの家はその支線より引いたために、最初引いた家が出ないというところがあるわけで、現在、井戸水でまかっているが、もし火事が起こった場合に困るから本管を敷いてほしいという意見、あるいは、府営水の値上げについては、各市足並みをそろえて値上げ幅を下げてもらおうよう極力努力してもらい、また市民の要望する個所についてはできるだけ拡張し、市民に迷惑をかけ

ないよう設備していただきたい。また路面敷設についても検討してはどうか。

なおまた府下一番高い水道料金を取っているが、和泉市は新市であるために企業投資に費用がかかり、このために赤字が出たり、値上げがあってもやむをえないが、国、府より十分な補助をしていただくよう努力して、市民平等の権利に伝えていただきたい旨、各委員よりそれぞれ意見、要望がなされ、これに対し理事者は趣旨を体し、十分検討を加え、要望に応えるよう最善の努力をいたしたい旨の回答があり、了といたしました。

本決算を認定することについてはかりましたところ、全委員一致ご異議なく認定することに決しました。

以上の通り審査の結果をご報告申し上げます。何卒速やかに認定せられんことをお願いし、私の報告を終わります。

- 議長（松尾千代一君） ただいま委員長より詳細な報告がありましたので、この際、おはかりいたします。本報告に対する質疑討論を省略のうえ、直ちに採決に入りたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。

おはかりいたします。本案を原案通り認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、認定第1号を原案通り認定することに決定いたします。

-
- 議長（松尾千代一君） 日程第2より日程第4までは、いずれも例月出納検査の結果報告でありますので、これを一括課題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第31号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年12月1日

監査委員 堀田 徳治

〃 山田 清二

記

1. 検査実施日 昭和47年12月1日
2. 検査の対象 昭和47年10月分の出納状況
3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、10月末日における収支の状況は別表のとおりである。

現金の保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	29727889	16427889		
特 別 会 計	国 保 事 業	95495353	95195353	
	土地区画整理事業	52591	52591	
基 金	用 品 調 達	837867	308268	529599
	同和更生資金貸付	15529431	529431	
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	49158913	49158913	
特別才入才出外現金	40062247	21805299		
才入才出外現金	6931832	6931832		
府 税	21699937	21699937		
住 宅 敷 金	4569191	562601		3128227
合 計	264065251	212672114	529599	18128227

管 方 法

昭和47年10月31日現在 (単位 円)

訊				備 考
農 協	郵 便 局	追 加 信 託	電 話 自 動 払 釣 金	
	11,500,000		800,000 1,000,000	
			300,000	
16,611,283	16,456,665			大阪公 137 1,644,891 大阪 24,223 774
		878,363		
16,611,283	13,145,665	878,363	2,100,000	

歳 入

科 目	予 算 額	取 入 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 税	1,403,940,000	776,503,361	△ 460,101 977,206,87
国有提供施設等所 在市町村助成交付金	881,100	0	0
地 方 交 付 税	1,096,138,000	771,860,000	0
分担金及負担金	37,488,000	143,206,25	283,525
使用料及手数料	510,820,000	19,743,106	△ 3880 3810,150
国 府 支 出 金	1,204,733,000	148,871,000	343,053,60
府 支 出 金	1,222,404,000	45,991,533	240,914,8
財 産 収 入	242,569,000	142,582,410	49,70
寄 附 金	146,729,000	29,097,171	150,000,00
繰 入 金	600,000	0	0
繰 越 金	222,122,000	222,262,946	0
諸 収 入	332,289,000	56,650,790	△ 16 146,671,89
市 債	1,306,353,000	109,000,000	25,700,00
自動車取得税交付金	510,000,000	19,072,000	0
交通安全対策特別交付金	90,870,000	0	90,870,00
地 方 譲 与 税	220,000,000	51,490,000	0
合 計	7,357,345,000	2,361,103,942	△ 463,997 180,096,754

調

書

昭和47年10月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不足	
881,442,877		522,497,123	62.78
0		881,000	
771,860,000		324,278,000	70.42
17,155,875		20,382,125	45.76
23,549,376		27,532,624	46.10
183,176,360		1,021,556,640	15.20
48,400,681		1,174,003,319	3.96
142,655,605		99,913,395	58.81
44,097,171		102,631,829	30.05
0		600,000	
222,262,946	140,946		100.06
63,570,808		268,718,192	19.13
109,257,000		1,197,096,000	8.86
19,072,000		31,928,000	37.40
9,087,000		0	100.00
5,149,000		16,851,000	23.40
254,073,699		4,816,608,801	34.53

7,678,930

68,225

△7,747,155

歳 出

科 目	予 算 額	支 出 済	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	63516000	33295935	4225686
総 務 費	908425000	516225212	△ 72581 39912441
民 生 費	1461277000	459534069	△ 165523 87513362
衛 生 費	506201000	274181783	△ 131250 47762835
労 働 費	43337000	17627276	△ 109685 2352432
農 林 水 産 業 費	96011000	13389434	△ 41054 2040981
商 工 費	84523000	51895838	1816544
土 木 費	2197095000	396974190	27393173
消 防 費	325691000	77773068	△ 2000 17448602
教 育 費	1237278000	682920972	△ 116055 62071356
公 債 費	414069000	136894021	10722523
諸 支 出 金	0	0	0
予 備 費	5000000	0	0
災 害 復 旧 費	14922000	45000	0
合 計	7357345000	2660746798	△ 638148 803259935

調

書

昭和47年10月31日現在

額	予 算 残 額	予 算 対 する 支 出 割 合
計		
37,521,621	25,994,379	59.07
55,606,507.2	35,235,992.8	61.21
54,688,190.8	91,439,509.2	37.42
321,813,368	184,387,632	63.57
19,870,023	23,466,977	45.85
15,389,361	80,621,639	16.03
5,371,238.2	30,810,618	63.55
42,436,736.3	1,772,727,637	19.31
9,520,967.0	230,481,330	29.23
74,487,627.3	492,401,727	60.20
147,616,544	266,452,456	35.65
0		
0	5,000,000	
45,000	14,877,000	0.30
296,336,858.5	4,393,976,415	40.28

監査報告第32号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和47年10月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和47年12月1日

監査委員 堀田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和47年12月1日
2. 検査の対象 昭和47年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、10月末日における収支の状況は別表のとおりである。

昭和47年10月分月次合計残高試算表

昭和47年10月31日現在

借	方			貸			方
	残	高	計	本月計	合計	残	
65464788	65465388						
95281778	95281778		6444000		600		
1572186998	1572186998		704288400				
189080087	189080087		53654647				
42075175	42075175		424200				
5858758	5858758						
14049927	14049927						
108897674	977274447		14936875		764382047		873376773
610000	610000						
41200	41200						
20000	20000						
103856876	927886284		68465279		49140188		824029408
	738010199		49140188		49140188		738010199
77052951	842099217		88194126		43030847		264986266
87018901	92668591		7480640		4702181		55649690
419000	419000						
1300000	1300000						
140000	140000						
	113533481		7347630		7430640		115209551
	250000000						
	23085800		1626000		2527000		447000000
	77425106		2115303		1911303		28562730
							9888650
							1300000

				減価償却引当金	16,131,762.7	16,131,762.7	
				退職給与引当金	628,960	628,960	
				資本の部			
				自己資本	118,703,285	118,703,285	
		19,436,469		借入資本	125,968,439.7	124,022,792.8	
				資本剰余金	2,112,500	518,467,383	
		4630,100.7		利益剰余金			
				費用の部			
				原水及浄水費	17,197,960		
		9,969,625.2		配水及給水費	330,460.4		
		3,072,189.8		受託工事費			
		1,492,478.0		業務費	2,564,717		
		21,285,841		総償却費	1,638,439		
		1,433,371.7		減価償却費			
				資産減耗費			
		47,363,636		支払利息及企業債取扱諸費	2,457,534		
				雑支出			
		4,402,107.5		その他の営業費用	297,662.6		
		80,450		過年度損益修正			
				収益の部			
		487,070		給水収益	380,426.86	278,568,110	278,076,040
				補償金			
				受託工事収益	846,021.0	846,021.0	34,600,210
				その他の営業収益	2,437,947	4,581,302.8	4,581,302.8
				受取利息	25,000.0	1,355,679	1,355,679
				雑収益	28,000	89,496.4	89,496.4
				固定資産売却益			
				過年度損益修正	20,150	20,150	20,150
262,703,264.9	5,807,053,511	98,414,797.7	98,414,797.7	合計	5,807,053,511	2,627,032,649	

昭和47年10月分予算執行報告書 甲

昭和47年10月31日現在 (収入)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10 月	累 計	
① 水道事業収益	682,724,000	40,752,828	360,739,916	271,984,084
1 営業収益	605,780,000	40,474,823	358,489,273	247,290,727
1. 給水収益	466,780,000	38,036,876	278,076,040	1,887,039,60
2. 補償金	500,000	0	0	500,000
3. 受託工事収益	330,000	0	34,600,210	△ 1,600,210
4. その他の営業収益	101,000,000	2,437,947	45,813,023	55,186,977
2 営業外収益	269,440,000	27,800	2,250,643	24,693,357
1. 受取利息	1,000,000	250,000	1,355,679	△ 355,679
2. 雑収益	259,440,000	28,000	894,964	250,490,86

① 資本的収入	583056000	21125000	138933700	444122300
1 企業債	372000000	0	0	372000000
1. 企業債	372000000	0	0	372000000
2 工事負担金	170000000	21125000	138933700	31066300
1. 工事負担金	170000000	21125000	138933700	31066300
3 補助金	300000000	0	0	300000000
1. 府補助金	300000000	0	0	300000000
4 固定資産売却代金	11056000	0	0	11056000
1. 固定資産売却代金	11056000	0	0	11056000
収入合計	1215780000	61877823	499673616	716106384

10月分予算執行報告書 乙

昭和47年10月31日現在 (支出)

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		10 月 果	計	
① 水道事業費用	574,590,000	301,398,79	272,347,149	302,242,851
1 営業費用	471,753,000	276,823,45	224,983,513	246,769,487
1. 原水及浄水費	171,054,000	17,197,960	99,696,252	71,857,748
2. 配水及給水費	640,050,000	380,460,4	307,221,898	332,831,02
3. 受託工事費	330,000,000	0	149,247,30	180,752,70
4. 業務費	42,651,000	25,647,17	21,285,841	21,365,159
5. 総係費	269,260,000	168,843,9	14,333,717	125,922,83
6. 減価償却費	340,570,000	0	0	340,570,00
7. 資産減耗費	60,000	0	0	60,000
8. その他の営業費用	100,000,000	297,662,5	44,021,075	55,978,925
2 営業外費用	102,737,000	245,753,4	47,363,636	55,873,364
1. 支払利息及企業買取諸費	102,727,000	245,753,4	47,363,636	55,863,364
2. 雑支出	10,000	0	0	10,000

和泉市水道事業損益計算書（10月分）

（昭和47年10月1日から昭和47年10月31日まで）

1. 営業収益

(1) 給水収益	3,803,687円	
(2) その他の営業収益	<u>2,437,947円</u>	4,047,482円

2. 営業費用

(1) 原水及浄水費	17,197,960円	
(2) 配水及給水費	3,304,604円	
(3) 業務費	2,564,717円	
(4) 総係費	1,638,439円	
(5) その他の営業費用	<u>2,976,625円</u>	<u>27,682,345円</u>

営業利益 12,792,478円

3. 営業外収益

(1) 受取利息	250,000円	
(2) 雑収益	<u>28,000円</u>	<u>278,000円</u>

当月分総利益 13,070,478円

4. 営業外費用

(1) 支払利息及企業債取扱諸費	<u>2,457,534円</u>	<u>2,457,534円</u>
------------------	-------------------	-------------------

当月分純利益 10,612,944円

資 金 予 算 表

昭和47年11月10日

科 目	月 次	10月執行済額	11月予定額	12月予定額	1月予定額
前月繰越金		84,551,785円	10,887,7千円	1,977,1千円	1,820,5千円
営業収益		4,862,710,7	4,800,0	4,400,0	4,800,0
営業外収益		2,780,000	2,200,0	200	200
前年度未収金		8,103,62	1,500	1,024	400
企業債		0	0	5,600,0	0
工事負担金		2,112,500,0	1,990,0	4,000,0	1,500,0
一時借入金		0	0	10,000,0	0
預り金		9,200,0	500	500	500
前年度繰越金		0	0	0	0
前受金		2,527,000	500	500	500
固定資産売却代金		0	1,105,5	0	0
計		68,459,469	9,845,5	24,222,4	5,960,0

支	營業費用	23,404,414	45,000	46,000	45,000
	營業外費用	2,457,534	189	0	0
	前年度未払費用及未払金	0	0	0	0
	建設改良費	14,936,875	87,199	29,860	10,675
	貯藏品	7,847,680	48,861	16,930	5,860
	企業償還金	0	862	0	0
	一時借入金返還	0	0	150,000	0
	預り金返還	96,000	500	500	500
	前受金	891,925	600	500	500
出	計	49,184,378	182,561	243,790	62,035
收支差引額		10,387,687.6	19,771	18,205	15,770

監査報告第 33 号

例月出納検査の結果報告について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 47 年 9 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同法同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 47 年 12 月 1 日

監査委員 堀 田 徳 治
同 山 田 清 二

記

1. 検査実施日 昭和 47 年 12 月 1 日
2. 検査の対象 昭和 47 年 9 月分の出納状況
3. 検査の結果 地方公営企業法第 31 条による 9 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

尚、9 月末日における収支の状況は表のとおりである。

9 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

昭和47年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

借		方		貸		方	
残	高	合 計		勘 定 科 目	合 計		残 高
		累 計	当 月		当 月	累 計	
				資 産 の 部			
				土 地			
6,757,950		6,757,950	257,950	建 物			
				構 築 物			
				車 輛			
1,055,220		1,055,220	19,680	機 械 及 備 品			
				有 価 証 券			
1,000,000		1,000,000		定 期 預 金			
28,167,107		42,990,770	3,276,408	普 通 預 金	44,909,207	40,674,608	
5,114,398		14,151,170	2,532,359	未 收 金	28,659,638	9,866,777	
300,486		7,142,023	1,228,798	貯 藏 品	1,197,938	7,114,153	
1,247,166		1,950,246		前 払 金		70,380	
				負 債 の 部			
				一 時 借 入 金		20,500,000	450,000
		160,000,000		未 払 金	122,879,87	7,730,637	38,481,714
		482,465	1,231,402	仮 受 金	66,821,03	62,478,140	27,866,192
		35,111,948	6,682,108	預 り 金	252,0167	155,625,07	122,0451
		1,484,205	2,480,663	予 納 金	160,000	1,855,000	505,000
61,6068		1,350,000	270,000	固 定 負 債			
		615,068	30,808	4 年 度 未 払 金			
85,889,714		85,889,714	7,211,122				

9 月 分 予 算 執 行 報 告 書

昭和47年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

款 項 目	予 算 額	執 行 額		予 算 残 額
		9 月	累 計	
病院事業収益	393732000	31984514	211770680	181961320
医療収益	357762000	31645158	178046207	179715793
入院収益	181113000	17457812	95806802	85306198
外来収益	164450000	13260771	76214716	88285284
その他医療収益	12199000	925570	6024689	6174811
医療外収益	35970000	333861	33724473	2245527
受取利息配当金	854000	63779	495267	358733
他会計補助金	31893000		31893000	0
患者外給食収益	2767000	230280	1121075	1645925
その他医療外収益	456000	40302	215131	240869
病院事業費用	437393000	34077869	214447605	222945395
医療費用	403657000	31222018	200907221	202749779
給与費	222249000	14504792	103606449	117642551
材料費	123427000	12493429	73269551	50157449
経費	44909000	4202262	23329871	21579129
減価償却費	12721000			12721000

資產減耗費	1,000				1,000
研究修費	1,350,000	21,530	701,350		648,650
醫業外費用	33,436,000	2,855,856	1,354,038.4		1,989,561.6
支私利息及 企業債取扱諸費	29,113,000	2,645,558	1,143,773		1,767,522.7
患者外給食材料費	4,323,000	810,298	210,261.1		2,220,389
予備費	300,000				300,000
資本的收入					
他會計出資金	1,810,700		1,810,700		0
資本的支出	25,828,000	762,784	1,025,496.6		15,573,034
建設改良費	21,500,000	454,750	7,813,170		13,686,830
建設費	1,450,000	257,950	675,795.0		7,742,050
機械備品構入費	7,000,000	196,800	1,055,220		5,944,780
企業債償還金	3,711,000		1,825,728		1,885,272
看護婦宿舍割賦金	617,000	308,034	616,068		932

9 月 度 月 次 損 益 計 算 書

昭和47年9月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月		累 計
	当	月	
1 医 業 收 益			
入 院 收 益	17,457,812		9,580,680.2
外 来 收 益	1,326,077.1		7,621,471.6
その他医業収益	9,265,70		6,024,689
計		81,645,153	178,046,207
2 医 業 費 用			
給 与 費	14,504,792		10,860,644.9
材 料 費	12,498,429		7,826,955.1
経 費	4,202,262		2,392,987.1
減 価 却 費			
資 産 減 耗 品 費			
研 究 研 修 費	2,153.0		701,350
計		81,222,013	200,907,221
医 業 利 益		4,231,40	△22,861,014

3 医 業 外 収 益					
受取利息配当金	68779			495,267	
他会計補助金				31,893,000	
患者外給食収益	230,280			1,121,075	
その他医業外収益	40,302			215,181	
計		339,861			33,724,473
4 医 業 外 費 用					
支払利息及び	2,545,558			11,437,773	
企業債取扱諸費				2,102,611	
患者外給食材料費	310,298				
雑 損 失					
計		2,855,856			13,540,384
当 月 分 純 利 益		△2,093,355			
当 月 迄 の 純 利 益					△ 2,676,925
上記当月分収益中		2,533,235円			
上記当月分費用中		1,223,798円			

資 金 予 算 表

昭和47年9月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	9月の執行済額	10月予定	11月予定
収	事業収益	30083913円	29695000円	30000000円
	固定資産売却代金			
	企業債			
	過年度未収金			
	一時借入金		20000000	
	預り金	2520167	2530000	2500000
	他会計繰入金			
	前払金戻入			
	期間外収益			
	予納金	160000	315000	300000
入	仮受金			
	合計	32764080	52540000	32800000

区分	科 目	9月の執行済額	10月予定	11月予定
支	事業費用	22,178,641円	19,424,360円	20,000,000円
	建設改良費	454,750	833,000	2,000,000
	企業債償還金			
	貯蔵品購入費	12,214,021	10,836,000	11,536,000
	過年度未払金	7,211,132	8,260,824	12,308,000
	一時借入金返還			
	預り金還付	2,480,663	2,507,000	2,500,000
	前払金		142,800	100,000
	期間外費用			
	予納金還付	270,000	335,000	300,000
出	仮受金還付			
差引	合 計	44,909,207	49,885,984	48,744,000
	収 支 差 引	△12,145,127	2,704,016	△15,944,000
	前年度又は前月より繰越	36,312,234	24,167,107	26,871,123
	翌年度又は翌月へ繰越	24,167,107	26,871,123	10,927,123

- 議長（松尾千代一君） 本報告についてご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にご意見ないものと認め、監査報告第31号、第32号、第33号の報告を終わります。

- 議長（松尾千代一君） 日程第5「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

専決第4号

昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第5号）

昭和47年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ7,633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ6,164,710千円とする。

2 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

昭和47年11月14日専決

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支出金		774,519	7,633	782,152
	3 府委託金	21,511	7,633	29,144
歳入合計		6,133,077	7,633	6,160,710

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		908,425	7,633	916,058
	4 選挙費	17,469	7,633	25,102
歳出合計		6,153,077	7,633	6,160,710

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑩ 府支出金	千円 774,519	千円 7,688	千円 782,152		千円	円
⑧ 府委託金	21,511	7,688	29,144			
1 総務費 府委託金	21,329	7,688	28,962	4 選挙費委託金	7,688	衆議院議員総選挙委託金 7,588,000
歳入合計	615,307.7	7,688	616,070			衆議院議員総選挙推進委託金 1,000,000

2. 歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特定財源	一般財源	区分	金額			
				国府支出金	地方債	その他				円
② 総務費	千円 908,425	千円 7,633	千円 916,058	千円 7,633	千円 7,633	千円	千円			
(4) 選挙費	1,749	7,633	251,02	7,633	7,633					
5 衆議院議員 総選挙費								L 報 酬	投票管理者報酬 96,000 開票管理者報酬 2,000 投票立会人報酬 216,000 開票立会人報酬 15,000	
								B 職員手当	投票事務従事者手当 1,664,000 開票事務従事者手当 130,000 時間外勤務手当 1,020,000	2,814

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				特定財源						
				国 支 出 金	地 方 債	其 他	一 般 財 源			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	8	千円 1,339	円 入場券作成報償金 296,000 投票管理者報償金 216,000 開票事務従事者報償金 70,000 委員特別報償金 50,000 管理職投票事務従事者報償 金 455,000 公報配布報償金 232,000 投票所労働者報償金 20,000	
							9	16	府内旅費	
							11	2,065	○消耗品費 1,555,000	

ポスター掲示場設置費	1,220,000								
ポスター掲示場謝礼品代	96,000								
投票立会人記念品代	144,000								
文具等消耗器材費	50,000								
○燃料費	50,000								
投票所暖房用燃料費	15,000								
湯沸用燃料費	15,000								
啓蒙用自動車燃料費	20,000								
○食糧費	265,000								
選挙及会議随									
○印刷製本費	185,000								
入場券及封筒等印刷費									
○修繕料	10,000								
自動車修理費									

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				国府支出金	地方債	特定財源	一般財源			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	
							12 役務費	559	臨時電話設置料 10,000	
									臨時電話使用料 1,632	
									郵便料(入場券等郵送料) 5,900	
									クリーニング代 2,000	
							13 委託料	28	電話管理委託料	
							14 使用料 及賃借料	468	投票所借上料 3,800	
									投票所電話借上料 960	
									器具借上料 5,000	
									自動車借上料 10,800	
									道路通行料 2,000	
									飛行機借上料 5,000	

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。
- 総務部理事（庄司清君） ただいまご上程いただきました報告第12号、昭和47年度一般会計補正予算第5号を去る11月14日、専決処分させていただきました理由並びにその内容をご説明申し上げたいと存じます。

専決処分させていただきました理由でございますが、すでにご承知の通り、衆議院は去る11月13日解散し、同月20日選挙の告示があり、12月10日選挙の執行とということに相なりました。今回の補正予算は、この衆議院の選挙費でございます。

予算書第1条でございますように、763万3千円を選挙費として追加いたしまして、補正後の一般会計の歳出歳入予算は、61億6,071万円としたものでございます。

内容につきましては、20ページでございます事項別明細書の通り、投開票に必要な管理者等の報酬及び職員手当等をはじめ、選挙執行に要する物件費でございます。

この補正予算の財源につきましては、全額、府の選挙委託金を充当いたしました。

簡単でございますが、補正予算第5号の専決の報告といたします。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

- 議長（松尾千代一君） 日程第6「昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第2号

昭和46年度大阪府和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法第283条第3項の規定により、昭和46年度大阪府和泉市一般会計および特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

認定第2号参考資料

(Ⅰ) 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

(決算)

第233条 (第1項および第2項略)

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあたっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならない。

(第5項略)

(Ⅱ) 地方自治法施行令(昭和22年令第16号)抜粋

(決算)

第166条 普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調製しなければならない。

- 2 地方自治法第233条第1項及び第4項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

(第3項略)

昭和46年度和泉市決算書

一 般 会 計

歳

入

昭和46年度 大阪府和泉

歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1.市 税		1,272,887,000	1,379,111,343
	1.市 民 税	466,953,000	528,554,446
	2.固 定 資 産 税	482,104,000	508,898,763
	3.軽 自 動 車 税	25,184,000	29,585,211
	4.市 煙 草 消 費 税	139,158,000	139,490,070
	5.電 気 ガ ス 税	96,253,000	98,010,870
	6.木 材 引 取 税	309,000	136,560
	7.都 市 計 画 税	62,926,000	74,435,423
2.自動車取得税交付金		49,521,000	48,047,000
	1.自動車取得税交付金	49,521,000	48,047,000
3.国 有 提 供 施 設 等 所在市町村助成交付金		8,790,000	8,811,000
	1.国 有 提 供 施 設 等 所在市町村助成交付金	8,790,000	8,811,000
4.地 方 交 付 税		956,000,000	955,873,000
	1.地 方 交 付 税	956,000,000	955,873,000
5.交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金		3,675,000	3,675,000
	1.交 通 安 全 对 策 特 别 交 付 金	3,675,000	3,675,000
6.分 担 金 及 負 担 金		209,262,000	185,028,477

市一般会計歳入歳出決算書

△印は減

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 額 と 収 入 済 額 の 比 較
1,288,691,390	8,048,557	82,371,396	15,804,390
482,690,029	5,848,417	40,016,000	15,737,029
477,232,120	1,823,919	29,842,724	△ 4,871,880
272,691,400	196,220	2,119,851	2,085,140
139,490,070	0	0	332,070
98,010,870	0	0	1,757,870
49,560	0	87,000	△ 259,440
639,496,011	180,001	10,805,821	1,023,601
48,047,000	0	0	△ 1,474,000
48,047,000	0	0	△ 1,474,000
8,811,000	0	0	21,000
8,811,000	0	0	21,000
955,873,000	0	0	△ 127,000
955,873,000	0	0	△ 127,000
3,675,000	0	0	0
3,675,000	0	0	0
185,028,477	0	0	△ 24,233,523

款	項	予 算 現 額	調 定 額
	1.負 担 金	201,379,000	177,155,377
	2.分 担 金	7,883,000	7,873,100
7.使用料及手数料		44,583,000	43,372,597
	1.使 用 料	35,115,000	32,975,097
	2.手 数 料	9,418,000	10,397,500
8.国庫支出金		1,686,200,000	1,122,431,244
	1.国庫負担金	294,988,000	300,761,000
	2.国庫補助金	1,382,915,000	813,290,971
	3.国庫委託金	8,297,000	8,379,273
9.府支出金		1,103,161,000	637,054,644
	1.府負担金	1,159,600	12,687,817
	2.府補助金	1,061,197,000	593,093,598
	3.府委託金	29,997,000	30,723,929
	4.府交付金	371,000	549,300
10.財産収入		191,834,000	163,176,194
	1.財産運用収入	2,529,000	51,953,9
	2.財産売却収入	189,305,000	162,656,655
11.寄附金		101,211,000	62,187,937
	1.寄附金	101,211,000	62,187,937

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 額 と 収 入 済 額 の 比 較
177,155,377	0	0	△ 24,228,623
7,873,100	0	0	△ 9,900
43,336,197	0	36,400	△ 1,196,803
32,938,697	0	36,400	△ 2,176,303
10,397,500	0	0	979,500
815,123,244	0	307,308,000	△ 871,076,756
300,761,000	0	0	5,773,000
505,982,971	0	307,308,000	△ 876,932,029
8,379,273	0	0	82,273
189,169,644	0	447,885,000	△ 913,991,356
12,687,817	0	0	1,091,817
145,208,598	0	447,885,000	△ 915,988,402
30,723,929	0	0	726,929
549,300	0	0	178,300
163,176,194	0	0	△ 28,657,806
519,539	0	0	△ 2,009,461
162,656,655	0	0	△ 26,648,345
62,187,937	0	0	△ 39,023,063
62,187,937	0	0	△ 39,023,063

出 歳

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
	3.墓地火葬場費	149,268,000	142,073,671
	4.上水道費	34,220,000	34,220,000
5.労働費		51,874,000	51,202,335
	1.失業対策費	51,874,000	51,202,335
6.農林水産業費		88,498,000	87,764,436
	1.農業費	88,180,000	87,475,966
	2.林業費	318,000	288,470
7.商工費		33,751,000	32,399,384
	1.商工費	33,751,000	32,399,384
8.土木費		359,460,700	1,225,802,710
	1.土木総務費	60,956,000	60,359,654
	2.道路橋梁費	334,291,000	2,730,911,888
	3.河川及水路費	49,300,000	45,826,117
	4.都市計画費	95,227,100	412,849,724
	5.住宅費	2,197,789,000	433,676,027
9.消防費		406,769,000	294,023,487
	1.消防費	406,769,000	294,023,487
10.教育費		1,293,857,000	1,280,967,522
	1.教育総務費	98,942,000	92,673,410

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額 と の 支 出 比 較
	7,194,329	7,194,329
	0	0
	6,716,665	6,716,665
	6,716,665	6,716,665
	7,335,664	7,335,664
	7,040,334	7,040,334
	2,953,000	2,953,000
	1,351,616	1,351,616
	1,351,616	1,351,616
854,596,000	1,514,208,290	2,368,804,290
	596,346	596,346
59,596,000	1,603,812	6,119,812
	3,473,883	3,473,883
	539,421,276	539,421,276
795,000,000	969,112,973	1,764,112,973
111,621,000	1,124,513	1,127,455,13
111,621,000	1,124,513	1,127,455,13
	1,288,947.8	1,288,947.8
	6,268,590	6,268,590

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額
	2.小 学 校 費	5 3 7.1 5 7.0 0 0	5 3 6.5 2 8.5 5 2
	3.中 学 校 費	5 5 3.1 4 5.0 0 0	5 5 0.8 6 1.7 8 0
	4.幼 稚 園 費	6 8.1 2 0.0 0 0	6 7.6 6 3.1 4 1
	5.社 会 教 育 費	3 0.1 2 2.0 0 0	2 7.0 9 7.4 9 5
	6.保 健 体 育 費	6, 3 7 1.0 0 0	6, 1 4 3.1 4 4
11.公 債 費		2 7 3.1 1 1.0 0 0	2 6 0.2 5 5.7 8 9
	1.公 債 費	2 7 3.1 1 1.0 0 0	2 6 0.2 5 5.7 8 9
12.災 害 復 旧 費		6 7.8 0 6.0 0 0	6 7.5 8 7.7 5 1
	1.農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	5 8 1.0 0 0	5 3 0.6 4 1
	2.土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1 9.1 2 4.0 0 0	1 8.9 6 6.4 4 0
	3.文 教 施 設 災 害 復 旧 費	4 8.1 0 1.0 0 0	4 8.0 9 0.6 7 0
13.予 備 費		4 1.0 0 0	0
	1.予 備 費	4 1.0 0 0	0
14.諸 支 出 費		7 3.2 2 1.0 0 0	7 3.2 2 1.0 0 0
	1.諸 支 出 金	4 8.2 2 1.0 0 0	4 8.2 2 1.0 0 0
	2.公 営 企 業 貸 付 金	2 5.0 0 0.0 0 0	2 5.0 0 0.0 0 0
歳 出 合 計		8.1 6 3.4 1 2.0 0 0	5.3 8 1.4 1 7.7 4 2

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額 と の 支 出 比 較
	6 2 8 . 4 4 8	6 2 8 . 4 4 8
	2, 2 8 3 . 2 2 0	2, 2 8 3 . 2 2 0
	4 5 6 . 8 5 9	4 5 6 . 8 5 9
	3, 0 2 4 . 5 0 5	3, 0 2 4 . 5 0 5
	2 2 7 . 8 5 6	2 2 7 . 8 5 6
	1 2, 8 5 5 . 2 1 1	1 2, 8 5 5 . 2 1 1
	1 2, 8 5 5 . 2 1 1	1 2, 8 5 5 . 2 1 1
	2 1 8 . 2 4 9	2 1 8 . 2 4 9
	5 0, 8 5 9	5 0, 8 9 5
	1 5 7 . 5 6 0	1 5 7 . 5 6 0
	1 0, 3 3 0	1 0, 3 3 0
	4 1, 0 0 0	4 1, 0 0 0
	4 1, 0 0 0	4 1, 0 0 0
	0	0
	0	0
	0	0
1, 2 0 4, 2 6 8, 0 0 0	1, 5 7 7, 7 2 6, 2 5 8	2, 7 8 1, 9 9 4, 2 5 8

歳入歳出差引残額	222,262,946
翌年度に繰越すべき財源	171,958,000
純繰越	50,304,946

昭和47年 月 日

大阪府和泉市長 藤木秀夫

国民健康保険事業特別会計

昭和46年度 大阪府和泉市国民健

歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1.国民健康保険料		201,662,000	236,864,184
	1.国民健康保険料	201,662,000	236,864,184
2.一部負担金		10,000	0
	1.一部負担金	10,000	0
3.使用料及手数料		21,000	18,060
	1.手 数 料	21,000	18,060
4.国庫支出金		358,603,000	335,458,000
	1.国庫負担金	327,294,000	305,708,000
	2.国庫補助金	31,309,000	29,750,000
5.府支出金		8,017,000	9,263,066
	1.府補助金	8,017,000	9,263,066
6.諸 収 入		2,010,000	3,598,874
	1.延滞金及過料	60,000	4,940
	2.預 金 利 子	1,800,000	2,343,923
	3.雑 入	150,000	1,250,011
7.繰 越 金		55,795,000	57,082,621
	1.繰 越 金	55,795,000	57,082,621
歳 入 合 計		626,118,000	642,284,805

康保険事業特別会計歳入歳出決算書

△印は減

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 額 と 収 入 済 額 の 比 較
195,799,010	0	41,065,174	△ 5,862,990
195,799,010	0	41,065,174	△ 5,862,990
0	0	0	△ 10,000
0	0	0	△ 10,000
18,060	0	0	△ 2,940
18,060	0	0	△ 2,940
335,458,000	0	0	△ 23,145,000
305,708,000	0	0	△ 21,586,000
29,750,000	0	0	△ 1,559,000
9,263,066	0	0	1,246,066
9,263,066	0	0	1,246,066
3,598,874	0	0	1,588,874
4,940	0	0	△ 55,060
2,343,923	0	0	543,923
1,250,011	0	0	1,100,011
57,082,621	0	0	1,287,621
57,082,621	0	0	1,287,621
601,219,631	0	41,065,174	△ 24,898,369

歲 出

款	項	予 算 現 額	支 出 濟 額
1. 總 務 費		5 2 0 6 1 0 0 0	5 1 9 1 2 8 0 8
	1. 總 務 管 理 費	1 3 3 4 3 0 0 0	1 3 3 3 2 2 0 8
	2. 徵 收 費	3 7 9 8 6 0 0 0	3 7 9 6 4 1 5 5
	3. 運 營 協 議 會 費	4 2 0 0 0 0	3 2 6 5 6 0
	4. 趣 旨 普 及 費	3 1 2 0 0 0	2 8 9 3 8 0
2. 保 險 給 付 費		5 6 4 3 1 0 0 0 0	5 1 8 8 3 2 5 0 2
	1. 療 養 諸 費	5 5 5 6 1 0 0 0 0	5 1 1 0 0 6 5 0 2
	2. 助 產 諸 費	8 0 0 0 0 0 0	7 4 2 0 0 0 0
	3. 葬 祭 諸 費	7 0 0 0 0 0	4 0 6 0 0 0
3. 保 險 施 設 費		3 1 0 0 0 0	2 3 5 2 2 5
	1. 保 險 施 設 費	3 1 0 0 0 0	2 3 5 2 2 5
4. 公 債 費		4 3 2 0 0 0	0
	1. 一 般 公 債 費	4 3 2 0 0 0	0
5. 諸 支 出 金		8 8 4 0 0 0 0	8 4 7 8 8 2 1
	1. 償 還 金 及 還 付 加 算 金	8 8 4 0 0 0 0	8 4 7 8 8 2 1
6. 予 備 費		1 6 5 0 0 0	0
	1. 予 備 費	1 6 5 0 0 0	0
歲 出 合 計		6 2 6 1 1 8 0 0 0	5 7 9 4 5 8 8 5 1

翌年度繰越額	不 用 額	予 算 額 と の 支 出 比 較
	1,48,697	148,697
	10,792	10,792
	21,845	21,845
	93,440	93,440
	22,620	22,620
	45,477,498	45,477,498
	44,603,498	44,603,498
	580,000	580,000
	294,000	294,000
	74,775	74,775
	74,775	74,775
	432,000	432,000
	432,000	432,000
	361,179	361,179
	361,179	361,179
	165,000	165,000
	165,000	165,000
	46,659,149	46,659,149

歳入歳出差引残額 21,760,780円

昭和47年 月 日

大阪府和泉市長 藤木秀夫

土地区画整理事業特別会計

昭和46年度 大阪府和泉市土地区

歳入

款	項	予算現額	調定額
1.国庫支出金		72,083,000	0
	1.国庫負担金	72,083,000	0
2.諸収入		0	239
	1.預金利息	0	239
歳入合計		72,083,000	239

歳出

款	項	予算現額	調定額
1.土地区画整理費		60,542,000	0
	1.土地区画整理費	60,542,000	0
2.繰上充用金		11,541,000	11,540,464
	1.繰上充用金	11,541,000	11,540,464
歳出合計		72,083,000	11,540,464

歳入歳出差引歳入不足額

このため翌年度歳入繰上充用金

昭和47年 月 日

面整理事業特別会計歳入歳出決算書

△印は減

収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算額との比較
0	0	0	△ 72,083,000
0	0	0	△ 72,083,000
239	0	0	239
239	0	0	239
239	0	0	△ 72,082,761

翌年度繰越額	不用額	予算額との比較
	60,542,000	60,542,000
	60,542,000	60,542,000
	536	536
	536	536
	60,542,536	60,542,536

1,154,022.5円

1,154,022.5円

大阪府和泉市長 藤木秀夫

1000

1000

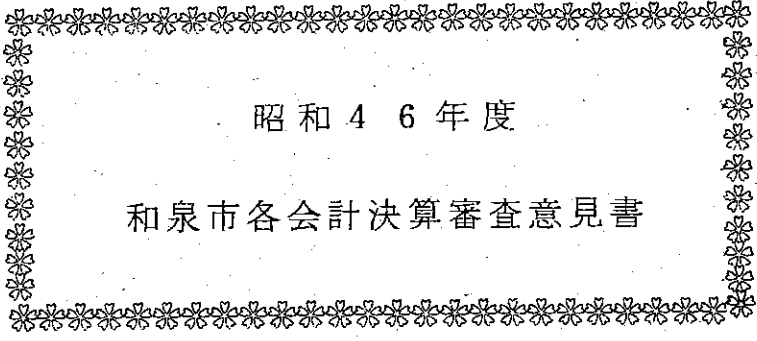
1000

1000

1000

1000

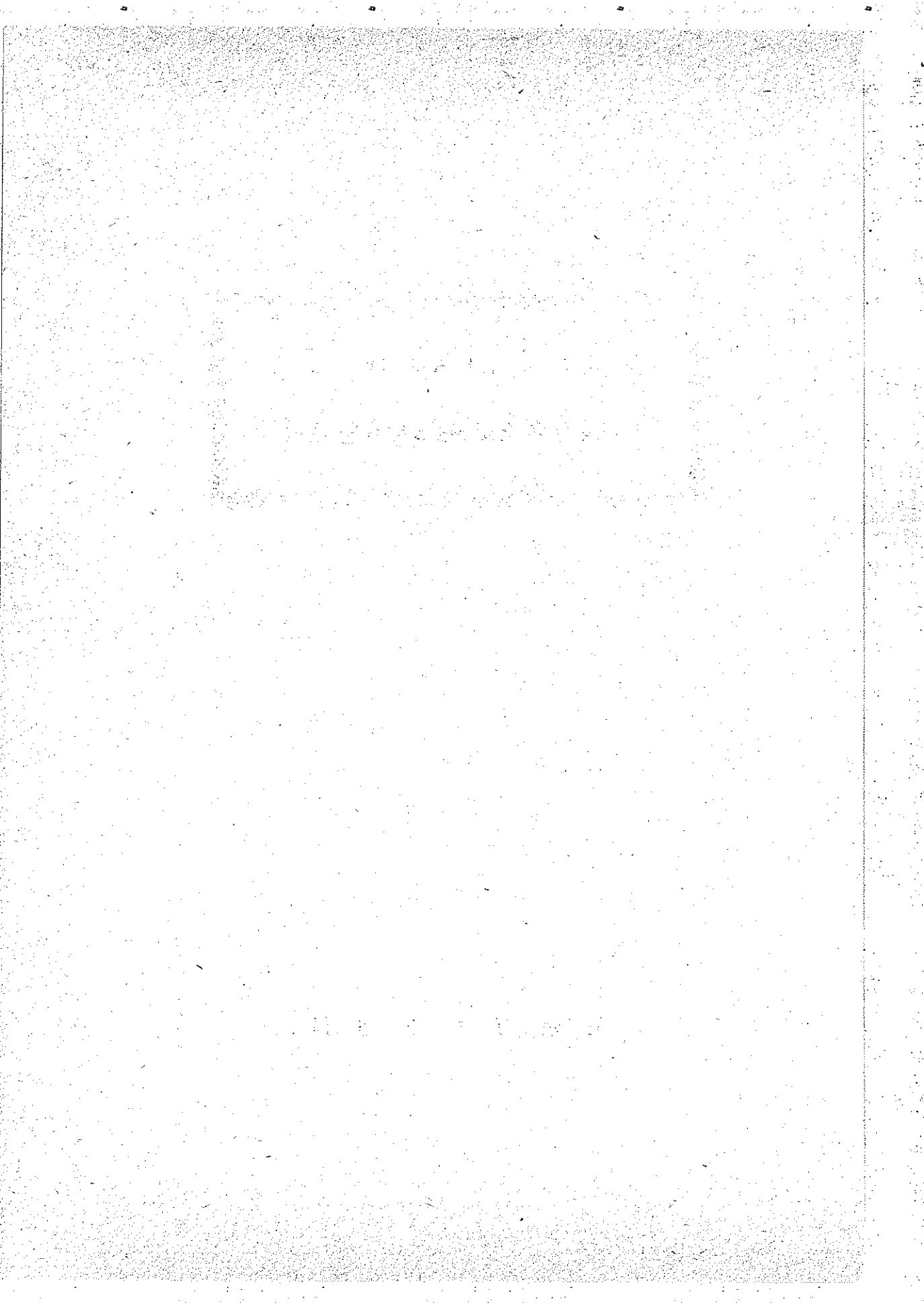
1000

A decorative border consisting of a repeating floral pattern, likely a stylized cherry blossom or similar flower, arranged in a rectangular frame around the central text.

昭和 4 6 年度

和泉市各会計決算審査意見書

和泉市監査委員



和泉監 第 37 号

昭和 47 年 12 月 5 日

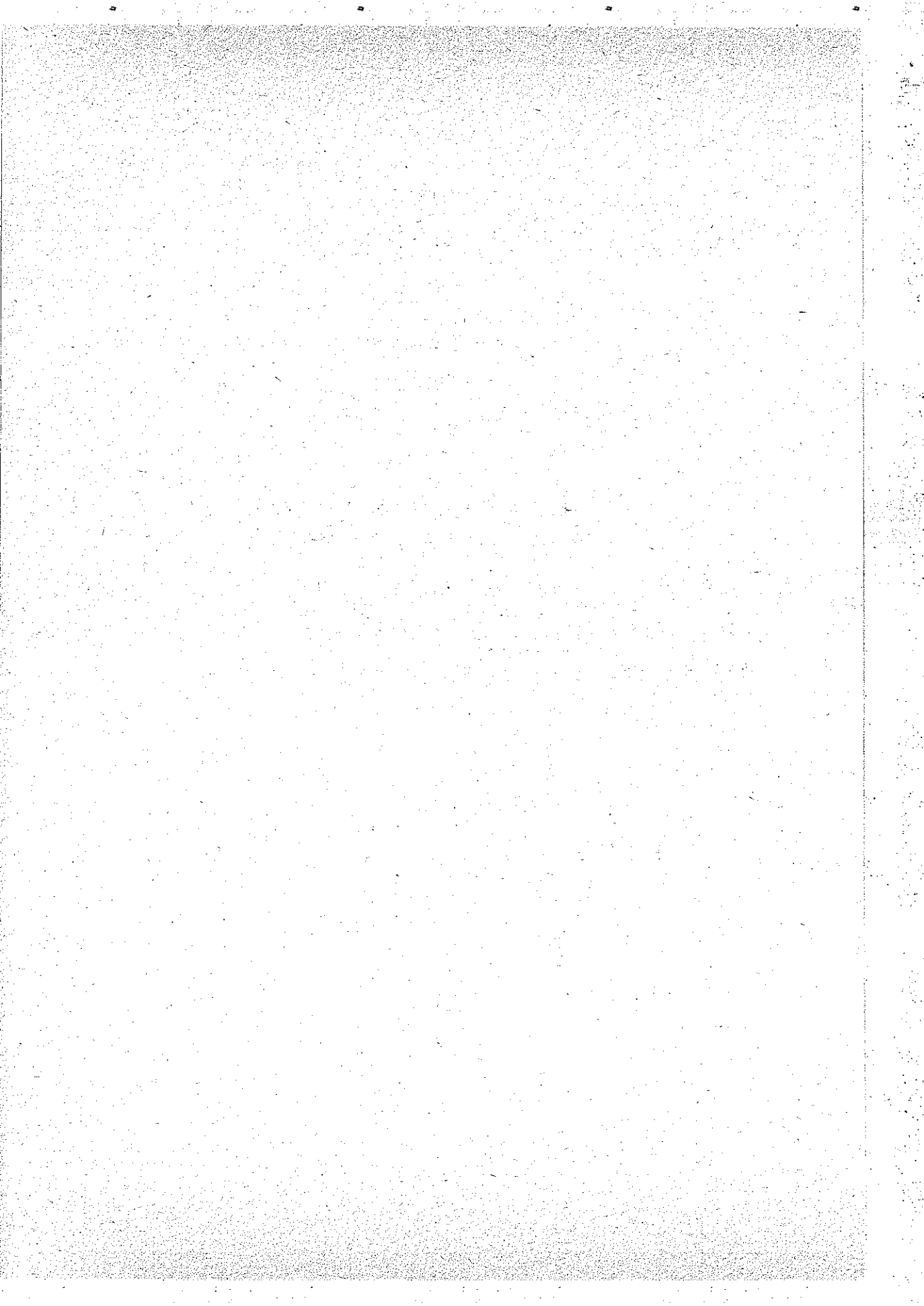
和泉市長 藤 木 秀 夫 殿

和泉市監査委員 堀 田 徳 治

和泉市監査委員 山 田 清 二

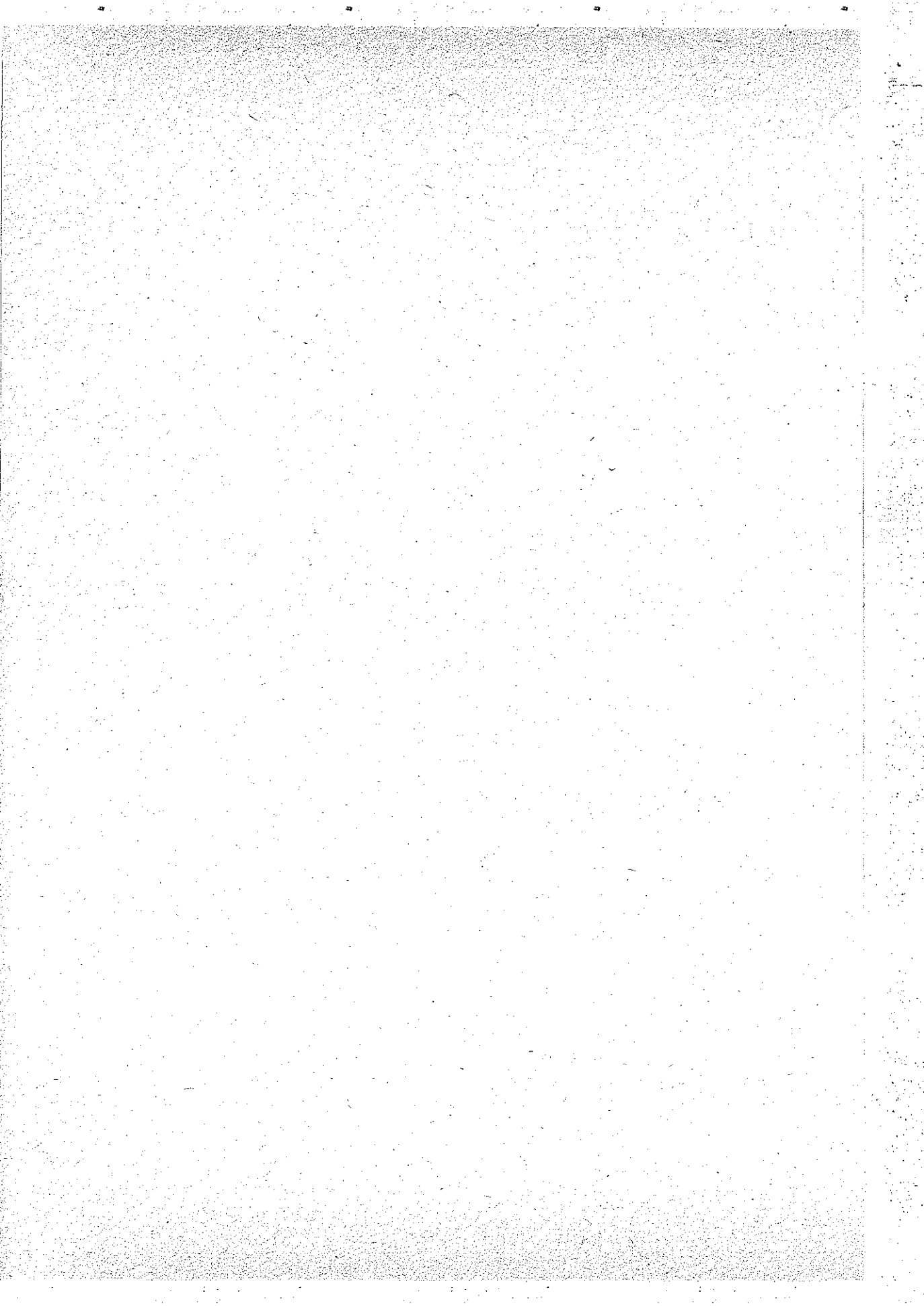
昭和 46 年度和泉市決算審査意見

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づき審査に付された昭和 46 年度本市一般会計並びに特別会計の決算、及び基金の運用状況に関する意見を別紙のとおり提出する。



目 次

決算審査意見	1
決算審査概要	5
1. 総括	5
2. 一般会計	9
(1) 歳入	9
(2) 歳出	19
3. 特別会計	28
(1) 国民健康保険事業会計	28
(2) 土地区画整理事業会計	34
4. 基金の運用状況	34



審 査 意 見

1. 審査の対象

審査の対象は次のとおりである。

昭和46年度 和泉市一般会計

“ “ 国民健康保険事業特別会計

“ “ 土地区画整理事業特別会計

- (1) 以上各会計の歳入・歳出決算書
- (2) “ 歳入・歳出事項別明細書
- (3) “ 実質収支に関する調書
- (4) “ 財産に関する調書
- (5) 昭和46年度和泉市用品調達基金の運用状況
- (6) “ 同和更生資金貸付基金の運用状況
- (7) “ 財政調整基金の運用状況
- (8) “ 土地開発基金の運用状況

2. 審査の期間

昭和47年11月21日から昭和47年11月30日まで

3. 計数の正否

市長から提出された以上の諸書類は地方自治法及び関係法規に準じて調製されており、その計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合の結果それぞれ符合して誤りのない事を確認した。

尚、本年度に於ける各会計別決算状況は、次のとおりである

各会計別決算額

(単位千円)

会計別	歳入	歳出	翌年度へ繰越すべき財源	差引	残額、不足額の措置
一般会計	5,603,681	5,381,418	171,958	50,305	翌年度へ繰越
国民健康保険事業	601,220	579,459	0	21,761	〃
土地区画整理事業	0	11,540	0	△ 11,540	翌年度歳入を繰上充用
合計	6,204,901	5,972,417	171,958	60,526	

予算に対する執行率

(単位千円)

会計別	予算額	歳入		歳出	
		決算額	執行率	決算額	執行率
一般会計	8,163,412	5,603,681	68.6%	5,381,418	65.9%
国民健康保険事業	626,118	601,220	96.0	579,459	92.5
土地区画整理事業	72,083	0	0	11,540	16.0
合計	8,861,613	6,204,901	70.0	5,972,417	67.3

決算規模の前年対比

(単位千円)

会計別	歳入決算額			歳出決算額		
	46年度	45年度	増減	46年度	45年度	増減
一般会計	5,603,681	3,586,952	2,016,729	5,381,418	3,513,613	1,867,805
国民健康保険事業	601,220	561,871	39,349	579,459	504,788	74,671
土地区画整理事業	0	1	△ 1	11,540	11,542	△ 2
同和更生貸付資金		11,022	△ 11,022		10,858	△ 10,858
合計	6,204,901	4,159,846	2,045,055	5,972,417	4,040,801	1,931,616

上記の表に見るとおり、一般会計では50,305千円の歳計残額を見たとは
いうものの、内容的には必ずしも楽観できるものではない。例えば、歳入面
では自主財源の根幹である市税収納額が1,288,691千円と前年度1,047,820千円に
比較して23.0%と順調な伸張を示しているものの歳出面で義務的経費中の人件費か給与の
引き上げ、職員の補充等に伴ない前年度846,903千円(うち職員給
678,939千円)に対し本年度1,207,258千円(うち職員分906,700
千円)、70.1%(職員分74.8%)と大幅な増加を示したことにより人件費
が市税収納額にほぼ匹敵する額に達した。

又、歳入・歳出の各決算額も前年度と比較して20億円前後の大幅な増加を
示しているが、これらの6割強が普通建設事業の執行によるものである。しか
しながら市税・交付税等一般財源のほとんどを義務的経費にあてている本市に
あっては、建設事業執行に伴なう財源を、いきおい国・府補助金及び市債等の
特定財源にたよっている。

すなわち、普通建設事業費の本年度財源内訳は特定財源2,112,222千円
(84.6%)一般財源385,706千円(15.4%)である。

これら特定財源中市債は1,279,775千円となっているが市債については
長期的な債務として、将来の財政に悪影響を及ぼすものであり、財政の硬直化
を進展させるものとして慎重な取扱いを必要とするものである。

このように一般会計における本市の財政状況は義務的経費の膨張、建設事業
量の大幅増加、それを裏付ける財源の依存化により、著しく困難な状況に
置かれているといわざるをえない。

又、国民健康保険事業会計においても、医療費の値上げによる歳出の増加、
保険料の滞納に伴なう歳入の頭うちにより、前年度にひきつづいて2年連続の
赤字となっている。

これにより、前々年度において63,458千円の歳計残額を見ていたものが、本年度は21,761千円と大幅な減少となっている。

さらに来年度以降においても予想される医療費の値上げ、又、老人医療費の無償化に伴う経費の増加はさけられず、一般会計からの補填が必要な状態に追い込まれている。それに加えて、組合病院の分離に伴う病院事業の実施も当然一般会計からの補填を必要とするものである。

これら特別会計の赤字に伴う一般会計へのしわよせは、本市財政状況をより一層困難化させるものである。このような現状にある以上、有効適切な方法で対処する必要がある。無論、住民の福祉増進のための建設事業執行は必要不可欠のものである。

そこで、当然問題となってくるのは、義務的経費であろう。とくに、その中でも物件費・補助費等はとかく予算措置面でも安易にながれる傾向の強い経費である。これら経費について再検討し、無駄な支出を防ぎ、経費の節減に努力することが必要である。

さらに、歳入中の市税については、関係者の努力により順調な伸張を示しているとはいうものの、滞納繰越分については、比較的収納率が低い状況にある。これら滞納繰越分の徴収には、より一層の努力をはらい、不納欠損を極力なくすことと、同時に国民健康保険事業についても、保険料の滞納を極力防止するよう格段の努力を望むものである。

審 査 概 要

1. 総 括

市長から提出のあった昭和46年度和泉市決算は一般会計他2特別会計であるが、これら全会計を合算した決算総額及び前年度に対する比較は次のとおりである。

合計決算額の比較

(単位千円)

年度	歳入	歳出	執行率(%)		翌年度へ繰越すべき財源	歳計残
			歳入	歳出		
46	6,204,901	5,972,417	70.0	67.7	171,958	60,526
45	4,159,846	4,040,800	96.5	93.8	27,447	91,599
増減	2,045,055	1,931,617	△26.5	△26.1	144,511	△31,073

表に見るとおり、本年度決算は前年度のそれと比較して、歳入・歳出ともに約2,000,000千円の大幅な増加となっている。又、46年度のみ単年度収支は31,073千円の赤字となって表われている。

これを各会計別に見ると次表のとおりである。

会計別歳計残額の前年比較

(単位千円)

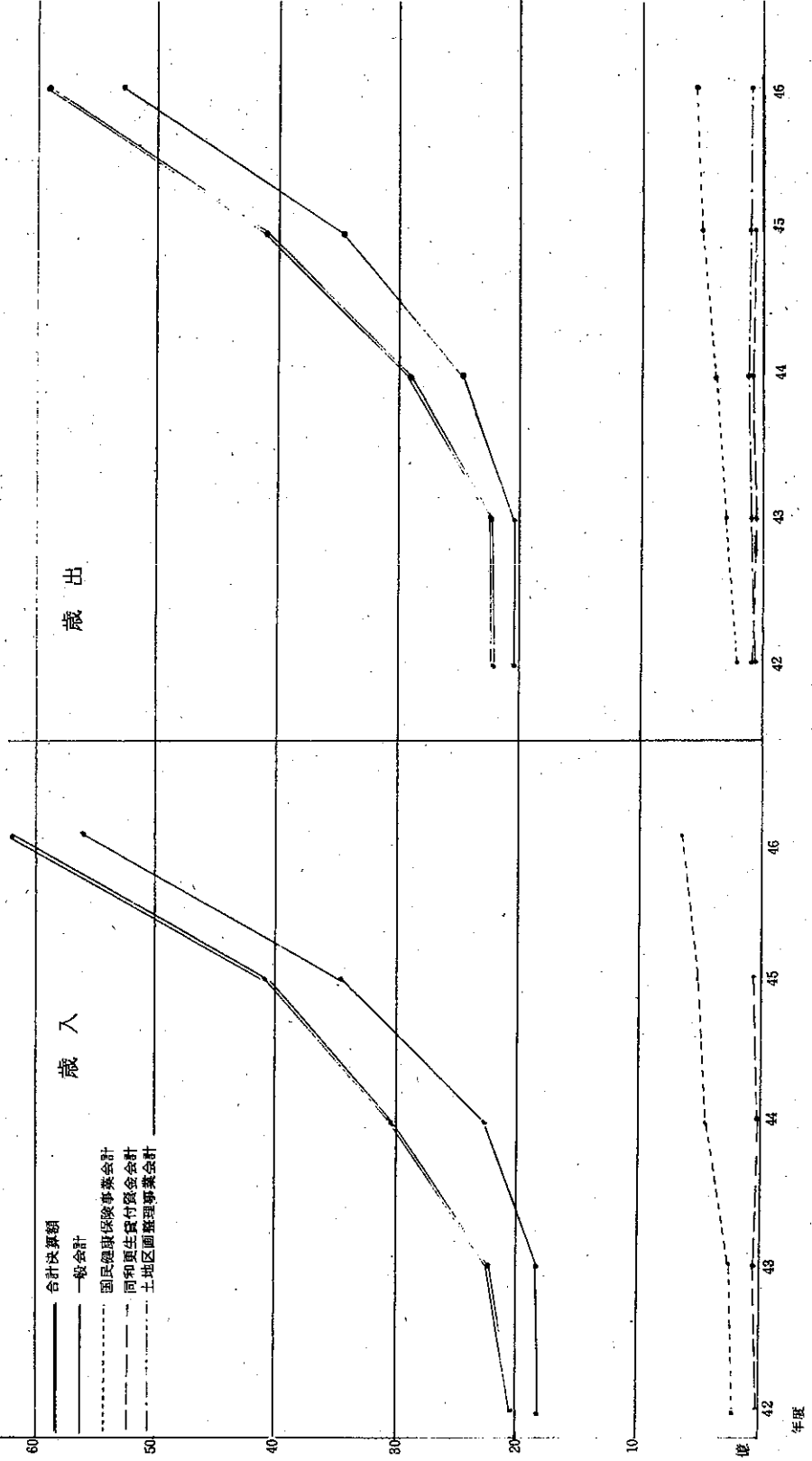
会計別	46年度	45年度	増減
一般会計	50,305	45,892	4,413
国民健康保険事業	21,761	57,083	△35,322
土地区画整理事業	△11,540	△11,541	1
同和更生貸付資金		164	△164
合計	60,526	91,599	△31,073

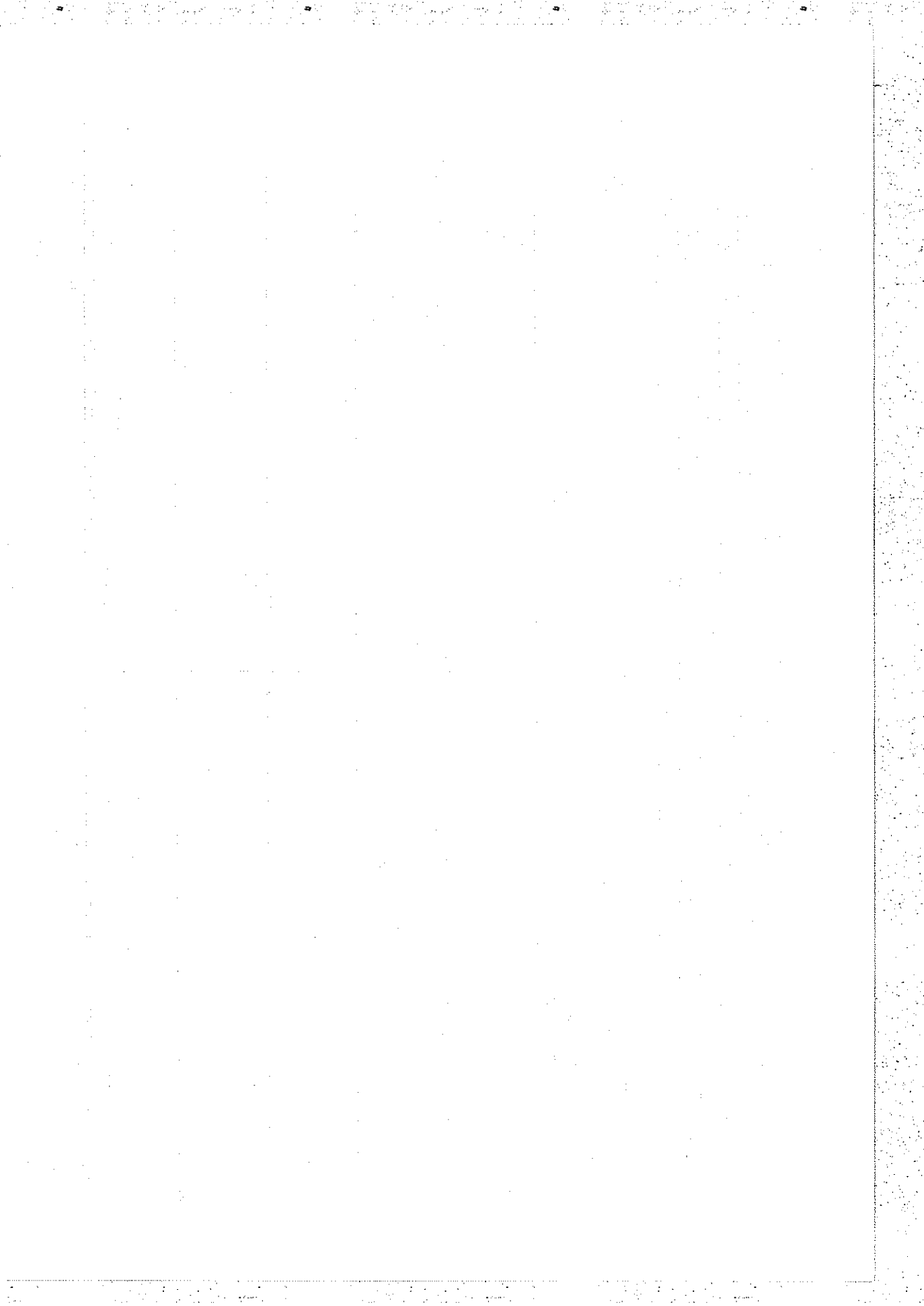
表に見るとおり、一般会計歳計残額は50,305千円と、前年度45,892千円に比較して4,413千円の増加となっているものの、国民健康保険事業特別会計は、本年度歳計残額21,761千円と、前年度57,083千円に比較して35,322千円の大幅な減少を示している。尚、同和更生資金特別会計は、本年度より廃止された。

一般会計並びに特別会計の総括決算規模のすう勢は、次に示す図表のとおりである。

单位千円

	42		43		44		45		46	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一般会計	1,850,957	2,064,972	1,884,810	2,010,474	2,594,230	2,566,285	3,586,952	3,513,613	5,603,681	5,381,418
国民健康保険事業	233,831	211,852	358,613	324,319	459,508	396,049	561,871	504,788	601,220	579,459
同和厚生貸付資金	9,385	9,232	10,286	10,278	9,377	9,375	11,022	10,858		
土地区画整理事業	881	8,078	14	11,228	3	11,401	1	11,542	0	11,540
計	2,095,053	2,294,134	2,253,723	2,356,299	3,063,118	2,983,110	4,159,846	4,040,800	6,204,901	5,972,417





2. 一般会計

一般会計の予算総額は、当初6,171,955,000円で、補正予算額1,850,024,000円と、繰越事業費繰越額141,433,000円を加え、予算現額8,163,412,000円で、当初予算額に対する増加率は32.2%となっている。予算現額に対する決算額は、

歳入 5,603,680,688円(68.6%)

歳出 5,381,417,742円(65.9%)

で、歳入・歳出差引額222,262,946円を翌年度へ繰越されている。このうち翌年度へ繰越すべき財源は、繰越明許費繰越額112,362,000円、事故繰越額59,596,000円が含まれているので、これを差引いた50,304,946円が実質収支額であり、前年同様黒字決算となっている。

決算額から見た46年歳入・歳出執行率及び前年度との比較は、次のとおりである。

(単位千円)

年度	予算額	決算額				翌年度へ繰越すべき財源	歳計残
		歳入	収入率	歳出	執行率		
46	8,163,412	5,603,681	68.6%	5,381,418	65.9%	17,1958	50,305
45	8,734,648	3,586,952	9.60	3,513,613	9.41	27,447	45,892
増減	4,428,764	2,016,729	△27.4	1,867,805	△25.2	14,4511	4,413

(1) 歳入

収入済額は5,603,680,688円で、予算現額に対する収入率は68.6%と極めて低調である。その内訳を各款別に見ると次表のとおりである。

款別予算収入率

(単位千円)

款別	予算額	収入済額	収入率	総額対比
市税	1,272,887	1,288,691	101.2%	22.9%
自動車取得税交付金	49,521	48,047	97.0	0.9
国有提供施設所在市町村助成交付金	8,790	8,811	100.2	0.2
地方交付税	956,000	955,873	99.9	17.1
交通安全対策特別交付金	3,675	3,675	100.0	0.1
分担金及び負担金	209,262	185,028	88.4	3.3
使用料及び手数料	44,533	43,336	97.3	0.8
国庫支出金	1,686,200	815,123	48.3	14.5
府支出金	1,103,161	189,170	17.1	3.4
財産収入	191,834	163,176	85.1	2.9
寄付金	101,211	62,188	61.4	1.1
繰入金	69,210	991	1.4	0
諸収入	474,688	482,510	101.6	8.6
市債	1,911,736	1,279,775	66.9	22.8
繰越金	73,339	73,339	100.0	1.3
地方譲与税	7,365	3,946	53.6	0.1
歳入合計	8,163,412	5,603,681	68.6	100.0

(イ) 執行率

上記のとおり予算現額に対する執行率は極めて低調な結果となっているが、この主な理由は予算現額中の57.7%を占める国庫補助金、府補助金及び市債の収入率が極端に低いことによるものである。

これは、当初予定していた改良住宅300戸の建設が、年次計画等の設定変更に伴ない150戸に縮小変更されたこと及び阪和東側1号線の執行が府補助基本額及び国鉄との折衝の関係上、工事築造に至らず一部用地買収に終わったことにより、上記において予定していた補助金等が予算に対して大幅な減収とな

ったものである。

(ロ) 前年対比

本年度収入済額を前年度と比較した場合 2,016,728 千円の大幅な増加であるが、その内訳は次表のとおりである。

(単位千円)

款 別	歳入決算額		増 減	
	46年度	45年度	額	比率
市 税	1,288,691	1,047,820	240,871	23.0%
自動車取得税交付金	48,047	48,888	△ 841	△ 1.7
国有提供施設所在市町村助成交付金	8,811	7,818	993	12.7
地方交付税	955,873	717,122	238,751	33.3
交通安全対策特別交付金	3,675	2,310	1,365	59.1
分担金及び負担金	185,028	148,244	36,784	24.8
使用料及び手数料	43,336	40,639	2,697	6.6
国庫支出金	815,123	433,273	381,850	88.1
府 支 出 金	189,170	166,660	22,510	13.5
財 産 収 入	163,176	104,031	59,145	56.9
寄 附 金	62,188	54,300	7,888	14.5
繰 入 金	991	31,014	△ 30,023	△ 96.8
諸 収 入	482,510	378,408	104,102	27.5
市 債	1,279,775	378,479	901,296	238.1
繰 越 金	73,339	27,945	45,394	162.4
地 方 譲 与 税	3,946		3,946	
歳 入 合 計	5,603,681	3,586,952	2,016,728	56.2

表に見るとおり行政水準の確保、向上のための財政需要の増加に伴ない、決算規模の伸張は著しいものがある。特に本市の場合、財政需要の増加に対応するため事業費用のほとんどを市債・国庫支出金等の特定財源に依存してい

るのが現状である。

本年度歳入増加額 2,016,728 千円中、市債増加額 901,296 千円、国庫支出金増加額 381,850 千円を合わせた額が 1,273,146 千円と、全体の 63.1% に及んでいる事がそれをよく現わしている。

特に市債の増加については、将来にわたって本市財政に与える影響を考慮するとき、慎重な配慮を必要とするところである。

(ハ) 財源別収入状況

財源別収入は次表のとおりである。

(単位千円)

科 目	年 度		4 6		4 5	
			決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比
自 主 財 源			2,299,259	40.9%	1,832,401	51.1%
市 税			1,288,691	22.9	1,047,820	29.2
分 担 金 及 び 負 担 金			185,028	3.3	148,244	4.1
使 用 料 及 び 手 数 料			43,336	0.8	40,639	1.1
財 産 収 入			163,176	2.9	104,031	2.9
寄 附 金			62,188	1.1	54,300	1.6
繰 入 金			991	0	31,014	0.9
繰 越 金			73,339	1.3	27,945	0.8
諸 収 入			482,510	8.6	378,408	10.5
依 存 財 源			3,304,420	59.1	1,754,550	48.9
自 動 車 取 得 税 交 付 金			48,047	0.9	48,888	1.4
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金			8,811	0.2	7,818	0.2
地 方 交 付 税			955,873	17.1	717,122	20.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			3,675	0.1	2,310	0.1
国 庫 支 出 金			815,123	14.5	433,273	12.1
府 支 出 金			189,170	3.4	166,660	4.5
市 債			1,279,775	22.8	378,479	10.6
地 方 譲 与 税			3,946	0.1		
合 計			5,603,681	100.0	3,586,952	100.0

表に見るとおり、本年度自主財源比率は40.9%と、依存財源比率を下廻った。又、本年度自主財源を前年度と比較すると、466,858千円(25.5%)の増加となって一応の伸張を示しているものの、歳入全体の増加率56.2%には、はるかに及ばず、逆に依存財源が前年度と比較して、1,549,870千円(88.3%)と大幅な増加を示している。これは特に市債、地方交付税、国庫支出金の増収によるところが大であるが、これら依存財源に比して、自主財源の根幹である市税収入に、依存財源ほどの大幅な伸張を望むことが不可能に近い現在、建設事業等の執行についても、慎重な配慮が必要であろう。

(二) 歳入の執行状況

第1款 市税

本年度市税収入状況は次のとおりである。

予 算 現 額	1,272,887,000円
調 定 額	1,379,111,343円
収 入 済 額	1,288,691,390円
不 納 欠 損 額	8,049,557円
収 入 未 済 額	82,371,396円

又、これを各項別にみると、

(単位千円)

項	予 算 額	調 定 額 (A)	不 納 欠 損 額	収 入 済 額 (B)	$\frac{B}{A} \times 100$
市 民 税	466953	528554	5848	482690	91.3%
固 定 資 産 税	482104	508899	1824	477232	93.8
軽 自 動 車 税	25184	29585	196	27269	92.2
市 民 税 消 費 税	139158	139490	0	139490	100.0
電 気 ガ ス 税	96253	98011	0	98011	100.0
木 材 引 取 税	309	137	0	50	36.5
都 市 計 画 税	62926	74435	180	63950	85.9
合 計	1272887	1379111	8049	1288691	93.4

市税収納額は、前年度1,047,820千円に比して、240,871千円(23.0%)と一応順調な伸張を示しているが、収納率は調定額に対して93.4%と前年度93.9%に比して0.5%の減少となっている。それにより、収入未済額も前年度63,500千円に比して、82,371千円と18,871千円の増加となっている。

又、不納欠損額も前年度4,276千円から8,049千円と、3,773千円の増加を示している。

これら不納欠損処分された内訳は、上記の表のとおりであるが、地方税法第15条の7の規定に基づくもの3件3,314千円、地方税法第18条の規定に基づくもの1,419件4,735千円となっている。尚、第18条の消滅時効の規定に基づく不納欠損については、最善を尽くし、欠損の減額に努められたい。

ともあれ、市税は自主財源の根幹として、市財政に及ぼす影響はきわめて大である。

今後の市政の発展と健全財政堅持という観点からも、その収入確保についてはより一層の努力を望むものである。

第2款 自動車取得税交付金

予算現額49,521千円に対し、調定額、収入済額ともに48,047千円で収納率97.0%となっている。

自動車取得税は、自動車取得する際に課する流通税であり、自動車の使用と道路整備との密接な受益関係にかんがみ、道路事業を円滑に実施し、地方道路の充実を目的として、市町村道路の延長及び面積を基準に附与される交付金である。

第3款 国有提供施設等所在市町村助成交付金

第4款 地方交付税

予算現額956,000千円に対して、調定額、収入済額ともに955,873千円で、収納率99.9%である。又、前年度収入済額717,122千円に比して238,751千円(33.3%)の増加となっている。

地方交付税は、地方財源保障制度の主体であり、国税である所得税・法人税・酒税の一定割合(本年度32%)をその総額とし、地方公共団体がひとしく合理的かつ妥当な水準で自主的にその事務を遂行し財産を管理するのに必要な経費(基準財政需要額)と、標準的な状態において徴収が見込まれる税収額(基準財政収入額)を算定し、収入が経費に不足する額を補てんしようとするものであり、本年度内訳は、普通交付税871,666千円、特別交付税84,027千円となっている。

第5款 交通安全対策特別交付金

第6款 分担金及び負担金

当初予算額74,539千円、補正予算額112,634千円、及び繰越事業費繰越財源充当額2,089千円を含めた予算現額は209,262千円で調定額収入済額はいずれも185,028千円で、収納率88.4%となっている。又、前年度収入済額148,244千円に比較して、36,784千円(24.8%)の増加である。

増加中の主なものは、土木費負担金で前年度の103,136千円に比して、本年度150,095千円と46,959千円の増収である。これは、光明池和田

線用地代負担金として114,800千円が収入されたことによるものであった。

第7款 使用料及び手数料

予算現額44,533千円、調定額43,373千円に対し収入済額43,336千円で36千円の収入未済額を出している。予算に対する収入率は97.3%、調定額に対する収入率99.9%となっている。又、収入済額を前年度と比較すると2,697千円(6.6%)の増収である。尚収入未済額の内容は、住宅使用料の未収にかかるものであった。

第8款 国庫支出金

予算現額1,686,200千円、調定額1,122,431千円に対して収入済額815,123千円で予算現額に対する収入率48.3%、調定額に対する収入率72.6%である。

又、前年度収入済額433,273千円に比して、381,850千円(88.1%)の大幅な増収となっているが、増収の主な理由は土木費改良住宅建設費補助金25,9810千円及び都市計画費補助金99,180千円である。しかし、予算現額の48.3%という低い収入率は改良住宅建設事業及び阪和東側1号線の補助金収入の減に伴うものである。

又、収入未済額89,7308千円の内訳は、改良住宅建設費297,708千円と児童福祉費補助金の9,600千円であるが、これらは事業の繰越にともなうものである。

第9款 府支出金

予算現額1,103,161千円、調定額637,055千円に対して収入済額

189,170千円で収入率は予算現額に対して17.2%、調定額に対して29.7%と極めて低調であった。本款は事業量の増加に伴ない、国庫支出金、市債とともに前年度予算額187,768千円に比して大幅な増加となっているが、国庫支出金と同様、事業の縮小変更及び執行の遅れにより、収入率は極端な低率を示している。

第10款 財産収入

予算現額191,834千円に対し、調定額、収入済額ともに163,176千円となっている。又、前年度収入済額に比して59,145千円(59.6%)の増収である。収入の内訳は、財産運用収入520千円、財産売払収入162,606千円となっている。

第11款 寄附金

第12款 繰入金

第13款 諸収入

予算現額474,688千円に対し、調定額、収入済額ともに482,510千円で収入率101.6%である。

又、前年度収入済額に比して104,102千円の増収となっている。これは前年度より事業繰越されていた北信太駅前線改良補助金148,995千円の収入によるものである。

第14款 市債

予算現額 1,911,736 千円、調定額 1,556,892 千円、収入済額 1,279,775 千円で 277,117 千円が収入未済である。又、前年度収入済額 378,479 千円に比して 901,296 千円（238.1%）の大幅な増加となっている。これは建設事業量の著しい増加に伴なり財源を一般財源の不足により市債の受入れによりまかなった結果であり、本市のごとく財政基盤のぜい弱な市にあっては、財政運営上必要なテクニックであるが、市債のように将来の財政運営上大きな影響を与えるものについては、その受入れに慎重な配慮が必要であることはいうまでもないことである。次表は市債についての前年度比較である。

（単位千円）

区 分	収 入 済 額		増 減 (△)	
	46年度	45年度	額	率
総務債	81,875	38,000	43,875	115.5%
民生債	91,800	108,050	△ 16,250	△ 15.0
衛生債	88,000	0	88,000	—
土木債	218,700	49,600	169,700	342.1
消防債	229,700	5,000	224,700	4,494.0
教育債	537,200	169,129	368,071	217.6
災害復旧債	3,2500	8,700	22,800	273.6
合 計	1,279,775	378,479	901,296	238.1

上記の表に見るとおり、民生債を除いた他の全てにおいて、前年度を上廻っているが、特に土木債、消防債、教育債において著しい増加が見られる。例えば、土木債では改良住宅建設事業債の 129,000 千円の受入れが目立っている。又、消防債では、消防庁舎建設事業債として 217,900 千円、教育債

では、各教育施設建設債の増加によるものが大部分を占めている。

ともあれ、行政水準の向上確保をはかるための建設事業量の増加は、必然的なものであるし、そのための財源確保は、行政担当者の最も苦慮するところであろう。その意味で、将来の財政運営に支障ないよう起債については万全の配慮を望むものである。

第15款 繰越金

第16款 地方譲与税

自動車重量譲与税は、自動車の増加に伴ない、道路整備や交通渋滞に対する対策等広範にわたり問題が発生している現状にかえりみ、交通政策上の所要の施策のための財源事情を勘案しつつ、必要最少限の負担を広く利用者に求める税制上の措置を講ずるという背景で46年度より新設された税であり、同税の $\frac{1}{4}$ に相当する額が地方道路財源に充当され、市町村の道路延長、面積を基準に譲渡される税である。

本年度予算現額7,365千円に対し、調定額、収入済額ともに3,946千円となっている。

(2) 歳出

歳出決算額5,381,418千円は予算現額8,163,412千円に対して65.9%執行率である。又、前年度決算額3,513,613千円に比して、1,867,805千円(53.2%)の大幅な増加を示している。各款別の執行状況は次のとおりである。

款別歳出予算執行状況

(単位千円)

科 目	予 算 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額
議 会 費	67,470	66,615	0	855
総 務 費	667,550	650,432	0	17,118
民 生 費	949,919	786,594	156,164	7,161
衛 生 費	594,938	504,552	81,887	8,499
労 働 費	51,874	51,202	0	672
農 林 水 産 業 費	88,498	87,764	0	734
商 工 費	33,751	32,399	0	1,352
土 木 費	3,594,607	1,225,803	854,596	1,514,208
消 防 費	406,769	294,023	111,621	1,125
教 育 費	1,293,857	1,280,968	0	12,889
公 債 費	273,111	260,256	0	12,855
諸 支 出 金	73,221	73,221	0	0
災 害 復 旧 費	67,806	67,588		218
予 備 費	41	0	0	41
合 計	8,163,412	5,381,418	1,204,268	1,577,726

予算に対する執行率65.9%は、前年度執行率94.1%に比して28.2%の減となっている。また翌年度繰越額1,204,268千円を含めた執行率は80.7%である。

翌年度繰越額の内訳は、次表のとおりである。

(単位千円)

区 分	款	項	事 業 名	金 額 千円
繰越明許費	民生費	児童福祉費	保育所建設事業	156,164
”	衛生費	保険衛生費	診療所建設事業	81,887
”	土木費	住宅費	改良住宅建設事業	795,000
事故繰越費	土木費	道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	59,596
繰越明許費	消防費	消防費	消防庁舎建設事業	111,621
合 計				1,204,268

(イ) 目的別経費の概況

前年度に対する支出額の増減を目的別に見れば、次表のとおりで土木費 641,520千円、教育費 511,167千円、総務費 222,087千円、衛生費 189,496千円、消防費 195,597千円の増加が目立っている。

款別支出の増減割合

(単位千円)

科 目	46年度	45年度	増 減 額	増減率(%)
議 会 費	66,615	60,249	6,366	10.6
総 務 費	650,432	428,345	222,087	51.8
民 生 費	786,594	703,648	82,946	11.8
衛 生 費	504,552	315,056	189,496	60.1
労 働 費	51,202	43,503	7,699	17.7
農 林 水 産 業 費	87,764	91,345	△ 3,581	△3.9
商 工 費	32,399	12,159	20,240	166.5
土 木 費	1,225,803	584,283	641,520	109.8
消 防 費	294,023	98,426	195,597	198.7
教 育 費	1,280,968	769,801	511,167	66.4
公 債 費	260,256	205,244	55,012	26.8
諸 支 出 金	73,221	149,199	△ 75,978	△50.9
災 害 復 旧 費	67,588	52,354	15,234	29.1
予 備 費	0	0	0	0
歳 出 合 計	5,381,418	3,513,613	1,867,805	53.2

第1款 議会費

支出済額 66,615千円で前年度支出済額 60,249千円に比して6,366千円(10.6%)の増加となっているが、これは主として職員給与費の増加によるものである。

第2款 総務費

支出済額 650,482千円は前年度に比して222,087千円(51.8%)の増加となっている。この主な理由は、総務管理費が職員給与費等の引き上げにより、前年度に比して132,890千円増加したこと、及び昭和45年度まで第3款民生費中に予算編成されていた、同和対策費(66,703千円)が、本年度より本款に組み替えされたことによるものである。

第3款 民生費

予算現額 949,919千円に対し、支出済額 786,594千円で執行率 82.8%、前年度支出済額 703,648千円に比して82,946千円(11.8%)の増加である。

又、保育所建設事業費として156,164千円が繰越明許費として翌年度へ繰越されているので、これを含めた執行率は99.2%となっている。

第4款 衛生費

支出済額 504,552千円は前年度支出済額 315,056千円に比して、189,496千円(60.1%)の大幅な増加を示している。この主な理由としては、保健衛生費の増加 60,269千円、及び墓地火葬場費の増加 95,024千円が上げられる。

尚、火葬場は総工費210,000千円(内本年度執行分134,227千円)で46年7月に竣工している。

又、診療所建設事業費として81,887千円が、翌年度へ繰越明許されている。

第5款 労働費

予算現額51,874千円、支出済額51,202千円で執行率98.7%とおおむね順調な執行状況である。又、前年度支出済額43,503千円に比して、7,699千円(17.7%)の増加を示している。

第6款 農林水産業費

予算現額88,498千円、支出済額87,764千円で執行率99.2%となっている。又、前年度支出済額91,435円に対し△3,581千円(△3.9%)の減少を示しているが、これは1項農業費、1目農業振興費中の農業振興事業補助金が前年度19,167千円から960千円と大幅に減少したことによるものである。

第7款 商工費

本年度支出済額32,399千円は前年度の12,159千円に比して20,240千円(166.5%)の大幅な増加となっているが、これは職員給与費の増加及び46年度に制度化された、本市単独融資あっせん制度に伴なり銀行預託金10,000千円の支出によるものである。

第8款 土木費

予算現額 3,594,607 千円は歳出予算総額 8,163,142 千円の 44.0% に相当し、予算規模膨張の要因となっている。又、支出済額は 1,225,803 千円で執行率 34.1% と極めて低調である。尚翌年度繰越額として、繰越明許費 795,000 千円、事故繰越 59,596 千円が繰越されているので、これらを含めた執行率は 58.2% となっている。

本年度決算状況を前年度と比較したものが次表である。

(単位千円)

	46年度	45年度	増減額	増減率(倍)
予算現額	3,594,607	682,719	2,911,888	4.3
支出済額	1,225,803	584,283	641,520	1.1
翌年度繰越額	854,596	83,502	781,094	9.4
不用額	1,514,208	14,934	1,499,095	100.4

表のとおり、全てにおいて前年度を大幅に上廻っているが増加中の多くは、同和対策事業の執行に伴うものである。又、支出済額も 2 倍以上に増加しているが、増加中の主なものは改良住宅用地代の 390,120 千円である。

尚、翌年度繰越額 864,596 千円の内訳は、改良住宅建設にかかる繰越明許 795,000 千円、道路橋梁新設改良費の事故繰越 59,596 千円となっている。又、不用額 1,514,208 千円についても、土木費予算現額の実に 41.8% に相当するものであるが、その主な内訳は阪和東側 1 号線にかかる 507,913 千円及び改良住宅建設費の 965,036 千円である。

このように予算全体の不用額 1,577,726 千円の実に 95.9% に相当する金額が、本款の不用額で占められている。

第 9 款 消防費

予算現額406,769千円、支出済額294,023千円、執行率72.3%で前年度に比して195,597千円(198.7%)の大幅な増加となっている。この主な理由は、消防庁舎建設のための用地購入費164,817千円の支出によるものである。

尚、庁舎建設工事費として111,621千円が、翌年度へ繰越明許されていた。

第10款 教育費

予算現額1,293,857千円、支出済額1,280,968千円、執行率99.0%と順調な執行状況を示している。前年度支出済額769,801千円に比して511,167千円(66.4%)と、大幅な増加を示し土木費とともに財政規模膨張の一因となっているが、増加額中の主なものとしては、中学校用地費の377,245千円である。

第11款 公債費

支出済額260,256千円で、前年度支出済額25,244千円に比して55,012千円(26.8%)の増加となっている。次表は最近5カ年間の公債費執行状況であるが、事業量の増加に伴ない、公債費は数年間で大幅な伸張を示しており、財政の健全化という面から考えてみても、好ましい状態であるとは言えない。

(単位千円)

年度	歳出総額	公債費支出額	総額対比	対前年比	
				額	率
42	2,064,972	118,500	5.7%		
43	2,010,474	140,644	7.0	22,144	18.7%
44	2,566,285	161,698	6.3	21,054	15.0
45	3,513,613	205,244	5.8	43,546	26.9
46	5,381,418	260,256	4.8	55,012	26.8

第12款 災害復旧費

支出済額67,588千円、予算現額に対する執行率は99.7%で前年度支出済額52,354千円に比して15,234千円(29.1%)の増加となっている。

第13款 予備費 省略

第14款 諸支出金

予算現額、支出済額ともに73,221千円で、前年度の149,199千円に比して75,978千円(50.9%)の減少となっている。これは土地開発基金繰出金として前年度支出されていたものが、本年度においては支出されていないことによるものである。

(ロ) 性質別経費の概況

次に歳出経費を性質別に区分して見ると、次表のとおりとなる。

(単位千円)

区 分	決 算 額		構 成 比	
	46年度	45年度	46年度	45年度
人 件 費	1,207,258	846,903	22.4	23.6
（うち職員給）	906,700	678,939	16.8	19.0
物 件 費	375,743	289,403	7.0	8.1
維 持 補 修 費	18,525	23,484	0.3	0.7
扶 助 費	372,571	297,817	6.9	8.3
補 助 費 等	488,839	404,941	9.1	11.3
義務的経費計	2,462,936	1,862,548	45.7	52.0
普通建設事業費	2,497,928	1,285,983	46.4	35.9
災 害 復 旧 費	63,347	38,013	1.2	1.1
失 業 対 策 費	51,199	43,503	1.0	1.2
投資的経費計	2,612,474	1,367,499	48.6	38.2
公 債 費	259,469	196,647	4.8	5.5
積 立 金	0	50,000	0	1.4
投資及び出資金	12,505	5,277	0.2	0.1
貸 付 金	25,034	0	0.5	0
繰 出 金	9,000	99,642	0.2	2.8
その他経費計	306,008	351,566	5.7	9.8
歳 出 合 計	5,381,418	3,581,613	100%	100%

上記の表に見るとおり、歳出決算規模の著しい伸張により、義務的経費の構成比率は45年度の52.0%から45.7%と下降しているものの、決算額自体は600.388千円と大幅な増加を示している。増加額の主要なものは、職員の補充及び職員給与の引き上げ等に伴う人件費の増加であり、本市市税収入

1,288,691千円に匹敵している。

このことは、本市財政基盤のせい弱さを示すものであり、充分の配慮を必要とするところである。

その他、物件費・補助費等についても、相応した伸張を示しているが、これらについては、不必要な支出を防ぎ経費節減に努力を望むところである。

又、投資的経費については、前年度の38.2%から48.6%と大幅な伸張を示している。これは普通建設事業の著しい増加によるものであり、行政水準の向上に努力されている結果と評価すべきであるが、普通建設事業費2,497,928千円の財源内訳を見た場合、補助金・市債等の特定財源2,112,222千円(84.6%)、市税等の一般財源385,706千円(15.4%)と、その大半を特定財源に依存した形での事業の実施であった。特に補助金の不足分を補なうために大量の市債を起しているところに、本市財政上の問題点が含まれている。本来補助金の不足は、一般財源を充当していくのが好ましい形であるが、本市の場合義務的経費の著るしい増加のために、財政状態は逼迫した、困難な状態にあるといえよう。

3. 特別会計

(1) 国民健康保険事業会計

当初予算額608,296千円に対し補正予算17,822千円で、予算現額626,118千円となっている。

予算現額に対する決算額は、次のとおりである。

歳入 601,220千円(96.0%)

歳出 579,459千円(92.5%)

歳入・歳出差引額21,761千円が翌年度へ繰越されている。

昭和46年度歳入・歳出決算状況は次表のとおりである。

(単位千円)

歳入	金額	歳出	金額
国民健康保険料	195,799	総務費	51,912
一部負担金	0	保険給付費	518,833
使用料及び手数料	18	保険施設費	235
国庫支出金	335,458	公債費	0
府支出金	9,263	諸支出金	8,479
諸収入	3,599	予備費	0
繰越金	57,083		
歳入・歳出差引		21,761	

決算額と執行率及び前年比

(単位千円)

年度	予算額	決算額		差引残額	執行率	
		歳入	歳出		歳入	歳出
46	626,118	601,220	579,459	21,761	96.0%	92.5%
45	544,825	561,871	504,788	57,083	103.1	92.7
増減	81,293	39,849	74,671	△35,322	△7.1	△0.2

上記の表に見るとおり、21,761千円の差引残額をみたとはいえ、前年度からの繰越金57,083千円を差引いた単年度収支は35,322千円の赤字となっている。

この主な理由は、国庫支出金の増収率が鈍化したこと、及び保険料の収入未済額が41,065千円と大幅な増加を示したことにより、歳入の伸張率が低下し、逆に歳出面では総務費、保険給付費の増加が著るしいことによるものであ

った。

前年度にひきつづいた2年連続の赤字により、本特別会計の運営も著るしく困難な状態にある。このような状態では、来年度決算は実質収支額でいくらかの赤字が出る事が予想され、歳入確保により一層の努力が望まれるが、ことに保険料については、現年度収入未済額8,192千円、滞納繰越分収入未済額32,873千円と毎年多くの滞納繰越がなされている現状である。保険料の未収は、本会計に与える影響がことに大きいので、その確保に格段の努力を望むものである。

① 歳入

歳入決算額は601,220千円と前年度561,871千円と比較して、39,349千円の増加となっている。

しかし、これを予算現額に対する執行率から見れば、前年度の103.1%に対し96.0%と逆に7.1%の減少を示している。又、調定額も642,285千円に対する執行率は93.6%となっている。

款別の増減及び総額に占める比重

(単位千円)

款 別	決 算 額			総額対比 (%)	
	46年度	45年度	増 減	46年度	45年度
保 險 料	195,799	177,701	18,098	32.6	31.6
手 数 料	18	8	10	0	0
国庫支出金	335,458	310,991	24,467	55.8	55.3
府 支 出 金	9,263	7,395	1,868	1.5	1.3
諸 収 入	3,599	2,317	1,282	0.6	0.4
繰 越 金	57,083	63,458	△ 6,375	9.5	11.4
歳 入	601,220	561,871	39,349	100.0	100.0

(1) 国民健康保険料

予算現額 201,662 千円、調定額 236,864 千円に対し収入済額は、195,799 千円となっており、これを前年度 177,701 千円に比較すると 18,098 千円の増収となっている。又、調定額に対する収納率は 82.7%と前年度 82.4%を 0.3%上廻っている。

国民健康保険事業において、国庫支出金とともに財源の根幹となっている保険料は、前年度に比して収入率では、ほぼ横ばいであるとはいうものの、未収額は前年度 38,073 千円から 41,065 千円と 2,992 千円の増加となっている。特に、滞納繰越分についての徴収率が 9.7%と著るしく低調である。

保険料の徴収状況は、本事業の運営に大きな影響を及ぼすものであるので、滞納繰越分の徴収については、種々の困難な事情があるものと思われるが、国民健康保険法第 110 条の時効規定に該当のないよう、格段の努力を望むものである。

国民健康保険料収納状況と、前年比

(単位千円)

年度	区 分	調 定 額	収入済額	不能欠損額	収入未済額	収入率(%)
46	現年度分	200,449	192,257	0	8,192	95.9
	滞納繰越分	36,415	3,542	0	32,873	9.7
	計	236,864	195,799	0	41,065	82.7
45	現年度分	183,305	174,611	0	8,694	95.3
	滞納繰越分	32,470	3,090	0	29,379	9.5
	計	215,775	177,701	0	38,073	82.4
増	減	21,089	18,098	0	2,992	0.3

(ロ) 国庫支出金

予算減額 358,603 千円、調定額、収入済額ともに 335,458 千円で、収入率 93.5% となっている。また、これを前年度収入済額 310,991 千円と比較すると 24,467 千円 (7.9%) の増加となっているが、増加率、増加額はともに大幅な低下を示している。

国庫支出金の収入額比較

(単位千円)

年度	予算額	収入済額	対予算比 (%)	対前年比 (%)
44	223,745	252,677	112.9	33.5
45	290,854	310,991	106.9	23.1
46	358,603	335,458	93.5	7.9

② 歳出

予算現額 626,118 千円に対して歳出決算額は 579,459 千円、執行率 92.5% で 46,659 千円が不用額となっている。前年度決算額 504,788 千円に比較して 74,671 千円 (14.8%) の増加を示している。

歳出決算の予算現額に対する比較は、次表のとおりである。

(単位千円)

款	予算現額	決算額	不用額	執行率
総務費	52,061	51,912	149	99.7%
保険給付費	564,310	518,833	45,477	91.9
保険施設費	310	235	75	75.8
公債費	432	0	432	0
諸支出金	8,840	8,479	361	95.9
予備費	165	0	165	0
歳出合計	626,118	579,459	46,659	92.5

又、これを前年と比較すれば、次表のとおりとなる。

歳出経費の増減

(単位千円)

科 目	決 算 額		増 減	
	4 6年度	4 5年度	金 額	比 率 (%)
総 務 費	5 1,9 1 2	4 0,7 1 4	1 1,1 9 8	2 7. 5
保 険 給 付 費	5 1 8,8 3 3	4 6 2,1 2 4	5 6,7 0 9	1 2. 3
保 険 施 設 費	2 3 5	1 7 7	5 8	3 2. 8
公 債 費	0	0	0	0
諸 支 出 金	8,4 7 9	1,7 7 4	6,7 0 5	3 7 7. 9
予 備 費	0	0	0	0
歳 出 合 計	5 7 9,4 5 9	5 0 4,7 8 8	7 4,6 7 1	1 4. 8

(イ) 総務費

予算現額 5 2,0 6 1 千円に対し、支出済額 5 1,9 1 2 千円で 9 9. 7 % の執行率となっている。

前年度執行率 9 9. 0 % に対し 0. 7 % の増加であり、又前年度支出済額 4 0,7 1 4 千円と比較すると 1 1,3 4 7 千円 (2 7. 9 %) の増加となっている。

この主な理由は、職員給与費の増加であるが、その他で 2 項、徴収費、 2 目 賦課徴収費中の委託料 2, 2 9 7 千円の増加が目立っている。これは、賦課業務の能率向上をはかるため本年度より電算委託を行なったことによるものであった。

(ロ) 保険給付費

予算現額 5 6 4, 3 1 0 千円に対し、支出済額 5 1 8, 8 3 3 千円、不用額 4 5, 4 7 7 千円で執行率 9 1. 9 % となっている。

又、前年度支出済額 4 6 2, 1 2 4 千円に比較して 5 6, 7 0 9 千円 (1 2. 3 %)

の増加を示している。

保険給付費は、本特別会計歳出総額の89.6%を占める主要な経費であるが、医療費の値上がりにより、大きく左右されるものである。尚、本年度については45,477千円という巨額の不用額を見ているが、これは医療費の値上げが当初12月実施の予定であったものが、実際には2月実施に変更されたことにより、不用額を生じたものである。

(2) 土地区画整理事業会計

本事業については、本年度予算額72,083千円を計上し、事業執行を予定していたが、地元との調整がつかず、何んら事業の進展が見られず、前年度までの赤字額11,540千円が翌年度歳入を繰上充用するにとどまった。

尚、本事業については、他市との関連性を持つ重要な事業であり、事業の進捗が急がれる点から、関係者に格段の努力を望むものである。

4. 基金の運用状況

同和更生資金貸付基金、用品調達基金、財政調整基金及び土地開発基金の4つについて、その運用状況を審査した。

市長より提出された、これら基金の運用状況に関する調書は、関係帳簿と照合の結果、計数に誤りがなく、且つ調書作成の様式も適正であることを認めた。

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市長（藤木秀夫君） 認定第2号、昭和46年度和泉市歳入歳出決算認定をお願いすることについて、内容のご説明を申し上げたいと存じます。

去る8月、収入役から各会計の決算が提出され、内容を精査いたしますとともに、監査委員さんの審査をわずらわしまして去る12月5日、審査意見を別冊の通り頂戴いたしました。

昭和46年度はドルショック等の景気の停滞により、一般財源の大幅な伸びが見込めず、半面財政需要の増高が年々加速されて参っている状況下にございましたが、幸い、議員各位のお力添えをいただきまして、昭和46年度の一般会計等の普通会計におきまして、実質3,876万5千円の黒字決算を出しえたことはまことにありがたく存じます。

ここに報告申し上げまして厚く御礼を申し上げます。

各会計ことの決算の概要を申し上げますと、一般会計につきましては、歳入5億368万688円に対して、歳出5億3,141万7,742円で、差し引きいたしますと、2億2千226万2千946円の形式黒字となりましたが、去る6月の議会にご報告申し上げております繰越明許費及び事故繰越額がございますので、差し引き純繰越金は5,030万4,946円と相なるしだいでございます。

国民健康保険事業特別会計決算につきましては、歳入6億121万9,631円、歳出5億7,945万8,851円で、差し引き2,176万780円の黒字となっております。

土地区画理事業特別会計につきましては、事業が進歩しませんでしたので、前年度までの累積赤字1,154万225円と相なっております。

以上が今回の認定をお願いする各会計の状況でございます。個々の内容につきましては、審議の過程におきまして関係部課長からご説明申し上げたいと存じます。何卒よろしく願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明が終わりました。それではこれより総括質問に入ります。

直村君。

○ 18番（直村静二君） 46年度の決算認定は大変なことだと思います。赤字再建団体があがって、そしてさらに46年度は初めて和泉市の膨大な予算が組まれ、そのうち同和予算が52%、和泉市の資料では49%、こういういままでと違った新しい予算の性格が出ておる決算だということを、まず第一に念頭に置いてもらいたいと思います。

そこで質問しますが、46年度最終の債務負担行為、たしか昨年12月26億出ておりますが、これは決算書ではどのような扱いになっているか、ここには出てないので、その点をひとつ

お聞きしたい。

次は同和地区住民全体の意見を一致させ、そこで住民の要求に応じていく立場からみて、決算書69ページだと思いますが、同和事業促進協議会ということで一定の予算が組まれておりますが、これもいまだにメンバーができてない。これをできるのかどうか、ひとつ明快にお答え願いたい。

次は執行率が非常に少ない。これは新しい事業でございますので、住民の声を聞く根回しがあつたと思いますが、繰り越しが多い。これはずさんだ、こういうことがあつてはいけない。やむをえない点があつたかもしれませんが、こういう決算をなさるといふことは、今後、来年度予算編成についても問題である。だから、質問としては、促進協議会のメンバーはいつできるのか、この点をお聞きしたい。それと執行率の少ない点、47年度にどのように影響してくるか、その三つをお尋ねしたい。

さらに細かい点につきましてはたとえば商工補助金、槇尾山の件等、いずれも決算委員が選出されて特別委員会で審議されるというのでお任せしたい。

これは当和泉市の藤木市長の策定した当初予算でなかったけれども、やはり市長が一期だけで辞めていくという一つの問題提起があつた。前者のてつを踏まないような決意もこの決算書の中で十分やってもらいたい。そうしないと、いま、市民の疑問にある再建団体にいつ入るかということになってきます。

以上でございますので、8点お答え願いたい。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 財政課長（北野敦雄君） 第1点目の46年度の債務負担行為の決算状況でございますが、ご指摘の同和事業分としての用地の先行取得の債務負担行為として議決をいただきました限度額は26億8,600万円でございます。当該年度において一応、先行取得できました見込み額は21億800万円余でございます。そのうち46年度の予算で買い取りを3億3,700万円程度いたしておりますので、残りの17億7,100万程度は、47年度以降においての予算化で買い取りする予定でございます。したがって、26億8,600万円の限度額のうち21億円程度執行いたしておりますので、残りの5億円余につきましては、46年度執行はできないわけでございます。

以上でございます。

- 18番（直村静二君） 私の聞き違いかもしれませんが、昨年12月に出た26億の債務負担は2、3億しか使っていないと聞いたが、いまのあなたの答弁では21億買うてる。
- 財政課長（北野敦雄君） この数字は、47年度当初予算をご覧いただきますと、予算の付

属書に債務負担行為の執行額の見込み額を載せてございます。

- 18番(直村静二君) 逆に言うと、46年度の追加の分については21億買うたる、間違いないですな。
- 財政課長(北野敦雄君) 細かい額は確認してからお答えしたいと思います。
- 議長(松尾千代一君) 次の答弁。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 第2点の同促協の件につきましては、昨年3月の議会において、同促協の条例云々につきまして議決を仰いだのでございますが、現在までまだできておりません。したがって今後、ご指摘の点も含めまして、十分、地区全体の意思を尊重しながら、同促協の設立に努力していきたいと存じております。
- 建築課長(逢野一郎君) 第3点についてお答えいたします。
46年度当初、改良住宅の戸数として300戸を予定しておりましたが、いろいろな事情がありまして、最終150戸と決定しております。そのために不用額がかなり出ております。事業の進捗状況でございますが、いろいろと事務手続きが遅れ、今月末か、来年早々に入札執行の計画はしております。
- 18番(直村静二君) いやなくて、300戸のやつが150戸になったので繰り越しがふえた。そうすると、これは300戸のやつは150戸なくなったのか。それとも47年度、48年度となるのか、それはどうですか。300戸やなくふえるんでしょ、その計画があれば思ってたね。
- 建築課長(逢野一郎君) 現在300戸から150戸になり、47年度において最初の計画から12戸増、最終162戸ということで、徐々に戸数増は図っております。何を申し上げましても、地区内の建設ということについては、われわれも年次計画は行なっておりますが、土地の先行等…。
- 18番(直村静二君) 150戸やから半分しか執行できない。150戸の繰り越しということで、それでまた162戸というのは合計312戸ということですか。
- 建築課長(逢野一郎君) そうです。
- 18番(直村静二君) まとの繰り越しもあり、同促協はできてない。これは全く新しい性格の予算で、その決算だということを念頭に置いて、委員会で十分審議していただくとして、私の質問を終わります。
- 議長(松尾千代一君) 他に質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質問がないようでございますので、以上で総括質問を終わります。

おはかりいたします。本件はまことに重要な内容でありますので、十分ご審議を願うため、決算特別委員会を設置、付託のうえ、閉会中も継続審議をお願いいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なおこの際おはかりいたしますが、決算委員の選任については、先の議会運営委員会でご了承を願っておりますので、はなはだ僭越でございますが、私より選任させていただきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって私より選任させていただきます。委員の代名を局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(井谷義雄君) 田中幸一議員さん、竹下義章議員さん、柏音三郎議員さん、吉川伊与一議員さん、三井正光議員さん、中塚辰之助議員さん、藤原利一議員さん、横田憲治郎議員さん、寺田茂議員さん、柳瀬義樹議員さん、貝淵治議員さん、勝部津喜枝議員さん、竹内修一議員さん。

以上、13名でございます。

- 議長(松尾千代一君) ただいま朗読通り選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。特別委員の皆さんにはまことにご苦勞ですが、よろしくお願いいたします。

- 議長(松尾千代一君) 日程第7「昭和46年度公立和泉病院事業会計決算および昭和46年度泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第3号

昭和46年度公立和泉病院事業会計決算および昭和46年度泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算の認定について

地方自治法第292条において準用する同法施行令第5条第3項の規定により、昭和46年度

公立和泉病院事業会計決算および昭和46年度泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

認定第3号参考資料

(I) 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜すい

第292条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

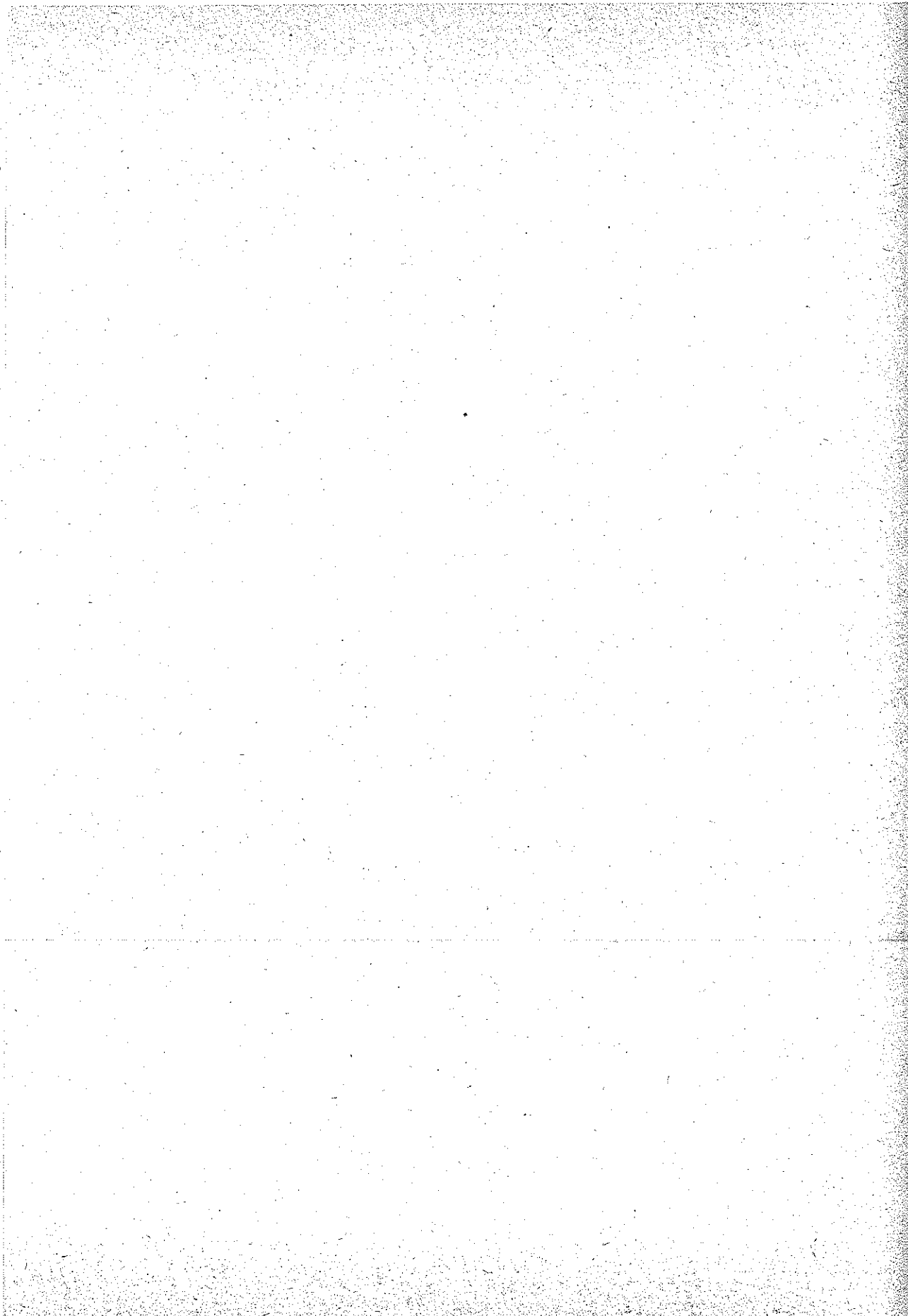
(II) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜すい

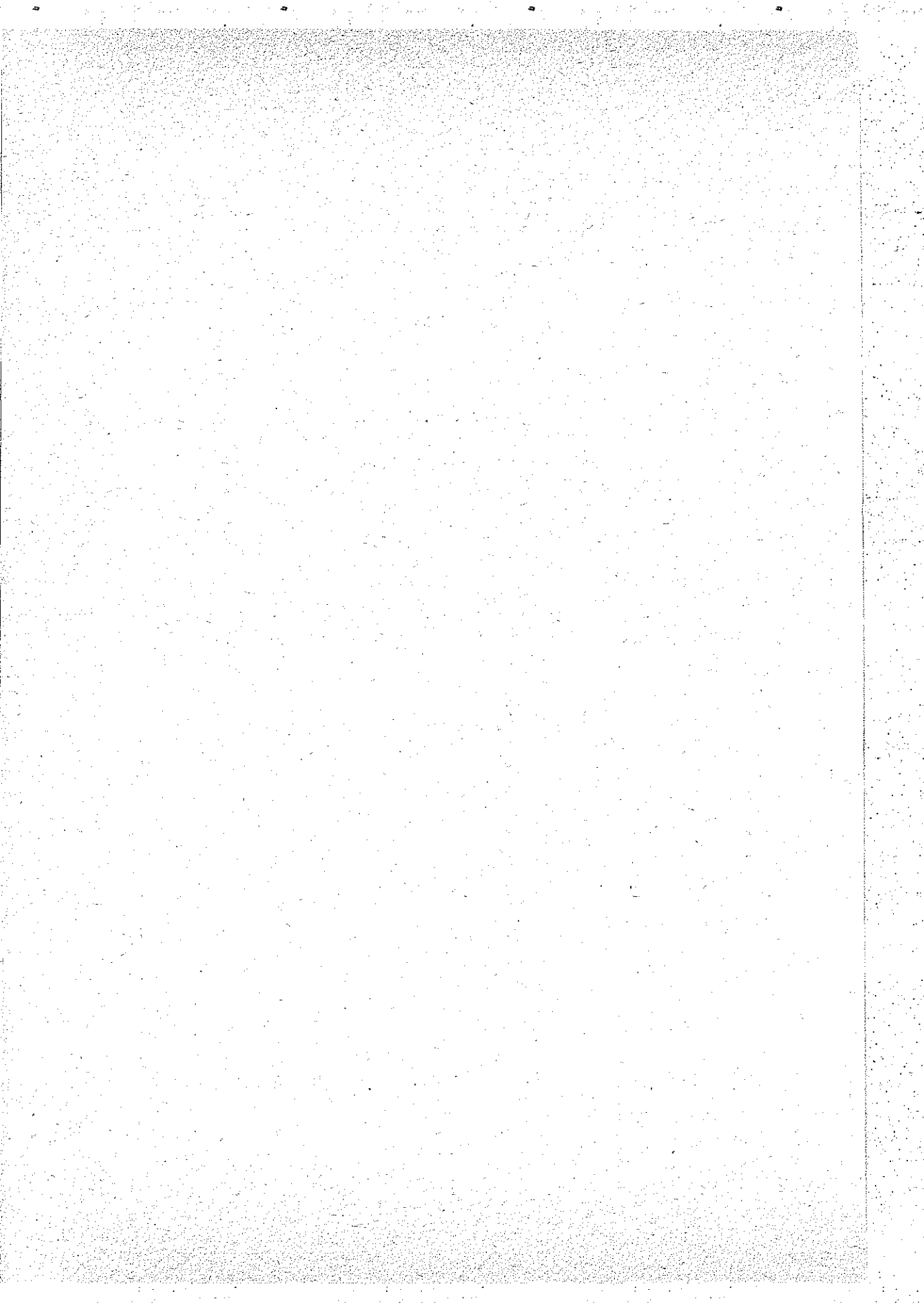
第5条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域があらたに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めること困難であるときは、所轄行政庁は、事務の分界を定め又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。

(第4項略)



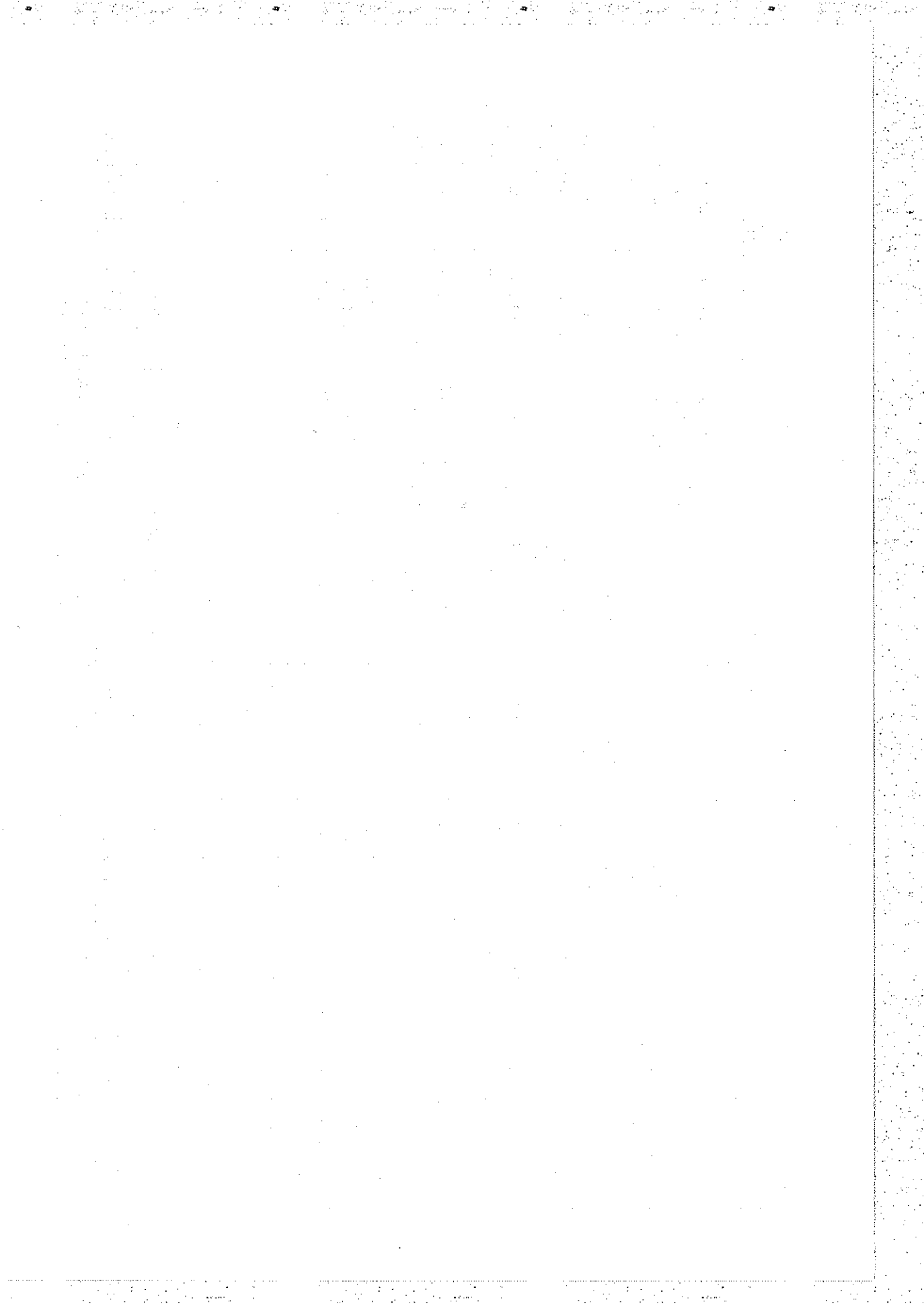


分 割 計 算 審 計

項 目	資 産 の 部			負 債 の 部			計
	本 院	分 院	合 計	本 院	分 院	合 計	
I 固定資産							
(1) 有形固定資産							
土地	280,708,000	177,606,000	458,314,000	168,328,359	206,813,198	375,141,557	874,641,552
建物	287,168,098	164,829,698	451,997,796	30,418,357	24,026,661	54,445,018	54,445,018
減価償却引当金	△17,585,607	△10,782,056	△28,367,663	94,645,325	35,922,402	130,567,727	130,567,727
建物付属設備	115,608,500	34,170,692	149,779,192	293,392,041	266,262,246	559,654,287	559,654,287
減価償却引当金	△24,113,599	△16,899,325	△41,012,924				
構築物	1,000,000	4,096,000	5,096,000	300,000,000	130,000,000	430,000,000	430,000,000
減価償却引当金	0	△1,247,513	△1,247,513	170,294,802	104,808,677	275,103,479	275,103,479
車	1,753,000	1,240,000	2,993,000	5,386,686	936,000	6,322,686	6,322,686
減価償却引当金	△279,000	0	△279,000	1,142,900	936,000	2,078,900	2,078,900
器械及び備品	55,564,857	29,654,050	85,218,907	210,994	-	210,994	210,994
減価償却引当金	△18,685,179	△17,018,085	△35,703,264	4,042,792	-	4,042,792	4,042,792
有形固定資産合計	681,154,065	415,759,461	1,096,913,526	475,591,488	285,744,677	761,336,165	761,336,165
(2) 投資				769,083,529	502,006,923	1,271,090,452	1,271,090,452
投資有価証券	124,632	188,124	262,756	6,900,000	3,100,000	10,000,000	10,000,000
投資合計	124,632	188,124	262,756	6,900,000	3,100,000	10,000,000	10,000,000
固定資産合計	681,278,697	415,897,585	1,097,176,282	775,983,529	505,106,923	1,281,090,452	1,281,090,452
II 流動資産							
現金預金	53,579,279	29,086,000	82,665,279				
	0	(15,000,000)	(15,000,000)				
未収金	61,814,888	44,499,956	106,314,844				
未収分担金	39,311,750	22,288,000	61,599,750				
貯蔵品	14,983,325	4,460,792	19,444,117				
前払金	4,733,950	677,400	5,411,350				
流動資産合計	173,873,792	100,962,148	274,835,940	79,166,960	11,752,810	90,921,770	90,921,770
合 計	855,152,489	516,859,733	1,372,012,222	45,460,885	550,567,808	1,005,568,693	1,372,012,222

(注) 泉大津市、調整後の純資産額の計算 …… 純資産額 90,921,770 × 控分率 0.50 = 45,460,885

(注) 和泉市、調整後の純資産額の計算 …… 純資産額 90,921,770 × 控分率 0.50 = 45,460,885



財 産 目 録

昭和47年3月31日現在

公立和泉病院 (本院)

項 目	内 訳	金 額
I 資産の部		円
1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
土 地	別紙評価額明細書の通り	280,708.000
建 物	別紙固定資産明細書の通り	269,602,486
建物附属設備	〃	91,489.901
構 築 物	〃	1,000,000
器械及備品		36,879.678
車 輛		1,474.000
有形固定資産計		681,154.065
(2) 投 資		
投資有価証券		124.632
投 資 計		124.632
固定資産計		681,278.697
2. 流動資産		
現金預金		53,579.279
未 収 金	健保請求未収金 55,679.451	61,314.888
	入院外来現金未収金 3,801.083	
	伝染病院蒸気料未収金 360,000	
	伝染病院患者委託料未収金 54,666	

	固定資産売却代未収金	348,652	
	自昭和43年度 至昭和46年度間滞納金	1,071,036	
	計	61,314,888	
未収分担金	泉大津市負担額		39,311,750
貯蔵品			14,933,925
	薬品在庫	13,564,149	
	用度在庫	785,969	
	給食在庫	583,807	
	計	14,933,925	
前払金			4,733,950
	借入住宅敷金	2,650,000	
	付添看護料立替金外	808,129	
	森口美喜 見舞立替金	100,000	
	三和銀行一借前払利息	1,026,917	
	泉大津市農協一借前払利息	88,904	
	計	4,733,950	
流動資産計			173,873,792
資産の部合計			855,152,489
II 負債の部			
1. 固定負債			
企業債	別紙明細書の通り		168,328,359
長期借入金	日本住宅公団		30,418,357
退職給与引当金	従業員退職給与引当金		94,645,325

固定負債計		293,392,041
2. 流動負債		
一時借入金		300,000,000
未払金	一般用度関係未払金 28,322,706	170,294,802
	薬品関係未払金 138,563,666	
	給食関係未払金 3,408,430	
	計 170,294,802	
その他の流動負債		5,396,686
	予納金入院前受金 1,142,900	
	仮受金患者収入金 210,994	
	預り金従業員源泉税外 4,042,792	
	計 5,396,686	
流動負債計		475,691,488
3. 資本剰余金		
共済積立金		6,900,000
資本剰余金計		6,900,000
負債合計		775,983,529

固定資産明細書 1

土地 (本院)

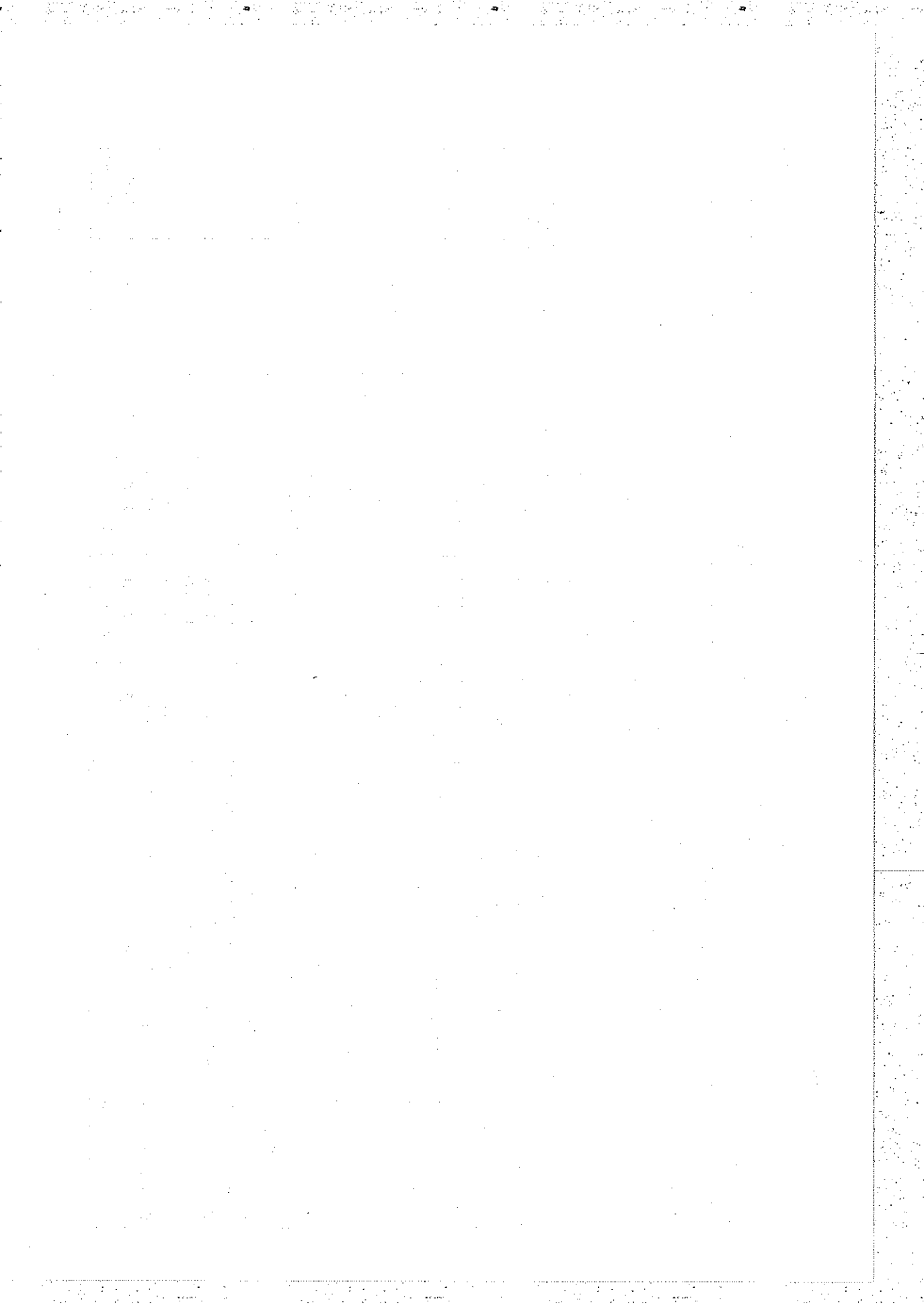
所在地	地目	所有地別 借地	面積	単価	評価額	備考
泉大津市池浦241番地	宅地	所有地	9,713.39 m ²	28,399 円	280,708,000	
合					280,708,000	

- (註) 1. 昭和47年1月25日病院組合議会議決
 2. 昭和47年1月29日和泉市議会議決
 3. 昭和47年1月31日泉大津市議会議決
 4. 土地評価については大阪鑑定所、谷沢鑑定所の評価額により算出されたものである。

固定資産明細書 2

建物 (本院)

名称	構造	延坪数	取得年度	耐用年数	取得価額	減価償却費累計	残存価額	取得時単価	昭和46年度末単価	時価
管 棟	木造平屋建	73.61	昭和5年度	27年	147,220	73,610	73,610			
改 装			昭和42年度	3年	303,750	288,565	15,185			
計			昭和44年度	3年	851,675	510,494	341,181			
小 5 病 棟	木造平屋建	73.61	昭和26年度	27年	1,302,645	872,869	429,776	17,696	5,841	423,976
計			昭和42年度	11年	2,296,164	1,018,824	1,277,340			
計所改装			昭和44年度	8年	107,850	34,944	72,906			
連絡通路			昭和44年度	8年	240,000	54,000	186,000			
小 計					2,644,014	1,107,788	1,536,246	20,740	12,050	1,536,246
看護婦 宿 舎	木造2階建	127.48	昭和27年度	27年	4,958,071	2,084,312	2,873,759			
渡り廊下			"							
小 計			昭和46年度	8年	1,200,000	-	1,200,000			
その他附属建物					6,158,071	2,084,312	4,073,759	31,482	20,826	4,073,759
厨 房	木造平屋建	43.49	昭和27年度	27年	826,783	347,576	479,207			
置 場			昭和32年度	10年	112,654	100,409	12,245			
車 庫	木造平屋建	14.00	"	"	96,600	86,100	10,500			
廊 下			"	27年	451,314	150,248	301,066			
ポ ン 卜			"	10年	27,600	24,600	3,000			
解剖及 瘞安 室	木造平屋建	7.77	昭和35年度	27年	821,373	95,112	226,261			
小 計					1,836,324	804,045	1,032,279	18,954	10,855	1,032,279
木造建物合計					11,941,054	4,868,794	7,072,260			7,072,260



本館	鉄筋 3階建	481,175	昭和38年度	65年	21,733,876	2,746,832	19,037,044			
"	外来当直室改装		昭和42年度	55年	37,500	2,564	34,936			
"	洗濯物干場		昭和44年度	40年	677,000	30,464	646,536			
"	薬局その他改装		"	53年	222,500	7,608	214,892			
"	改装		昭和45年度	52年	105,000	1,890	103,110			
小計		481,175			22,825,876	2,789,958	20,036,518	47,487	41,640	20,036,518
西病棟	鉄筋 3階建	372,96	昭和35年度	65年	30,790,782	3,707,248	27,083,534			
中病棟	" 平屋建	109,80	"	"	477,400	30,932	446,468			
西病棟改装	新生児童		昭和42年度	56年	1,400,000	47,880	1,352,120			
"	2,3階計改装		昭和44年度	55年	32,663,182	3,766,060	28,882,122	67,669	59,827	28,882,122
小計		482,76			29,172,481	2,231,695	26,940,786			
結核病棟	鉄筋 2階建	882,210	昭和42年度	60年	29,172,481	2,231,695	26,940,786			
小計		882,210			29,172,481	2,231,695	26,940,786	33,067	30,537	26,940,786
中央改装	鉄筋 2階建	952,1	昭和44年度	60年	126,590,100	3,873,658	122,716,442			
"	2階建 4階建		昭和45年度	59年	141,500	2,165	139,335			
"	廊下 廊		昭和46年度	"	122,700	1,877	120,823			
小計		952,10			126,854,300	3,877,700	122,976,600	133,236	129,163	122,976,600
看護婦宿舎	鉄筋 3階建	394,151	昭和46年度	60年	63,694,200	-	63,694,200			
小計		394,151			63,694,200		63,694,200	161,598	161,598	63,694,200
鉄筋建物合計					275,215,039	12,684,818	262,530,226			262,530,226
合計					287,156,093	17,553,607	269,602,486			269,602,486

(註) 取得価額より適正に減価償却を行っており期末帳簿価額をそのまま時価とす。



固定資産明細書 3

建築物付属設備 (本院)

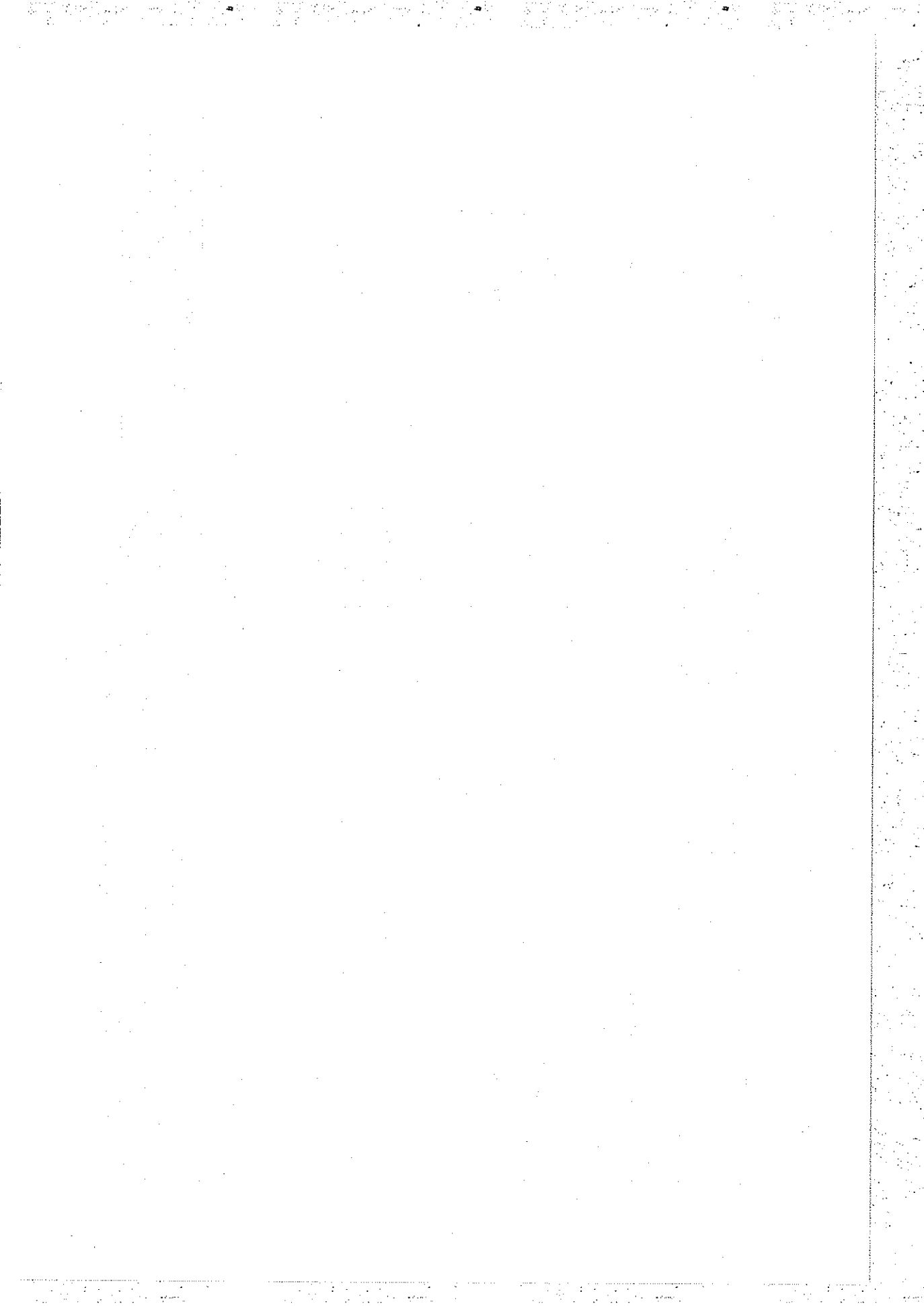
設備名	取得年度	耐用年数	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	取得時単価	昭和46年度末単価	時価	備考
本館暖房設備	昭和32年度	20年	2,386,000	1,152,000	1,184,000			1,184,000	
本館冷房設備	昭和42年度	13年	6,100,000	1,668,960	4,431,040			4,431,040	
第5病棟暖房設備	昭和32年度	20年	474,500	234,000	240,500			240,500	
本館給排水設備	"	"	1,752,000	864,000	888,000			888,000	
西病棟給排水及び冷暖房ガス設備	昭和35年度	"	8,866,250	3,690,000	5,176,250			5,176,250	
本館電気設備	昭和32年度	"	2,950,600	1,159,200	1,191,400			1,191,400	
西病棟電気設備	昭和35年度	"	3,027,500	1,260,000	1,767,500			1,767,500	
結核病棟給排水暖房ガス設備	昭和42年度	15年	7,427,000	2,205,820	5,221,180			5,221,180	
結核病棟電気設備	"	"	3,920,590	1,184,720	2,685,870			2,685,870	
中央棟給排水設備	昭和45年度	"	11,500,000	1,366,200	10,133,800			10,133,800	
中央棟暖房空調設備	"	"	20,050,000	2,381,940	17,668,060			17,668,060	
中央棟電気設備	"	"	21,350,000	2,536,380	18,813,620			18,813,620	
中央棟エレベーター設備	"	"	10,000,000	1,044,000	8,956,000			8,956,000	
本館ガス設備	昭和32年度	20年	153,300	75,600	77,700			77,700	
其の他設備			16,395,760	3,340,779	13,054,981			13,054,981	
合計			115,603,500	24,113,599	91,489,901			91,489,901	

固定資産明細書 4

構築物 (本院)

名称	構造	取得年度	耐用年数	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	取得時単価	昭和46年度末単価	時価	備考
敷地外局フェンス	金網	昭和46年度	10年	1,000,000	-	1,000,000			1,000,000	
合計				1,000,000		1,000,000			1,000,000	

(註) 取得価額より適正に減価償却を行っており期末帳簿価額をそのまま時価とす。



企業償明細書（本院）

起償年種	年度別	借入先	利率	借入額	昭和47年3月末現在	支払期日
昭和30年度 病院事業	30年度	郵政省簡易保險局	6分5厘	10,000,000	1,045,423	9月30日 3月31日
昭和31年度	31年度	"	"	20,000,000	12,039,266	"
昭和32年度	32年度	"	"	3,000,000	1,922,586	"
昭和34年度	34年度	大蔵省資金運用部	"	10,000,000	7,196,550	8月1日 2月1日
昭和35年度	35年度	"	"	33,000,000	24,883,276	"
昭和41年度	41年度	"	"	31,000,000	28,041,223	9月1日 3月1日
昭和42年度	42年度	"	"	10,000,000	9,369,372	"
昭和43年度	43年度	"	"	89,000,000	88,830,663	"
合		計		206,000,000	168,328,359	

財 産 目 録

昭和47年3月31日現在

公立和泉病院（分院）

項 目	内 訳	金 額
I 資 産 の 部		円
1. 固 定 資 産		
(1) 有 形 固 定 資 産		
土 地	別紙評価額明細書の通り	177,606,000
建 物	別紙固定資産明細書の通り	154,097,642
建物付属設備	"	67,331,367
構 築 物	"	2,848,487
車 輛		1,240,000
器 械 及 備 品		12,635,965
有形固定資産計		415,759,461
(2) 投 資		
投資有価証券		138,124
投資合計		138,124
固定資産計		415,897,585
2. 流 動 資 産		
現 金 預 金		29,036,000
	(分院運転資金)	(15,000,000)
未 収 金	健保請求未収金 41,844,380	44,499,956
	入院外来現金未収金 1,826,558	

	自昭和43年度 至昭和46年度	問滞納金 829.018	
	計	44,499.956	
未収分担金	和泉市負担額		22,288.000
貯蔵品			4,460.792
	薬品在庫	3,453.380	
	用度在庫	825.949	
	給食在庫	181.463	
	計	4,460.792	
前払金			677.400
	借入住宅敷金	100,000	
	立替払資金	427,400	
	窓口準備資金	150,000	
	計	677,400	
流動資産計			100,962.148
資産の部合計			516,859.733
Ⅱ 負債の部			
1. 固定負債			
企業債	別紙明細書の通り		206,313.193
長期借入金	日本住宅公団		24,026.651
退職給与引当金	従業員退職給与引当金		35,922.402
固定負債計			266,262.246
2. 流動負債			
一時借入金			130,000.000

未 払 金		104,808,677
	一般用度関係未払金	
	23,843,661	
	薬品関係未払金	
	78,806,581	
	給食関係未払金	
	2,158,435	
	計	104,808,677
その他の流動負債	予納金入院前受金	936,000
流動負債計		235,744,677
3. 資本剰余金		
共済積立金		3,100,000
資本剰余金計		3,100,000
負債の部合計		505,106,923

土地 (分 院)

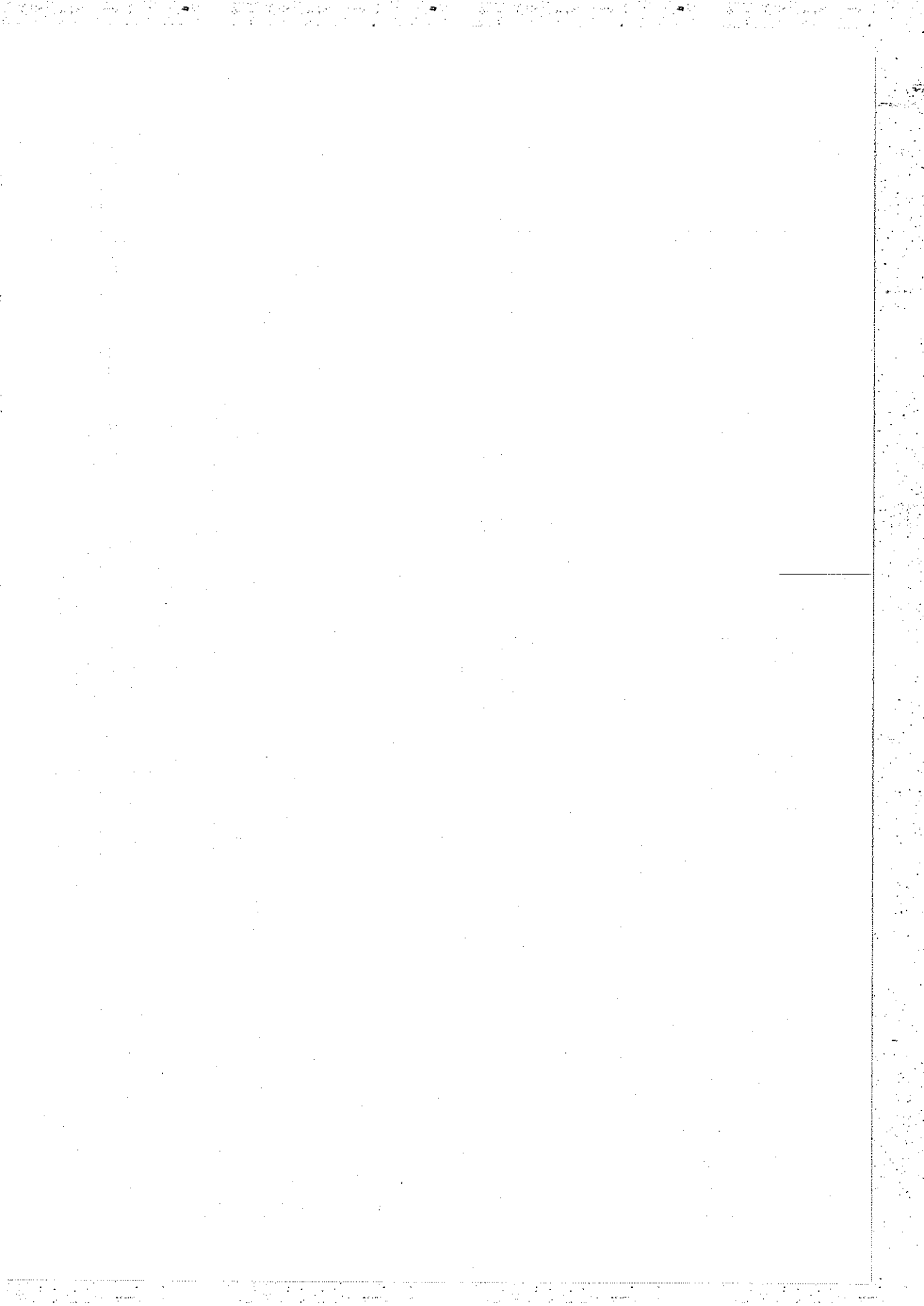
所在地	地目	所有地別 借地	面積	単価	評価額	種類	備考
和泉市府中町780番地外7筆		借地	5,216.95 m ²	13,087円 (87.991円×85%)	68,274,000		
和泉市府中町		所有地	2,986.67 m ²	36,606	109,882,000		
合					177,606,000		

- (註) 1. 昭和47年1月25日病院組合議会議決
 2. 昭和47年1月29日和泉市議会議決
 3. 昭和47年1月31日泉大津市議会議決
 4. 土地単価については大阪鑑定所、谷沢鑑定所の評価額により算出されたものである。

建物 (分 院)

名称	構造	延坪数	取得年数	取得年度	耐用年数	取得価額	減価償却費累計	帳簿価額	取得時単価	昭和46年度末単価	時価
本館	鉄筋3階建	648	11	昭和38年度	65年	55,735,000	6,475,088	49,259,912			
車庫及び自転車置場		15	04	"		579,000	67,262	511,738			
内科整形外科屋上会議室				昭和46年度		5,784,000		5,784,000			
玄関	改造	658	15	"		62,048,000	6,542,350	55,505,650	94,276	84,335	55,505,650
新小	鉄筋3階建	422	46	昭和44年度	65年	51,558,000	2,296,055	49,261,945			
X線室増設		32	18	昭和46年度		2,460,000	-	2,460,000			
3階一部改造		454	64	"		54,018,000	2,296,055	51,721,945	118,814	113,764	51,721,945
新看護婦寄舎計	鉄筋4階建	363	30	昭和46年度	60年	40,885,698	-	40,885,698	112,539	112,539	40,885,698
鉄筋護理物寄舎計	木造2階建	88	20	昭和38年度	25年	156,951,698	8,888,405	148,113,293			148,113,293
旧看護婦寄舎				昭和38年度		5,065,000	1,501,424	3,563,576			
内務部改造				昭和45年度		1,950,000	-	1,950,000			
健安室その他	木造平家建	6	00	昭和38年度		309,000	91,598	217,402			
保安室	木造平家建	6	00	"		328,000	97,229	230,771			
小計	木造平家建	100	20	"	8年	7,652,000	1,690,251	5,961,749	76,367	59,498	5,961,749
焼却炉上置		1	00	"	8年	60,000	54,000	6,000			
職員自転車置場		6	00	"	8年	166,000	149,400	16,600			
小計		7	00	"		226,000	203,400	22,600	32,285	3,228	22,600
合						164,829,698	10,782,056	154,097,642			154,097,642

(註) 取得価額より適正に減価償却を行っており期末帳簿価額をそのまま時価とす。



電 物 付 属 設 備 (分 院)

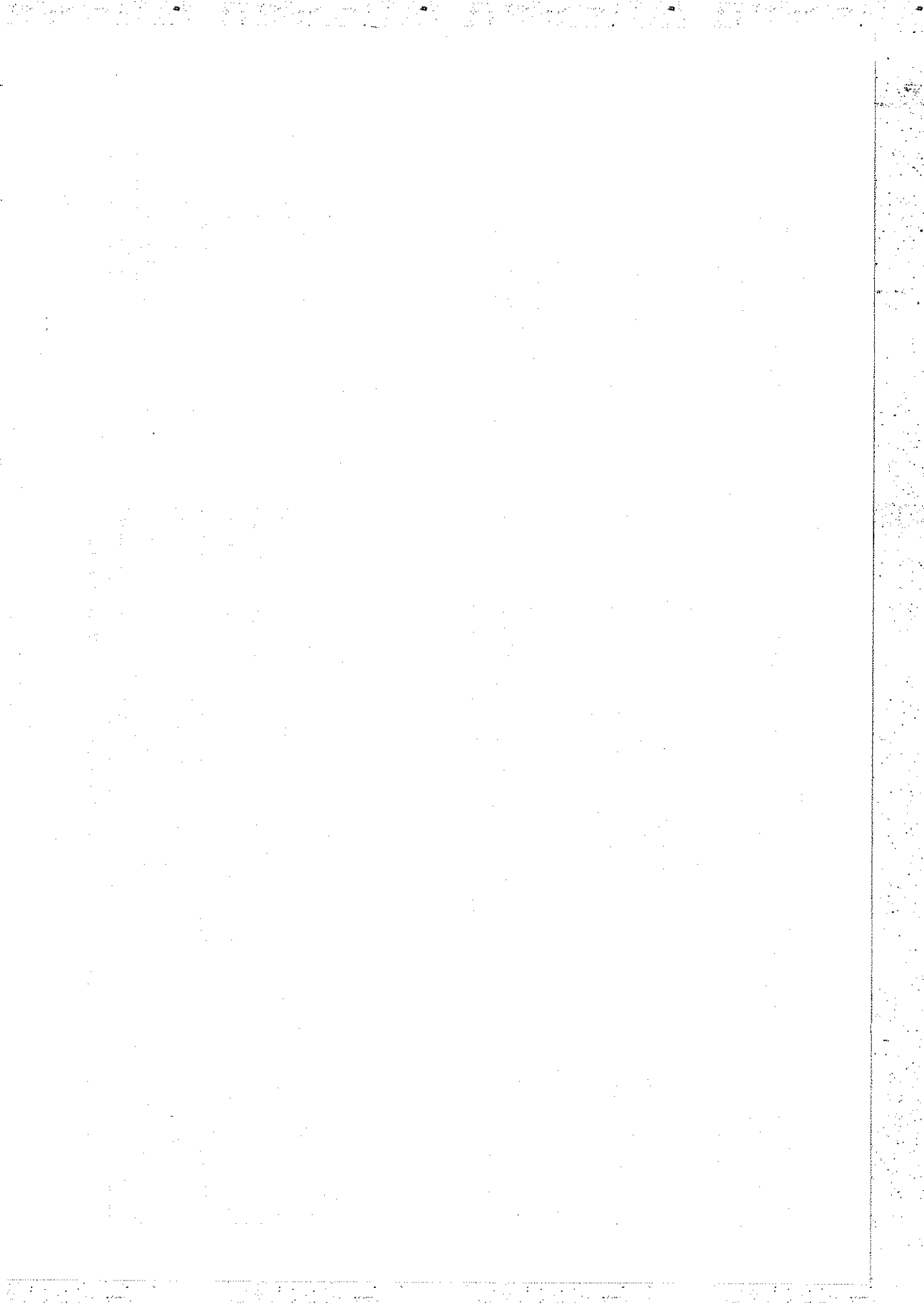
設 備 名	取 得 年 度	備 用 年 数	取 得 価 額	減 価 償 却 費 累 計	帳 簿 価 額	取 得 時 価 額	昭 和 4 6 年 度 末 帳 簿 価	時 価	備 考
冷 暖 房 給 気 設 備			24,801,480	5,706,949	18,594,481			18,594,481	
給 排 水 給 湯 設 備			8,920,000	2,730,570	6,189,430			6,189,430	
濁 生 設 備			3,320,000	876,975	2,443,025			2,443,025	
ガ ス 設 備			1,677,000	363,952	1,313,048			1,313,048	
電 気 設 備			16,759,000	4,786,634	11,972,366			11,972,366	
昇 降 機 設 備			5,300,000	1,996,245	3,303,755			3,303,755	
電 話 設 備			1,400,000	378,000	1,022,000			1,022,000	
給 排 水 給 湯 設 備	昭 和 4 6 年 度		370,000	-	370,000			370,000	
空 調 電 気 衛 生 設 備			22,123,262	-	22,123,262			22,123,262	
合 計			84,170,692	16,839,325	67,331,367			67,331,367	

(註) 取得価額より適正に減価償却を行っており昭和46年度末帳簿価額をそのまま時価とす。

構 築 物 (分 院)

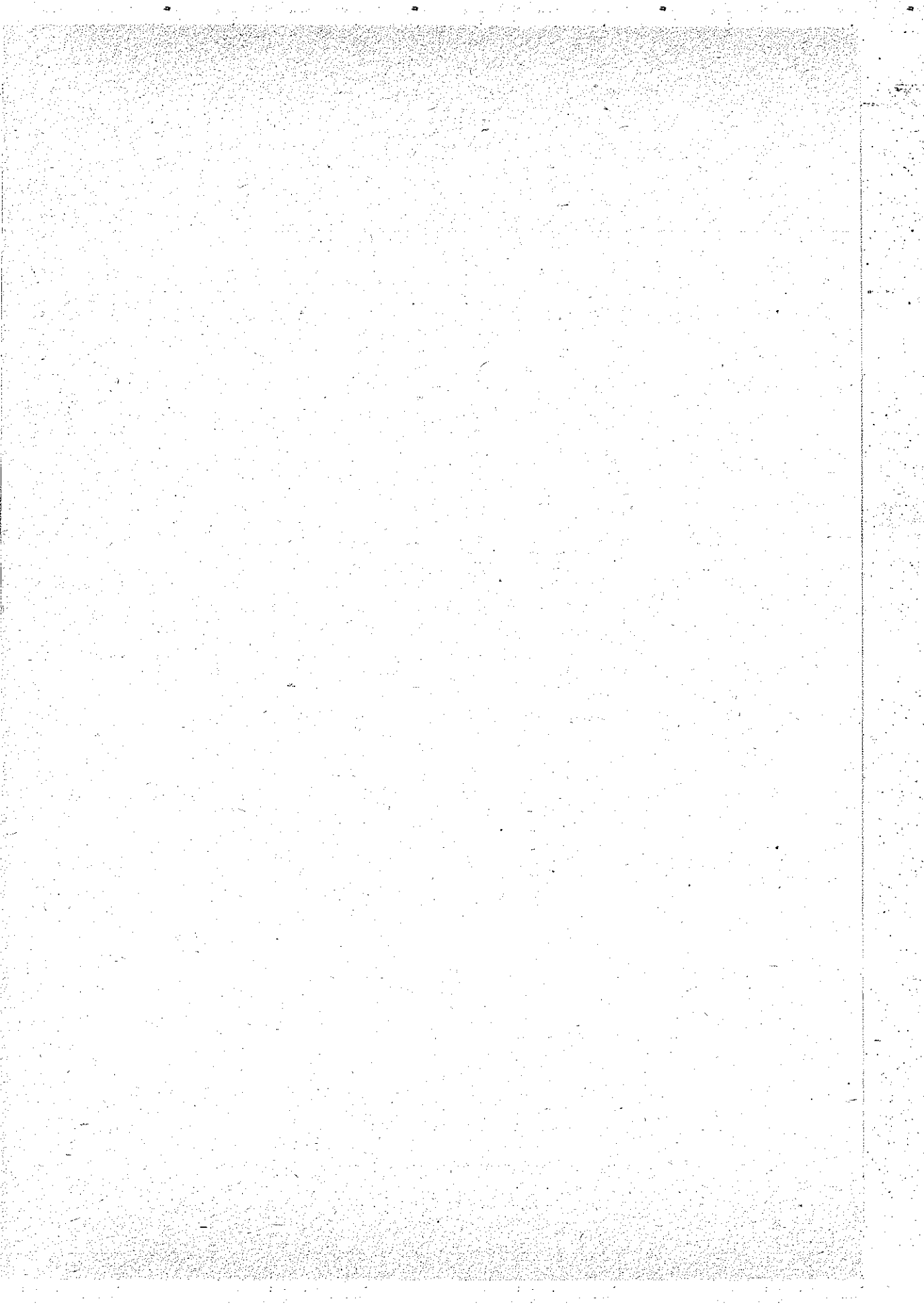
名 称	構 造	取 得 年 度	備 用 年 数	取 得 価 額	減 価 償 却 費 累 計	帳 簿 価 額	取 得 時 時 価	昭 和 4 6 年 度 末 時 価	時 価	備 考
重 油 タ ン ク	ブロック内金屬製タンク	昭 和 3 8 年 度	1 5 年	536,000	254,704	281,296			281,296	
焼 却 炉	レンガ造	"	1 0 年	680,000	353,800	326,200			326,200	
敷 地 外 局 フ ェ ン ス	金 網	"	1 0 年	765,000	550,800	214,200			214,200	
文 庫 前 舗 装	コンクリート	昭 和 4 5 年 度	1 5 年	1,485,000	88,209	1,396,791			1,396,791	
看護婦宿舎門柱他	コンクリート造	昭 和 4 6 年 度	1 5 年	150,000	-	150,000			150,000	
" プロツク屏	"	"	"	300,000	-	300,000			300,000	
" 物干屋根	"	"	"	180,000	-	180,000			180,000	
合 計				4,096,000	1,247,513	2,848,487			2,848,487	

(註) 取得価額より適正に減価償却を行っており昭和46年度末帳簿価額をそのまま時価とす。



企業債明細書（分院）

起債年度別	借入先	利率	借入額	昭和47年3月末現在	支払期日
昭和36年度 病院建設事業費	大蔵省資金運用部	6分5厘	10,000,000	7,862,919	8月1日 2月1日
昭和37年度	"	"	70,000,000	56,202,108	"
昭和42年度	"	"	40,000,000	37,477,484	9月1日 3月1日
昭和43年度	"	"	16,000,000	15,070,682	"
昭和46年度	住友銀行	7分5厘	89,700,000	89,700,000	6月25日 12月25日
合 計				206,818,193	



昭和 46 年 度

公立和泉病院事業會計決算書

決算概要説明

収益の収入額 810,446,251 円
 収益の支出額 1,020,682,592 円
 当年度純損失 210,236,341 円
 前年度繰越欠損金 198,006,468 円
 欠損金累計 408,242,809 円

収益の収入		収益の支出	
病院組合収益(分担金)	4,500,000 円	病院組合費用	6,802,130 円
本院医業収益	478,577,153	本院医業費用	609,133,044
分院医業収益	270,425,759	分院医業費用	348,244,337
受取利息配当金	2,256,470	企業債利息	18,989,332
分担金交付金(分担金)	42,656,000	一時借入金利息	23,709,400
患者外給食収益	6,042,806	患者外給食材料費	8,423,568
その他医業外収益	5,988,063	長期借入金利息	830,043
		割賦金利息	1,673,858
		雑損	2,876,880
合計	810,446,251	合計	1,020,682,592

尚、「資本的収入及び支出」の収入額は、

他会計繰入金	78,586,000円
企業債	89,700,000円
固定資産売却代金	388,652円
泉大津市補償費	1,000,000円
合計	169,674,652円

であり、

支出額は

本院建設改良費	33,142,308円
分院建設改良費	133,842,319円
本院企業償還金	6,070,892円
分院企業償還金	3,480,858円
本院長期借入金償還金	13,800,000円
電話債券購入費	138,124円
合計	190,474,501円

であります。

目 次

昭和46年度	公立和泉病院事業決算報告書	4
昭和46年度	公立和泉病院事業損益計算書	8
昭和46年度	公立和泉病院事業欠損金計算書	11
昭和46年度	公立和泉病院事業欠損金処分計算書	12
昭和46年度	公立和泉病院事業貸借対照表	13
昭和46年度	公立和泉病院事業報告書	18
昭和46年度	公立和泉病院事業資金収支表	26
昭和46年度	公立和泉病院事業試算表	28
昭和46年度	公立和泉病院事業収益費用に関する事項	33
昭和46年度	公立和泉病院事業企業償還金明細書	42
昭和46年度	公立和泉病院事業固定資産明細書	86

昭和46年度公立和泉病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

(収入)

区 分	予 算 額				予 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 2 4 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款 病院組合収益	4,500,000	—	—	4,500,000	4,500,000	0	
第1項 分担金	4,500,000	—	—	4,500,000	4,500,000	0	
第2款 病院事業収益	881,092,000	67,466,000	—	948,558,000	805,946,251	△ 142,611,749	
第1項 本院医業収益	532,282,000	35,596,000	—	567,878,000	478,577,153	△ 89,300,847	
第2項 分院医業収益	295,006,000	28,278,000	—	323,284,000	270,425,759	△ 52,858,241	
第3項 本院医業外収益	34,356,000	3,442,000	—	37,798,000	37,558,658	△ 244,342	
第4項 分院医業外収益	19,448,000	150,000	—	19,598,000	19,389,681	△ 208,319	
合 計	885,592,000	67,466,000	—	953,058,000	810,446,251	△ 142,611,749	

(文 出)

区 分	予 算				額		決 算 額	地方公営 企業法第 26条第 2項の規 定による 繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	修正予算額	予備 費支 出額	流用 増減 額	地方公営 企業法第 24条第 8項の規 定による 繰越額	小 計				
第1款 病院組合費用	4,500,000	2,672,000				7,172,000	6,802,130	369,870		
第1項 総会費用	2,570,000	960,000				3,530,000	3,350,406	179,594		
第2項 管理費用	1,930,000	1,712,000				3,642,000	3,451,724	190,276		
第2款 病院事業費用	875,986,000	154,091,000				1,030,077,000	1,013,880,462	16,196,538		
第1項 本院医業費用	530,675,000	86,776,000				617,451,000	609,133,044	8,317,956		
第2項 分院医業費用	295,001,000	58,399,000				353,400,000	348,244,337	5,155,663		
第3項 本院医業外費用	30,957,000	5,639,000				36,596,000	34,133,936	2,462,064		
第4項 分院医業外費用	19,353,000	3,277,000				22,630,000	22,369,145	260,855		
第3款 予備費	356,000					356,000	0	356,000		
第1項 予備費	356,000					356,000	0	356,000		
合 計	380,842,000	156,763,000				1,037,605,000	1,020,682,592	16,922,408		

(2) 資本的収入及び支出

(収入)

区 分	算 額						予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額 に係る財 源充当額	継続費 繰越額に 係る財 源充当額	合 計				
第1款 資本的収入	17,102,000	98,700,000	115,802,000	53,534,000		169,336,000	169,674,652	338,652		
第1項 他会計繰入金	17,052,000	8,000,000	25,052,000	53,534,000		78,586,000	78,586,000	0		
第2項 企業債		89,700,000	89,700,000			89,700,000	89,700,000	0		
第8項 固定資産 売却代金	50,000		50,000			50,000	338,652	338,652		
第4項 泉大津市補償費		1,000,000	1,000,000			1,000,000	1,000,000	0		
合 計	17,102,000	98,700,000	115,802,000	53,584,000		169,386,000	169,674,652	338,652		

区 分	予 算				算 額				翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用	小 計	地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計	地方公営 企業法第 26条の 規定によ る繰越額	継続 費通 次繰 越額	合 計	円		
第1款 資本的支出	23,240,000	122,000,000		145,240,000	53,534,000		198,774,000	190,474,501			8,299,499		
第1項 本院建設 改良費	5,458,000	7,000,000		12,458,000	27,388,000		39,796,000	33,142,308			6,653,692		
第2項 分院建設 改良費	3,430,000	105,360,000		109,290,000	26,196,000		135,486,000	133,842,319			1,643,681		
第3項 本院企業債 償還金	6,071,000			6,071,000			6,071,000	6,070,892			108		
第4項 分院企業債 償還金	3,481,000			3,481,000			3,481,000	3,480,858			142		
第5項 長期借入金 償還金	4,800,000	9,000,000		13,800,000			13,800,000	13,800,000			0		
第6項 電話借券 購入費		140,000		140,000			140,000	138,124			1,876		
合 計	23,240,000	122,000,000		145,240,000	53,534,000		198,774,000	190,474,501			8,299,499		

昭和46年度公立和泉病院事業損益計算書

(昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで)

1. 病院組合収益			
(1) 分担金	4,500,000円	4,500,000円	円
2. 病院組合費用			
(1) 議会費用	3,350,406		
(2) 管理費用	3,451,724	6,802,130	
病院組合収支			△ 2,302,130

3. 本院医業収益			
(1) 入院収益	265,774,922		
(2) 外来収益	184,721,314		
(3) その他医業収益	28,080,917	478,577,153	
4. 本院医業費用			
(1) 給与費	322,480,224		

(2) 材料費 209,784,178円 円

(3) 経費 58,031,396

(4) 減価償却費 16,921,099

(5) 資産減耗費 289,442

(6) 研究修費 1,626,705 609,133,044

本院医業損失 130,555,891

5. 分院医業収益

(1) 入院収益 152,578,727

(2) 外来収益 106,423,111

(3) その他医業収益 11,423,921 270,425,759

6. 分院医業費用

(1) 給与費 180,185,719

(2) 材料費 118,749,074

(3) 経費 38,672,044

(4) 減価償却費 9,749,500

(5) 資産減耗費 0

(6) 研究 研修 費	888,000円	348,244,337円	円
分院 医業 損失			<u>77,818,578</u>
総 医業 損失			<u>208,374,469</u>
7. 医業 外 収益			
(1) 受取利息配当金	2,256,470		
(2) 分担金交付金	42,656,000		
(3) 患者外給食収益	6,042,806		
(4) その他医業外収益	5,988,063	56,948,339	
当 年 度 損 失			<u>151,431,130</u>
8. 医業 外 費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	45,202,633		
(2) 患者外給食材料費	8,423,568		
(3) 雑 損 失	2,876,880	56,508,081	
当 年 度 純 損 失			<u>207,934,211</u>
当 年 度 組 合 収 入			<u>△ 2,302,130</u>
当 年 度 純 損 失			<u>210,236,341</u>

昭和46年度公立和泉病院事業欠損金計算書

(昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで)

欠 損 金 の 部

	円	円
1. 欠 損 金		
(1) 前年度未処分欠損金		198,006,468
(2) 前年度欠損金処分金		0
繰越欠損金		198,006,468
(3) 当年度純損失		210,236,341
当年度未処分欠損金		408,242,809

資 本 剰 余 金 の 部

1. 共 済 積 立 金	
(1) 前年度未残高	10,000,000
(2) 前年度処分額	
(3) 当年度発生額	

円

円

- (4) 当年度処分額
 - (5) 当年度未残高
- 次年度繰越資本剰余金

10,000,000

10,000,000

昭和46年度公立和泉病院事業欠損金処分計算書

- 1. 当年度未処分欠損金 408,242,809円
- 2. 欠損金処分額 0
- 3. 翌年度繰越欠損金 408,242,809

昭和46年度公立和泉病院事業貸借対照表

(昭和47年3月31日現在)

資産の部

	円	円
1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
(イ) 本院		
1. 土地		73,332,816
2. 建物	402,759,593	
建物減価償却引当金	41,667,206	361,092,387
3. 構築物	1,000,000	
構築物減価償却引当金	0	1,000,000
4. 車輦	1,753,000	
車輦減価償却引当金	279,000	1,474,000
5. 器械及び備品	55,564,857	
器械及び備品減価償却引当金	18,685,179	36,879,678
小計		473,778,881

分 院	円	円
1. 土 地		88,073,510
2. 建 物	249,000,390	
建物減価償却引当金	<u>27,571,381</u>	221,429,009
3. 構 築 物	4,096,000	
構築物減価償却引当金	<u>1,247,513</u>	2,848,487
4. 車 輛	1,240,000	
車輛減価償却引当金	<u>0</u>	1,240,000
5. 器 械 及 び 備 品	29,654,050	
器械及び備品減価償却引当金	<u>17,018,085</u>	<u>12,635,965</u>
小 計		<u>326,226,971</u>
有形固定資産合計		800,005,852
2. 投 資		
(1) 投資有価証券		
(イ) 本 院	124,632	
(ロ) 分 院	138,124	262,756
投資合計		<u>262,756</u>

固定資産合計 円 800,268,608円

2. 流動資産

(1) 現金預金 67,615,279

(2) 未収金 167,414,594

(3) 貯蔵品

(イ) 本院 14,933,925

(ロ) 分院 4,460,792

(4) 前払金

(イ) 本院 19,733,950

(ロ) 分院 677,400

流動資産合計

274,835,940

資産合計

1,075,104,548

負債の部

円

円

3. 固定負債		
(1) 固定負債		
(イ) 本院	30,418,357	
(ロ) 分院	24,026,651	54,445,008
固定負債合計		54,445,008
4. 流動負債		
(1) 一時借入金		430,000,000
(2) 未払金		
(イ) 本院	170,294,802	
(ロ) 分院	104,808,677	275,103,479
(3) その他流動負債		
(イ) 予納金		
本院	1,142,900	
分院	936,000	
(ロ) 預り金	4,253,786	6,882,686
流動負債合計		711,436,165

負債合計 円 765,881,173円

資本の部

5. 資本金		
(1) 自己資本金	332,824,682	
(2) 借入資本金		
(イ) 企業債	<u>374,641,552</u>	
資本金合計		707,466,184
6. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
(イ) 共済積立金	<u>10,000,000</u>	
資本剰余金合計		10,000,000
(2) 利益剰余金		
(イ) 繰越欠損金	198,006,468	
(ロ) 当年度純損失	<u>210,236,841</u>	
利益剰余金合計		<u>△408,242,809</u>
剰余金合計		<u>△398,242,809</u>
資本合計		<u>309,223,375</u>
負債資本合計		<u>1,075,104,548</u>

昭和46年度公立和泉病院事業報告書

概況

1. 総括事項

(1) 診療状況

本年度中の診療状況は外来患者においては本院延113,996人、分院延54,867人

1日平均 外来患者数 本院 382.3人 分院 184.1人

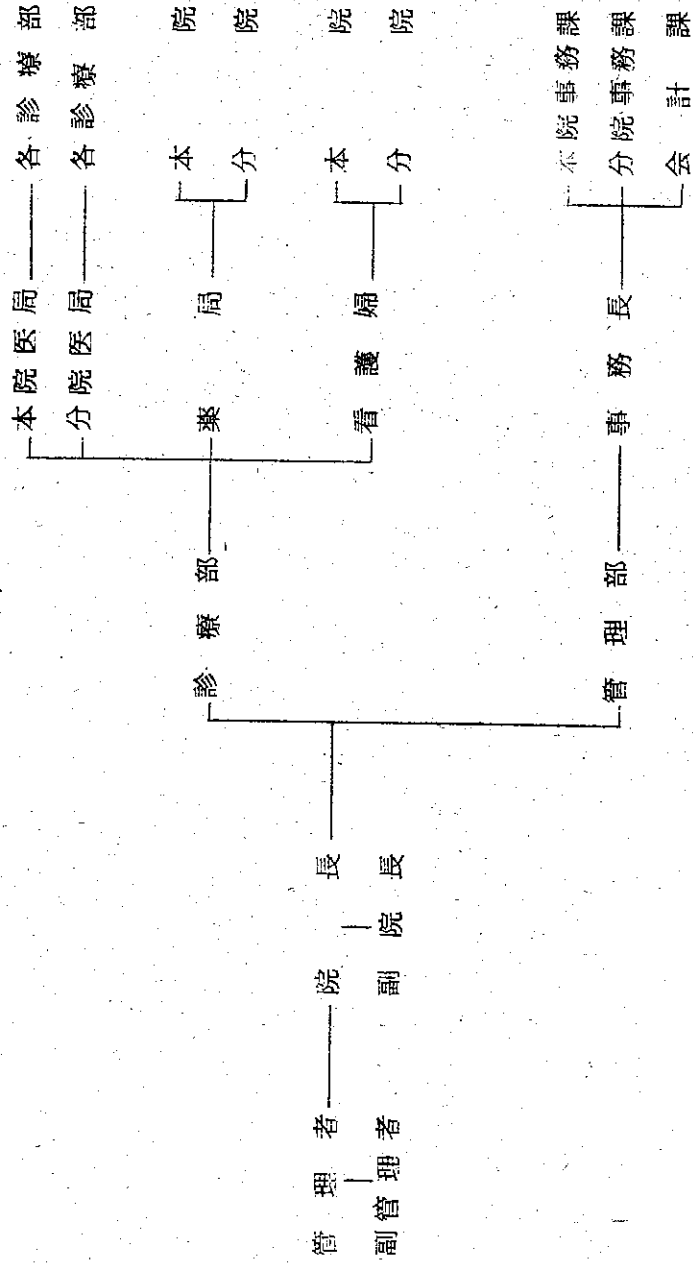
入院患者においては 本院延74,981人 分院延45,702人

1日平均 入院患者数 本院 204.9人 分院 124.9人

科名	外 来		入 院	
	本 院	分 院	本 院	分 院
内 科	29,081人	29,001人	43,655人	32,853人
外 科	14,929	6,050	10,403	6,320
産 婦 人 科	27,078		16,995	
小 児 科	21,139		2,840	
耳 鼻 咽 科	11,028		899	
眼 科	5,787		145	
皮 膚 泌 尿 器 科	4,954		44	
神 経 科		8,962		
整 形 外 科		10,854		6,529
計	113,996	54,867	74,981	45,702

ロ) 組織について

昭和39年4月1日より地方公営企業法財務規定の一部適用に伴ない、運用の適正化を図るために、下記の通りの組織とした。



2. 議会議決事項

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日
選 第2号	議会議長選挙の件	昭 46. 6. 23	昭 46. 6. 23
" 第3号	議会副議長選挙の件	"	"
" 第4号	議会常任委員選任の件	"	"
" 第5号	議会建築委員選任の件	"	"
" 第6号	議会特別委員選任の件	"	"
報告 第1号	昭和45年度公立和泉病院事業会計予算繰越の件	"	"
議案 第4号	和泉病院使用条例の一部を改正する条例制定の件	"	"
" 第5号	一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	"	"
" 第6号	昭和46年度公立和泉病院事業会計補正予算の件	"	"
" 第7号	公平委員選任につき同意を求めるの件	"	"
" 第8号	一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	"	"
" 第9号	勤労手当の額の特例に関する条例制定の件	"	"
委員会報告 第1号	特別委員会の中間報告について	昭 46. 9. 29	昭 46. 9. 29

監査委員報告 第2号	臨時出納検査結果報告の件	昭 46. 9. 29	昭 46. 9. 29
議案第 10号	昭和 46年度公立和泉病院事業会計補正予算の件	"	"
認定 第 1号	昭和 45年度公立和泉病院事業会計決算認定の件	"	昭 46. 12. 24
選 第 7号	議会常任委員選任の件	昭 46. 11. 10	昭 46. 11. 10
" 第 8号	議会建築委員選任の件	"	"
" 第 9号	議会特別委員選任の件	"	"
" 第 10号	議会議長選挙の件	昭 46. 12. 24	昭 46. 12. 24
監査委員報告 第3号	臨時出納検査結果報告の件	"	"
議案第 11号	職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	"	"
" 第 12号	勤奨手当の額の特例に関する条例制定の件	"	"
" 第 13号	一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例制定の件	"	"
" 第 14号	昭和 46年度公立和泉病院事業会計補正予算の件	"	"
" 第 1号	泉大津市、和泉市病院組合の解散について	昭 47. 1. 25	昭 47. 1. 25
" 第 2号	泉大津市、和泉市病院組合解散に伴う財産処分について	"	"
" 第 3号	一般職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例制定の件	昭 47. 3. 29	昭 47. 3. 29
" 第 4号	昭和 46年度公立和泉病院事業会計補正予算の件	"	"

3. 職員に関する事項

昭和47年3月31日現在における職員数は次の通りである。

現在数 252人 (臨時職員7人を含む)

給料表別 職名別	一般行政職(一)				一般行政職(二)			医療職(一)		医療職(二)				臨時職員					合計										
	事務職員	診療補助員	運転手	交換手	交配士	調理士	小計	事務員	棟	小計	医師	小計	薬剤師	検査技師	X線技師	栄養士	理学療法士	小計		看護婦	准看護婦	小計	医師	看護婦	准看護婦	調理士	事務員	見習看護婦	見習検査技師
本院	21	2	1	1	1	10	13				19	19	8	5	2	3		18	24	7	31	23							81
分							6											6			6								6
院							3											32			32								32
合	23	5	1	1	2	12	45	1	8	2	11	19	8	5	2	8		18	24	36	60	153			7			153	
臨時職員	12	2					14											14			14							14	
事務員	4	1	1	1	1	4	7											14	5		19							52	
技師							5											2	2		5							5	
技師							3											2	2		4							24	
技師							3											2	2		4							4	
技師							29											14	14		40							99	
技師							2											2	2		252							252	
臨時職員合計	39	9	2	2	4	18	74	1	11	3	15	31	12	9	4	5	2	32	38	52	100							7	
臨時職員合計	39	9	2	2	4	18	74	1	11	3	15	31	12	9	4	5	2	32	38	52	100							7	
合計	39	9	2	2	4	18	74	1	11	3	15	31	12	9	4	5	2	32	38	52	100							259	

4. 業務

(1) 業務量

1 各科別・外来入院診療数

区分	外来診療数			入院診療数			
	科 目	診 療 数	一日平均診療数	医 師 一 人 当 り 一 日 診 療 数	診 療 数	一日平均診療数	医 師 一 人 当 り 一 日 診 療 数
本 院	内 科	29,081	97.6	12.2	48,655	119.3	15.0
	小 児 科	21,139	70.9	70.9	2,840	7.8	7.8
	外 科	14,929	50.1	12.5	10,403	28.4	7.1
	皮 膚 ひ 尿 器 科	4,954	16.6	16.6	44	0.1	0.1
	産 婦 人 科	27,078	90.7	30.3	16,995	46.4	15.5
院	眼 科	5,787	19.4	19.4	145	0.4	0.4
	耳 鼻 い ん こ う 科	11,028	37.	37.	899	2.5	2.5
	計	113,996	382.3		74,981	204.9	
	内 科	29,001	97.8	16.2	32,853	89.8	15.0
	神 経 科	8,962	30.1	30.1			
分 院	外 科	6,050	20.3	6.8	6,320	17.8	5.8
	常 形 外 科	10,854	36.4	12.1	6,529	17.8	5.9
	計	54,867	184.1		45,702	124.9	

事業収入に関する事項

イ 本院医業収益

初診料	再診料	薬料	注射料	処置料	手術料	分娩料	検査料	X線料
8,974,848	7,806,268	141,775,809	98,827,818	16,860,420	12,260,788	11,887,700	37,881,312	18,574,286
入院料	寝具料	給食料	その他入院収益	その他外来収益	入院室料差額	その他医業収益		合計
52,551,695	3,785,697	34,826,118	3,077,657	3,407,480	25,724,444	2,366,478		478,577,158

ロ 分院医業収益

初診料	再診料	薬料	注射料	処置料	手術料	検査料	X線料	入院料
2,835,838	4,685,525	81,198,891	55,897,251	2,768,805	5,522,778	22,099,507	18,167,889	28,276,298
寝具料	看護料	給食料	その他入院収益	その他外来収益	入院室料差額	その他医業収益		合計
2,145,946	18,920,930	20,394,838	1,879,919	282,428	10,819,970	608,951		270,425,759

ハ 本院医業外収益

受取利息配当金	分担金交付金	患者外給食収益	その他医業外収益	合計
1,139,630	26,656,000	4,363,236	5,894,792	37,553,658

ニ 分院医業外収益

受取利息配当金	分担金交付金	患者外給食収益	その他医業外収益	合計
1,116,840	16,000,000	1,679,570	598,271	-19,889,681

本院各科別入院収益及び外来収益

科別	内	科外	婦人科	小兒科	耳鼻科	眼科	皮膚科	合計
入院収益	184,571,818 円	50,943,805 円	71,414,240 円	6,450,428 円	1,944,553 円	843,498 円	107,080 円	265,774,922 円
%	50.63 %	19.17 %	26.87 %	2.43 %	0.73 %	0.13 %	0.04 %	100 %
外来収益	93,393,223 円	20,963,854 円	84,010,971 円	15,069,044 円	6,761,928 円	5,081,909 円	9,440,385 円	184,721,314 円
%	50.56 %	11.35 %	18.41 %	8.16 %	3.66 %	2.75 %	5.11 %	100 %
合計	227,965,041 円	71,907,159 円	105,425,211 円	21,519,472 円	8,706,481 円	5,425,407 円	9,547,465 円	450,496,236 円
%	50.54 %	15.96 %	23.40 %	4.89 %	1.93 %	1.20 %	2.08 %	100 %

分院各科別入院収益及び外来収益

科別	内	科外	婦人科	神	経	整形	外科	合計
入院収益	105,460,223 円	27,292,696 円	19,825,808 円	0 円	0 円	0 円	0 円	152,578,727 円
%	69.11 %	17.89 %	13.00 %	0 %	0 %	0 %	0 %	100 %
外来収益	64,665,702 円	8,286,825 円	1,782,493 円	10,925,812 円	20,812,479 円	19,544 円	106,423,111 円	106,423,111 円
%	60.77 %	7.74 %	1.68 %	10.27 %	19.54 %	0.02 %	100 %	100 %
合計	170,125,925 円	35,579,521 円	21,608,301 円	10,925,812 円	20,812,479 円	19,544 円	259,001,838 円	259,001,838 円
%	65.68 %	13.72 %	8.34 %	4.22 %	8.04 %	0.01 %	100 %	100 %

昭和46年度公立和泉病院事業資金収支表

(昭和46年4月1日より昭和47年3月31日まで)

受入科目	受入金額	備考	支出科目	支出金額	備考
前年度繰越金	52,335,889	昭和46年4月1日			
病院組合収益	4,500,000		病院組合費用	6,548,667	
本院医業収益	419,086,258		本院医業費用	435,424,719	
分院医業収益	226,691,022		分院医業費用	251,764,371	
医業外収益	47,732,243		医業外費用	43,803,721	
他会計繰入金	24,701,050		本院建設改良費	27,275,403	
固定資産売却代金	40,000		分院建設改良費	119,509,685	
企業債	89,700,000		補償長期借入金償還金	13,800,000	
前年度未収金	137,987,134		前年度未払金	171,909,476	
一時借入金	1,223,000,000		一時借入金償還金	1,063,000,000	
預り金・予納金・受入金	84,527,142		預り金・予納金・受入金	82,466,060	
仮払戻入金	3,910,010		仮払金	21,546,617	
			本院企業債償還金	6,070,892	
			分院企業債償還金	3,480,858	
合 計	2,314,210,748		合 計	2,246,595,469	
本表は正味の現金収支を示すものである。			差引繰り越金	67,615,279	昭和47年3月31日

貯藏品現在高

種 別	本 院	分 院	合 計
藥 品	13,564,149 ^円	3,453,380 ^円	17,017,529 ^円
用 度	785,969	825,949	1,611,918
給 食	583,807	181,463	765,270
合 計	14,933,925	4,460,792	19,394,717

公立和泉病院事業試算表

(昭和47年3月31日)

借方

貸方

残高	科目	目	残高
534,410,266 円	固定資産	本院	円
372,063,950	固定資産	分院	
124,632	有価証券	本院	
138,124	有価証券	分院	
67,615,279	現金	預金	
167,414,594	未収	金	
14,983,925	貯蔵品	本院	
4,460,792	貯蔵品	分院	
19,733,950	前払金	本院	
677,400	前払金	分院	
	一時借入	金	430,000,000
	未払金	本院	170,294,802
	未払金	分院	104,808,677
	予納金	本院	1,142,900
	予納金	分院	936,000

円	預り金	4,253,786円
	減価償却引当金本院	60,631,385
	減価償却引当金分院	45,836,979
	自己資本金	332,824,632
	借入資本金	374,641,552
	固定負債本院	30,418,357
	固定負債分院	24,026,651
	資本剰余金	10,000,000
198,006,468	利益剰余金	
	病院組合収益	4,500,000
	医業収益本院	478,577,153
	医業収益分院	270,425,759
	医業外収益	56,943,339
6,802,130	病院組合費用	
609,133,044	医業費用本院	
348,244,337	医業費用分院	
56,503,081	医業外費用	
2,400,261,972	合計	2,400,261,972

事業収益に関する事項

教 項	目	節	予 算 額	執 行 額	予 算 残 額	備 考
1. 病院組合収益			4,500,000	4,500,000	0	
	1. 分 担 金		4,500,000	4,500,000	0	
	1. 泉大津市分担金		1,987,000	1,987,000	0	
		泉大津市分担金	1,987,000	1,987,000	0	
	2. 和泉市分担金		2,513,000	2,513,000	0	
		和泉市分担金	2,513,000	2,513,000	0	
2. 病院事業収益			948,558,000	805,946,251	△142,611,749	
1. 本院医療収益	1. 入 院 収 益		557,878,000	478,577,153	△ 89,300,847	
			295,546,000	265,774,922	△ 29,771,078	
	2. 外 来 収 益		241,187,000	184,721,314	△ 56,465,686	
		外 来 収 益	241,187,000	184,721,314	△ 56,465,686	
	3. その他医療収益		31,145,000	28,080,917	△ 3,064,083	
		整料差額収益	26,887,000	25,724,444	△ 1,112,556	
	公衆衛生活動	1,000	0	△ 1,000		

款	項	目	節	予 算 額	執 行 額	予 算 残 額	備 考
			医業相談収益	1,000	0	△ 1,000	
			受託検査施設 利用収益	1,000	0	△ 1,000	
			その他医業収益	4,305,000	2,356,473	△ 1,948,527	
2.	分院医業収益			323,284,000	270,425,759	△ 52,858,241	
		1.	入院収益	174,167,000	152,578,727	△ 21,588,273	
		2.	外来収益	137,176,000	106,423,111	△ 30,752,889	
		3.	その他医業収益	137,176,000	106,423,111	△ 30,752,889	
			室料差額収益	11,236,000	10,819,970	△ 416,030	
			医療相談収益	10,000	0	△ 10,000	
			その他医業収益	695,000	603,951	△ 91,049	
3.	本院医業外収益			37,798,000	37,553,658	△ 244,342	
		1.	受取利息配当金	1,000,000	1,139,630	139,630	
		2.	分租金交付金	1,000,000	1,139,630	139,630	
				26,556,000	26,656,000	0	

	分担金交付金	26,656,000	26,656,000	0
3. 患者外給食収益		5,000,000	4,363,236 △	636,764
	患者外給食収益	5,000,000	4,363,236 △	636,764
4. その他医業外収益		5,142,000	5,394,792	252,792
	不用品売却収益	200,000	39,180 △	160,820
	その他医業外収益	4,942,000	5,355,612	413,612
4. 分院医業外収益		19,598,000	19,389,681 △	208,319
1. 受取利息配当金		300,000	1,116,840	816,840
	預金利息	300,000	1,116,840	816,840
2. 分担金交付金		16,000,000	16,000,000	0
	分担金交付金	16,000,000	16,000,000	0
3. 患者外給食収益		2,626,000	1,679,570 △	946,430
	患者外給食収益	2,626,000	1,679,570 △	946,430
4. その他医業外収益		672,000	593,271 △	78,729
	不用品売却収益	30,000	50 △	29,950
	その他医業外収益	642,000	593,221 △	48,779
合 計		953,058,000	810,446,251 △	142,611,749

事業費用に關する事項

-33-

款	項	目	節	予 算 額	執 行 額	予 算 残 額	備 考	
1. 病院組合費用	1. 議 会 費 用			7,172,000	6,802,130	369,870		
				3,530,000	3,350,406	179,594		
2. 管 理 費 用	1. 給 与 額			1,215,000	1,201,500	13,500		
			報 酬	405,000	403,500	1,500		
			手 当	810,000	798,000	12,000		
				2,315,000	2,148,906	166,094		
			2. 經 費					
			旅 費 交 通 費	701,700	557,470	144,230		
			消 耗 品 費	2,000	0	2,000		
			消 耗 備 品 費	3,000	0	3,000		
			食 糧 費	100,000	95,700	4,300		
			印 刷 製 本 費	188,300	188,300	0		
2. 管 理 費 用	1. 給 与 費		通 信 運 搬 費	10,000	0	10,000		
			交 際 費	1,360,000	1,357,436	2,564		
				3,642,000	3,451,724	190,276		
				681,000	628,117	52,883		

	报 酬	94,000	54,000	40,000	
	给 料	54,000	54,000	0	
	手 当	222,000	210,000	12,000	
	退職給与金	311,000	310,117	883	
2. 経 費		2,961,000	2,823,607	137,393	
	旅費交通費	302,660	184,140	118,520	
	消耗品費	2,000	0	2,000	
	消耗備品費	3,000	0	3,000	
	食 糧 費	35,340	35,340	0	
	印刷製本費	138,800	131,440	7,360	
	通信運搬費	5,000	0	5,000	
	諸 会 費	73,200	73,200	0	
	交 際 費	1,075,000	1,073,487	1,513	
	委 託 料	1,326,000	1,326,000	0	
2. 病院事業費用		1,030,077,000	1,013,880,462	16,196,538	
1. 本院医療費用		617,451,000	609,133,044	8,317,956	
1. 給 与 費		322,846,000	322,480,224	365,776	

款	項	目	節	予 算 額	執 行 額	予 算 殘 額	備 考
			給 料	131,075.520	131,075.520	0	
			手 当	125,437.577	125,437.577	0	
			賃 金	25,724.000	25,665.707	58,293	
			法定福利費	26,870,903	26,646,795	224,108	
			退職給与金	13,738,000	13,654,625	83,375	
		2. 材 料 費		216,450,000	209,784,178	6,665,822	
			薬 品 費	188,711,000	183,506,650	5,204,350	
			診療材料費	10,860,000	10,673,973	186,027	
			給食材料費	15,473,000	14,373,615	1,102,385	
			医療消耗備品費	1,403,000	1,229,940	173,060	
		3. 経 費		59,085,000	58,031,396	1,053,604	
			厚生福利費	480,690	465,000	15,690	
			旅費交通費	1,085,750	1,065,065	20,685	
			職員被服費	303,750	303,590	160	
			消耗品費	1,001,947	1,001,947	0	
			消耗備品費	398,053	296,895	101,158	

	光熱水費	9,385,000	9,052,218	352,782
	燃料費	2,872,179	2,872,179	0
	食糧費	251,560	251,560	0
	印刷製本費	1,954,000	1,940,065	13,935
	修繕費	6,050,147	5,907,776	142,371
	保險料	392,000	391,285	715
	賃借料	14,861,918	14,861,918	0
	通信運搬費	2,060,000	2,027,284	32,716
	委託料	11,539,756	11,212,373	327,383
	諸會費	660,250	660,250	0
	雜費	5,288,000	5,225,789	62,211
	交際費	500,000	496,202	3,798
		16,950,000	16,921,099	28,901
4. 減価償却費	建物減価償却費	11,266,056	11,266,056	0
	構築物減価償却費	6,000	5,481	519
	器械備品減価償却費	5,405,944	5,377,876	28,068
	車輛減価償却費	272,000	271,686	314

款	項	目	節	予	算	類	執	行	額	予	算	殘	額	備	考		
2. 分院医業費用	5. 資產減耗費			320,000	研		289,442	研		30,558							
			棚卸資産減耗費	20,000			0			20,000							
	6. 研究研修費		固定資産除却費		300,000			289,442			10,558						
					1,800,000			1,626,705			173,295						
			研究材料費		214,560			200,000			14,560						
			謝金		75,000			75,000			0						
			図書費		652,300			540,565			111,735						
			旅費		808,140			808,140			0						
			研究雜費		50,000			3,000			47,000						
					353,400,000			348,244,337			5,155,663						
		1. 給与費				180,451,000			180,185,719			265,281					
				給料		75,419,170			75,419,170			0					
				手当		66,076,000			66,042,294			33,706					
				賃金		20,790,180			20,787,735			2,445					
	法定福利費			15,496,820			15,496,820			0							
	退職給与金			2,668,830			2,489,700			229,130							

2. 材 料 費		123,408.881	118,749.074	4,659.757
	藥 品 費	105,988.881	101,847.462	4,136.369
	診療材料費	7,016.248	7,016.248	0
	給食材料費	8,964.467	8,441.079	523.388
3. 經 費	医療消耗品費	1,444.290	1,444.290	0
		38,770.669	38,672.044	98.625
	厚生福利費	282.810	281.000	1.810
	旅費交通費	265.280	265.280	0
	職員被服費	206.460	206.460	0
	消耗品費	527.010	527.010	0
	消耗備品費	1,230.450	1,230.450	0
	光熱水費	5,340.444	5,340.444	0
	燃料費	1,100.000	1,066.247	33.753
	食糧費	106.735	106.735	0
	印刷製本費	1,480.597	1,480.597	0
	修繕材料	5,703.707	5,703.707	0
	保險料	226.000	198.388	27.617

款	項	目	節	予	算	額	執	行	額	予	算	殘	額	備	考
			質借料	13,678,959	円		13,645,917	円		38,042	円				
			通信運搬費	1,459,897			1,459,897			0					
			委託料	5,798,265			5,791,010			2,255					
			諸會費	163,450			163,450			0					
			雜費	1,005,605			1,005,605			0					
			交際費	200,000			199,852			148					
				9,749,500			9,749,500			0					
		4. 減価償却費		6,152,026			6,152,026			0					
			建物減価償却費												
			構築物減価償却費	328,497			328,497			0					
			器械備品減価償却費	3,258,977			3,258,977			0					
		5. 資産減耗費		20,000			0			20,000					
			印刷費減耗費	20,000			0			20,000					
		6. 研究研修費		1,000,000			888,000			112,000					
			研究材料費	112,000			0			112,000					
			謝金	20,000			20,000			0					
			図書費	367,675			367,675			0					

3. 本院医業外費用	旅費	409,720	409,720	0
	研究雜費	90,605	90,605	0
		36,596,000	34,133,936	2,462,064
4. 分院医業外費用	1. 支払利息及び企業債取致諸費	28,114,000	26,811,299	1,302,701
	企業債利息	11,239,000	11,238,878	122
	長期借入金利息	932,000	830,043	101,957
	割賦金利息	1,288,000	643,787	644,213
	一時借入金利息	14,655,000	14,098,591	556,409
	2. 患者外給食費	6,218,000	5,271,402	946,598
	患者外給食材料	6,218,000	5,271,402	946,598
	3. 雜損失	2,264,000	2,051,235	212,765
	不用品売却原価	300,000	97,500	202,500
	雜損失	1,964,000	1,953,735	10,265
	22,630,000	22,369,145	260,855	
	18,553,000	18,391,334	161,666	
	7,751,000	7,750,454	546	
	1,031,000	1,030,071	929	

款	項	目	節	予 算 額	執 行 額	予 算 残 額	備 考
			一時借入金利息	9,771,000	9,610,809	160,191	
		2. 患者食料費		3,251,000	3,152,166	98,834	
		外費	患者食料器	3,251,000	3,152,166	98,834	
		3. 雑損失		826,000	825,645	355	
			雑損失	826,000	825,645	355	
3. 予備費				356,000	0	356,000	
		1. 予備費		356,000	0	356,000	
			予備費	356,000	0	356,000	
合 計				10,376,005.000	10,206,882.592	16,922.408	

昭和46年度公立和泉病院事業償還明細書

〔本院〕

起借年度 種別	借入先	利率	借入額	昭和45年度 3月末現在	元利償還所要額			昭和46年度 3月末現在	支払期日
					元	金	利		
昭和30年度 病院事業費	郵政省 簡易保険局	6分5厘	10,000,000	2,028,109	982,686	116,114	1,098,800	1,045,423	9月30日 3月31日
昭和31年度	〃	〃	20,000,000	12,873,050	838,784	828,416	1,657,200	12,089,266	〃
昭和32年度	〃	〃	3,000,000	2,040,822	118,236	130,764	249,000	1,922,586	〃
昭和34年度	大阪省 資金運用部	〃	10,000,000	7,540,387	343,837	484,627	828,464	7,196,550	8月1日 2月1日
昭和35年度	〃	〃	33,000,000	25,947,631	1,064,355	1,669,577	2,733,932	24,883,276	〃
昭和41年度	〃	〃	31,000,000	28,710,995	669,772	1,355,506	2,525,278	28,041,223	9月1日 3月1日
昭和42年度	〃	〃	10,000,000	9,598,162	223,790	619,976	843,766	9,869,372	〃
昭和48年度	〃	〃	89,000,000	85,665,095	1,834,482	5,538,898	7,373,330	83,830,663	〃
合		計	206,000,000	174,399,251	6,070,892	11,238,878	17,309,770	168,328,359	

(分 院)

起償年度 種 別	借 入 先	利 率	借 入 額	昭和45年度 3月末現在	元 利 債 還 所 要 額			昭和46年度 3月末現在	支 払 期 日
					元	利	子 合 計		
昭和36年度 病院事業費	大蔵省 資金運用部	6分5厘	10,000,000	8,165,465	302,546	525,918	828,464	7,862,919	8月1日 2月1日
昭和37年度	"	6分5厘	70,000,000	59,155,475	1,953,367	3,748,871	5,702,238	56,202,108	"
昭和42年度	"	6分5厘	40,000,000	38,372,644	895,160	2,479,903	3,375,068	37,477,484	9月1日 3月1日
昭和43年度	"	6分5厘	16,000,000	15,400,467	329,785	995,757	1,325,542	15,070,682	"
昭和46年度	住友銀行	7分5厘	89,700,000	0	0	0	0	89,700,000	6月25日 12月25日
合 計			225,700,000	121,094,051	3,480,858	7,750,454	11,281,312	206,919,193	

昭和46年度公立和泉病院事業収益費用明細書

収 益

款	項	目	節	金額	備	考
1. 病院組合収益	1. 分担金			4,500,000 円		
		1. 泉大津市分担金		1,987,000		
			泉大津市分担金	1,987,000	泉大津市分担金	1,987,000円
2. 病院事業収益	1. 本院医療収益	2. 和泉市分担金		2,513,000		
			和泉市分担金	2,513,000	和泉市分担金	2,513,000円
				805,946,251		
				478,577,153		
		1. 入院収益		265,774,922		
			入院収益	265,774,922	初診料 薬料 注射料 処置料 手術料 分娩料	189,408円 31,957,747円 88,073,636円 12,059,525円 10,423,681円 11,387,700円

款	項	目	節	金額	備考
					検査料 16,556,517円 X線料 6,385,541円 入院料 52,551,695円 器具料 3,785,697円 食料料 34,326,118円 その他 3,077,657円 計 265,774,922円
		2. 外来収益		184,721,314	
			外来収益	184,721,314	初診料 8,784,940円 再診料 7,806,263円 薬料 109,817,562円 注射料 15,253,677円 注処料 4,300,895円 手術料 1,837,057円 検査料 21,324,795円 X線料 12,188,695円 その他 3,407,430円 計 184,721,314円
		8. その他 医療の		28,080,917	
			室料差額収益	25,724,444	入院室料差額
			公衆衛生 活動収益	0	
			医療相談収益	0	

	受託検査 施設利用収益	0			
	その他医療収益	2,356,473			証明診断書料 495,260 円 証明診断書料(外来) 524,830 円 附添ベット使用料 787,969 円 体温計損料 64,000 円 身体検査料他 484,414 円 計 2,356,473 円
	2. 分医療業収益	270,425,759			
	1. 入院収益	152,578,727			
	入院収益	152,578,727			初診料 151,224 円 薬料 18,650,182 円 注射料 44,825,778 円 処置料 1,534,020 円 手術料 4,335,825 円 検査料 11,591,705 円 X線料 5,432,062 円 入院料 28,276,298 円 寝具料 2,145,946 円 看護料 18,920,930 円 食料 20,334,838 円 給食料 1,379,919 円 その他 152,578,727 円
	2. 外来収益	106,423,111			
	外来収益	106,423,111			初診料 2,184,609 円

款	項	目	節	金額	備考
					再診料 4,685,525 円 薬料 62,543,709 円 注射料 11,071,473 円 処置料 1,224,785 円 処手術料 1,186,948 円 検査料 10,507,802 円 X線料 12,735,837 円 その他 282,423 円 計 106,423,111 円
		3. その他医療収益		11,423,921	
			空料差額収益	10,819,970	入院室料差額 10,819,970 円
			医療相談収益	0	
			その他医療収益	603,951	証明診断書料(入院) 900 円 証明診断書料(外来) 379,110 円 附添ペット使用料 137,790 円 体漏計破損料 43,400 円 老人検査料他 42,751 円 計 603,951 円
	3. 本院経業外収益			37,558,658	
		1. 受取利息配当金		1,139,630	
			預金利息	1,139,630	預金利息 1,139,630 円

2. 分租金交付金	分租金交付金	26,656,000	11,769,000 円 14,887,000 円 和泉市分租金 計
3. 患者外給食収益	患者外給食収益	4,363,236	2,504,796 円 1,858,440 円 附添給食料 職員給食料 計
4. その他医療外収益	給食残飯他不用品売却代	5,394,792	39,180 円
	その他医療外収益	5,355,612	3,715,434 円 190,900 円 287,054 円 244,582 円 202,970 円 174,003 円 360,000 円 180,669 円 5,355,612 円 医師賠償保険料 電気使用料 ガス使用料 電話使用料 米販売機 売店、理髪店、食堂家賃他 伝染病院蒸気料 その他 計
4. 分院医療外収益	1. 受取利息配当金	19,889,681	1,116,840

款	項	目	節	金額	備	考
			預金利息	1,116,840 円	預金利息	1,116,840円
	2.	分担金交付金		16,000,000		
			分担金交付金	16,000,000	泉大津市分租金 和泉市分租金 計	7,064,000円 8,936,000円 16,000,000円
	3.	患者外給食収益		1,679,570		
			患者外給食収益	1,679,570	職員給食料	1,679,570円
	4.	その他医業外収益		593,271		
			不用品売却収益	50	不用品売却	50円
			その他医業外収益	593,221	電気使用料 ガス使用料 電話使用料 寝具汚損料 売店家賃他 救急病院報償金 その他 計	116,390円 110,265円 87,880円 71,960円 12,000円 200,000円 45,276円 593,221円
合			計	810,446,251		

費用

款	項	目	節	金額	備考	
1. 病院組合費用	1. 議会費用			6,802,130 円		
				3,350,406		
		1. 給与費		1,201,500		
			報酬	403,500	議員報酬	403,500 円
			手当	798,000	議員特別手当	798,000 円
	2. 経費			2,148,906		
			旅費交通費	557,470	議員病院視察旅費 自治省へ組合解散の件	537,770 円 19,700 円
			消耗品費	0		
			消耗備品費	0		
			食糧費	95,700	議会昼食代	
			印刷製本費	138,300	手帳書及び決算意見書	138,300 円
		通信運搬費	0			
		交際費	1,357,436	議長交際費	1,357,436 円	

款	項	目	節	金額	備	考
	2. 管理費用					
		1. 給與費		3,451,724		
				628,117		
			報酬	54,000	監查委員報酬 公平委員報酬	21,000 円 33,000 円
			給料	54,000	特別職給料	54,000 円
			手当	210,000	公平委員特別手当 特別職特別手当 監查委員特別手当 計	60,000 円 108,000 円 42,000 円 210,000 円
			退職給與金	310,117	管理者退職手当	310,117 円
	2. 経費			2,823,607		
			旅費交通費	184,140	公平委員病院視察 自治体病院協議会 公平委員總會出席旅費	184,140 円
			消耗品費	0		
			消耗備品費	0		
			食糧費	35,340	出納検査茶菓子外	35,340 円

			印刷製本費	181,440	例規集、組合規約	131,440 円
			通信運搬費	0		
			諸会費	73,200	全国公平委員会、府公平委員会、公務災害分租金	73,200 円
			交際費	1,073,487	管理者交際費	1,073,487 円
			委託料	1,326,000	組合解散財産分割資料 本院、分院土地鑑定料 計	300,000 円 1,026,000 円 1,326,000 円
2. 病院事業費用				1,013,880,462		
				609,183,044		
				822,480,224		
			給料	131,075,520	医師給 正看護婦給 准看護婦給 医療技術員給 事務員給 労務員給 計	30,303,800 円 19,900,450 円 20,447,350 円 16,954,460 円 20,057,650 円 23,411,810 円 131,075,520 円
			手当	125,437,577	調整手当 医師 正看護婦	2,607,543 円 1,603,524 円

款	項	目	節	金額	備考
				円	看護婦 1,681,591 円
					准医療技術員 1,397,844 円
					医事業務員 1,667,243 円
					小計 1,900,592 円
					扶養手当 10,807,837 円
					医療技術員 424,400 円
					医事業務員 841,200 円
					小計 804,000 円
					管理職手当 359,000 円
					小計 1,428,600 円
					医師 2,824,908 円
					看護婦 143,690 円
					医療技術員 178,580 円
					医事業務員 553,007 円
					小計 3,200,185 円
					診療手当 10,827,420 円
					医師 962,800 円
					看護婦 1,181,340 円
					准医療技術員 908,800 円
					医事業務員 834,460 円
					小計 1,120,770 円
					特殊勤務手当 15,830,590 円
					医師 18,000 円
					看護婦 9,570 円

准 医 尊 劳	看 察 技 术	護 術 員 員	婦 員 員	49,470 301,175 36,325 301,800 711,340
超 過 勤 務 手 当	小 計	計		
医 正 准 医 事 劳	看 看 療 技 术	護 護 術 員 員	師 婦 婦 員 員	557,864 593,672 620,997 998,982 1,975,388 922,755 5,669,608
手 術 医 正 准	小 手 当	小 計		
医 正 准	看 看 護 護	護 護	師 婦 婦	2,048,215 183,265 197,264 2,428,744
分 娩 医 正 准	小 手 当	小 計		
特 別 医 小 計	看 看 護 護	護 護	師 婦 婦	783,628 1,183,269 381,708 2,348,605
宿 日 值 勤 務 手 当	小 計	計		
医 正 准 医	看 看 療 技 术	護 護 術 員 員	師 婦 婦	321,731 321,731 2,445,300 1,580,700 2,328,500 289,700

款	項	目	節	金額	備考
				円	事務員 974,600 円
					事務員 145,100 円
					計 7,713,900 円
					准夜深夜手当 605,800 円
					看護婦 2,210,200 円
					准看護婦 2,816,000 円
					計 449,257 円
					通勤医 347,091 円
					医正看護婦 328,045 円
					准看護婦 477,485 円
					医療技師 380,100 円
					事務員 270,400 円
					計 2,252,878 円
					期末勤勉手当 15,834,145 円
					医正看護婦 9,769,487 円
					准看護婦 10,807,004 円
					医療技師 8,882,699 円
					事務員 10,598,118 円
					事務員 12,036,706 円
					計 67,423,159 円
					特別勤務手当(住宅手当、児童手当その他)
					医師 102,000 円
					正看護婦 147,000 円
					准看護婦 24,000 円
					医療技師 160,800 円
					事務員 40,800 円

				勞務員 小計 宿直手当 医師 正看護婦 准看護婦 医療技術員 事務員 勞務員 小計 合	173,700 円 648,300 円 209,700 円 483,900 円 724,200 円 75,600 円 297,600 円 45,600 円 1,836,600 円 125,437,577 円
質	金	25,665,707		臨時医師代診 臨時看護婦 臨時看護婦 臨時調理士 臨時事務員 実習生徒 計	17,660,680 円 1,905,590 円 4,562,226 円 1,277,411 円 174,230 円 85,570 円 25,665,707 円
法定福利費		26,646,795		大阪府市町村職員健康保険事業主負担金 大阪府市町村職員互助会補助金 大阪府市町村職員共済組合事業主負担金 地方公務員災害基金 失業保険事業主負担金 計	8,087,838 円 6,900,724 円 11,500,658 円 149,742 円 7,833 円 26,646,795 円

款	項	目	節	金額	備考
			退職給与金	18,654,625 円	医師 看護婦 医療技術員 医務計 1,034,500 円 1,407,500 円 475,200 円 10,737,425 円 18,654,625 円
		2. 材料費		209,784,178	
			薬品費	183,506,650	内 薬 97,058,319 円 外 用 薬 8,486,685 円 注 射 薬 69,767,897 円 試 薬 5,591,460 円 そ の 他 2,602,289 円 計 183,506,650 円
			診療材料費	10,673,973	レントゲンフィルム 3,185,950 円 薬 袋 420,568 円 酸 素 576,230 円 繃帯、綿花、ガーゼ類 704,290 円 心電計用紙、計録紙 221,320 円 首 児 手 帖 170,000 円 フィルム現像料 37,050 円 手術衣、手術手袋、輸液セット、体温計、カット グット他 1,198,688 円 注射筒、針、瓶 他 2,603,215 円 縫合糸、縫合針、メソキバツク他診療材料 計 1,606,712 円 10,673,973 円

			給食材料費	14,373,615	米食 2,972,755 円 砂糖 1,020,588 円 油脂 218,610 円 魚介 213,170 円 獣肉 2,418,783 円 大豆 1,839,938 円 大豆製品 261,285 円 卵 629,392 円 牛乳 1,216,784 円 野菜 2,160,885 円 乾物 723,613 円 調味料 417,869 円 食料品の 431,060 円 その他 10,703 円 茶 42,000 円 洗食器 68,730 円 器具 201,530 円 計 25,920 円 14,373,615 円
			医療消耗品費	1,229,940	ローゼル持針器 132,160 円 ガーゼル 165,210 円 ケツル 72,960 円 消毒器 452,770 円 金属製眼子 61,450 円 知覚計 76,220 円 その他医療器具 269,170 円 計 1,229,940 円
		3. 経費		58,031,396	

款	項	目	節	金額	備考
			厚生福利費	465,000 円	職員会交付金 485,000 円 職員組合交付金 30,000 円 計 465,000 円
			旅費交通費	1,065,065	職員出張旅費 1,065,065 円
			職員被服費	303,590	看護衣服 209,600 円 看護靴 85,500 円 計 303,590 円
			消耗品費	1,001,947	ゴミ袋 109,132 円 文房具類 453,849 円 洗剤、殺虫剤 190,745 円 電気器具、スリッパ、小切手帖、下駄他日用品類 248,221 円 計 1,001,947 円
			消耗備品費	290,895	保管庫 57,000 円 椅子、本棚、電話台 86,650 円 詰所ワゴン他 153,245 円 計 296,895 円
			光熱水道	9,052,218	電気料 4,558,154 円 ガス料 1,875,008 円 水道料 2,619,056 円 計 9,052,218 円

			燃料費	2,872,179	重ガソリン他 デラコ 計	2,567,310 円 231,449 円 78,420 円 2,872,179 円
			食糧費	251,560	来客食事 茶	197,560 円 54,000 円 251,560 円
			印刷製本費	1,940,065	検査依頼書 カルテ製本 外来処方箋 薬品見積書 給料明細書 検査予約書 辞令 基準変更台帳 保険請求控 入院台帳 保険診療録 手術台帳 手箱台帳 診療報酬明細、入院誓約書、契約書他	118,600 円 125,850 円 409,500 円 180,400 円 147,475 円 106,900 円 60,300 円 85,400 円 52,200 円 58,000 円 59,200 円 54,100 円 487,140 円 1,940,065 円
			修繕料	5,907,776	浄化槽改修 インクホルン移設 カーテン取替 五病棟外修理 断層設備設置 ダクト修理	128,700 円 74,370 円 120,000 円 122,600 円 1,150,000 円 74,750 円

款	項	目	節	金額	備考
					配車修理 101,300 円 四階浴槽改修 75,000 円 給水タンク塗装 63,705 円 院内硝子入替 73,450 円 屋上物干屋根修理 162,000 円 携帯用X線装置修理 110,000 円 配管工事 96,560 円 タイメージアンブリリアアア修理 850,000 円 X線TV用プランピコン修理 590,000 円 アトム吸引器修理 79,610 円 各所修繕 649,480 円 手術室工事 201,370 円 配水管替え 66,500 円 X線テレビ工事 160,000 円 軽四ブレーキ修理他81件 958,321 円 計 5,907,776 円
			保 険 料	391,285	建物火災保険料 89,973 円 自動車賠償保険料 129,520 円 医師賠償保険料 171,792 円 計 391,285 円
			質 借 料	14,861,918	基準寝具借料 3,653,220 円 レントゲンテレビ借料 4,200,000 円 医師マンシヨン借料 1,205,000 円 真達鏡借料 1,548,240 円 検眼レンズ借料 660,480 円 ゼロックス借料 532,988 円

			オシメ、肌着、借料 1,465,150 円 ダスキング借料 68,800 円 植木借料 24,000 円 ゴールドマンズアウト借料 266,400 円 リースキンマツト、モツプ借料 125,120 円 自取現像機借料 1,112,520 円 計 14,861,918 円
	通信運搬費	2,027,284	電話料 1,645,755 円 電話交換機保守料 276,000 円 切手、ハガキ及送料 48,405 円 電話移転及工事他 62,124 円 計 2,027,284 円
	委託料	11,212,373	夜間警備委託料 1,411,920 円 血液検査委託料 443,980 円 看護婦養成委託料 2,408,300 円 院内清掃委託料 3,120,000 円 昇降機保守点検料 422,250 円 タオル洗濯料 169,963 円 洗濯料 530,900 円 ボイラー清掃検査 155,730 円 眼科診療委託料 100,000 円 保険請求事務委託料 1,607,520 円 レントゲン、テレビ保守料 192,000 円 フィルム、ハッチ検査他 649,810 円 計 11,212,373 円
	諸会費	660,250	医師会費 284,600 円 全国公立病院連盟会費 60,000 円 府下公立病院院長会費 15,900 円

款	項	目	節	金額	備考
					自治体病院協議会費 47,000 円 非常勤職員公務災害認定審査委員会費 8,400 円 労働基準協会費 17,500 円 日本病院協会費 12,000 円 看護師、X線技師、衛生検査技師、栄養士各会費その他 169,450 円 事務連絡会費 100,400 円 計 660,250 円
			雑費	5,225,789 円	西野徳太郎氏損害賠償金 3,641,626 円 職員記念品代 830,000 円 所得税不足分 292,500 円 看護婦助成金 100,000 円 広告料 147,000 円 浄化槽清掃、汚物処理費 897,600 円 高速通行料、各種申請料、縮版画実習生報酬他 計 85件 317,068 円 計 5,225,789 円
			交際費	496,202	病院交際費 496,202 円
		4. 減価償却		16,921,099	
			建物減価償却費	11,266,056	建物減価償却費 11,266,056 円
			構築物減価償却費	5,481	構築物減価償却費 5,481 円

	器械備品減価償却費	5,377,876	器械備品減価償却費	5,377,876
	車輛減価償却費	271,686	車輛減価償却費	271,686
5. 資産減耗費		289,442		
	棚卸資産減耗費	0		
	固定資産除却費	289,442	電気室除却費 ボイラ-室除却費 煙突除却費 計	7,250 円 148,926 円 139,266 円 289,442 円
6. 研究研修費		1,626,705		
	研究材料費	200,000	研究材料費	200,000 円
	金	75,000	種痘病教室謝金他	75,000 円
	図書費	540,565	各科医学図書費 法規集他 月刊誌他 保健請求関係書他 計	252,580 円 178,295 円 75,470 円 34,220 円 540,565 円
	旅費	808,140	医師学会出張 医療技術員学会出張 看護婦学会出張 計	619,520 円 102,780 円 85,840 円 808,140 円
	研究雑費	3,000	研究雑費	3,000 円

款	項	目	節	金額	備考
	2.分院医業費用			948,244.337	
		1.給与費		180,185.719	
			給料	75,419.170	医師給 15,266,600 円 正看護師給 12,086,300 円 准看護師給 15,011,920 円 医療技術員給 10,242,000 円 事務員給 11,107,500 円 労務員給 11,704,850 円 計 75,419,170 円
			手当	66,042.294	調整手当 1,331,116 円 医師 980,967 円 正看護師 1,200,921 円 准看護師 830,056 円 医療技術員 929,061 円 事務員 946,972 円 労務員 6,219,093 円 小計 扶養手当 258,800 円 医師 45,000 円 正看護師 133,700 円 医療技術員 159,000 円 事務員 132,800 円 労務員 728,800 円 小計 管理職手当 1,114,077 円 医師

正 小	婦 員	130,820 円
専 手	計	346,870 円
診 療	当	1,591,767 円
医 正	師 婦	4,686,830 円
准 医	婦	485,820 円
事 医	員	697,210 円
務 技	員	445,290 円
務 務	員	369,450 円
小 計		441,400 円
特 殊		7,126,000 円
医 正	当	197,375 円
療 医	員	187,425 円
務 技	員	384,800 円
務 務		
小 計		
超 過		92,737 円
郵 務	師 婦	228,749 円
手 當	婦	489,909 円
医 正	員	488,739 円
准 医	員	916,389 円
事 医	員	984,813 円
務 技		3,201,336 円
務 務		
小 計		
手 術	師 婦	445,095 円
医 正	婦	1,986 円
准 医	員	87,044 円
事 医	員	534,125 円
務 技		
務 務		
小 計		
特 別		407,671 円
医 正	師 婦	8,736 円
看 護	員	

款	項	目	節	金額	備考
					事 務 員 71,870 円
					小 計 488,277 円
					宿日直勤手当 醫師 739,200 円
					看護婦 362,600 円
					看護婦 1,336,000 円
					事務員 768,500 円
					事務員 195,100 円
					小 計 3,401,400 円
					宿日直手当 醫師 62,100 円
					看護婦 114,600 円
					看護婦 411,600 円
					事務員 235,500 円
					事務員 60,300 円
					小 計 884,100 円
					準夜深夜手当 婦 618,200 円
					看護婦 893,550 円
					小 計 1,511,750 円
					道 勤 小 計 -
					醫師 281,490 円
					看護婦 182,290 円
					看護婦 206,480 円
					医療技術員 397,885 円
					事務員 148,870 円
					事務員 216,570 円
					小 計 1,432,585 円

期末勤勉手当				師 7,521,616 円 婦 6,165,403 円 看護婦 7,602,869 円 技 5,093,857 円 術 5,592,618 円 員 5,983,198 円 員 87,959,561 円 小計 代宅手当 102,000 円 師 90,000 円 婦 74,200 円 看護婦 148,000 円 技 90,000 円 術 79,500 円 員 583,700 円 員 66,042,294 円 小計 合
賃	金	20,787,735		臨時医師代診 17,640,180 円 臨時看護婦 1,267,029 円 臨時看護婦見習 177,851 円 臨時事務員他 1,702,675 円 計 20,787,735 円
法定福利費		15,496,820		大阪府市町村職員等健康保険事業主負担金 4,989,106 円 大阪府市町村職員互助会補給金 4,119,414 円 大阪府市町村職員共済組合事業主負担金 6,361,651 円

款	項	目	節	金額	備考
					地方公務員災害基金 76,649 円 計 15,496,820 円
			退職給与金	2,439,700	看護婦退職金 2,439,700 円
		2. 材料費		118,749,074	
			薬品費	101,847,462	内 薬 55,452,326 円 外 薬 2,439,838 円 注射薬 89,708,439 円 試薬 3,716,429 円 その他 530,430 円 計 101,847,462 円
			診療材料費	7,016,243	レントゲンフィルム、ガストロフィルム、 眼底カメラフィルム 2,318,978 円 脳波計記録紙 98,550 円 カルテ封袋、検査所見紙 253,540 円 ガーゼ、糊帯、糸 446,400 円 薬 929,175 円 輸液セット、注射針、注射筒他 824,130 円 ピーカー瓶他 217,205 円 パラゴン替刃及東洋紙ミズホキルスナー 銅線ホールピペット他 1,928,265 円 計 7,016,243 円
			給食材料費	8,441,079	米 1,313,101 円

食	パ	ン	624,192 円
砂		糖	190,000 円
油		脂	130,000 円
魚	介	類	1,815,702 円
大	豆	品	281,844 円
獣	鳥	類	672,841 円
卵			455,546 円
牛		乳	828,517 円
野	菜	類	1,992,870 円
乾	物	類	455,546 円
調	味	料	125,000 円
化学	調味	料	19,347 円
茶			15,000 円
洗			20,950 円
そ	の	他	51,123 円
	計		8,441,079 円
	医療消費	費用	1,444,290
	針子、消毒関係		68,370 円
	酸素流し計、脈波用針、血圧計他		
			160,410 円
	江村関係診察台、フランク-針他		
			846,185 円
	雑用型刀他		369,325 円
	計		1,444,290 円
3. 経	費		88,672,044
	厚生福利費		281,000
	職員会交付金		261,000 円
	職員組合交付金		20,000 円
	計		281,000 円

款	項	目	節	金	額	備	考
			旅費交通費	265,280	円	職員出張旅費	265,280 円
			職員被服費	206,460		診察衣 看護靴 事務服外 計	152,610 円 27,210 円 26,640 円 206,460 円
			消耗品費	527,010		電球・電池 バインダー他文具 殺虫剤他 タオル、洗剤 ポリゴミ袋他 マツチ他日用品 計	49,720 円 255,734 円 13,450 円 56,830 円 18,150 円 133,126 円 527,010 円
			消耗備品費	1,230,450		フイトルマツト他 スチール机、椅子、ロッカー他 診察台、カーテン、ロッカー他 電話器他 文房具類他 計	503,603 円 196,280 円 137,534 円 12,870 円 380,163 円 1,230,450 円
			光熱水費	5,340,444		電気料 ガス料 水道料 計	2,191,339 円 938,705 円 2,210,400 円 5,340,444 円
			燃料費	1,066,247		重油 ガソリン	902,970 円 158,717 円

			オ イ ル 計	9,560 円 1,066,247 円
食 糧 費	106,735		来客 昼食 他 茶 計	77,335 円 29,400 円 106,735 円
印刷 製本 費	1,480,597		カ ル テ 製 本 外 来 処 方 箋 日 報 ・ 日 誌 診 療 券 他 他 給 付 用 紙 、 喪 札 記 録 、 検 査 表 診 療 報 酬 請 求 書 野 紙 印 刷 及 封 筒 支 払 命 令 書 伝 票 、 洗 濯 券 の 他 計	102,640 円 285,200 円 19,700 円 56,300 円 97,200 円 564,730 円 25,600 円 176,780 円 202,447 円 1,480,597 円
修 繕 料	5,703,707		病 室 修 理 電 氣 器 具 修 理 事 務 所 他 修 理 ボ イ ラ ー 清 掃 機 査 、 浄 化 槽 他 自 動 車 イ ン タ ー ホ ン 他 湯 沸 室 給 湯 設 備 工 事 新 建 受 水 機 用 ボ ー リ ン グ ポ ンプ 設 備 他 浴 室 工 事 他 断 層 室 、 X 線 室 配 膳 リ フ ト ワ イ ヤ 取 替 ア ミ ン 修 理	1,045,800 円 252,015 円 520,795 円 1,257,662 円 78,365 円 290,700 円 204,390 円 650,380 円 110,800 円 120,000 円 50,000 円 119,700 円

款	項	目	節	金額	備	考
					医局控室冷房設備工事 厨房冷房改造工事 ボイラー修理工事 その他器具修理 68件 計	260,000 円 192,000 円 52,100 円 489,000 円 5,703,707 円
			保 険 料	198,388	建物火災保険料 自動車損害賠償保険料 医師賠償保険料 計	38,493 円 59,090 円 100,800 円 198,383 円
			賃 借 料	13,645,917	自動現像機借料 X線テレビ装置借料 医療器具借料 基準寝具借料 旧敷地借料 計	1,092,000 円 4,752,000 円 3,850,840 円 2,112,460 円 1,838,612 円 13,645,912 円
			通 信 運 搬 費	1,459,897	電 話 料 切手、はがき他 電 話 保 守 料 電 話 架 設 料 他 計	1,269,722 円 11,075 円 128,800 円 50,300 円 1,459,897 円
			委 託 料	5,791,010	院内清掃委託料 血液検査料 昇降機保守料 断層撮影、組織検査委託料 代診医委託料	2,640,000 円 345,630 円 240,000 円 80,180 円 90,000 円

			設 計 料 角化槽、消温器処理料 235,000 円 洗濯委託料 300,000 円 検査料、放射線バッチテスト料 327,430 円 1,200,000 円 顧問委託料 244,800 円 航空写真撮影料他 1,200,000 円 計 88,470 円 5,791,010 円
諸 会 費	163,450		医 師 会 費 146,600 円 栄 養 士 会 費 4,500 円 大阪労災指定病院院長会費 2,400 円 自家用自動車協会費 2,000 円 大阪府病院薬剤師会費他 7,950 円 計 163,450 円
雑 費	1,005,605		舞殿に伴う職員記念品代 198,000 円 凶 面 作 成 料 66,500 円 税務署不足分支払 172,600 円 駅構内広告料 190,000 円 新聞広告料 40,400 円 労災審査手数料 18,350 円 高速道路通行料他 80,000 円 鍵 別 60,000 円 中元歳暮代 72,800 円 謝礼その他 49件 156,955 円 計 1,005,605 円
交 際 費	199,852		病院交際費 199,852 円
4. 減価償却費	9,749,500		

款	項	目	節	金額	備考
			建物減価償却費	6,152,026	建物減価償却費 6,152,026 円
			構築物減価償却費	328,497	構築物減価償却費 328,497 円
			機械備品減価償却費	3,268,977	機械備品減価償却費 3,268,977 円
		5. 資産減耗費		0	
			棚卸資産減耗費	0	
		6. 研究研修費		888,000	
			研究材料費	0	
			謝金	20,000	顧問退職記念料 20,000 円
			図書費	367,675	医学図書 184,800 円 薬事他月刊誌 20,595 円 官報、法規類 36,970 円 今日は看護婦さん誌 77,580 円 栄養学双書他 28,200 円 新聞代他 19,530 円 計 367,675 円
			旅費	409,720	医振技術員学会出張 346,640 円 看護婦学会出張 63,080 円 計 409,720 円

			研究雜費	90,605	醫師研究研修旅費 米登士代表懇親會他旅費代 計	77,850 円 12,755 円 90,605 円
3. 本院医業外費用	1. 支払利息及び 企業取取扱諸費			34,133,936		
				26,811,299		
			企業借利息	11,238,878	長期借利息	1,123,878 円
			長期借入金利息	830,043	長期借入金利息	830,043 円
			割賦金利息	643,787	住宅公団利息	643,787 円
			一時借入金利息	14,098,591	幸農協利息 三和銀行利息 泉大津信用金庫利息 泉大津市農協利息 郵政省利息 公營企業利息 計	349,807 円 534,134 円 1,150,682 円 2,318,356 円 4,788,627 円 4,956,985 円 14,098,591 円
				5,271,402		
			2. 患者食材料料費 外費	5,271,402	米 食パ 砂糖 油 魚 獻	987,813 円 270,222 円 92,300 円 75,300 円 992,880 円 636,460 円

款	項	目	節	金額	備考
				円	大豆製品類 102,359円 卵 141,544円 牛 347,908円 野 772,959円 乾 355,121円 調 227,409円 冷 249,150円 そ 3,487円 茶 18,000円 洗 43,770円 器 4,720円 計 5,271,402円
		3. 雑 損 失		2,051,285	
			不用品売却原価	97,500	乗用車売却損 97,500円
			雑 損 失	1,953,735	昭和35年より昭和42年までの滞納精算 1,953,735円
	4. 分院医業外費用			22,369,145	
		支払利息及び 企業債取扱諸費		18,891,334	
			企業債利息	7,750,454	長期債利息 7,750,454円
			割賦金利息	1,030,071	割賦金利息 1,030,071円

		一時借入金利息	9,610,809	三和銀行利息 幸農協利息 公營企業利息 郵政省利息 泉大津信用金庫利息 泉州銀行利息 和泉市利息 住友銀行利息 計	1,449,588 円 1,343,998 円 3,406,848 円 1,146,849 円 328,766 円 709,108 円 415,239 円 810,413 円 9,610,809 円
2. 惠給食材料費	外費		3,152,166		
	惠給食材料費	外費	3,152,166	米 食 砂 油 魚 大豆製品類 獸肉類 卵 牛乳類 野菜類 乾物類 調味料 化学調味料 茶 洗劑 他	693,486 円 143,103 円 43,750 円 50,000 円 538,706 円 106,272 円 289,636 円 132,329 円 135,518 円 759,850 円 196,257 円 7,500 円 8,545 円 3,900 円 14,100 円

款	項	目	節	金額	備考
				円	その他 34,214円
				825,645	計 315,216円
		3: 雑損	雑損	825,645	昭和38年から昭和42年まで未収金精算 825,645円
合			計	1,020,682,592	

昭和46年度公立和泉病院事業資本的收入支出明細書

收入

款	項	目	節	金額	備	考
1. 資本的收入				169,674,652		
	1. 他会計繰入金			78,586,000		
		1. 他会計繰入金			78,586,000	泉大津市分租金 和泉市分租金 計
	2. 企業債			89,700,000		
1. 分院企業債				89,700,000	長期借入金	89,700,000 円
3. 固定資産売却代				388,652		
	1. 固定資産 売却代金			388,652		
						車 器機及備品 計
4. 泉大津市補償金				1,000,000		
	1. 泉大津市補償金			1,000,000	泉大津市補償金	1,000,000 円
合				169,674,652		

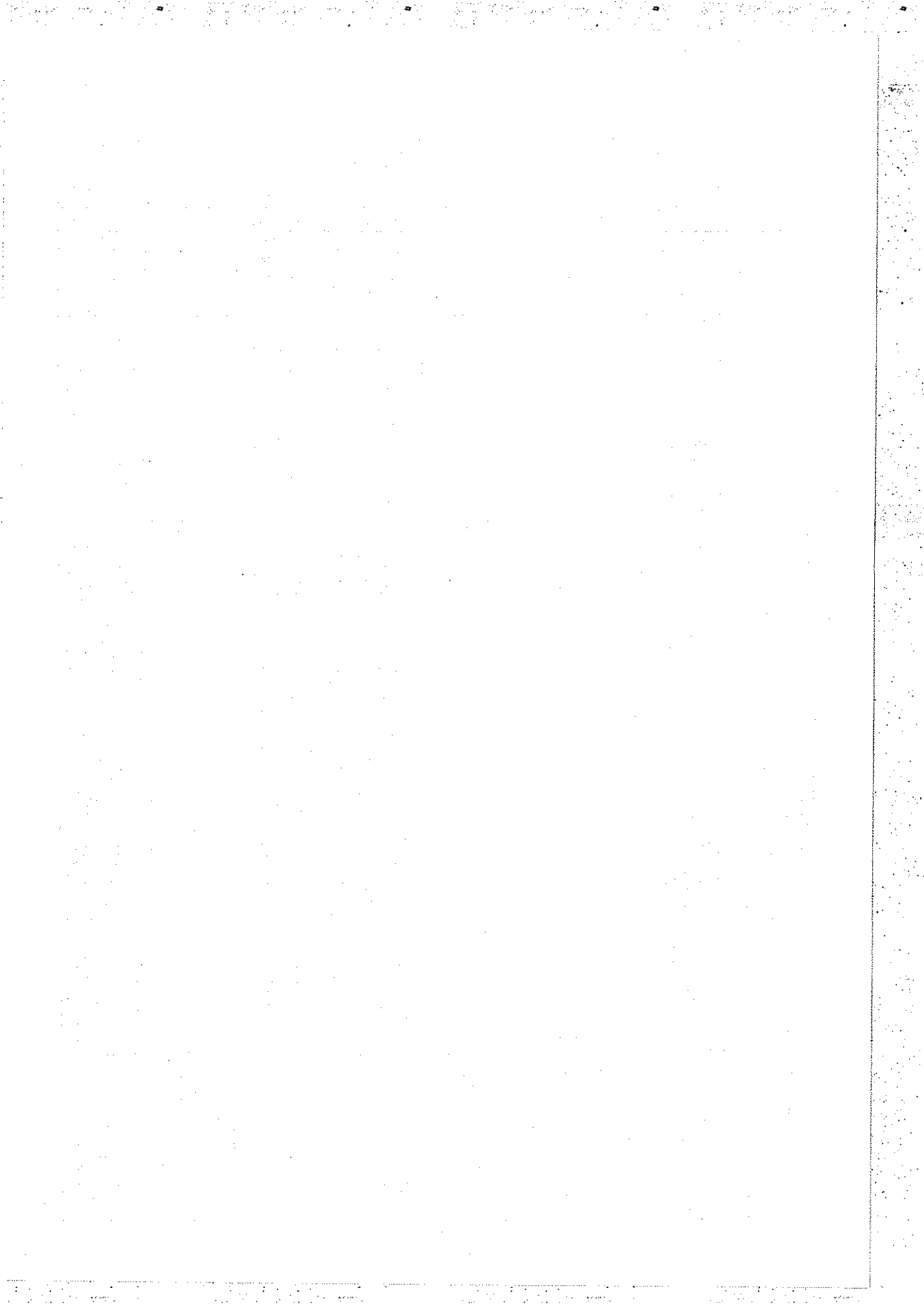
支 出

款	項	目	節	金 額	備 考
1. 資本的支出				190,474.501 円	
	1. 本庁建設改良費			88,142.808	
		1. 宿舍割賦金		885.048	住宅公団借入金 885.048 円
		2. 器械備品購入費		6,778.050	X線断層撮影装置 1,750,000 円 カオ電力計算機 210,000 円 シヤーカーステン 28,000 円 冷蔵庫 39,800 円 テレビ 29,400 円 産直用ベットの 19,000 円 乗用車(クラウンスーパーデラックス) 1,448,000 円 ベビーベットの 61,550 円 グラインダー 256,200 円 冷蔵庫 89,800 円 トランス洗滌装置 57,300 円 ガストロフアイバーコーステン 786,900 円 皮フ科シヤーカーステン 11,000 円 ハートモニタ 280,000 円 器械卓子 191,800 円 冷蔵庫 96,600 円 ゾンテ内科 84,000 円 ビシブルレコーダー 88,800 円 プリア椅子 1,854,900 円 計 6,778.050 円

				看護婦宿舍工事費 1,000,000円 渡り廊下増設工事費 1,200,000円 ボイラー水硬水軟化装置 230,000円 計 2,430,000円	2,430,000			
				看護婦宿舍建設 23,554,215円	23,554,215			
				4. 予算繰越額 133,842,319	133,842,319			
				1. 看護婦宿舍 賃金 616,069	616,069			住宅公団償還金 616,069円
				2. 器械備品購入費 6,173,000	6,173,000			キヤビネット 157,000円 アボン照明灯 135,500円 患者輸送車兼乗用車 1,240,000円 整形外科器具 67,500円 リコー計算機 180,000円 電子計算機 140,000円 長機 28,000円 乾燥機 42,900円 水平回転振温器 121,500円 体温計振下器 15,000円 検査科医療器械 199,000円 内科医療器械 73,000円 レントゲンキヤビネット 160,800円 冷蔵庫 37,000円 スノーデンペンサー 77,700円 扇風機 13,800円 訓練用椅子 18,500円 京大式骨髄移植子 35,000円 ミナト極超短波治療器 273,200円 タイガー移動式姿勢矯正機 681,400円
				2. 分院建設改良費				

款	項	目	節	金額	備考
					オルトラック 1台 288,000円 検眼鏡 17,000円 超音波手洗装置 445,000円 大角キャビネ 2台 58,600円 腹腔鏡消毒ケース 289,000円 超音波脳診断 740,000円 ハートモニター 260,000円 医局用応接テーブル 18,000円 コスモス牽引フレーム 276,000円 リスホルモブレन्दテ 94,600円 計 6,173,000円
		3. 建物改装費		12,784,000	各部改装費 1,484,000円 事務所増築、x線新築工事費 2,500,000円 電子リコーピー 380,000円 排水路改装工事費 370,000円 看板改装費等 300,000円 会議室、渡り廊下工事費 7,750,000円 計 12,784,000円
		4. 用地買収及び借成		88,073,510	用地買収及び借成費 88,073,510円
		5. 予算繰越額		26,195,740	看護婦宿舍建設工事費 26,195,740円

3. 本院企業債	債金			6,070,892		
	還金	1. 企業債償還金		6,070,892	長期債償還金	6,070,892 円
4. 分院企業債	債金			3,480,858		
	還金	1. 企業債償還金		3,480,858	長期債償還金	3,480,858 円
5. 本院長期借入金	債金			13,800,000		
	還金	長期借入金		13,800,000	長期借入金償還金	13,800,000 円
6. 電話債券購入費	債金			188,124		
	還金	1. 電話債券購入費		188,124	電話債券購入費	188,124 円
合 計				190,474,501		



泉大津市和泉市病院組合および泉大津市
和泉市伝染病院組合の解散に関する資料

(昭和47年和泉市議会第1回臨時会において議決された議案書写)

議案第1号

泉大津市和泉市病院組合の解散について

地方自治法第288条第1項の規定により、泉大津市和泉市病院組合の解散について別紙のとおり関係市長協議の上定めるものとする。

昭和47年1月28日提出

昭和47年1月29日即日原案可決

和泉市長 藤木 秀夫

泉大津市和泉市病院組合解散に関する協諺書(案)

1. 解散の期日

泉大津市和泉市病院組合は、昭和47年3月31日をもって解散する。

2. 施設の帰属

(1) 泉大津市に所在する本院の施設は、泉大津市に帰属せしめ昭和47年4月1日から市立病院として発足するものとする。

(2) 和泉市に所在する分院の施設は、和泉市に帰属せしめ昭和47年4月1日から市立病院として発足するものとする。

3. 帰属後の名称

(1) 泉大津市に帰属する本院の名称は、泉大津市立病院とする。

(2) 和泉市に帰属する分院の名称は、和泉市立病院とする。

4. 両市民の互惠

泉大津市の住民並びに和泉市の住民の取扱いについては、向う10年間、互に区域内として取扱うものとする。

5. 職員の身分の引継ぎ

解散時、本院に在籍する職員の身分は、そのまま泉大津市職員として引継ぎ、分院に在籍する職員の身分は、そのまま和泉市職員として引継ぐものとする。

6. 退職金の引継ぎ

泉大津市並びに和泉市引継ぎを行う職員の退職給与引当金は、昭和47年3月31日づけをもって仮計算し、それぞれの市に引継ぎ勤続年数はこれを通算するものとする。

7. 条例規則等の整理

泉大津市和泉市病院組合において制定せる条例規則は昭和47年3月31日をもってこれを廃止し、市立病院として必要な条例規則は、昭和47年4月1日までにそれぞれの市において制定するものとする。

8. 職員の配置転換

一般職の職員の給与に関する条例の整理統合ができるまでの間は、原則として、市と病院間の配置転換は行わないものとする。

議案第2号

泉大津市和泉市病院組合解散に伴う財産処分について

地方自治法第289条の規定により、泉大津市和泉市病院組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市長協議の上定めるものとする。

昭和47年1月28日提出

昭和47年1月29日即日原案可決

和泉市長 藤木秀夫

泉大津市和泉市病院組合解散に伴う財産処分に関する協議書(案)

1. 分割の基準日

財産分割の基準日は、昭和47年3月31日とする。

2. 資産の帰属

資産の分割については、両市のおおのの地域により分割し、それぞれの発生原因にもとづき、おおのの市に帰属せしめる。

3. 負債の帰属

負債及び共済基金積立金の分割については、その発生原因にもとづき、おおのの市に帰属せしめる。

4. 退職給与引当金の算定

退職給与引当金は、昭和47年3月31日において在職する職員を退職したものと仮定して

金額を算出し、それぞれ職員の所属する市に分割する。

5. 資産の評価

固定資産中、土地については、別紙評価額により評価し、分院の借地権については、土地評価額の85%の率をもって評価する。

その他の資産については、帳簿価格によるものとする。

6. 未収入金の整理

未収入金については、不良債権を整理したものとする。

7. 純資産の分割

基準日における資産の評価により資産を算定し、負債及び退職給与引当金を控除して純資産を算出する。算出された純資産をそれぞれ50%の接分率をもって両市に分割する。

接分率によって分割した純資産の額と両市に帰属する純資産の額の差額は調整金決済勘定として両市協議の上、決済する。

8. 清算業務

分割に基づく財産の清算業務を行うため、次の清算人を置く。

泉大津市長

和和市長

公立和泉病院土地評価額

本院分院別	所有地 別 借地	面積	単価	評価額	備考
本院	所有地	9,713.39㎡	28,899円	280,708千円	
			(37,391)		
分院	借地	5,216.95	35%	68,274	
			13,087		
	所有地	2,986.67	36,606	109,332	
小計				177,600	
合計				458,314	

議案第 3 号

泉大津市和泉市伝染病院組合の解散について

地方自治法第 288 条第 1 項の規定により、泉大津市立和泉市伝染病院組合の解散について別紙のとおり関係市長協議の上定めるものとする。

昭和 47 年 1 月 28 日提出

昭和 47 年 1 月 29 日即日原案可決

和泉市長 藤木 秀夫

泉大津市和泉市伝染病院組合解散に関する協議書(案)

1. 解散の期日

泉大津市和泉市伝染病院組合は、昭和 47 年 3 月 31 日をもって解散する。

2. 施設の帰属

泉大津市に所在する伝染病棟は、本院の併設伝染病棟として泉大津市に帰属せしめる。

3. 伝染病患者の取扱いについて

和泉市に伝染病院が創設されるまでの間は、伝染病患者については泉大津市が委託をうけて処置するものとし、泉大津市和泉市間で委託に関する契約を締結するものとする。委託料については、基本委託料と患者の処置に要する委託料とするものとする。

議案第 4 号

泉大津市和泉市伝染病院組合解散に伴う財産処分について

地方自治法第 289 条の規定により、泉大津市和泉市伝染病院組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市長協議の上定めるものとする。

昭和 47 年 1 月 28 日提出

昭和 47 年 1 月 29 日即日原案可決

和泉市長 藤木 秀夫

泉大津市和泉市伝染病院組合解散に伴う財産処分に
関する協議書（案）

1. 処分の基準日

財産処分の基準日は、昭和47年3月31日とする。

2. 財産の処分

基準日における資産及び負債の一切を泉大津市に帰属せしめる。

3. 清算業務

財産の清算業務を行うため、次の清算人を置く。

泉大津市長

和泉市長

伝染病院土地評価額

所有地 借地	別 面積	単 価	評 価 額	備 考
	m ²	円	千円	
所有地	1,312.64	25,495	33,466	

議案第5号

和泉市病院事業の設置等に関する条例制定について

和泉市病院事業の設置等に関する条例を次のように制定する。

昭和47年1月28日提出

昭和47年1月29日即日原案可決

和泉市長 藤木秀夫

和泉市病院事業の設置等に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、病院事業の設置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 市民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業として経営する病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 和泉市立病院
- (2) 位置 和泉市府中町780番地

（経営の基本）

第3条 病院事業は、常に公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。

2 病院の診療科目、病床数及び組織その他業務分掌については、市長が定める。

3 病院は、本市住民の診療及びこれに附帯する業務を行なう。

ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、本市住民でない者に対しても診療を行なうことができる。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000,000円以上の不動産又動産の買入れ又は譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第4項の規定により病院事業の業務に従事する職員等の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等）

第6条 病院事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基き条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が2,000,000円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が2,000,000円以上のもの

のとする。

(業務状況説明書類の作成)

第7条 市長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日まで作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日まで作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、市長は、できるだけすみやかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

理 由

本市住民の健康保持に必要な医療を提供するため、泉大津市和泉市病院組合の解散により本市に帰属する同組合の公立和泉病院分院を本市病院事業として設置、かつ、この事業の設置等に関して地方公営企業法の規定により必要とする事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

別紙

和泉監第35号

昭和47年11月21日

和泉市長 藤木秀夫 殿

和泉市監査委員 堀田徳治

和泉市監査委員 山田清二

決算審査意見

地方自治法施行令第5条第3項の規定により、昭和46年度公立和泉病院事業会計歳入歳出決算、昭和46年度泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算及び証書類を審査したところ、その意見は次のとおりであります。

記

公立和泉病院事業会計の決算額は、収益的収支においては

収 入 810,446,251円

支 出 1,020,682,592円

当年度損失 210,236,341円

であり、資本的収支においては

収 入 169,674,652円

支 出 190,474,501円

当年度損失 20,799,849円

でありました。

泉大津市和泉市伝染病院組合歳入歳出決算額は、収益的収支においては

収 入 13,634,393円

支 出 11,220,649円

歳入歳出差引残額 2,413,744円

でありました。

尚、審査は昭和47年11月13日に実施の結果、決算額の計数は正確であり、適正に執行せられたものと認めます。

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事業局長（竹内潔君） それでは市長の命によりまして、病院事業局長から説明させて

いただきます。

去る3月31日をもって泉大津市との病院組合並びに伝染病院組合が解散されましたので、両市の市長が清算人となり、決算を行ないました結果を、地方自治法第292条、同施行令第5条の規定に基づきまして、監査委員さんの意見を付しまして、議会の認定をお願いしようとするものでございます。

さて、決算の概要につきましては、まず病院組合分について、収支決算額は8億1,044万6千251円で、支出の決算額は10億2,088万2,592円となり、差し引き2億1,028万6,341円の赤字決算という結果になりました。これにつきましては、前年度における多数の医師の退職による入れ替り、あるいはこれに伴う患者数が予定を下回ったこと、医療費改定の遅れに伴う収入減あるいは人勸の実施に伴う給与費の増崇等の原因もございまいしょうが、企業の努力も及びませず、予想以上の赤字決算になったことにつきましては、まことに申しわけなく存じております。

これらの内容の概略を申し上げますと、組合議会の収支につきましては280万2,130円、本院の収支につきましては1億2,713万6,169円。分院の収支につきましては、8,079万8,042円のそれぞれの赤字となっております。

続いて伝染病院組合の決算につきましては、収入総額が1,363万4,398円、支出総額が1,122万6,499円でありますので、241万3,744円の黒字決算となっておりますが、これは前年度に発生いたしました伝染病院患者の治療に要した補助金が今年度、収入された結果によるものでございます。

以上が病院組合の46年度の決算の概要でございますが、内容の詳細につきましては、それぞれ明細書をご検討賜わりまして、何卒ご認定のほどをよろしくお願い申し上げます。

なお同時に提出しております別冊の公立和泉病院分割に関する資料につきましては、簡単に説明申し上げます。

泉大津市との病院組合並びに伝染病院組合の解散につきましては、去る一月の議会におきまして、別冊の泉大津市和泉市病院組合および泉大津市和泉市伝染病院組合の解散に関する資料にもありますように、その基本方針についてはすでに議決を賜わっておりますが、これに基づき清算いたしました結果が、その1ページの分割計算書にある通りでございます。この表を要約いたしますと、本院につきましては8億5,515万2,489円の資産があり、分院につきましては5億1,685万9,738円の資産があることとなりますが、反対に本院につきましては7億7,598万3,529円、分院につきましては5億5,10万6,923円のそれぞれ負債を持っておりますこととなります。

両市の協議によりまして、資産、負債は両市折半することになっておりますので、これを調整、清算いたしました結果、和泉市が泉大津市より3,370万8,075円をもらうことと相りました。これらの詳細につきましては、2ページ以下に添付いたしておりますので合わせてご検討賜わりたく存じます。

なお伝染病院組合につきましては、これも両市の協議により、資産、負債とも泉大津市が引き継ぐこととなっておりますが、ご参考までに申し上げますと、資産の総額が6,341万6千430円、負債の残額が1,793万397円となりまして、差し引き純資産が4,548万6,033円となっております。伝染病院組合につきましては今後、泉大津市が引き続いて運営してまいります。患者が発生いたしましたおりに、和泉市がこれに委託することとなっております。もちろん、経営基本委託料というものが必要でございますが、これは両市協議のうえ今後、決めていくことになっております。

以上で今回、提案されました46年度病院関係決算の内容の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。それではこれより総括質問に入ります。
- 18番（直村静二君） 泉大津市と完全に分かれて新発足したのですが、いまも説明を聞きましたが、やはり病院経営は非常に赤字が多くということ、いずれもこれは両市の間で決定しておりますから異議はないのですが、そういう赤字の出る病院経営について、市長は心を新たにして決意を述べてもらいたい、長期計画を含めてね。改めて聞いておかないと、これまで病院議会はありませんから、どこへも泣き事を言うていけない。赤字はどうして処理するか、ぜひとも聞いておきたいと思えます。
- 市長（藤木秀夫君） 46年度の病院の決算につきましては、ただいま説明申し上げましたように、非常にお気の毒な結果となっております。今後、和泉市の医療施設等について、いま、市民の福祉を考えますと、まだまだ分院として今日まで参りました関係上、不備な点もございまして、十分の医療サービスができない現状でございます。これは前回の議会でも申し上げましたように今後、ますます充実いたしまして、何とか検討して産婦人科も設置するように努力して市民の要望に沿いたい決意を持っておるわけでございます。その点よろしく願います。
- 18番（直村静二君） 市長の答弁、非常に結構だと思います。赤字の問題、市長は一生懸命やるということですが、よろしく願います。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質問がないようでございますので、以上で総括質問を終わります。

おはりいたします。本決算についてもまことに重要な内容でありますので、十分ご審議を願うため、先に設置、選任いたしました決算特別委員会に付託のうえ閉会中でも継続審議をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、さよう決定いたします。決算特別委員の皆さんにはまことにご苦労でございますが、よろしく願います。

- 議長(松尾千代一君) 時間の関係上、ただいまより一時まで休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは一時まで休憩いたします。

(午前11時48分休憩)

<午後の部>

(午1時15分再開)

- 議長(松尾千代一君) 午前に引き続き会議を続行いたします。次に日程第8「町の区域の変更について」を議題といたします。議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

第案第76号

町の区域の変更について

地方自治法第260条第1項の規定により、昭和48年2月1日から本市の町の区域を次のとおりとする。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

- 1 松尾寺町および浦田町の区域を別表に掲げる区域に変更する。

2 1で除いた区域を緑ヶ丘の区域に編入する。

別表

町名	地番
松尾寺町	687、688、689、690、691、692
浦田町	1330の3、1330の4、1330の5、1330の6、 1330の21、1330の22、1330の23、1330の24

(注) 区域内に介在する国有水路その他無番地を含む。

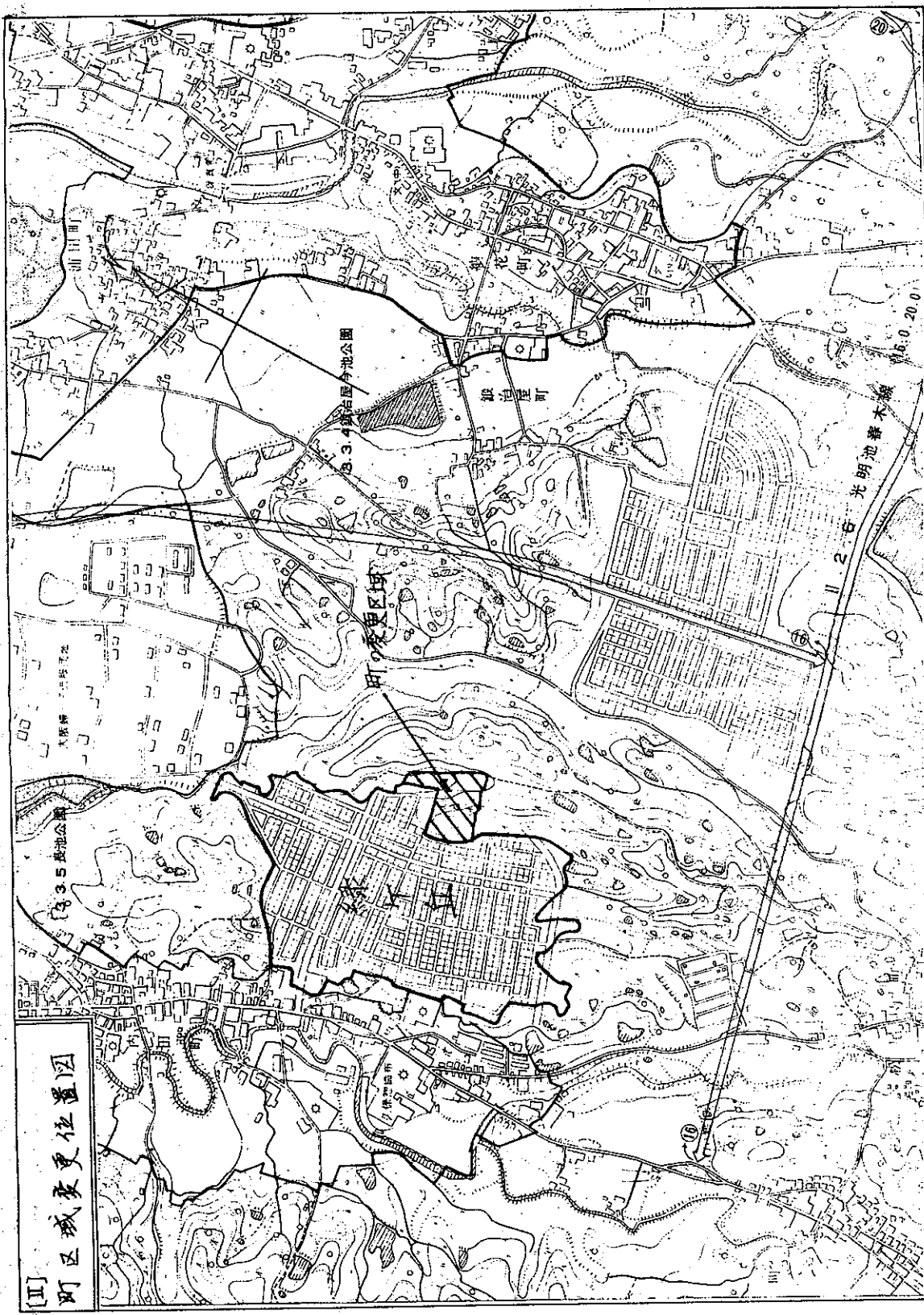
議案第76号参考資料

(I) 地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

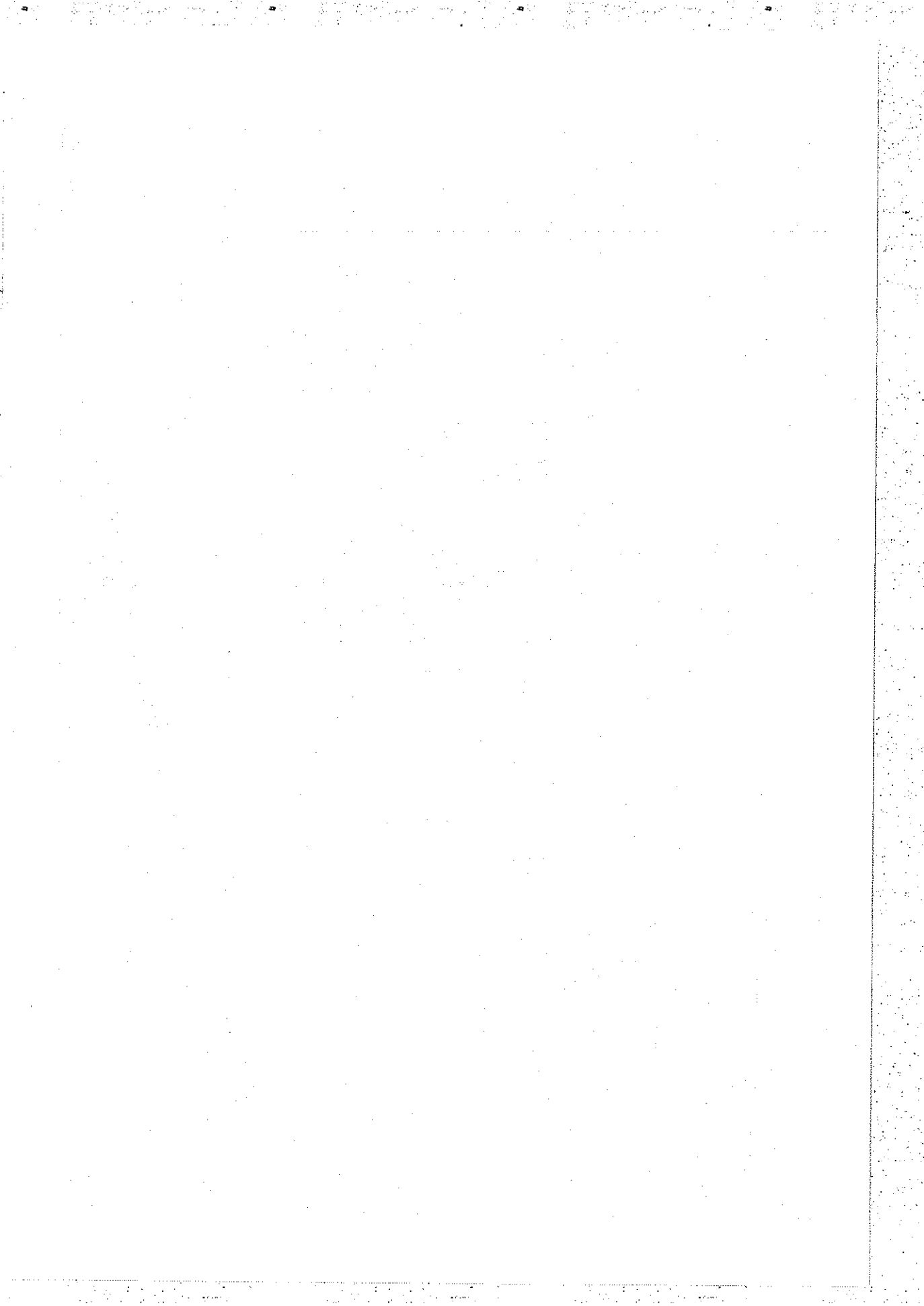
第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

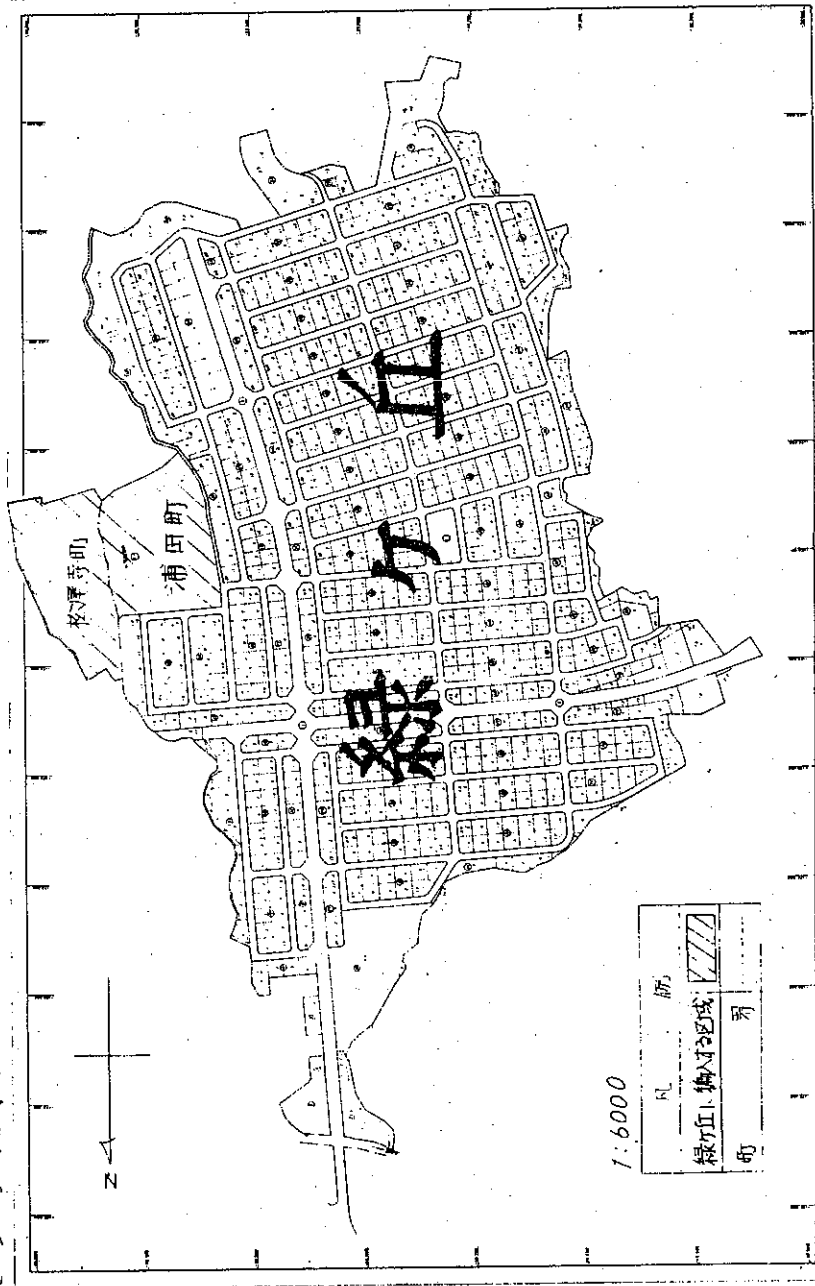
第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

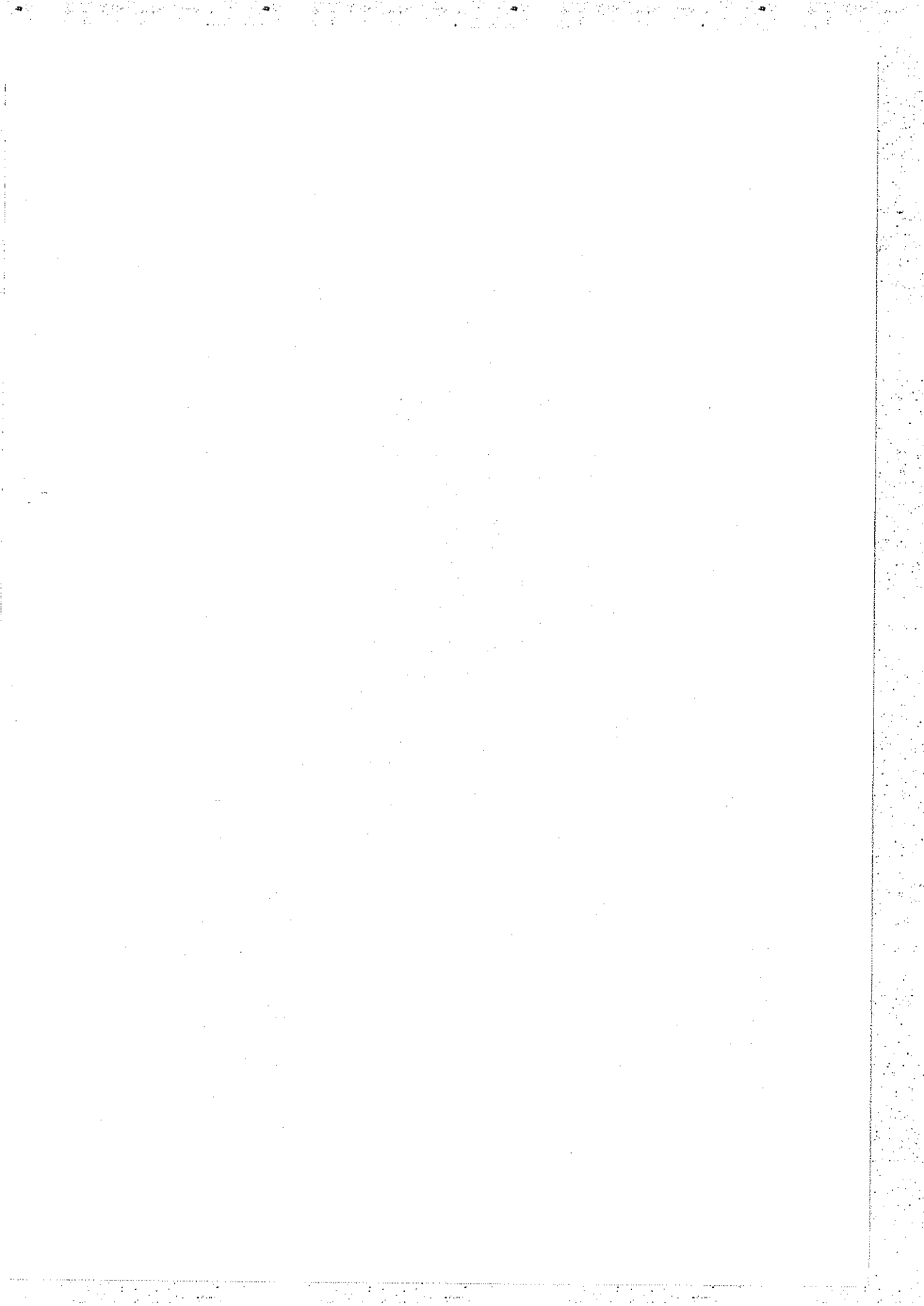


〔II〕 町区域変位置図



〔Ⅱ〕 町の区域の位置図





○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を求めます。

○ 建設部長（中塚白君） それではお許してを得まして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第76号、町の区域の変更について、本件は、大場土木が現在施工中の松尾寺町、浦田町両町にまたがる開発事業区域のうち、先にご承認を得た区域に追求するものでございまして、表に掲げる松尾寺町687番地ほか5筆、浦田町1380の21ほか7筆を緑ヶ丘とするものでございます。

本件は、地方自治法第260条第1項の規定により議会の承認を得ようとするものでございまして、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ですが、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第76号を原案通り可決いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第9「財産取得について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第77号

財産取得について

信太中学校屋内運動場として次の建物を取得するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

- | | |
|-----------|---------------|
| 1. 場 所 | 和泉市鶴山台1丁目1番1号 |
| 2. 構造及び面積 | 鉄骨平家建 1,092㎡ |

3. 取得予定価額 4,098万5,570円
4. 契約の相手方 東京都千代田区九段1丁目14番6号
日本住宅公団
大阪市城東区森町2番地の1
日本住宅公団大阪支所
支所長理事 青樹英次

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 教育次長（阪東重信君） ただいまご上程いただきました議案第77号、財産取得についての提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、本年4月よりすでに公用開始しております信太中学校の屋内運動場、すなわち体育館は、昭和46年度事業として住宅公団の関連資金の融資を得て建設して参りましたが、これらの債務負担の期間は、昭和47年度より49年度に向ってすでにご議決を賜わっているわけですが、早い時期での補助事業としての認定を得て返済すべく事務手続きをいたして参りましたところ、今般、昭和47年度40%、昭和48年度60%の補助内示を得ましたので、関係予算の補正をお願い申し上げますとともに、正式に市の財産として取得することになりましたので、和泉市議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得又処分に関する条例第3条の規定により議会のご議決を賜わりたく提案申し上げるものでございます。

場所については鶴山台1丁目1番1号、信太中学校屋内運動場で、面積1,092平方メートル取得予定価額4,098万5,570円で、財産取得に伴う契約の相手方は日本住宅公団でございます。よろしくご審議のうえ可決決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） この件は、たしか立て替え施行だと思います。それで補助が付いたので今度取得するという。われわれ議員は、この件ばかり追求してきた。もう少し詳しくご説明願いたいのであります。

立て替え施行で結局、普通一般に委託建設する場合と、この場合と、どれだけ差があるのか、それをひとつ明快にお知らせ願いたい。

つまりこの学校は、住宅公団の人口急増という中での建設という建て前ですから、当初、公団対策委員会、その他を含めて、和泉市の財政圧迫は困るというやり方でございますので、ひとつ明快にどの程度の財政負担ですんだのか、もう少し詳しくご説明願いたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 答弁。

- 教育次長（阪東重信君） お答えいたします。

他の学校と公団との関係、いわゆる補助事業としてこの取り組みについては、何ら変わりはありません。ただ、公団の急増に備えて、立て替え資金の融資を得て、資金を調達して、そこで市の計画に基づいてやっておけるわけでありまして、その補助金が付いた時点でそれを返済していくという方向でありまして、設計あるいは補助率、一般財源の持ち出し等については、他の学校と同じ様式でやっております。

- 18番（直村静二君） そうすると、住宅公団にきてもらいたくないという問題が出る。何ら他の学校と変わらん。ただ融資してもらって、金利は知りませんがね。これやったら、何にも和泉市の財政を少しでも軽くしようかという建て前になってない。横田市長時代から、住宅公団については財政負担が大きいということで、特別委員会をこしらえて折衝した。いまの答弁で何ら変わらない、ただ融資してもらっただけ、こういうことでええのかどうか。今後、まだまですよ。先ほどの大場土木なんか、われわれは張力にやってますわ。住宅公団の場合は何ら変わらんという。学校だけじゃない、水道とか、全部です。もう少し違いがあっただけのべきやっと思うが、どうですか。

- 教育次長（阪東重信君） もう少し詳しくお答え申し上げますが補助事業の取り組みについて、補助金を受けた時点で返済していくということで、事務上は何ら変わりはないと申し上げましたが、一般的な取り組みの中では、住宅公団に対しては、学校敷地は地元の協力を得て他の処分方、すなわち、土地取得については、坪6.500円という安い値で交渉を進めてきたという経過が一つございます。

いま一つの財政負担では、補助金を返すわけですが、一般財源の持ち出しについては、長期返済計画をもって徐々に返していくという考え方でやっております。

- 18番（直村静二君） 起債だけで、一般財源の持ち出しはなかったということですか。補助と起債と合わせて実際問題、金額は。

- 教育次長（阪東重信君） 単価増も当然、生ずるわけですが、補助単価と一般財源の持ち出しについては、予算審議の中でもその年度で処理していく、公団の場合は12回に分けて一般財源の償還をしていく、公団の収入を見込んだ返済計画です。

- 18番（直村静二君） 大体わかったように思うのですが、いずれ予算のときにも少し明快にしていきたい。いまの答弁では、池の売買で坪6.500円で安いといっ、一切持ってもらいたいというハラです。その点でもう少し詳しく説明してもらいたいというだけのことです。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第77号を原案通り可決いたします。

○ 議長(松尾千代一君) 日程第10「和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議題を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第78号

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正
する条例制定について

和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市同和更生資金貸付基金貸付基金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市同和更生資金貸付基金条例(昭和40年和泉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「5.625万円」を「6.825万円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

最近の同和更生資金貸付需要の増加傾向にかんがみ、同和対策事業の一環としての同資金の基金額の増額改訂をする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市民部長（小林一三君） ただいまご上程をいただきました議案第78号、和泉市同和更生資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についての提案理由及び内容につきましてご説明申し上げます。

まず、提案理由につきましては、最近の同和更生資金貸付需要の増加傾向に鑑みまして、同和事業対策の一環といたしましての同資金の基金額の増額改定をお願いしようとするものでございます。

内容といたしましては、本条例第2条の基金の額が現在、5,625万円ありますが、これを6,825万円と、1,200万円の増額をお願いしようとするものでございます。

この1,200万円の財源につきましては、後刻、補正予算にも計上されております通り、3分の2は府からの貸付資金の800万円と残り400万円と合わせまして一般会計からの流用といたしております。

なお府からの貸付資金につきましては、従来より無利子の借入れとなっております。

なおこの改正条例につきましては、公布の日から施行いたしたく存じております。

以上、簡単でございますが、提案理由とその内容のご説明でございます。よろしくご審議のうえ、よろしく原案通りご可決賜わりますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） これは別にどうこういうことはないのですが、現在の件数と貸付金額、それだけひとつ報告願います。
- 社会児童課長（森保君） 46年の決算件数でございますが、665件、貸出額は7,537万5千円でございます。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第78号を原案通り可決決定いたします。

- 議長（松尾千代一君） 日程第11、「和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第79号

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤木 秀夫

和泉市条例第 号

和泉市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 年齢67歳以上の者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 所得税法(昭和40年法律第33号)第233条の規定による公示のあった者

イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の2第1項に規定する老人医療費の支給を受けることができる者

第2条第2号中「70歳」を「67歳」に改める。

第4条中「70歳に達した者にあつてはその達した日」を「第2条第1号又は第2号に規定する年齢に達した者にあつてはその誕生日」に改める。

第9条に見出しとして「(損害賠償との調整)」を附し、同条を次のように改める。

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、当該損害賠償額の限度内において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに助成した額に相当する金額の返還を命じることができる。

第10条第2項を削る。

附 則

(施行期間)

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、現に改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例の適用を受け、助成が行なわれるべきであった者に係る助成については、なお従前の例による。

理 由

老人福祉の充実を図るため、老人医療費助成対象者の年齢を67歳以上とするとともに、老人福祉法の一部改正に伴い同法の規定により実施される老人医療費の支給との調整をする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市民部長（小林一三君） お許しをいただきまして、ただいまご上程をいただきました議案第79号、和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由と内容につきましてご説明申し上げます。

まずご説明に入りますまでに、前回の議会終了後、これが改正のための市民への事業広報につきまして、議長さんよりおはかり願いましたところ、議員皆様方のご了解を賜わり現在、円滑なうちに業務が進められておりますことを厚く御礼申し上げます。

まず、提案理由でございますが、老人福祉の充実を図るため、大阪府におきましても今般、老人医療費の助成対象者の年齢を67歳以上とすることに伴いまして、本市の本条例も改正いたす所存でございます。合わせまして先般、老人福祉法の一部改正が行なわれ、国におきましても、老人医療費の助成が法律化されました。したがって、老人福祉法の一部改正の規定により実施されます老人医療費の支給との調整をいたすべく本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容といたしましては、5点ございます。

まず第一点は、条例第2条第1第1号でございます。すなわち、対象年齢70歳以上は、法の定めるところとなりましたので67歳以上とすることと、所得税法第233条の規定により、所得4万円以上の者につきましては、税務署長より申告書の公示がなされますが、これらの者を除くことといたすべく、条文整備のため全文改正をいたすものであります。

第二点といたしましては、条例第2条第2号中「70歳」を「67歳」とするものであります。すなわち、老令福祉年金受給者等の身体障害者にありましては「65歳から70歳未満の

者」とあるを、一般対象年令が67歳に引き下げられることとなりましたので、「65歳から67歳未満の者」とするものであります。

第3点といたしましては、本条例第4条中、「70歳に達した者にとってはその達した日」を「第2条第1号又は第2号に規定する年令に達した者にとってはその誕生日」に改めるものでございます。これは法施行分対象者の適用月日の考え方と合わせることで、業務処理の統一化を図るためであります。

第四点といたしましては、現行条文は、対象者が第3者行為による被害に係る医療費につきまして、本制度の助成適用を受け、その後加害者である当該第3者から損害賠償金が支払われた場合のみを規定したところでありますが、これを改正することによって、第3者行為に係る医療費につき、当該第3者から対象者に対しすでに損害賠償がなされた場合で、まだ本制度の助成が行なわれていないときは、市長は本制度による医療費助成を行なうことを要しないことを明確にいたしましたものでございます。

なお同措置は、法第36条におきましても行なっているもので、同趣旨に添って改正いたしたく存じておりますので、よろしくご了解いただきたいと存じます。

次に5点目の条例第10条第2項の削除でございますが、規則に委託していただきまして、全対象者が更新申請を必要とする旨規定いたしたく存じております。

なお条例の施行につきましては、昭和48年1月1日から。

なお附則第二項でございますように、現行条例の対象者で、昭和48年1月1日から法施行による対象者となる者等が、本年12月末までの間に受診し、当該医療費につき、昭和48年1月1日以降現金給付を受ける場合は、現行条例による救済の道を開いておく旨規定いたしましたものでございます。

またご参考までに申し上げますが、70歳以上の法による財源は国が6分4、府が6分の1、市が6分の1負担となっており、67歳以上の財源につきましては府が5分の4、市が5分の1負担となっております。後刻、補正予算案にこれが必要な措置をいたしておりますので、本議案につきまして何卒慎重ご審議のうえ、原案通り可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、提案の理由及び内容のご説明とさせていただきます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について、質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（酒村勲一君） 第9条について若干、詰めておきたい。

第3者交通事故の場合、相手方から被害を受けたときは、自賠法その他の点とは、どういう点が想定されるか、もう少し詳しくご説明願いたい。

○ 議長（松尾千代一君） 答弁。

○ 市民部長（小林一三君） 従来、第3者加賀者から補償金等が入った場合、差し引き計算でやっていたわけですが、本改正によりまして、第3者から損害賠償を受けたときは、その賠償金の限度内において、本条例に基づく助成金の全部もしくは一部を支給しないで、すでにこの条例に基づく助成金額に充当するというように市長のほうでさせていただくよう改正するものでございます。先ほど申し上げましたように、老人福祉法第38条においても、同様の法の改正をいたしておるものでございまして、それらの国と同じ措置をいたそうというものでございます。

○ 18番（直村静二君） おもに交通事故ですな。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第79号を原案通り可決いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第12「期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議題を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第80号

期末手当の額の特例に関する条例制定について

期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

期末手当の特例に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、昭和47年12月に支給する期末手当の額の特例について必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)

第5条第2項中「和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年条例第16号。以下「給与条例」という。)の規定により期末手当を受ける職員の場合に準じて、一定の割合を乗じて得た額」とあるのを「100分の294を乗じて得た額」と読み替えて当該規定を適用する。

2 和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条第2項中「100分の234」と、「次の表に定める割合を乗じて得た額」とあるのを「次の表に定める割合を乗じて得た額に、13,000円を加えて得た額」とそれぞれ読み替えて当該規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

理 由

現下の社会経済諸情勢その他近隣都市の事情等にかんがみ、本年12月に支給する期末手当を特例的に増額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(松尾千代一君) 提案理由の説明を願います。
- 総務部次長(西川喜久君) 総務部長が病欠欠席のため、私からご説明申し上げることになりました。ご了承のほどお願い申し上げます。

それではただいまご上程いただきました議案第80号、期末手当の額の特例に関する条例制定についての提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

毎年12月に支給する期末手当につきましては、現下の社会経済の諸情勢と、近隣都市の事情等を十分勘案いたしまして、かつ市職員組合との交渉を経て算定させていただいた次第でございます。

内容につきましては、第2条に記載しておりますように、同条の第1項は、議員さん各位に支給いたします期末手当の額は、「和泉市職員の給与に関する条例の規定により「期末手当を受ける職員例に準じて、一定の割合を乗じて得た額」とありますのを、「100分の294を乗じて得た額」と読み替えて当該規定を適用するものでございます。

また同条第2項は、職員の期末手当の額は「100分200」とあるのを「100分の234」を乗じた額に1万3千円を加えた額と読み替えて当該規定を適用するものでござい

す。

言い換えますと、議員さん各位に対します期末手当の額は、その報酬の2・94カ月分に相当する額、職員に対する期末勤労手当の額は、2・94カ月プラス1万3千円相当する額を支給するものでございます。

以上、簡単でございますが、本条例案の提案理由並びに内容の説明を終わります。何卒諸般の事情ご賢察賜わり、よろしくご審議のうえご可決賜わりますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。

○ 18番（直村静二君） いまの説明では1万3千円、勤労手当の0・6ということですね。これを読み替えの場合2・94でしょう。

職員の場合は0・6の勤労手当が含まれている。職員は2・94、議員も2・94、勤労手当の0.6引いて、2.34が基本だと理解している。いま、0.6が1万3千円だと聞いたが、1万3千円なんて0.6じゃない。

○ 人事課長（門林六男君） お答えいたします。議員さんにつきましては、大阪府下各市の支給状況等を勘案いたしまして、この期末手当の特例条例を適用させていただくということでございまして、期末手当として100分の2.94を乗じて得た額ということに特例条例を制定させていただき、市の職員につきましては、期末手当につきましては、100分の2.34、それに勤労手当を加え、プラス1万3千円を加えた額と読み替えさせていただき、当該規定を適用させていただくということでございます。

○ 18番（直村静二君） また上がってきたね。2.94プラス0.6プラス1万3千円ということですね。議員については2.94だからね。しかし2.94には勤労手当が入ってるんだから、議員は常勤と違うから抜きなさいということです。

○ 総務部次長（西川喜久君） 職員につきましては、100分の2.34プラス勤労手当が100分の60でございます。したがって、100分の2.94プラス1万3千円が今回、支給しようとしている次第でございます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、明快にしてもらいたいのは、議員に対する2.94は大サービスということですか。議員も給与に関係するから聞くのですが、費用弁償で3千円付くんですか。これほどないんですか。本会議出席するのに入ってるが、これはどうなるんですか。勤労手当の0.6はサービス、また費用弁償も出るというその関連を明快にさせていただきたい。

○ 人事課長（門林六男君） 先ほど申し上げましたように、議員さんにつきましては、期末手当としてこの特例条例を適用させていただきたいということで、100分の2.94を乗じて得

た額と読み替えて適用させていただきたいということでございます。

- 議長（松尾千代一君） 田中君。
- 7番（田中包治君） 実は今日、一般会計の補正予算の中で、いわゆる81号から82号、83号、84号はすべて財政的な問題の中で処理しなくてはならないし、しかも俗に言う公務員との関連性あるいは組合との関連性とか、いろいろ言われておりますけれども、今回、4つの議案がよしんば、一つ一つ可決されたとしても、この補正予算が出ている以上、補正予算との関連で、これはやはり補正予算案と一括して審議のうえ、支出については、今回の給与関係については一括提案し、そして一つの委員会を持つなり、そういう方向の中で一括審議し、一括可決する方向の中で、今後の市の運営、この補正予算との関係性で審議するほうが正しいんじゃないかと考えますので、その中でこの4件を一括上程し、小委員会なりで処理していかないと非常にあとに問題が残るんじゃないか。一括提案し、一括審議の中でこの問題を解決するよう緊急提案いたしましてご同意を得たい、かように考えます。
- 議長（松尾千代一君） ただいま田中議員のお説のようにさせていただいてどうかと思いますが…。
- 18番（直村静二君） たしかに補正予算と関連してますよ。しかし同時に、条例というのは条例で独立しておりますので、一応、条例の分だけ審議して採決とるなりして、そして補正に入っていく。
- 議長（松尾千代一君） この1件を片付けて、あとの問題について…。
- 25番（藤原要馬君） 先ほど直村議員からも質問がありました。これはもし議員の勤勉手当というものを考慮することになってきて一応、否決した場合は、職員の問題にも同時上程ですから、関係してくると思うのですが、われわれとしても、議員だけでなく、職員にしても、勤勉手当とは何かということです。勤勉手当というものの説明を願いたいのです。勤勉手当を一律に出していいものかどうか。勤勉とは何かということです。そこの点、ちょっと私は納得いかないで、ひとつご説明願いたい。
- 人事課長（門林六男君） 勤勉手当とは、どういうことで支給するのかとご質問ですが、勤勉手当は、職員の一年間の勤務の状況によって支払いするわけでございます。
- 25番（藤原要馬君） そうすると、全体が勤勉にやられまして認めてるわけですね。市長どうですか、全体が勤勉ということですか。
- 人事課長（門林六男君） 勤勉手当につきましては、出勤日数のぐまいによって支給してるわけでございます。
- 25番（藤原要馬君） ただきただけでは勤勉にならない。机の上に足を上げておっても、

きてたら勤勉か。市長なり、人事担当の助役に聞きたいが、あんたが毎日、職場を回って勤務状態を監督してますか、私はほとんどみていない。やってないと思う。それであなたは市民からこの行政を預っており、また市長から人事の委託を受けている人事担当の助役として、任務の達成ができておるかということです。私はおかしいと思う。常勤だから勤勉手当を支給する、非常勤だからしないという形もおかしい。やはり皆が一生懸命やられているわけですから、非常勤にしたところで自分の職務を全うし、完全に処理していけば勤勉だろうと思う。私は単に法にとらわれることなく、職員にしても十分給与を払い、仕事に意欲のわくような行政をやってもらいたいというのが私の気持です。だから、仕事をしようが、しまいが一律でしょう、勤勉手当はね。時間さえ詰めておればと計算するのは何事だ。正確に、熱心にやるのが勤勉だ。それで一年間通じて、あんたが監督励して実際にながめ、部課長からそういう答申があって出してるのかということです。あんたが全体を掌握できない。だから、部課長から職員はこうこうだと報告を受けてやらねばならんのに、それを君はやってるのかどうか、そこらをもっと明白にしなければいけないと思います。もう終わります。

○ 議長（松尾千代一君） ほかに質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、ご意見ないものと認め、これを終ります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第80号を原案通り可決いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 日程第13「和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、日程第14「和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について」、日程第15「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、いずれも相関連する議案でありますので、一括して議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第81号

和泉市職員給与に関する条例等の一部を改正する
条例制定について

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤木秀夫

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)

(和泉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「扶養手当」の次に「調整手当」を加える。

第10条中「給料月額」を「給料及び調整手当の月額合計額」に改める。

第11条中「扶養手当」の次に「調整手当」を加え、「及び扶養手当」を「扶養手当及び調整手当」に改める。

第13条第3項中、「2,200円」を「2,400円」に、「600円」を「800円」に、「1,400円」を「1,600円」に改める。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(調整手当)

第14条の2 職員に調整手当を支給する。

2 前項の規定により支給する調整手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

第15条第2項中「2,800円」を「4,000円」に、「1,400円」を「2,000円」に改める。

第20条見出し中「当り」を「当たり」と改め、同条中「当り」を「当たり」に改め、「給料の月額」の次に「及びこれに対する調整手当の月額合計額」を加える。

第24条第4項に次のただし書を加える。

ただし、市長が災害その他緊急事態の発生等により特別の勤務を命じた場合は、この限りでない。

第25条第2項中「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加え、「3か月」を「3箇月」に、「6か月」を「6箇月」に、「2か月」を「2箇月」に、「5か月」を「5箇月」に、「1か月」を「1箇月」に改める。

第26条第1項中「6か月」を「6箇月」に、「1か月」を「1箇月」に改め、同条第2項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する調整手当の月額合計額」を、「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する調整手当の月額」を加える。

第28条第1項中「扶養手当」の次に「、調整手当」を加える。

第34条第1項中「若くは」を「若しくは」に改め、同条第3項中「及び扶養手当」を「扶養手当及び調整手当」に改める。

附則中第2項から第5項までを削り、第6項を第2項とし、第7項から第10項までを4項ずつ繰り上げる。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1

行政職給料表

等級 号級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
1				51,700	45,300	
2	91,900	76,900	63,800	54,500	47,200	36,300
3	95,800	80,400	66,800	57,300	49,300	37,500
4	99,700	83,900	69,800	60,600	51,700	38,700
5	104,300	87,900	73,400	63,800	54,500	39,900
6	109,000	91,900	76,900	66,800	57,300	41,600
7	113,900	95,800	80,400	69,800	60,600	43,400
8	118,900	99,700	83,900	73,400	63,800	45,300
9	123,900	104,300	87,800	76,900	66,800	47,200
10	128,900	109,000	91,900	80,400	69,800	49,300
11	134,400	113,900	95,800	83,900	72,900	51,700
12	140,200	118,900	99,700	87,400	76,000	54,500
13	146,000	123,900	103,600	90,900	79,200	57,300
14	152,000	128,900	107,600	94,700	82,400	60,200
15	158,000	133,900	111,600	98,500	85,700	63,100
16	164,000	138,900	115,600	102,300	89,000	66,000
17	170,000	143,900	120,300	106,100	92,300	68,700
18	176,000	148,400	123,600	109,900	95,500	71,400
19	182,000	152,900	127,600	113,700	98,700	73,900
20	187,000	156,700	131,000	117,000	101,600	76,400
21	190,500	160,000	134,400	120,300	104,100	78,900
22	193,500	162,600	137,800	123,000	106,100	81,400
23		165,200	140,100	125,700	107,800	83,900
24		167,800	142,400	127,800	109,200	86,100
25			144,600	129,900	110,600	88,300
26			146,800	131,900	111,900	89,800
27				133,900	113,200	91,100
28						92,400
29						93,600
30						94,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2

ア 医療職給料表 (一)

等級 号給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	173,000	138,300	103,200		60,000
2	178,100	143,400	108,000	89,100	63,700
3	183,200	148,500	112,800	93,600	67,400
4	188,300	153,600	117,900	98,400	71,100
5	193,800	158,700	123,000	103,200	75,600
6	199,300	163,600	128,100	108,000	80,100
7	205,300	168,500	133,200	112,800	84,600
8	211,300	173,200	138,300	117,700	89,100
9	217,300	177,900	143,400	122,600	93,600
10	222,800	182,600	148,500	127,500	98,100
11	227,800	187,300	153,600	132,400	102,600
12	232,800	191,900	158,000	136,500	106,200
13	237,800	196,500	162,400	140,600	109,800
14	242,300	201,100	166,800	144,300	113,200
15	246,300	205,100	171,200	147,700	116,600
16	250,300	209,100	174,800	151,100	120,000
17		213,100	178,400	154,500	123,400
18		216,100	182,000	157,900	126,800
19		219,100	185,000	160,600	129,100
20			188,000	163,300	131,400
21			190,500	165,400	133,100
22			193,000	167,500	134,800
23			195,500	169,400	136,500
24				171,300	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

等級 号給	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	108,100	80,100	58,100	46,000	
2	113,100	83,800	61,100	48,200	37,500
3	118,100	87,500	64,100	50,400	38,700
4	123,200	91,200	67,100	52,600	40,000
5	128,300	95,200	70,100	55,100	41,900
6	133,400	99,200	73,100	57,600	43,800
7	138,500	103,200	76,400	60,400	45,700
8	143,500	107,100	79,300	63,200	47,600
9	148,100	110,900	82,500	66,000	49,800
10	152,700	114,700	85,800	68,700	52,000
11	156,700	117,900	89,100	71,400	54,800
12	160,800	121,100	92,400	73,900	57,600
13	163,100	124,300	95,600	76,400	60,400
14	165,700	127,500	98,800	78,900	63,200
15	168,300	130,700	101,600	81,400	66,000
16	170,800	133,900	104,400	83,900	68,700
17	173,300	137,100	106,500	86,100	71,400
18		140,100	108,400	88,300	73,900
19		142,400	109,900	89,800	76,400
20		144,600	111,400	91,100	78,900
21		146,800	112,800	92,300	81,400
22			114,200	93,500	83,900
23			115,600		86,100
24					88,300
25					89,800
26					91,100
27					92,300
28					93,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療 職 給 料 表 (三)

等級 号数	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	91,200	69,500	58,400	44,100	40,600
2	94,800	72,500	61,100	46,100	42,300
3	98,400	75,500	63,800	48,100	44,100
4	102,000	78,500	66,500	50,100	46,000
5	105,700	81,600	69,200	52,100	48,000
6	109,400	84,700	71,900	54,100	50,000
7	113,900	88,000	74,600	56,200	52,000
8	118,900	91,900	77,400	58,300	54,000
9	123,900	95,800	80,200	60,400	56,000
10	128,900	99,700	82,900	62,500	58,000
11	133,900	103,600	85,500	64,600	60,000
12	138,900	107,600	88,100	66,700	62,000
13	143,900	111,600	90,700	68,800	64,600
14	148,400	115,600	93,000	70,900	66,700
15	152,900	119,600	95,300	73,000	68,800
16	156,700	123,600	97,300	74,500	70,900
17	160,000	127,600	99,100	76,000	73,000
18	162,600	131,000	100,900	77,500	74,500
19	165,200	134,400	102,600	79,000	76,000
20	167,800	137,800	103,900	80,500	77,500
21		140,100	105,200	81,800	79,000
22		142,400	106,500	83,000	80,500
23		144,600	107,800	84,000	81,800
24		146,800	109,100	85,000	83,000
25				86,000	84,000
26				87,000	85,000
27					86,000
28					87,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

別表第3

特別職の職員給料月額

区 分	給 料 月 額
市 長	290,000円
助 役	230,000円
収 入 役	220,000円

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「300円」を「350円」に、「240円」を「280円」に改める。

第3条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中第26号を第27号とし、第9号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 夜間特殊業務手当

第31条を第32条とし、第11条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

(夜間特殊業務手当)

第11条 夜間特殊業務手当は、消防職員のうち交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)勤務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき200円とする。

附 則

(施行期日等)

1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、昭和48年1月1日から施行する。

2. 第1条の規定による改正後の和泉市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第13条、第15条、第24条、別表第1及び別表第2の規定は昭和47年4月1日から、改正後の給与条例別表第3の規定は同年12月1日から、第2条の規定による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。)の規定は同年9月1日から適用する。

(行政職給料表 1 等級の切替え)

- 3 昭和 47 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が行政職給料表 1 等級である職員の切替日における職務の等級は、規則で定めるところにより、同表の 1 等級甲又は乙とする。
- 4 前項の規定により切替日における職務の等級が行政職給料表 1 等級甲となる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給又は給料月額 (以下「旧号給」という。)を基準として市長が定めるものとし、前項の規定により切替日における職務の等級が同表 1 等級乙となる職員の切替日における号給は、旧号給と同じ号数の号給とする。
- 5 前項の規定により切替日における号給を決定される職員の切替後の号給 (以下「新号給」という。)を受ける期間は、旧号給、旧号給を受けていた期間及び新号給を基準として市長が定める。

(医療職給料表(ロ)及び同表(ハ)の切替えの暫定措置)

- 6 切替日において医療職給料表(ロ)又は同表(ハ)の適用を受ける職員の給料月額については、附則第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、切替日から昭和 48 年 3 月 31 日までの間は、附則別表第 1 又は附則別表第 2 の暫定給料表 (以下「暫定給料表」という。)定めるところによる。
- 7 前項の規定により給料月額が暫定給料表の定めるところによるものとされた職員の切替日における給料月額は、その者の旧号給に対応する暫定給料表に定める号給とする。
- 8 前項に規定する職員の昭和 48 年 4 月 1 日における号給は、同日の前日においてその者の受ける暫定給料表に定める号給を基準として市長が定める。

(給与の内払)

- 9 第 1 条の規定による改正前の和泉市職員の給与に関する条例及び第 2 条の規定による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員又は特別職の職員に支払われた給与は、改正後の給与条例及び改正後の特殊勤務手当条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 10 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第1

医療職給料表(二)の適用を受ける職員の暫定給料表

等級 号級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	108.100	80.100	58.100	46.300	40.000
2	113.100	83.800	61.100	48.200	41.900
3	118.100	87.500	64.100	50.400	43.800
4	123.200	91.200	67.100	52.600	45.700
5	128.300	95.200	70.100	55.100	47.600
6	133.400	99.200	73.100	58.100	49.800
7	138.500	103.200	76.400	61.100	52.400
8	143.500	107.300	79.800	64.100	55.100
9	148.100	111.400	83.500	67.100	58.100
10	152.700	115.600	87.200	70.100	61.100
11	156.700	119.600	90.900	73.100	64.100
12	160.300	123.600	94.700	76.100	67.100
13	163.100	127.600	98.500	79.300	70.100
14	165.700	131.000	102.300	82.500	73.100
15	168.300	134.400	106.100	85.800	76.100
16	170.800	137.800	109.900	89.100	78.900
17	173.300	140.100	113.700	92.400	81.600
18		142.400	117.000	95.600	84.200
19		144.600	120.000	98.800	86.500
20		146.800	122.100	101.600	88.200
21			124.100	103.600	89.700
22				105.500	91.000
23				107.200	

附則別表第2

医療職給料表(三)の適用を受ける職員の暫定給料表

等級 号級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
1	91,200	72,500	61,100	46,100	40,600
2	94,800	75,500	63,800	48,100	42,300
3	98,400	78,500	66,500	50,100	44,100
4	102,000	81,600	69,500	52,100	46,100
5	105,700	84,700	72,500	54,100	48,100
6	109,400	87,800	75,500	56,200	50,100
7	113,100	91,200	78,500	58,400	52,100
8	116,800	94,800	81,600	61,100	54,100
9	120,300	98,400	84,700	63,800	56,200
10	123,800	102,000	87,800	66,500	58,400
11	127,300	105,700	91,200	69,500	61,100
12	130,800	109,400	94,800	72,500	63,800
13	134,300	113,100	98,400	75,500	66,500
14	137,800	116,800	102,000	78,500	69,200
15	140,100	120,300	105,700	81,600	71,100
16	142,400	123,800	109,400	84,700	72,800
17	144,600	127,100	113,100	87,600	74,000
18	146,800	130,400	116,800	90,300	75,200
19		133,700	120,300	92,400	
20		136,300	123,300	93,900	
21		138,600	125,800	95,200	
22		140,600	128,100	96,500	
23			130,100		

理 由

国家公務員の給与改定に準じて一般職の職員の給与の改定等を行ない、あわせて職責に応じて行政職給料表1等級を甲、乙の2種に区分するとともに、これらの措置に伴いまた近時の社会経済諸情勢の推移にかんがみ、特別職報酬等審議会答申に基づいて市長等特別職の職員についてもその給料月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第82号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和45年和泉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「月額190,000円」を「月額210,000円」に改める。

第3条第2項中「条例第16号」を「和泉市条例第16号」に改める。

第5条中「条例第25号」を「和泉市条例第25号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の規定による改正後の和泉市教育委員会の教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、昭和47年12月1日から適用する。
- 2 教育長が昭和47年12月1日以後の分として支給を受けた給与は、この条例による改正後の和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による給

与の内払とみなす。

理 由

近時の社会経済諸情勢の推移および他の一般職の職員の給与改定にかんがみ、特別職報酬等審議会の答申に基づいて教育長についてもその給料月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第83号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例制定について

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例(案)

和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「条例第25号」を「和泉市条例第25号」改める。

第5条第2項中「条例第16号」を「和泉市条例第16号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

議 員 等 の 報 酬 額

区 分	報 酬 額
議 長	月 額 160,000円
副 議 長	月 額 150,000円
議 員	月 額 140,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の規定による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、昭和47年12月1日から適用する。
- 2 議会の議長、副議長及び議員が昭和47年12月1日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この条例による改正後の和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

近時の社会経済諸情勢の推移および市長等常勤の特別職の職員の給料月額の設定にかんがみ、特別職報酬等審議会の答申に基づいて議会議員の報酬月額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部次長（西川喜久君） それではただいまご上程いただきました議案第81号、和泉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、議案第82号、和泉市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第83号、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

まず、議案第81号でございますが、これにつきましては、人事院では去る8月15日、国家公務員法28条及び一般職の職員の給与に関する法律第2条に基づいて、国会及び内閣に対し公務員給与の改定を勧告いたしました。これは公務員の給与を民間給与に追い付かせる趣旨のもとに行なわれたものでございまして、内閣もこれを受け、国会の審議を経て勧告通り、改定を実施いたしましたものでございます。

本市もこの国家公務員の給与改定に準じ、一般職員の給与の改定を行ない、合わせて市長等の特別職の職員の給与についても、近時の社会経済情勢の推移、近隣各都市の特別職の報酬等の改定の動向等を勘案し、特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、この際、改定をいたしたく、この条例をご提案申し上げた次第でございます。

それでは改定の内容につきまして、逐条的にその概要をご説明申し上げます。

まず第1条は、本市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものでございまして、給与条例の第3条、第10条、第11条の各条の改正は、従来から職員に支給している調整手当に関する規定の整備でございまして、現在の給与条例は、調整手当に関する規定は、付則の

第2項から第5項までに規定されているのでございますが、この規定を本則で規定するよう改められましたので、付則の規定を削除し、本則の各条次中にそれぞれ必要な事項を加えるよう改正するものでございます。

この調整手当に関する規定を付則から本則に加えるための各条項の改正は、前述しました3カ条のほかに、第14条の2、第20条、第25条、第26条、第28条、第34条についても、それぞれ必要な改正をいたしてございます。第20条、第25条、第26条、第34条の各条は、調整手当に関する事項の改正のほか、一部字句修正を合わせて改正しようとするものでございます。

第13条第3項の改正は、扶養手当の額の改正でございまして、扶養親族のうち、配偶者に対する扶養手当は現在、月額2,200円を支給しておりますが、これを200円アップし、月額2,400円とし、その他の扶養親族についても、月額200円を引き上げて600円を800円とし、職員に配偶者がいない場合は、扶養親族のうち1人は、月額1,400円を支給しておりますが、これも200円引き上げて1,600円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

第14条の2の条項は、前述いたしました通り、付則第2項、第3項に規定されていたものを付則を削除し、本条にそのまま引き継いだ次第でございます。内容は従来と変わりございません。従来の第14条の2に規定されておりました住居手当に関する規定は1条繰り下げ、第14条の3に改正しようとするものでございます。

第15条は、職員の通勤手当の額の改定でございまして、通勤費の全額を支給する額の最高限度額を現在、2千800円と定めておりますが、その最高限度額を1,200円引き上げ、4千円に改定し、この最高限度額を越える通勤費については、その2分の1に相当する額を支給することとなっておりますが、その2分の1に相当する額の限度額が定められておる現行の1,400円を600円引き上げ、2,000円に改定しようとするものでございます。したがって、従来は通勤手当の最高限度が4,200円であったものが、6,000円に引き上げられることとなります。

第24条第4項の改正は、2の項では、管理職手当を支給する職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当は支給しないと規定されていますが、災害その他緊急事態が発生した場合等で、市長が特別な勤務を命じた場合はこの限りでないこととし、その実情に応じ支給できるようにいたしたく、この旨ただし書や加えるよう改正いたしたく存する次第でございます。付則第2項から第5項までは前述いたしました通り、調整手当に関する事項でございまして、これは本則中に規定いたしましたのでこれを削除し、6項以下を4項ずつ繰り上げるものでございます。

別表第1は、一般職の行政職給料表でございまして、今回の改正で一等級の等級表を甲乙2つに区分し、それぞれの給料月額を定めました。現行では部長、次長、課長など、その職によってそれぞれの職責にかなり相違があり、職務の範囲も異なっていますが、給料は全く同じ等級表を使用して参ったのですが、阪南8市のうちでも、本市を除く他の7市全市が部長級に別な等級表を設定し、これを適用してその職責を明らかにしております。本市の場合も職責に応じた給与体系を整備する必要があると存じ、1等級に甲欄を新設しようとするものでございます。

1等級乙欄以下5等級までの号俸、給料月額は、人事院勧告に基づいてそれぞれの額を改定いたしましたものでございます。

別表第2は、市立の病院、診療所等に勤務する医療職員に適用する医療職給料表でございまして、アの(一)、イの(二)、ウの(白)の3表に分かれ、それぞれ備考欄に記載の職種に適用するものでございます。

別表第3は、特別職の職員給料月額の改定表でございまして、特別職職員の給料額や議員さんの報酬額等は、近時の社会経済の推移状態に適合せず、かつ近隣各都市の実態とも均衡を欠いているという認識のもとに、特別職報酬等審議会を設置し、これが改定を諮問いたして参りましたが、審議会で前後4回、慎重なご審議を経て去る12月9日、同会会長より答申いただきました。

この答申に基づき、市の3役の給料表を改定するものでございます。すなわち、市長につきましては24万円を29万円に、助役については21万円を23万円に、収入役については20万円を23万円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

第2条は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するもので、同条例第21条は、夜間看護手当に関する規定でございまして、診療所の病棟に勤務する助産婦または看護婦が、正規の規務の一部または全部が、深夜に行なわれる看護等の勤務に従事したときは、その勤務一回につき300円、深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては240円を支給することとなっておりますが、その額の300円を350円に、240円を280円にそれぞれ改めようとするものでございます。

第11条は、消防職員のうち交替勤務を正規の勤務としているものが深夜勤務したときに支給する夜間勤務手当を新設しようとするものでございまして、その額は、勤務一回につき200円としようとするものでございます。

次に付則でございまして、第1項で、この条例は公布の日から施行することといたしておりますが、第3条、消防職員に対する夜間特殊勤務手当の規定は、昭和48年1月1日から施行

することといたしております。

第2項では、改正後の和泉市職員の給与に関する条例第13条、第15条、第24条及び別表第1、第2については、人事院の勧告通り、昭和47年4月1日から、別表第3は、特別職報酬等審議会の答申に基づき、昭和47年12月1日から、また第2条、夜間勤務手当の規定は、昭和47年9月1日からそれぞれ適用することといたしております。

第3項から第5項までは、行政職給料表一等級に甲欄を導入した関係上、その切り替えに必要な事項を定めたものでございまして、細部にわたりましては、規則等で定めることといたしております。

第6項から第8項につきましては、医療職給料表の2及び3の切り替えの暫定措置について規定したものでございます。

第9項は、この条例改正前の規定により支払われた給与は、改正後の条例による給与の内払いとみなす規定でございまして。

第10項では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則に委任するよう定めてございまして。続きまして、議案第82号についてご説明申し上げます。

本条例改正案は先刻、ご説明申し上げましたように、市長等の給与月額改正に伴う教育長の給与月額を改定するものでございます。特別職の給与につきましては、助役、収入役、教育長は本年一月に現行額に改められたものでございますが、現下の社会経済情勢による大幅な人事院勧告に伴う職員の給与改定によって一般職職員の給与が上昇し、特別職等の報酬給与について検討を要する状況となって参った次第でございまして。

特別職の給与は、市民感情を十分に考慮し、慎重に取り扱うべきものであると承知いたしておりますとともに、国、府、各市の動向をも合わせて勘案し、全体的調和を十分に検討しなければならぬと認識しておりますが、諸般の事情を考えました結果、現行、教育長19万円を21万円に引き上げたいたくお願いするものでございます。

提案に先立ちまして去る11月27日、町会連合会長をはじめ市内の公共的団体の代表者7氏によりまして、特別職報酬等審議会委員にご就任いただき、今次改定についてご意見を拝聴した次第でございまして。同審議会におきましては四回の会合を持たれ、慎重にご検討のうえ本月9日、本日提案の通りのご答申を賜った次第でございまして。

本条例は、本年12月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案第83号、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本条例改正案は、これも先刻ご説明申し上げました市等常勤特別職の給与月額の改定に鑑み、

議員さん各位の報酬月額を改定するものでございます。

議員さん各位の報酬は長らく据え置かれ、45年9月に現行額に改めたものでございますが、近時の社会経済の諸情勢並びに議員さん各位の公務繁忙等により、報酬額の改定を必要とする時期と判断し、このたび、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議員さん各位の報酬月額を改定するものでございます。

その内容につきましては、現行議長18万円を16万円に、副議長11万円を15万円に、議員十万とございますのを14万円にそれぞれ引き上げをお願い申し上げる次第でございます。

提案に先立ち先刻、ご説明申し上げましたが、去る11月27日、町会連合会長をはじめ、市内の公共的団体代表7氏により、特別職報酬等審議会委員にご就任いただき、同審議会会長に和泉市商工会会長の横田吉雄氏を会長として、今次改定についてご意見を拝聴した次第でございます。審議会は計4回の会合を持たれ本月9日、本日ご提案通り答申を賜ったものでございます。

本条例の改正は、本年12月1日から適用いたしたく存するしだいでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わります。何卒よろしく原案通り可決ご決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ありませんか。
- 25番（藤原要馬君） 職員の給料改定条例については、私は反対ではありません。責任給与額についても、私もたびたび申し上げてきたので、実現したことを喜んでおります。しかし私らの報酬について、ちょっと市長さんにおうかがいいたします。

第1番にお聞きしたいことは、審議会を設置しなければならないことになったのはなぜか。また自治から審議会を設置するとき、何か準ずる問題について通達があったのか、なかったのか。基本的にね。だから、それに準じてやれというようなものはなかったかどうか。そして審議会の答申というのはなぜするのか、何を目的として答申したか。これをまず先に市長さんからご答弁を願いたい。それによって私はちょっと質問させていただきたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 市長答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 藤原議員さんのご質問に対してお答え申し上げます。

議員さんの報酬問題につきまして、審議会をどういうわけで作ったかという趣旨のことと思いますが、先ほども説明して参りましたように、人事院の勧告によって一般職の給与がアップされ、それに伴う問題、また近隣都市の状況を勘案いたしまして、和泉市としてもこれを検討すべきじゃないかという趣旨に基づいて審議会をお願いし、ご審議願ったわけでございます。

それからその筋から基準の指示があったかというお尋ねだと思いますが、これはあえて市長

にこうせよということはなかったわけでございます。その点よろしく。

- 25番(藤原要馬君) 市長さんはすでに30年のキャリアを持った議会議員をしてこられた方ですので、この審議会を設置することについても、われわれ以上に知っておると思います。審議会を自治省からつくれということは、府会、市会は報酬等の値上げについて、お手盛りだとの世間の批判があった。それではいけないということで、報酬等審議会を設置したのではなからうか。そのときに各市町村に対して、答申するのに何も目標がないということはないはずだ。基準というものがあって通達がきてあるはずで。市長さんは通達も知らないで諮問をせられたので、いろいろのものが出ると思うのです。なぜ市長は諮問するときに本心から説明して、審議会のあり方、やり方の説明をしなかったか、何もしてなからうと思う。だから、かんばしくない結果が出てくるんだらうと思います。だから、市長さんの答弁は何ら納得できません。

それとこのたびの審議会の答申は、特別職の給与と一般職の給与がアンバランス、適正均衡を欠いておるので、それを是正するために審議会に諮問したんじゃないのですか。だとするならば、市長はどういう計算をしたか知りませんが、今度の人勧で最高額は2・2万3千円ぐらいになる。すでに教育、収入役は下回る。しかして、その中でお尋ねせんならんことは、先ほども説明の中にあつた調整手当とはどういうものか。調整手当とは何を目標にし、何を条件にしてあるのかということがある。これは3役の特別職についても適用せられるのかという問題がある。それから根本の精神を審議会にキャッチさせておらないということは、市長の説明の不備だと思う。

われわれ議員は日常、自分の本分を全うし、懸命に努力していると思いますが、あの条件をみると、議員、理事者とさることながら、市政刷新、福祉増進に寄与された人と新聞に載っていますが、それじゃ何ですか。われわれはいままで、議会議員としての職務を全うしておらなかったという見方をされております。これは選挙が目前に迫っておるならばさることながら、選挙すんで3カ月、市民さんも議員が十分活動してゐることはわかつておると思います。だから、ほとんど全部といっていいぐらい、当選してきておられます。それをやっておらないということでは条件を付けられるということは、もつてのほかだと思ひます。私は納得できません。私だけじゃなく、議員全体がそうだと思います。全部が一生懸命やっておられるんです。市長、あなたはわれわれ議員が満足に市政に参画もしないで、議会をおろそかにやっておると諮問したのかどうか。重大な責任がこの問題に関して市長にあると思う。提案した案件は、全部承認したらええんだという感覚しか持っておらないからこんな結果になる。そしてどんな問題があつても裏から回る、「どうか頼みます」といったら、議員が「はい、はい」と承認していくという

ことでやってるのですか。私は聞き入れませんよ。その点十分肝に銘じて説明して下さい。

- 市長（藤木秀夫君） 条件につきましては、諮問した市長に対して出た言葉であろうと私は思っております。決して議員の皆さんに対してどうこうしたもんじゃなく、私に対して出たものだと思っております。

またそれまでの十分な説明に市長の力が足りなかったというお叱りはよくわかりますが、その問題については、私、その席にあらずして、係のほうから十分させてあるはずでございますので、その点ご了解賜りたいと思います。

- 人事課長（門林六男君） お答えいたします。

調整手当につきましては、扶養家族手当、管理職手当、給与月額に対する8%を調整手当としております。これは特別職には付いております。管理職手当のみは、特別職については付いておりません。

- 25番（藤原要馬君） 内容ですよ、調整手当はどのようなものかということです。どういふ基本で出すのか。何のために調整が付くのか、ちょっとわかりかねる。

- 人事課長（門林六君） 過去におきましては、調整手当は暫定手当というかこうで付いておったのでございます。

- 25番（藤原要馬君） 何が基本で暫定手当を出すのかということです。

- 総務部次長（西川喜久君） 当時、暫定手当というものは、勤務地手当ということでございましてそれが調整手当と名前が変わったように私ら考えております。勤務地と申しますと、都市によっては一級地、二級地、三級地という地域がございまして、それによって都市の場合は8%という調整手当が支払われておるといふ状態でございます。

- 25番（藤原要馬君） それがちょっと納得いかんです。手当を出すなどということではない。しかしわれわれが自治省の監督課長から、赤字再建団体当時にお聞きしたことは、国家公務員よりは非常に高い、値下げしろと指導を受けた。そういう地域、地域に手当を出さなければならぬというのであれば、なぜ自治省はそういうことを言うたか疑問がある。物価高とか、給与で出せないものに対しては、十分出さなければいけないんだという内容的にわかれば私は文句は言わない。しかしどうも内容的にわかりかねるので、お尋ねしたわけでございます。それはそれで結構です。しかしこれは特別職に付くとすれば、22万円で1万6千円付くということですか、それをプラスしなければいけないということですか。あんた方、これをいままで公表しなかったからわからないのですが、それで多少の差額はできてきてるわけですか。教育長さんは22万何ぼとなる。

そこでお尋ねしたいのは、そうすると、これは値上げ毎年、やるのですか。審議会は毎年、

やるのですか。せやないと、来年になれば一般職のほうが3役よりも上回っていく形が出てく
ると思うのです。

今年は審議会の答申をやったのは何にもならん。適正化を期するという目的に反する形はダメ
だと言うてる。

○ 市長（藤木秀夫君） 人勤あるごとに均衡を欠く場合には、必ず審議会をお願いして検討し
ていただく考えを持っております。

○ 25番（藤原要馬君） 他の人も質問があると思いますので、あまり申しませんけれども、
いまの市長の答弁では、やはり人勤に伴って特別職が下がった場合は毎年、やっていくという
わけですか。

来年も上がってくるわけですから、来年もやる。

○ 市長（藤木秀夫君） むろん、そうでございます。均衡を欠く場合には、審議会にはかって
やっていきたいと思っております。

○ 25番（藤原要馬君） ただ逃げにすぎないと思う。ということは、なぜ今年の審議会にお
いても、ああいう答申が出たかということです。どれだけ市長を信頼し、市長の力を買うてえ
えのかと問題になってくる。私は市長を買うことはできません。私はこれ以上質問しませんが、
これは私に対する満足な答弁でないことを承知して、私はこれで終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

○ 28番（坂上國治君） ただいま藤原議員から質問があったのでございますけれども、この
特別職並びに議会議員の報酬の改定ということについては、私も藤原議員と同感でございます。
と申しますことは、市長が新聞にちょいちょい出ておりますが、内容について詳しく、議長を
通じてでも、われわれは聞かしてほしかった。市政の刷新を図るためにもっと努力せよと、あ
なた方がわかっている範囲の、実はこうこうで議会議員のほとんどの人が努力してる。一部には
2束のわらじをはいて、両方で月給もろうてる人もなきにしもあらずと思う。しかし、その人
は数少ない。私ら力はありませんが、ほとんどの人が日曜でも市のためにやってる。365日
の1日として自分の仕事してません。市民さんのため、市の発展のために私は努力しておるつ
もりでございます。ほとんどの人がそうだと感じております。

だから、実は現在の和泉市議会議員がこうだと、市長から審議会委員にはっきりと言うのがし
かりやと思う。私は十分わかりませんので一応、その条件というか、それをここで一ぺん読み
上げていただいて、そして各議員がそれを認識せんと、われわれは全然わからんわけです。新
聞で見ただけでは十分わかりませので、その条件をまず発表していただいて、その後を考えて
いきたい。お互いに金をほしくない人はいないわけです。しかし、そういう条件を付けられて、

いかにも値打ちのない議員なら、そんなもん受けたらええ。私ははっきり申し上げて無報酬にしてもらうほうが、私個人としては嬉しい、本当言うて。しかしそんなわけにいきませんから、いろいろと生活かかっている。自分の家に住んで家賃もいらん、何もいらんという人ばかりじゃない。そんなわけにいきませが、そこらのへんは、もっと市長がはっきり審議委員会に申し出てもらわないかん。そんな条件が付いてね、おそらく藤原議員が言われたように、どんな条件でも結構、いただきますという人はおそらくないと思う。

せやから、私はこれをこの議会で完全に通さないかんわけでもないので、もう一べん審議会を開いてもらうて、そんなもん省いてもらいなさい。このままでいくのは不名誉です。特別に審議会を開いてもらうたらええ。100万円に値上げしてもらうても、あんな条件付けられたらいいりません。われわれは一生懸命やってるつもりであります。市長、助役だけやなく、部課長でも、そんなこと言うけれども、お前ら仕事は足らんやないか、努力してないやないかと言うてくれたら結構です。私は十分努力してるつもりであります。私たちよりも、私が言いたいのは、市長が助役2人こしらえて、和泉市の発展のためにどのぐらいプラスになってるかと言いたい。間に合わんような助役をこしらえて何になる。一人でもしっかりしたものをこしらえて、和泉市の発展につながるようにして、そしてあんた方、おれはこれだけ値打ちがあると思うたら審議会にどんどん上げてくれると思う。現在の議員よりも理事者に審議会が不満があると思う。議会にはこんな条件を付けられる人はないと思いますが、理事者に対しては、これらの条件を付けられたもんじゃないと思う。

だから、私はこれを切り離して、市会議員にはそんな条件を付けてほしくない。あんたら、付けてもらうたらよろしい。われわれの目から見ても当然付けないかん。われわれ議員は付けてもらうたら困る。えらい私の言い方きついかもかもしれませんが、ともにこうやっていけば、理事者だけやなく、議会もこれをかぶってくれる、甘んじてあの条件を付けて受けてるのが現状と思う。それでは市会議員があまりにも可哀そうです。これについて理事者から答弁いただけるんであれば結構ですし、いただけない場合は、私はこれだけ申し上げておきます。

○ 市長(藤木秀夫君) 坂土議員さんのお叱りはごもっともですが、この審議会は私がお願いし、それに対して私が答申をもらったものでございますので、決して議会の皆さん方に条件付けてどうこういうんじゃなく、その点よろしく誤解のないようお願いしたいと思います。

○ 28番(坂土國治君) それで何とかあれを訂正してもらうて議会議員は一生懸命にやってくれてます、何も条件付ける必要はありませんと、一目瞭然にわかるようにしてもらうて下さい。少なくとも、そのぐらいのことをしてもらわんと、市民から選ばれた市会、いかにも値打ちのないものになりますよ。だから、その条件だけは何とか考えてもらわんと、こんな条件付

けられて喜んで替成し難い。こんなことを私らが言わないでも、まずもって市長がこうだと強く申し上げたら、私はそんな条件を付けてないと思うのです。市長の努力が足りなかったためだと思う。選挙で皆さんから支持してもらった議員として、こんな条件付けられて替成するのは実際つらい。その点一ぺん市長のほうでお考えいただいて、えらいきつい言い方で申しわけないのですが、そこらをご賢察願いたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。このへんでちょっと理事者のほうもいま、坂上議員のおっしゃったことについて相談があらうと思いますので、15分間休憩させていただきますと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、15分間休憩させていただきます。

（午後2時42分休憩）

<午後の部>

（午後4時43分再開）

- 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。
- 総務部次長（西川喜久君） 先ほど来の藤原議員さんのご質問に対しまして、答弁の補足をさせていただきます。

まず、調整手当の問題でございますが、現在私ども、8%の支給を受けております。これは以前より勤務地あるいは暫定手当ということで25%支給を受けて参りましたが、今日に至りまして国の法の改正あるいは人事院勧告等によりまして、年々、この調整手当の支給はあまりにも好ましくないという指示のもとから、徐々に解消するうえにおいて、25%が現在8%の支給となっております次第でございます。以後につきましては、この8%はすべて本俸に繰り入れながら解消していく考えのもとに国が進んでおりますので、その点ひとつご了承を願いたいと思います。

2点目の審議会設置の趣旨等でございますが、今回の設置過程からご説明申し上げたいと思います。

現下の社会経済情勢あるいは日増しに激増する議員各位の公務の繁忙あるいは近隣都市との関係、一般職員等の給与の関係につきまして、市長としても説明いたし諮問した次第でございます。これについて答申をいただきました通り、私どもとしては、一般職員においては年々、人事院勧告等により10%内外の給与がアップされているのが現状でございます。このことから今後、一般職員等と十分勘案のうえ、議員さんあるいは特別職等の給与について毎年

是正して参りたい考えでございますので、この点ひとつご了承を願いたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) 　ただいま再度にわたっての答弁をいただきましたが、私はこのうえ何も申し上げることはありません。しかし、ここで一言申し上げておきたいことは、特別職においても議員にしても、私は給与があまり高いとは思いません。大阪府、大阪市等においても今度、値上げをするわけですからね。そこで調整手当の問題ですが、これが徐々に本俸に繰り入れるとなると、3役、特別職はできないわけですね。そのときはできなくなってくると思う。やはり審議会にはからなければ、それだけの線ではできないと思いますので、そこらの点を十分加味してやってもらいたい。だから、市長にしても助役にしても、給料は十分出して、仕事は十分してもらおう。議員から助役は何してるんだ、市長は何してるんだという指摘を受けないよう行政に力を入れてやってもらうなれば、いかに給料は余計出してもかまわんのんじゃないか、その点を私は申し上げて了承いたします。

○ 市長(藤木秀夫君) 　坂上議員さんの先ほどの付帯条件のことについてでございますが、これにつきましては先刻、ご答弁申し上げた通りでございます。決して付帯条件は、議会の皆さんにどうこうというわけのものではございませんので、その点ひとつご了解願いたいと存じます。

○ 28番(坂上国治君) 　先ほど私がおうかがいしたのは、答申されたそれを読んでほしい。新聞で見ただけで全然何も、新聞もいろいろあるので、原本をひとつ読み上げていただきたい。

○ 総務部次長(西川喜久君) 　それでは私のほうから付帯条件について読み上げます。

1. 市政の刷新を図り、市民の福祉増進のために努められたい。
2. 財政事情が予断を許さない事態の中にあつて、改定につき、今後の財政運営については十二分に配慮し、再び赤字団体にならないよう努められたい。
3. 今回の改定に当たっては、各行政委員会はもとより、各種団体等についても、報酬及び助成については十分配慮されたい。

以上。

○ 28番(坂上国治君) 　いま読み上げてもらった通り、かりに報酬アップしたあとで赤字再建団体の指定を受けた場合、議員の歳費を値上げしたために赤字再建団体になったと解釈されると思う。

これは歳費の仕上げをしなくても赤字になるときはなるかもわからない。ただ、それにしぼられて赤字になった場合、議員の歳費を上げたからやと言われる。せやから、そういう条件は一切抜いてもらうて、そして審議会の気持だけで上げていただくというのなら、私は文句はないわけです。ところがそういう条件、きつい条件ですよ、これは。だから、そういう条件であれ

ば私は反対いたします。これだけの条件が付いておってもかまわん、おれは上げてもらうんだという方々は賛成してくれたらええもんであって、私はその条件そのままでは絶対反対いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 他に。

○ 18番（直村静二君） 一般職員の給与条例の一部改正、これは人勤で当然のアップですから、私は賛成いたします。

そこで3役の値上げにつきましては、先ほどの提案理由の説明によりますと、近隣都市、住民感情をよく考慮した結果となっております。これについてひとつお尋ねしたいのは、たとえば和泉市の水道料金は近隣と比較して高い。さらに近隣と比較して和泉市の生活保護給付は2級、まわりは皆一級、そういう比較を十分されてしたのか、住民感情を考慮したことにはなっていない。その点をひとつお答え願いたい。

2番目は、財政困難のおりから、ただ単に人勤が出て職員の給料との差が出たからは正すんだ、人勤が出れば毎年やるというお答えがあった。そうではなく、議員さんなり、特に3役については政治責任があると思う。これをひとつ明快にさせていただかないと、どのように政治責任を果すんか、それを明快にお答え願いたいし、私は答えていただいてさらに質問したいのですが、3役についての政治責任を果す建て前から撤回してもらいたいと思います。今年、二回にわたって上げておるんですから、撤回を主張いたします。教育長の給与、これについても同じ理由で撤回してもらいたい。

次は議員の報酬費用弁償、ここで2点あります。9月に選挙が終わってまだ間がない。私は金額について、14万円については、さほど問題にしようという気はありません。しかし選挙がすんで間がない、大変早過ぎるということで、これも削除してもらいたい。

次は費用弁償、これは補正予算でやりたいが、条例改正にも含まれるので、ここで確認を取っておきたい。この費用弁償については、一日本会議出席3千円、9月選挙すんで初議会については支給されておるのか、おらないのか。そして支給していない場合どうするのか。今日の14万円の提案、それも同時にやるのか、明快にお答え願いたい。

○ 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようですので、本日の会議時間を延長させていただきます。

○ 人事課長（門林六男君） それではご質問の内容について、私のほうからご回答申し上げます。

第一の大阪府下近隣都市の状況を把握して引き上げたのではないのではないかということにつきましては、先ほども次長からの提案理由の中で申し上げましたように、近隣各都市または諸般の社会経済事情により今回、特別職報酬等審議会を設置し、答申の通り引き上げとなったわけでございます。教育長、議員さんの報酬についても同じことでございます。

それから費用弁償の一日3千円、この支給についても、今後やっていくかどうかについても同じことでございます。

- 18番(直村静二君) 住民感情を十分考慮したという、その点で聞いておるのは、先ほど朗読された村帯条件の中に出てる福祉の増進を図ってほしいということ、私が言った水道関係、生活保護の2級、この点が明快に出てると思います。だから、住民感情を十分考慮したことはなっていない。

費用の3千円、今後とも出しますというが、この前の分は支給したんですが、どないするんや。

- 市会事務局長(井谷義雄君) 私から直村議員さんのご質問に対してご答弁申し上げます。費用弁償を今後も続けていくのかということでございますが、いま、即答せよとなるとちょっとできかねますので、今後上司とも十分相談して……。ということでご了承願いたいと思います。

- 18番(直村静二君) 私が聞きたいのは、この前3千円と決まったと承ってるし、皆もらったと思います。ところが9月議会のときには何にも渡ってない。予算としては残ってるんじゃないんですか、それを聞きたいと思います。

- 市会事務局長(井谷義雄君) 現在までの支給状況につきましては、8月まで一応支給させていただいておりまして、その後の分については、まだ未支給でございます。額につきましては、ちょっと資料がございませんので後刻、お答え申し上げたいと思います。

- 18番(直村静二君) さすれば8月までは支給した。しかし9月からは支給してないが、10月に本会議があったことは事実。それが支給してないのは、結局、答申が出て議員の報酬を上げるんだから、スッパリと切りますという考えがあったかどうか。

- 市会事務局長(井谷義雄君) そういうわけではございません。いわゆる未支給の分につきましては、10月の定例会以後でございまして、この報酬の改定とは全然無関係でございます。そういうつもりで現在、未支給ということではございません。ある一定の期間を区切って現在まで支給してるという実情でございます。

- 18番(直村静二君) そうすると、14万円についての全額はとやかく言わないと言いましたが、やはり本会議出席したら3千円となると給与に加算されますから、議員の案件につい

でも撤回してもらいたい。こういう状態で採決に持ち込むのは問題があると思います。撤回を主張します。

なお付け加えておきますが、採決については、賛成、反対の明快な意見を聞かせていただくことをお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。
- 23番（貝淵博治君） 市長の諮問機関である審議会は7団体の長に限定されてるのか、その点をお聞かせ願いたい。より一層市政の刷新に努力し、福祉の向上に努めるということは文句ないが、サンケイ新聞の報道に、議員、理事者ともに、というところに問題があると思います。市長、その7団体の長に限定していつでもやっていくというこの諮問、これはそう決まっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと関連して、この条件には非常に問題があります。過去9月まで、出来の悪い議員であったかもしれませんが、9月に改選されまして、そして市民の支持を得て26人が選ばれた。その中で審議委員さんが答申を出し、この条件が付いて、一生懸命にやれ、そしたら4万円やるからという。この26人の議員は懸命に和泉市のために、住民福祉のために努力している。そこで見る角度によって市民の議員に対する態度、角度が違うと思いますが、そういうことを新聞に載せること、最後の9日の晩にこの答申が出るのに対して、マスコミが入っていたか、入らないと思う。にもかかわらず、市長、あなたの側近がこれを堂々と発表する、どういうことですか、これは、あなたに付いておる課長さんがこれを発表して新聞に載せるという責任、そしてこういう審議会に持ち込んでガタガタさせるという責任、市長、あなたはどうか考えてますか。おそらく、あなたのおそば付きの人がこれを発表したから新聞に載ったんだろうと思う。軽卒きわまる市長だと思います。これを載せたらどういう反応があるか、わからなかったのかどうか。

審議会に学識経験者を入れて重い、軽いを決めていただくということ、あるいは同じことを繰り返して、学識経験者を一人も入れず、ただ団体の長ならええという考えに一つの問題があるろうと思います。もっと学識経験者なり、立派な人を入れておけば、順諛に和泉市26名の議員のうえに立って考えてくれるんじゃないか。本当に3人でも5人でもええやないか、わかっていただける人たちを選んでおれば、こういう問題がおそらくなかったらと思う。その点市長、どうですか。

- 市長（藤木秀夫） ただいま貝淵議員さんのご質問、委員さんの選び方につきまして、7団体の長以外に頼めんものかというお尋ねと思いますが、決してそんな事もんじゃございません。これはどなたに限りませず、学識経験者をお願いすることはできます。また数においてもその

通りだと思えます。しかしながら、団体の長が広く知っていただけるということから選任したものでございまして、結果において、ただいまお叱りを受けることになったことは何とも申しわけございます。

それと、これを漏らしたと申しますと誤弊があるかもしれませんが、審議会が終わるや、早や新聞沙汰に相なったことは、側近者は滅多にそういうことはなかるう、しかしながら、そういうことをするようではお叱りはごもっともでございます。しかし答申の結果につきましては、委員さんはむろんのこと、またその他の職員も多数おりましたもので、命令してマスコミにとやかく申し上げたわけではございません。その点ひとつご了解賜わりましてお許しを得たい、かよに存ずるわけでございます。

○ 23番(貝淵博治君) 非常に市長は可哀なうだと思ふ。自分の飼犬に手をかまれた、あんたは非常に気の毒な人です。そしてその席に議長もおられたと思ふので、責任の一端は議長にあると思ふ。なぜそのとき議長権限において、あなたは市長に言わなんだか。ただ、やると言うたので喜んでもらうというやり方がおかしいと思ふ。その点議長さんは、その最終の9日の晩におられたかどうか、お聞かせ願ひたいと思ふ。

○ 議長(松尾千代一君) おりました。その際、私はその答申をみせていただいたときに、即座に申し伝えてあります、「これでは全然、通すことはできない。だから、これに代る案を出しなさい」と、代案を持ってくる運びになっておりました。そのときは局長もおりましたが、「局長と相談したうえで」と財政理事が言われましたので、代案を持ってくるのならそれでいい、その代案によってこちらは態度を決める」ということで私は下がったわけです。しかしこの代案たるや、ちょっと遅れて一昨日でしたか、それも催促してようやくきた仕末です。

○ 23番(貝淵博治君) 議長のおしゃることはよくわかります。もうあまりしゃべりませんが、市長、こういうところにこの問題だけじゃなく、あんたの部課長に対する教育がたんでおったか、現実にあんたのそばから目を離した人間がおるというところにあんたの不幸せがある。この問題に踏まえて、一段と部下の掌握をやっていたかねば何ほでも大きな事故がある。

これは事故じゃないが、あらゆる問題について、部課長を引き締めることによって部下が引き締まっていく。藤原議員さんが足を投げ出しておって時を過す、そういうことを肝に銘じて、火の手を上げる部下がおるとは巳の不幸せだと考えていただきたい。

○ 議長(松尾千代一君) 他にございませんか。

○ 27番(成田秀益君) 先ほど審議会の答申の付帯条件を聞かせていただいたのですが、あれは審議会が市長に付けたものか、あるいは議員ないし議会に対する含みで付けたものであるのか。しかもあまり簡単ですので、ちょっとはかりかねるので、新聞等の内容から見ていきま

すと、議会にもべんたつされておることだと思ひます。市長はどういうふうによこの付帯条件についてお考えですか、ちよつと食い違ひがあるんじゃないか。市長は新聞論調のようなお考えですか、どうですか。

- 市長（藤木秀夫君） あくまでも審議委員から私に対する要望として出されておるものと解釈しております。
- 27番（成田秀益君） それでは先ほど、貝淵議員さんから側近云々という事実かどうか、私もわかりませんが、どなたかからそれが外部へ発展されたと思ひますが、そのときは全文を發表したのか、あるいはその答申の見解がこうであるんだと言つたのか、それで新聞論調がそうなつたのか、そのへんが非常にわれわれ議員としても重要なことであると思ひますので、ちよつと明らかにしていただきたいと思ひます。
- 市長（藤木秀夫君） ただいまご質問のマスコミに出されたことは、どのへんから聞いたものか、それは私のほうはわかりません。どのへんから出たのか、はっきり申し上げることはできません。よろしくご了解賜りたいと思ひます。
- 27番（成田秀益君） 付帯条件については、どういふふうによ受け取つておられますか。
- 市長（藤木秀夫君） 文面にもありますように、市政の刷新ということによ帰するのではないか、かように思ひます。これは行政を預る市長として、性根を入れて将来こういふふうによやつていかなければならないと思ひます。3番目の要望と申しますか、各種目団体の助成なり報酬なりを考えると、結局、そういうところに帰すると解釈されるように思つておりますので、その点よろしくお願ひいたします。
- 27番（成田秀益君） それでは端的に言ひますと、これは市長に対する要望である。執行機関に対する要望であるという見解をとつておられるわけですね。そうすると、新聞の發表はどなたかによ自分の見解をそのまま述べたのか、新聞記者さんが文章をみられてそう解釈しはつたのか、そのへん非常に食い違ひがありますからね。
市長のおっしゃると、やはりわれわれ議員にとつて非常に深く関連した市民感情を含めてのことでございますので、できるだけそれを解明していただいたほうがわれわれ議会人、執行機関としてもいいんじゃないかと思ひますが……。
- 市長（藤木秀夫君） ただいまの成田さんのご意見、四大新聞の記事がそろつて現わしているということではございません。そういう面からお考え願つてもわかつていただけるんじゃないか。幾らお尋ねされましても、この答弁しかできません。よろしくお願ひいたします。
- 27番（成田秀益君） それでは一応、希望だけ述べておきます。こういう問題は非常にあとで尾を引きますので、今後、慎重に取り扱つていただかんといろいろ食い違ひが起ります

と、まちらこちらに迷惑がかかったり、いろんなことがあると思いますので、ひとついろんな発表、その他については慎重に取り扱っていただきたいと要望して終わります。

- 議長（松尾千代一君） 山田君。
- 17番（山田清二君） 質問と違います。意見です。審議会の7団体の長、これは一応、市民の各層を代表している団体で、そこから出た答申というのは尊重すべきだと思います。ところがその答申に市政の刷新、福祉の増進に努力せよ等、付帯条件が付いておるといふ現状では、アップするのは不本意だが、諸情勢からこれぐらいは出してもええんじゃないかというふうには私たちはとるわけです。したがって、今回の現状における値上げは、市民全部が反対しているのとらざるをえない。したがって、公明党はこの値上げは認めるわけにはいかない。意見だけ述べておきます。
- 18番（直村静二君） はかってもらうんですか。採決に入る前に反対意見を述べます。
- 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませか。
- 28番（坂上国治君） ただいま成田議員に対して市長が答弁した内容を聞いてみると、当然、市長の私にこの条件を付けてるんだという。それであれば、私はただちにこの方々にお会いして、そしてその文書を訂正するようにしたらどうか。「市の理事者のみに」とね。議会は一生懸命にやってくれていますので、まず訂正していただいたら結構かと思えます。市長自らそう解釈されてるんだったら当然でしょう。それを自分たちのことを、26名の議員に分けてかついでもらおうというのは卑怯だと思います。せやから、今日だけで議事が終わるんじゃないから、明日でも、明後日でもさらにもう一回審議したらよろしい、それを付けてね。それぐらいのことやったら市長、話し合えるのでしょ。あんた方はこの付帯条件を私にだけ付けてくれましたのかということで話し合いしていただき、できたらそういうことに改めてもらいたい。
- 議長（松尾千代一君） おはかりいたします。ここで暫時休憩したいと思いますが…。
- 25番（藤原要馬君） 坂上議員さんから言われてる通りに、再度、審議会にはかってということですが、その調整もできない。15分間と言うたのに長い時間、2時間も3時間も休憩して、その中で調整もできてないのに、時間延長して調整できるか、できないかの問題、私は調整できないと思います。
- 議長（松尾千代一君） ただいまの坂上議員さんのご意見のように、市長の本当のハラの中をもう一度聞き直したい。私がかように思います。
- 25番（藤原要馬君） それやったら、市長ははっきり答弁したらどうですか。時間延長し

て何時になるんや。そんな付合いでできませんわ。

○ 議長（松尾千代一君） 市長、ここではっきりした答弁をお願いいたします。でないと、議事の進行にも差し支えます。

○ 23番（貝淵博治君） 休憩するのか、散会するのか決めなさい。

○ 議長（松尾千代一君） 10分間休憩させていただきます。

（午後5時27分休憩）

（午後5時50分開議）

○ 議長（松尾千代一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 5番（竹下義章君） 今回の人勸を含めて、議員にわたるまでの値上げに関してこの問題で意見を申し上げたいと思います。

職員に関する人勸等につきましては、これは反対ではございません。議員の歳費につきましては、いろいろ付帯条件も付いておることの問題点もございますので、社会党としては、反対という意見を申し上げておきます。

そこで議長にお尋ねいたしますが、今回一括上程されております。したがって、これの採決につきましては、区別して採決をしていただけるのか、それとも一括でされるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 一括採決させていただきたいと思います。

○ 9番（出原武司君） ただいま竹下議員からの質問に対しまして、一括上程だという議長の答弁でございますが、そうなって参りますと、われわれ民社党といたしましても、この歳費の改正に対しましては、いささか、先ほどから論議されております通り問題がありますので一応、見送らせていただきたい。しかし職員、その他人勸に関する問題に対しては、もちろん賛成させていただきたい、このような方針をとらせていただきたいという意見を申し上げておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 他にご意見ありませんか。

○ 18条（直村静二君） 私が先ほど撤回せよと要求したんですが、それに対する答えがなかったんで、ひとつ願いたい。

○ 市長（藤木秀夫君） 本議案につきましてはいろいろと関連がありますので、撤回する意見はございませんとはっきり申し上げます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、職員の人勸は結構だと思います。撤回せよというのは特別職の3役、議会議員ですが、関連があるのでそのままやってほしいということですね。

○ 17番（山田清二君） 一括上程されたら一括採決ということで当然だと思いますが、一応、給与の問題とはいえ、職員の人勸に基づくベースアップも含まれてるわけで、この点について

反対意見は誰も出してないわけです。全部が賛成だと思う。ところが一括でされる限りは、反対の議決があった場合、反対のものがあれば当然反対しなければならないという議会のルールの決議でそうなるわけですが、これがもし否決された場合、ベースアップは一体どうなるのか。一事不再議の原則から、今議会でこれを認めることはできなくなる。そういう問題についてどうなるのか説明していただきたい。そうでないと、人勧を見送るわけにはいかないという変な採決、変な意見付きの採決というおかしなことになりますので、公明党の立場としては、審議会の趣旨を尊重するということには従い難い、認め難いということは先ほど言ってるわけですが、同じ上程された中に人勧の分を含んですることは毛頭、反対の意見はないわけです。こういう場合採決に惑うわけですが、否決になった場合どうなるのか、教えていただきたい。

○ 総務部理事（庄司清君） 私から答弁させていただきます。

ご指摘の通り、81号議案の中に特別職、一般職の分が含まれてるわけでございます。もし否決になりますと、今会期中は提案できないということになります。

○ 18番（直村静二君） この前の議会で私が言ったが、こういうことが問題になるから、分けて出さないとおね。それも関係ないということで強引にやった。いままでは仮り否決されたらできません、議会の議決権を犯すということで、私は撤回してすぐ修正案を出さないと言ってる、そのほうが筋が通るんじゃないですか。あなたは逆に一事不再議、当然そうなります。それだから、私どもは分けてやりなさいといってるんです。それをまえてやろうというのは議會無視だ。そうではなくて、撤回して修正して出す、そのあとでもう一べん審議するということがいいじゃないですか。そうせんと、いまの庄司さんの答弁は、議會が理事者を押さえることになる。ただ、あなたは規則的に答弁したということでええと思うが、各党派で反対の意見が出てるんだから、そうしないと反対できない。

○ 議長（松尾千代一君） 本件につきましては多種多様でございまして、非常に混乱を来しております。8件を一括上程したことによって非常に問題がむずかしくなってきましたので、先ほど申し上げましたように、私は3件を一括上程した以上、この三件を分離することはちょっといたしかねますので、ここでおはかりいたします。

8件をまとめて採決させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 18番（直村静二君） 反対意見を申し上げます。

この件は先ほども申し上げましたように、撤回もしない、一事不再議の問題もあるということで、かなり強引になってるという点をもってのほかだと思えます。

さらに新聞発表は当然のことです。これは7名の委員さんに新聞社が電話かけて聞けばしま

い、何も発表したからいけないということはありません。この点は明快にさせていただきたいと思います。

さらに答申案の付帯条件なるものが議会で朗読されたということは、議事録にも載ります。それに対して明快な態度を示さなければならないと思います。だから、一番初めの市刷新、福祉向上を図る、大賛成、その通りです。次の赤字再建団体に陥らないよう努める、これも当然です。たくさんの住民が怒ってる反映ではないか。

これを押えてどうのこうのというのは間違いだと思います。共産党としては、このようなやり方に対しては、これはあくまでも撤回を主張し、反対します。

なお付け加えておきます。人勧の実施につきましては当然賛成である。ただし、政治責任のある3役並びに市会議員の報酬につきましては、これは反対します。不本意ながら、職員の人勧と引っ付いておりますが、あえて議会を無視するようなやり方になるという立場から反対いたします。

- 議長（松尾千代一君） 反対の方がありますので、本件に反対の方は挙手願います。

（挙手少数）

反対少数のため、本件を原案通り可決決定いたします。

本日は大変お疲れのところ長時間、まことにご苦労さんでございました。明日は午前10時から開会いたしますので、時間励行をお願いいたします。

（午後6時3分散会）

The first part of the report deals with the general situation of the country and the progress of the work during the year. It is followed by a detailed account of the various projects and the results achieved. The report concludes with a summary of the work done and the plans for the future.

The work has been carried out in accordance with the programme of work approved by the Council of the League of Nations. It has been a year of hard work and many achievements have been made. The results of the work are set out in the following pages.

The first part of the report deals with the general situation of the country and the progress of the work during the year. It is followed by a detailed account of the various projects and the results achieved. The report concludes with a summary of the work done and the plans for the future.

The work has been carried out in accordance with the programme of work approved by the Council of the League of Nations. It has been a year of hard work and many achievements have been made. The results of the work are set out in the following pages.

第 2 日

1111

昭和47年12月19日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第2日出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	藤木秀夫	消	防	長	和田増義
助	役	辻忠夫	総	務	部	理
助	役	藤田利	(財	務	担	当)
収	入	役	橋本炳	総	務	部
同	和	対	策	部	次	長
市	民	部	長	小林一三	福	祉
産	業	衛	生	部	長	山
建	設	部	長	中塚白	本	武
水	道	部	長	神田平吉	企	画
病	院	長	岩崎嶋	企	画	課
病	院	事	務	局	長	人
隣	保	館	長	竹内潔	事	課
				高橋正弘	長	財
					政	課
					長	資
					産	税
					課	長
						吉
						田
						日
						出
						男

市民税課長	吉田利秀	経理課長	守田勇
納税課長	吉田種義	業務課長	藤原光夫
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	隣保館事務長	富田宏之
推進調整課長	萩本啓介	消防署長兼次長	南口主雄
"	生田稔	監査委員	堀田徳治
"	浅井隆介	監査事務局長	西岡正志
市民課長	田中二三夫	選管委員長	味谷日吉
社会児童課長	森保	選管事務局長	青木孝之
福祉課長	山村昇	教育委員長	堀内由延
商工課長	岩井益一	教育長	葛城宗一
農林課長	吉岡昭男	教育次長	阪東重信
農林課参事	青木太郎	"	乾武俊
保険衛生課長	大宅清臣	総務課長	紀之定藤与茂
交通公害課長	内田潔	学校教育課長	唄幸治
計画課長	大浦行雄	指導課長	吉見豊
土木課長	中尾宏	社会教育課長	広岡史郎
建築課長	逢野一郎	学校教育課参事	角谷泰夫
区画整理事務所長	中西淳富	農業委員会事務局長	松村吉麿
開発課長	白川保	開発協会事務局長	西川武雄
会計課長	片桐武雄	開発協会事務局次長	山本俊兼
営業課長	高橋新平	開発協会参事 (総務担当)	藤原永一
工務課長	福本喬久	" (用地担当)	宮本福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 井谷 義雄
 次長 北野 丈夫
 調査係長 大塚 俊昭
 議事係 西垣 宏高

本日の議事日程は次のとおりである。

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第84号	昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)	P. 12
2	議案第85号	昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 56
3	議案第74号	昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)	P. 26
4	議案第75号	昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 37
5	議案第86号	工事請負契約締結について (市立(仮称)第二国府小学校新築工事)	P. 1
6	議案第87号	工事請負契約締結について ((仮称)和泉市消防署幸出張所新築工事)	P. 2
7	議案第88号	工事請負契約締結について (和泉市立(仮称)幸診療所新築工事)	P. 3
8	請願第6号	小学校新設に関する請願書	

(午前10時50分開議)

○議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には昨日に引き続きご出席賜りましたことは、まことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。「ご出席の議員さんは16名でございます。遅刻届けのある議員さんは、出原議員さん1人でございます。その他の方につきましては、追っつけお見えになるものと思います。現在、16名でございます。
- 議長(松尾千代一君) ただいま報告の通り、出席議員16名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配布いたしておる通りでありますので、よろしくご了承願います。

それでは、これより日程第1、「昭和47年度……」

(「議長」と呼ぶ者あり)

- 25番(藤原要馬君) 日程に入るまでに、ちょっと議長にお尋ねしたいことがあります。昨日、歳費の値上げについて議長が採決をとられたんでございますが、昨日の審議の中で条件というものの問題になり、そして市長は、これは理事者だけに言われてるものだということでありましたが、議長は、今朝の新聞を見ましたね。では、それに対してお尋ねいたします。昨日、われわれにおいては、こういう結果が生まれるぞろうと思うから、1日延ばすか、撤回するかということで、理事者にも迫っております。それにもかかわらず、強硬採決せられた形においてやられたんでございますが、新聞内容を見ても、革新の議員が全部反対だと、無所属のみによってこの歳費を取っていると、事実そうだろうと思うんです。そうすると、議長は議会運営上、これでいいと思うておるかどうかということです。それと、横田会長のいわく、やはり公式発表した理事者、議員には、そういう要求をしたと、朝日新聞等におきましては、それほどいやなもんなら、これを寄付せよと書いてあると思うんです。これについて議長のご見解をお尋ねいたします。
- 議長(松尾千代一君) ただいま新聞紙上に載せられましたことにつきまして、藤原議員さんよりお尋ねがあるわけなんでございますが、私たちの考え方からいたしますと、昨日の状況等を勘案いたしました議員諸氏の考え方の中におきましては、歳費アップは当然であろうという考え方に立っておられた方が多かったですように見受けられましたので、私はそのように採決したのでございますけれども、しかしながら、新聞紙上では、私たちの考えている以外のことを書いてあったわけなんでございます。私はこのことにつきましては、新聞社に対しまして、そして横田会長に対しまして、私は抗議を申し込む所存でございます。
- 28番(坂上国治君) ちょっと関連。本問題については、こんな付帯条件をつけられて、

これでいいかと私は言うたはずや。赤字再建団体の指定を受けたら、市長、あんたはどないするんかと、歳費を上げんでも赤字になるんだということを私は申し上げたんです。そやからもうちよっと、こういうことは心してやってほしいと。われわれの言うことを聞いてもらえなかったから私たちは退場したんですよ。その後、多数の人でやられたけれども、革新の議員の方はそれ相当に注文をつけて、これには反対だと、しかし人勸の問題もあるんだということで賛成したんでしょ、そういうことが全部新聞を見てもうかがわれるんですよ。そやから、藤原議員に対する議長の答弁のしかたはまずいぞ。

○ 25番(藤原要馬君) いま、議長の答弁の中に、これの値上げを望んでいる人が相当あったということですね。じゃ、だれとだれか、ここで分析してもらいましょうか。あんたは、通せばいいんだという感覚で議会運営はできるか、できないか、わかっているんですか。議長というものはそんなもんじゃないんですよ。やろり値上げしても、喜んで歳費を受けられるような議会運用をしなければならぬ義務があるんですよ。

○ 議長(松尾千代一君) ただいま内容を分析しろというようなことだったと思いますが、しかしながら、はっきりしていただろうと思うんです。内容を分析するよりも、昨日、拳手願ったときに、これで全貌が明らかになっていただろうと私は思います。ここでことばの上でどうのこうのといっても、態度で示されたことは、私ははっきりしているんじゃないかということで判断しております。

○ 25番(藤原要馬君) そうすると、新聞はなぜこういうぐあいに書くかということですよ。あんたは議会の中で、各党の議員さんの発言をどうとったんですか。そこらをあんたが分析しなければならぬわけなんですよ。あんたがいままで、革新の議員がええかっこうばかりしてきたんやから、今度は無所属がええかっこうするときだと市長に言うたと申されましたな。しかし、まだまだその二の舞のような形が生まれているんですよ、私はそれが許されないんですよ。保守とか、無所属の者が手をあげて採決しても、得心しても、得心のいくような形でやったなら、こんな文句は出ない。新聞にも出ないと思う。職員組合の新聞にも、これ出ておりますよ。だから、そういう各所から批判を受けるような歳費の値上げは断固として反対し、返上すべきだと思います。

○ 議長(松尾千代一君) ただいまの藤原議員の申されることにつきましては、私の意思でこれを採決したのではございません。多数の議員の皆さまの態度によりまして、私の判断の上に立って採決したのでございまして、私の意思でやったといわれることはない、議会総意をとらえた中で……。

○ 25番(藤原要馬君) 反対の意見が出ているんですよ、先に。各党の所属議員さんから全

部反対の意見が出ているんです。それを新聞記者がとらえて、革新が皆反対だけでも、同時上程の人事院勧告があるから、やむなく賛成したんだろうというふうな形に書いてあるわけですね。だから、そういう状況も掌握せずして、あんたは何で採決したかということですよ。われわれはそれを聞いているんですよ。私はこの予算に対しては絶対反対します。

○ 18番(直村静二君) これは日程に入る前のことで新聞議事その他になりましたので、一言申し上げておきますと、まず、人勤の職員給与改定のことと一括したことが問題を起こしていると思います。今後は分割して提案するように、理事者のほうも考えてもらわぬと困るけれども、議長のほうで、ひとつまとめてやってもらいたい。そうしないと、いまと同じような問題が出ますよ。これは代表者会議にはかってもらいたいことを要望いたしておきます。

○ 議長(松尾千代一君) 今後はそのようにさせていただきたいと存じます、それでは日程に入らせていただきます。

それでは、日程第1、「昭和47年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第84号

昭和47年度 大阪府和泉市一般会計補正予算(6号)

昭和47年度 和泉市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入、歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ708,158円を追加し、歳入、歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,868,868円とする。

2. 歳入、歳出予算補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入、歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算の補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表、債務負担行為の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表、地方債の補正」による。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.市 税		1,403,940	161,612	1,565,552
	1.市 民 税	485,795	121,678	607,473
	2.固 定 資 産 税	549,408	31,587	580,995
	3.軽 自 動 車 税	28,031	3,190	31,221
	4.市 煙 草 消 費 税	153,073	1,727	154,800
	5.電 気 ガ ス 税	107,348	452	107,800
	7.都 市 計 画 税	80,236	2,978	83,214
4. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		8,811	2,967	11,778
	1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	8,811	2,967	11,778
7.分担金及負担金		37,488	3,023	40,511
	1.分 担 金	5,800	2,127	7,927
	2.負 担 金	31,688	896	32,584
9.国庫支出金		897,425	68,926	966,351
	1.国庫負担金	382,665	15,800	398,465
	2.国庫補助金	504,824	53,126	557,950
10.府支出金		782,152	61,297	843,449
	1.府負担金	16,352	2,550	18,902

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 府補助金	736,289	58,574	794,863
	3. 府委託金	29,144	178	29,317
11. 財産収入		242,569	4,058	246,627
	2. 財産売払収入	202,554	4,058	206,612
12. 寄付金		146,729	9,332	156,061
	1. 寄付金	146,729	9,332	156,061
13. 繰入金		600	70,000	70,600
	1. 基金繰入金	600	70,000	70,600
14. 諸収入		332,289	189,286	521,575
	3. 貸付金元利収入	560	89,038	89,598
	5. 雑収入	248,733	100,248	348,981
15. 市債		1,029,236	137,657	1,166,893
	1. 市債	1,029,236	137,657	1,166,893
歳入	合計	6,160,710	708,158	6,868,868

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.議 会 費		63,516	19,286	82,802
	1.議 会 費	63,516	19,286	82,802
2.総 務 費		916,058	47,708	963,766
	1.総 務 管 理 費	652,193	△31,141	621,052
	2.徴 税 費	135,240	21,268	156,508
	3.戸籍住民基本台帳費	51,448	8,881	60,329
	4.選 挙 費	25,102	2,428	27,530
	5.統 計 調 査 費	4,519	438	4,957
	6.監 査 委 員 費	5,027	2,527	7,554
	7.同 和 対 策 費	425,29	48,807	85,836
3.民 生 費		1,305,113	87,038	1,392,151
	1.社 会 福 祉 費	337,627	23,342	360,969
	2.児 童 福 祉 費	614,684	53,108	667,792
	3.生 活 保 護 費	350,413	10,588	361,001
4.衛 生 費		424,314	18,458	442,772
	1.保 健 衛 生 費	109,955	3,312	113,267
	2.清 掃 費	260,149	11,313	271,462
	3.墓 地 火 葬 場 費	54,210	3,833	58,043
5.労 働 費		43,337	129	43,466
	1.失 業 対 策 費	43,337	129	43,466
6.農 林 水 産 業 費		96,011	24,977	120,988
	1.農 業 費	84,859	24,977	109,836

款	項	補正前の額	補正額	計
7.商工費		84,523	8,613	93,136
	1.商工費	84,523	8,613	93,136
8.土木費		1,342,499	99,543	1,442,042
	1.土木管理費	66,923	2,123	69,046
	2.道路橋梁費	357,993	21,869	379,862
	4.都市計画費	272,020	63,873	335,893
	5.住宅費	631,843	11,678	643,521
9.消防費		214,070	52,633	266,703
	1.消防費	214,070	52,633	266,703
10.教育費		1,237,278	232,420	1,469,698
	1.教育総務費	140,234	40,590	180,824
	2.小学校費	709,792	94,064	803,856
	3.中学校費	285,293	83,598	368,891
	4.幼稚園費	54,714	12,582	67,296
	5.社会教育費	40,086	1,586	41,672
13.災害復旧費		14,922	28,453	43,375
	1.農林水産施設 災害復旧費	3,170	12,883	16,053
	2.文教施設 災害復旧費	3,322	3,685	7,007
	3.社会教育施設 災害復旧費	550	1,297	1,847
	5.土木施設 災害復旧費	4,660	10,588	15,248
14.諸支出金			88,900	88,900
	1.開発協会貸付金		88,900	88,900
歳出	合計	6,160,710	708,158	6,868,868

第2表 債務負担行為の補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
伯太小学校 増改築事業		千円	昭和48年度	千円 21,206
横山小学校 増改築事業	昭和48年度	103,159	昭和48年度	85,248
(仮称) 第二国府小学校 新設事業	昭和48年度 } 昭和52年度	188,600	昭和48年度	167,667
(仮称) 鶴山台北小学校 新設事業	昭和48年度 } 昭和57年度	127,626	昭和48年度 } 昭和57年度	118,330
北池田小学校 体育館建設事業			昭和48年度	39,078
(仮称) 第二和泉中学校 新設事業	昭和48年度 } 昭和52年度	198,213	昭和48年度 } 昭和52年度	173,585
診療所建設事業			昭和48年度	87,920

第3表 地方債の補正

起債の 目的	補 正 前							
	限度額	起債 の方法	利率	償 還 の 方 法				その他
				資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	
隣保館ガレージ 用地取得事業			年以内		年以内	年以内		
同和更生 貸付資金								
丸笠団地 整備事業								
肥子池公園 整備事業								
消防施設 整備事業	49,800	普通貸 借又は 証券発 行	8.0	政府 その他	25	2	半年賦、年賦 元利均等又は 当初発行額の 5%以上半年 賦償還	据置期間及び 償還期限を短 縮し、もしく は繰上償還ま たは低利に借 替えることが できる。
伯太小学校 増築事業								
第二国府小学校 建設事業								
鶴山台北小学校 建設事業								
横山小学校 増改築事業								
横山小学校 体育館建設事業								
北池田小学校 体育館建設事業								
第二和泉中学校 建設事業								
信太中学校体育 館建設事業								
災害復旧 事業								
合 計	1,093,736							

限度額	起債の方法	補 正 後					
		利率	償 還 の 方 法				そ の 他
			資金区分	償還期間	据置期間	償還方法	
5,400	普通貸借 又は 証券発行	年以内 6.5	政 府 その他	年以内 20	年以内 2	半年賦、年賦 元利均等又は 当初発行額の 5%以上半年 賦償還	据置期間及び 償還期限を短 縮し、もしくは 繰上償還ま たは低利に借 替えることが できる。
8,257	普通貸借	無利子	大阪府	無		各年度の償還 額については 借入先大阪府 と協議のうえ 決定	償還期間を短 縮しもしくは 繰上償還する ことができる
5,900	普通貸借 又は 証券発行	6.5	政 府 その他	20	2	半年賦、年賦 元利均等又は 当初発行額の 5%以上半年 賦償還	据置期間及び 償還期限を短 縮し、もしくは 繰上償還ま たは低利に借 替えることが できる。
15,000	同 上	6.5	同 上	15	2	同 上	同 上
68,500	同 上	7.7.5	同 上	25	2	同 上	同 上
2,500	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
10,400	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
4,600	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
8,100	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
2,100	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
1,200	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
45,300	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
7,200	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上	同 上
3,000	同 上	6.5	同 上	15	2	同 上	同 上
1,281,393							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区 分	金 額	
① 市 税	1,408,940	161,612	1,565,552			円
(1) 市 民 税	485,795	121,678	607,473			
1. 個 人	419,401	112,389	530,790	1. 現年度課税分	112,389	特別徴収分追加
2. 法 人	67,394	9,289	76,683	1. 現年度課税分	5,721	法人税割追加
				2. 滞納繰越分	3,568	滞納繰越分追加
(2) 固定資産税	549,408	31,587	580,995			
1. 固定資産税	525,875	29,720	555,595	1. 現年度課税分	24,586	土地家屋分追加
				2. 滞納繰越分	5,134	償却資産分追加
2. 国有資産等所在 市町村交付金納 付金	23,533	1,867	25,400	1. 現年度課税分	1,867	交付金納付金追加
(5) 軽自動車税	28,031	3,190	31,221			
1. 軽自動車税	28,031	3,190	31,221	1. 現年度課税分	3,190	軽自動車税追加
(4) 市煙草消費税	153,073	1,727	154,800			
1. 市煙草消費税	153,073	1,727	154,800	1. 現年度課税分	1,727	煙草消費税追加

(5) 電気カス税	107,348	452	107,800				
1. 電気カス税	107,348	452	107,800	1. 現年度課税分	452	電気分追加	
(7) 都市計画税	80,236	2,978	88,214				
1. 都市計画税	80,236	2,978	88,214	1. 現年度課税分	2,978	都市計画税追加	
④ 国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	8,811	2,967	11,778				
(1) 国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	8,811	2,967	11,778				
1. 国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	8,811	2,967	11,778	1. 国有提供施設等 所在市町村助成 交付金	2,967	自衛隊施設にかかる交付金追加	
⑦ 外担金及負担金	37,488	3,023	40,511				
(1) 分 担 金	5,800	2,127	7,927				
1. 農林水産業費 分 担 金	5,800	1,627	7,427	1. 農業費分担金	1,627	才之前農道外8件 土地改良事業分担金追加	
2. 災害復旧費 分 担 金		500	500	1. 災害復旧費 分 担 金	500	松尾山外1ヶ所幹線農道 災害復旧事業分担金	
(2) 負 担 金	31,688	896	32,584				
3. 災害復旧費 負 担 金		896	896	1. 災害復旧費 負 担 金	896	山地崩壊防止事業負担金	
⑨ 国庫支出金	897,425	68,926	966,351				

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(1) 国庫負担金	382,665	15,800	398,465			円
1. 民生費国庫負担金	378,715	15,800	389,515	社会福祉負担金	10,200	老人医療費負担金
				8. 生活保護負担金	5,600	生活保護費負担金追加
(2) 国庫補助金	504,824	58,126	557,950			
4. 農林水産業費国庫補助金	7,150	150	7,300	1. 防衛施設周辺障害防止対策事業補助金	150	蓮池谷水路工事費補助金追加
7. 教育費国庫補助	150,427	45,457	195,884	1. 小学校費補助金	25,902	伯太小学校増築事業補助金 (仮称) 第二国府小学校新設事業補助金 10,466,000 鶴山台北小学校新設事業補助金 4,648,000 横山小学校増築事業補助金 4,884,000 横山小学校体育館増改築事業補助金 2,746,000 北池田小学校体育館増築事業補助金 640,000

								19,555	(仮称) 第二和泉中学校事業補助金 12,314,000 信太中学校体育館新設事業 補助金 7,241,000
9. 災害復旧費 国庫補助金		7,519	7,519					6,269	土木施設災害復旧費補助金
								1,250	山手中学校災害復旧補助金 288,000 南松尾中学校災害復旧補助金 1,012,000
① 府支出金	782,152	61,297	843,449						
(1) 府負担金	16,852	2,550	18,902						
1. 民生費府負担金	16,852	2,550	18,902				2,550		老人医療費負担金追加
(2) 府補助金	786,289	58,574	794,863						
1. 総務費府補助金	8,912	22,085	24,947					22,085	隣保館ガレージ用地購入補助金
2. 民生費府補助金	211,179	△2,887	208,342				△2,889		老人医療費府補助金更正減 △3,379,000 家庭奉仕員補助金追加 490,000
								52	生活保護費府補助金追加
4. 農林水産業費 補助金	39,798	6,688	46,481				6,273		才之前農道外6件土地改良事業 補助金追加

科 目	補正前の額	補正前の額	計 額	節 分 額		説 明
				区 分	金 額	
				農業振興補助費金	415	農業振興地域整備促進等補助金 追加
6. 土木費府補助金	384,665	10,000	394,665	都市計画費補助金		肥子池公園整備事業補助金
7. 教育費府補助金	40,871	12,218	53,089	1. 小学校費補助金	123	学校警備員設置補助金追加 23,000 幸小学校図書購入補助金 50,000 研究指定校補助金 50,000
				2. 中学校費補助金	211	学校警備員設置補助金追加 11,000 同和地区学校図書購入補助金 100,000 研究指定校補助金 100,000
10. 消防費府補助金	16,502	668	17,170	4. 教育奨励補助金	11,884	教育奨励補助金追加
				1. 消防費補助金	668	ポンプ自動車購入補助金 650,000 ヘリコプター運営費補助金追加 18,000
11. 災害復旧府補助金	520	9,802	10,322	1. 農林施設災害復旧費補助金	9,802	箕形今池外9件災害復旧事業 補助金
(3) 府委託金	29,144	173	29,317			

1. 總務實府委託金	28,962	173	29,135	3. 統計調査託費金	173	工業統計調査交付金追加
① 財産収入	242,569	4,058	246,627			
(2) 財産売却収入	202,554	4,058	206,612			
3. 証券売却収入		4,058	4,058	1. 有価証券売却収入	4,058	電話債券売却収入
② 寄付金	146,729	9,332	156,061			
(1) 寄付金	146,729	9,332	156,061			
1. 一般寄付金	146,729	9,332	156,061	1. 一般寄付金	9,332	一般寄付金追加
③ 繰入金	600	70,000	70,600			
(1) 基金繰入金	600	70,000	70,600			
2. 財産調整基金繰入金		70,000	70,000	1. 財産調整基金繰入金	70,000	財政調整基金繰入金
④ 諸収入	332,283	189,286	521,575			
(3) 貸付金元利収入	560	89,038	89,598			
4. 国民年金収入		138	138	1. 元金収入	138	国民年金同和特別加入貸付返済金(既貸付分)
5. 開発協会貸付金元金収入		88,900	88,900	1. 元金収入	88,900	開発協会貸付金元金収入
(5) 雑収入	248,733	100,248	348,981			
2. 雑収入	248,683	100,248	348,931	3. 過年度収入	69,503	近畿圏高上付補助金追加
				4. 雑収入	30,745	住宅公団委託金
						515,000

科 目	補正前の額	補正額	計	節		明 説
				区 分	金 額	
						円 老人医療による社会保険附加 給付金 2,000,000 大阪府畜産振興会補助金 4,790,000 住宅供給公社委託金 28,500,000
⑮ 市 債	1,029,286	137,657	1,166,893			
(1) 市 債	1,029,286	137,657	1,166,893			
1. 総 務 費	192,000	13,657	205,657	3. 隣保館整備備 事業費	5,400	隣保館ガレージ、用地取得事業債
				4. 同 和 更 生 貸付資金債	8,257	同和更生貸付資金債
4. 土 木 費	252,200	20,900	273,100	2. 都市計画事業債	15,000	肥子池公園整備事業債
				3. 住 宅 費	5,900	丸笠団地整備事業債
5. 消 防 債	49,800	18,700	68,500	1. 消 防 施 設 整備事業債	18,700	消防庁倉用地取得事業債 15,200,000 幸消防出張所建設事業債追加 3,500,000
6. 教 育 債	321,700	81,400	403,100	1. 小 学 校 債	28,900	伯太小学校増築事業債 2,500,000 (仮称) 第二国府小学校建設事業債 10,400,000

							鶴山台北小学校建設事業債 4,600,000 横山小学校増築事業債 8,100,000 横山小学校体育館建設事業債 2,100,000 北旭田小学校体育館建設事業債 1,200,000
							(仮称) 第二和泉中学校建設事業債 45,300,000 信太中学校体育館建設事業債 7,200,000
	2. 中学校費	52,500					
8. 災害復旧費			3,000	3,000			土木施設災害復旧事業債 8,000
歳入合計		6,160,710	708,158	6,868,868			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区、分	金額	説明
				国 支 出 金	特 定 財 源	地方債	その他			
①議 会 費	63,516	19,280	82,802					19,286	円	
(1)議 会 費	63,516	19,286	82,802					19,286		
1.議 会 費	63,516	19,286	82,802					19,286	議長報酬追加 160,000 副議長報酬追加 160,000 議員報酬追加 3,840,000 新議員報酬 400,000	
								2.給 料	2,612	給与改訂等による追加
								3.職 員 手 当	11,088	給与改訂等による追加 2,881,000 議員手当追加 8,707,000
								4.共 済 費	420	給与改訂等による追加 374,000 議員共済組合給付負担金 追加 46,000
								9.旅 費	520	議員視察旅費追加
								18.備 品 購 入 費	86	議員控室用備品購入費

②総務費	916,058	47,708	968,766	22,208	18,657	11,843				
(1)総務管理費	652,198	△31,141	621,052			△31,141				
1.一般管理費	384,850	△53,632	301,218			△88,632	2.給料	△88,340	更正減 特別職給与追加 特別職手当追加	△33,780,000 440,000 445,000
							3.職員手当	6,539	給与改訂等による追加	6,094,000
							4.共済費	△7,137	更正減	
							18.備品購入費	306	事務服調製費等備品購入費	
2.文書費	6,483	△1,915	5,123			△1,915	19.委託料	△300	更正減	
							14.使用料及賃借料	△1,015	更正減	
5.財産管理費	12,822	500	13,322			500	15.工事請負費		普通財産(建物)取除工事費追加	
6.企画費	18,848	880	14,228			880	11.需用費	380	○消耗品費 官庁速報代 ○食糧費 来客陪	360,000 20,000
							13.委託料	△500	19頁担当、補助及交付金 へ組替	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分 金額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	国 府 支 出 金	地 方 債		
	円	円	円	円	円	円	円	円	
11 諸 費	9,782	2,926	12,708				19. 負担金 補助及交 付金	500	行政境界適正化協議会 負担金
2) 徴 税 費	135,240	21,268	156,508				28. 償還金 利子及割 引料	2,926	国及び府補助金返還金 追加 2,401,000 市税過誤納還付金追加 525,000
1. 税 務 総 務 費	90,281	16,526	106,807			21,268	2. 給 料	7,008	給与改訂等による追加
							3. 職員手当	8,741	"
							4. 共 済 費	807	"
2. 賦 課 費	15,819	1,128	16,947			1,128	12. 役務費	43	自動車保険料
							13. 委託料	370	土地功図複製図作成委託料
							18. 備 品 購 入 費	700	新築、増築家屋調査用、 軽自動車2台購入費
							27. 公課費	15	軽自動車重量税
									7,500円×2台=15,000

3. 徴収費	29,140	3,614	32,754	3,614	11. 需用費	286	○印刷製本費 286,000 納税PR誌本等印刷代
					14. 使用料 及賃借料	28	出張徴収会場借上料
(3)戸籍住民基 本台帳費	51,448	8,881	60,329	8,881	19. 負担金 補助及 交付金	3,300	納税貯蓄組合補助金追加
1. 戸籍住民基 本台帳費	48,455	8,881	57,336	8,881	2. 給料	3,886	給与改訂等による追加
					3. 職員手当	4,609	"
					4. 共済費	436	"
(4)選挙費	25,102	2,428	27,530	2,428			
1. 選挙管理委 員会費	11,269	2,428	13,697	2,428	2. 給料	1,142	給与改訂等による追加
					3. 職員手当	1,156	"
					4. 共済費	180	"
(5)統計調査費	4,519	438	4,957	438			
1. 統計総務費	2,242	265	2,507	265	2. 給料	119	給与改訂等による追加
					3. 職員手当	137	"
					4. 共済費	9	"

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源		一般財源	節 区 分			
				國府支出金	地方債					
4.工業統計調査費	390	173	563	173			8.報償費	173	調査員報償費追加	
(6)監査委員費	5,027	2,527	7,554			2,527				
1.監査委員費	5,027	2,527	7,554			2,527	2.給料	1,304	給与改訂等による追加	
							3.職員手当	1,020	"	
							4.共済費	208	"	
(7)同和对策費	42,529	48,807	85,886	22,035	13,657	7,615				
1.同和对策費	16,752	1,838	18,590		257	1,581	1.報酬	1,153	非常勤嘱託員報酬追加	
							4.共済費	51	非常勤嘱託員共済費追加	
							11.需用費	248	○印刷製本費 諸用紙印刷費追加	
							21.貸付金	386	国民年金同和特別加入 貸付金	
3.同和更生資金運営費	1,507	12,000	13,507		8,000	4,000	28.繰出金	12,000	同和更生資金貸付基金 会計へ繰出	
4.隣保館費	16,697	29,469	46,166	22,035	5,400	2,034	1.報酬	1,318	非常勤嘱託員報酬追加	

								4. 共済費	116	非常勤嘱託員共済費追加
								11. 需用費	60	○修繕料 有線放送修理代
								13. 委託料	500	王子会館 事務及用務委託料追加 170,000 幸会館 汚桶委託料 111,000 浄化槽清掃及し尿処理 委託料等追加 219,000
								17. 公有財産購入費	27,475	ガレージ及用地購入費
③民生費	1,505,113	87,038	1,292,151	15,513			71,525			
(1)社会福祉費	587,627	23,542	360,969	9,861			13,481			
1. 社会福祉総務費	58,895	13,700	72,617				13,720	1. 報酬	115	非常勤嘱託員報酬追加
								2. 給料	5,858	給与改訂等による追加
								3. 職員手当	7,016	”
								4. 共済費	731	給与改訂等による追加 728,000 非常勤嘱託員共済費追加 3,000

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区	金額	説 明
				特 定 財 源	補 正 財 源	一 般 財 源	補 正 財 源			
				国・府支出金	地方債	その他	一般財源			
2. 民生児童委員費	1,988	221	2,209				221	11. 需要費	19	円 ○ 食糧費 19,000 民生委員研修会食糧費追加
								13. 委託料	190	民生児童委員活動委託料追加
								19. 負担金補助及交付金	12	民生委員研修会補助金追加
3. 身体障害者福祉費	9,656	547	10,203	269			278	1. 報酬	547	身体障害者家庭奉仕員報酬追加
5. 老人福祉費	42,624	380	43,004	221			159	1. 報酬	380	老人家庭奉仕員報酬追加
6. 老人医療助成費	100,885	8,258	109,143	9,871			△1,118	11. 需用費	335	○ 消耗品費 135,000 ファイイル代 ○ 印刷製本費 200,000 諸用紙印刷代追加
								18. 備品購入費	118	キャビネット購入費
								20. 扶助費	7,800	老人医療扶助費追加

7. 國民年金費	7,087	221	7,908							11. 需用費	21	○消耗品費 電リコパーバー代	21,000
(2) 児童福祉費	614,684	58,108	667,792							18. 備品 購入費	200	保管庫購入費 3,台 事務服及防寒服購入費 98,000	102,000
3. 保育所費	231,769	51,854	283,623							2. 給料	25,515	給与改訂等による追加	
										3. 職員手当	21,761	"	
										4. 共済費	3,774	"	
										18. 委託料	504	幸保育園警備委託料	
										15. 工事 請負費	300	南池田第2保育園進入路 整備工事費追加	
6. 母子寮費	5,281	1,254	6,535							2. 給料	240	給与改訂等による追加	
										3. 職員手当	297	"	
										4. 共済費	17	"	
										15. 工事 請負費	700	整備工事費	
(3) 生活保護費	350,413	10,588	361,001			5,652							
1. 生活保護 総務費	21,065	3,588	24,653			52				2. 給料	1,296	給与改訂等による追加	
										3. 職員手当	1,515	"	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区	節 金額	説 明
				特 定 財 源						
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	般 財 源			
										円
2. 扶 助 費	329,348	7,000	336,348	5,600			1,400	4. 共 済 費	178	給与改訂等による追加
④ 衛 生 費	424,314	18,458	442,772				18,458	20. 扶 助 費	599	緊急援護扶助費追加
(1) 保 健 衛 生 費	109,955	3,312	113,267				3,312			150,000
1. 保 健 衛 生 総 務 費	90,617	3,312	93,929				3,312	2. 給 料	1,055	生活保護家庭見舞金追加
								3. 職 員 手 当	2,229	345,000
								4. 共 済 費	28	正月用もち米代追加
(2) 清 掃 費	260,149	11,313	271,462				11,313			104,000
1. 清 掃 総 務 費	150,745	6,813	157,558				6,813	1. 報 酬	115	生活保護費追加
								2. 給 料	2,857	非常勤嘱託員報酬追加
										115,000
										給与改訂等による追加

									3.職員手当	4,036	給与改訂等による追加
									4.共済費	305	” 302,000 非常勤嘱託員共済費追加 3,000
2.塵芥処理費	109,404	4,500	113,904	4,500				15.工事 請負費	4,500		池田下懸川敷処理地整備 工事費 1,000,000 黒石不燃性物処理地 排水工事費 3,500,000
(8)墓地火葬場費	54,210	3,883	58,043	3,883							
1.墓地火葬場費	54,210	3,883	58,043	3,883				13.委託料	153		測量設計委託料
								15.工事 請負費	3,680		いずみ霊園附帯工事費 470,000 墓地整備工事費 3,210,000
⑤労働費	48,387	129	48,466	129							
(1)失業対策費	48,387	129	48,466	129							
1.失業対策 総務費	14,943	129	15,072	129				2.給料	△ 566		更正減
								3.職員手当	859		給与改訂等による追加
								4.共済費	△ 164		更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源	補正額の財源内訳					
					国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			
⑤ 農林水産業費	96,011	24,977	120,988	6,888		6,357	11,782		円	
(1) 農 業 費	84,859	24,977	109,836	6,888		6,357	11,782			
1. 農業委員会費	8,482	915	9,398				915	2. 給 料	給与改訂等による追加	
								3. 職員手当	"	
								4. 共 済 費	"	
2. 農業総務費	14,058	8,069	22,122				8,069	2. 給 料	"	
								3. 職員手当	"	
								4. 共 済 費	"	
3. 農業振興費	25,829	645	26,474	415			230	9. 旅 費	府内旅費追加	
								11. 需用費	○ 消耗品費 200,000 ○ 消耗器材費追加	
									○ 食糧費 100,000 ○ 会議諸追加	
									○ 印刷製本費 131,000 ○ 諸用紙印刷費追加	
								19 負担金補助及交付金	青果物集団産地育成補助金	
								164		

4. 畜産業費	1,498	4,730	6,228		4,730		19. 負担金補助及交付金	4,730	畜産振興事業補助金
5. 農地費	27,807	10,468	38,275	6,273	1,627	2,568	11. 需用費	240	○ 消耗品費 80,000 消耗器材費追加 ○ 印刷製本費 104,000 写真焼付代追加 ○ 修繕料 56,000 器具修理代
							13. 委託料	753	設計委託料追加
							15. 工事請負費	9,091	才之前農道外6件 土地改良事業工事費追加
							18. 備品購入費	146	設計用具等購入費追加
							19. 負担金補助及交付金	288	土地改良事業団体連合会 負担金追加
6. 防衛施設周辺障害防止対策事業費	7,190	150	7,340	150			3. 職員手当	150	給与改訂等による追加
⑦ 商工費	84,523	8,613	93,136			8,613			
(1) 商工費	84,523	8,613	93,136			8,613			
1. 商工総務費	30,938	8,613	39,551			8,613	1. 報酬	115	非常勤嘱託員報酬追加

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明	
					特	定	財	源			区
					国府支出金	地方債	その他	一般財源			
									2. 給料	4,215	給与改訂等による追加
									3. 職員手当	3,584	"
									4. 共済費	699	" 696,000 非常勤嘱託員報酬追加 3,000
⑧	土木費	1,342,499	99,543	1,442,042	10,000	20,900		68,643			
(1)	土木管理費	66,923	2,123	69,046				2,123			
	1. 土木総務費	66,923	2,123	69,046				2,123	2. 給料	231	給与改訂等による追加
									3. 職員手当	2,182	"
									4. 共済費	△290	更正減
(2)	道路橋梁費	357,998	21,869	379,862				21,869			
	1. 道路橋梁総務費	18,488	4,497	17,985				4,497	2. 給料	2,070	給与改訂等による追加
									3. 職員手当	2,124	"
									4. 共済費	303	"
	2. 道路維持費	94,946	17,372	112,318				17,372	15. 工事請負費	10,000	信太1号線防塵工事費 5,500,000

										仏並坪井線整備工事費 4,500,000
									800	道路維持材料代追加
									6,572	信太山駅下通り緑地用地 買収費
(4)都市計画費	272,020	63,873	835,898	10,000	15,000	38,873				
1.都市計画 総務費	27,381	32,753	60,134			32,753			15,581	給与改訂等による追加
									14,282	"
									2,665	"
									225	印刷製本費 225,000 街路綱図印刷代
2.公園費	11,254	31,120	42,374	10,000	15,000	6,120			20	印刷製本費 20,000 設計図書印刷代
									1,000	松尾寺公園測量委託料
									30,100	肥子池公園用地買収費
(5)住宅費	631,843	11,678	643,521		5,900	5,778				
1.住宅管理費	14,025	8,632	22,657		5,900	2,732			522	消耗品費 2,000 オイル代

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金額	説 明
				特 定 財 源						
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
									円 ○燃料費 20,000 ガソリン代 ○修繕料 500,000 丸笠団地物置補修費	
							12. 役務費	22	自動車保険料	
							15. 工 事 請負費	7,730	既設住宅整備工事費追加	
							18. 備 品 購入費	350	軽自動車購入費	
							27. 公 課 費	8	自動車重量税	
2. 改 良 住 宅 建 設 費	603,565	3,046	606,611			3,046	2. 給 料	1,513	給与改訂等による追加	
							3. 職 員 手 当	1,294	"	
							4. 共 済 費	239	"	
④消 防 費	214,070	52,633	266,703	668	18,700	38,265				
(1)消 防 費	414,070	52,633	266,703	668	18,700	38,265				
1. 常 備 消 防 費	118,426	24,140	187,566	18		24,122	2. 給 料	11,655	給与改訂等による追加	

									10,388	給与改訂等による追加
									1,591	"
									280	呼吸器購入費
									36	へりこプター運営費 負担金追加
									240	新消防庁舎電話債券代
2.非常備消防費	12,136	88	12,224			88		88	88	公務災害共済基金負担金 追加
3.消防施設費	88,896	28,405	116,801	650	18,700	9,165		3,751	3,751	新消防庁舎電話設置 工事費 100,600 風呂設置工事費 150,000 幸出張所建設工事費追加 3,500,000
									15,654	新消防庁舎用地購入費
									9,000	新消防庁舎用備品購入費 5,600,000 自動車1台購入費700,000 ポンプ自動車1台 購入費 2,700,000

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	金額	説 明
				特 定 財 源						
				国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源			
⑩ 教 育 費	1,257,278	282,420	1,469,698	57,675	81,400		98,845			
(1) 教育総務費	140,234	40,590	180,824	12,084			28,556			
2. 事務局費	48,020	24,801	72,821				24,301	2. 給 料	給与改訂等による追加	
								3. 職員手当	11,044	"
								4. 共 済 費	1,609	"
								11. 需用費	400	○印刷製本費 400,000 印刷製本費追加
3. 教育指導費	14,198	916	15,114	150			766	8. 報 償 費	100	新任教員スキ-講習会 講師謝礼
								14. 使用料 及賃借料	50	新任教員スキ-講習会 バス借上料
								19. 負担金 補助及交 付金	766	研究助成金追加 400,000 特許学級分担金追加 66,000 研究学校補助金 300,000
5. 同和教育指導費	75,011	15,873	90,884	11,884			3,489	1. 報 酬	185	非常勤嘱託員報酬追加

								13. 委託料	333	同和教育推進委託料
								19. 負担金 補助及交 付金	14,855	教育対策補助金追加
(2) 小学校費	709,790	94,064	808,856	26,975	28,900	39,189				
1. 学校管理費	236,098	18,354	254,447	23		18,381		2. 給料	7,046	給与改訂等による追加
								3. 職員手当	5,186	"
								4. 共済費	822	"
								11. 需用費	1,590	○ 光熱水費 1,590,000 電気及水道使用料追加
								13. 委託料	1,450	浄化槽清掃委託料等追加
								15. 工事 請負費	2,160	各小学校々舎営繕工事費 追加
								18. 備品 購入費	100	南横山小学校用図書机、 椅子購入費
2. 学校保健費	82,486	4,427	86,913			4,427		9. 旅費	34	給食調理員旅費追加
								11. 需用費	3,528	○ 消耗品費 400,000 給食用消耗品費追加 ○ 医薬材料費 1,172,000 インフルエンザワクチン代 追加

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源		
				国 府 支 出 金			区 分	金額	
									円
3. 教育振興費	18,499	101	18,600	50			18. 備 品 購 入 費	101	同和関係校図書購入費
4. 伯太小学校 増改築事業費	51,959	5,467	57,426	2,568	2,500		9 旅 費		府内旅費
							11. 需用費	20	○印刷製本費 10,000 諸用紙印刷費
									○消耗品費 10,000 消耗器材費
							15. 工 事 請 負 費	5,487	校舎増改築工事費追加
5. 横山小学校 増改築事業費	1,591	18,511	20,102	7,580	10,200	781	15. 工 事 請 負 費	18,511	校舎増改築工事費追加

10. 黒島小学校 体育館新設事 業費	33,159	1,693	84,852				1,693	18. 備品 購入費	1,693	体育館用備品購入費
13. (仮称)第2 国府小学校新 設事業	23,778	29,113	52,891	10,466	10,400	8,247	9. 旅費	10	10	府内旅費
							11. 需用費	20	10,000	○消耗品費 工業用消耗器材費 ○印刷製本費 青写真焼付代
13. (仮称) 鶴山 台北小学校新 設事業費	2,453	14,296	16,749	4,648	4,600	5,048	15. 工事 請負費	21,083	21,083	校舍新設工事費
							18. 備品 購入費	8,000	8,000	校用備品購入費
17. 北池田小学 校屋内運動場 建設事業費		2,102	2,102	640	1,200	262	9. 旅費	10	10	府内旅費
							11. 需用費	20	10,000	○消耗器材費 工事用消耗器材費 ○印刷製本費 青写真焼付代
							15. 工事 請負費	2,072	2,072	屋内運動場建設工事費

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内容				節 区 分	金額	説 明
				国 府 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源	一 般 財 源			
(3)中学校費	285,298	88,598	368,891	19,666	52,500		11,432		円	
1.学校管理費	74,684	9,486	84,170	11			9,475	2.給料	給与改訂等による追加	
								3.職員手当	"	
								4.共済費	"	
								11.需用費	○修繕料 150,000 各中学校窓ガラス補修費	
								13.委託料	浄化槽清掃等委託料等追加	
								14.使用料 及賃借料	中学校借地料追加	
								15.工 事 請 負 費	各中学校営繕工事費追加	
2.学校保健費	16,300	1,259	17,559				1,259	9.旅 費	給食調理員旅費追加	
								11.需用費	○消耗品費 100,000 給食用消耗品費追加 ○光熱水費 239,000 電気及び水道料追加 ○医薬材料費 472,000 インフルエンザワクチン代追加	

									14. 使用料 及賃借料	28	自動車借上料追加
									18. 備品 購入費	400	学校給食備品費追加
3. 教育振興費	13,623	202	13,825	100			102	18. 備品 購入費	202		同和関係校図書購入費
4. 信太中学校	36,503	14,523	51,026	7,241	7,200		82	13. 委託料	41		設計委託料
	13,266	58,123	71,394	12,314	45,300		514	17. 公有財 産購入費	14,482		屋内運動場買収費
								13. 委託料	500		設計委託料
								15. 工事 請負費	47,628		校舎建設工事費 敷地造成費追加
											24,628,000 23,000,000
								18. 備品 購入費	10,000		校用備品購入費
(4)幼稚園費	54,714	12,582	67,296				12,582				
1. 幼稚園管理費	53,566	12,561	66,127				12,561	2. 給 料	5,537		給与改訂等による追加
								3. 職員手当	4,644		"
								4. 共済費	808		"

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金額	説 明
				国 府 支 出 金	地 方 債	特 定 財 源	一 般 財 源			
								11. 需用費	50	○光熱水費 50,000 電気及水道料追加
								15. 工事 請負費	1,226	各園舎管繕工事費追加
								18. 備 品 購入費		北松尾幼稚園用備品購入費
2. 幼稚園保健費	1,148	21	1,169				21	11. 需用費	21	○医薬材料費 21,000 インフルエンザワクチン代
(5) 社会教育費	40,086	1,586	41,672							
1. 社会教育 総 務 費	20,740	1,270	22,010				1,270	2. 給 料	404	給与改訂等による追加
								3. 職員手当	700	"
								4. 共 済 費	38	"
								14. 委託料	128	P T A 行事委託料
9. 文化財保護費	1,510	316	1,826				316	19. 負担金 補助及交 付金	316	重要文化財補修事業 補助金
⑬ 災害復旧費	14,922	23,458	43,375	17,321	3,000	1,396	6,786			

(1)農林水産施設 災害復旧費	3,170	12,888	16,053	9,802	1,896	1,685	9. 旅 費	20	府内旅費	
1. 農林水産施設 災害復旧費	3,170	12,888	16,053	9,802	1,896	1,685	11. 需用費	70	○消耗品費 消耗器材費 ○食糧費 工事給 ○印刷製本費 写真焼付代	20,000 20,000 80,000
							13. 委託料	150	設計委託料追加	
							15. 工事 請負費	10,747	箕形今池外9件 災害復旧工事費	
							18. 備品 購入費	49	工事関係備品購入費	
							19. 負担金 補助及交 付金	1,847	災害復旧事業補助金	
(2)文教施設 災害復旧費	3,322	3,685	7,007	1,250		2,485				
1. 中学校災害 復旧工事費	718	3,685	4,403	1,250		2,485	13. 委託料	135	測量設計委託料	
							15. 工事 請負費	3,550	南松屋中学校災害復旧 工事費	2,000,000

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源	一般財源			区 分	金額	
					国 府 支 出 金	地 方 債	其 他			
										円
(5)社会教育施設 災害復旧費	550	1,297	1,847			1,297				山手中学校災害復旧 工事費 1,850,000
1.社会教育施設 災害復旧費	550	1,297	1,847			1,297	15.工 事 請負費	1,297		社会教育施設災害復旧 工事費追加
(5)土木施設 災害復旧費	4,660	10,588	15,248	6,269	3,000	1,319				
1.土木施設 災害復旧費	4,660	10,588	15,248	6,269	3,000	1,319	11.需用費	469		○消耗品費 110,000 ○消耗器材費 ○印刷製本費 339,000 ○青写真焼付代 ○食糧費 20,000 ○工事附
③ 諸支出金		88,900	88,900			88,900	15.工 事 請負費	10,119		東松尾川右岸外 災害復旧工事費
(1)開発協会 貸付金		88,900	88,900			88,900				

1. 開発協会貸付金	88,900	88,900	88,900	1. 貸付金	88,900	開発協会貸付金	
歳出合計	6,160,710	703,153	6,868,868	130,223	137,657	96,653	343,625

給 与 費 明 細 書

款	項	職 員 数		給 与				費 計	共 済 費	合 計
		特別職	一般職	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
1. 職 会 費			1人		2,612 ^円		2,381 ^円	4,993 ^円	374 ^円	5,367 ^円
	1. 議 会 費		1		2,612		2,381	4,993	374	5,367
2. 総 務 費			△ 61		△ 19,981		22,172	2,241	△ 5,552	△ 3,311
	1. 総 務 管 理 費		△ 98		△ 33,340		6,539	△ 26,801	△ 7,137	△ 33,938
	2. 徴 税 費		7		7,008		8,711	15,719	807	16,526
	3. 戸籍住民登録費		3		3,836		4,609	8,445	436	8,881
	4. 選 挙 費		1		1,142		1,156	2,298	130	2,428
	5. 統計調査費				119		137	256	9	265
	6. 監 査 委 員 費		1		1,304		1,020	2,324	208	2,527

款	項	職員數		給			與			共濟費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計				
3. 民生費			33		32,909	30,589	63,498	4,697	68,195		
	1. 社会福祉費		3		5,858	7,016	12,874	728	13,602		
	2. 児童福祉費		29		25,755	22,058	47,813	3,791	51,604		
4. 衛生費	3. 生活保護費		1		1,296	1,515	2,811	178	2,989		
			2		3,412	6,265	9,677	330	10,007		
	1. 保健衛生費				1,055	2,229	3,284	28	3,312		
5. 労働費	2. 消掃費		2		2,357	4,036	6,393	302	6,695		
			△1		△566	859	293	△164	129		
	1. 失業対策費		△1		△566	859	293	△164	129		
6. 農林水産業費			2		4,122	4,415	8,537	597	9,134		
	1. 農業費		2		4,122	4,415	8,537	597	9,134		
7. 商工費			5		4,215	3,584	7,799	696	8,495		
	1. 商工費		5		4,215	3,584	7,799	696	8,495		
8. 土木費			17		19,395	19,882	39,277	2,917	42,194		
	1. 土木管料費		△4		231	2,182	2,413	△290	2,123		
	2. 道路橋樑費				2,070	2,124	4,194	303	4,497		

4. 都市計画費		18	15,581	14,282	29,863	2,665	32,528
5. 住宅費		3	1,513	1,294	2,807	289	3,046
9. 消防費		12	11,655	10,338	21,993	1,591	23,584
1. 消防費		12	11,655	10,338	21,993	1,591	23,584
10. 教育費		15	28,025	24,305	52,330	3,794	56,124
1. 教育総務費		6	11,248	11,044	22,292	1,609	23,901
2. 小学校費		2	7,046	5,186	12,232	822	13,054
3. 中学校費		2	3,790	2,731	6,521	517	7,038
4. 幼稚園費		5	5,537	4,644	10,131	808	10,939
5. 社会教育費			404	700	1,104	38	1,142
補正予算額計		5	85,848	124,790	210,688	9,230	219,913
補正前額	5	742	632,115	410,308	1,042,423	122,102	1,164,525
合計	5	747	717,963	535,098	1,253,061	131,382	1,384,443
職員手当の内訳	扶養手当 2,756円 調整手当 7,846円 管理職手当 3,459円	通勤手当 5,060円 時間外勤務手当 1,662円 住居手当 782円	期末勤勉手当 97,345円 児童手当 123円 退職手当 5,757円				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

學 項	限 度 額 千 円	前年度末までの 支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千 円	期 間	金 額 千 円	特 定 財 源			一 般 財 源
						国府支出金	地方債	そ の 他	
伯太小学校 増改築事業	21,206			昭和48年度	21,206	5,953	6,000		9,253
横山小学校 増改築事業	85,248			昭和48年度	85,248	20,149	27,700		37,399
(仮称) 第二国府小学校 新設事業	167,667			昭和48年度	167,667	66,294	46,600		54,773
(仮称) 鶴山台北小学校 新設事業	118,380			昭和48年度 昭和57年度	118,380	39,489	28,100	43,163	7,578
北池田小学校 体育館建設事業	39,078			昭和48年度	39,078	6,340	14,700		18,038
(仮称) 第二和泉中学校 新設事業	173,585			昭和48年度 昭和52年度	173,585	35,661	23,300	71,250	43,974
診療所建設事業	87,920			昭和48年度	87,920	24,777	63,063		75

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調
(単位:千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当 該 年 度 中 増 減 見 込						当該年度末 現在高見込額
			当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額		補正後の額		
			補正額	補正後の額	補正前の額	補正額			
1. 普通債	1,652,890	2,755,764	134,657	1,228,898	123,245	123,245	123,245	3,860,912	
(1) 総 務	31,500	35,586	13,657	205,657	1,160	1,160	1,160	240,083	
(2) 土 木	415,221	433,106	15,000	267,200	59,142	59,142	59,142	641,164	
(3) 教 育	764,203	1,254,605	81,400	404,100	38,864	38,864	38,864	1,618,841	
(4) 公 営 住 宅	114,832	258,556	5,900	172,386	2,840	2,840	2,840	428,052	
(8) 消 防	15,020	238,169	18,700	68,500	3,500	3,500	3,500	308,169	
2. 災害復旧	83,461	111,606	3,000	3,000	5,545	5,545	5,545	109,061	
(1) 土 木	9,557	13,609	3,000	3,000	2,067	2,067	2,067	14,542	
合 計	1,845,451	3,005,420	137,657	1,231,393	158,890	158,890	158,890	4,077,923	

○ 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 総務部理事（庄司 清君） ご上程をいただきました議案第84号、昭和47年度一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の理由並びに内容をご説明申し上げたいと存じます。

まず、提案の理由といたしましては、人事院勧告に伴います人件費の補正、国、府の補正に伴いまして、公共事業並びに老人医療等の改定によりまして、補正の必要があり、ご提案に及んだ次第でございます。

それでは、議案書その2、12ページをお開き願います。予算書の第1条でございますように、歳入歳出ともそれぞれ7億815万8千円を追加計上いたしまして、予算の総額を68億6千886万8千円とするものでございまして、関係科目への計上額は第1表の通りでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。15ページの第2表に掲げておりますように、新規事業といたしましては、伯太小学校土木事業、3階建、500平方メートル、2千126万6千円及び北池田小学校体育館建設事業800平方メートル、3千907万8千円の2件でございます。

横山小学校ほか3校につきましては、すでにご議決をいただき、事業着手の運びと相なっている事業について、7千276万8千円を減額するものでございます。これら義務教育施設整備事業は、国の補正予算措置によりまして、各事業の補助対象額の40%が47年度事業として繰り上げ承認されることになりましたので、歳入歳出予算に一部計上替えをいたしました。

最後の診療所建設事業につきましては、47年度の予算に繰り越して執行することによりまして、事業着工が遅延いたしまして、年度内完成の見通しが立ちませんので、この際、債務負担行為として事業に着手いたしたく存じます。

以上が債務負担行為の内容でございます。

第3条は地方債の補正でございます。12ページでございます。一部事業費の追加等により、起債を増額するものでございます。事業ごとの個々の借入れ条件等は第3表のとおりでございます。

以上が予算書の内容でございます。

続きまして、事項別明細書により、各費目のご説明を申し上げたいと存じます。今回の歳入歳出予算の補正は、前に申し上げましたように、総額7億115万8千円でございます。おもなものといたしましては、職員の給与と賞の改定等による追加、このたび、特別職と報酬審議会の答申をいただきましたので、議員各位の報酬及び特別職の給与を改定させていただく各種人件費といたしまして2億6千722万9千円。一般行政関係等の物件費といたしまして、1

千417万1千円。住宅等の維持補修費といたしまして147万2千円。生活保護費等の扶助費といたしまして1千569万9千円。就学奨励等の補助費といたしまして2千264万8千円。一般公共事業等の投資的経費といたしまして3億1千569万。その他、貸付金等、繰り出し金等、合わせまして1億154万9千円と相なっております。

今回の補正は、関連議案が種々ございまして、職員の給与費につきましては、ほとんどの間にわたり計上いたしておりますので、個々の科目の給与費の説明は省かさせていただきます。

なお、給与費の総括は53ページにございます。

それでは歳出事項からご説明申し上げたいと存じます。23ページをお開き願います。

議会費につきましては、議員各位の報酬及び職員の給与費並びに視察旅費等の追加といたしまして、1千928万6千円を計上いたしました。

次に総務費の総務管理費につきましては、特別職の給与改定費88万5千円の追加及び職員の給与費は、当初人員より減少いたしましたので、3千451万7千円の減額をいたしております。

文書関係費131万5千円の減額、普通財産のうち、不要建物の取りこわし工事費50万、補助金の返還等の追加及び減額分を差引きいたして、総務管理費といたしまして、3千114万1千円の更正減額といたしております。

徴税費につきましては、徴税職員の給与費のほか、賦課徴収関係費並びに納税組合への補助金の追加等、合わせまして2千126万8千円を計上いたしました。

次に戸籍住民基本台帳費及び選挙費につきましては、職員の給与費のみでございます。

統計調査費につきましては、職員の給与費及び統計調査員の増加等による追加、合わせまして43万8千円を計上いたしております。

監査委員費につきましては、職員の給与費のみでございます。

次に同和対策費につきましては、非常勤嘱託員の報酬の追加はじめ、一部事務経費並びに拠出制年金加入のための貸付金38万6千円。生活更生資金貸付基金への繰出金1千200万円これは別途議案第78号と関連いたしますものでございますが、隣保館費につきましては、非常勤嘱託員報酬の追加はじめ、一部維持費の追加並びにガレージ及びその用地の取得費といたしまして2千747万5千円を計上し、同和対策費合計といたしまして、4千330万7千円の追加と相なっております。

次に民生費でございますが、社会福祉費の社会福祉総務費につきましては、非常勤嘱託員報酬及び職員の給与費の追加といたしまして、1千372万円を計上いたしました。

民生児童委員費につきましては、このたび、民生児童委員の定数が38人増加され160人

になりましたので、運営活動経費といたしまして、22万1千円を計上いたしました。

身体障害者福祉費及び老人福祉費につきましては、家庭奉仕員の報酬をそれぞれ追加計上いたしました次第でございます。

老人医療助成費につきましては、明年1月より対象年齢を67才まで引き下げられることになりましたので、その医療費の所要見込み額780万及び事務経費を合わせまして825万3千円を計上いたしました。

国民年金費につきましては、事務負担経費の追加といたしまして、22万1千円を計上いたしました。

次に児童福祉費の保育所費につきましては、職員の給与費及び維持運営経費といたしまして、5千185万4千円を計上いたしました。

母子療養費につきましては、職員の給与費のほか、寮舎の整備工事費と合わせまして125万4千円を計上いたしました。

生活保護費につきましては、職員の給与費のほか、主として医療費の増嵩によります扶助費の追加等として、1千58万8千円を計上いたしております。

次に衛生費でございますが、保健衛生費につきましては、職員の給与費として331万2千円を計上いたしております。

清掃費の清掃総務費につきましても、主として職員の給与費でございますが、631万3千円を計上いたしました。

塵芥処理費につきましては、不燃性塵芥の処理整備工事費として、450万円を計上いたしました。

墓地火葬場費につきましては、整備工事費として、333万3千円を計上いたしております。

次に労働費につきましては、給与費のみでございますが、12万9千円を計上いたしております。

次に36ページ、農林水産業費でございますが、農業費の農業委員会費91万5千円、農業総務費806万9千円は、職員の給与費でございます。

農業振興費につきましては、農業振興地域整備促進等の事務経費及び青果物集団産地育成助成費を合わせまして、64万5千円を計上いたしております。

畜産業費につきましては、牛舎処理用自動車をはじめ、鶏舎処理機の導入に対する補助金として、473万円を計上したものでございます。

農地費につきましては、土地改良事業の府の補助対象事業費として見通しが立ちましたので、1千46万8千円を追加計上いたしました。

次に商工費につきましては、主として職員の給与費として、861万3千円を計上いたしました。

次に39ページの土木費でございますが、土木費につきましては、職員の給与費のみでございます、212万3千円の追加計上をいたしております。

次の道路橋梁費の総務費につきましても、給与費のみでございます。

道路維持費につきましては、信太1号線、仏並・坪井線、信太山駅下通り線の整備費及び市内一円の道路維持の材料費と合わせまして、1千737万2千円を計上いたしました。

次に都市計画費の都市計画総務費につきましては、職員の給与費のほか、一部事務経費を加えて、3千275万3千円を計上いたしました。

公園費につきましては、このたび、肥子池公園整備費が府の補助対象として認承される見通しとなりましたので、本年度より逐次、整備していく所存でございます。なお、一部松尾寺公園の事務費をも合わせまして、3千112万円を計上いたしております。

住宅費につきましては、既設住宅整備のための経費及び改良住宅建設事業に従事する職員の給与費を合わせ、1千167万8千円を計上いたしました。

次に消防費でございますが、常備消防費につきましては、消防吏員の給与費及び呼吸器購入等の経費等といたしまして、2千414万円を計上いたしました。

消防施設費につきましては、本部庁舎及び出張所の整備費の追加並びに自動車の購入費等として、2千840万5千円を追加計上いたしました。

次に43ページの教育費でございますが、教育総務費の事務局費につきましては職員の給与等の追加として、2千430万1千円を計上いたしました。

次に43ページ、教育費でございますが、教育総務費の事務局費につきましては、職員の給与等の追加として、2千430万1千円を計上いたしました。

教員のスキーク習会の経費はじめ、教員振興研究補助金等々、91万6千円を計上いたしました。

同和教育指導費につきましては、このたび、同和教育推進協議会が結成される運びになりましたので、この経費をはじめ、就学奨励金等の来年度分の繰り越し支給分を合わせまして、1千537万3千円を計上いたしました。

次に小学校費でございますが、学校管理費につきましては、職員の給与費の追加はじめ、小学校の維持管理経費といたしまして、1千835万4千円を計上いたしました。

学校保健費につきましては、給食関係費及び予防接種用薬剤購入費といたしまして、442万7千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、同和教育用の図書代といたしまして、1千円を計上いたしました。これは府の補助対象として認承されることとなっております。

伯太小学校増改築事業費につきましては、新たに国の補助対象として承認されることになり、そのうち本年度40%分が対象となりますので、その額543万7千円を工事費として計上いたしました。40%分以外につきましては、債務負担行為として計上しているものでございます。

横山小学校増改築事業費につきましても、対象額の40%分を計上したものでございまして、すでに債務負担行為の議決をいただき施行しているものでございます。

黒取小学校体育館新設事業費につきましては完成を控え備品を整備するものでございまして169万8千円を計上いたしてございます。

第2国府小学校(仮称)新設事業費につきましては、すでに債務負担行為としてご議決をいただいたものでございますが、補助対象の40%分を今回計上したものでありまして、新学期からの開校を控えまして、備品の整備費を合わせまして、2千911万8千円を計上いたしました。

鶴山台北小学校新設事業費につきましても、第2国府小学校新設事業費と同じく、補助対象の40%分の工事費及び開校を控えましての整備費と合わせまして、1千429万6千円を計上いたしました。

北池田小学校屋内運動場改築事業費につきましては、新規事業でございまして、先の債務負担行為と合わせまして計上したものでございます。

次に中学校費でございますが、学校管理費につきましては、職員の給与費はじめ各中学校の維持管理経費といたしまして、948万6千円を追加計上いたしました。

学校保健費につきましては、給食関係費及び予防接種用薬済購入費等の追加といたしまして、125万9千円を計上いたしました。

教育振興費につきましては、同和教育用の図書代といたしまして、20万2千円を計上いたしました。

信太中学校増築事業費1千452万8千円につきましては、屋内体育館の住宅公団からの買収分でございます。

第2和泉中学校新設事業費につきましては、すでに債務負担行為としてご議決をいただいたものでございまして、そのうち本年度補助対象の40%分の工事費、敷地造成費並びに開校にあたりましての備品整備費を合わせまして、5千812万8千円を補正するものでございます。

次に幼稚園費につきましては、職員の給与費及び各園の維持管理費等の追加として、1千2

58万2千円を計上いたしました。

次に社会教育費でございますが、総務費につきましては、主として職員の給与費の追加でございます。127万円を計上いたしました。

文化財保護費につきましては、このたび、泉井上神社の総本殿が国の指定を受け、松尾寺の本堂が府の指定を受けることになりましたので、整備費の一部を市が補助いたすべく、31万6千円を計上いたしました次第でございます。

次に災害復旧費でございますが、過般の災害により、被害のあった各施設の設計ができましたものにつきまして、国の補助等の承認の見通しが立ちましたので、総額2千845万3千円を追加計上したものでございます。

次に諸支出金につきましては、市の開発協会が公共用地の先行取得について、大阪府土地整備協会から資金を導入することとなりましたので、所要額の6分の1を貸付金として計上いたしました。

以上が歳出の事項でございます。総額7億815万8千円と相なるものでございます。

続きまして、これら歳出に要します歳入について、ご説明申し上げたいと存じます。17ページをご覧いただいと存じます。

まず、市税でございますが、現時点で見込み得る徴収総額及び徴収率を勘案いたしまして、1億6千161万2千円を追加いたしまして、補正後の市税総額を15億6千555万2千円とするものでございます。

次に国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、自衛隊施設の交付金の内定がありまして、296万7千円を追加計上いたしました。

分担金及び負担金につきましては、農地事業の分担金及び農林施設関係の受益者の分担金等の追加として、302万3千円を計上いたしました。

次に国庫支出金でございますが、民生費国庫負担金につきましては、このたび、70才以上の老人医療につきましては、国が一部負担することとなりましたので1千20万円及び医療費増高による生活保護費の負担金560万円を合わせ、1千580万円を追加計上いたしました。

国庫補助金の農林水産業資国庫補助金につきましては、事業費職員給与費の対象額を15万円計上したもので、金額補助でございます。

教育費国庫補助金につきましては、すでに債務負担行為を含め、今回、今年度補助として40%分が承認される見通しとなりましたので、4千545万7千円を計上いたしました。

災害復旧費国庫補助金751万9千円につきましては、土木施設及び文教施設の対象事業費の6割6分7厘を計上いたしました。

次に府支出金でございますが、民生費の府負担金につきましては、明年一月より67才以上が府費の対象となりますので、この分255万円を計上いたしました。

府補助金につきましては、隣保館のガレージ及び用地取得の補助金はじめ、歳出と関連いたしましたもので、補助対象額及び補助率を考慮いたしまして、5千857万4千円を計上いたしました。

次に財産収入につきましては、手持ちの電電社の債券を売り払いたく、450万8千円を計上いたしました。

寄付金につきましては、全額933万2千円を一般寄付金として計上いたしました。

次に繰入金につきましては、財政調整積立金の取り崩しをいたしたく、7千万円を計上いたしました。

次に諸収入につきましては、貸付金の元金回収分として8千903万8千円。46年度公共事業費施行によります近畿圏カサアゲ補助金6千950万3千円。その他、雑収入として、1億8千928万6千円を計上いたしました。

最後に市債でございますが、隣保館のガレージ取得債及び同和更生資金債1千365万7千円。肥子池公園及び既設の住宅丸笠団地の整備事業債を土木債として2千90万円。消防本部庁舎用地の一般会計への、――及び幸消防署出張所建設工事費増額による起債の追加、合わせて1千870万円を消防債として、それぞれ計上いたしました。

教育債につきましては、義務教育施設製備事業債でございますが、今回の追加で補助対象額40%が歳出に計上いたしておりますので、補助金を差し引きました残りの100%を起債として充当すべく、8千140万円を計上いたしました。

事業債につきましては、国庫補助対象となる事業費の市の負担分300万円を計上いたしました。

以上で、今回の補正総額は、7億815万8千円と相なる次第でございます。何とぞよろしくご審議賜りまして、ご可決下さいますようお願いいたしまして、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 説明が終わりました。本件について質疑ご意見ございませんか。
- 28番（坂上国治君） 議会費、この分については、昨日、議決された分が含まれているかどうか。
- 総務部理事（庄司 清君） 含まれてございます。
- 28番（坂上国治君） 含まれているんですか。それでは反対です。ということは、議長は一へん胸に手を当てて考えてほしいと思うんです。これはおそらく、革新の方々は賛成できん

と思うんです。この分については、赤字が出たらどうするんか。あんたは何も理事者の味方ではないですよ、今日の新聞を見ておらなかつたら私読んであげますよ。社会党、民社党、公明党の各政党が、もし赤字が出たらどないするんかということで反対している。しかし、人勧等の問題もあるんで、いたし方ないということになっているんだから、これは議会の冒頭からこういうことが出てきて、スムーズに行かぬような議会運営をやるうとするのはおかしいじゃないか。やっぱり、われわれにも相談してもらって、それでなく、われわれを骨抜きにしてもらうて、そうして議長が自分の態度でやるということは、議会運営に支障を来たすんではなからうか。

- 25番(藤原要馬君) 坂上議員に関連いたしまして、この4万円の増加分については、これは修正するが、私はいただけませんので、その分だけ減額にするか、どっちかにしてもらえませんか、この審議はできないんですわ。理事者どうですか。これは局長の所管と違うんかな。
- 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。
- 市会事務局長(井谷義雄君) 私の一存ではご回答申し上げられない向きもございますので。
- 25番(藤原要馬君) あんたが答弁できないということは、だれと相談するんですか、そこらをひとつお教え願いたい。
- 1番(田中幸一君) 議長、議事進行について。これはしばらく休憩したらどうかと思うんですが。
- 議長(松尾千代一君) 休憩のご意見がございますので、休憩させていただきます。1時にご参集願いたいと思います。

(午前11時41分休憩)

(午後2時12分再開)

- 議長(松尾千代一君) 午前に引き続き再開いたします。
本件について質疑ご意見ありませんか。
- 28番(坂上国治君) 休憩前に引き続きましての理事者の答弁をうかがいたいと思います。
けれども、その以前に一言、私から局長に対して申し上げたいと思います。

本問題は、実は議会事務局長の範囲で答弁せなければならぬ状態でございますし、この問題について局長をいじめるというふうなことは、われわれとしてはとうてい考えられないことでありますし、何とかこの問題をスムーズにおさめていくためにはということで、休憩後、藤原議員さんともいろいろ相談いたしまして、そうしてわれわれの報酬の差額の金額を訂正してほしいということであったけれども、それはとうていむずかしいということでございますので、われわれはそうした金はもらいたくないということでございますんで、私たちの支持するとこ

ろへ事務局のほうから、いろいろとお手間をかけますけれども、寄付してもらいたい。だから報酬をいただくときには、いままでどおりの報酬を計算していただくということで済ませたいと思います。

○ 市会事務局長（井谷義雄君） ただいまの坂上さんのご意思を十分尊重させていただきたいと思います。

○ 市長（藤木秀夫君） 今回の答申におきまして付帯条件が付されたという面につきましては市長の説明の不十分な点がございまして、かような答申が出されたものと思いますが、今後、かようなことのないよう、十分注意いたしまして、ご迷惑のかからないようにいたしたいと思いますので、どうかご了解賜りたいと思います。

○ 17番（山田清二君） いま、坂上さんからの話があったけれども、これはできるか、できぬ、か即座にわかると思いますので、その面ももう少しはっきり返事してもらいたい。このままいけば、了解されたようにほくは感じるわけです。その点ははっきりしていただきたいと思います。

○ 市会事務局長（井谷義雄君） 山田議員さんのご職問に申し上げます。

先ほど申しあげましたように、坂上さんのご趣旨に対しましては、十分ご趣旨を尊重いたしたいというふうにお答え申し上げたいと思います。

○ 17番（山田清二君） 意思を尊重するということは、そうやりますということになると思うんです。ところが、それが法的にできるのかどうかということです。給料の支給前に差引くということができるのかどうか。一応、支給の形をとって、それから差し引くということは、これは本人の了解ということによってできると思いますが、いままで考えてきた給料、そういうものについては支給するものは支給して、それから差し引くということはあったとしても、支給前に差し引くということはありませんこととあります。

○ 28番（坂上国治君） 実は私の申し上げていることは聞き取りにくかったと思いますが、14万円いただくということに決めなければならぬでしょう。そこでいろいろと勘定がややこしいので、この14万円の中から、いままでの10万円相当の分をいただいて、その残りは事務局に預っていただいて、そうして私たちのほうから、ここへ寄付してほしいという指示によって、事務局のほうからそこに届けてほしいという意味なんです。

○ 市会事務局長（井谷義雄君） 山田議員さんにご説明いたしましたように、前例がございしますので、前回同様、全部お支払いいたしまして、そのうえでご指示に従ってご寄贈申し上げるという意味でご回答申し上げたわけでございます。

○ 5番（竹下義章君） 私は非常にむづかしい問題だと思っております。そこで税法上の問題もあ

ると思うんですよ。掛金の問題もあると思うんですよ。そういう点、どのように扱うかということ。もう一つは、こういう議会で、はっきり寄付するということをやられておる、指示するところというのはどこかわかりませんが、これは将来、いつまで続くかという問題ですね。この場だけの問題で済むべきじゃないと思うんです。したがって、任期中このままいくのかどうか。それとも、どのくらいの期間を区切ってどうするか、その点明確にするというと、なかなか問題はむずかしいと思います。

- 市会事務局長（井谷義雄君） そのつどの支給の時点でご指示があると思いますので、このご指示のみによってご寄贈するというにいたしたいと思います。
- 議長（松尾千代一君） ただいきの局長の答弁にちょっと補足させていただきたいと思うわけなのでございます。と申しますのは、理事者のほうでは、この答申についての条件というようなものが付いておりましたので、その条件がない状態、いわゆる、きれいに無条件の中で、再度アップされるという時点まで、というふうに限定づけられたものと私は解釈しております。
- 25番（藤原要馬君） これはただ単に、私らは昨日の議決等についても不満があります。それを言うのと紛糾する事態になりますので、われわれはこれをのむということは、14万もらうということですよ。しかし、これはいままでの例もありまして、寄付するということになると、ええかっこうになるから、皆さんにもそういうことの誤解のないようにしてもらうために発言していることだと思うんです。だから、議会に対しては何も他意がないわけですよ。そこらをも十分議長もお考え願わぬといかぬと思うんですよ。
- 7番（田中包治君） この歳費の問題で寄付されるということは、個人の自由でありますけれども、市会の中でこういうことを決定するということは、果して正しいかどうかということですよ。たとえば、堺市長が給料を取らなかったとか、国鉄総裁が給料を取らなかったとか、そういう例がありますが、しかし、それはそれとして、こういう場で決めたわけではなくして、個人の自由意思において寄付する、こういうことは議会の権威の問題にもかかわると思うんです。やはり、反対なら反対という立場の中で論議すべきなんです。それがすでに決まっているのに、ここでまた個人的な問題をこの議会に出すということは、議会の権威の問題との関連性において、どうのように考えておられるか、その点について、はっきりとご回答願いたいと思います。
- 28番（坂上国治君） 私たちの申し上げておりますことは、休憩前にいろいろとわれわれのほうから、そんな金は要らぬから削除してくださいということを申し上げたわけなんです。しかし、それを振るといふことは至難であるということだから、それなら皆さん方にご迷惑をかけても悪いから、こういう方法を講じてスムーズに議会を進めてもらおうじゃないかと、こ

これが話の発端なんです。だからこそ、事務局長にお手間をかけますけども、ひとつそういうことをお願いできますかということをおっしゃるわけですね。ただ反対して、反対はかっこうだけであって、そうして金がほしいというのと違うわけですね。この歳費というものは当然、もらう権利があるわけなんです。しかし、付帯条件を見て、赤字再建団体の指定を受けたら、どんな責任をとるんかと、だから、私はここで、ただ口先だけで反対をしておいて心よくもらうんだというふうに皆さん方に誤解を招いたらいかんので、皆さん方の前で、局長をお願いしているわけなんです。それで竹下議員からありました時期の問題については、今度、審議会がいつ開かれるかどうかわかりませんが、その時点で、きれいに気持ちよく審議していただいてそれが当然、市議員にはこれだけの報酬はこうせないかんといえる時点まで、2年かかろうか、3年かかろうかと、この1期間このままでいくのであれば結構です。私はそういうつもりでお願いしたわけなんです。このことについて、これを言うてはいかぬという法律があるんか、あれば、その法律の条何条にあるんか、はっきりと申し上げてほしいと思うんです。

○ 7番(田中包治君) 報酬をもらった金は私金であるということです。公金ではないということです。したがって、公金でないものを市会でとやかく言う資格もなければ、個人の金をどうしようとかってなんです。それを公的機関で、論議していいかどうかということなんです。議会の権威の問題にかかわると思うんです。

○ 25番(藤原要馬君) これはやむをえないですね。われわれは修正権を持っているんですから、修正を望んでいきましょう。

○ 議長(松尾千代一君) ただいま藤原議員さんから発言がございましたけれども、坂上さんが事務局長にこれを委託されたということなんです。こちらは安易な考え方のうえで受け取った、こういうことなんで、ひとつそういうことでご了承願いたい。別に他意があって、自分のメンツをかけるためじゃない、そういうことでございますので、ただ、局長がここで頼まれたということが公けの場である、こういうふうに相なることだと思いますけれども、その点、寛大なるな考えのもとでご了承賜りたい、かように存じます。よろしく願います。

○ 25番(藤原要馬君) 議長、そういう調整をしようとするならば、こういう紛糾を来たすような処理ではいかんと思うんですよ。やはり、あんたはこのこと出てきたときに、あんたから発表すべきですよ。また予算の執行は局長にありますけども、予算編成は市長なんです。市長に責任があるんですよ。それを議長のところにも市長が来て何か対策を講じましたか。われわれが口角にあわを飛ばすようにしたのはだれかということですよ。議長、それにあんたが理事者のそういう責任を追及せずに、こちらから発言するまでだまっているということは何ごとかということですよ。そんなことではだめです。今後は議長として職務を十分考えてやらなければ

いけないということですよ。

- 議長（松尾千代一君） その点につきましては、十分私たちも今日まで不勉強の点がありました。この問題に関しましては、私も大きな勉強をさせていただきました。今後はこれを契機として、議会軽視というようなことのないように私は努めてまいりたい、かように存じております。その点ご了解賜りたいと存じます。

- 18番（直村静二君） 5点ほど質問したいと思います。

51ページの8千891万円、先ほどの説明では府から来たよ、これをもう少し具体的に説明を願いたいと思います。

それから、青果物集団産地育成の補助金が出ていますが、具体的に説明を願いたいと思います。

それから、25ページの行政協会の負担金の計算、この説明を願いたいと思います。

それから宮公吏の非常勤の嘱託の報酬の追加というのがありますが、これの本俸何ぼ、ボーナスが何ぼ、これのご説明を願いたい。また、28ページの「旅費」とありますね。この追加という理由がちょっとわかりませんので、この点のご説明を願いたいと思います。

- 市会事務局長（井谷義雄君） 視察旅費ということでご質問がございましたが、この件は議会費でございますので、私のほうからご説明申し上げます。

47年度につきましては、議会の改選前、一部を除き視察をしていただいております。したがって、この視察旅費につきましては、あと3月までの6カ月間の視察旅費については計上されておられません。新しい議員さんの活動のための旅費としてここに1人2万円、計52万円を計上させていただいたわけでございます。これにつきましては、本年はちょうど改選期でございますので、議会のほうは第4期は上半期に終わっておりまして、第5期の分につきましては、改選後10月から3月までという、この過渡期でございますので、そういうふうな予算措置をさせていただきましたので、よろしくご了承願いたいと思います。

- 18番（直村静二君） 私は1回行っているんですがね。そうすると2万円残って、この追加で2万円出るとなると、あと残り4万円、改選があったからという計算でいくとおかしいんじゃないか。視察旅費は1年間決まっているんでしょう。そうすると、これはおまけと、こういうことをすると、月給もおまけしなければいけない、そういうふうな筋の通らないことになるのではなからうか。

- 市会事務局長（井谷義雄君） 1人年間6万円というご発言がございましたけれども、これは4万円でございます。直村議員さんの場合につきましては、あと2万円残っているわけでございます。

- 18番(直村静二君) こういうふうに議員に関係する問題が出る場合は、代表者会議なり議員総会なりで事務局長から言うてしかるべきじゃないか。そうでないと、本会議のところでやり合いしなければいかん。
- 市会事務局長(井谷義雄君) 議長さんとも十分相談いたしまして、検討してまいりたいと思います。
- 18番(直村静二君) 今後は、こうした問題については、代表者会議を開いてやってもらいたい。そうしないと、この市政刷新ということはできませんわ。
- 農林課長(吉岡昭男君) ただいまのご質問の負担金補助交付金の中の16万4千円につきましては、青果物集団産地育成助成金でございます。これの歳入につきましては、府の補助金の中の農業振興費の補助金の中に含まれております。
- 18番(直村静二君) いままでこういうのはあったんですか。
- 農林課長(吉岡昭男君) 毎年、ございます。
- 18番(直村静二君) 16万4千円は何に使いますか。
- 農林課長(吉岡昭男君) 事務的な経費でございます。
- 企画課長(橋本昭夫君) 25ページの行政協議会の件でございますが、本件につきましては、12月の13日に泉大津との行政協議会が設立されまして、その47年度の協議会の種々の運営経費につきましてご検討いただきました。そのご検討いただきました予算の財源といたしましては、両市均等ということで協議会の円満な運営を図ろうということに相なった次第でございます。それで当面、支出いたします金額につきましては総額60万、和泉市が30万、泉大津市が30万。協議会の運営の経過の中で、増額の必要があるという場合を含めまして、計上額は限度額を50万といたしてございます。
- 18番(直村静二君) お茶とか、弁当とか、そういったものも入るわけですかね。
- 企画課長(橋本昭夫君) 具体的な協議会の使い道ですが、議員さんおっしゃっております委員さんの費用弁償も含まれております。大きな調査を起こします委託料につきましては、従来通り、両市がそれぞれの行政費目から出しているということでご了解をいただいたわけです。
- 18番(直村静二君) メンバーは。
- 企画課長(橋本昭夫君) 議會議員さんから9名、理事者、市長、助役の2名、両市合計22名でもって構成いたしております。
- 18番(直村静二君) 協議会の運営規則など、早急にわれわれのほうによこしてほしいと思います。次の件。

○ 総務部理事（庄司 清君） 52ページの開発協会の貸付金につきましてお答え申し上げます。

これは開発協会での公共用地の先行取得に伴いまして、府の資金を借りるわけでございます。その資金の借り受けに伴いまして、市のほうから約事業費にいたしまして6分の1程度持ち出しを必要とするわけでございまして、その6分の1に相当する金額が8千890万円でございます。

○ 18番（直村静二君） そうすると、先行取得した場合に、6分の1ということは、たとえば6億という場合には1億円が出ると、しかもそれが無利子ということですか。

○ 総務部理事（庄司 清君） 借り入れの利子の条件は、6分6厘と聞いております。

○ 18番（直村静二君） 一般会計から開発協会に貸しているわけでしょう、これが6分5厘もらうと……。

○ 総務部理事（庄司 清君） 市のほうから出す場合の貸付金は一応、無利子ということで考えてもらいます。そして府の貸付金は今後、市が用地の買い戻しを終了した時点で市のほうに返ってくると思っております。

○ 18番（直村静二君） ちょっとややこしいですな。債務負担行為の分で膨大に買うんだから。例をあげて6億円の用地を買う場合に、約6分の1だから1億用だと。それから市がその土地を全部買い取るというときに利子がついてくるということになるんか。それとも府の利子が無利子で市のほうにころがってくるのか、はっきりしてもらいたいと思います。

○ 総務部理事（庄司 清君） 市が買い取る場合には、その6分5厘は含めて買い取りをすることになるかと思います。

○ 18番（直村静二君） 府のほうは別にいいわけですか。

○ 総務部理事（庄司 清君） ここに計上いたしておりますのは、府のほうから借ります関係については、6分5厘の利子をつけただけに加算されて、買い戻しの時点で計算されるわけでございます。だから、この分に利子をつけましても、結果は市が負担せなければいけないというようなこととなります。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 第4点の非常勤につきまして、これは同和対策の一環といたしまして、行政款別に予算を組みまして、各課で執行いたしておりますけれども、総括的な問題でございますので、私のほうからお答えいたしたいと思います。

この当初時につきましては、45年度より実施されておりますけれども、今回の5千円アップということ、その他、増給も含めまして補正をお願いしているということでございます。

○ 18番（直村静二君） 本俸の5千円アップですか。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 6万円が6万5千円と。
- 18番（直村静二君） いま何人いてまんね。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 現在、男子10名、女子7名、女子の場合は4万円が4万5千円ということで差がついております。
- 18番（直村静二君） 一応、お答えしてもらったんですけども、この予算案につきましては、昨日からの問題もありますし、また視察旅費の点についてもいろいろ言うているんですが、ましてや、この補正予算については賛成できないと思います、この点申し上げておきます。
- 議長（松尾千代一君） 他に。
- 16番（横田憲治郎君） 21ページの老朽校舎の委託金ということで5千350万円、雑入の3千74万円、その背景なり、内容について、具体的にもう一度ご説明願いたい。

それから細かい問題ですけれども、8.2ページの南池田第2保育所の進入路、この警備委託料なんですけれども、これは市内の各保育園すべてを委託しているのかどうか、この辺をひとつお教え願いたい。

それから南池田第2保育所でどうなるのか、その他、保育所の状況についても心配ないかどうか、合わせておろかがいしたいと思います。

それから国府幼稚園は警備は全然していないわけですね。小学校と同じようにしてくれということで警備員さんがおりませんけれども、これは大体警備というのは、小学校では放課後、幼稚園にしても放課後になるわけですけれども、特に夜間にかかるわけですけれども、道路を隔てて一緒に警備しているような現状らしいんですけども、これはずうっとこのままで推移するのか。これは似かよってるといって、幼稚園という問題で、予算が出ておりますけれども。

それと次は3.3ページの生活保護費ですけれども、現在、生活保護家庭がどの程度あるのかどうか、その辺の保護家庭に暖かい正月を迎えていただくという趣旨からして十分なのかどうか。大体、1人当たりどの程度の餅代あるいは見舞金の追加になるのかどうか、その辺あたりを鮮明にお願いしたいと思います。

それと3.4ページの清掃費の塵あい処理費ということで、450万円でございますか、説明がさっと走ったように感じますので、特に3.5ページにわたります、不燃焼物処理費の350万、その場合、泉北環境とどのような経過をたどって処理場として決定をされたのか。さらにこの350万円はなぜ必要なのか等々、具体的に内容、背景等をお聞かせ願いたいと思います。

それと墓地火葬場費で出ております321万円。これは観音寺の火葬場の跡の整理の予算なのかどうか。であるとするならば、旧火葬場を撤去して、そのあとどのような利用目的で整備

しようとするのか、その辺についてもおうかがいをしたいと思います。

次に40ページ、公園計画、これは買収費ですけれども、どのような計画を持っているのか。具体的な目標と計画をお示し願いたいと思います。

それから教育関係にまいります、45ページからずうっと新築あるいは増築等の予算が出ているわけでありましてけれども、総合的にまずおうかがいしたいのは、いわゆる、いずれの場合もそうでありましてけれども、基準単価と実費単価といいますか、いわゆる補助単価と、実際に必要とされる単価の差の問題が大きな問題なんですけれども、伯太小学校の改築あるいは横山小学校の増改築、黒鳥の体育館あるいは第2国府小学校あるいは鶴山台北小学校、北池田小学校屋内体育館、それら等の一連の基準単価と実施単価の差異はかがかとおうかがいをしたいと思います。具体的に聞いておりますと時間がかかるとおもうので、まず、総合的に聞かせ願って結論を得たいと思います。

それと営繕工事費が出てきて、いつも聞くんですけども、そのつど発生した損傷というか損壊というのか、それを見積っているのか。それとも当初から発生している損壊を営繕に必要なとされている規模の中で積み重ね式でやっているのか、はっきりしていないので、お聞きしたいと思います。

以上申し上げました点、はっきりとしたご答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 教育関係のものをまずまとめていきたいと思いますが、第1点にお尋ねのありました2千350万円の件でございますが、大阪府の供給公社の開発計画につきましては、いかにまとめていくかということにつきましては、いずれ、特別委員会でご審議いただきたいと思います。和泉第2中学校を急ぐ関係上、48年度に向けて、その敷地を東洋パイル跡に求めたんですが、そのことについては、非常にあと先になり、協議の整わない中で、そういう東洋パイルの跡を使用することについて申しわけないと思いますが、その点ご了解いただきたい。その過程におきまして、現在の東洋パイル跡の汚れた状態を整備するということで、供給公社に申し入れまして、これについては、新地として和泉市がその提供を受けたい、こういうことで、その工事請負をやりましたところ、2千350万円の所要経費が要りましたので、その経費をいずれ公社から分けていただく中での積み重ねいただくということで、このように計上いたしております。現在の工事を開始するまでは、公社に対して無償貸与の形で、この財産をお貸ししている、こういう状況でございます。

それから第2点の幼稚園の関係でございますが、この警備につきましては、これは幼稚園として私のほうで別途、いままで不十分であるというご指摘をいただきまして、警備の強化をす

るということで警備員を配置いたしております。

それから各学校の補助単価あるいは実施単価の関係でございますが、信太中学校を例にとりますと、補助単価が実際には9万4千円の単価になって、実施単価につきましては4万円という関係でございます。約6千円ほどの補助単価差が生じておる、こういう状況でございます。本年度におきましては、現在の補助単価につきましては9万9千100万円まで持っていきたい、こういうことでございます。

それから、宮繕関係の問題でございますが、これは年間を通して、学校の要望と、それから建築課の技術者の応援を求めて、現在、ともども現地に行きまして宮繕工事を一括要求をいたすわけでございますが、何しろ財政上の中で、いわゆる査定された範囲で当初予算を計上し、そのつど緊急度に応じて、学校の要求に応じて積み重ねを行なっておるというような現状でございます。

以上でございます。

- 16番(横田憲治郎君) 供給公社のほうはわかりましたけれども、幼稚園の警備員を配置しているという答弁がございましたね、それは間違いございませんか。小学校の警備員が幼稚園と両方、そして現場では侵入者の乱入等があって、委員会のほうに届いているはずですが、そんな答弁では困ります。現実には警備員がついていないはずでしょう。今月つけはったら別ですが、
- 教育次長(阪東重信君) 警備員のことについては、総務課長のほうからお答えいたします。
- 教委総務課長(紀之定藤与茂君) 幼稚園の警備につきましては、小学校と現在、兼用しております。
- 16番(横田憲治郎君) それはわかっております。兼用しているのはこれでいいのかと、これで十分じゃないかという現実が示しておるわけですね。そのことを多くは申し上げませんでしたけれども、幼稚園としての警備員を配属するといいますが、その配置する用意はないかどうかを聞いておるわけです。
- 教委総務課長(紀之定藤与茂君) 明年度から配置するようにはいたしたいと思っております。
- 16番(横田憲治郎君) 明年度からといっても、いろいろとこわされたり、そういう報告が現場から入っていませんか。
- 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

ご指摘の通り、幼稚園は小学校と兼務をいたして警備をつけております。こそ泥の盗難が2・3回起こりまして、今年の夏休み八月一ぱい、園の休み期間中常備したんです。したがって次長からお答え申し上げましたように、以来、常備するもんかと考えたもんでございますけれ

ども、実際は兼務いたしております。8月1カ月で打ち切って兼務いたしております。今後、これらの警備につきましては、ご指摘の趣旨に添うように十分検討してまいりたい、かよう考えるんでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 事故が起こってから検討してありましたんではおそれいけませんね。それらの実証が示されておるわけですから、警備を完全にしなければならぬということですね。賢明な教育長のそんな答弁では頼りないですね。これは1日も早く、年末年始を控えておるんだから、完全な体制をとるべきですよ。ひとり、国府幼稚園の問題だけじゃありません。小中学校すべて、幼稚園すべてにわたって常備しておるところもめろうとも、その体制に抜かりがないかどうか、特に年末年始を迎える非常時において検討して、適切な手を打ってしかるべきじゃないかと思うんです。賢明な教育長ですから、検討も早いだろうと思いますし、年内にしかるべき手を打っていただけると、そのように確認させていただきましてよろしゅうございすね。

○ 教育長（葛城宗一君） ご趣旨におこたえいたします。

○ 16番（横田憲治郎君） 補助単価の問題ですけれども、その計算、総務課長当たりできていますか。実施単価が4万円で、補助単価が3万4千円と、これはだれでもわかりますけれども。

○ 教育次長（阪東重信君） 本日、お願いいたしております追加予算の各工事につきましては小中学校の建物の整備について、昭和47年度で40%、48年度で60%の補助事業としての取り組みをやろうと、これの国の予算措置が講ぜられましたので、これに伴って本年度が40%分の予算の計上をしておるわけです。したがって、今回、補正をいたしております各小学校の増築費につきましては、たとえば伯太小学校にいたしましても543万7千円、いわゆる本年度の1千283万4千円の手薄を呼んだという計算で、来年度の60%と、しかも、いま、ご指摘の補助単価と実施単価の差額とか、そういったものは来年度ですべて予算措置をしたい、こういう考え方で、今回の補正予算につきましては、現在の歳出のうちの40%だけしか計上していない、こういう考えでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 1億円の工事費としたら4千万円しか計上していない、こういうことですね。その4千万円の工事費の中で、公共負担がどれだけあるんか、いや、もう計算は結構ですけれども、ただ形式的に、事務的にそこを運営してもらっては固まると思うんです。いろいろと制約のあることはわかります。それに向かつての行政努力というのがどのようにされておるのかどうかということ、ただ、計数だけごちゃごちゃ並べるだけではないんです。その辺をおうかがいしたい。来年から実費単価に見合う補助単価といいますけれども、来年

にならなかったで、また実質単価が上がる、そうでしょう。これらの問題について、本格的に、いわゆる教育委員会としてどのような態度のしかたをしていくのかどうか。市長の行政姿勢にもかかってくる問題なんですけれども、その中でどのようにその努力が中央に対峙されているのかどうか。それがなしにしようがおまへん、しようがおまへんでは、これはやっぱり発展はないと思うんです。

宮繕工事費については、それは意見として申し上げておきましょう。それだけ査定される緊急度の度合いによって、そのつど積み上げていってるといふ方式だということですね。いずれは追いつくだろうと思うんですけれども、現下の文教施設宮繕については、そのように確認してよろしいですね。いずれというんですけれども、来年度で、いままでの宮繕に必要な問題は全部当初くらいで全部計上してやれますか。そない言うても、いろいろ損壊も発生するでしょうし、しかし、現状必要とされている宮繕については大体の内容的な方針、来年度予算で新学期が迎えられるような学校施設の完備がされますでしょうか、その点の見通しを聞かしてください。

○ 教育次長（阪東重信君） 十分努力をいたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 市民部長（小林一三君） それでは、市民部関係のご質問に対しましてお答えいたします。

32ページの保育所関係でございますが、委託料でございますが、市内の保育園につきましては、すべて常直の用務員を置いてございます。しかし、不幸にして、幸保育園の常直用務員が去る7月30日午後亡くなりまして、当然、住み込みでございますので、そのあと始末あるいは法事等の関係から、あるいは後任者の選定等から、まことにおくれで申しわけないわけですが、実は8月10日から11月一ばいまで警備をいたしたわけでございます。したがって、現在、12月1日からは、正職員の用務員を派遣してございます。

それから第2点の工事費でございますが、南池田第2保育園でございますが、当面差し迫っての措置として、便所の移転はいたしてございまして、保育園全体が使用不能という危険な状態ではいま現在、ないということで、その点万全の策を昨年並びに本年にいたしてございます。したがって、今回の30万円につきましては、これは進入路、いわゆる給食とか、保育園で使う事の搬入が非常に困難でございましたので、地元の方の協力を得まして、道路の拡幅等々の工事を行ない、30万円の不足が生じたので、追加をお願いしたいということで、計上させていただいたわけでございます。

それから33ページの補助費でございますが、これにつきましては、当初予算で7万円計上させていただいたわけでございますが、生活保護世帯並びにボーダー・ラインの方々におきま

して、急遽必要なときにおきまして、なおかつ、生活保護基準等に当てはまらないような事案が発生してございまして、したがって、その当初の7万円につきましては、すでに使用してしまっていて、この年末を控えて、毎年、緊急補助が必要であるということから、今回、15万円の補正をお願いしたいということでございます。

それから生活保護世帯におきます正月用の餅米代でございますが、1人当たり500円でございます。ただし、限度額は2千円ということで、2分の1は府補助ということになってございまして、今回、10万4千円の補正をお願いしてございまして、19ページにございまして、府補助金で5万2千円を見込んでおるわけでございまして、平均いたしまして、1世帯当たり1千100円と見込んでおるわけでございまして、500世帯でございますので55万円でございますが、当初予算で44万6千400円計上をお願いしてございまして、今回、不足額10万3千600円、繰り上げまして10万4千円をお願いしたい。府にも申しまして、2分の1は府補助でいただくということにしております。

それから、その下の(2)の扶助費でございますが、700万の追加でございますが、ご承知の通り、500世帯に対しまして医療扶助等、非常に当初の見込みから増額しまして、現時点では不足が見込まれるということでございまして、財源内訳にもございまして80%国庫20%市一般財源ということで、今回、生活保護費の追加として700万円をお願いしたいということで計上させていただいたわけでございまして、よろしく申し上げます。

- 16番(横田憲治郎君) 生活保護見舞金というのは。
- 市民部長(小林一三君) これにつきましては、同和対策でございます。
- 16番(横田憲次郎君) 昨年の年末の正月の餅代との対比については。
- 市民部長(小林一三君) 1人500円、限度額が2千円でございますので、平均しまして1世帯当たり1千100円見込んだわけでございまして。
- 16番(横田憲治郎君) それは500円のところもあれば、2千円のところもあるということであろうと思いますが、前年度比較はわかりませんか。
- 市民部長(小林一三君) 担当課長からあとでご報告申し上げます。
- 産業衛生部長(宇沢清君) 黒石町の不燃焼物の処理地の排水工事でございまして、これは現在、泉北環境が、市国分町寄から上手の回転機を、市が単独で不燃焼物処理の捨場について、現在、町会と話し合いができました。その接続点につきましては、泉北環境と同じ接続を設置する計画を持っておるわけでございまして、そしていま、工事を進めておるわけでございまして、その工事費といたしまして、350万計上させていただいておるわけでございまして。

墓地整備工事費につきましては、観音寺町旧火葬場跡地につきましては、市営の墓地を計画

いたしておりますので、よろしく願ひいたします。

- 16番(横田憲治郎君) 黒石の問題ですけれども、町会と了解をとってあると、町会、いわゆる地域住民すべてと理解していいのかどうか。当初はそうであったとしても、泉北環境の不燃物の捨場の実態も私よく存じているわけですけれども、いわゆる臭気がただよふとか、あるいはまた、公害が発生するとか、いろいろと環境整備につながるわけですけれども、それらを踏えて、どのような事態が起ころうとも、地域住民には何ら迷惑をかけない、かりに合意に達したとしても、この不燃焼物捨場の使用によって、ときには地域住民に迷惑をかけないのかどうか、その辺を行政執行のうえでは配慮すべきであろうと思うんです。その点としてわかりにくいかわかりませんが、どうなっているか。

それから現在、市営墓地というのは、私の承知している範囲では、ないと思うんですけれども、新しく市営墓地運営という取り決めの中で考えていくのか。それと今度、火葬場に併設をしていこうと計画をされているように私は聞いていますけれども、それらとの関連はどうなるのか、その辺も計画があったら聞かしてもらいたいと思います。

- 産業衛生部長(宇沢 清君) 黒石町の不燃焼物の問題と環境保全の問題でございますが、泉北環境のほうでは、すでに町会あるいは町会長ともども協議をいたしまして、一応了解点に達して、新たに市が不燃焼物を捨てるということになれば、物的の問題があるかと存じまして再度、町会長のほうにおうかがいいたしまして、私のほうは全部臭いゴミは捨てないということで、建築廃材あるいは鉄屑あるいはビンがらといったもので、特に人家に密接している関係上、私どもは捨てない。

それから、その次には土をかぶせるといったぐあいでは、衛生完備の点につきましても、十分配慮するという事をお約束申し上げて、監視員を設置させまして、十分配慮する考えで進んでおるわけでございます。その点は町会のほうも十分了解をとっておるわけでございますので、まあ、大丈夫だろうと思っておるわけでございます。

それから墓地の問題でございますが、長期計画といたしましては、過日も墓地公園の特別委員会を設置していただきましたし、今後も市の総合計画のうえに立った総合的な大きな墓地の必要性がすでに迫られておるわけでございますが、暫定的にいま現在の火葬場の跡地につきましては、上のほうが市営墓地になってございます。その火葬場の跡地もそのまま空間地で置いておくのがもったいないということでございまして、あの敷地につきましては、約27・80の市営地を現在設計しておりますので、それを一時利用していただくということで、緊急度の高い人から利用させていただくということで計画を進めておる次第でございます。

- 16番(横田憲治郎君) 了解とったら、問題は起こらぬだろうという程度では心配があるわ

けですね。これが環境破壊になるようなことであるならば、これは配慮して当然だと思わなくては。そこで大体、いまの目橋では、どの程度、いわゆる何年くらい消化できるのかどうか、その辺ちょっとお話ししたいと思えます。いま申し上げましたように、環境破壊の状態が惹起された場合は、これは了解をとったということじゃなしに、そのつど行政態度、責任という立場で対処していくと、こういうことを確認しておいていいかどうか。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） ご指摘の通り、行政的な立場から申し上げて、特に公害発生という問題については十分配慮したうえで、今後も逐次、苦情が出る事態よりも前向きに、われわれとしてもその処置を講じていきたい、かように考えておる次第でございます。
- 保健衛生課長（大宅清臣君） 現在のところ、1年くらいの期間しか使われなれないと思えます。とにかく低いので、そうたくさんほかせませんので、衛生課といたしましては、なるべく一般の土砂だけを向こうのほうに持って行って、ガラクタとかいうのは、ほかの場所を今後考えていきたい、かように考えておる次第でございます。
- 計画課長（大浦行雄君） 40ページの公園費につきまして、本件につきましては、用地買収に昭和47年度初年度府補助事業として確定をしておりましたので、これに見合う約600平米、200坪の買収を行なった本年度府補助であります。48年度は国庫補助に切り替えてくれということでございます。また事業目標でございますが、51年度を目標として完成していきたいと思えます。

以上です。

- 16番（横田憲治郎君） 47年度を初年度として、府の補助事業として51年度を目標にすると、これは事業予算の計上は48年度当初からですか。全部で向こうは何坪あるんですか。
- 計画課長（大浦行雄君） 約300坪です。
- 16番（横田憲治郎君） あとの100坪についてはどのようにするんですか。
- 計画課長（大浦行雄君） 肥子池の売却については、協会で先行を行なっておるわけです。
- 16番（横田憲治郎君） どこへ売却するんですか、それをはっきり教えてもらいたいですけれども。
- 建設部長（中塚 白君） 私のほうからお答え申し上げます。

これの事業化につきましては、当然、これの用地を開発協会で先行しております。私どものほうで予定してあるのは、公園事業としては、近隣公園ということで、府補助では追いつけない、国との折衝の関係もございまして、いま、ここで断言するわけにはまいりませんけれども、施設の改築については、48年度からの目標は書いてございます。

なお、いま課長の申し上げました200坪、そして残りの100坪の処理につきましては、

過去、あの池の問題をめくりまして、ご承知のように昭和製鋼が入ってございます。和泉町当時に、昭和製鋼との間に、払い下げをする場合には昭和製鋼に優先的に払い下げるという1項目が入ってございます。そういう関係もございまして、一応、その辺の問題の処理が残るわけでございます。

それと、一挙にあの池を全部埋めてしまうわけにはまいりません。というのは、排水問題もございまして。現在、ある程間排水の、いわゆる調整機能の役割りを果たしているのが現状の池の姿でございます。これの問題もございまして、全部公園にすることについては、いささかの問題がございまして。その辺の調整はまだ未確定でございまして、ある程度、先ほど、課長が申しました、いわゆる200坪程度のもを一応やりたいと申し上げたのは、それでございます。ですから、全部を一挙に公園事業化を進め、公園としての機能を果たすまでには、かなり日数を要するかと思いますので、その辺、ひとつご賢察を賜りたいと思います。

- 16番(横田憲治郎君) 時間もとりますんで、これで置きますけれども、私の勉強不足かもしれませんけれども、釈然としない点があるように思いますが、私の質問はそういうことで少々の疑問を残しながら終わりますけれども、了解に苦しむところがある、そういう意思表示をいたしまして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。
- 市民部長(小林一三君) 先ほどの昨年の餅米代ということで調査をいたしましたんでございますが、昨年は400円でございます。限度額は同じ2千円で、それから生活保護世帯でございまして、これは医療扶助とかを含めまして、昨年の12月1日現在では481世帯、本年の12月1日現在では547世帯、このように統計をとっております。
- 16番(横田憲治郎君) 昨年から今年1年かかって、これら恵まれない方々に、暖かい手をさしのべて正月をしてもらおうという真心の手が1歩も前進しておらぬということですね。ただ400円とか、500円のことじゃなく、これはもう少し修正して、人間らしい、より豊かなお正月を迎えられるように手をさしのべていこうという意思是、市長さんございませんか。
- 市長(藤木秀夫君) その点につきましては、私個人として考えたいということ、部長にも言うておるわけでございますが。
- 16番(横田憲治郎君) ここは議会でございまして、藤木秀夫個人はいらっしゃらないわけでございますから。
- 市長(藤木秀夫君) それはおまかせ願いたいと思います。
- 16番(横田憲治郎君) きちっと予算に、意思があるならば、あらわさなければ市民はわかりません。まだ審議が続こうと思っておりますから、余裕時間があろうかと思っておりますので、ひとつその間に何とか、休憩もこれからとっていただけると思っておりますので、ひとつご配慮いただける

と思いますので、期待しております。終わります。

- 28番(坂上国治君) 今日、あと余す時間もありませんが、議案は今日でほとんど済ます予定ですか。
- 議長(松尾千代一君) ちょっと無理になってきたんじゃないかと思うんですが。
- 28番(坂上国治君) このあと議長のほうで考えてもらわぬといけないと思いますが、一般質問は3日しかないわけですね。この議案審議があすに持ち越されるといことになりますと、私今後、一般質問は14番、1番どんじりでございますので、(笑声)日にちが過ぎたから一般質問はやめておこうという結果になるんじゃないかという心配があるんで、あらかじめ、ひとつ議長のほうで考えていただきたいんですが、(笑声)
- 議長(松尾千代一君) 大体、今日中に済ませたいという考えでおります。連日まことに相済みませんけれども、時間の都合で延長もお願いせなければならぬんじゃないかと思いますが。

おはかりいたします。ここで暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

15分休憩いたします。

(午後3時45分休憩)

(午後4時23分再開)

- 議長(松尾千代一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。——どうぞ。
 - 28番(坂上国治君) 28ページの同和対策についてちょっとお尋ねしたいと思います。4千252万9千円ということでございますけれども、理事者のほうでは、今度、和泉市に信太支部が結成されたということは、これはよくご存じのことやと思うんですけども、ちょっとここで私、見てみると、人事と関連して非常勤職員の報酬ということで、115万円8千円上がってるわけですけども、これは当然、正職員を置くのが当然ではなからうか。現在、幸会館のほうでは相当人数がおるように思いますが、この信太支部に対してどういうふうに考えておられるのか。現在のままで放っておくつもりかどうかということ、まずお聞きしたい。このような状態では、あんた方は、この同和事業の促進と口ではおっしゃるけど、ほんとうにやる意思がないように考えます。その点について、理事者からの確かな答弁を願いたいと思います。
 - 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。
 - 助役(藤田利君) お答えいたします。
- 信太地区にこきましては、これは支部が結成されておることは、されておるんでございます

けれども、これを窓口として取り扱うという時点が来たときに、たとえば非常勤職員配置、そういうふうなものを協議して決めたいと思っておりますが、現在のところ、これはあくまでも組織の問題でございますので、組織の府連のほうから指図があった場合、その時点からこれをしていく気持ちであります。

○ 28番(坂上国治君) あんた、この間、信太支部ができたということを認めましたと言ったのと違うか、認めておきながら、本部の云々というのはおかしいですよ。支部ができたら、それなりのことを考えておかなければいけない、そうと違いますか。いままであんた方は、支部として認めないということで現在まで来た。そこで一体、支部のほうは本部のほうへ、いつから会費を納めていますかと聞いたところが、9月からということで、あんたら、それを言うたのと違いますか。それにあんたらは、テンポがおそいから、この間、10何日だったか、支部があることを認めましたと、まあ、おそまきながら、そのときでも結構です、認めたんでしょう。今後、一体どないするんです。そんな行政ではあきまへんよ。何が本部の指示を受けてやらなければならないのか、市独自の考え方で、和泉市にはこうした支部が2つあるんだから、平等にやっていかなければならぬという考え方が乏しい。それで同和担当の助役と大きな顔をして歩けるのか。そこへすわって、ろくでもないことを言うのは助役か。助役というものは、市民のために一生懸命に市民を導いていくために、市長が頼りなかつたら、その頼りない人を引っぱるのが助役である。その助役がボケだったら何にもできない。もう一べん答えてみ。

○ 助役(藤田 利君) これはあくまでも組織の問題でございますので、その組織というものを無視した行政は、非常に市民がおこりますので、それでいわゆる組織の府連からの指導を得て、そしてこういうふうなくあいに信太支部を取り扱いなさい、というふうな指図が府連のほうから組織上やってくるということでございますので、私ども、府連の出方を現在、見守っているということでございます。

○ 28番(坂上国治君) それやったら市長ね、そんな担当の助役なんて要らんわ、明日から。それやったら、部長もおるし、職員もおるし、高い月給払うて要らぬわけだ、府連の言う通りするんやったら。ところが、私どもが言うているのは、こうして支部ができたら、その支部を運営していくために、当然、これは人が要ると違うか。要るんやったら、この補正予算にこれを加えて考えていくのがあたりまえと違うんですか。何にもこれは考えていないんですか。先ほどから、他の議員さんからいろいろと問題が出ています。国府小学校の用務員、そこらも同じことです。しかし、これは特に今度、こうして初めて支部が結成されて、そうしてこれから10年間の時限立法の中で大きな事業があるわけですよ。それを1日も早いことやらぬかぬ、といいながら、こういうことでは、私は進まぬと思うんです。こんなことで円満に事業が

できると思うてまんのか。だから、この予算を組むときに、実はこうこう、こうだからと進言せないかぬ。何もせんと居眠りしておったか知らぬが、そんなことでは値打ちがない。これは市長も悪い。そんな間に合わない者なら、やめさんたらどうか。池辺市長は1人でもやったじゃないか。ちっとは恥しいと思いなさい。ただ単に月給もらったらいわいと思つたら、当てが違ふ。この問題については、このままの状態では私は納得いたしません。私も今度は同和対策特設委員長という任にあずかっております。今度、この事業を進めていくためには、こんな補正予算の内容では納得できませんので、これはひとつ考えていただいて、何とか今議会中に考えてほしい。これならどうですかというようにしてもらふと納得はできません。それに対してどういふ気持ちがあるんか、ご答弁を承りたいと思います。

- 同和対策部長（佐原行雄君） ただいまご指摘の点につきましては、われわれも現時点で、まことにお恥しい話でございますけれども、1つの考え方を述べさせていただきます。

ただいま議員さんのご指摘の通り、市が行政の立場においていかにあるべきか、どうすべきかという、この基本姿勢を持つべきであるということを考えております。したがって、基本姿勢なくして、何の方法も出てこないではないかという点に、非常に私の至らぬ若輩者のために、私自身、おくれたことについては、非常に深くお詫びする次第でございます。しからば、基本姿勢とは何か、この点につきましても、まだ完全に考え方ができておりません。ただこれを考えるうえにおきましての資料としましては、特別措置法なり、同対審答申、大阪府の答申並びに住民の考え方、住民が何を考えているかということも十分踏まえて、まず、同対審においてたたき台をつくりまして、市職員全体の中で、市長以下全部が赤らんにこの問題について対処していきたい、かように思いますので、その点、ご了解願いたいと思います。

- 28番（坂上国治君） すでにたたき台というものも早うからできていなければならぬわけです。大ぜいかかって、担当助役もできて、いままで何をしてきたんや、何も進んでいないじゃないか。そこでこれからはひとつ本腰を入れてやらないかぬ段階になってきているわけです。一刻も猶予できぬわけです。いま時分から考えていくと、そんなものはおそい。これは国の施策、国民的課題としてやらなければならない大きな意義がある。それだけのことをしていこうと思つたら、現在の王子会館は1人しかおらぬ。このアンバランスをいかに考えているか。市が認めた以上に計画せないかぬことなんです。支部として認めておきながら、計画もせないというのは、これはおかしい。まず、信太支部を認めたのか、認めないのかということからおうかがいせんとわかりませんので、これをはっきり言うてください。

- 助役（藤田 利君） 信太支部は厳然としてあるということは、われわれはこの間行って、府連の方も、確かにこれを認めておるといふことを聞きましたので、前につくったというこ

とは、私ども同じ市内であるから、よくわかっておりますけれども、果たして府連が、この前のときは、これを延期しろという時点において結成せられたものであって、府連のほうで追加公認したかどうかということでは私どもわからなかったわけではありますが、この前のときに2つあるんだから認識してもらいたいと言われて、それはよくわかりました。しかし、認めるということと、それから、いずれは窓口になっていくべきだと思いますけれども、その窓口として取り扱う時期は、よく相談したうえで、こちらから私が出向いて、そうして3者集まって話したうえで決定しますからというようなことでございますので、ちよっと私ども、現在の段階において、この組織の問題のことでもございますので、私ども待機してある、こういう状態でございます。

○ 28番(坂上国治君) なかなか和泉市の助役となったら、大したもんですね。私はそういう姿勢でなくして、1日も早いことこれをやらないかぬということであれば、本部から来るのを待機するんじゃないに、足を運んで、そうしていよいよ認められるまでに、それをおたくのほうで認めてくれた場合には、どういう方法で、どうするんですかということを事前にお願いに行って、そうしていろいろの協議をしておいて、いよいよ、するということになった時点に、ぱっといけるようにするのが筋だと思います。ところが、向こうから来てくれるのを待機している、なかなか大したもんです。しかし、大したもんやけども、それでは市民がたまったもんやない。しかし、助役という仕事は、それでいいんか、そういう姿勢ではちよっと事業を進めるのはむずかしいと思う。本部が何もしてくれるんだったら、そんな職員ようけ要らぬわけですし、特にそんな助役も要らぬはずや、部長も要らぬわけや。しかし、この事業は重大な事業やから、これを1日も早いことやるためにということで、助役を置き、そうして現在までやってきたのと違うか。その担当助役が、府連から来るのを待っているということではいかぬ。あくまでも府連のほうからやってくるのを待ってやっていくのかどうか、それを聞かしてください。

○ 助役(藤田 利君) この件に関しましては、府連のほうに申し入れをいたしておりました私、市長とともども書記長、組織部長と会って、そうしてお話し合いをするということで、申し入れをいたしておりました、その日時に関して、向こうから手のすいているときに会おうじゃないかということで、向こうから日時を示してくれることになっております。ただし、22日までは議会があるからということを言うておりますので、それ以後、いつの日にか、23日になるのか、24日になるのか、会日指定してくれるというふうになっております。それを期待しております。

○ 28番(坂上国治君) 期待してくれるのは結構です。私はもう少し早うにですよ、実は

12月の補正予算で、これらのことも考えたいのであるということで、もっと事前に足を運ぶべきじゃなかったかと。そうした場合に、この補正予算の中でも考えられると思うんです。おそらく、それくらいの余裕があったと思うんです。ところがこの機会をはずしたら、今度の議会までなかなか日がありますよ。その場合に、あんた方には、この同和事業を完全に上げようという意思があったのかどうか、私は全くないように思います。私はもっと土性根を入れてそうしてこれを修正してほしいと思うんです。これは当然必要なんです。あんたら、府連本部が何がこわい、悪いことするのと違う。事業を1日も早く進めるためにやっていくのがあんたらの仕事や、だから、もっと修正してもらわぬと、このままでは納得できませんので、この修正を加える意思がありやなしやの回答をいただきたいんです。余計なことは要らぬから。

○ 議長（松尾千代一君） この際、おはかりいたします。

まことに連日申しわけございませんけれども、会議の都合により時間の延長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないようでございますので、延長させていただきます。理事者答弁。

○ 助役（藤田 利君） これは近い将来になると思いますけれども、窓口として事務を開始すると言った時点において専決処分をさしてもらって、そして次の議会に出さしていただきたいとかように思います。

○ 28番（坂上国治君） それやったら、この問題はやらにやいかんということは、あなた方わかっているんですね。そしてまた事務を進めていかなければいかんということも、わかっているでしょう。わかっているのか、わかってないのか、どっちや。

○ 助役（藤田 利君） この件に関しましては、和泉支部と信太支部と府連と話し合いをしてちゃんとしてから事務を開始しなさいと、こう言うておりますので、あるいはまた、話し合いの結果で1本になるのか、あるいは話しがついたままで別々のサイドで事務をとって行くのかというようなことについては、今後の会談の結果に震された課題でございますので、その時点において市長とご相談申し上げて、そうして窓口業務を開始したあとにおいては、これはすぐに予算が伴うものでございますので、そのときは専決処分を議会に補正させていただく、かように存じております。

○ 28番（坂上国治君） 1本にするか、合併するかどうか、そんなこともちろんのことや。しかしね、信太支部ができたなら、そういう事務的なことをせないかぬということを考えているんかどうか。考えているのであれば、ここへ織り込むのが普通であるし、それやったら、何もかもそうしなさい。そうして事後承認という形でやったらどうか。しかし、それでは、予算とい

うものを踏えてやらぬと政治というものはなかなかむずかしい。だから、こういう予算というものを組むんです。何でもかんでも、そのときばったりやったら、ぶんぶん鳥と一緒に。ば——んと壁に突き当たって落ちたらいわというんではいかぬから、こういうふうに言っておるんです。これはいよいよ本腰いれてやらないかんというようになってきて、そんなことを言うてもらったら困りますよ。ほんとうに、ただわけのわからぬことでも答弁してやったらええわいと思うておったらあかんだ。もっとしっかりせい。そやからこれに修正を加えてやっぱりこれやったらいけるということを考えておかぬと、何んでもかんでも専決処分と、そんなわけにはまいりませんよ。この事業はどうしてもやらないかんものであるならば、専決処分をやってもだれも文句をいうものはないだろう。しかし、あんた方は何もかも専決処分やっておったら議会がないのと同じこっちゃ。これだけの大きな問題をこれからやっていこうとするには、われわれとしても年が明けて早々、やはりこれこれのことを今度、支部が結成してこれこれの予算は組んで、こうしてやるんですよと言えるような状態にしてもらわぬと、ね。何にも組んでませんのや、そんなことでは、委員長はつとまりません。そうでしょう。私たちに責任があるんです。曲りなりにも納得してもらえようような回答をせないかぬ。もし、われわれの回答の力がなかったら、こういうふう回答しなさいという、いい案があったら教えてください。副委員長もここにおりますんで、十分あなたの言うことを聞かしてもらって、納得できたら、そういうふう回答したいと思います。いままでえらそうに言うたけれども、頭下げてお願いしますから、ひとつ教えておくんはなれ。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 坂上議員さんに答弁申し上げますが、この予算は、同和地区に対する予算でございます。別にその地区を経てどうこうじゃなしに、環境整備事業に対する予算でございます。その点よろしくお願ひしたいと思います。いま申し上げられておられます信太支部の事務所についての人事のごことでございますが、これはまだ人事の要請はございません。いま発足したばかりで、まあ、この点は幸い、議員さんに特別委員になっていただいております関係上、その点ご相談していただきまして、よろしくご尽力賜りたい、かように存ずるのであります。

○ 28番（坂上国治君） 私、申し上げているのは、先般来、信太支部のほうから大ぜいお越しになって、そこで市に対していろいろとご要望していることがありますわね。窓口事務を早くしてほしいとか。ところが、木で鼻をくくったように、また担当助役さんの答弁でも、本部の指示によってやるんだと、いつになるかわかりませんと、そんな答弁ですわね。私はそれじゃいかぬと思うんです。本部も支部を認めただから、やっぱり何とかの方法で便宜をはかっ

ていくというふうに考えてもらわぬと。全然便宜もはかっていないわけですね。それで同和行政が満足にいけると思っておるのかどうか。これは和泉支部と信太支部と大きな差があると思わぬです。和泉支部に対しては、雨の降ったようにこわがる。信太支部のほうは町会と支部がおとなしいから、これは放っとけという、そういう考え方ではいかぬ。これでは市民感情として気持ちよく受け取ってもらえるかどうか。全然要らぬ金でも予算を組んで、当然要る金を組んでいないというのは、私はおかしいと思う。市長、本部から直接指示があってそれでいくというシステムであるんなら、助役をやめさせ、どうや市長。

○ 議長（松尾千代一君） 私からちよっとお願いかたがた、一応、坂上議員さんに、ただいまの質問につきましては、非常に当を得た質問であるということだけは申し上げます。そこで、その中におきまして、ただいままでの理事者側の答弁は、非常に当を得ていないというように私は思います。そこで、ただいま、助役をやめさせたらというようなところまでまいったわけなんでございますけれども、そこで坂上議員さんにちよっとお願いしたいんですけれども、今日のところは、即答はちよっとできないだろうと私は思います。非常に私は僭越でございますけれども、今日のところは、即答だけはご勘弁願いたいというごことで、それに本日もまた時間延長をしていただいて、そしてさらにまた、これに対する質問者もあろうと存じますので、まことにこれ入りますけれども、そのところをご了解いただきまして、市長よりおえらく満足していただける回答はいただけるかどうか、私としてはわかりませんが、必ずや、その問題につきましてはご回答申し上げますように、私よりも督促いたします。ですから、今日のところ、即答はいたしかねると私は推察いたしますので、後々にこの回答については延ばさしていただきたい、かように思います。いかがでございますでしょうか。

○ 28番（坂上国治君） 議長からおしかりを受けまして。

○ 議長（松尾千代一君） いいえ、そんなではございません。

○ 28番（坂上国治君） できるだけ窓口があれたら、すぐにそういうふうできるように、しかも、補正予算の中に組み入れてもらうように要望して、私は終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ないものと認め終わります。

本件につきましては、反対の方もございますので、採決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは採決させていただきます。そこで反対の方から挙手をしていただいて、これを決定してまいりたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないようでございますので、本件を原案どおり可決するに反対の方は挙手を願います。

(挙手少数)

賛成多数でございますので、議案第84号は原案通り可決いたしました。

- 議長(松尾千代一君) 次に日程第2. 「昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第85号

昭和47年度大阪府和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和47年度、和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ62,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ75,369千円とする。
2. 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		4 060 337	4 011 19	4 461 56
	1. 国庫負担金	3 699 338	4 011 19	4 100 57
5. 府支出金		7,143	4,349	11,492
	1. 府補助金	7,143	4,349	11,492
7. 繰越金		4,000	17,760	21,760
	1. 繰越金	4,000	17,760	21,760
歳入合計		6 914 63	6 222 8	7 536 91

2. 歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		5 702 4	5 02	5 752 6
	1. 総務管理費	14,556	△383	14,173
	2. 徴収費	4 182 6	885	4 271 1
2. 保険給付費		6 311,139	6 172 6	6 928,65
	1. 療養諸費	6 208,39	6 172 6	6 825,65
歳出合計		6 914 63	6 222 8	7 536 91

国民健康保険事業特別会計補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
④ 国庫支出金	403,037	40,119	446,156			
(1) 国庫負担金	363,938	40,119	410,057			
2. 養老給付費負担金	351,388	40,119	391,502	1. 現年度分	40,119	現年度分養老給付費国庫負担金追加
⑤ 府支出金	7,143	4,349	11,492			
(1) 府補助金	7,143	4,349	11,492			
2. 老人医療波及分補助金		4,349	4,349	老人医療波及分補助金	4,349	老人医療波及分補助金
⑦ 繰越金	4,000	17,760	21,760			
(1) 繰越金	4,000	17,760	21,760			
1. 繰越金	4,000	17,760	21,760	1. 前年度繰越金	17,760	前年度繰越金追加
歳入合計	691,468	62,228	753,691			

2. 歳 出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区	分 額	明 説
				特 定 財 源						
				国 支	府 金	地 方 債	そ の 他			
② 総 務 費	57,024	502	57,526					502		
(1) 総務管理費	14,556	△388	14,173					△388		
1. 一般管理費	14,110	△388	13,727					△388	2給 料	△1,422 更正減
									4共 済 費	△274 更正減
									7賃 金	780 臨時事務員賃金
									11. 需用費	150 ○消耗品費 150,000 被保険者証カバ一代
									12. 役務費	185 郵 便 (保険証郵送)料
									13. 委託料	198 診療報酬請求書 整理事務委託料
(2) 徴 収 費	41,824	885	42,711					885		
1. 徴収総務費	18,256	67	18,323					67	2給 料	△760 更正減

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		明 説
				特 定 財 源			一般財源	分 額	金 額	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2. 賦課徴収費	7,781	813	8,594					3職員手当	1,020	円 給与改訂による 追加
② 保険給付費	631,139	61,726	692,865	44,468			818	4共済費	△198	更正減
(1) 療養諸費	620,839	61,726	682,565	44,468			17,258	7賃 金		臨時事務員賃金
1. 療養給付費	614,707	61,726	676,433	44,468			17,258	19. 負担金 補助及交 付金	61,726	診療報酬保険者 負担金追加
歳出合計	691,463	62,228	753,691	44,468			17,760			

給 与 費 明 細 書

款	項	職員数	給			与			共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計	計			
1. 総務費		△ 3 人	△ 2,182 円	△ 1,020 円	△ 1,162 円	△ 467 円			△ 1,629 円	
	1. 総務管理費	△ 2	△ 1,422 円		△ 1,422 円	△ 274 円			△ 1,696 円	
補 正	2. 徴 収 費	△ 1	△ 760 円	1,020 円	260 円	△ 193 円			67 円	
	前 の 額	22	17,122 円	10,947 円	28,069 円	3,167 円			31,236 円	
合 計		19	14,940 円	11,967 円	26,907 円	2,700 円			29,607 円	
職 員 手 当 の 内 訳	調整手当		△ 189 円		通勤手当		154 円			
	扶養手当		△ 71 円		特殊勤務手当		△ 278 円			
	期末勤勉手当		601 円		管理職手当		△ 27 円			
	住居手当		△ 98 円		児童手当		24 円			
	時間外勤務手当		904 円							

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部理事（庄司 清君） ただいま提案をいただきました議案第85号、昭和47年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容をご説明申し上げたいと存じます。

56ページでございますが、まず、予算書の第1条でございますように、今回の追加補正額は6千222万8千円で、補正後の予算額は7億5千369万1千円とするものでございます。関係科目における補正の額は第1表にお示ししてある通りでございます。

それでは58ページでございますが、事項別明細書によりまして、歳出からご説明申し上げたいと存じます。

事項別明細書につきましては、ひとつごらんいただきまして、先ほどの6千222万8千円の追加でございますので、よろしくご了承賜りたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 本件につきまして質疑ご意見ありませんか。
- 3番（金沢 勝君） あと残すところ3カ月で年度末が来るわけでございやすけれども、この予算書を拝見いたしますと、単年度で大体、6千万円近くの赤字の計算になります。収支的には大体、3千万余りの赤字で決算届けが出されておるんでありますけれども、他市におきましては一般会計から繰り入れされておるわけです。企業会計と違いまして、一般財源でございまして、収支採算の原則、これが基本になってございまして、この決算を見ますと、だいぶしんどいわけです。67才という医療費の年令の引き上げによって、このままでいけば赤字が出るだろうと。やがて医療費がかさむであろうということからしますと、現行の30%程度上げなければ運営がやっていけないというのが会計の実態です。この点について、医療費を上げるか、一般会計から補てんするか、追加予算をするか、この3つしか計算できないと思います。その点、市長の明確なご答弁をいただかなかつたら運営が不可能になってくる。公共料金は絶対値上げ反対とわれわれは公約してきたわけですが、そういう意味で大体、30%の値上げをしないと採算がとれないというふうな見通しになっておりますので、その点、一般会計からの繰り入れはしんどいだろうと思っておりますけれども、できましたら、一般会計からの繰り入れをお願いしたい。意見か、要望かわかりませんが。
- 18番（直村静二君） たとえば、固定資産税が20万円払っている所有者が80才くらいになって、収入がないんだと、それで、これは非常に大きな金額で払えないんだ、こういう問題も出てくるんです。こういう場合の減免規定はあるんかどうか。
- 市民部長（小林一三君） ご承知の通り、昨年の本市の国民保険料は、前年固定資産税を示しています。いま、議員さんのおっしゃいます固定資産税につきましては、全体の比率の15

%で、固定資産税額の自分の60%になってございます。これは土地価格のみでございます。したがって、いま、議員さんおっしゃいます現状の経済状況によりましては、減免申請をいただきまして、税と同じく実態に即応いたしまして減免いたしておりますので、ご了承賜わりたいと思います。

- 18番(直村静二君) 減免程度は。
- 市民部長(小林一三君) 減免の最高最低はございませんが、極端に申しますと、完全なボーダー・ライン層という場合には、その収入状況によって判定しておるわけでございます。
- 18番(直村静二君) 金沢議員さんがおっしゃるように、30%も値上げをしなければならぬだろうということもありますので、何のための国民健康保険がわからないということになりますので、できるだけ、一般会計で補うという原則をこの際とってもらわないと。もう一度、市長からはっきりとその決意を聞かしてほしいと思います。
- 市長(藤木秀夫君) その面につきましては、過日の委員会におきまして、1月ごろまで一応、検討させていただきよう申し上げたはずでございます。さようなことで、今回はまだはっきり答えは出ておりませんので、ご了承願いたいと思います。
- 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ご意見ないと思いますので、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第85号を可決することに決定いたします。

- 議長(松尾千代一君) 次に日程第3、「昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読いたします。

(市会事務局長朗読)

議案第74号

昭和47年度和泉市水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和47年度和泉市水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 水道事業収益	632,724千円	0千円	632,724千円
第1項 営業収益	605,780千円	2,000千円	607,780千円
第2項 営業外収益	26,944千円	△2,000千円	24,944千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費用	574,590千円	23,818千円	598,408千円
第1項 営業費用	471,753千円	23,818千円	495,571千円

第3条 予算第4条本文括弧中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,241千円」を「4,541千円」に、当年度分損益勘定留保資金「3,241千円」を「4,541千円」に改め資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 資本的支出	586,297千円	1,300千円	587,597千円
第1項 建設改良費	548,974千円	1,800千円	550,274千円

第4条 予算第8条中「職員給与費134,029千円」を「147,227千円」に改める。

第5条 予算第10条に定めた継続費の総額及年割額を次のとおり改める。

変		更		前		更		後	
総	額	年	度	年	割	額	年	度	年
		昭和41年度		昭和41年度	47,000,000	円	昭和41年度		47,000,000
		昭和42年度		昭和42年度	113,000,000		昭和42年度		113,000,000
		昭和43年度		昭和43年度	26,600,000		昭和43年度		26,600,000
		昭和44年度		昭和44年度	110,000,000	円	昭和44年度		110,000,000
1,154,400,000		昭和45年度		昭和45年度	156,600,000		昭和45年度		156,600,000
		昭和46年度		昭和46年度	148,800,000		昭和46年度		148,800,000
		昭和47年度		昭和47年度	388,000,000		昭和47年度		388,000,000
		昭和48年度		昭和48年度	169,400,000		昭和48年度		169,400,000
				総	1,347,000,000	円	総		1,347,000,000

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度水道事業会計予算実施計画

1. 収益的収入及支出

収入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 水道事業収益	1. 営業収益		632,724		
			607,780		
		1. 給水収益	466,780	水道料金及び量水器使用料	
		2. 補償金	5,000	消火栓維持管理補償金	
		3. 受託工事収益	35,000	給水装置の新設増設及び修繕等の受託工事収益	
		4. 営業その他収益	101,000	材料売却収益並びに設計審査、竣功検査及び材料検査手数料	
			24,944		
		2. 営業外収益			
		1. 受取利息	2,000	預金利息及び有価証券利息	
		2. 雑収益	22,944	不用品売却その他雑収益	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備	考
1. 水道事業費用	1. 営業費用		598,408		
		1. 原水及浄水費	184,949	原水の取水並びに浄水の維持及び作業に要する費用	
		2. 配水及給水費	67,297	配水、給水に要する費用	
		3. 受託工事費	35,000	受託工事に要する費用	
		4. 業務費	44,683	検針、測定、集金その他業務の運営に要する費用	
		5. 総係費	28,855	事業活動全般に関連する費用	
		6. 減価償却費	34,057	固定資産の減価償却費	
		7. 資産減耗費	7,80	固定資産の除却損並びに棚卸資産減耗損	
		8. その他の営業費用	100,000	材料売却原価	
		2. 営業外費用		102,737	
3. 予備費	1. 予備費	1. 支払利息及企業債取扱諸費	102,727	企業債の利息及び一時借入金利息	
		2. 雑支出	10	雑支出	
			100		
		1. 予備費	100	予備費	

2. 資本的收入及支出

收 入

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的收入			583,056		
	1. 企業債		372,000		
		1. 企業債	372,000	和泉上水道第3回拡張事業債	
	2. 工事負担金		170,000		
		1. 工事負担金	170,000	配水管布設工事負担金	
	3. 補助金		30,000		
		1. 補助金	30,000	環境改善事業府補助金	
	4. 固定資産金		11,056		
		固定資産金	11,056	固定資産売却代金	

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1. 資本的支出	1. 建設改良費		587,597		
			550,274		
		1. 事務費	8,000	拡張事業に要する事務費	
		2. 拡張工事費	880,000	第3回拡張事業に要する工事費	
		3. 改良工事費	116,800	改良工事に要する工事費	
2. 企業債償還金	2. 企業債償還金	4. 環境改善事業費	30,000	環境改善事業に要する工事費	
		5. 営業設備費	15,974	営業に係る諸資産購入費	
			37,323		
		1. 企業債償還金	37,323	企業債の元金償還金	

昭和47年度水道事業会計資金計画

区	分	当年度予定額
受入資金	金	1,462,273千円
1. 事業収益	益	575,389
2. 前年度未収金	収金	68,002
3. 企業負債	債	372,000
4. 工事負担金	担金	170,000
5. 補助金	助金	30,000
6. 一時借入金	借入金	120,000
7. 前受金	受金	10,000
8. 預り金	り金	7,000
9. 繰越金	越金	108,827
10. 固定資産売却代金	却代金	11,056
支払資金	資	1,458,767
1. 事業費用	費用	568,571
2. 前年度未払金	未払金	45,599
3. 建設改良費	良費	550,274
4. 企業債償還金	償還金	37,323
5. 一時借入金返済	入金返済	240,000
6. 前受金払出	払出	10,000
7. 預り金返済	返済	7,000
差	引	8,507

昭和47年度水道事業予定貸借対照表

(昭和48年8月31日)

	資	産	の	部
1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				65,464,733円
イ. 土地		95,153,773円		
ロ. 建築物		6,527,359円		88,631,414円
建築物減価償却引当金		1,564,530,033円		
ハ. 構築物		119,337,820円		1,444,922,213円
構築物減価償却引当金		185,547,471円		
ニ. 機械及装置		43,750,526円		141,795,945円
機械及装置減価償却引当金		49,324,793円		
ホ. 量水器		15,412,856円		33,911,937円
量水器減価償却引当金		5,853,753円		
ヘ. 車輛及運搬具		2,125,571円		3,732,132円
車輛及運搬具減価償却引当金		17,884,927円		
ト. 工具器具及備品		6,576,520円		11,308,407円
工具器具及備品減価償却引当金				5,185,184,266円
チ. 建設仮勘定				
有形固定資産合計				2,308,286,307円

(2) 無形固定資産

1. 水利・權	560,000円
2. 電氣加入權	41,200円

無形固定資産合計

601,200円

(3) 投資

1. 投資有価証券	419,000円
-----------	----------

投資合計

419,000円

固定資産合計

2,309,306,507円

2. 流動資産

(1) 現金預金	8,507,829円
(2) 未収金	57,335,921円
(3) 保管有価証券	800,000円
(4) 貯蔵品	20,931,591円

流動資産合計

87,575,341円

資産合計

2,396,881,848円

負債の部

3. 固定負債
 (1) 引当金 728,960円
 固定負債合計 728,960円

4. 流動負債
 (1) 一時借入金 80,000.0000円
 (2) 前受金 80,761,530円
 (3) 預り金 3,998,050円
 (4) 預り担保有価証券 80,000.0000円

流動負債合計 115,559,580円
 負債合計 116,288,540円

資本の部

5. 資本金
 (1) 自己資本金 118,703,235円
 (2) 借入資本金 1,594,341,397円
 1. 企業債 1,594,341,397円
 資本金合計 1,713,044,632円

6. 剰余金		
(1) 資本金		
1. 国庫補助金	3,948,000円	
2. 府補助金	33,668,400円	
3. 工事負担金	507,500.626円	
4. 受贈財産評価額	<u>34,416,657円</u>	
資本金合計		579,533,683円
(2) 利益剰余金		
当年度末処理欠損金		
繰越欠損金年度末残高	△46,301,007円	
当年度純利益	<u>34,316,000円</u>	△1,985,007円
利益剰余金合計		<u>△1,985,007円</u>
剰余金合計		<u>567,548,676円</u>
次本合計		<u>2,280,593,308円</u>
負債資本合計		<u>2,396,881,848円</u>

給 与 費 明 細 書

区 分	職 員 数	給 料			法定福利費	合 計
		給 料	手 当	料 計		
損益勘定支弁職員	59人	66,007円	53,154円	119,161円	12,731円	131,892円
資本勘定支弁職員	6	7,448	6,841	13,789	1,402	15,191
合 計	65	73,455	59,495	132,950	14,133	147,083
前 年 度	62	55,939	40,050	95,989	11,060	107,049
比 較	8	17,516	19,445	36,961	3,073	40,034
手 当 の 内 訳	調整手当	5,050円	扶養手当	1,974円	通勤手当	1,702円
	期末手当	22,749円	勤勉手当	13,830円	時間外勤務手当	7,305円
	管理職手当	1,288円	夜間勤務手当	1,377円	特殊勤務手当	2,496円
	退職手当	100円	住宅手当	624円		

継 続 費 用 関 連 調 査

款	項	事業名	全 体 計 画				前前年度末までの支払義務発生額	前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生(見込)額	当該年度末までの支払義務発生(見込)額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率	備 考
			年割額	企業債	出資金	損益勘定内部留保資金							
			41	47,000	43,000	4,000	46,933	46,933	46,933	46,933	84%	通次繰越 67 円	
			42	113,000	107,000	6,000	42,142	42,142	42,142	42,142	3.1	通次繰越 70,925 円	
			43	26,600	26,000	600	76,720	76,720	76,720	76,720	5.6	通次繰越 20,805 円	
			44	110,000	109,000	1,000	129,780	129,780	129,780	129,780	9.6	通次繰越 1,025 円	
			45	156,600	145,000	11,600	154,956	154,956	154,956	154,956	1.15	通次繰越 2,669 円	
			46	143,800	127,000	16,800	145,675	145,675	145,675	145,675	1.08	通次繰越 794 円	
			47	388,000	372,000	16,000		388,794	388,794		28.8		
			48	362,000	335,000	27,000				362,000			
			計	1,347,000	1,264,000	56,000	450,531	596,206	388,794	985,000	362,000	73.1	

昭和47年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

1. 収益の収入及支出

款 項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 水道事業収益		632,724	0	632,724			
	1. 営業収益	605,780	2,000	607,780			
2. 営業外収益	3. 受託工事収益	33,000	2,000	35,000	受託工事収益	2,000	受託工事収益追加
		26,940	<2,000	24,940			
	1. 受取利息	1,000	1,000	2,000	預金利息	1,000	預金利息追加
	2. 雑収益	25,944	<3,000	22,944	雑収入	<3,000	雑収入更正減

(単位千円)

支 出

款 項	目	前回の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金 額	備 考
1. 水道事業費用		574,590	23,818	598,408			
	1. 営業費用	471,753	23,818	495,571			
	1. 原水及浄水費	171,054	18,895	184,949	給料	2,298	給料追加
					手当等	2,076	手当等追加

款	項	目	前回迄の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
						節	金額	備 考
						法定福利費	3 21	法定福利費追加
						委託料	2 00	委託料追加
						薬品費	2,2,0 0 0	薬品費追加
						受水費	7,0 0 0	受水費追加
		2.配水及給水費	6 4,0 0 5	3,2 9 2	6 7,2 9 7	給料	1,6 1 9	給料追加
						手当等	1,4 3 9	手当等追加
						法定福利費	2 3 4	法定福利費追加
		3.受託工事費	3 3,0 0 0	2,0 0 0	3 5,0 0 0	請負工事費	2,0 0 0	請負工事費追加
		4.業 務 費	4 2,6 5 1	1,9 8 2	4 4,6 3 3	給料	9 7 2	給料追加
						手当等	8 7 4	手当等追加
						法定福利費	1 8 6	法定福利費追加
		5.総 係 費	2 6,9 2 5	1,9 2 9	2 8,8 5 5	給料	9 4 4	給料追加
						手当等	8 5 4	手当等追加
						法定福利費	1 3 1	法定福利費追加
		7.資産減耗費	6 0	7 2 0	7 8 0	固定資産除却費	7 2 0	固定資産除却費追加

2. 資本的收入及支出

支 出

(单位千円)

款 項	目	前回迄の 累計額	補正予算額	計	各 目 明 細		
					節	金額	備 考
1. 資本的支出		586,297	1,300	587,597			
1. 建設改良費		548,974	1,300	550,274			
	3. 改良工事費	115,000	1,300	115,300	給料	661	給料追加
					手当等	553	手当等追加
					法定福利費	86	法定福利費追加

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（神田平吉君） 議案第74号、昭和47年度水道事業会計補正予算（第2号）の内容説明を申し上げます。

第1条は、補正予算（第2号）は次に定めるところでございます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を次の通り定めるところでございます。第1款、水道事業収益はございませんが、その内容を申し上げますと、第1項の営業収益工事費といたしまして200万円が食い込んでおります。第2項の営業外収益で、配管破損、その他といたしまして、200万円の減少となっておりますわけでございます。

支出では、第1款の水道事業費用で予定額2千381万8千円と、第1項の営業費用では2千381万8千円が、これは給与の改定による人件費、工事費、薬品費等の追加でございます。

第3条は、第1款の資本的支出の補正額が130万円、給与改定に基づく人件費の増でございます。

第4条は、職員給与費1億3千402万9千円を、1億4千722万7千円に改めるものでございます。

第5条は、継続費の

（「それでいい」と呼ぶ者あり）

以上、簡単でございますが、よろしく願いたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。

ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認め、議案第74号を原案通り可決いたします。

- 議長（松尾千代一君） 次に日程第4、「昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第75号

昭和47年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和47年度和泉市病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和47年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定める収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	出		
第1款 病院事業費用	4,373,393千円	33,030千円	4,706,423千円
第1項 医療費用	4,036,657千円	32,036千円	4,368,693千円
第2項 医療外費用	334,366千円	994千円	345,360千円

第3条 予算第4条に定める資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,000千円は、当年度損益勘留保資金5,000千円で補てんするものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	出		
第1款 資本的支出	2,582,800千円	5,000千円	2,587,800千円
第1項 建設改良費	2,150,000千円	4,388千円	2,154,388千円
第2項 割賦金償還金	617千円	617千円	1,234千円

第4条 予算第5条中「250,000千円」を「280,000千円」に改める。

第5条 予算第7条に定められた経費のうち(1)賃員給与費「221,249千円」を249,405千円に改める。

第6条 予算第9条中「132,248千円」を「133,848千円」に改める。

昭和47年12月18日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

昭和47年度病院事業会計補正予算実施計画

1. 収益的収入及支出

支 出

款	項	目	既決予定額	既決予定額	計
1. 病院事業費用	1. 医業費用		437,393	33,030	470,423
		1. 給与費	403,657	32,036	435,693
		3. 経費	221,249	28,156	249,405
		6. 研寄研修費	44,909	8,530	48,439
			1,850	350	1,700
			33,436	994	34,430
	2. 医業外費用	1. 支払利息及び企業債取扱諸費	29,113	994	30,107
		計	457,393	33,030	470,423

2. 資本的收入及支出

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備	考
1. 資本の支出			25,828	5,000	30,828		
	1. 建設改良費		21,500	4,383	25,883		
		固定資産購入費	7,000	4,383	11,383	医療器具備品購入追加 管理用器具備品購入追加	3,273千円 1,110千円
	2. 割賦金償還金		617	617	1,234		
看護婦宿舍割賦金償還元金		617	671	1,284	看護婦宿舍割賦金償還元金記載減れ分追加	617千円	
			25,828	5,000	30,828		

昭和37年度病院事業会計補正予算損益計算書

収 科	入		支		出		損 益
	目	金額	科	金額	目	金額	
			医療費用		給与	28,156	
					経費	3,530	
					研寄研修費	350	△3,2036
			医療外費用		支払利息及び企業債取扱諸費	994	△994
合	計	0	合		計	33,030	△33,030

昭和47年度和泉市病院事業会計資金計画

(単位千円)

区分	事項	項目	当年度予定額	区分	事項	項目	当年度予定額
受入資金	1) 事業収益		295,200	支払資金	1) 事業費用		406,881
	2) 前年度未収金		39,810		2) 前年度未払金		104,809
	3) 一般会計補助金		50,000		3) 建設改良費		25,889
	4) 一時借入金		267,000		4) 企業債償還金		3,711
	5) 預り金		2,000		5) 割賦金償還金		1,234
	6) 前年度繰越金		27,150		6) 一時借入金返済		187,000
						7) 預り金	
合計		681,160	合計			679,168	
				差引			1,992

昭和47年度和泉市病院事業会計予定貸借対照表

(昭和48年3月31日現在)

資 産 の 部 (単位千円)

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
1. 土地	88,074	
2. 建物	235,929	
建物減価償却引当金	<u>8,820</u>	227,609
3. 構築物	2,848	
構築物減価償却引当金	<u>872</u>	2,476
4. 車輜	1,240	
車輜減価償却引当金	<u>186</u>	1,054
5. 器械及び備品	24,019	
器械及び備品減価償却引当金	<u>3,843</u>	20,176
有形固定資産合計		<u>889,389</u>
(2) 投資		
1. 投資有価証券	138	
投資合計		<u>138</u>
固定資産合計		<u>889,527</u>

2. 流動資産

(1) 現金預金	1,992
(2) 未収金	67,059
(3) 貯蔵品	4,461
(4) 前払金	850

流動資産合計
資産合計

74,362
413,889

負債の部

3. 固定負債

(1) 固定負債	22,793
----------	--------

固定負債合計

22,793

4. 流動負債

(1) 一時借入金	267,000
(2) 未払金	51,383
(3) その他流動負債	

1. 予納金
2. 預り金
3. 預り金(共済基金)

936
2,000
3,100

その他流動負債合計
 流動負債合計
 負債合計

6,036

324,369

347,162

資 本 の 部

5. 資本金

(1) 自己資本金

117,093

(2) 借入資本金

1. 企業債

202,602

資本金合計

319,695

6. 剰余金

(1) 利益剰余金

176,277

1. 繰越欠損金

7,6691

2. 当年度欠損金

利益剰与金合計

△252,968

剰余金合計

△252,968

資本合計

6,6727

負債資本合計

413,889

昭和47年度病院事業会計補正予算実施計画説明書

1. 収益の収入及支出

支 出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明	
					区	金額		
1. 病院事業費用		437,393	33,030	470,423				
1. 医業費用	1. 給 与 費	403,657	32,036	435,693				
		221,249	28,156	249,405				
						(給 料)	6,977	
						医 師 給	1,517	
						看 護 婦 給	0	
						准 看 護 婦 給	1,547	
						医 療 技 術 員 給	1,390	
						事 務 員 給	1,447	
						勞 務 員 給	1,076	
						(手 当)	16,984	
				医 師 手 当	3,215			
				看 護 婦 手 当	1,488			
				准 看 護 婦 手 当	3,954			
				医 療 技 術 員 手 当	2,631			
				事 務 員 手 当	3,344			
				勞 務 員 手 当	2,352			

					報酬	3,158	嘱託医師報酬 嘱託看護婦報酬 その他 計	1,776 982 400 3,158
					法定福利費	1,037	健康保険負担金 互助会補給金 共済組合負担金 計	278 391 368 1,037
					旅費交通費	200		
					消耗品費	500	診療関係	500
					消耗備品費	400	診療関係	400
					光熱水費	1,530	電気使用料 水道使用料 計	880 650 1,530
					食料費	30		
					印刷製本費	700	診療関係 事務関係 計	400 300 700
					雑費	170		
					旅費	350	医師学会出張旅費 看護婦その他出張旅費	252 100
					割賦金利息	994	看護婦宿舍割賦金	
					3経費	4,490.9	3,530	4,843.9
					6研究研修費	1,350	350	1,700
					2.医業外費用	3,343.6	994	3,443.0

補正予算給与費明細書

(単位千円)

款	項	職員数	給与費					法定福利費	合計
			報酬	給料	賃料	賞金	職員手当		
病院事業費用	医業費用								
	既決予定額	110人	23,612	94,834	100	85,368	203,914	17,335	221,249
	補正予定額		3,158	6,977	0	16,984	27,119	1,037	28,156
	合計	110人	26,770	101,811	100	102,352	231,033	18,372	249,405
補正予算のうち			調整手当 500千円	扶養手当 194千円	通勤手当 189千円				
職員手当の内訳			期末手当 8,300千円	勤勉手当 6,196千円	時間外勤務手当 1,074千円				
			管理職手当 335千円	夜間看護手当 196千円					

九 九 卸 資 産 購 入 限 度 額 補 正 分

(単 位 千 円)

項 目	目	節	金 額
医 業 費 用	経 費	消 耗 品 費	5 0 0
		消 耗 備 品 費	4 0 0
		印 刷 製 本 費	7 0 0
計	(補 正 予 定 額)		1, 6 0 0
合 計	既 決 予 定 額		1 3 2, 2 4 8
			1 3 3, 8 4 8

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 病院長（岩崎一鶴君） ただいま提案されました病院関係補正予算案について、内容のご説明を申し上げます。

今回、補正をお願い申し上げましたのは、職員の給与費の改定に伴う補正が大部分でございまして、さらに年度内にぜひ購入をお願い申し上げたい医療器具類並びに関連する管理用器具備品類の購入、さらに年度末までに不足が予想されます運営経費の一部及び看護婦の宿舍の建設に際しまして、日本住宅公団より借り入れました割賦金の元金及び利息等でございまして補正予算の総額は3千803万円となっております。

これを要約いたしますと、収益的予算のほうで3千303万、そのうちの大半であります2千815万6千円が職員給与費でございます。その他につきましては、診療関係の消耗備品類9.0万円、あるいは電気使用料、水道使用料の光熱水料等が153万円、印刷製本70万円等がおもなものでございます。

これの財源につきましては、ただいまのところ収入の見込みがございませんので、支出の補正のみをお願い申し上げたいと存じております。

続きまして、予算では、第3条にありますこの資本的収入につきましては、総額500万円でございますが、そのうち438万8千円並びに住宅公団への借入金の元金の返済分61万7千円を計上いたしております。

これの財源につきましては、内部の留保資金500万円をもって充たいたいと存じております。

これらの補正をお願いすることによりまして起こってまいります一時借入金の限度額のワクを2億5千万円から2億8千万円まで広げていただきたいと存じますが、さらに第5条では、議会の議決がなくて、流用してはならないと決められております職員費及び交際費のうち、給与費が増額になりましたので、合わせてこの補正もお願いしたいと存じます。

第6条に定めておりますものにつきましては、棚卸資産の購入限度額でございますが、今回160万円の追加をお願いしたいと存じましたので、合わせて追加補正をお願いするものでございます。

以上が今期の補正予算案の該要でございますが、内容の詳細並びに関係書類等につきましては、38ページ以下に添付いたしておりますので、ご検討のうえ、よろしくご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の説明を終わらさせていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ありませんか。

- 18番(直村静二君) 病院の46年度決算につきまして、特別委員会での説明では、和泉市が3千万円現金でもらうとなっておりますが、これでいきますと、ちょうど3千万円でですね。
- 病院長(岩崎 峭君) ご指摘いただきましたように、46年度決算につきまして、病院を分轄するについて、泉大津市から3千370万8千幾らの金をもらうことになっておりますが上程させていただきました決算につきましては、まだ認定されておりませんので、正確にきまった金額にならないと思いますので、財源として予定はいたしておりましたが、今回、省かしていただきまして、次の補正で計上させていただきますと存じております。よろしく願いいたします。
- 議長(松尾千代一君) ほかに質疑ご意見ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
本件について質疑、ご意見ないものとして、これを終わります。
おはかりいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
ご異議ないものと認め、議案75号を原案通り可決することに決定しました。
- 議長(松尾千代一君) 日程第5。「工事請負契約締結について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第86号

工事請負契約締結について

市立(仮称)第二国府小学校新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和47年12月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立(仮称)第二国府小学校新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫

3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 193,500,000円
5. 契約の相手方 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一
6. 工 期 自 昭和47年12月 日
至 昭和48年 7月31日
7. 契約保証金 9,675,000 円
8. 保 証 人 和泉市北田中町291番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥 野 高 治

議案第86号参考資料

市立(仮称)第二国府小学校新築工事概要

1. 工事場所 和泉市和気町100番地の1
2. 敷地面積 17,440㎡
3. 建物種別 新築
4. 構造及び規模 (1) 教室棟及び 鉄筋コンクリート造地上三階建二棟
廊下棟 (廊下棟は平家建)
建築面積 1,506.10㎡
建築延面積 3,883.36㎡
- (2) 給食室棟 鉄骨造平家建
建築面積 200㎡
- (3) プロパン庫 コンクリートブロック造平家建
建築面積 17㎡

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（中塚 白君） それではお許しを得まして、内容の説明を申し上げます。
市立（仮称）第2国府小学校新築工事でございます。契約金額1億9千85.0万円、契約の相手は小野林建設でございます。工期が48年7月31日でございまして、その内容については、参考資料別紙の通りでございます。
簡単ではございますけれども、提案理由の内容の説明に代えさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。
- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑、ご意見ございませんか。
- 16番（横田憲治郎君） 議案内容に関連して聞きたいんですけども、この校舎の建築は現在、確保されている用地内の範囲のみで、いわゆる建築位置を定められているのか、あるいはあと2千平米ですか、それを確保して将来に備えたいというような意向をかねがねうかがっておりますけれども、そういうものを見越したうえで建設配置を考えたうえで建設なのかどうか、その点ちょっとうかがっておきたいと思ひます。
- 教育次長（阪東重信君） お答えします。
将来の用地拡張を見込んだうえで、しかも、将来計画に基づいての計画をいたしております。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
他にないものと認め、これを終わります。
おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認め、議案第86号を原案通り可決決定いたしました。
- 議長（松尾千代一君） 日程第6。「工事請負契約締結について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
（市会事務局長朗読）

議案第87号

工事請負契約締結について

（仮称）和泉市消防署幸出張所新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和47年12月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 (仮称)和泉市消防署幸出張所新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 35,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
竹 内 建 設
代表者 竹 内 務
6. 工 期 自 昭和47年12月 日
至 昭和48年 3月31日
7. 契約保証金 1,750,000円
8. 保証人 大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎 並 昭

議案第87号参考資料

(仮称)和泉市消防署幸出張所新築工事概要

1. 工事場所 和泉市旭町90番地
2. 敷地面積 302,158㎡
3. 建物種別 新築
4. 構 造 鉄筋コンクリート造
地上2階建
建築面積 173,070㎡

建築延面積 396.120㎡

5. 建築設備 電気、給排水、冷暖房、換気、浄化槽

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（中塚 白君） それでは提案理由の説明を申し上げます。

和泉市消防署幸出張所新築工事でございます。契約金額3千500万円、契約の相手方、竹内建設代表者竹内務と契約をするものでございまして、工期は4.8年3月31日でございます。

内容につきましては、参考資料に掲げてある通りでございまして、よろしくご願ひ申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ありませんか。
- 18番（直村静二君） これは保証人が複並工務店となっておりますね。これは解放同盟の役員ということで、その場合、請負契約金額の何ほかと、いろいろパーセンテージみたいなものがあるのかどうか。
- 建設部長（中塚 白君） それにつきましては、私のほうとしては一切関知してございません。
- 議長（松尾千代一君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第87号を原案通り可決決定いたしました。

- 議長（松尾千代一君） 次に日程第7、「工事請負契約について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第88号

工事請負契約締結について

和泉市立（仮称）幸診療所新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求め

る。

昭和47年12月19日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立(仮称)幸診療所新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 51,000,000円
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1
株式会社 榎並工務店
代表取締役 榎 並 昭
6. 工 期 自 昭和47年12月 日
至 昭和48年 8月31日
7. 契約保証金 2,550,000円
8. 保証人 和泉市旭町37番地の4
竹 内 建 設
代表者 竹 内 務

議案第88号参考資料

和泉市立(仮称)幸診療所新築工事概要

1. 工事場所 和泉市旭町102番地
2. 敷地面積 723.00㎡
3. 建物種別 新築
4. 構 造 鉄筋コンクリート造
地上2階建

建築面積 267.98㎡

建築延面積 552.77㎡

5. 建築設備 電気、給排水、冷暖房、プロパン、換気、浄化槽

- 議長（松尾千代一君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（中塚 白君） 幸診療所の新築工事でございます。契約金額5千100万円、契約の相手方は、榎並工務店、代表取締役榎並昭でございます。工期は48年8月31日でございます。
なお、内容説明については参考資料の通りでございますので、よろしく審議のほどお願い申し上げます。
- 議長（松尾千代一君） 本件について質疑ご意見ございませんか。直村さん。
- 18番（直村静二君） この診療所の建築が完成したときには、何らかの条例上の問題があるんじゃないか。たとえば病院の関係、これをどのようにするのか。そんなことを十分検討していくという案を持っているかどうか、その点についておろかがいいたいです。
- 保健衛生課長（大宅清臣君） 病院との関係は現在ございません。設置条例は考えております。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 市立病院との切り離しは考えております。あくまでも幸診療所につきましても、設置条例をお願いいたしまして、その設置条例によって経営していくという形をとりたいと思っております。
- 8番（金沢 勝君） 保証人の問題で指摘をしておきたいと思うんですけども、先ほど議決された竹内工務店と、今度の榎並工務店、ともに保証し合っている、こういう保証人のあるべき姿はないですよ。自分が保証してもらわなければならない立場でありながら保証している。お互いがそういうことをやるというのは、これは間違っていると思う。またおかしいじゃないか、これをどういうふうに考えておられるか。
- 建設部長（中塚 白君） たまたま案件が同時に出了ましたので、こういう結果で出したんでございまして、これは保証人というものは業者でない、登録がない者に求めるわけには、私のほうはまいらないわけでございまして、今後の契約については、いま、議員さんのおっしゃられたご趣旨を十分体しまして配慮していきたい、かように存じます。
- 8番（金沢 勝君） これはやっぱり書類的にも、われわれが見た場合に、よくこんなもん承認したかと、26名の議員が笑われますよ。これは変えてもらうようにご要望しておきます。
- 建設部長（中塚 白君） 私、先ほども申し上げましたように、議員さんのご趣旨のほどは

十分に体さなければならぬ。ただ、この件を変えるということにつきましては、いささか問題があらうかと存じますので、ひとつこれにつきましてはご承認願いたい。

○ 3番(金沢 勝君) そういう考え方があるんやったら、そういう考え方はやめてもらいたい。それは保証人の目的が免脱しますよ。やはり保証人はあくまで保証人やから。銀行へ行って、100万円の保証人をしようとするれば、200万円以上の貸す力がなかったらできない。これも銀行と同じことやと思う。あんたみたいな考え方をされるんやったら困る。心してやってもらいたいと思います。

○ 議長(松尾千代一君) 他に質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑、ご意見ないものとして、これを終わります。

おはかりいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものとして、議案第88号は原案通り可決決定いたしました。

○ 議長(松尾千代一君) 次に日程第8。「小学校新設に関する請願書」を議題といたします。請願書を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

小 学 校 新 設 に 関 す る

請 願 書

和 泉 市 池 上 町 会
同 ひ ま わ り 町 会
同 ふ じ 町 会
同 大 宝 町 会
同 富 秋 町 会

紹介議員

和泉市議会議員

坂 上 國 治 ㊟

藤 原 要 馬 ㊟

中 塚 辰 之 助 ㊟

勝 部 津 喜 枝 ㊟

木 下 甲 子 三 ㊟

小学校新設に関する請願書

平素は学校教育振興に格段の御配慮を賜わり市行政の重目標の一つにかかげていただいております事は住民一同心から感謝申上げている次第でございます。

さて昭和44年度黒鳥小学校新設に当り「同小学校建設後には必ず池上町にも小学校を新設致します」との確約をいただいておりますが未だ敷地買収の配慮も無く今日に至りました。

御了知のとおり当地区は国鉄阪和線の踏切りを越え和泉信達線の府道を越えて毎日通学しておりますが保護者にとっては今日も一日無事であるようにと我が子の姿を見るまで、ひとときも安心することのできない日常でございます。すでに昨年度も本年度も伯太小学校の児童が尊い命を失い、或は交通事故による重傷者ができております。私達はこれ以上の犠牲者を出したくないのです。一日も有餘することができないのです。

殊に当地区は住宅の建設が甚だしく毎月数十戸が新築されて行く現状でありまして従って児童の増加することも火を見るより、あきらかであります。

私達、保護者が一日も早く子ども達を安心して通学させることができますよう私達の意中を御賢察いただき池上町に小学校新設の行政的御配慮を賜わりますよう地区住民連書を以って請願致します。

昭和47年12月19日

和泉市議会

議長 松 尾 千代一 殿

和泉市池上町会 850世帯

会 長	伊 藤 昭 道	㊟
副 会 長	出 原 章	㊟
役 員	有 本 義 幸	㊟
役 員	藤 原 貞 治	㊟
役 員	出 原 平 男	㊟

和泉市池上ひまわり町会 150世帯

会 長	石 田 美 雄	㊟
副 会 長	木 下 定 夫	㊟
会 計	土 橋 悟	㊟
副 会 計	阪 本 宏	㊟
会 計 監 査	小 川 征 雄	㊟

和泉市池上第一ふじ町会 42世帯

会 長	松 井 正 一	㊟
会 計	松 尾 忠	㊟

和泉市池上町第二ふじ町会 90世帯

会 長 海 宝 義 文 ㊤

副 会 長 住 岡 克 己 ㊤

会 計 宮 本 弘 正 ㊤

和泉市大宝自治会

会 長 谷 本 秋 義 ㊤

副 会 長 舛 本 実 雄 ㊤

” 藪 金 生 ㊤

和泉市富秋町会

会 長 安 井 義 次 ㊤

副 会 長 福 西 正 雄 ㊤

会 計 杉 本 長 松 ㊤

○ 議長（松尾千代一君） まことにおそれ入りますけれども、坂上さん、紹介議員の代表として、提案理由の説明をお願いします。

○ 28番（坂上国治君） 提案理由のご説明を申し上げます。ただいま局長からご説明のあった通りでございます。

和泉市池上町会、ひまわり町会、ふじ町会、大宝町会、富秋町会の方々から、線路を越え、13号を越えるのに、非常に父兄が心配なさっておりますので、この際、何とか線路より北に、ひとつ学校を設けていただきたいということでございます。よろしく願い申し上げます。

○ 議長（松尾千代一君） この際、おはかりいたします。本件につきましては、慎重ご審議を願わなければならないと思いますので、本請願を市会の厚生文教委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、厚生文教委員会に付託し、閉会中も継続審議をお願いすることにし

たします。委員の皆様にはまことに苦勞でございますが、よろしく願い申し上げます。

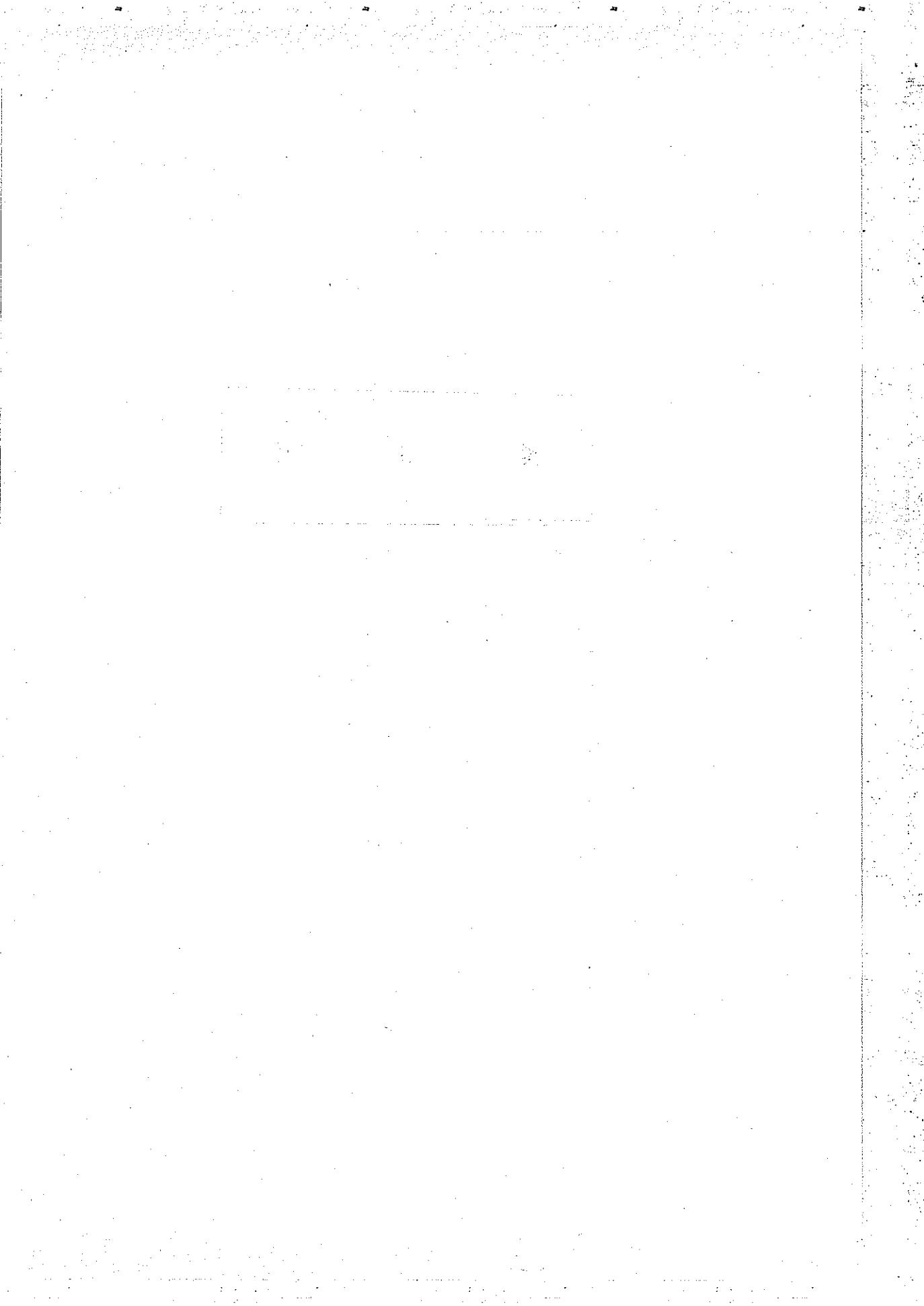
本日はお疲れのところ時間まで延長していただき、おかげをもちまして、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。明日は一般会計に入りますので、定刻にご参集下さいますようお願い申し上げます。まことにありがとうございました。

(午後5時56分散会)

第 3 日



昭和47年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第3日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	消防長	和田増義
助役	辻忠夫	総務部理事 (財務担当)	庄司清
助役	藤田利	総務部次長	西川喜久
収入役	橋本炳	福祉事務所長	山本武雄
同和对策部長	佐原行雄	建設部次長	林徳次
市民部長	小林一三	水道部次長	田中稔
産業衛生部長	宇沢清	病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵
建設部長	中塚白	庶務課長	杉本弘文
水道部長	神田平吉	企画課長	橋本昭夫
病院長	岩崎	人事課長	門林六男
病院事務局長	竹内潔	財政課長	北野敦雄
隣保館長	高橋正弘	資産税課長	吉田日出男

市民税課長	吉田利秀	經理課長	守田勇
納税課長	吉田種義	業務課長	藤原光夫
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	隣保館事務長	富田宏之
推進調整課長	萩本啓介	消防署長兼 消防次長	南口主雄
〃	生田稔	監査委員	堀田徳治
〃	浅井隆介	監査事務局長	西岡正志
市民課長	田中二三夫	選管委員長	味谷日吉
社会児童課長	森保	選管事務局長	青木孝之
福祉課長	山村昇	教育委員長	堀内由延
商工課長	岩井益一	教育長	葛城宗一
農林課長	吉岡昭男	教育次長	阪東重信
農林課参事	青木太郎	〃	乾武俊
保険衛生課長	大宅清臣	総務課長	紀之定藤与茂
交通公害課長	内田潔	学校教育課長	唄幸治
計画課長	大浦行雄	指導課長	吉見豊
土木課長	中尾宏	社会教育課長	広岡史郎
建築課長	逢野一郎	学校教育課 参事	角谷泰夫
区画整理事務 所長	中西淳富	農業委員 事務局長	松村吉堯
開発課長	白川保	開発協 会事務局長	西川武雄
会計課長	片桐武雄	開発協 会事務次長	山本俊兼
営業課長	高橋新平	開発協 会参事 (給務担当)	藤原永一
工務課長	福本喬久	〃 (用地担当)	宮本福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長 井谷 義雄
次 長 北野 丈夫
調査係長 大塚 俊昭
議事係 西垣 宏高

(午前10時30分再開)

- 議長(松尾千代一君) 大変お待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しいところ、連日にわたりご出席賜わりましてまことにありがとうございます。

それでは本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは15名でございます。遅刻届けのある議員さんは出原議員さん。その他の方につきましては、おっつけお見えになるものと思います。現在、15名でございます。

- 議長(松尾千代一君) ただいまの報告通り、出席議員数15名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

それではただいまより一般質問に入ります。27番成田秀益君。

- 27番(成田秀益君) 一般行政質問の冒頭を承りまして質問申し上げたいのでありますが、一言、その前に申し上げたいことがございます。ほかの議員さんも次々と一般質問なさる通告がございましたようですから、私は時間を大体30分に押えて終わりたい、かように思いますので、理事者の方々も、ひとつ簡単に、明瞭に、的確にご答弁をお願いいたしたい。当議会規則の中でも、1問題については、1議員が3回以上にわたらないようにと定められております。だから、意見、その他はできるだけ省きまして、質問だけに重点を置きたい、かように存じます。

それでは本題に入りまして、昭和48年度一般予算の見込みについて、通告いたしておる通りでございますので、それについて、ひとつ理事者の方から的確なるご答弁をお願いいたしたいと思います。終わります。

○ 議長(松尾千代一君) ただいま成田議員から非常に結構なお言葉がございました。できるならば、かようにして30分程度で押えていただきますと十分消化できるだろうと思います。しかしながら、理事者の答弁が的確でない限り、ただいま30分と申されましたけれども、そのようにはまいらないと思いますので、理事者のほうでも十分ご研究をなさいまして、的確なるご回答を賜りますようお願いしておきたいと思います。

それでは答弁。

○ 総務部理事(庄司 清君) 48年度の一般会計予算についての推計見込みということで4点、ご質問されておられるわけでございますが、48年度の予算につきましては、現在、各課から要求をとりまとめ、その内容の説明を答申しておるような状況でございます。計数的にまとめるにはまだ相当の期間がかかるわけでございますので、具体的にお答えさせていただくということは至難かと思えます。そこで、推定ということでご質問でございますので、ひとつ現在の推定の域でご答弁をさせていただきますと思います。

まず第一の歳入歳出総額でございます。これは非常に端的なご質問でございますが、この総額につきましては、率直に申し上げまして、ただいま申し上げましたような計数を聞き込み中であるという状況下でございますので、私のほうの意見を申し上げます。

現在、国の予算編成方針はまだ確定しておりません。当然、具体的な各市の施策も明らかでございませぬ。そういう中でございませぬと、明年度一般財源収入の伸びは、47年度に比較いたしましてある程度鈍化するのではないかという推定をいたしております。また、義務的経費の増加でございますが、人件費、扶助費、交際費、こういうものに対する一般財源の持ち出しが相当増加するのではないかということで、一般財源収入と義務的経費との接近が非常に強められるのではないかということが予想されます。そういう事態で、事業費に、あるいは臨時的な経費に配分すべき財源が僅少になるのではないかということが予想されるわけで、このような事情から、大幅な財政規模の伸びが期待できないというような推測をいたしてございます。

なお、2番の税収入でございますが、税収入につきましては、45年、28.8%、46年度に至りまして23%、47年度といたしまして21%程度の収入を見込んでございます。こういう過去の実績からいきまして、48年度につきましても、やはり47年度と同程度の伸びが予想されるわけでございます。しかし、本日の新聞にも出ておりましたように、国が5千億円の減税をうたいまして、国税、地方税を合わせて5千億を減税するという方針を打ち立ててございます。これの地方税の占める割合がまだ具体的に明らかにされてございませんので、この影響がわれわれ地方公共団体にどのように反映するか、いまのところ未知数でございます。総

じて申し上げますなれば、市税では47年度程度の伸びが期待できるのではないか、このように考えてございます。

3番の問題につきましては、国、府とも、老人医療の問題、年金制度等、社会保障的な福祉施策を重点的に打ち出しておいでございまして、その国、府の新施策に追随していかなければならない。それによって当然、そういう経費が増大してまいるといふ推測をいたしております。それからまた、人口増加及び社会情勢に起因いたします生活環境の整備が当然、考えられるわけでございます。こういふことで、先ほど申し上げました一般財源の収入と、経常経費、特に義務的経費の接近によりましての事業費への配分あるいは新規施策への配分ということが非常に至難な状況でございます。そういうことから、重点的に予算を配分するということは、本市の財政事情からいたしまして至難ではないか、このように考えてございます。

なお、4番目の地方交付税の見込みでございますが、地方交付税の見込みにつきましては、国税3税について国が推計いたしておりますのは、ある程度伸びるといふ予測を政府としてはしております。しかし、国税3税が伸びましても、47年度に地方財政の対策として、国の措置をいたしまして、臨時特別交付金あるいは資金運用部資金の借入れ千6百億円というふうなことで、47年度は切り抜けてきておるわけでございます。本年度はこの千6百億円の償還を交付税会計からしなければいけないというような状況もあるわけでございます。なお、新聞紙上ににぎわしております列島改造という方向を国が打ち出しておいでございます。それによりまして、地方交付税の算定基準が大幅に改定されるのではないかという予測をいたしております。これが改定された場合、われわれ大都市圏各市がどのような影響があるか、いまのところ予想が立ちにくいわけでございます。このような地方交付税につきましては、大別して2点の要因が含まれておるといふことによりまして、地方交付税で47年度ある程度の伸びがあるかどうかは、私たちがいたしましても、まことに懸念いたしておるようなわけで、交付税の見込み額の推計は至難な状態でございます。

以上、まことに抽象的な答弁でございますが、ひとつご了解を得たいと思います。

- 27番(成田秀益君) ただいまのご答弁によりますと、国、その他外部的な資料もまだわからないので的確な数字はつかめない、それはよくわかります。しかし、昨日も総務委員会の中で統計的な見込み等もいろいろあった。また、先ほど述べられたように、46年度は23%、47年度は21%の伸びだということ。それから、私が仄聞するところによりますと、5年ごとに資産税の改正が行なわれるようで、今年にはたしか税法の改正があると思います。その他、いまおっしゃられました日本列島改造という国の施策も見込まれる。ですから、来年のことを言えば鬼が笑うとよくいいますが、今後の市政に重要な事柄を左右する市の収入の見込みは大

体つくはずだと思うんです。いろいろ言われましたけれども、やはりこういうことはわかるはずだと思うんです。多分減少するところもあるでしょう。たとえば固定資産税を一部地区で半額に減免しているということがありますが、それはどの程度減少になるか、そういう見込み等を入れていただきまして、およその見込みはつくと思うんです。予算は収入を見込んでするわけで、支出のほうで先に要求ばかりしておいても、出るところがなければ予算の編成はできないわけでありまして。ですから、その辺について、もう少し的確にご答弁願いたいと思います。

- 総務部次長（西川喜久君） 税関係についてお答え申し上げます。

先ほど来、庄司理事から5千億円減税云々という説明を申し上げましたが、これは税法改正によります控除額の引き上げによる減税でございます。

税収入の伸びにつきましては、これも先ほど来、説明申し上げましたように、総額的には、20%程度の伸びを見込んでおります。したがって、現型予算では昨日、ご決定いただきました税収入約15億6千万となっておりますが、昭和48年度におきましては、その20%程度の増収を見込んでおります。

税目別に簡単にご説明申し上げますが、固定資産税の土地につきましては約30%程度の伸び、建物については11%。普通市民税については20%程度の伸びと見込んでおります。

以上、簡単でございますがご説明にかえさせていただきます。

- 27番（成田秀益君） 固定資産税というのは、土地税のことですか、建物の固定資産税ですか。

- 総務部次長（西川喜久君） 固定資産税の中に土地に課する税、建物に課する税とございます。それを私いま、詳細にまとめて答弁したわけでございます。

- 27番（成田秀益君） わかりました。そうしますと、平均にはならないと思えますけれども、一応、平均しますと大体20%。ところが先ほど理事のお話では、21%増の見込みという勘定をしているわけですが、この原因及び理由は何であるかということをもう少し詳しくお願いしたい。それから予算編成の方向として、重点予算はとてできない、総花予算だということでしたが、市長もそういう考え方であるのかどうか、それもお聞きしたいと思います。いずれにいたしましても、地方交付税は今年最終的に8億円でしたか。

- 総務部理事（庄司 清君） 10億3千万円。

- 27番（成田秀益君） ああ、あとでまた出てきましたんやな。これもまだふえるだろうということであれば、相当大規模予算になる。市税収入は減っても、それをカバーする財源が出てくると私は推測いたします。そこでやはり総花予算ではいろいろと問題が起こるのではないかと。緊急を要する、重点予算をしなきゃならないものがたくさんあると思いますが、その辺に

ついでに市長さんのお考えを十分に聞かしていただきたい。また予算委員会でもいろいろと出るだろうと思いますが、あらかじめ、それをお聞かせ願いたいと思うのでございます。よろしく願います。

- 市長（藤木秀夫君） 成田議員さんのご質問にお答え申し上げます。

重点予算か、総花予算かということでございますが、決められた財源でもってすべてやっていくうえにおきましては、どうしても重点予算でなければいけない。しかし、手がけております継続的な事業につきましては、総花ということもやむをえないと考えておるわけでございます。その点よろしくご理解賜りたいと思います。

- 27番（成田秀益君） 来年度の予算につきましては、税収は減っても予算規模は相当膨張するというふうに解釈してよろしゅうございますか。

- 総務部理事（庄司 清君） 市税の減少は、やはり一般財源の減少でございますので、それが財政規模に反映することは確かでございます。減少しなくて大幅に伸びるかという点につきましては、先ほど申し上げましたような現状で、財政規模そのものが、47年度に比して大幅に伸びるといふことは期待ができないという状況でございます。

- 27番（成田秀益君） これでわかりましたので、おきます。

- 議長（松尾千代一君） 成田議員の質問は終わりました。

- 議長（松尾千代一君） それでは次に23番貝淵博治議員さん、お願いいたします。

- 23番（貝淵博治君） 議長のお許しをえまして2、3おろかがいしたいと思います。

まず人事課長にお尋ねするわけですが、現在の職員の総人員、総数何名であるか。そして、各部長さんの掌握しておる割当人員。そして、全員の給与の比率は現在何％であるか。それに伴いまして、同対の人員がわかっているなら、その支給しておる年間の給与総額。

次に助役さんにお尋ねしますが、臨職は現在何名か。それと期末手当支給率を詳細にお知らせ願いたい。伴いまして、去る7日の臨職のすわり込みについての経過報告をおろかがいしたい。それから今後、臨職をいかに取り扱っていくのか、その点をおろかがいしたい。

第2点目の救急車の運行については、消防長からお答えいただきたいと思います。

その他の件につきましては、火葬場に行く、防衛庁の借地の認定道路の経過をご報告願いたい。

以上です。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

- 人事課長（門林六男君） ただいまの順番を追って説明申し上げます。

職員の数でございますけれども、現在、977名おります。各部ごとの職員数につきまして

は、議会関係が8名。総務関係が93名。総務の徴収関係が28名。戸籍関係で6名。選挙関係で6名。統計関係で1名。監査関係で3名。民生関係につきましては、社会福祉関係で32名。児童福祉関係で132名。これは保母さんも入っております。それから指導関係で、母子寮関係で2名でございます。生活保護関係で8名。衛生関係につきましては17名。清掃関係につきましては23名。労働関係につきましては7名。農林水産関係につきましては3名。農林費の総務費として予算を見ておりますのは10名。商工関係につきましては12名。土木関係につきましては67名でございます。消防関係につきましては73名。教育委員会関係につきましては、各施設を入れまして159名。国保関係につきましては、総務費の管理関係で7名。徴収関係で12名。それから開発協会につきましては22名。病院につきましては124名。水道関係につきましては65名。

以上でございます。

同対部につきましては、後刻、報告させていただきます。

それから臨時職員につきましては、現在、市長部局で34名おります。この人らにつきましては、臨時職員の採解に関する規則によりまして、現在、日額1450円となっております。一時金につきましては、数年来より増給分として支払いしておるわけでございます。12月に67日分を支給してございます。

去る7日のすわり込みにつきましては、臨時職員の中には、かなり長期間つとめておられる人もございます。これらの人につきましては、毎年3月にいろいろな問題がございまして、こういうことのないように身分保障等をさせていただきたいということで、過日の7日にすわり込みをしたわけでございます。

今後の取り扱いといたしましては、現在、臨時職員は一般事務職員と変わらないような仕事をしておるわけでございます。これらの者につきましては、やはり身分保障等を検討していきたいと考えております。

以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

- 23番(貝淵博治君) 同対の人員はわからんの。
- 人事課長(門林六男君) 同和対策部に12名と、隣保館に20名おります。
- 23番(貝淵博治君) 合計32名で、その年間給与は。
- 人事課長(門林六男君) 申しわけございません。同対関係につきましては、後刻、報告させていただきます。
- 23番(貝淵博治君) 67分というのは一律支給ですか。それとも1カ月以上何ぼ、6カ月以上何ぼ、1年以上何ぼと、そういう区分があるのかどうか。

- 総務部次長(西川喜久君) 67分と申しあげましたのは、1年以上勤務する臨時職員についてでございます。6カ月以上1年までの者については53日分、3月から6カ月間勤務した者については38日間、このようにして支給いたしております。
- 23番(貝淵博治君) 67日を基準として、正職員との比率はどうなるんですか。
- 総務部次長(西川喜久君) 臨時職員に67日分を支給した根拠でございますが、これは臨時職員の実働日数を月25日と見まして、国家公務員並みの2.6カ月分を掛けたものに値するのが67日分となっております。
- 23番(貝淵博治君) 国家公務員並みの2.6ということが根拠ですか。
- 総務部次長(西川喜久君) そういことです。
- 23番(貝淵博治君) その出し方がはたして条例にうたわれた正常なものであるかどうか。正当ですか。臨時職員に2.6支給するのは正当であるかどうか。助役さんどうですか。
- 助役(辻 忠夫君) 条例にうたわれているものに合っておるかということでございますが、臨時職員の採解規則というものがございまして、その規則によりまして賃金が定められております。そして特に技術を要する者については、その2分の1以内で増額することができますということになっております。ですから、年末手当を一時金で出しておりますが、増給分という見方で支給いたしております。条例によるものには臨時職員は入っておりません。
- 23番(貝淵博治君) いくら出しても疑義がないということですか、さすれば、昨日、おとついと、ころい問題で2日もかかってなにしているのはどういうことか、ちょっと納得いきかねるんですけどね。
- 助役(辻 忠夫君) その点につきましては、私、前にお世話になっておりました当時には臨時職員には、年末手当としては出しておりません。そこでこのことについていろいろ調査をしたんですが、過日4、5年は一般職員に準じて出した例がございます。
- 23番(貝淵博治君) たしか、私らが議員になった当座は5日か6日かだった。
- 助役(辻 忠夫君) ずっと前は、いま言われるように7日、5日、3日というようにして出したわけですが、その後、ここ3、4年は先ほど言いましたような形になっております。
- 23番(貝淵博治君) 私ら詳しいことは知らんけど、議会に何も言わんとできるんですか。
- 助役(辻 忠夫君) 臨時職員は臨時職員の採解規則によってやりますので。前に決定されたのも、それによって出されたものであろうということで、前例によって出したわけです。
- 23番(貝淵博治君) それたら、それでいいとしないさい。それでいいとして、2.6も出しながら、出したあくる日にすわり込みされる。臨職にもすわり込みされるという市長の姿勢が私は納得いかない。2.6も出してすわり込みされるんやったら、すみやかにその34名ほどの

人を普通の職員としてやる気持ちがあるのかないのか。市民部長、あなたの知らんことを臨職が知らとるんですよ、関係で。そういう重要なポストにつけておりながら、しかも一時金についても十分なことでやりながら、すわり込みされる。その根拠がどうも、私だけやない、ほかの皆さんも納得いかないだろうと思うんです。職員ですわり込みというのはま、あると思うんです。しかしながら、臨職のすわり込みというのは、各市を訪ねてもおそらく和泉市だけじゃなかろうか。廊下いっぱいすわり込まれて、すわり込みさすんやったら、どっか別室こさえて、ここでやりなさいというならわかるんですけど、2階のあそこでされると、事務は停滞するし、前を通ることもできへん。そういうずさんな行政が私はどうも納得いかない。だから、2.6という国家公務員並みのものを出しながら、なぜその2日後の7日にすわり込ましたのか、それをはっきりとお答えいただきたい。

- 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。
- 助役(辻 忠夫君) 6.7日出した翌日はすわっておりません。最初の団交で6.4日出した時点で、それでは気に入らんということですわり込んだわけです。
- 2.3番(貝淵博治君) 6.4日出して、それで気に入らんからすわったんですか。
- 助役(辻 忠夫君) そうです。それで話し合いを重ねて、6.7日と。
- 2.3番(貝淵博治君) すわられたから、あとまた3日よけい出したということですか。
- 助役(辻 忠夫君) すわっても、すわらなくても、団交は妥結するまでいたしますが、その団交の最中にすわり込んだので、それはおかしいじゃないかと。まだ決裂もしておらないし、妥結もしておらない。その時点ですわり込むのはおかしいじゃないかということは組合のほうにも言っております。
- 2.3番(貝淵博治君) そしたら、2.6というのは5日に出していないということですが、7日にすわり込まれて、そのあといつ出したんですか。
- 総務部次長(西川喜久君) ご指摘の通りでございます。6.7日間回答した後にすわり込みを行っております。そのすわり込みの理由でございますが、先ほど……。
- 2.3番(貝淵博治君) ちょっと待てや。あなたの言うことと助役の言うことと違う。
- 総務部次長(西川喜久君) ちょっと経過だけご説明申し上げます。
- 2.3番(貝淵博治君) 何言うてんねん。助役さんと総務部で見解の相違があるというのはちょっとおかしい。ぼくの質問に対して助役は、6.3日しか出してなかったからすわり込まれた。すわり込んだあとで6.7日出した。あなたは、そんなことない。そんなちゃらんぼらんなことを言いなさんな。もうそんなんよろしいわ。そんなもんもうよろしいからね、助役さん、今後、この臨職をどういうふうに扱うていくのか。そこら、もう決を下しなさい。8.4人ほど

の人をすみやかに本採にしてやるか、すぼっと思い切ってどーんとやってなにするか。その辺すぼっとやったらどうですか。でないと、臨職はいつかは本採になるであろうという気持ちで働いている。臨職としては、理事者のそういうにやふやな態度が納得できない。正月も近づいてるし、1年の決算をするときですし、年末やから、この辺でどうするんだという断を下しなさい。

○ 助役(辻 忠夫君) それについては、はっきりせえということは組合を通じて言われております。そこで無条件で一般職員にするということではできません。他の市の状況も聞いておりますが、他市もだんだん、いま、言われるようなことから、臨職の身分を保障するような形になっておりますので、和泉市といたしましても、一応、テストをやりまして、それによってはっきりとしたい。ただし、50才をこえておる方はこの際、おやめを願いたいという回答をいたしております。

○ 23番(貝淵博治君) 臨職だけをテストして、一般のテストをしない。そんな片手落ちなことはいけない。ということは、私は詳しくは知りませんが、3カ月間に何とかというきびしい規制のもとに採用したんじゃないだろうか。それを組合の圧力によって採用試験をするんでしょう。一般はほっといて、臨職だけ特別に。それやったら、3カ月の雇用契約というのは一体どうなるのか。人事課長、3カ月なら3カ月間の雇用契約というのはあるのか、ないのか。

○ 人事課長(門林六男君) 一応、過去におきまして、ことしの3月にもいろいろな問題がございまして、……。

○ 23番(貝淵博治君) そんなことじゃない。雇用条件があるのか、ないのか。

○ 人事課長(門林六男君) 一応、3カ月間ということでやっておるわけですけれども。

○ 23番(貝淵博治君) 7年、8年づつめておる人も、3カ月目が来たらやめるのかどうか。

○ 人事課長(門林六男君) 3カ月、3カ月が続いて何年も来ておるわけです。3カ月、3カ月ということで、中には10年近い人も現状としてはおるわけでございます。

○ 23番(貝淵博治君) 3カ月ごとにというけど、それは特別にテストをしてするのか。これは私の私見ですけど、経済が安定すると役所へ入りたがる人が多いわけです。その中で、3カ月という雇用契約がありながら、その人たちを特別にテストしてというやり方、それがはたして法的に可能かどうか。私はやはり、そうでなくて、いついっかから採用すると、それが妥当であると思うんですけどね。3カ月のかたい契約を結びながら、そこから何も発生しないというのはおかしい。しかも、市民部長はわからんで、7年も8年もいる臨職はわかっているのに、その人に問いに行かんらんとというような、そんななざけなさいことがあっていいかどうか。

臨職にそれだけ重要なポストをつけた責任はだれか、市長、あなたにある。その点ははっきりしていただきたい。部課長が知らんことを、臨職に問いに行かなわからへん。大体、臨職の仕事の限の限度はきまっております。臨職はどういう仕事をするものか、これはきまってると思うんです。それをちょっと待ってくださいという窓口の臨職に聞きにいかないかん。臨職のほうが部課長より詳しい。いかにもばかなことじゃないですか。昔の兵隊さんと一緒に、星がよろけついでるだけや。かりに市民部長をととえていうなれば、目立つように星がついてるだけや。その点ははっきりと、これを始末するんだったら、どういふふうにして始末するのか。テストをしてどないするんだということですけど、それは納得いかない。もう答弁できなかつたらいいですよ。そやけど、何とか考えたってください。国家公務員並みに出しながらすわり込まれた。いや、そらうそや。63日しか出していないから、4日間の差額ですわり込まれた。ところが次長は、いやそんなことはない。67日出したんやけどもすわり込まれた。私は、あれはたぶん身分保障やと思うんです。助役さんの言うのはうそです。26で67日出したけれども、身分の保障をせよということだと思ふ。助役さん、あなたは私にそんなうそを言うはずはないと思つてたけれども、ややこしい追及しやしまへんがな、そんな見え透いたうそを言うさかい、いつまでもガタガタする。すばつと言うたらよろしい。そして一べんしかられたらええ。しかる権利もないし、言うだけの話です。議会の皆さんもそう思つてるけど、臨職34名だけテストして、そして何とかやろうという、そんなことは不公平です。臨職もまじえてすばつとやる。その中で、たとえ3人でもよろしい、採用なら採用。それやったらそれでよろしい。言うだけのことで。

次に救急車の問題や、救急車は一方通行できるんですか。

- 消防長(和田増義君) お答えいたします……。
- 23番(貝淵博治君) いや、できるのか、できないのか。
- 消防長(和田増義君) できます。
- 23番(貝淵博治君) さすれば、一方通行というのは、道が狭いからしたんですな。端的に申し上げて横山の例をとると、横山の郵便局から出るところ、あそこを一方通行で、おれは優先権があるんやという先入感を持って救急車が進行しますわね。そこへ赤で7台も8台も並んでる。それをバックさしてでも一方通行しなきゃいけないのか。そこから1キロ向こうへ行ったら、ぱつと回れるところがあるのにな。大体、救急車はサイレン鳴して早いこと病院へ着けないかん。それを、おそうなつてもかまわん。おれは一方通行で行けるんだということで、7台も8台も並んでる車をバックさして行く。あそこの道は1台しか通られん。それを、どつとどつと機協の前までバックさして一方通行で無理に行こうというやり方は、私はどうもあん

たの指導教育が悪いと思う。それから、患者をおろして病室へほり込んで、まだサイレン鳴らしている。うれしいんやな、あれ。救急車の運転手はうれしいんやと思う。鳴らさばなしで、中で手続済んで、いぬのにまだ鳴らしていきよる。どうですか、このやり方は。嚴重に注意してもらいたい。救急車は一方通行行けるさかいいうて、何台もバックさせる。7台も8台もバックさせるのに相当な時間がかかる。救急車というのは早いこと病院に着けるというところに価値があると私は思うんです。これは答弁いりませんからね。

その他の件につきましては、防衛庁の所有する、認定道路と申しますか、あそここの経過報告について。道が変わったとか、あそこはあまんとか言うてるようですが、大体、7,500万円で煮詰めができてた。中尾課長、あんたと私と一緒に行って基地課長と会いましたな。あのとき受けた感じはどうでしたか。

- 土木課長（中尾 宏君） その後、大阪防衛施設庁との話し合いで、……………。
- 23番（貝淵博治君） その後やない。あのとき。ぼくと基地課長と話したでしょう。
- 土木課長（中尾 宏君） はい。たしか7月の26日でしたか、東京の防衛施設庁で基地課長とお会いしたときには、概算7,600万円の道路については好意的に受け取っていただいたように思います。
- 23番（貝淵博治君） 建設部長、それはそのままいけるようになっておりますか。
- 建設部長（中塚 白君） ルートでいささか問題がございます。と申し上げますのは、あの道路については、やろうという姿勢は何ら変わってはございませんけれども、ルートを変更してもらいたい。というのは、あくまでも現在の道路でやりますと、演習場の価値を半減するということから、う回をしてもらいたい。これにつきましては、施設庁といえども、現地隊の意向を十分聞き入れてもらいたいということでの話し合いがなされたわけでございます。問題は、過去の施設本庁における話し合いの基本線は変わってございません。ただ、現在の道路では演習場の価値をほとんどなくするというので、何とか考慮してもらいたい。それについては施設庁としても十分考える余地がある、ということでございます。
- 23番（貝淵博治君） 部長はうまく逃げておりますが、聞くとところによると、山荘、山ノ谷、あの辺に変わるというようなことですね。一体、これがなぜできないのか。100万坪になんなんとする自衛隊の演習場を持ちながら、固定資産の補助が800万1千円ですか。それで、ついてる道を舗装する。あまつさえ、山荘で先行取得した4,000坪も取り上げて、別に基地公園を1万5千坪いただきたい。そういうような関連した話をするために、これの理事を和泉市が受けてるわけです。その中で、最終の7月時点において中尾課長と同道して最終の煮詰めをして受けた感じが、先ほど言うたとおり、これやったら簡単にできるやないかというこ

とです。そこまでできかかったやつを、ほりまくって、結局あかんようにする。中央との交渉を一生懸命にやった人のあとを引継がずに打ち切ってしまうようなやり方をするから、こういうことになるんじゃないだろうか。政治的配慮によってこれはもう大体できていた。何も和泉市がさわらんでもよろしい。防衛庁の敷地内にある道路ですから、防衛庁が直接にやろうと。あんなもん、道つけるのはわけありません。防衛庁ほり出しなさい。市長、あれから会合あったんですか。

- 市長（藤木秀夫君） 理事会はありません。
- 28番（貝淵博治君） どうもこういうことでは困ります。こっちから道つけると、橋をかけないかんとところがあるんでしょ。大体できてるのをほったらかしておくから、まといかんようになる。渡りつけた人間が行かんようになったら、まとはもうパーや。こういう行政の責任を私はここで強調したい。4千坪渡しました。だから1万5千坪くださいというこの問題。それと、道路は防衛庁でしてくださいということ。ところが助役さんが考えてるのは、7千500万ほどもろうてうちでやろう。私は防衛庁直接の工事でさそう、こういうことがあったわけですね。それから選挙に入って、ほったらかし。結局、まの道はまかん。また、墓地公園をこさえるために墓地公園委員会というものをこさえた。委員長は山田さんですけど、それもまたパーや。渡りをつけたら、それに食い下がっていかないかんと思ふんです。国に対して。それを1人が縁つけたら、もうほりまくっとく。ほりまくっとくから、全然まとのつながりがない。そして800万1千円もろうて喜んで。防衛庁が文句あるんやったら、防衛庁みたいなもんほり出したらいんやないですか。それやったら議員全部こぞってどんなことでもしますわ。何も議員に頼まんと、何も仕事ようせんと、議員を高度によ利用せず、そして損をしていく。私が何回も基地課長に会って、あんなだけ基地理事会で言うて、それがキャンセルになっていく。もしこの道路をようつけんなら、理事者の責任やと私はまえて言いたい。どうですか、やりますか。山荘の先行取得した8千か、4千坪を渡し、1万5千坪をもらう。認定道路は絶対に防衛庁でやらす。いま何人おるんですか。何人おるのかわかりませんか。だれかわかってる人答えてください。こんだけあって、防衛庁に現在いてる和市民の人間おらわかってる人おるんですか。自衛隊の現在の駐とん人員、何人おるんですか。

○ 議長（松尾千代一君） 市民課長、わかりませんか。

○ 市民課長（田中二三夫君） 市民課長からお答えします。

人員は47年11月末現在で581人でございます。

○ 28番（貝淵博治君） 600人の人員に100万坪がなぜ必要か。これ信太山野砲4連隊の演習場じゃなかるうかと、私は強調したんです。大阪4師団の演習場である。そのとき私は

850人と聞いたんですけど、いま580人と言っていますが、はたして600人や700人であれだけの演習場が必要かどうか。まん中を舗装して市民の便宜をはかるといことがなぜできないのか。できるも、できないもない。できるようにしてあるんです。固定資産税で800万円をもちうるのにも非常な疑義がある。これは力の至らんせいであると私は思うてゐるわけです。何回言うても時間食うばかりですから、どうかひとつ、いままで言うたことを踏まえ、ほかのことはとまかくとして、この道だけはやってもらわな困りますよ。

議長さんね、全国基地の理事として、今後これと真剣に取り組んでいただきたい。市長、一べん参考のために、航空基地を持ってるしあわせと、陸上自衛隊を持ってるしあわせとのバランスというものを研究していただきたい、こう思うわけです。理事者もひとつ一緒に。助役さん、これはあなたと私と意見が食い違ったことがあるんですよ。この道路を、あなたはうちでやるということやった。私は防衛庁直営で仕事さそうとした。そこで食い違いがありましたな。だから、いままたこの道路をほかへ移せというのなら、それでは様になりません。断じて初志貫徹といいますか、前のつながりを生かしてやっていただきたいと思います。終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 貝淵議員の質問は終わりました。

○ 議長（松尾千代一君） 次に7番田中包治君。

○ 7番（田中包治君） 新人でございますので、前の二人のようにうまくはいきませんので、皆様方の耳ざわりになるかもわかりませんが、一応、次の2点について理事者の見解とその方向について、お願いいたしたいと考えております。

一番に、公民館と隣保館との違い。ご存じのとおり、公民館は社会教育法に基づく公民館条例によって運営されておると思います。隣保館は同和行政事業の一環として条例が制定されておりますけれども、憲法上の問題からいっても、社会教育の問題として、いわゆる趣旨においてはそう開きがないのではなからうかと考えております。

そこで私は公民館は現在、管理条例なり運営条例なり二つがございますけれども、はたして条例どおりに運営されておるのか、されておらないのか。

また過日、北松尾公民館の前を大きく掘ってあったので、私が担当課長に「交通上あるいはその他で問題があるのではないかと。しかも管理者がおるのではないかと。」、こういう質問をしたのに対して、公民館には管理人がおりません。あれは市の吏員です、という答弁があった。しからは私は質問いたしたいのですが、あの北松尾公民館の管理室は市の職員の宿舍か、あるいは市営住宅であるのか。それであるならば、幾らの金を取っておるのか。この点を明確にお願いいたしたいと思います。

もう一つ、隣保館の条例の中で、使用料の算定については出しておらないと思います。これ

はどういうところできまったのかもしれませんけれども、現在、隣保館は幾らの使用料を取っているのか。この点について質問いたしたいと思います。

もう一点、財政についてでございますけれども、きのうの補正予算を見ますと、隣保館の維持費が4,600万円。そして、同和で人員が20名程度おるそうですが、同和対策はご存じのとおり国の施策であって、市がこれを援助するという立場の上に立っていると思います。したがって、この費用についてはほとんどが国の補助によってやっておると思いますけれども、はたして、この隣保館運営を何処国の補助においてやっておるのか。この点についてははっきりとした答弁をお願いいたしたいと思います。また、公民館が一年間にどれほどの資金を投下し、どれほどの金によって運営されておるかということについて教えていただきたいと思います。

これに関連いたしまして、公民館と隣保館の運営については、大きな断層があると思います。この点で、和泉市が同一答形式で市民に配布された資料を見ますと、「何年間の償いのために」ということがあります。その他についても問題はあるといたしまして、「償い」とは何ぞやということです。法治国家における「償い」というものは、悪いことをした人が刑務所に入る、あるいは罰金を納める、これが制度上の償いだと思っております。そうするならば、「償い」の逆の立場に立つ人は日本語でどうなのか。また、現在の日本憲法、民主憲法による、「人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらない」という、いわゆる人間平等の原則に立って、教育委員会なり市は、あれをどういうつもりで、どういふ方法で市民に配布したのか。この点についてお尋ねいたしたいと思います。

もう一つ、同和行政についてでございますけれども、昨日から坂上議員なり、その他の質問がある通り、一応、民主団体がございますので、離合集散いろいろあると思います。和泉支部と信太支部があるということを昨日、聞きました。また、和泉市政が各町会を通じてやっておる町内会もあると思います。こういう中で、ほかの問題は別として、その地区内に事業をやる場合には、地元の協力なくしては事業はできないと思うんです。現在、国の施策にのっとってこの政策をやらなくてはならないと思います。しかし、地元の了解を得、市なり、理事者なりあるいは市会なり、そういう人々がお互いに理解と納得のいくような方向で解放地区の同和行政を行なわなければならない。昨日の答弁のように、認めるとか、認めないとか、どうか、こうとかいうんじゃなくて、要は、地域住民との密接な関係の中で、市会といわず理事者といわず、いかしてこの同和行政をやっていくのか、このことをまず市長に対して答弁を求めたいと考えておるしだいでございます。

次に、開発協会によって先行投資が行なわれております。私はこの先行投資が同和の時限立法の期間内にできた場合はいいと思います。しかし、いろいろなトラブルの中でそれがで

きなかった場合、その投資した金はどうなるのかということです。現在ならば、法律に基づいて3分の2、そして大阪府から幾らかもらって、8割が出てきますけれども、法律の期限が切れた場合、わずか16億しかない和泉市の税収入の中で一体どうしようとしておるのか。この問題についてのご答弁をお願いいたしたいと考えております。

次に、2番の教育行政の問題でございます。教育、納税、労働、これが国民の三大義務といわれております。ここで私が言いたいのは、和泉市が持つておる義務教育というならば、小学校と中学校でございます。そしてその中で、少し知恵のおくれた人につきましては、特殊学級という制度のもとで教育行政を行なっておるということでございます。ところが、それ以下の人々、特に小児マヒであるとか、脳膜炎、その他によって知恵がおくれて、親が何とか義務教育程度のことは行ない、生活も、親が死んでも何とか暮らしていけるように親がしている。こういう人々に対する和泉市の教育委員会の態度というものは全然なっておらないと思います。大阪府においては、児童相談所、養護学校等ありますけれども、和泉市の教育委員会においては、相談員すらおらないという実態だと思えます。ここで私が言いたいのは、こういう知恵のおくれた人が和泉市に何軒あり、何人おるか。このことについて明快なる、簡単なる答弁をお願いしたいということでもあります。

- 議長（松尾千代一君） ここで理事者に注意を申し上げたのでございますが、先ほどの貝淵議員の質問に対しましても、不勉強と申しますか、他部局との連絡不十分であったためか、非常に的確さを欠いていたということに私は大きな不満を感じるのでございます。ただいまの田中議員の質問に対しましてもかようなことがないように、十分検討されて的確なご回答を賜わらんことをお願いいたしまして、ここで昼食にいたしたいと存じます。その間、十分頭を冷やし、勉強なさって、的確なる回答をお願いいたします。

（午前11時52分休憩）

（午後1時12分再開）

- 議長（松尾千代一君） それでは午前に引き続き一般質問を続行いたします。田中議員の質問に対し理事者より答弁願います。
- 教育長（葛城宗一君） それでは私から総括的にお答え申し上げ、詳細については担当の部長、課長からお答え申し上げたい、かのように考えます。

まず第一点の公民館活動の運営状況でございますが、本件につきましては、お説の通り、住民の方々の実生活に即した社会教育上の教養の向上あるいは健康の増進、生活文化の振興をはかるために積極的に推進せなきゃならんということはお説の通りでございます。管理運営につ

きましては、ご指摘の通り、非常に貧弱であるということとはもとより反省するところでございます。これらの積極的な運用につきましては、適切な人材を配属して、各種団体と連携を密にして、真に公民館にふさわしい活動を行なわなきゃならん。かよう考えるんでございます。今後、ご指摘の趣旨を踏まえまして、積極的に対処するように配慮してまいりたい、かよう考えるんでございます。

続いて第二点目、現在、ご承知の通り、同和教育の推進につきましては、学校教育をあげまして強力な取り組みをいたしております。その中で、広報活動として一般住民に配布いたしました一問一答の中で、差別行政に対する考え方としての社会的保障、すなわち償いということについて疑義をお持ちのことと推察いたします。考え方といたしましては、ご承知の通り、現在、置かれております地区の貧困あるいは低位性というものは、一時的かつ偶発的な事情によって生まれたものではない。これは封建時代の数世紀にわたる身分差別の累積に由来するものであるということが、府の答申の中でも強調されております。したがって、明治以降100年の政治的あるいは経済的、社会的な疎外の結果がこのような差別事象となって現われているんだという考え方に伴って、差別行政をなくするための対策事業はすなわち、国と地方あげて社会的保障の性格を持っているものだという考え方で、ここに一問一答として、身近な例をとって、人権意識高揚の資料として掲載したものでございます。

次に第3点は、特殊教育の推進あるいは知恵おくれに対する対策についてのお尋ねでございましたが、現在、本市におきましては、ご承知の通り、各小中学校に特殊学級を設置いたしまして、この設置率は府下でも有数な状態でございます。現在、小学校18校、中学校6校の中で、学級設置数が19学級ございまして、該当児童数が125名入級いたしております。

しかし、障害児のその障害の程度に応じた適切な指導ができておるかどうかということであろうと思うんでございますが、重度の精神薄弱の方、あるいはまた肢体不自由児、情緒障害児等、区別した適確な指導は行なわれたい実情でございます。したがって、現在の特殊学級は、精薄のお子たち、あるいは肢体不自由児、かつまた情緒障害児等が全く混在する学級になっておりまして、特異な学級とも言えるような実態でございます。これにつきましても適切な指導が行なわれるよう、かねがね教育長協議会を通じまして、教職員の配置あるいは養護学校の本市建設等を強く要請しているところでございます。

養護学校の設置は、一応、設置基準が定められておりますものの、府県にはっきりと設置を義務づけられておらないということ等から、すでにご承知と存じますが、中央教育審議会の答申の中でも、昭和19年度から養護学校の設置を府県に義務づける。そして、義務教育の機会均等の保証という趣旨に照らして、障害の実情に即した教育を行なうということが強調されて

いる実情でございます。本市も、国、府の施策の動向等も勘案いたしながら、積極的にこれに対処いたしてまいりたいと考えるのでございます。

なお、在宅心身障害児の中で、共同生活がどうしても受け入れられない児童につきましては、現在、訪問指導を行っております。本市では、14名の該当者がございます。これはいずれも、府が訪問指導員を泉北地区に4名配置いたしまして、週二回、一回半日の訪問指導を行なっている実情でございます。しかし、14名のうち、本市で実際訪問指導を受けているのが4名でございます。これらはいずれも、保護者等の理解と協力と相まって行なわなければならないと考えるのでございますが、お説の通り、委員会に出向いても相談に乗ってくれる職員を配置しておらないというご指摘の趣旨を踏まえまして、恵まれない在宅心身障害児、つまりお家におられる、共同生活の受け入れられない心身障害児の指導につきましても今後、積極的に努力してまいりたい、かよう考えるのでございます。

以上、抽象的でございますが、私からお答え申し上げます。

- 社会教育課長（広岡史郎君） ただいま教育長から総括的にお答え申し上げましたが、付随いたしまして私のほうからお答え申し上げます。

田中議員さんのご質問の中にございましたように、公民館は社会教育法に基づきまして、市が条例及び運営規則を制定いたしまして、それに基づいて管理運営を行っております。ご質問の中にありました管理人の問題でございますけれども、最終的には、市の教育委員会が管理運営の責任をとるわけでございます。申すまでもなく、社会教育法に基づきまして市が設置した公民館でございます。現状では、南池田公民館には1名の方がおられます。委託契約によりまして、その方に管理運営を準委託しておるような状況でございます。南横山の公民館におきましては、町会長との間の話し合いで、無償で管理運営をお願いしております。北松尾におきましては、市の職員1名を配置しております。先ほど申しましたように、最終的には管理運営は市の教育委員会にございます。

第2点の公民館前広場の舗装でございますけれども、財政課とも十分協議いたしまして、48年度にはコンクリート舗装をいたしたい、かのように思っております。現在、要求をとりまとめております。

以上でございます。

- 7番（田中包治君） 私の言うこととちとちと根本が違うと思うんです。公民館条例あるいは公民館運営規則に基づいて公民館が運営され、管理されておるか聞いておるわけです。公民館規則があるわけですね。それに基づいて、北松尾公民館も条例どおりに運営しているのか、しておらないのか聞いておる。

○ 社会教育課長（広岡史郎君） 社会教育法並びに公民館設置条例には、それぞれ事業並びに
いろんな詳細について明記されております。現実には、先ほど教育長が申し上げましたように、
事業職員の人件配置に不備な点が多々ございまして、十分ご期待に沿うべき活動ができておら
ないのが現状で、強くその責任を感じておるわけでございます。言うまでもなく、青年学級の
開設、討論会、集会、展示会、講演会、種々事業がございまして、今後、職員配置なんかも十
分検討する中で、地域住民の要望も聞き、その職員自体についても、公民館運営、活動の専門
的な技術を有するものということも考慮して、ご期待に沿うように努力いたしたいと思ひます。

○ 7番（田中包治君） 公民館条例を守っておらないということで聞いたわけですが、そこで
問題になるのは、いま日本の国は法治国家ですね。私、愚問かもしれませんが、あなた
に聞きたいんですけども、社会教育法と公民館条例と、どちらが優位ですか。

○ 社会教育課長（広岡史郎君） 社会教育法並びに公民館条例は対等の資格と権利を有してあり
ます。

○ 7番（田中包治君） どちらが優位かと聞いている。

○ 社会教育課長（広岡史郎君） 優劣はつけがたいものと思ひます。

○ 7番（田中包治君） あんた、私らと違つて、法律の解釈がおかしいと思ふんです。法律と
いうものは、条例よりも施行令、規則が優先するんですよ。そういうことをわからずしてどな
いして社会教育ができるの、そうでしょう。これは教育長が発言するならしてくれて結構で
すけど、これははっきりしてるんだ。法規判例に基づいてははっきりしている。そういうことを
わからずして何が社会教育ができるの。そうでしょう。しかも、公民館条例あるいは条例集と
いうものは、市の職員はいかなることがあろうとも守らなければならない。これが法治国家
の本旨なんです。それを守らずして、あなたの任務が達成されると思ふのかと言ひたい。それ
以上のことは言ひませんが、あまりにもものの判断を間違つてると思ふんです。

もう一点、前を掘つたという話ですね。私があんたとこへ行く場合は、個人の場合ですから、
一市民です。そうでしょう。議員は、市政刷新なり、施策なり、その他についての発言権を議
会においては持っている、あるいは委員会においては持つておるけれども、われわれ議員個人
は市民と一緒になんです。そういう立場で私はあんたに頼んだんです。あまいう正面を掘つて、
危険きわるやないかと言つたわけなんです。地元からもやかましく言われるから、これをどうす
るんだと私はあんたに聞いたわけなんです。そしたらあなたが、向こうには管理人がおりません。
そうでしょう。もちろん調べに行くとは言つた。管理人がおりません。しかし市の吏員です。
こういうことでしたわ。これは間違ひないと思ふんです。だから私ははっきり聞いているんや。
管理人でない者がいるということは、あの公民館の管理室は市の吏員の社宅か、それとも市管

住宅かと聞いてるんだ。その点はどうですか。また、幾ら金をもらってるんやと聞いてるんだ。

- 教育次長（阪東重信君） 条例通り運営されていないというご指摘につきましては、率直に反省いたしまして、職員も置くべきところも置かず、その他事業目的を達成するための措置がなされていないというご指摘につきましても、今後十分、前進すべく努力いたしたい、かように考えております。

なお、公民館の入り口にみぞをつくった云々という指摘でございますが、入り口付近の自動車の置き場にならないような、子供だましのようなことをしたと聞いております。今後、公民館らしく、入り口周辺をコンクリートで整備いたしたいということを社会教育課長も申し上げておりますので、その点ご了解いただきたいと思います。

以上です。

- 7番（田中包治君） 金は取ってるんですか。
- 教育次長（阪東重信君） 取っておりません。
- 7番（田中包治君） そしたら結局、あれは何や。市営住宅とも違う。職員舎とも違う。管理はしていない。そしたら一体これ何や。こういうでたらめでいいの。
- 教育次長（阪東重信君） ご指摘のように、北松尾に1人吏員を置いておりますが、職員の宿舎でもないことはご指摘のとおりでございます。今後、公民館運営が果たせるよう、人的、物的、両面における整備をいたすべく措置を考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。
- 7番（田中包治君） そうすると結局、公民館条例を守っておらない。でたらめだ。この責任は一体だれがとるんだ。
- 教育長（葛城宗一君） まことに恐縮でございます。実は現在、向こうに宿泊しております市の吏員は、もともと向こうの管理人として就任いたしました。その後、職員の勤務場所の転換によりまして、現在、あらためて職員を置いておるんでございますが、そこに居住していた元の管理人が住居に困って、そのままになっておる。したがって、これはまことに申しわけないと思うんでございます。今後十分、この欠陥を改善してまいりたい、かように考えるんでございます。
- 7番（田中包治君） ここですみませんとあやまってもしかたがない。根本処置をどうするんだということです。北松尾公民館は私らよう知ってるんですけども、下はまきを積んだまだ。ぐるりは石くずで歩けんようにしてる。ガラスは割れたら割れたっきり。いすわったら汚れるようないすや。そういう措置、管理をいつからするのか。それだけはっきりしてほしい。金は要らんと思うんですよ。2、30万円か、40万円あればできると思う。それをどれくら

いでやるのかやらのか。それだけを聞きたい。

○ 教育次長（阪東重信君） 金額的な問題あるいはいつまでにということは明言いたしかねますが、ご指摘いただきました趣旨については、公民館らしい運営を果たすべく、予算面の折衝なり、対策について十分努力いたしたい、かよう考えておりますので、よろしくご承りいただきたいと思ひます。

○ 7番（田中包治君） 私は別にどういふ言っておるんじゃない。公民館条例という法律を無視してやった、その責任の償いは当然負わなくちゃいけない。そのために、やはり地域住民の立場に立って、これを早急にするというなら、これで一応、了解したいと思ひます。

それから管理人はどうしますの。教育

○ 教育次長（阪東重信君） 申し上げておりますように、責任は教育長なり、次長にまゐりますので、今後、そういう責任を果たすべく、管理なり、あるいは物的面についても整備いたしたい、かように考えております。

○ 7番（田中包治君） それでは隣保館の問題について。

○ 隣保館長（高橋正弘君） 隣保館長から隣保館にかかわる事項についてお答え申し上げます。まず1点の使用料の関係でございますが、ご指摘のとおり、本市の隣保館条例第6条に、無料であるということが原則とされております。ただし書きといたしまして、特に必要と認める場合には使用料を徴収するという例外がございます。現状では、この例外措置としては結婚式以外にはございません。無料にいたしました趣旨は、隣保館設置の趣旨として、社会事業法におきましての隣保館事業は、無料または低額な料金で使用させるものとうたわれております。それと、同和問題のすみやかな解決に資するという隣保館本来の趣旨の観点から、無料といたしております。

第二点目の運営維持費に関する国並びに府の補助でございますが、46年度の決算実績によつてご説明申し上げますと、運営維持に関する費用が3,526万円でございます。これに対しまして国が75万9千円、府の補助が355万7千円。合計いたしまして約432万円でございます。お尋ねのパーセンテージにいたしますと、約12.3%の率になるしだいでございます。

○ 7番（田中包治君） ここで問題になるのは、これは同和時限立法の趣旨に基づくんですから、そう問題はないと思ひますけれども、同和措置法というのは、法律によつて国が8分の2負担、府がある程度の補助をして、社会保障なり、施設の改善あるいは教育の改善等を含めた中で行なわれるということはわかつております。ところが、12%となると、問題になると思ひます。隣保館活動というのは、はっきりいまして同和事業なんですわ。そうすると、8

千526万円の中でわずか12%の補助金とするならば、3分の2は国家が負担するという時限立法との関連性において、市はどういうふうに考えているかというところに問題がある。これはやはりできるだけしなくてはならないやろうし、しなくてはならない。これははっきりしているわけです。そこで12%という数字になると、一体、市の理事者は何してるんやと聞きたい。法律においても3分の2補助するようになっている。その上に府が補助するというのが建て前なんです、そうでしょう。ところが12%とは、これ何や。何分の一になるんや。こういう施策に対して、市は一体どう考えておるのか、お尋ねしたい。

- 隣保館長（高橋正弘君） ご指摘もっともでございます、われわれも、また市の理事者にしても、同感でございます。これにつきましては、従来、隣保館の協議会、または中央交渉、または府の折衝におきまして、われわれ、いつもこのことを申し上げておるわけでございます。現実12%と、十分の一強でございます、原則として、国は同和行政に対しては、3分の1の補助を認めるという形になっておりますのに、現実にご指摘の通りでございます。隣保館については、規模基準の限度額がございまして、本市に対しては、3人という補助基準の算定しかございません。これでは全く現実と遊離したものであるということで、中央交渉などで再三、国のほうにも強く申し上げておるしだいでございます。
- 7番（田中包治君） 私は隣保館長に質問してるん違いまんねん。これはやはり市全般の問題なんです。そうでしょう。隣保館長に言ったてできっこない。市としてどういう対策で、どう求めようとしてるのかということを知りたいんや。
- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 助役（藤田 利君） ただいまのご指摘、いちいちごもっともでございます。国の補助、府の補助が少ないことに関しては、これのみならず、同和対策事業全般を引っさげて、国や府に強硬な交渉を続けております。逐次、よくなりつつありますけれども、現在の段階では、まだこういう状態であるということを非常に遺憾に思っております。特に一般対策費に対する補助率の低いことについては、府のほうへは相当強く要望して、その善処方について配慮を願うように、強い要望を重ねております。
- 7番（田中包治君） まあ済んだことですから、何ぼ言ってもしかたがありませんけれども、市長、議長もおられることだし、議会とも相談して、増額等については最大の努力をすることを希望いたします。

そこで私たち、市全体として考えなくてはならないのは、私たちが納める税金が市に入るのはわずか20%なんですね。和泉市には、はっきりいうたらその20%しか権限がないわけです。そこらを考えてもらわないと、20%以上あるというなら、税務課長なり、そういう人が

説明したら結構ですけど、大体、そういうになっている。したがって、地方自治体というものは3割自治だとか、2割自治だとかいわれるわけです。こういうわずか20%の税金ももらえない中で、当然、取れるべき補助金は当然請求し、その中で施策をしなくてはならないのではないかと私は思っておるわけです。その点特に理事者に要望いたしたいと考えます。

もう一つ、同和行政の問題ですが、いま、教育長が言われた社会保障制度の問題、これは大阪解放同盟本部の方針と、和泉市がやっておる方針は、少し食い違っておるのではないかという気持ちが強いわけです。もちろん、私はそれをどういうわけではございませんけれども、お互いに人の上に人をつくらぬ市民平等の原則、すなわち、市政というものには断層があってはいけないし、人間差別があってもならないだろう。こういう中で行政を行なわなければならぬ。和泉市の場合においても、山村地区で水道がなかったり、というような断層的な市政をやるとなると、やはり、それは方針としては、間違っておるんじゃないかと考えておりますので、これは要望としておきたいと思います。

最後に、知恵のおくれた人について、養護学校の問題とか、自宅訪問の問題を言われておったんですが、府の児童相談所とかいうのが上野芝にありますね。あそこまで親ごさんがそういう人を背負いながら相談に行ってるんです。訪問指導員が4名おるということですけれども、来たということも私は聞いたことございません。こういう問題について、特に在宅の人が40何名おると言われておりましたけれども、そこらは教育委員会としても十分考えて、親の身になって、教育機会均等の原則に基づく行政をする。名簿見ましたら、指導員はたくさんおると思うんですけどね。そういうことを相談する専門家はおらないんですか。

- 教育長(葛城宗一君) お見えになればいろいろ相談指導に当たる職員は常におります。しかし、積極的に訪問して指導する職員は置いておらないということをお願いしてございますが、さらに在宅心身障害児等でお悩みなおられる保護者に対しての積極的な相談指導ということで、事務分掌規程上も明らかにしまして、職員にその分掌を明確に位置づけたい、かように考えるしだいでございます。
- 7番(田中包治君) 時間もたちますし、次の人もありますから、最後にもう一つだけ私が言いたいのは、実はおたくへそういう人が子供を連れて相談に行ったらいいんです。ところが、けんもほろろに放り出されたというんですね。「うちはそんなことは関係ありません」というようなかっこうでやられた。それでは市を預かるサービス部門として問題があると私は思うんです。やはり、相談がまれば親切に指導し、わからないことは、府なりその他にもおるんですから、そういう中で処理していく。そういう人々を持つ親の気持ちを理解しながら、暖かき市政をする。これが本当じゃなかろうかと考えますので、この際早急に、責門でなくても、兼務

でも何でも結構ですから、そういう職員を配置いたしまして、今後は何とぞ、そういうことのないよう特にお願いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 田中議員の質問は終わりました。
- 議長（松尾千代一君） 次に五番、竹下義章君願います。
- 5番（竹下義章君） 5点にわたりまして私の質問をさしていただきたいと思います。特に1番、2番、3番、5番につきましては、今年の当初予算並びに6月の定例議会等で私が主張した点でございますので、この点につきましては簡単に申し上げますので、的確な答弁をいただきたいと考えます。

まず、第1番目の労働会館建設の問題でございます。これにつきましては、おかげをもちまして、6月の定例議会におきまして辻助役から建設をいたしますという回答があり、約200万円の設計委託料ですか、そういう名目による予算を組んでいただきまして、現在、進められておるといふふうに私は解釈をしておるわけでありまして。その中で、森田紡績の裏のほうに約1千500坪の土地があるから、そこに建設するということまでの約束をいただきましたが、敷地はどこにするのかということ。もう一つは、来年の当初予算の中に労働会館建設予算を計上してもらえるのかどうか、その点をお聞きをしたいと思っております。

2番目には、児童公園及び道路計画決定等につきましての問題でございます。身近な点を若干聞きまして、最終まとめをしてみたいと思うんですが、特に道路計画につきまして、私が前回の議会の中でも年ぎめでしなさいというところまで主張しましたのは、昭和25、6年ごろの決定がいまだにそのまま放置されておる。こういうずさんな計画決定が、この和泉市の中で行なわれておるわけです。それがために所有者が非常に困っておるといふ現状を私は訴えました。そういう中で、なおこの問題が放置されておることに対して、この問題の解決について、この一般質問で聞いてみたいと思うわけです。

まず2点ほど身近な点をお聞きしたいのは、和泉府中駅より中学校へ抜ける府中北通り、線。これはだんだん土地の確保ができてまいりまして、千里十里まで一応、来ております。あと、そのまま放ってあるわけでありまして、その中で、今日は欠席されておりますけれども、開発課の担当ということで開発課長のほうに、千里十里以外のところで、どうしても立ちのきをしなくてはならないということになれば、もう早くその話に入っていただきたいんだという考え方を持っておられる人がおるから、少なくとも、いずれ道をつけるという考え方があるならば、そういう制度化を急いだらうだという話を申し入れいたしました。その経過につきましては、開発協会の局長より計画課長並びに建設部長のほうにいろいろと伝えてあるということでございますので、そういう取り組みが府のほうとの折衝によってできておるのかどうか。できてお

るならば、いつぐらいから、どのように進めていくのかという点をお聞きをしたいと思います。

もう一点は、和泉中学校より黒鳥に抜ける泉大津一阪本線の問題であります。ここはご承知のように、非常に交通停滞しておるわけでございます。泉大津から上がってくる道は非常に広く、13号線を通りまして、今度は黒鳥のほうに上がる道が約半分。それがために、私が知ってる範囲でも、あのたんぼに車が3台はまったままというように、非常に事故が多いわけでありまして。交通停滞もいたしますので、この路線をどのように考えておるのかお聞きしたいわけでありまして。その理由として、おそこにボーリング場が建っております。ボーリング場の建設とあわせて、市の建設のほうでボーリング場の地主さんといろいろ話し合いの中で、いずれ道がつくということで寄付を受けた。どれぐらいの長さか知りませんが、無料になった、というようなことを私は聞いております。もし、そういうように市の将来計画の中の道路として確保がされておるならば、少なくとも、確保しているところまではどんどん工事を進めていくのが当然じゃなかろうかと思うわけでありまして。こういう点についてどのようになっておるかお聞きをしたいと思います。

ほか、児童公園とかいろいろございますが、この問題につきましては、私は市長にお聞きをしたいわけでありまして。計画をそのまま放ってあるという形が多いので、いちいち取り上げて聞くわけにいきませんから、総括して、今後の市の行政としての考え方をお聞きしておきたいのは、持っておる人が非常にお困りだということは、市長もおわかりだと思ふんです。そういう意味を含めまして、少なくとも、こういう計画は予算を伴ってすべきだという考えからいけば、計画をしたら直ちに実行に移す。実行に移したら、少なくとも、何年かの間に着工を見る。こういうことで市の行政を進めていかなくちゃいけないんじゃないかという話の中で、市長のほうから答弁がありましたのは、「私の任期は四年でありますから、4年間で計画をしたやつについては全部やります。」こういう答弁がございました。しかしながら私のほうから、「和泉市の発展を考えるとということになれば、4年では短いんじゃないですか」ということで、取り消しがございましたので、一応、その4年は別といたしまして、やはり市長の頭の中には、大体何年ぐらいで計画をし、府との関係で問題があれば、府といろいろ話をつけて何年ぐらいでできるという考え方をおありだろうと思います。いつも議会のまるたびに、ほかの議員さんも、どこの児童遊園はどうなるんだ、どこの道路については計画があるんだけれどもどうなっているんだ、ということだけしか聞かない。そしてまあいう答弁をする。こういうことの繰り返しがいままでのごとくでありますけれども、少なくとも、計画したものについては、私ども議員が二度三度かんでもできるようなことで進めてもらわんと困る。そういう意味合いから、何年計画に基づいて執行していくということで、ひとつこの問題については、年ぎめで取り組

みを願いたいということを申し上げておきます。

3番目の市営住宅でございますが、この件につきましては、前回の議会で建設次長のほうから5、60戸建設するというふうに聞いております。そこで来年度当初予算に市営住宅として何戸ぐらい予算計上をしてもらえるかということをお聞きをしたい。合わせて、場所がわかれば、場所もお聞きをしておきたいと思います。

4番目の幼稚園、保育園の問題でございます。これがちょっと問題でございますが、特に幼稚園につきましては、来年4月1日から入られる申し込みにつきましては、11月か12月をもって打ち切ったと私は思うんです。そうですね。そこで、各校区にある幼稚園の実態について、どの校区では何名定員をオーバーしておるのか。定員オーバーしている校区幼稚園名を発表願いたい。もし、定員をオーバーしているならば、定員オーバーにつきましてはどのように扱うのか。どのように進めていこうとするのか。その点をまず、幼稚園についてお聞きをしたい。

保育園も同様に人口増、社会増によりまして、また、貧困家庭が多いという和泉市の中におきましては、保育園にどうしても入れなくては生活できないという人が多いわけでありまして、しかしながら、現状の保育園の施設は、私に言わせれば間に合わせ式というようななかっことで、将来、和泉市の人口は幾らになるという考え方に立っての幼稚園なり、保育園の建設はされておらないとしか言えないと思うんです。そういうことで、非常に定員オーバーを来たしている。伯太の保育園でもそうであります。各校区でもそのように聞いております。この問題については、定員オーバーしたからそのまま家で待機してもらう。こういうことの繰り返しは現在までだったわけですね。来年一月、三月にかけて申し込みをされようとしておると考えておりますが、これについて、今年8月締め切った時点における状況、各保育園において定数何名で、何名で、何校区が定員オーバーになったという報告と、来年度の保育園につきましては、どの地域がどれぐらいのオーバーになる見込みかという点を出していただきたい。合わせて、幼稚園と同じように、定数オーバーに対しては、どのような考え方でこの問題に対処していくか、答弁をいただきたいと思うわけでありまして。

今後の幼稚園、保育園の建設につきましては、社会増、人口増という形の中におきまして、和泉市は非常に広い面積を持っておるベッドタウンだということでもんもん家が建ってきております。そういう考えに立って、これからの建設というものは、少なくとも、今回建設したら、4、5年や10年は人口増があってもまかない切れるというような考え方で建設というものを考えていただかなくてはならないと思います。そういう点について、教育委員会並びに保育園を担当するところ見解をお聞かせ願いたいと思います。

5番目のその他の中で、市役所前敷地購入の問題であります。これはどこの担当かわかりませんが、お答えを願いたいと思います。この問題につきましては、私がいままで議会の中でいろいろ申し上げまして、おかげをもちまして、市民会館の前は購入していただきまして、りっぱな駐車場ができてまいりました。合わせて私が許えてまいりましたのは、その左にある三角地であります。これはなぜ必要かということについては、私が申し上げるまでもなく趣旨はよくわかりだと思いますが、おそこを持っておる地主さんが、何か計画があるということで放さないということも聞いております。その計画は持つておる人の勝手でございますので、どういふものを建てようとする自由でございますが、いろいろなものが建つことによつて、この和泉市の表玄関が、せつかくりっぱな庁舎を建てながら、それによつて死んでしまうという問題。それから、駐車場が非常に狭いという問題もあるわけです。先ほど人事課長から答弁がございましたが、現在、977名の職員がおると聞いております。その中で、かなりの職員が車を持ってきておる。現在、できている駐車場についても、職員が車を置いているような現状ですね。それだけ職員が置く駐車場もなくなつてきておるという状態でございますので、私はこれの購入というものは、将来の和泉市発展のためにも、一日も早く急がなくてはならないんじゃないかというような考え方を持つて訴え続けてまいりました。前回の議会におきまして、市長から開発協会を通じて一日も早く購入するよう全力を尽くすという答弁もいただいておりますので、その後、どのような形で地主さんと当たられ、どのようなつたのかということと、今後どうするかということ、こういう点を含めまして、この問題につきましてはの答弁を願いたいと思います。

以上が私の5点にわたる質問の内容でございます。いままで私が申し述べてきた問題だけでございますので、理事者の的確な答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。どうぞ。
- 助役（辻 忠夫君） 私から労働会館についてご答弁申し上げます。
かねてご要望がございまして設計に取り組んでおるのでございますが、来年度当初予算に計上いたしたいというつもりで現在、検討中でございます。
- 5番（竹下義章君） 来年当初予算に組み入れるつもりという言い方をされておるんですが、少なくとも、ここまでくればやってもらえるものと判断しておりますから、必ずやる、当初予算に組むと、こういう答弁をもらえませんか。つもりじゃなくて。
- 助役（辻 忠夫君） 現在、まだ全部の計画が完了いたしておりませんので、そう答弁いたしました。今後の当初予算には入れます。
- 5番（竹下義章君） はい。次、道路のほうから先に聞きます。

- 計画課長（大浦行雄君） それではご質問の2点目の児童公園及び計画道路の計画決定の現状及び見通しについて、計画課長よりお答えいたします。

1点目の府中北通り線につきましては、本計画道路は、昭和42年度より事業に着手しておりますが、現在まで、府の補助ワクが少なく、事業の促進がはかられない現状であります。47年度におきまして、順を追って買収を行なっていくということで段取りをしておりましたが、特殊な事情によりまして、目的通り買収できない状態にありますので、開発協会等とご相談のうえ、先行買収も合わせて事業を進めていくということで、現在、事務の所定の手続を行なっております。参考のために、本年度は府の補助が事業費で2千万、2分の1補助であります。

2点目の泉大津一阪本線につきましては、ご指摘の通り、交通停滞が近年激しくなりました。その対策としまして昨年度、事業の第1段階をはかるべく、55条の先買いの手続を行なう予定を行なっております。それと、府のとりつけをいたしまして、48年度事業承認を得るべく、現在、設計の段階に入っております。ご指摘の通り、ボーリング場の開発当時、開発条件に基づきまして、専用道路として一部の提供を行なっておりますが、その点も十分考慮いたしまして、早急に事業化をはかっていきたいと考えております。

- 5番（竹下義章君） ちょっとぼく、よう聞き取らんかったんやけどね。府中北通り線の問題は、私が聞いた範囲では、もう府の段階とはいろいろ話がついて、購入のほうに入っているんだという形ができたというふうに聞いておったんですけど、そうじゃなかったんですか。

- 計画課長（大浦行雄君） 失礼しました。

銀銀行勘定なり、そういう準備の段階です。

- 5番（竹下義章君） まだ準備の段階ですか。

- 計画課長（大浦行雄君） 1戸1戸、個々を交渉には入っておりません。

- 5番（竹下義章君） それはまだできないということですか。

- 計画課長（大浦行雄君） 府と折衝しまして、先行買収するという了解を得ておりますので、すぐさま入れるわけです。

- 5番（竹下義章君） 了解を得たということは、明日からでも進めていけるということですね。

- 計画課長（大浦行雄君） そうです。

- 5番（竹下義章君） この点についてはわかりました。

そこで、もう一つの黒鳥町、泉大津一阪本線。これははっきり申し上げて、小栗街道までの間であれば、立ちのきする家は2、3軒しかないわけですね。

- 計画課長（大浦行雄君） そうです。
- 5番（竹下義章君） これも計画も古いし、大津からばっと下がってきて和泉になったらたんぼになってしまう、こういう形はくまい悪いわけです。これはなぜできないんですか。何かややこしいこと言ってたけど、もうべん言うてください。
- 計画課長（大浦行雄君） 事業承認を得るべく、再三府のほうに交渉をしております、了解を受けましたので、現に実施の設計を行っております。
- 5番（竹下義章君） もう了解を得て、これもすぐできるということ。
- 計画課長（大浦行雄君） 4.8年、年明けてから事業承認の手続をいたしまして……。
- 5番（竹下義章君） そんならいままでこの問題は放ってあったんですか。
- 計画課長（大浦行雄君） 準備はしております。
- 5番（竹下義章君） 準備はして……。
いままで府に申請していなかったんですか。
- 計画課長（大浦行雄君） 毎年毎年、補助のワクづけを要望してきたわけです。
- 5番（竹下義章君） ちょっとわからんなあ。
- 建設部長（中塚 白君） 私からお答え申し上げます。

泉大津—阪本線の件でございますけれども、ご指摘のように、これは現実に泉津中央線という形で、境果を渡って泉南線まで行ってございます。それから先の問題につきましては、大阪岸和田南海線、泉南線のバイパス路線の計画まで、いずれにいたしまして、縦の線が弱いという関係上、これはもう消防署設置の時点から、その問題が出ていることは私どもも存知しているわけでございますけれども、問題は、市の単独でこの道路をやるということになりますと、大きな事業費になります。国ともいろいろ折衝を重ねてまいりましたのでございますけれども、当面、差し当たって、中央線をまず先に片をつけようという指示を受けてございます。そのために今回まで延引してきた。と申し上げますのは、先行取得をしたから全部補助対象になるわけではございません。事前に国の承認を得て、初めて、先行取得というものが補助対象になるわけでございます。そういう事務上の手続がある関係上、今日まで、延引しているわけでございます。いずれにしましても、早急にまれをやらなければならない。ただし、大阪岸和田南海線の問題がございまして、これのある程の見通しを立てない限り、黒鳥の中は、計画決定は打ってはございますけれども、現実に軒並みに物件が並んでる関係上、これを撤去してやるということについては、かなり至難な問題がございまして、何はともあれ、大阪岸和田南海線への接続をはかる。いまの段階では、5.5条の指定を打ちますと、建物を建てられる場合は当然、届けていただかなければならぬのでございますけれども、規制を受けます。その場合、市は買い取りの

責任がございませう。その処置は、まず予備段階としてやっております。

問題は、しからばいつの時点で事業を起すかということでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、いずれにしましても、中央線を来年度中に片をつけ、次年度には何とか事業をはかりたい。それまでに用地の先行取得ができるよう、国なり、府の承認をとりつけたい、というのが現在、われわれ事務当局で考えている段階でございます。

- 5番(竹下義章君) 泉大津—阪本線の問題は、さっき申し上げましたように、立ちのきをするとなれば、小栗街道までなら3軒か4軒ですわ。あとはたんぼなんです。早くできればいいなと思うたのに、郵便局は年末忙しいということで、あれでまた見通しが悪くなったんですかね。そういうとで、あそこは交通停滞と交通事故が一番多いんです。あそこの道に面して、長さ何メートルぐらい購入ができておるわけですか。幅は別として、長さは。——まあ、實際誠意を持っておる地主さんもおるわけですから、せめて、そういうところぐらいはやっていったらどうか。あのたんぼのまん中を買ってしまえば、ある程度暖かされるわけです。通学路も全部含めましてね。だめなら計画を変更してくれたらよろしい。それはまたあとで市長に年ぎめてきめてもらう。55条と言うけど、家を建てる以上、自分は一生そこへ住みたいと思ってるんです。建てただけで、55条によってまた立ちのき頼みます。これじゃ住む人もかわいそうだと思う。だから、計画変更するなら、してもいい。やるなら、少なくとも、いままでに何ぼか持ってる土地があるならば、ぐんぐん進めていく。来年ぐらいはどうですか、できませんか。

- 建設部長(中塚 白君) ご趣旨のほどはわかりました。ただ、私のほうも、財源措置のある程度の見通しを立てない限り、むずかしいわけでございます。先ほどから何回も申し上げておりますように、市が単独で先行取得の分だけは全部やるということになりますれば、もちろん態度をきめなければならないんでございますけれども、何を申し上げましても、やはり計画道路については、国の補助の取りつけがない限り、先行取得を進めていくことにもむずかしさがあるわけでございます。われわれは当然、国、府に対する折衝なり、あるいは何とか早い時点でたとえいくぶんでも、最少的なものでも確保できるような形に持っていく努力はいたします。

- 5番(竹下義章君) はい、よろしい。次。

- 市長(藤木秀夫君) 竹下議員さんのご指摘の計画指定の土地をどうするのかというご質問でございます。これは前回にも指摘されていろいろと申し上げたわけでございますが、その計画指定を打った土地というのは、道路あるいは公園等、たくさんございます。実は現在これをわなぎ船のようにしてあるわけで、市民に非常な迷惑をかけておることは事実でござい

ます。しかしながら、これを取得する上におきましては、かなりの財源を持たないかんというところに問題がございまして、一朝一夕にどれもこれもということはおそらく無理な問題でございまして、本年度8月にも肥子池の指定も打ってある。これとても3億何がしの金が要っております。これは先行取得で開発協会のほうで買収して、本年、その一部が認定を受けまして、現在、やれる段階に相なっているわけでございます。続いて足洗公園もございまして、これとても5千550平米ですか、膨大な地区でございまして、なかなか、一朝一夕にやることはできません。しかし、これに向かって、徐々にこれを実行に移すべく、決められた財源をにらみ合わせながらやっていきたいと考えております。しからば、何年ぐらいでそれを解決するのか、あるいは実行するかということにつきましては、なかなかはっきりと申し上げるわけにもまいりませんので、どうぞその点よろしくご理解賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

- (竹下義章君) 私、どうしても年ぎめで決めてもらわんと困るというつもりで言うたわけじゃないんです、当初は。ただ、あまりにも和泉市の計画はずさんである。いま言われたように、何をやるにも金が要る。それは当然ですね。だから、予算を伴わない計画はすべきでない。少なくとも、予算を伴って、いま苦しいけれど、和泉市発展のためにはこうせんといかんのだという計画を打つ以上は、その計画を執行さしていくのは理事の役目だと思うんですよ。いまも市長が答弁しているように、府との関係もあるし、立ちのきの問題もむづかしい。むづかしいから変えるといっても、変えるのもなかなかうまくいかない。こういうことを繰り返しているわけですね。それがために困るのは市民です。私は計画変更はありえないということはないということはないと思うんです。計画をし、進めていくように考えてやってきたけれども、どうしようもない。したがって、この計画は変更すると。たとえば、道路については何年をもって計画変更するとか、児童遊園はどうだとか、やっぱり、品物によってはむづかしい問題もございまして、できんならできんで計画変更する。えらそうに計画計画の打ちっぱなしで、いざ家を建てるとなったなら市役所へ届けないかん。届けたら、ここは計画があるから、また出る時はよろしく、というようなことまでせんとか家が建たんというような問題が地域によってはあるわけです。だから、これはできんものならできんもので計画変更していく。市長、知ってるでしょう。昭和20何年に計画打ったまま放たらかしてあるのがようけあります。そういう行政でよいかどうかということですよ。いま即答できんなら、私はまた次の議会で申し上げますけれども、たとえば、道路計画等についてはどういう考え方でいくが、児童遊園等についてはどういう考えでいくということで、やっぱり、和泉市の発展を考える中において、予算を伴って計画していく中で、この問題はこうだ、この問題はこうだという、ある程度の見通しと年

ぎめをしていかなければ、いつまでたっても解決できんと思う。年ぎめであれば、担当なり、市市長等においても、これは何とか計画的にやらんといかん。國、府に行つて予算を取つてこないかん。こういう形でやっていただけるだろうと思。私は何もずぼらしてると言っているんじゃない。そういう何かの形をしなかつたら、和泉市はよくなりませんよ。現実には放つたらかします。今日はよいですから、次の議会で私がまた質問するときには、こういう品物はこうだ、こういう計画についてはこれくらいの年限でどうするということを、各担当で十分検討していただいてお答え願うということで、この問題は終わります。次はひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 建設部次長(林 徳次君) 第8点、市営住宅の建設につきまして、私からお答え申し上げます。

お説の通り、市営住宅の建設を48年度に実施するということにつきましては、本会議におきまして理事者からご回答申し上げた通りでございます。具体的な内容につきましては、すでに府のヒアリング等も終わりました、補助事業でございますので、一定の手續を事務局で進めております。場所は、現在の市営唐園団地のまき地でございます。戸数は16戸計画しております。

以上でございます。

- 5番(竹下義章君) たしか4、50戸ぐらい建設する予定じゃなかったんですか。16戸ですか。

- 建設部次長(林 徳次君) 冒頭のご質問の中で、「たしか次長から5、60戸と聞いたが」というふうにもお聞きいたしまして、その点は意外に存じております。たしか私の記憶では、のりくらりした答弁を申し上げまして申しわけなかったんですが、最終的にきびしい議員さんのご質問がございまして、市長のほうから最終的な態度をお答え申し上げるという事態になったかと思ひます。そういった過程の中で、いま、仰せのような戸数を申し上げた記憶はございません。

- 5番(竹下義章君) 16戸建てていただくのがいかんというのじゃない。建てていただくのは非常にありがたいわけです。しかし、人口10万を擁する、広い面積を持っている和泉市において、16戸といつたら、もう……。いままで毎年30、40と建ててきているならよいわけですよ。しかし、毎年建っておらないという現状の中で、幾ら市の財政が苦しい状態であっても、16戸じゃ、ほんまにお茶を濁してことになる。16戸でも結構なんですが、それ以上の建設をしていただけるように、何とか手の打ち様はないんですか。はっきり申し上げると、まき家抽せんて当選をしている人がまだかなり残ってますわな。そうでしょう。和泉市で

住宅を申し込むとすれば、まき家抽せんしかないんですよ。まとめて新しく入れるというやつはないわけです。あき家抽せんだけという状態がいまの和泉市であります。各市にいろいろ聞けば、どんどん市営住宅を建てる。また、来年度予算にもかなり入れるということも聞いております。そこでやっぱり、16戸じゃなくて、苦しかろうとも、せめて倍ぐらいは年次計画の中でやっていただきたい。市長も16戸じゃお茶を濁したような感じがするので、少なくとも倍ぐらいは何とか当初予算の中に入れていくということぐらい考えてもらわんとね。16戸の募集に対して何百人来るといようなことじゃなくて、少なくとも、4、50戸ぐらい建てただけのとほくは思う。不満を言うてもしょうがないでしょうけど、16戸じゃあちょっと……。やっぱり政治姿勢として、低賃金の労働者が多いから市営住宅を建てていくという考えがあるならば、16戸や20戸じゃどうしょうもないんで、この倍ぐらいは48年度予算に計上していくことを何とか考えていただくわけにはいきませんか。そのところどうでしょうか。

- 市長（藤木秀夫君） 林次長からですか、10数戸というのははっきり申し上げたことがございましたが、私も先ほどの竹下さんの質問の中の4、50戸という数には驚いたわけでございます。

ご存じのように、金さえあれば幾らでも計画できますけれども、そうはまいりません。多くの市民を抱えながら、少ない住宅で、これは非常に貧弱なこととございますが、実はまた近くに供給公社のできることもいささかまでしているようなこととございます。どうか辛抱願いたいと思います。

- 5番（竹下義章君） せっかく建てていただくわけですから文句をつけるわけじゃないんですけども、市の財政が苦しいという中で16戸建てるということですが、市の持ち出しは何ほになりますか。

- 開発課長（白川 保君） 一般会計719万5千円。それに伴う起債が8千416万8千円でございます。

- 5番（竹下義章君） してる。これからでもおそくないから、予算前にひとつ十分考えていただいて、これ以上建設してもらおうということをお願いして、これで終わります。

- 議長（松尾千代一君） はい、次。

- 教育次長（阪東重信君） 昭和48年度4月に向けての幼稚園入園募集の結果は、私のほうでは4つの幼稚園を持っておりますが、200人の定数に対して希望者が263とオーバーしたのは伯太幼稚園だけでございます。この伯太幼稚園につきましては、4月までに所要の対策を講じまして、全員を収容するという教育委員会の方針を立てております。

以上でございます。

- 市民部長（小林一三君） 保育所関係でございますが、議員さんご指摘の通り、申し込みをまだいたしておりませんので、締め切り後、その状況等につきましてご報告させていただきます。

なお、来年度の定員オーバー等の対策につきましては、大規模団地の建設によるものについては、すでに建設計画を立ててございます。しかし、一般の社会的なる急増につきましては、非常につかみにくい状態でございますので、8月締め切った時点で実態把握をし、上司と十分協議のうえ、全員収容できるよう、市として最大の努力をいたす所存でございます。

抜本的に施設の新設等の必要性が発生した場合等につきましては、国なり、府と早急に緊密な協議を行ない、また厚生文教委員会等の十分なご審議をお願いいたしまして、最善の努力をしてみたい所存でございます。

- 5番（竹下義章君） 幼稚園はこれでわかりました。定数オーバーは伯太だけ。これは全員入れる。こういうことですが、全員入れるというのはどう建物ですか。どういう形で収容するの。

- 教育次長（阪東重信君） 48年度の当面の措置といたしまして、建物の不足に対しては仮設教室を考えております。敷地につきましては、隣接地の借用を考えております。抜本的な対策につきましては、議会の都度、ご指摘いただきますように、一小学校一園設置する基本的な構想に向っての対策は講じております。ただ、財政的に現行補助金制度の中では、幼稚園の補助率が非常に悪いということで、教育長会等を通じて、義務教育化しようとする中教審の答申があるなら、それなりの補助率に持っていくようにという要請をいたしております。48年度に向けましても、小中学校並みの補助率の改定を訴えておるような実態でございます。抜本的には、このような方向の中で検討いたしたいと考えております。

- 5番（竹下義章君） 幼稚園について、意見だけ申し上げておきます。これからもそうだと思いますけれども、人口急増によりまして、伯太等は定員オーバーが激しい。建物もいまの幼稚園の敷地内では、不可能に近いぐらいになっている私には見受けられるわけです。これを毎年毎年、仮設で補っていくということになれば、不十分な施設になると思います。したがって、抜本的と言われるなら、これからの社会増等いろいろ含めても、これならいける、という建設計画を伯太幼稚園についても考えていただきたいということを、意見として申し上げておきます。

それから保育園の問題ですが、私がいま聞いたのは、幼稚園と同じことでありますが、保育園の締め切りは1月、2月ぐらいのことになるろうかと思えます。したがって、来年のことははっきりわからんとしても、今年締め切った際の状況として、どこの校区で定数に対してどのく

らいオーバーしたかということ、このオーバーについては、待機組とかいろいろ含めまして、
どういう処理をされたのかということが一つ。

もう一つは、去年、今年のいろいろの見通しの中で、来年もおそらくそういう問題が起こって
くるだろうという予測がされる校区はどこか。それに対しては、どのような考え方で臨んで
いかれるのかということをお聞きしておりますので、その点を合わせてお答えいただきたいと
思います。いまの答えじゃ、ちょっとになってないんじゃないかと思えます。

- 社会児童課長（森 保君） ご指摘の点、2点だと思います。1点の本年度4月の各校区ご
との保育園の実態と申しましょうか、入園申し込みをして超過された数と申しましょうか、そ
れはみなさんの協力を得まして、47年度につきましても、かろうじて入園申し込みのほとん
どを消化できたわけです。途中入園等で、かなり校区ごとの申し込み者が増加してございます。
国府校区、伯太校区の和泉保育園と国府保育園、信太校区、この3校区につきましても、多少の
待機者がございます。

本年度の見通しでございますが、一月半ば過ぎより受付及び入園の作業を進めてまいりましたが、
本年度の見通しといたしましては、私の目測では、かなりの待機者が出るのではなかろう
かという予測でございます。

そういった待機者の措置を今後、どのように考えていくのかというご質問でございますが、
具体的に申し上げますと、特に3才未満児の申し込みが非常に多うございます。先ほど部長も
お答え申し上げました通り、必要性に応じまして種々、たとえば増築等考えたい。増築できな
い箇所もございましょうが、財政の許す範囲内におきましてご協賛申し上げると同時に、一校
区一保育園と申しますか、幼稚園の関係もございまして、特に教育委員会との横の連絡も密
にいたしまして対処していきたい。かような考えております。どうぞよろしく願います。

- 5番（竹下義章君） 幼稚園につきましても、定数オーバーしても全員入れるというありが
たいことになったわけですが、幼稚園は保育園とはちょっと性格が違うわけです。幼稚園
であれば、こういう言い方は悪いんですが、ええとこの子ども、貧乏人の子も全部行けるわけ
ですな。保育園は中流以上の家庭になれば、子供のために保育園に入れたいというても、市が
やってる保育園に入れんわけです。きびしい査定によって落としているわけです。そうでしょ
う。きびしい査定で落としているということは、共稼ぎをせんことにはどうしても生活ができ
ない、そういう人を入れようということでしょう。それが市の保育園の性格でしょう。違いま
すな。そうでしょう。そういうことになるなら、私はまあ、幼稚園も落んだからあんまり言う
ことはないけど、待機組を残さず全員入れてやるんだ。入れてやらんことにはかわいそうだと

いう立場に立って保育園の行政をせないかん。私は個人的にも課長等にいろいろ申し上げたんですが、入れんというならば、その人は生活ができないから入れてほしいということをおっしゃるんだから、そんなら生活保障を簡単に受けさしてくれるんかとなれば、簡単には受けさしてもらえないわけです。そういう悩みを持ってくる人が待機組にかなりおるわけです。低賃金の人なんかを査定によって入れていくんだということなら、全部入れてやるということが当然なんです。そういうことで今後対処してもらいたい。

それからもう一つは、かるじて、と言われておるけれども、伯太の場合、待機組がかなりおる。今年も何名かわかりませんが、そういう査定をして、どうしても、入れんといかん。しかし施設がないから入れられんという人については、全員入れていく。こういう姿勢で48年度から取り組んでいただく。そのための施設を考えていただく。こういう確認ができれば、これで私は終わりたい。その点どうですか。

- 社会児童課長（森 保君） 十分その点取捨選択いたしまして努めていきたい、かよう考えております。
- 5番（竹下義章君） 定数オーバーに対しては、施設の仮設等を含めていろいろ考えて、査定によって入れんならんならについては全員入れてやる。こういう確認でよろしいですな。48年についてはそうですな。
- 社会児童課長（森 保君） はい。
- 議長（松尾千代一君） 次。
- 開発協会事務局次長（山本後兼君） 5番のその他の問題につきましてお答え申し上げます。

この問題につきましては、開発協会が用地担当をするという見地からお答え申し上げたいと思います。

すでにご承知の通り、この前の現在、駐車場になっております用地につきましては、本年早々、今年の初めにお譲り願ったわけでございます。これをお願いしておりますときの経過といたしましては、地主さんのご意見といたしまして、過去において何回となく市のほうから三角地を含めていろいろ希望を持たれておった。ままりにも市の実情を聞かされて、このままお断りするのはしのびがたい。したがって、現在できております市役所ま前の土地につきましては一応、お譲りするけれども、三角地のことについてはこの際、ひとつあきらめてくれ、こういう固い意思があったわけでございます。その後におきましてもお願ひにあがっておりますが、先方さんのご意思が固いというような状況で、私ら事務担当者としては、過去のいろいろお願ひした状況から推察するなら、この三角地をこれ以上ご無理申し上げるのは非常に至難だという判断をいたしておりますので、その点ご報告申し上げます。

○ 5番(竹下義章君) この問題については、売らんというのでありますから、私もとやかく言えんと思うんですけども、やっぱり、将来の和泉市を考える中において、幾らかかるうともこの前は確保しておくべきだという主張に基づいて出してきた問題であります。その中で、市長がこれは購入すべく進めていくということで、いろいろ話もされて、経過はいま開発のほうからあったわけです。いまの経過によると、事務段階では、もうどないもこないもならんんじゃないかということになっておるとい話ですが、市長として、市役所を預かる長として、この問題を今後、どのように進めていかれようとするのか、その点ひとつお聞きをしておきたい。

○ 市長(藤木秀夫君) この前の土地は、むろん、どうしても市が買収せねばならん要素を有する土地でございますが、相手のあることで、先ほど説明がありましたように、非常にむずかしい問題がございます。前の土地も替え地で買うたわけでございますので、やはり、替え地でも持っていつて何とか話はできないだろうかということですが、これの折衝については、はっきりした回答も得ていませんので、その点、そのうち一度はっきりしたお話をしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○ 5番(竹下義章君) これから積極的に進めていくということですね。

○ 市長(藤木秀夫君) はい。

○ 5番(竹下義章君) 終わります。

○ 議長(松尾千代一君) おはかりいたします。次は藤原議員さんでございますけれども、ここで暫時休憩さしていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

(午後2時45分休憩)

(午後3時9分再開)

○ 議長(松尾千代一君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に25番藤原要馬議員、お願いたします。

○ 25番(藤原要馬君) それでは私の一般質問に入ります。

まず質問に入るまでに理事者に特にお願いしておきたいことは、答弁に対してはどうか的確なご答弁を願ひたいと思ひます。的確なご答弁いただければすぐ終わりますが、答弁のいかんによってはまた時間を要することになりますので、よろしくお願いたします。

人事に関する件でございますが、この件は、午前中に貝淵議員からいろいろ質問ありましたが、私は角度を変えていろいろお尋ねしておきたいと思ひます。

まず、私も不勉強なために、これは恥しいしだいでございますが、市というものは、市民の

サービス機関だと思っんです。しかし、日々、われわれの見る目においては、十分なサービスをしている人もありますが、不十分な人もあると思っんです。これらについて市長、助役はどういうお考えを持っているのかお尋ねするとともに、新規採用についても、長年不採用であったのを、昨年度、一気に採用したために無知な人が多いと思っんです。採用して一気に職場に入れて仕事をさすのでございますから、市政に対して十分なことができないのは当然でございます。しかし、現実には、職員不足のために、新しい人を重要な位置につかさなきゃならないような結果になってると思っんです。やはり今後は、新規採用者に対して講習期間を3カ月か、6カ月ぐらい持って、十分市政を知らしめるような制度をつくらなきゃだめだと考えておりますが、この点について合わせてご答弁願います。

次に第二阪和国道について。これは41年度からの計画に基づいてやっているわけでございますけれども、いまだにできない。そのできない理由は、私は申し上げるまでもなく、市長、助役、担当部課長はよくおわかりのことと存じます。先祖からの財産を、ただ法的に基づいて区画整理をやるんだという態度。所轄官庁に許可願を出して、許可が来たからそのままやるんだというような政策をもってやろうとするから大きな無理があると思っます。やはり、公園道路等におきましては、市の所有地と化すわけでございます。これらについては、市が十分考えなきゃならんことをいままで考えておらずに、減歩率の高いものでこれを実施していこうとするから、今日までいけなかったと思っのでございます。そこで隣接の天津、高石も早や、できてきました。高石等の並みにやっていこうとするならば、和泉市は7億、8億の財源を要するということでございますが、それだけの財源を支出してでも、市長はやる意思があるのか、ないのか。この点は特に肝に命じてご答弁願わなきゃならないと思っます。これは特にお願いして終わります。

その中で、先ほど、田中議員から質問があったわけでございますが、公民館というものはどういうものかということです。これについては、条例によると、青少年会とか、主婦会とか、いろいろに使用するわけでございますが、和泉市にはこれが何カ所あるのか、お聞きしたいと思っます。

答弁によっては私は再度質問したいと思っますが、一応、これで私の質問は終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 助役（辻 忠夫君） 藤原議員さんの人事の問題についてお答え申し上げます。

いま、ご指摘の点についてはわれわれも反省をいたしまして、もっとサービス本位な仕事をするようにしなければならぬ。これは一にかかって、私をはじめ幹部職員が若い職員に対する指導が足らなかったと反省をいたしております。つきましては、近いうちに、年明けて早々

にでも、いい講師を頼んで、サービスについての講習も行ないたい。

なお、新規職員については、採用時に2.0日間の講習をいたしましたが、これでは十分ではございません。今後、新規職員に対してはもっと長期的な計画を立てまして、いまご指摘の点については、十分講習をして実務につかしたいかように考えます。

- 25番(藤原要馬君) サービス機関として不十分なところもあるということを認めているらしい答弁でしたが、これについては市長、助役はもっと真剣に取っ組みなきゃいけないと思うんです。ということは、人事権について、だれがこれを指揮し、掌握しているのかということです。ほとんど指揮、統一をしていないと思うんです。やれてないと思うんです。人事権についても、行政的な問題につきましても、部課長に連帯責任を負わすような形をしておらないと思うんです。人事異動につきましても、市長部局のほうでやっしてしもうて、部課長の意見とか、具申等を受け入れるようにやっているところは少ないと思うんです。そういう結果、こういうものが生まれると思うんです。やはり、もっと部課長に管理職としての職にふさわしい権限を与えるべきだと思うんです。どこの社会でも、命令系統を統一する、指揮系統を統一するというにつきましても、制度がまると思うんです。どんな会にでも、どんな組織にでも、皆まるはずです。だから、命令系統ははっきりしているはずなんです。ところがうちはそうじゃない。それに伴って、秩序と礼儀というものは欠けていると思うんです。やはり、秩序と礼儀なくして人に接するサービスというのはできないと思うんです。そこらの教育は全然しておらない。

それともう一つ述べておきたいことは、管理職には、もっと管理職手当をようけやってもいいんじゃないですか。やはり人間ですからね、人間のつながりをつくるためには、居残りとか、超勤した場合には、いろいろ気を使わなきゃならんと思うんです。ところが現在の状態ではそういうことがやれない。そういうところを市長、助役は十分考えをして、指揮統一のできるような政策をやっていくべきだと思うんですけども、これが行なわれておらない。今日は私は深く質問しません。要望にとどめておきます。やってくれますな、職員の講習のほうは。

- 助役(辻 忠夫君) 新しい職員に対する長期講習の計画は、現在は時期の都合でできないと思いますが、折を見て、講師を呼んで断片的に講習をいたします。次から採用する新規職員に対しては、実務につく前に、少なくとも一か月半ぐらいの講習をしたいかように存じております。

- 25番(藤原要馬君) できないということはおかしいと思うんです。消防署はいま満ばいの職員がおる。それでも定数よりは不足している。それでも、消防署の職員を新規採用したら講習やってる。これは制度化すればやっしていけるわけです。ですから、やろうとすればできる

わけです。別にほかに行かなくても、うちの中でそういう機能をつくって、そこで十分講習をして、職場に入れば、直ちに市民サービスに支障を来さないだけの教育をする。これが当然じゃないですか、私はそう思います。何も知らん人をばっと重要な職場に放り込んでしっかりやらんかいしっかりやらんかいと言っても、できるはずがない。昔の軍隊でも、一兵卒から二等兵と、こうなっていくんです。もっと講習して、十分教えて、そしてサービスするようにすべきだと思うんです。そういうことでお願いして、これは終わります。

次、阪和。

○ 助役(辻 忠夫君) 阪和国道につきましては、先ほどご指摘の通り、和泉市が一番おくれております。これはいま言われましたように、最初から地元は、用具方式をある程度希望しておったことはわかっておりました。しかし、近辺の市と相談いたしまして、区画整理がいい。道路ができたときは、主幹道路だけでなく、その地域全体が将来、市街化されるのであろうということを目論みいたしましたならば、区画整理方式がいいということで踏み切ったわけでございますが、地主さんは依然として、主幹道路だけをまずつけりゃいいじゃないか。そのためにはその道路を買収せよという要望が非常に強うございました。先ほど言いましたように、それができない。区画整理方式でやると減歩率が高いということで悩んでおったわけでございますが、最近、住宅関係の公社をまそこへ導入いたしまして、そして土地を売りたいという希望も相当ございましたから、その公社と地主さんとの話し合いによりまして、相当の土地の土地も現在すでに買収いたしております。そういうことによりまして、減歩率もある程度公社に持ってもらうということにいたしますならば、おそらく現在の半分の減歩率でいけるんじゃないか。いかに減歩率がかかって財政が窮迫いたしましても、これは市として、市長としてやらざるをえない仕事でございますので、できるだけ市の負担が少なくてすむように最大の努力を払い、そして完成すべきである。かように考えております。

○ 25番(藤原要馬君) 助役の答弁はいままでやってきた結果のことだけですが、今後、これを遂行していこうということに対する考えはどうなんですか。あんたがいま言うてるのは、大阪府住宅供給公社のことだろうと思うんですけども、それは第2の問題です。私がお尋ねしている第2阪和国道については、特別委員会のおれなどもされているわけですけども、やはり、市長のはっきりした意思表示がなかったらできないわけです。それを聞いているわけです。高石と並んで、並行した線でやっていくなれば、市の持ち出しとして7億円、8億円の金を要する。それだけの金が要るけども、やはり実行するためには、ほかのもろもろのものは放ついてもやるというのか。供給公社にお願いして減歩率を払ってやろうというのか。市の持ち出しを少なくしてやろうというのは、これは当然のことです。しかし、それでは早くできないと

思うんですよ。供給公社にも予算があるし、いろいろあるわけですからね。そない簡単にできない。この前聞いたところによりますと、買いに入ろうとしたけども、地元の人はそういう大道路等が入ってきたら困るということで拒否したと聞いてます。そういうことではなかなか早急にいかないと思います。ですから、今後、やっ払いこうとする意思があるか、ないか。8億円要ってもやるんだというのか。高石の12.6%の減歩率でやるんだという気があるのかどうか。それをはっきりしてください。

○ 議長（松尾千代一君） 市長答弁。

○ 市長（藤本秀夫君） 第2阪和国道については、前回の特別委員さんにも絶大なるお世話をかけながらも遅々として進まない。阪南市長においても、その話が出るたびに穴を探したいような気持ちであるわけでございます。何を申しましても、先ほど、藤原議員さんのおっしゃるように、相当ふんどしを締めてかかんなきゃいけないところまで来ております。しかしながら、地元の地主さんといたしましても、近隣の高石あるいは大津のほうの地主さんとほとんど同額というような覚悟は持っていただかなきゃ、おそらく完成しないと思っております。また、7億も8億もこの和泉市で要するというようなことが起こってまいりました場合、それに耐え得られるか、得られないかということは、言うまでもないと思うんでございます。公園あるいは駅前前の広場等は、なるほど、それを買収する責任が市にありますけれども、この貧弱な和泉市が国道をつくるための負担までとはとても背負えない。そこに非常に苦慮するわけでございまして、供給公社にもご無理を願ひ、何とか打開策を講じたいということで、部長以下課長がその点に尽力しておるわけでございます。その面につきましては、部課長からご説明申し上げたいと思います。

○ 25番（藤原要馬君） 市長の答弁はどうも納得いきませんね。国道をつくるのに対して、7億も8億も要するというようなことには耐えられないという答弁だったんですけど、それはおかしいと思えますよ。何も国道をつくるからその金が要るんじゃないんですよ。国道をつくるから、市がそれに便乗してるんじゃないですか。それを誤ったらいかんですよ。見解の大きな相違ですよ。区画整理というものは、国道をつくるから、和泉市の市民さんの持っている土地をまず都市計画化していくということですね。違いますか。それをあなたが誤った見解を持っているから、この事業はだんだんおくれるんですよ。都市計画法に基づいて、市街化区域ならやっぱり根本的に区画整理というような措置をしていく義務があるんでしょ。それに対して、市街化調整区域で宅地並みの税金を取ろうとしたわけでしょう。その税金によって、そういうものをつくっていき、やっ払い、こういうことであつたと思うんです。そうでしょう。それに国道をつくるための金なんか負担でけんって、それはおかしいですよ。やはり市民のた

めに、あとやるものを先にやるということでないだめだということですよ。違いますか。市長がそんなこと考えてたら、われわれが委員会でわじりはち巻きで懸命にやろうとしてもできませんよ。だから、土地開発をやっていこうとするんだから金は要る。減歩率というものは受益者にも負担をさすことが原則だ、ということでやっているわけじゃないですか。違いますか。市長、そんな答弁されたら、われわれ納得できませんよ。朝、成田議員が三回以上質問したらいかんと言いましたけど、質問せざるを得ないじゃないですか。

- 市長（藤木秀夫君） 部課長から詳しい説明をさします。
- 25番（藤原要馬君） 何ですか。市長答弁。
- 市長（藤木秀夫君） その点については、部課長に詳しい説明をさすと申し上げてるわけでございます。
- 25番（藤原要馬君） 市長、それはおかしいと思う。私はいま部課長から内容を聞こうというんじゃない。市長の姿勢をただしてるんだ。何を言うとするんだ、君は。君の私に対する答弁はそれでええのか。一べんみなに聞いてみなさい。知らんのやったら君から部課長に聞きなさい。
- 市長（藤木秀夫君） やることはむろん責任を持ってやってやりますが、金策の道でございます。
- 25番（藤原要馬君） 金がないからできないということですか。できなければ、議長、ここで休憩していただきたい。そして第2阪和国道の委員さんにご参集願いたい。これでは、われわれが委員会で口角泡を飛ばしていかなる審議をし、いかなる努力をしてもできません。できんような委員会なら、われわれやる必要なし、違いますか、議員のみなさん。そんな見解持っとって何ができるんですか。こまかいことは私はいつも聞いております。そんな聞く必要ない。市長の姿勢をただしてるんです。8億円要ってもやる意思があるのか、ないのかを聞いてるわけです。そんなもん和泉市の財政ででけんというなら、それで結構なんです。休憩してもらって、委員会開いて、委員にはからなきゃいかん。
- 議長（松尾千代一君） ……市長、答弁。
- 市長（藤木秀夫君） ……。
- 25番（藤原要馬君） 私がここで市長に申し上げたいことは、こういう重大な事業について、われわれが質問してから部課長に聞かなきゃわからないというようなことでは困ると思うんですよ。私は何もあなたを追及したくないんです。われわれは市民の代表者であり、執行機関の監督者なんです。この事業が長年の間にまだできておらない。それを分析したらこうだということはわかっておるはずだと思うんですよ。私が申し上げるまでもなく、あなたはこの重

大な事業について日々、部課長を督励する義務があるわけです。部課長を督励していれば、われわれ議員から質問があった場合、堂々と答弁できるはずなんです。おかしいじゃないですか。私はそんなんでは困ると思うんです。

- 市長（藤木秀夫君） 姿勢においては、やるということは、これは言うまでもなくはっきりしております。わかっていますか。
- 25番（藤原要馬君） わかりませんか。やるという意味があると言うんやけど、さっき金がなかったらできへんと言うたんじゃないですか。
- 市長（藤木秀夫君） まとをいえばそういうことを考えるんでございますので、いま、練っている方策を部課長のほうから詳しく申し上げますと、こう申し上げたわけでございます。
- 25番（藤原要馬君） ほう、和泉市は首長はだれですか。議長に聞きたうなってくる。首長はだれかいなあ。やっぱり、和泉市政全般にわたっての指揮統一は市長にありと思うんですがね。小さい問題においては市長が知らないことも多くあるし、またできないからこそ、部課長以下職員が置いてあるわけでございますけれども、大きな問題についてはもっと知り尽くすとともに、財源確保については、こうやるんだというような説明がわれわれにあってしかるべきだと思うんですよ、市長みずから。われわれは部課長から聞きたくないんです。また、市長のほうから、どうしても財源的に苦しい立場にあるので、どうか議会の皆様、また議会から出ている特別委員会の皆様、財源の問題についてもご協力をお願いしたいということがいままであったですか。私の前の委員会もあったわけですが、その時代にもそういう依頼があったんですか。あんたは目の先にぶらんついているものだけしか言うておらない。そんなもんは納得できませんよ。私はこんな簡単で済ますつもりやった。ところが、あんたの答弁聞いてると、ほんとに市民に申しわけない。第2阪和国道をつくるから金が要るんだ。莫大な金を入れないかん。そんな見解はもってのほかだ。違いますか。だから議長、私はこれで終わって、明日から直村さんにやってもらいますが、議員の皆さんにもお願いして、特別委員会でもせんなら、第2阪和国道は進行できないと思うんです。用買でいくなら、用買でいくな方法も考えないかん。8億円要ろうが、10億円要ろうが、やらなきゃならぬものはやるんだという姿勢を示さなきゃやれない。何も和泉市の市費だけでやらなきゃならぬということはない。そうでしょう。やはり国、府もあるんです。府が親なら、国はおじいさん。できなきゃ、親とおじいさんに食らいついてでん金を取ってやるということが市政の本筋ですよ。あんたら、和泉市の中だけしか考えておらない。ワク外のことを考えられないということでは困る。和泉市はワク内ではやれないんです。環境整備事業にしても、何にしてもできない。午前中の貝淵議員の質問の中にあったように、やはりすわり込みしてでもかちとるということですよ。すわり込みが

悪いというじゃない。われわれも市民の利益のためになることならば、和泉市全体あげて、国、府にすわり込んでやるんだという姿勢を示さない、市長。

- 議長（松尾千代一君） 市長、明確なご回答をお願いします。
- 市長（藤木秀夫君） やります。どうぞ協力をお願いいたします。
- 25番（藤原要馬君） やりますの内容を言うてください。どういう方法でやるんだということ。
- 市長（藤木秀夫君） 問題のあった点につきましては、用買と区画整理との問題が今日まで継続したということが原因しているのではなからうかということをお知らせされると思うんです。これにつきましては、長い間、特別委員さんにもお願い申し上げてご協力願ってるわけでご協力願ってるわけでございます。なおまた市長も、横田市長から私に至るまで、三人の市長がこれにかかって、そして事業は一番おこなっているわけでございます。そこに非常にむずかしい点がございます。それにつきましては、これはもう泣いても笑ってもやらなきゃならんことは十二分に覚悟いたしておりますので、今日までおくれたお叱りもありませんが、特別委員会の委員の皆様はひとつよろしくご尽力賜りたい、かように存じます。
- 25番（藤原要馬君） 市長はやりますということでございますし、協力せよということでございますので、早急に委員会にもはかってこの問題に取り組んでいかなきゃならんと思うんです。横田市長当時、市長も議員のときに、これは議決をしているんですよ。だから、われわれにも責任があるから私は言うているわけです。議決した限りは責任がある。それを実行するようにわれわれは督促しなきゃならない義務があるから督促するんです。やらなきゃならないんです、市民の代弁者として。だから、われわれは協力も惜しまないし、やらなきゃならない。やらなきゃならないけれども、われわれ議会がやる限りは、住民のことを十分考えて、他市の住民に劣らないような利益を与えていくのがわれわれの義務なんです、われわれは住民の利益代表ですから。そこを考えていただきたい。だから、住民にしわ寄せをしないような政策をするについては、われわれは国、府に対して十分お願いをするとともに、活躍していかないといけないということです。それを言うているわけです。その点は、やるということですから、私はもう結構です。市長はこの気持ちを変えないようにやってもらいたい。そのかわり、私はここで申し上げておきます。議会で言うまでもなく、これの資金繰りについて国、府にも足かけてといてもらいたい。われわれはまんまとともに初期からいくということはまっぴらごめんです。この委員会も一年しかないんですからね。年前中の貝淵議員の発言の中に、あの墓地に行く、演習場の中の道路についても、変更があったとかどうとかいうことで、努力したけども水泡に帰したという話がありました。やはり、調整に当たってる者が解任されたときには、

理事者がこれにかわってそれを遂行し、実現していくという努力がなければいけないと思うんです。それをやっておらない。それひとつ見てもわかるわけです。この問題についてもそうです。われわれの任期も、来年はほかの人にかわる。そうするとそれでご破算になるということでは困る。この点について、担当の辻助役から補佐として一言ご答弁願います。

- 助役(辻 忠夫君) 私も1日も早くこれが完成できますよう、あらゆる角度から勉強して、助役として補佐を全ういたしたい、かように存じます。
- 25番(藤原要馬君) 助役に一つだけお尋ねしておきたい。8億円の財源を、助役としてどういう方法で市長を補佐し、どういう方法で獲得するのか。いままでに計画しているのか。その点ひとつ。
- 助役(辻 忠夫君) いま、数字的にちょっとお答えしにくいんですが、もちろん、住宅供給公社へも応分の負担をお願いいたします。府のほうもかなり出してくれておるということですが、管理者負担金をもう少し出せないか、あらゆる面で国と府のほうへ折衝して、できるだけ多くの出費をしていただく。国と府でも最大限出していただく。供給公社にも応分の負担をしていただく。これ以外ない。かように考えております。
- 25番(藤原要馬君) これで終わりますけど、助役の答弁は、何ら勉強も、努力もしておらないことがはっきりわかると思うんです。部課長さんも、議員の皆さんもわかると思うんですけれども、住宅供給公社に対して負担をお願いしますと言うけど、実際は負担かけられませんか。土地を買ってもらってまそこへ住宅を建ててもらう。それによって向こうが道路とか、あらゆる負担の代りにやるというだけのことで、それを眼目に置いてやるということはいけない。やはり、そういうことは和泉市の独自の立場でやっていくんだ。8億円かかってもやっていくんだということですね。管理者負担にしても、府のほうにも相当覚悟があるように聞いております。その内容を私は聞きなかつたんですよ。われわれが聞けないことをまんたらはわかるわけやからね。これだけのパーセントは府が出すんだ、これだけは国が出すんだという数字ぐらいは、いままでこれだけやろうとして委員会にもお願いしてあるんだから、当然わかっていなきゃいけない。まんた方は部課長にまかしているからいけないんです。権限を持った市長や助役が行かんからだめなんです。だから、そういう欠陥が生じてくるんです。まんたらもっと動きなさい。動いたらもっと数字的にもわかってきます。いま、言ったようなことは全部わかってますよ。国としてもやらなきゃいけないと覚悟しているから、金も出してやるうというふうな感覚があるなということはいわれわれも感知しています。われわれは感覚だけやけど、あんならまもっと中へ入ってやってください。やってくれますな。終わります。
- 教育次長(阪東重信君) 公民館として、条例で位置づけいたしております数は三つでござ

いまして、南池田公民館と北松尾公民館、南横山公民館、三館でございます。

○ 25番(藤原要馬君) 性格については、朝から田中議員に対しても答弁があったわけですが、和泉市に3カ所くらいでいいわけですか。会館の機能から考えて、府中とか伯太とか信太とかには要らないものかどうか。それをちょっとお聞きしたい。

○ 教育次長(阪東重信君) 現状、条例で位置づけたいしておりますのは3館でございますが、今後の人口増加に対処して、中央にも位置づけする必要があるという考え方は持っております。

○ 25番(藤原要馬君) 市長にお尋ねいたします。必要性があるということでございますので、ないところには建設していくという考えを持ってもらわなきゃいけない。あるところはよろしいわな。ないところはどないしますのんや。指食わえて見えますのか。先ほども田中議員が言うたように、市民平等の権利がある。その平等を欠くということです。だから、平等の権利を与えてほしい。違いますか。市長のところはあるわけから、こらよろしいわ。われわれのところはありませんので、ひとつこれは次の議会までに理事者のほうで考えといていただく。三つも四つも一ぺんにできないだろうから、年次に応じて、どういうふうに建設していくか考えておいていただきたいと思いますが、どうですか。

○ 教育長(葛城宗一君) 私からお答え申し上げたいと存じます。

○ 25番(藤原要馬君) ちょっと待って。市長に聞いてるんや。あんたが何ぼ偉そうに言うても、金おれへんわから。教育長が何ぼ言うたって、予算出えへん。

○ 市長(藤木秀夫君) 現在あります公民館は合併前の公民館で、私のほうも幸いありますけれども、現在では、実績を調査願いましたら結構かと思いますが……。それよりも、まだまだ社会的に考えなきゃならんことは、これに伴う図書館などの設置が非常に必要だと感じてまいりました。公民館を建てるなにがありますならば、書物を買って、市民会館の図書館にも設備せなならん。かように思っておるわけでございます。その点ご理解賜りたいと思います。

○ 25番(藤原要馬君) どうも納得いきません。あんたこの条例見ましたか。公民館の機能としてこれだけのものを行なうということがある。あるところはそれができるんですけど、ないところはできないんですね。図書館も大事だ。それは当然のことです。労働会館も、商工会館も必要性がある。公民館の利用価値と機能から考えて、それは大事じゃないというんです。いま市長の答弁の中で、私のほうはあるけど、合併前のやからと。合併前もクソもない。合併してからすでに1.6年になる。あんたが大事やないと思うてるから、これができないんです。今後もできませんよ。あんたは大事やないと思うてるんやから。そういう考えじゃ、あんた市長はつとまりませんよ。あんた条例読みましたか。一べん読みなさい。あんたの考え全然なつとりまへんわ。もう隣保館みたいなもん要らんということですか。要らんなら、もう和泉市か

ら全部なくしなさい。そんな不公平きわまることありません。不均衡きわまる。違いますか。なくしなさい。全部。いま、まんたのところは戦前できたやつだから不備な点があると言いかけたんだと思うんですけどね。機能できないものだということに言いかけたんじゃないかとふっと感じたんですけどね。だから、大事でないものなら、もうそんなものに金入れる必要ないんやから、全部なくしなさい。金入れる必要なし。議長さん、どうですか。

- 議長（松尾千代一君） 非常に不明確な答弁で、私もちょっと2の句が継げないような状況でございます。私は市長さんに私から質問したいような気持ちになっております。
- 教育次長（阪東重信君） 先ほど申し上げておりますように、現在の条例で設置いたしておりますのは3館になっておりますが、ご承知のように、青年学級を開設するにしても場所がないとか、テニスコートについても場所がない。そうした地区の住民の方々の要求にこたえて、現在、学校を開放しながらその対策を講じておる現状で、公民館の必要性につきましては、ご指摘の通りでございます。したがいまして、今後の人口増加に対処して、教育委員会なりの考え方を市長に申し上げて十分協議したうえ、その財政措置も講じていきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。
- 25番（藤原要馬君） それではこれで終わることにいたしますが、私から要望しておきます。

先ほど職員の講習と言うんですけど、市長さん、もっと講習してもらったらどうですか。部課長さん全部、すみませんけど、そのつどそのつどの講習をしたってもらわなったら、議会の質問に対して時間食うばかりです。やはり、大きな問題については、細部にわたってまで、市長さんが明確な答弁のできるような形にしておくべきだと思う。われわれ以上に、執行権を持ってるんですから、執行権について、小さい問題は別として、大きな問題は十分考えていくようにひとつ要望しておきます。

さっき、図書館云々ということでしたけれども、あれはどうですか。つくるんやろうな、必要性があるから。

- 教育次長（阪東重信君） 図書館の関連問題が出ておりますが、確かに、現在の状態で図書館がないということはおかしいということで、先ほど、市長も答弁いたしておりますように、今後、早急に図書館の新設をする必要があるという意見の一致を見ておりますのと、現行の図書館につきましては、府中の青少年会館で、年間30万円ほどの予算で図書をふやししながら、これを住民の用に供しておるという現状でございますので、中央図書館的な性格を早くつくりたいということは、市長ともども協議いたしておる現状でございます。

- 議長（松尾千代一君） ただいま藤原議員の質問が終わりましたので、この際、おはかりい

たします。連日、お疲れのところまことに恐縮でございますが、もう少しお願いするか、それともここで閉会さしていただいてよいものか。

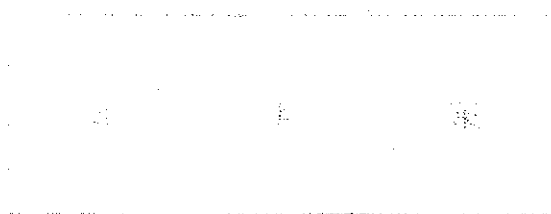
- 28番（貝淵博治君） 議案審議の中で2日半時間延長して、しかも質問する人間の顔見てあんた、言いなはれ。こら一時間で済ます人と違いますよ。だからここで散会をはかりなさい。
- 議長（松尾千代一君） 本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、散会いたします。

（午後8時56分散会）

第 4 日



昭和47年12月21日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に召集した。

第4日 出席議員(26名)

1番	田中幸一君	16番	横田憲治郎君
2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
11番	三井正光君	26番	勝部津喜枝君
12番	中塚辰之助君	27番	成田秀益君
13番	藤原利一君	28番	坂上国治君
15番	上代卯之松君	29番	竹内修一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

市長	藤木秀夫	水道部長	神田平吉
助役	辻忠夫	病院長	岩崎峻
助役	藤田利	病院事務局長	竹内潔
収入役	橋本炳	隣保館長	高橋正弘
同和対策部長	佐原行雄	消防長	和田増義
市民部長	小林一三	総務部理事 (財務担当)	庄司清
産業衛生部長	宇沢清	総務部次長	西川喜久
建設部長	中塚白	福祉事務所長	山本武雄

建設部次長	林 德 次	交通公害課長	内 田 潔
水道部次長	田 中 稔	計 画 課 長	大 浦 行 雄
病院事務局次 長兼庶務課長	平 野 誠 蔵	土 木 課 長	中 尾 宏
庶 務 課 長	杉 本 弘 文	建 築 課 長	逢 野 一 郎
企 面 課 長	橋 本 昭 夫	区 画 整 理 事 務 所 長	中 西 淳 富
人 事 課 長	門 林 六 男	開 発 課 長	白 川 保
財 政 課 長	北 野 敦 雄	会 計 課 長	片 桐 武 雄
資 産 税 課 長	吉 田 日 出 男	営 業 課 長	高 橋 新 平
市 民 税 課 長	吉 田 利 秀	工 務 課 長	福 本 喬 久
納 税 課 長	吉 田 種 義	経 理 課 長	守 田 勇
庶 務 課 参 事 (広報担当)	竹 田 明 郎	業 務 課 長	藤 原 光 夫
推 進 調 整 課 長	萩 本 啓 介	隣 保 館 事 務 長	富 田 宏 之
〃	生 田 稔	消 防 署 長 兼 次 長	南 口 主 雄
〃	浅 井 隆 介	監 査 委 員	堀 田 徳 治
市 民 課 長	田 中 二 三 夫	監 査 事 務 局 長	西 岡 正 志
社 会 児 童 課 長	森 保	選 管 委 員 長	味 谷 日 吉
福 祉 課 長	山 村 昇	選 管 事 務 局 長	青 木 孝 之
商 工 課 長	岩 井 益 一	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
農 林 課 長	吉 岡 昭 男	教 育 長	葛 城 宗 一
農 林 課 参 事	青 木 太 郎	教 育 次 長	阪 東 重 信
保 險 衛 生 課 長	大 宅 清 臣	〃	乾 武 俊

総務課長 紀之定 藤与茂

農業委員会
事務局長

松村吉堯

学校教育課長 唄 幸治

開発協会事務
局長

西川武雄

指導課長 吉見 豊

開発協会事務
局次長

山本俊兼

社会教育課長 広岡 史郎

開発協会参事
(総務担当)

藤原永一

学校教育課
参事 角谷 泰夫

〃
(用地担当)

宮本福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 井谷 義雄

次長 北野 丈夫

調査係長 大塚 俊昭

議事係 西垣 宏高

第四回定例会 第四日

(12月21日)

(午前10時44分再開)

- 議長(松尾千代一君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には公私何かとお忙しいところ、連日にわたりご出席賜わりましてありがとうございます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長欠席のため、次長より報告させます。

(市会事務局次長報告)

- 市会事務局次長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは21名でございます。欠席、遅刻届けの方はございません。他の方につきましてはおっつけお見えになるものと思います。現在21名でございます。

- 議長(松尾千代一君) ただいま報告の通り、出席議員22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは昨日に引き続き一般質問と続行いたします。直村議員、お願いいたします。

- 18番(直村静二君) 今議会の議案審議も終わりました、一般質問ということでございますが、その中で、市長の答弁を通じて若干、最初に質問したい点がありますので、よろしくお願いします。

9月で市会の改選がございました。同時にまた、12月に国会選挙、そして政治状況が大きな変化を来すというさざしを見せております。そういう点は、市長においても十分理解されている。こう思います。

そこで、藤木市長が誕生して満一年を経ましたが、今日、市長並びに市会議員の報酬の値上げという問題で、付帯条件なるもの、もしくは要望なるものが議会において朗読され、われわれ議員は認識したわけです。その中で、市政の刷新、福祉の向上、こういうことをいわれておる。この中で、市長の答弁では、これは議員に言われたんではなしに、市長、私個人に言われたんだと、こういうふうに発言がございました。そこでいまの和泉市政の中での市政刷新並びに福祉の向上、さらに赤字再建団体にならないようにということでございますので、最初に市長からご答弁願いたいのは、こういう要望が出ることについて強く反省してもらいたい。そこで市長に答弁願いたいのは、断じて赤字再建団体には入らないという決意と、それから方策を最初に披瀝をしていただきたい。このことを申しておきます。

そこで私が通告しました中での同和事業予算並びに同和行政、この問題について質問いたしますので、市長はじめ各部課長は十分メモをして、ひとつきっちりご答弁を願いたい、こう思います。

部落解放につきましては、共産党は50年来、一切の差別に反対して戦ってきた。こういう政党です。今後ともその方針でやります。当然のことです。同時に、和泉の同和行政並びに同和予算、昭和45年の7月13日付の部落解放同盟和泉支部と池辺市長並びに解放同盟大阪府連との確約書に基づいて、現在、同和予算並びに同和事業、さらに同和行政が進められています。日本まだ浅いのでございますが、この問題につきましては、市民から質問と疑問と要望関心が非常に高い。結構なことだという一面がありますが、ただ、われわれ議員として困りますのは、45年度、46年度、47年度、予算委員会並びに各委員会でも、この問題が市理事者からなかなか明快に答えがないんです。あるときは、負担金、その他についても発表できない。公金の使途について質問しても言わない、こういうことがまかり通ってきた。公金は十万人市民並びに国民の税金でもありますので、議員に対してもっと明快に説明ができるように、確実な資料を整えて出すようにということ。これは予算委員会でもかなり言われました。こういうことで少しずつ改善していくんではないか、されていくんではないかと思いませんか、されていくんではないかと思えますけれども、まだまだ不十分な点があるという点をまず、念頭に入れて質問いたしますので、ご答弁願いたいと思います。

では、具体的に入っていきます。昭和46年度決算書が出ました。特別委員会で審議されますが、若干、予算の関係で重複する点もございまして、明快にお答え願いたいと思います。

第一点、昭和46年度の債務負担行為、当初1.4億円、その後、追加2億8千万円、合わせて4.0数億となっておりますが、この債務負担行為の内訳、消化した内容、これを明快にお答えを願いたい。なお、残額についてはどのようになっているか。これが第一点です。

第二点は、47年度の予算で7.4億の債務負担行為の議決をされていますが、そのうちで、用地取得、その他で5.0億、持ち家制度が2.8億になって、合わせて7.4億。これはどのように消化されているのか、明快にお答え願いたい。同時に、開発協会からの答弁としては、現在46年度いかほど、47年度いかほど用地を取得しているのか、この点をお願いしたいと思います。

3番目は、一昨日の議案審議補正予算の中で、最終的に地方債の合計額が47年度末見込み4.0億と書かれています。これは今後、どのようにふえるのかという点をお答え願いたいと思います。

次にこの前からの同和担当助役の答弁によりますと、これからの当面の同和事業につきましては、道路優先にやるということでございましたので、これの具体的な経過について発表してもらいたい。

次は同じく用地買収について、前の、その前の議会でも私が質問しましたが、地買収につい

いてのゴボ一抜き方式、これは今後、改めていくのか、いかないのか。たとえば一カ所の土地買収で、三年後の値上がり分を見込んで買った。こういう答弁がございました。そうすると、一カ所の面積がどれほどなのか。多いのか小さいのか。一ヘクタール単位で、全部三年後の値上がり分を見込んで買った場合にはそれなりの意義がりますが、同じ町内でゴボ一抜きのようなかっこうですと、今日の新聞発表でも来年度の地価が上がっていますが、いま、買えなかった場合にはますます上がって膨大な予算になると考えられます。この点で今後もゴボ一抜き買収をやるのかどうか、この点をお聞きしたい。

次は同和施策です。同和施策につきましては、かなり多岐多様にわたっておりますので、私も、全的に知ってるわけではございませんが、私の知ってる範囲内において質問しますので、お答え願いたい。

60才以上の医療費無料化、これは現在何人受けておられるか。また、同和地区住民の中で60才以上のお年寄りの方が何人おられるか、これをひとつお答え願いたい。

次は固定資産税の減免。これは何人減免されて、そして金額はどのくらいになっているか、それをお尋ねしたい。

次は国民健康保険料の減免。これは半額減免だと聞いておりますが、現在、何人減免し、金額はどのくらいになっているのか、このことをお尋ねしたい。

次は衛生行政ですが、信太、幸地区においては、くみ取り回数を月二回にするんだということとこの前の予算が出ておりましたが、もう月二回のくみ取りの実施をしているのかどうか、これをひとつお尋ねしたい。

さらにこの前の一般質問で私が行ないました妊産婦対策として8万5千円ということですが、これにつきましては、普通入院授産制度の併用ということを私が指摘して、これは阪南各市においても是正する方向にしておりますという答弁がありました。これはその後どのように解決したのか、このことをお尋ねしたい。

次は同和行政の中で、昨日も出ておりました非常勤の問題でございしますが、非常勤勤務は男10人、女7人という答弁がございました。細かい点はいいとして、その金額は総額でどのくらいかということですね。それと一つの例をあげますと、衛生関係の非常勤嘱託というのがございます。これにつきましては、どこに出勤しているのが。さらに衛生行政をやらす以上は、その仕事の内容について、衛生課としては十分把握されておると思いますが、それはどのように報告されているか、これをひとつ明快にお答え願いたいと思います。

さらにまた、昨日の貝淵議員の質問で、同和担当の同和对策室の職員の数並びに幸隣保館ですか、ここに20名行ってる、ということですが、この点につきまして、この人件

費総額をぜひともお知らせ願いたい、こう思います。

次は部落解放同盟への補助金ですが、予算書を見ますと4,800万円となっております。月850万としますと4,200万という答えになるんじゃないかと思えますけども、一つの団体としては大きな補助金であり、しかも運動のための補助金だという答弁があったと思います。その具体的な内容について、解放同盟から補助金の使い方についての報告が十分出ているかどうか。出ている場合には、今度、同和対策特別委員会ができましたので、そこへ報告していただけたらと思いますが、それを明快にお答えを願いたい。

次は同じく同和行政の関係で、この間赤色のパンフで「南王子村の歴史」が私の家庭にも来ました。署名は部落解放同盟という名前になっております。中をまけてみますと、教育委員会の主事ですか、乾先生の名前になっている。ここでお聞きしたいのは、一つは、たしか和泉市史の説明だと書かれておりますが、この和泉市史はかなり貴重な、しかも学術的にもりっぱなものだと承っております。その中の一節を和泉市の一教育主事が翻訳もしくは説明したとなると、著作権、その他の問題があると思いますが、それがあつたのか、その点を明快にお答え願いたい。

さらにこのパンフレットの配達費用。また、これはたしか町会を通じたんじゃないかと思えますが、町会がサービスしたのか、そういう点を明快にお願いしたい。この配布料金についてはどのようにしているのか、その点もお願いしたい。

次は46年度の決算認定の中で、私が指摘いたしました同和促進協議会が予算化されて設置される予定ですが、不用額が出て、いまだに実現しておらない。この前の答弁では何とかということでしたが、何とかではなしに、すでに同和事業予算も組まれ、事業が執行され、事業が執行され、もちろん地元住民の声を聞いてこれを進めていくということですので、これがまだできておらないということでは非常に問題があると思います。どういふふうの問題があるのか、これをひとつ明快にお答え願いたい。

さらに王子支部が結成されて、府連の承認もしくは確認がありましたら、同じく行ないますというのが市理事者の答弁でございしますが、それは組織の問題でございしますので、私は一向に触れません。しかし私は別の角度から、憲法14条、地方自治法10条2項に基づく地方公務員の責任として、同和対策事業は同和地区住民に全面的に適用する。そのためには、いかなる人が申請されても、憲法と地方自治法に基づいて施策を行なうというのが基本的な態度じゃなからうか、こう思っておりますので、この角度から、この問題について明快なお答えを願いたい。

次は部落解放の理念の問題について若干お聞きしたい。特別措置法、その他、同対審の答申

などで国民的課題といわれておりますが、私もこれは国民的課題だと思いますが、さしまたり、この部落解放を国民的課題とする、これは大いに結構だと思います。そこで、国民の上にはだれがおるのか、この点を明快にしなくてはならないこれは明らかに身分差別だという以上は、身分の上にはありますのは天皇です。そういうことになりますと、天皇制廃止、これは明快にしていかなくてはならない。部落解放同盟の行動綱領の中に明確に出ております。こういう点からはっきりしていただきたい。同時に、そういう封建的な身分差別を撤廃するためには、身分差別に反対する勢力が全部団結する。これは当然のことです。そこで労働者、農民、市民、和泉市の10万市民が団結をして、しかもこの同和問題に取り組み、正しい認識をするためには、やはり10万市民の納得するまり方、予算といい、行政といい、運動といい、すべて10万市民がなるほどと納得する形をとることこそが国民的課題になるんだと私は確信しております。そこでいまだに窓口一本化だといわれておりますが、窓口一本化によってどんな効果があがったのか。私は窓口一本化は憲法違反であるという立場を貫徹しております。そういう点で、理念の問題として、ひとつ明快にお答えを願いたいと思います。

以上、同和行政、同和事業予算並びに理念、こういう問題をお尋ねして、これは終わります。その次は池の処分について。具体的には山荘の大池の問題に端を発して、なかなかうまくいっていないという問題でございます。つい最近、総務委員会協議会で、新しく財産としての池の処分についての取り扱い規則を変更したいんだということが出されておりましたが、いかなる点を改正するのか、どのように変えようとしているのか、要点について、簡単にご説明願いたいと思います。

以上、こまかい点をいろいろ申し上げましたが、順次、答弁をしていただきたいと思います。なお最後に市財政が非常に窮迫しているという立場から、起債がかなりふえておりますが、起債はやり借金であると思うんですね。こういう点も十分認識して、本当に市政を確保していく立場から、起債についても、見解を表明していただくことをお願いいたします。

以上で質問は終わったんですけど、答弁のいかんによっては、再質問をする権利を留保させていただきます。そのことを付け加えておきます。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 直村議員さんのご質問に対してお答え申し上げます。過日、特別職報酬等の諮問に対しまして、答申通り、ご承認賜ったのでございますが、それに対しましての付帯条件につきまして、付帯条件なるものが、市長に言われているものと、私はみなさんに弁明申し上げたわけでございます。ただいま、直村議員さんはそういうことを問われていると思うのでございます。私は財政が緊迫しておることは事実でございますが、これによって赤

字に結びつくような行政はこの48年度絶対にやらない。このことははっきりと断言申し上げられると思うのでございます。今後は、人勤等の面もございまして、人件費のふえてまいりますこととはご承知の通りでございます。この点につきましても、市長は極力入るをはかって出るを制して、皆様に迷惑をかけない予算を組んでいくべく努力していく所存でございます。その点どうかよろしくお願い申し上げます。

○ 18番(直村静二君) この点につきましては、一応可決しましたので、あえて言いたくないんですけども、赤字再建団体になることは絶対ありませんという断言だと思います。それほど断言されているんですから、もしそうなった場合には、一定の責任が発生すると思います。そういう点を十分考慮のうえ言っておられるから結構です。その点はどうですか。

○ 市長(藤木秀夫君) 精一ぱいの努力をやってまいりたいと思いますので、ご了解賜わりたいと思います。

○ 18番(直村静二君) 了解はできないんですけども、あなたが了解してくれと言うても、今後の推移によって変わる問題ですから、あえてそれ以上言いません。

○ 総務部理事(庄司清君) 46年度決算における債務負担の状況でございますが、現在課長が席をはずささせていただいて調査にまいっておりますが46年度末で、最終債務負担行為として予定されております額が22億4千万円でございます。これは学校等、市全体の債務負担行為の額の合計額でございます。その詳細につきましては、ちょっとお時間いただきたいと思えます。

次に47年度の債務負担の74億円云々というご質問でございますが、この消化状況につきましては、協会のほうからお答えを願いたい、このように思うわけでございます。

4番目の地方債、47年度末には40億円の額に達するのではないかとというご質問でございますが、47年度先般の補正予算で確かに40億になるわけでございます。これが今後も増高を来たしていく予定でございます。と申し上げますのは、地方債の依存度が年々ふえてきておる。ということは、国の方策としても、地方債依存度を国並みに高めるんだというようなことを申し上げておるような状況でございますので、地方債の発行等につきましては今後、相当増加をしていく傾向にございます。そういうことで、今後、どのような方向をたどるかということにつきましては、抽象的でございますが、増加の方向をたどることしか申し上げられない、このように思えます。

それから池の処分方法の改定でございますけれども、この問題につきましては、和泉市におきましても、いろいろと開発あるいはその地域が非常に変貌しているということがございます。そういうところから、部落共有地、特にため池につきましては基本的な考え方を持つ。それが

らそういう考え方に立ちましての市の取り扱いをどういうふうにやるか。それから現在、いろいろ議決賜わっております中での添付書類あるいはご審議わずらわしております参考資料として提出さしていただいております関係書類等の改善、こういうような点を目的といたしまして、一応、私どものほうで改善の方向をとりたいということで、過日から総務委員会にご協議をわずらわしておるといのが実情でございます。

以上、簡単でございますが。

○ 18番(直村静二君) 財政問題というのは、われわれ議員は弱いんです。だから、なんですけれども、たとえば46年度債務負担の22億4千万円ということは、46年度に繰り越した分が、47年度に繰り越した分が。その点がいまの説明ではちょっとわからないんですがね。それはどうなんですか。

○ 総務部理事(庄司 清君) 22億4千700万円の額は、46年度末の和泉市の債務負担の総額でございます、それは47年度へ繰り越されていっておるわけでございます。これはいままで債務負担行為として議決をいただいて予算化し、消化をしたものが差し引きされた残額ということになるわけでございます。

○ 18番(直村静二君) そうすると、総額で42、3億あったわけですか。そうやないですか。当初14億で予算書に載っていて、昨年末に26億8千万円の追加が出て、合計40億になったんじゃないですかそれがあなたの答弁では、22億消化されてという。そうすると、まだ残ってるのは、もうなくなるということですか。

○ 総務部理事(庄司 清君) 残額につきましては、消滅しているわけでございます。予算は単年度主義でございますので。

○ 18番(直村静二君) 今度の決算書にはそういうやつは載ってなかったように思うんですけど。

○ 総務部理事(庄司 清君) 決算につきましては、歳入歳出予算の中へ次年度へ債務負担というものが組み入れられますので、歳入歳出の決算の中で含まれているということになりますので、債務負担の残額等のほうに載せなくてもいいことになってるわけでございます。

○ 18番(直村静二君) 載せなくていいなら、参考資料に載せていただきたい。私がここで特に聞きたかったのは、昨年の12月末に出た26億8千万円はどのようになったのかということ。そのうち何が消滅したのか、何が残ったのか、それをお答え願いたい。

○ 財政課長(北野敦雄君) ただいまの26億8千000万のことでございますが、そのうち開発協会で公共用地の先行取得として執行いたしました金額は20億7千3万3千720円でございます。そのうち46年度内に買い戻しをしました金額は、4億469万6,834円でござ

ございます。したがって、20億7,000万円執行はいたしておりますが、そのうち4億円余り買い戻しをいたしておりますので、差し引きをいたしますと16億6,533万6,880円。そうしますと、総額26億8,600万から16億6,500万引きますと、102,666万8千円が残額になるわけでございます。これは不用額として未執行で終わるわけでございます。

○ 18番(直村静二君) 26億8千万円のうち20億は買った。しかし、買い戻しはそのうちの4億だ。だから16億残ってるわけですね、協会に。ところが総額で計算すると、10億円が残額として残るんだと。こういうふうな計算ですね。だから、いまの答弁では、10億円は消滅するんですね。

○ 財政課長(北野敦雄君) そうです。

○ 18番(直村静二君) 26億の予算、これは同和関係の費用じゃないかと私は思うんですよ。こういう財政難の折に、26億の予算を提出して、議決してもらって、そして10億残って消滅と。しかも決算書には載せない。私がいま質問して初めてわかったんですからね。これはやはり財源の問題ですから、補正を出すときには逐一、出していただきたい。こういう場に持って出ないとわからないということでは困る。これはもう少しまで聞きますので、これはこれで終わります。

次はいま課長が書類を取りに帰ったということですが、47年度債務負担行為のうち23億は、この前の答弁では補助金というような面がありますので、これは一応置くとして、そうすると50億ですね。これは幾らほど消化されたのか。協会のほうからお答えするということでしたので、協会のほうから。

○ 開発協会事務局長(西川武雄君) 47年度の市が協会に対しての損失補償額というものは先ほど議員さんおっしゃられました74億1千700万円でございます。そのうち現在、使用済み額は12億8千200万円です。

以上です。

○ 18番(直村静二君) そうすると、先ほどの20億と12億と合わせて総額32億をいま、開発協会は持っているとして理解してよろしゅうございますか。

○ 開発協会事務局長(西川武雄君) はい。

現在の協会の所有財産は約32億でございます。

○ 18番(直村静二君) 金利の見込みはどうなりますか。さっきの答弁では4億円の買い戻ししかしていませんということですが、いま聞くと32億。金利は7分ですか、6分ですか。

○ 開発協会事務局長(山本俊兼君) 開発協会の47年度の計画内容としては、47年度中に金利は2億円程度要るんじゃないか、こういうような計算をしております。

- 18番(直村静二君) そうすると、74億のうち12億しか買っていないけれども、持ち家制度の23億をはずすと、51億ですか。そうすると、あと38億買うということですか。38億買った場合、金利は下がるんですか、上がるんですか。同じことだと思いますか。そう計算すると何ほになりますか。全部を債務負担行為で、あと38億買って、何ほになりますか。
- 開発協会事務局次長(山本俊兼君) 金利の面につきましては、年度当初から一年間借りた場合、端的な計算ができるわけでございますけれども、年度途中まちまちで買収をしていく、借り入れをやっていくという場合は、的確な数字が出ないわけです。協会といたしましては、この74億何がしを全部取得した、借り入れたという場合、市中銀行、大阪府都市整備協会等からの借り入れから予想いたしまして、約一億円程度ふえるんじゃないか、こういう考え方を持っております。
- 18番(直村静二君) もう一億円金利がふえるということですか。はい、わかりました。そうすると、26億のうち26億買って、4億しか買い戻していない。さらに32億持って、あと38億買わないかん。これについての金利が非常にふえてくる。こういうふうになってきますと、来年度、これと同程度の債務負担行為をやるのか、やらないのか、これをお聞きしたい。というのは、いま、まだあと38億買わないかんし、46年度中は26億あったけど20億しか買ってない。しかも4億しか買い戻してきてないという状況。これはなぜ買えなかったのか。なぜ買い戻しができないのか。さらに10億円の消滅もあった。こういう問題について私はあまり質問しませんから、簡潔に、明快にお答え願いたいと思います。答弁は財政課長からでよろしい。課長に代わって理事からでもよろしい。
- 総務部理事(庄司 清君) 大変おそれ入ります。いま年度分けの計算をいたしておりましたので、職旨だけでもう一度、おそれ入ります。
- 18番(直村静二君) あのね、いま聞きますと、あと38億買わないかん。金利が約一億円ぐらいふえるんじゃないか。もちろん、都市整備等安く借るからという答弁だったんですけど、今後、それほど買わないかん。同時に、26億しかできてない。そこで買い戻しは全部できるのかどうか。さらにこういうことで、来年度も同じように債務負担行為を組むのか、組まないのか、その点明快にお答え願いたい。こういうことです。
- 総務部理事(庄司 清君) まことにどうもありがとうございました。38億円の消化の問題につきましては、今後、環境改善整備事業を実施していくうえにおいても必要であるわけで、これはやはり前向きに取り組んでいくということでございます。
- それから買い戻しの問題でございますが、これは国、府の特定財源、補助でございますが、そういう補助認承をいただいた時点で予算に計上し、買い戻しをしていくわけでございますの

の点につきましては、多少、年次がずれていきましたが買い戻しをし、この問題につきましては、すべてそういう特定財源を当てた買い戻しをしていきたい、このように考えてございます。

それから来年度の問題でございますが、これは48年度あるいは48年度以降の環境改善整備事業の計画の確定等を待ちまして、来年度の債務負担についても考えていかなければならない、このように考えておるわけでございます。いまの段階では、まだはっきりした数字等の把握まではいっていませんけれども、方向といたしましては、債務負担の必要が生じてくるといふ考え方を持っております。

- 18番(直村静二君) あと細かい点たくさんあるんですけど、端折ってやります。

私の質問で担当助役が道路優先だということを答弁されておりますので、その計画を発表してもらおう。それからいまの場合、あと38億で道路優先ということになると、来年は、いままでと違って債務負担行為は組まなくていけるのではないかと。すでに26億中4億しか買い戻してできていないんですからね。道路優先ということに市の方針が変わった。これは庄司理事の言うてる環境整備事業の中にも含まれておりますが、道路優先というのは、どのくらいの規模でやるのか言っていただけますか。

- 同和対策部長(佐原行雄君) 道路優先の計画に基づきまして今後、道路事業を進めていくわけでございますが、46年度、47年度の計画は、すでに予算審議の中で十分その点は説明申し上げておりますけれども、48年以降につきましても、具体的にこれからどうしていくかということで、予算編成に向けて現在、計画中でございます。

- 18番(直村静二君) 愛想のない答弁ですね。これは今後のことですから、あえて追及しません。予算委員会もありますから、そこへ譲りますが、そうしますと4億円しか買い戻してきてない。あと38億買わないかん。同時に、46年度中ではすでに10億円の債務負担行為は消滅だと。そうすると、債務負担行為について議会に提案するときに、自信があったのか、なかったのか。執行率が非常に低いけれども、これは自信があっても現実できなかったのか。さらにあとの38億も消滅ということはありうるんですか、ありえないんですか。

- 総務部理事(庄司清君) これからの進捗状況を見なければわかりませんが、一応、進捗状況が影響するわけでございますので、ご了解賜りたいと思います。

- 18番(直村静二君) こういうことで聞いてるんですよ。あなた、じゃまくさそうに言うてるけど、たとえば10億円の消滅がされたということは、かなりずさんな計画だったということも言えるんですね。だから、組むだけ組んどけ。買えなかったらええやないか、ということになりはせんかということをお前は心配して言うてるんです。だからやはり、当初に間違いなく振回しもし、補助もちゃんと話をつけて、これでやりますということをやらないとね。言わ

れたから組んだんだと。あかなんだら、それは状況でしようおまへんということでは、市民に対して何ということだということになるんですね。その点を私は突いてるわけです。

今後の進捗状況によって変わりますと、そういう気楽なことではいかんですよ。すでにこういう実績があるんですからね。4億しか買い戻してないんでしょう。しかも10億円も消滅してるんでしょう。しかも、市民の前にはこのように大きなものが出ているわけですよ。それができなかった。

こういうずさんなことではいけない。だから、市政刷新せえと言うてるんです。この点を言っておきます。

次、用地買収とゴボー抜き。これお願いします。

- 開発協会事務局長（西川武雄君） 環境改善整備事業の用地買収でゴボー抜きを現時点で行なっておるわけでございますが、それを今後も引き続いてやっていくのかというご質問であったと思います。環境改善整備事業の用地買収につきましては、地主並びに権利者等から協力が得られるならば、適正価格をもって今後も引き続きゴボー抜きの買収をやりたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

- 18番（直村静二君） 地主、権利者の協力に基づいて買収はしていく。それは大原則で、あたりまえのことですね。しかし、環境改善事業を進めていくんだから、何年かかろうと、早いほうがいいですけども、たとえば5年かかるとした場合に、毎年地価は上がっていくという中で、毎年ゴボー抜きで3年先の値上がりを見越して買っていく、こういうことになりますね。そういう買い方自身が、むしろ地価を上げていくという懸念があるわけです。だから、これは意見になってしまうといけませんですけど、46年度の決算書の中で言っておりましたように、地元の同和促進協議会ができてない。地元住民の代表が参加しておらない。参加しようにもそういう機会がない。だから、ゴボー抜きについても、まさしく一人一人当たっていく。一人、一人の意見が分かれていく、こういう問題がさらに出てくるんじゃないか。そういう点では、同和事業に対する和泉市の市政として、ゴボー抜きが1番いいんだという結論になれば、重大な財政負担をより一層伴う危険性があると思うんですね。だから、私はゴボー抜き買収についてはもうやめてもらいたい。これはもう絶対だめだということじゃなしに、圧倒的多数、9割、8割、地区の代表者で一致した、そういう場合には、3年分先の値上がりを見込んで買ってもいいと思うんです。私は買ってはいけないと言っていないんですからね。しかし、いまのように近所同士のゴボー抜き買収では、その住民自身は売りたいのに、周囲がゴボー抜きになってきたということで、不安もあるし、また逆に、金額をよけい言わんことにはということにも

なったり、いろいろで、やはり全面的な信頼は得にくいと思います。だから、この事業は、市政の基本であると同時に、大変大きなお金を要しますので、市民は皆関心を持っております。開発協会だけに任しとったらだめだと思うんです。予算化して、それができてない。ゴボー抜きがこの事業を一層困難にしている。むしろ、地価の値上がりに手を借すんじゃないかと思っておりますので、そういうゴボー抜きは避けるということで、これは市長自身からお答えを願いたい。市長の指示に基づいて開発協会が動くんですからね。この点、市長の答弁を求めます。

○ 市長（藤原秀夫君） 直村議員さんのご指摘はごもっともでございます。最初にもお話がございましたように、道路に計画を変更いたしました。これは、これからのいき方として、まず道路にかかるところの町の方々にご協力願って、そして改善したいというのがねらいでございます。ゴボー抜きは全然せんというわけではございませんで、そこにむずかしい点がございす。その点了解賜わりたいと思います。

○ 18番（直村静二君） いまの市長の答弁では、道路に限っては、結果的にゴボー抜きになることもあるし、またそうしないといけないというふうな真意だと思っておりますが、それ以外の分は、ゴボー抜きはしないということに解釈していいわけですか。その点どうですか。いまあなたの答弁では、道路優先に切り替えたから、道路はやむをえないんだと、こういうことでしょう。それ以外ならばゴボー抜きはしないということですか。それだけ言ってください。

○ 市長（藤本秀夫君） その点は非常にむずかしいところでございます。ゴボー抜きに主眼を置くわけではございませんが、予定の路線につきましては、お願いに行き買いたいというときも起こってくるわけでございます。その点は臨機応変の処置で、何べん申し上げても同じことではございますが、地区のみなさまのご協力と賜わる以外に何もございません。

○ 18番（直村静二君） 結局、ゴボー抜きもやむをえない。ゴボー抜きはやるんだということでしょう。せつかく、私はあなたが答えやすいように言うてあげたのに、いま聞けば聞くほど、ゴボー抜きが一番ええような答弁になりますから、これでやめておきます。

次は同和施策についての答弁をお願いいたします。

○ 市民部長（小林一三君） それでは私より市民部関係についてお答えさせていただきます。まず第1点の地区の老人医療費の問題でございます。60才以上は何人かというご質問でございますが、昨年の10月1日に統計が出たのでございますが、600名弱でございます。確かな数字は手元に資料を持っておりませんが、確か570何名という数字が出ております。

第2点の国保の関係でございますが、これにつきましては、減免対象は380世帯でございます。金額は254万9千円でございます。ただし、この金額につきましては、府においても同和施策の認識のうえにありまして、同和対策必要経費ということで、毎年度2分の1は府か

の補助金として入ってございます。

以上でございます。

- 資産税課長（吉田日出男君） 固定資産税についてお答え申し上げます。

334件で、580万6,265円。

以上です。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） 妊産婦対策につきまして、前市会のときにご提案がありました点につきましては、この23日阪南課長会におきまして、授産施設による分娩費の件について最終的に相談する予定になっておりますので、現在のところ、この間話した通りで、まだ変わっておりません。

- 18番（直村静二君） この前のときには、やはり問題があるということで認識をしております。そういうことで、阪南課長会議では是正されるんじゃないか、ということであったと思うんです。ところが、まだ変わっておりませんと、こういうことですが、なうじゃなしに、市の姿勢として、やっぱりこれは是正する方向で臨むのかということでお尋ねしたい。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） やはり和泉市としては、阪南各市統一してやっていきたい、かように考えております。

- 18番（直村静二君） 阪南各市統一はよろしいけど、自分とこはどういう立場で臨むのかを決めて、それで阪南各市統一でいいんじゃないですか。よそはどないしますねそんならそないしましょうか、こういう自主性のないことではだめだ。この前の答弁でははっきり言っておったんですからね。この点はやはり要望しておきます。

それからさらにくみ取りの問題ですね。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） くみ取りにつきましては、現在、二回実施しております。

- 18番（直村静二君） 2回実施しておるといふ答弁でございますが、これは幸地区並びに王子地区両方ともですか。

- 保健衛生課長（大宅清臣君） はい、そうです。

- 18番（直村静二君） いま、お聞きしましたのは、困っている立場の人を同和対策で捕らんし、そして救っていく、あるいは差別をなくしていくということだと思います。ただし、ここで問題をはらんでおりますのは、私は全面的にこれを適用していただいたらまことに結構だと思いますが、それがなぜできないのか。60才以上の医療費の減免、国保の減免、固定資産の減免、妊産婦対策など、なぜできないのか。もう一度明快にお答え願いたい。これは同和の担当で結構です。聞いてなかったんですか。

- 同和対策部長（佐原行雄君） まことにおそれ入ります。ちょっと他のことでメモしており

ましたので。

- 18番(直村静二君) 60才以上の医療費の無料化、国保の無料化、妊産婦対策等の施策、これは全面的に適用すればいいではないか。それがなぜできないのか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) ただいまの直村議員のご質問は各セクションにわたっての施策になっております。同和対策部一本でそれを施策するというものじゃございませんけれども、総括的に私のほうからお答えいたしたいと思います。

この減免関係の一切の業務につきましては少なくとも規則をつくりまして、どういった人たちが受ける対象になるんだということも明確化いたしております。その規則に基づきまして、各関係課で対処しておるのが現状でございます。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) 規則って、どんな規則ですか。窓口一本なら窓口一本でよろしい。ただ、規則ってどんな規則ですか。
- 同対策部長(佐原行雄君) 本施策を施行するにおきましての規則でございます。もちろん運用規則でございます。
- 18番(直村静二君) どんな場合に適用するんですか。全面的に適用したほうがいいんじゃないかと私が言ったら、運用規則だとあなたは言う。その運用規則のポイントはどんなものかということです。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 私自身、ここにはそういう資料を持ち合わせておりませんけれども、市が施策を施行するにおいては、それに必要な規則をつくっていくわけでございます。その規則を申し上げております。
- 18番(直村静二君) それではその規則を各セクションごとに取り寄せていただいて報告してもらいましょうか。同対室はそれの統轄じゃないんですか。
- 助役(藤田 利君) 私よりご答弁申し上げます。

ただいまの点につきまして、一般の10万市民すべての人に及ぼしたらいいじゃないか、こういうご質問だと思っております。実は同和施策については府のほうから指導がございまして、妊産婦対策にしても、老人対策にいたしましても、府のほうから補助金もちょうだいいたしておりますし、また、どういうふうにするべきであるというご指導のうえに立って私も施行しておりますのでございます。

- 18番(直村静二君) 助役は私の質問を善意に理解されて10万市民にもとおしゃったんですが、私はそういう意味で言っていない。私がさっきの質問で言いましたのは、10万市民が納得をするか、支持をするかと、こういうふうに言ったんです。私が言いましたのは、同和对

策事業は同和地区住民に全面的に施行しなさいと。この内容についても、全面的に適用されていないという立場で質問して、いままた、重ねて言ったんですからね。そういう点をお尋ねしているわけです。だから、再度、信太、幸地区の住民に対して全面的に適用できないのはなぜか。それは規則があるということでしたので、その規則はどんなものかということをお聞きたい。

○ 助役（藤田 利君） 私どもは同対審の答申の趣旨を体してやっておるわけでございます。それで大阪府の同対審の答申においても、同和問題の根本的解決をみずからの責務とする行政というものは、完全解放の目的に沿う同和施策を進めるため、地区住民の自発的意思に基づく自主的運動と緊密な連携を保って施策を実施しなければならない、こういうことが明言されております。そういうような意味合いにおいて、府のほうからそういうご指導を各市にもなされておるわけでございます。これに基づいてやっております。

○ 18番（直村静二君） そういうことでわかりました。

次は幸、信太地区は月2回くみ取りを行なっております。現在、和泉市は月2回くみ取りは行なっておりません。これはあなたが先ほど言いました10万市民に適用してもらって大いに結構だと私は言いたい。いまあなたの答弁によりますと、同和対策事業は自主的に、自発的に運動をするということを通じて行ないますと。だから、この間から問題になっております。坂上議員が言われました王子支部につきましても適用するのか。いま、衛生課から信太、幸においては、同和対策として月2回のくみ取りを実施しておるといふ答弁がございました。これは運用規則には関係なしに行なわれているわけですか。

○ 助役（藤田 利君） 同和地区の方でございましたならば、みずからその解放に取り組もうとする人たちであって、制度の目的を認識して理解した人たちに対しては、同和制度というものは、あまねく広げられるものでございます。

○ 18番（直村静二君） 助役、ちょっとわからないんですわ。いま、私が言ったのは、先ほどあなたから答弁あったので、それはそれであなたの答弁としてはわかります。補正予算が出てくみ取り2回と、便槽の修理700万。信太、幸は月2回を適用している。これは当然のことで、賛成したんですよ。これは結構なことだけでも、あなたの言うことからいくと、少しおかしいんじゃないかと思うんです。たとえばはっきり言いましょうか。部落解放同盟和泉支部の認定さえあれば、信太であろうと、幸であろうと2回のくみ取りはできる。同和対策施策としてできるんだということになるんじゃないですか。しかし、それ以外の60才以上の医療費、固定資産税とか、できないこともあるわけですね。ところが信太、幸地区のくみ取り月2回についてはできるということでしょう。そうやってきたんじゃないですか。これをひとつ明快に

お答え願いたい。

- 議長（松尾千代一君） 助役答弁。助役答弁。
- 助役（藤田 利君） ……。
- 18番（直村静二君） 私は同和対策施策賛成なんです。全面的に適用しなさいと一貫して言ってるんですからね。
- 助役（藤田 利君） 2回くみ取りというものは、現在、2回やっておる地区の現状を知らなかったらよくわかると思いますが、非常に……。
- 18番（直村静二君） ええことやとってるんですから。
- 助役（藤田 利君） そういうわけで、結局、2回くみ取りの必要があるというふうに認めただからでございます。
- 18番（直村静二君） だれが認めたんですか。私は何もいま初めて言ったんじゃないんです。この前の補正予算でも質問してあるんですからね。2回は結構なことやということも言うてるんです。同和施策の一環としてやりますということで、これは結構なことです。ところがあなたのいまの答弁では、あそこはちょっと困ってはるからと。そんなことではあんた……。この点ひとつ明快にしてください。
- 助役（藤田 利君） ……。
- 18番（直村静二君） 同じ同和施策の中で、歯どめは撤廃してもらいたい。60才以上の医療費でもそうですよ。同じ地区の人で、60才以上でもだめな人もあるし、というようなことも出てくるんです。くみ取り2回の歯どめは撤廃しましたわね。これは大いに結構だと思うんです。その点明快なお答えを願いたい。先ほど質問したように、市民が大きな関心を持って、何とかして同和対策、同和事業をスムーズにして、市民が仲よく、円滑に、円満にいけるように願ってることもはっきり申し上げてるんですからね。こういうあいまいなことではなしに、明快にしてもらいたいと思います。しかも、私はいま初めて言ってるんじゃない。明快にしてもらいたい。
- 助役（藤田 利君） ……。
- 議長（松尾千代一君） 直村議員の質問に対して理事者は明快な答弁ができないように私は感じますので、この際休憩させていただきます。午後ははっきり回答のできるように、ひとつ理事者のほうでまとめていただくことを要望して、休憩に入ります。

（午後11時55分休憩）

（午後1時17分再開）

- 議長（松尾千代一君） 午前に引き続き一般質問を続行いたします。
直村議員の質問に対し、理事者より明快なるご答弁を願います。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 午前の直村議員の質問に対しまして、同対部より総合的にお答えいたしたいと思っております。
措置法によります第4条の国の責務あるいは地方公共団体の責務の中で、地区住民の要求と合致した点につきましては、ただいま申し上げました問題になっておりますくみ取りの問題とか、妊産婦対策、医療のこと等につきましては、窓口一本化の原則に基づいて行なっていくということでございます。われわれは決してくみ取り問題というものが、窓口一本化の原則にはずれないという解釈でございます。
- 18番（直村静二君） 窓口一本化の原則にはずれておらないということで、くみ取りは月2回、便槽は全部直すというところで行なった、こういうことですね。そうすると、60才以上の医療費とか、その他の同和対策については、窓口一本でなくてはならない理由は何か。これは原則とどうかかわると、お尋ねしたい。
- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 助役（藤田 利君） 午前にお答え申し上げた通り、同和施策はすべて府の指導によってやっておりますので、その点ご了解願いたいと思っております。
- 18番（直村静二君） 府の指導でくみ取りやったらかまへんが、60才以上の医療費、その他はまずいと、こういう具体的ななにがあったわけですか。府のほうに問い合わせますよ。私は具体的に聞いてるんだ。間違いありませんな。府のほうからくみ取り月2回は同和地区住民全部に適用すると、こういう指導があったわけですか。あなた、逃げたらいけませんよ。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 府の指導と申し上げますのは、同和対策事業についての全般的な指導でございます。具体的な施策につきましては、当然、先ほど申し上げた観点でやっているというしだいでございます。
- 18番（直村静二君） だから、くみ取り月2回は原則に反しない、あとのやつは原則に反するんだということになりますね。たとえば60才以上の医療費について、地区住民が要求し、市当局で60才以上の人に適用するといった場合、それは原則に反するんですか。反するなら反するでよろしい。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 私の回答につきましては、すべて原則に基づいてやっておるということは、言い換えたら協議を十分やっているということでございます。したがって、直村議員のご質問についても、当然、そういう形で原則を守ってやっていくんだということで現在、実施しているということを申し上げているわけです。

- 18番(直村静二君) 信太地区と幸地区については、くみ取りは月2回行なっております。これは窓口一本の原則に反しないんだ。つまり、全部適用してよい、こういうことでしょうか。そうすると、国民健康保険と固定資産税、医療費60才以上無料、これは原則に則って適用できないのか。適用すれば反するのか。それを聞いてるわけです。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 原則に反するかどうかじゃなくて、妊産婦対策なり、くみ取りについても、具体的な方法なりの協議の原則を守ってやっておるから窓口一本化に反しないんだ。こういうことです。
- 18番(直村静二君) そうすると、協議をした結果として認められたらいいということですね。そうすると、くみ取り2回については、支部と協議をして了解を得たから、幸も王子も全部適用できた、こういうことですね。そうすると、ほかの同和対策については、協議しても認めてくれへんからしないと、こういうことですね。つまり、協議が整わないということですね。そうなりますやろ。あなた、よく協議をして執行すると言っておるんだから。
- 同和対策部長(佐原行雄君) ちょっと質問の意味がわかりかねるわけですがけれども、もちろん、先ほど申し上げた法4条の行政の責務と住民の要求というものが必ず合致しなければいかんと思いますので、その点に基づいて施策を行なっております。ちょっと質問の内容がわかりにくいですがけれども。
- 18番(直村静二君) 協議が整って執行というんなら、45年の7月13日に確約書を結んだわけでしょう。協議の整ったものは執行すると。これは藤木市長が継いでると思うんです。だから、私は聞いたわけです。あなたが私の質問についてよくわからないというのはおかしいじゃないですか。つまり、4条に基づこうと何に基づこうと、和泉市の場合には、4条に基づいたうえで窓口一本の原則でやったんだということでしょう。それに対して、これについてはかまわない。それは協議が整ったからかまわないということでしょう。だから、それ以外のものは協議が整っていないからしないと、こうなるでしょう。そうじゃないんですか。私の質問は正当じゃないですか。おかしいですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) ……。
- 18番(直村静二君) 同和部としては、同和対策施策をしようという気があるわけでしょう。くみ取りについては協議が整ったから、支部員だろうが、なかろうが全部やったわけでしょう。その他の施策については、協議が整わないから、支部員以外はしない、こういうことになるんじゃないかと聞いてるわけです。そうやないですか。はっきりしてください。
- 同和対策部長(佐原行雄君) くみ取りの問題と、妊産婦対策というのはちょっと次元が違うとわれわれは感じてるわけです。と申しますのは、妊産婦対策というのは、要求者組合をつ

くりまして、その中から要求が出ているわけです。くみ取りの場合は、一般対策ですらも、たとえば20日に一ぺんというのがあるわけです。その中で行政責務として、環境を見た場合に、たとえば月に1回とか、2回する必要があるという行政責務がございます。そのことと、支部からそういったものをしてほしいという要求がありまして、たまたま意見が一致したから施行したわけです。したがって、施策の中には、要求組合を通じてやる場合と、行政が本来しなくてはいけない問題と当然、あると思うわけです。そういう割り方をわれわれはしてるわけです。

○ 18番(直村静二君) たまたま要求が一致したのと、窓口一本による行政機関ですか、それから要求組合、そういうもので協議をしてもらった分はやった、こういうことですね。そうすると、他のは協議が整わないわけですね。次元が違うというけれども、私は一切の差別反対というてさっき質問したんですよ。一切の差別って、わかりますね。同和施策は、同和地区住民に全面的に適用するのが正しいんじゃないかと言ったんです。だから、原則に反するなら反する。反しないけれども、協議が整わないのか。整ったけれども、原則に反するのか。どちらかはっきりしてください。時間かかっているようにほかの議員さん、お思いかもしれませんが、同和行政についてははっきりしたら、あとは簡単にいきますから。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) 私もいささか協議、協議ということばを使いすぎまして大変誤解を生じたと思いますけれども、いわゆる判断の問題でございます。行政の責任においてしなきゃいけないと判断するものと、それがたまたま要求と合致して、この場合のくみ取りを行なったということを申し上げているんであって、他のものについては、協議が整っていないからできないのかというご質問だと思いますけれども、協議云々じゃなくて、判断でわれわれは解釈させていただく、このように思います。

○ 18番(直村静二君) 確約書には判断とは書いてませんね。支部と協議の整ったものは施行する、こう書いてますね。この中の細かい判断は別として、大原則としてはそうなってますね。判断と書いてないでしょう。

○ 同和対策部長(佐原行雄君) もちろん、判断だけではございません。私あまり協議、協議ということばを使いすぎまして誤解を招いたと思いますので、その点で申し上げたわけで、あくまでも協議はいたします。

○ 18番(直村静二君) 窓口一本であろうとなかろうと、行政責務でせないかんやっについてはやります、こういうことですね。だから、2回のくみ取りについては、これは何も同和施策ではなしに、行政の責務として行ないました、こういうことでしょう。それはそれでいいです。そうすると、ほかのやつも行政責務でやってもらいたい。もういいですよ。

- 同和対策部長（佐原行雄君） いや、ちょっと意味が違いますので、はっきりささないかんとおもいます。
- 18番（直村静二君） それならはっきりしなさい。
- 同和対策部長（佐原行雄君） その点につきましては、解釈がはっきりせんとはいけませんので申し上げますと、行政責務だけでやってる場合は、あくまでも一般財政です。したがって、そこらをはっきりいたしまして、ご質問の趣旨を十分体しまして、後日、窓口一本化の問題についてどんな効果があがったかという点の質問のときにも申し上げようと思っておりますけれども、これはいま、直村議員のご指摘の通りでないということだけははっきりしております。
- 18番（直村静二君） 行政責務でやるやつはいろいろあるけれども、くみ取りについては同和施策でなしに、市の行政責務としてやったということですね。そうすると、行政責務として和泉市全体でくみ取り月2回やる必要を感じてるかどうか、衛生課にあらためて聞いておきたい。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 衛生業務の一環といたしまして、ごみ、くみ取り等は環境衛生上、行政責務の中ですべき問題でございます。ただし、先ほども藤田助役が申し上げた通り特に同和地区の環境の問題等を踏まえまして、支部等の要求に基づきまして、行政責務としても月2回行なったわけでございます。これは一般事業の施策あるいは個々の施策、全般事業の施策と、おのずから変わってくると思うんです。たとえば同和行政でどぶを掃除するのに、この人は支部に入ってるからやるんだ、ここはやらないんだということじゃないと思うんです。その点だけは誤解のないように願いたいと思います。
- 18番（直村静二君） 行政施策だから全面的にやりますということでもいいわけでしょう。そこへ同和地区だからというようなことを言うから、ちょっとおかしくなる。同対のほうへ聞いても、切り離そうとする。切り離すなら切り離すでいいから、はっきりしなさい。これは要求もあり、市民の運動も発生すると思いますが、1カ月2回やっていただくように衛生課に要望しておきます。

次は同和行政についての公金についてですが、これは国民の税金であり、市民の税金であり、その使途は明確にしないとならないという立場から、さらに10万市民の支持と納得を得る立場から、同和行政についての質問をしておりますが、たいぶ時間がたっておりますので、あらためて質問直しておきます。

非常勤勤務について、男10人、女7人と言いましたが、その金額は総額幾らでしょうか。それと合わせて、たとえば衛生課の人について、どういう仕事をしているか十分把握し、報告があるか。

その次は職員構成ですね。幸の会館で20、同対審で10名だという話がありました。これについて、賃金、その他はいかほどか。

それと解放同盟への補助金が4,300万、その後ふえてるかどうか。その総額と、特に何に使ってるかですね。つまり、備品、その他が多いのか、運動費なのか。これは運動団体なんで、運動についての収支報告があがってくるのかどうか。あがっておるならば、これは一般質問でございますので、あまり細かい点まで言いたくないので、特別委員会でしていただく。

それから、赤色のパンフで「南王子村の歴史」が家庭に配られた。私の家庭にも来た。その印刷費用総額。さらに配布の費用。さらにそれは和泉市史の中に書かれておりますので、それとの著作権問題とのふれあい。それから教育指導主事が翻訳したという点について、問題がないのか、こういう点をお答え願いたい。

- 同和対策部長（佐原行雄君） 非常勤嘱託の金額について、私のほうからお答えしたいと思います。

一昨日でしたか、お答えしました男子10名、女子7名のうちで、一つ訂正していただきたいことは、金額としては、4万5千円の独身男子が一名おるということでございます。それを加えまして、約一千590万になるわけでございます。

それから同盟に対する補助金の点でございますけれども、47年度を言われているわけですか。

- 18番（直村静二君） ええ、47年度。
- 同和対策部長（佐原行雄君） 47年度は支部助成としましては、什器負担で962万2千円でございます。正確には962万1千800円でございます。
- 人事課長（門林六男君） 職員数につきましては、合計32名でございます。その47年度の人件費につきましては、5千485万9千円の見込みでございます。
- 18番（直村静二君） この人たちは衛生課の非常勤という課目で支出されていると思いますが、それについての答弁。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） 先ほど直村議員さんのご質問の通り、非常勤嘱託につきましては、各行政セクションごとに配置されておるわけでございます。衛生課の行政全般の業務も、本庁、分室、支部と、一体となって同和行政に取り組んでいるということでございます。
- 18番（直村静二君） 非常勤の人はどこへ勤めてるんですか。出勤はどこで責任とるんですか。
- 産業衛生部長（宇沢 清君） もちろん、衛生課の非常勤嘱託につきましては、衛生課の所轄でございます。

- 18番(直村静二君) 出勤はどこですか。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) 分室のほうでございます。
- 18番(直村静二君) ということは、幸の会館になるんですか。分室ってどこですか。正確に言うてください。どんな名称がつくのか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 非常勤嘱託は、先ほど私が申しあげました人数が各セクションに配置されております。その中に衛生関係がありますけれども、これは当然同和対策事業の範囲内で、そこに勤務している、こういうことでございます。
- 18番(直村静二君) 出勤場所はどこですか。何ほ非常勤の嘱託というても、公金払ってらるんでしょ。だから、出勤なり、届けなりするわけでしょう。それはしないんですか。先ほど、分室だということでしたが、分室なら分室長もあるだろうし、報告があるでしょうから、それで衛生課に聞いたら、どこが担当しているのかははっきりわからん。ほかのこともたくさん聞きたんだけど、一つの例をまげて聞いただけですよ。報告してないなら、してないでいいですよ。非常勤でございますので、出勤義務もありませんし、ただ必要なときに出てきたらいいというんなら、それではっきり言うてください。男10人、ご婦人の方が7人でしょう。17人いてはるんやからね。少なくとも、何らかの形で統率するためには、やはり責任者なり、何なりないといかんでしょう。
- 産業衛生部長(宇沢 清君) ご承知の通り、非常勤嘱託といえますのは、時間的な拘束がはっきり申し上げてないわけです。夜、昼、要件があればそれに勤務する。こういうことでございます。私のほうといたしましても、日常連絡業務を行なっている。定場所を示せということになりますと、各市役所にもおられますし、分室、支部にも定着しているということでございます。
- 18番(直村静二君) そうすると、17名の方は非常勤で出勤場所はないと。常時連絡で市役所なり、分室なり、支部なりへ行っているということですね。そんなら分室の長のお名前聞かしていただけます。少なくとも、地区住民の中で活動される一番主体だろうと考えますのでね。常時、市のほうと連絡するということで掌握はされているということですが、少なくとも、掌握してほしいし、また報告もしてほしい。われわれ議員としても、どういう活動をされているか聞く場合、はっきりしますからね。それはどうですか。分室長はだれですか。
- 隣保館長(高橋正弘君) ただいまの分室と申しますのは、隣保館のことを申してるんだと思いますが、隣保館職員は、純然たる隣保職員として配置されております。ただ、いま問題になっております非常勤嘱託は、産衛部長からお答えいたしました通り、分室なり、または市役所なり、または支部なりの業務に従事しているわけでございます。したがって、それぞれ

所属のセクション、たとえば衛生なら衛生のセクションで管理監督していただくことになっております。

- 18番(直村静二君) 分室というのは名称ではないんですか。
 - 隣保館長(高橋正弘君) ございません。
 - 18番(直村静二君) 分室ということばはいま、理事者のほうから出たな。ないんなら、ないとはっきりしてもらいたい。ないんやな。
 - 隣保館長(高橋正弘君) 分室と申しますのは、従来、同対室の分室でございます。隣保館制度が確立いたしましたして、私が隣保館長になった時点で、分室そのものが隣保館事項に従事するセクションとして隣保館長の所轄に入りまして、現在では、分室という名称はございません。
 - 18番(直村静二君) 分室ということばはないということやね。そうすると、隣保館長が掌握することになってますか。
 - 隣保館長(高橋正弘君) 同和対策部長から総合的に同和事業に関する非常勤嘱託であるというふうにお答え申し上げました通り、各所属セクションによって、衛生なら、衛生の非常勤嘱託ということで、それぞれ所管の部長なり、課長が責任を持つということでございます。
 - 18番(直村静二君) そうすると、掌握はしてくれていますか。どんな報告がありましたか。報告はないんですか。制度として、それはどうですか。
 - 産業衛生部長(宇沢清君) 何回も私から繰り返す通り、非常勤嘱託は、衛生なら衛生の職務に従事していただくということでございまして、その事業を遂行するために、絶えず連携を密にし、産業衛生部なら、産業衛生部長の管轄において、非常勤職員としての責務を全うしていただいているということでございます。
 - 18番(直村静二君) 産衛部長の掌握のもとでやっておるんだという答弁ですね。そうすると、産衛部長は報告を求めることができるというふうに私は解釈するんですけどね。そうしないと、常勤の職員であれば上司が絶えず管理掌握している。非常勤の場合は、聞きますと、だんだん産衛部長個人が管理しているというふうなあいまいなことになりますので。年間百何万という公金でしょう。だから、やっぱりそれにふさわしい活躍、活動をしていただかないかん。これは当然じゃなからうか。ところが、だんだん聞きますと、産衛部長の範囲内だけでやってる。それそれでもいいです。これから各セクションにつきましても報告を求めますから、部長クラスの権限の範囲内で掌握されているなら、それで結構です。
- その次はいまの答弁の中で、962万円が什器備品であると、これは明快になったわけですね。そうすると、4千300万円のうち、あとは運動の分ですね。その予算が何ぼ出ているか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 先ほど申し上げました什器負担で962万1千800円が、

支部助成でございます。他につきましては、市各セッションが予算を組みまして、市の行政の主体性において行なう同和対策事業ということでございます。

- 18番(直村静二君) 支部の当たりが962万円だ。または市の同和対策の補助金だということですね。そうすると、あとの金はだれが管理しているんですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 補助金というよりも、負担金でやられてるわけですけども、これは市が各セッションで予算を組みまして、関係セッションがそれぞれ支払っていく、こういうことです。
- 18番(直村静二君) そうすると、たとえば例をあげますよ。昨日の補正予算で教育指導費がありましたね。これは各セッションで出ているわけですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 私が申しあげました962万1千800円というのは、先ほど申しあげましたように支部助成でございます。それから各対策関係で、それ以外の什器負担というものがあるということでございます。教育対策とか、妊産婦対策とか、一切は全部、支部助成以外の中で処理する分として、什器負担の中に加えて予算措置しているということです。
- 18番(直村静二君) 各セッションに全部入っているんだから、支部の助成なら、助成だけでいいんじゃないですか。あとはどういうことですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 同和部の予算の中では、支部助成と、同和対策部自身の行な分としか組んでおりません。したがって、支部助成は同和部しか組んでおりません。
- 18番(直村静二君) ちょっと細かくなりましたので、もう特別委員会に譲りまして、次はパンフレットの件を聞きたいと思います。
- 教育次長(乾 武俊君) 「南王子村の歴史」についてのご質問に対し、同和教育室の乾よりお答え申し上げます。

この資料は、和泉市史の一部を平易な文章に書き直したものでございますが、原本である和泉市史は、市で編集発行されたものであります。原稿の書き替えに当りましては、主として和泉市史の原稿執行に当たられた三浦圭一先生の了解を得ております。

南王子村の歴史を全市民に認識してもらうことは、同和教育推進上有意義なことと考え、広報課と相談のうえ配布いたしました。

配布の諸手続については、広報課にお願いしております。

以上でございます。

- 18番(直村静二君) そういう趣旨で配布されたということはそれなりに納得しますが、同時に部落解放同盟という署名入りであったということ。さらに市民を啓発するために教育委員会が書かれたという点、ここに問題があると思います。つまり著作権の問題。それから部落

解放同盟という団体が独自にPRされるのは大いに結構だと思うんですよ。しかし、署名入りでやるという場合には、やはり一定の問題がある。一問一答式の教育委員会のものとは、おのずと違ったものになると思うんです。その辺の見解だけをお聞きしたい。

○ 教育次長(乾 武俊君) この原稿は和泉支部のほうから、南王子村の歴史の研修資料として、現在、和泉市史に書かれております文章が、学術的に専門的でむずかしいので、だれにでもわかりやすいように書き直してもらいたいということで、私が個人的な依頼を受けて、お役に立てばと考えて書いたものでございます。印刷は支部の段階でおやりになりまして、その支部の段階でおやりになりました資料が、同和教育の推進上有意義だと判断しましたので、これを配布した。こういうことでございますので、原稿を書き直した段階と、配布の段階とは別個のことだ、そういうふうに考えております。

○ 18番(直村静二君) そういう判断によってやったということですから、それはそれとして、今後はもう少し明快にやっていただきたい、こう思います。

以上、大体聞きました。窓口一本についての問題の中で、昭和45年7月13日に確約書をこしらえて、すべて協議したうえでやっていくということでございますが、予算を組みながら、促進協議会ができていない。これでは全く住民全体の意見の反映の場所がないということですが、これはますます必要じゃなからうかということはいよいよ痛切に感じます。そこでこれがなぜできなかったのか。今度ではできるのか。できるならばどうするのか。この点をぜひともお聞きしたい。

○ 同和对策部長(佐原行雄君) 直村議員のご質問は、規則上は同促がありながら、現実には動いていないではないかというご指摘でございます。この点につきましては、全くその通りでございます。なるほど、46年3月30日付議案第30号で議決されました、和泉市同和对策事業促進協議会というものができたわけでございます。その趣旨たるものは、この条例規則ではっきりうたっておりますけれども、大まかに申し上げまして、同和問題の認識と、10万市民に対する啓蒙、そういったものも含めまして、幅広く協議会方式を採用して、他の市にある同昭対策審議会を一步越しました協議会でございます。

第1の点につきましては、むしろ行政側のほうに問題がございます。現在までいろいろとその対策を練っておりますけれども、この条例に基づく同和問題の認識の高まる中で、今年になりまして同和对策特別委員会の設置をお願いいたしておりますし、同推協というのもなくできるわけです。そういったあらゆる機関を通じまして、今後、行政と各機関が密接な連絡をとりながら、同和问题解決のために進んでいきたい、こう思うわけでございます。

なお、議会内に設置されました特別委員会についても、これからの、ご協力をお願いする

ためにご説明申し上げます。

なお、同促につきましては、同促のできた趣旨並びに協議会の規則の内容、趣旨を体しまして検討していきたい、かように思っております。

- 18番(直村静二君) 確認しておきますけど、先ほどから何べんも言ってます窓口一本化ということですが、この協議会の設置についても窓口一本化を適用するのかどうか、重ねて明快にしておいていただきたい。
- 同和対策部長(佐原行雄君) この協議会の構成が完全にできておりませんのでちょっと予測はできませんけれども、おそらくこの協議会は、すべて窓口一本化ということじゃなくて、地域全体の中から生まれてくるものでございますので、そういった問題はなかるうかと思えます。
- 18番(直村静二君) 協議会は窓口一本ではない、地区住民全体の意見を反映できる。民主的なものにしたい、こういうことですね。
- 同和対策部長(佐原行雄君) この同促の趣旨は、先ほど申し上げたように、同和問題の啓蒙も含めて、広範囲に10万市民に対するものであります。したがって、窓口一本化とは、ちょっと次元が違うように思います。
- 18番(直村静二君) 次は王子支部について。私は組織問題についてはタッチしないということで質問したんですが、王子からも入っていただくということになるのは当然ですね。この点どうですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) それらについては、まだ具体的な形はできておりません。
- 18番(直村静二君) 具体的な形はできておりませんって、坂上議員がやいの、やいのいうて理事者に対して詰め寄ってるんじゃないですか。しかも、窓口一本化とは次元が違うんだということ。しかも、予算を組んでおきながら、流している。つくりますと言いながら、いま聞きますと、まだ何も考えておりません。これではさっき言うた答弁と、いまの答えが全然前進していない。これはもう市長から答弁してもらわないかん。部長がこの協議会は窓口一本と違うんだと言うている。すなわち、地域住民の意見が反映するようにすると。そこで、王子地区についてはどうか。その点、市長から答弁して下さい。この問題は、この前に市会で答弁されてますから、それを踏まえたくてやして下さい。
- 市長(藤原秀夫君) 王子支部の問題につきましては、この間も役員が来られまして、報告は受けております。そのうえにおきまして、支部は認めておきますが、事業においては、行政側としては、同和地区の一つに考えてこれから遂行していきたい、かように思っているわけでございます。

- 18番(直村静二君) 王子支部は認めています、事業についてはどうするというんですか。いま、私の聞いたことに対する答えは、この協議会は窓口一本と次元が違いますからということでしたので、王子支部についてはどうでしょうかということに聞いたんです。あなたは支部は認めますが、事業はまた別、というような言い方で、ちょっとはっきりしない。だから、協議会に全部網羅しますと言うてしまえばそれで答えになるんじゃないですか。窓口一本と次元が違うじゃなしに。たとえば、議会の中には同和問題の特別委員会があります。私も入っている。これは全市民の代表による議会の中での特別委員会ですから、思想信条会派みな違いますわね。それがびたっと一致し合う。そういうことですね。窓口一本化と次元が違う。当然、そうなると思うんですよ。だから、王子地区、信太地区、幸地区を問わずやるのかどうか。市長答弁しなさい。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 私が申しあげました次元が違うというのは、実は同促というのは、和泉市の付属機関になっておる。運動団体とは違うという意味で申し上げたわけでございます。
- 18番(直村静二君) 付属機関ですね。しかし、次元が違うというても、同時に支部の意見を聞いたり、また、それ以外の地区住民の意見を聞いたりということになるんじゃないかと思うんです。だから、王子地区についてはどうだと聞いたんです。市長は、王子支部は認めておりますけれども、支部別だと。市長、何もわかってないやないですか。付属機関ということもいま初めて出てきたような感じで。市長、知ったんですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 同和対策促進協議会の組織までのお話に入っていると思いますが、この組織は、まず第1点が同和問題についての有識者。第2点が同和問題についての学識経験者。3点が関係行政機関の職員及び市職員で構成する。それを市長が任命または委嘱する。このように書いておりますので、それらについては、当然、この問題に当てはまる範囲内で検討していく、こういうことでございます。
- 18番(直村静二君) それでよろしいわ。そんならこの協議会はなぜできなかったんですか。あなたが言ってるように、次元が違うんだからできないかんはずです。同和問題は国民的課題であり、和泉市の最重要課題だといって予算を組んでようやらん。しかも、付属機関だ。これは運動とは関係ない。そこまで明確になっている。それがなぜできないのか、その点ははっきりしていただきたい。市長。
- 同和対策部長(佐原行雄君) まことに僭越でございますけれども、私のほうからお答えさせていただきます。なぜできなかったかという理由は、先ほど私、申しましたように、やはり行政のほうに不十分さがあったということでできなかったわけでございます。

- 18番(直村静二君) 市長にお聞きしたい。不十分さがあってできなかったと、その理由はどうかということはどう聞かないとして、じゃ、いつつくりですか。来年度予算編成にも入りますので、予算編成に入れば一定の諮問をせないかんでしょう。これはもう来年度予算編成までにつくる、そういうつもりでいくというふうにすればどうですか。そういう点、市長からお聞きしたい。
- 議長(松尾千代一君) 市長答弁。
- 市長(藤木秀夫君) 過日の議会にも事業についてはご承認賜わっておりますように、できる事業について張りつけてやっていきたいということでございます。
- 議長(松尾千代一君) 市長、争点がだいぶ違ってくるように思う。同対部について、特別職を含めて部課長は一体何人おるの。これをまとめて答弁するような人はいないの。できるはずなんです。私は休憩するに当たって、時間を置いて、もっと検討し、皆さんと協議して、そして明確な答弁ができるようにということで休憩いたしました。そして再開したにもかかわらず、現時点ではまだ全く答弁できてない状態。同和対策ということで、これに対する助役まで特別に置いてるんです。同対部長以下何人おりますの。そのうに立っていまの醜態は何ですか。市民に対してどういう申しわけができますの。もっとはっきりした答弁しなさい。
- 助役(藤田利君) ご答弁申し上げます。
- いままでおくれておったことについてご指摘を受けたことは、まことにごもっともなご指摘でございます。われわれ一同、赤面の至りでございます。今後はすみやかにこの同促協を促進するべく私ども、努力をしたい、かように考えております。
- 18番(直村静二君) その通りでええと思うんです。いま、48年度の予算編成に入っているわけです。同時に、理事者のほうから要請があって、市会の中では特別委員会がもうできております。思想信条を問わず、各会派皆参加してやっている。ところが実際、地元住民に納得してもらい、支持してもらいような機関ができていないということは、これはやらんということ、あるいはやる気がないというふうに判断される。だから、努力してやりますというのはその通りですけれども、いままでいろいろ質問した中でも、予算、その他について大きな問題もありますので、この協議会は、早急に来年度の予算編成までにやってもらいたい。その気はあるかと、こう聞いたわけです。努力するのは当然です。おそらく、もう予算を組むんです。まず、組むんですか。組まなかったら、やる気がないということがはっきりしますわな。組むんですね。そうすると、当然、これは言ってもらわれないけませんね。3月までにできるかどうか、それだけ明快にご答弁願います。
- 助役(藤田利君) 私どもとしてはすみやかにこれをやるべく努力はいたしますが、人に

頼み、あるいは人選等もございますので、8月のやつに間に合うかどうかという確言をこの議会で迫られたなれば、やはりその点はご了解を願いたいと思います。

- 18番(直村静二君) いままでは組んだけどもやらなかった。今後は、人選もあるから、3月と言われたら断言できません。そういうあいまいな答弁だと私は認識しております。

次は理念という問題で質問したんですけれども、これはいままでのやりとりの中でだいぶ明らかになったんで、意見だけを述べておきます。

同和問題は緊急課題であり、国民的課題だということで、国民がこぞってこれを支持し、解決に努力するという立場が必要だと思います。ところが、いままでの回答だと思います。ところが、いままでの回答を聞いてますと、部落解放同盟和泉支部と和泉市と府連との協議の整ったものだけ執行する、こういう窓口一本の行政が行なわれている。これは憲法違反の行為であり、行政上、違反行為であるということが、今日、同和問題が進む中でますます明確になったと思います。こういう立場で、一体どうして10万市民が納得し、10万市民が協力し、ともに身分差別に反対していけるのか、大きな疑問を持ちます。そこでいままでも質問した中で、公金の使途、この行政のあり方、すべて公開が原則だということを今後とも追及していきます。いままでのやり方は全部、真の部落解放に役立っていないというふうに私は認識します。特殊な団体が同和施策についてチェックする、あるいは行政と協議を行なうということはいかんだ。そういう点では今後に大きな問題を残すし、新しい差別を生むというふうに私は判断いたしますので、今後とも積極的に真の部落解放、10万市民の団結を図っていただきたい、こういうことを意見として申し添えます。

最後に、池の問題で答弁がありました。これはどのように改正するかというと、参考書類、その他改正したいということでござりますが、いかなる点でこれが歯止めになるのか。池が売られる。住民が関心を持つ。そこへ企業がくる。そこでごみが出る。いろんな問題が起こる。これをどのようにチェックするのか。これはまだ、取り扱い事項を改正したいということで、総務委員会に出した段階で結論は出てないと思いますが、歯止めがどのようになるのか、ここが一番大事だと思います。どのように改正されようと、一番大事なのは歯止めの問題です。池を売るときに手続がめんどろだ、これを簡単にすればいい、このことはやぶさかではございません。しかし、売ったあとで環境が悪くなるとか、被害が起きる等についてはどういう歯止めをするのか、その点を明快にしていきたい。これはそう簡単にしていただくと困る。売る場合に歯止めを十分やっていただくということで、その点もう一度ご答弁願います。

- 総務部理事(庄司 清君) 池を処分する場合につきまして、われわれ行政の立場にあるものとしては当然、その池がどういう目的に、どういう方法によって改廃されていくか考えなけ

ればいけない、このように考えておるわけでございます。その辺につきましては、十分地元の代表等と打ち合わせをいたしまして、そういう配慮を最大限行なっていきたい、このように考えておるわけでございます。

改正の点については、まだ、いまのところ協議をお願いしておるところでございますので、その結果は申し上げられませんが、一応、改正につきましても、そういう配慮をある程度考えていくようにわれわれとしてもお願いする予定でございます。

○ 18番(直村静二君) そういうことで決まってませんので、今後、総務委員会をお願いして決まった段階でまた、回答をいただくということで、これで私の質問は終わります。

○ 議長(松尾千代一君) 直村議員の質問は終わりました。

○ 議長(松尾千代一君) 次に10番、池辺秀夫君、お願いいたします。

○ 10番(池辺秀夫君) 私は福祉行政の中にもありましても、特に保育所関係についてお尋ねいたしたいと思います。昨日、竹下議員からの質問もありましたので、私は保育園の給食に関することについてのみおうかがい申し上げたいと思います。

保育園行政の効果としては、集団生活、保育、知恵の向上、母親の手助け等、いろいろとあろうかと思いますが、特に日に月に発育向上する年令の園児は、何を食べてもまず食べること、すなわち給食が一番大切であろうかと思えます。大いに関心を持ってやらねばならない問題かと思うものでございます。これにつきまして、当局は全く無関心であると私は思っております。

このことにつきましては申し上げますならば、このごろのように寒さも日増しに身にしみるとき、冷たいものを毎日出されて、ほとんど残飯として捨てられておるように私は承っております。先日多数のお母さんたちから、何とかならんもんか、発育盛りの子供がかわいそうでしょうがない、こういった苦情を私が聞かされておるのでございます。さっそく、関係者に善処方を申し入れましたが、一向、何のこともなく済んでおるのでございます。私はこのことにつきまして、園長に聞いてみたのでございますが、園長いわく、これは数年以前から園長会議ごとにお願いを申しておりますが、予算がないからそのうちに何とか考えるといつて、いまだに何もしてくれない、こういうことを私に言っておるのでございます。

私といたしましてもこのまま過すわけにはいかないと思いますので、差し当たり今後、もっともっと寒くなっていくとき、これの対策をどのように考えておられるのか。また、各保育園に今後、給食設備をするお考えを持っておられるのか。関係部課長の明確なるご答弁をお願い申し上げたいと思います。ご答弁のいかんによっては、再質問の権利を留保して終わります。

○ 議長(松尾千代一君) 理事者答弁。

- 社会児童課長（森 保君） お答え申し上げます。

ほんとうに私たち担当者として遺憾に思っております。ほんとうに申しわけございません。初めに現在の保育園の給食についての現況からご説明申し上げたい、かよに存じます。現在、保育園で完全給食やっております30才以上児につきましては、和泉給食センターを通じまして副食だけ委託契約すると同時に、配布願って実施しているような状況でございます。

私たち担当者といたしましても、議員さんご指摘の成長盛りの栄養面の重要性にかんがみ、和泉給食センターへ栄養士ともども副食等の内容改善のために再度、回ってるんですが、何を申し上げても、14園の保育園を給食センターから回っていただくということになりますと、相当時間的な関係もございまして、寒い日につきましては、園へ行くまでに冷たくなっている現状でございます。来週25日本年最終回の園長会を計画してございますが、ご指摘の点十分話し合いいたしまして善処していきたい、かように考えております。その点よろしくお願いいたします。

- 10番（池辺秀夫君） いま、児童課長からいままでの経過はありましたが、これから具体的にどうするという事は耳に入ってきませんでした。

一つ例をとると、北池田保育所、この近所に小学校がある。年令の小さい保育所のほうが、小学校より冷やこい給食を食べさせられて。こういう面、本当に私は矛盾を感じておる。教育委員会といろいろ話なされて、寒い冬場だけでも何とか温かいものを食べさせるようにしてやったらどうかと思います。お母さんたちに聞くと、本当に腹減らして、帰ってくるなり、何ぞないかと言う、こういうことであります。こういう点、差し当たり一体どうするのか。また、今後施設をつくる考えはないか。

- 市民部長（小林一三君） 各園とも設備等が異なりますので、実態に即応した実態調査もいたしまして、来たる25日に園長会を持つ予定になってございますので、そこで十分な協議をいたしまして、議員さんご指摘の通り、早急に万全の措置を講じたく思いますので、何とぞご了解いただきたいと思います。

- 10番（池辺秀夫君） 25日に園長会をする。そこで早急にそのことの処理をする。それはよくわかるわけでございますが、それはそれといたしまして、早急にその処置をとってもらいたい。うかうかするともう冬を越す。それでは間に合わん。

私がここで特に関係者に望みたいことは、国においても福祉国家の建設をうたい、府においても、黒田府政は福祉優先というようなことからして、大いに匡、府にも協力願って、保育園あるいは幼稚等の施設を拡張してもらふ。発育盛りの園児がたくましく、強くなっていく。次の世代を背負うこうした児童たちをわれわれで育て上げるんだという気持ちになって進んでも

りたいことを要望して、私の質問を終わります。

- 議長（松尾千代一君） 池辺謙昌の質問は終わりました。
- 議長（松尾千代一君） 次に6番目、柏音三郎君、願います。
- 6番（柏音三郎君） 「一般行政について」と書きまして、非常に失礼したかもわかりませんが、私の申し上げることは、たびたび申し上げることで、またかと言われるかと思ひまして、遠慮してこういうふうに書きました。ということは、あまりにもうそを並べられたため、質問をやらなければならないというところの私の気持ちでございます。時間もございませんので、簡単に質問をいたします。

第1点、北信太の駅前の自転車整備の件であります。その後、いかがに処置をされたのか、これをお尋ねいたします。これについては、担当者ごとに順序よく答弁を願います。

第2点、9月18日の台風後の処置がいかようになっているかをお聞きしたいのであります。鶴山台に大きな城ができて、その下に難民街ができたというのが現在の状況であります。だれがこういうことをやったかということでもあります。これに対しまして、実際の状態というものを見られたのかどうかということでもあります。志保池、次郎池、この二つの池をつぶされた。そして草木が取られた。鉄砲水が出るのはあたりまえである。こういうことに対して、そのまま何らその後の処置がなされていないということでもあります。王子川も、現在の状態では曲がりなりにも程度でございまして、もう年数はもちません。こういうときにおきまして、いまこれの処置ということに対しまして、これは環境でやるんだと言われますならば、環境組合の副管理者としてご答弁を願いたいと存じます。

第3点、舞町にある焼却場でございますが、いつの間にか煙突が2本立っておりますが、現在、使用しているか、使用しておらないか。使用しておるとするならば、これは約束通り、地元との話し合いがよくできたのかどうかという点についてお尋ねいたします。

第4点、和泉霊園の取りかわした協定の第2項、遮蔽擬装であります。これの処置はいつやるのか。期限は過ぎております。明瞭にご回答を願います。これは辻助役。

第5点、いま田中ラッパが日本列島改造論を唱えておりますが、和泉の改造をするのも好機である。それは信太山にある自衛隊の演習場、これは誤解のないように特に注釈を加えておきます。いまの自衛隊の演習はアベックの好適地で、実際に好適地でないのであります。であるからして、よき土地があれば、いついかなるときでも交換をしましょうということでもあります。これに対しまして、日本の現状からいって、備えあれば憂いなし、日本国の発展はまず防衛から、こういう見地から、自衛隊をまますげいせず、いま、あらゆる調査研究をして換地をこさえることこそ、一挙兩得。これは環境からいっても、和泉市の特等地であります。この件

に対して調査研究する意思ありやなしや。これをお尋ねしたいと存じます。

第8点は、聞き及ぶところによりますと、老人の休める家を校区ごとに12カ所つくる。来年度から2校区ごと700万円の経費をかけてやる。1,400万円で、これを6カ年間にやるということらしいんですが、これは真実であるかどうかということに對しまして、お尋ねいたします。

お答えのいかんによりましては、再質問いたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 交通公害課長（内田 潔君） 私のほうの所管いたします問題について、お答えいたしたいと思っております。

北信太駅前の自転車放置のその後の対策をどのようにしておられるのかというお問い合わせだと思っております。

率直に申し上げます、この対策については、苦慮いたしているところでございます。この駅前については特殊な事情がございます、自転車置き場の用地が他にあればいいわけですが、なかなかそういう用地もございません。幸いにも用地がありといたしましても、駅前には自転車預かり業者がございますので、無償で提供することも少し考えにくいと思っております。したがって、現在、私のほうでとっております対応策といたしましては、まず、その現象を起したメカニズムとして考えられますのは、鶴山台団地に早期にバスの乗り入れを実現させることによって解決できるのではないかと、こういうことで現在、バス乗り入れについて鋭意努力いたしまして、バス委員会等とともに協力をお願いして、これを早く実現に持っていきたいということで進んでおります。そのほか、関係機関の取り締まりを現在、やりつつございまして、不本意でございますが、行政指導的に実施いたしております。そういう2点の対応策を現在、やりつつございまして、おおいおい解消していくということで、ひとつご了解賜わりたいと思っております。

○ 6番（柏 音三郎君） 実際にどうするのか聞いておるんです。土地を貸すのか、引き揚げるのか、どっちですか。

○ 交通公害課長（内田 潔君） 置き場につきましては、私のほうの立場上、これを扱うということではございません。私のほうの立場から申し上げますと、そういうことじゃなしに、一時も早くこれを解消するという方向のバス乗り入れ、取締まりの行政指導と言わざるを得ないと考えます。

○ 6番（柏 音三郎君） あとを貸すとか、貸さんとかいう話はどうなったんですか。何月からですか、6月末からでしょう。6月末から始まって、それも一案ですなということで、じゃ

一応、そういう話をしましょうと。だんだん話を煮詰めていくと、どうもそれは計画課のほうでくあい悪いんだ。計画課が文句言うてるんだと言う。計画課のほうへ聞くと、私のところは、あれは広場として計画しているだけであって、実際の持ち主は開発協会だから、開発協会へ言うて下さい。こういうことで、じゃ、一応、こうしましょうかと、こういうことだったんですね。そうでしょう。それを一業者のために百何十台、多いときは200台置いてる自転車に対策をしない。これから見ても一般行政がいかに悪いかということがわかるでしょう。(駐車違反の張り紙を示して)これは何ですか、これは何ですか。最後のやつはこれでしょう。一回、二回とこれやっとならないですか。三回やって、四回目はこれでしょう。これだったら自転車は引き揚げるんでしょう、そうでしょう。大体、最初の話では、そこにおられる阪東次長に悪いですけどね、駅から道をこしらえますというのが4、5年も前からあった。ところが実際にやるとなると、今後は18号線の関係云々だと。しからば、あの空いておるところを貸してやって市民に便利を与えてやるか、もしくは規則によってこれをやるか、はっきりしない。

○ 交通公害課長(内田 潔君) 私のほうの立場から申し上げますと、できればそういうような用地を提供する者があればいいんですけども、いまのところ、土地も私のほうの所有ではございません。現在、開発協会を持っておられるそうでございますが、それを提供していただくとしても、先ほど私申し上げましたように、向こうに業者がございまして、営業侵害というようなことも私のほうへ申されますので、無償提供ということも至難な問題であるということで、これは断念をせざるをえない。したがって現在、バスの乗り入れと合わせまして、関係機関の指導、取り締まりをやらざるをえないというようなことでやっておりますので、ひとつご了解賜わりたいと思います。

○ 6番(柏 音三郎君) じゃ、これを実行するということですか、実行するんですね。いいですね。するということですね。よし。

第2点を願います。

○ 建設部長(中塚 白君) 第2点目の排水の問題についてお答え申し上げます。私から……。

○ 6番(柏 音三郎君) 質問したときに、市長に聞いてるんですからね。泉北環境の責任者としての市長に答えていただきたい。

○ 市長(藤木秀夫君) この排水路は実施すべく過日、決裁が回っておりましたので、そのうちに実現なるものと思っております。

○ 6番(柏 音三郎君) そのうちというのはいつやるんですか。

○ 市長(藤木秀夫君) 泉北環境で私は副管理者としておりますけれども、直接、当面する事

業担当者もおりませんので。

それと第3番の舞町の煙突の問題につきましても、話はわかっておりますが、その付近の住民に了解を求めに行ってほしいということは私も申し上げております。しかしながら、事実行っただか、行ってないか、そこまではっきり申し上げることはできません。

○ 6番(柏 音三郎君) いまの答弁、これはどうですか。副管理者からこういう言い方をされる。煙突のほうも、そらやりまっしゃろと。これは12月と6月と2回やるとるんですよ。必ず行きますということで了解したんです。やることはやるんだと。それが実際にはできてない。私は何も事業部長の答弁を止めるというんじゃございませんけれども、一回約束してるんです。それができてない。しかも市長のこの答弁はどうですか。こんなことでは、このまままあそうですかというて引き下がれません。

○ 建設部長(中塚 白君) これは直接の担当は北泉環境がでございます。しかし、当然、われわれもそのことは十分存知しております。たまたま、事業の主管が北泉環境である関係上、いろいろと側面から協力は申し上げておるのでございますけれども、いかんせん、いまだ完成していないのが実情でございます。いずれにいたしましても、去る7月の豪雨による問題は、少なくとも、幹線水路の完備がなければ解決はしがたいのが実態でございます。これはもう議員さんが現地をつぶさにごらんになってよくご存じのことだと存じます。

なお、北泉環境の一日も早く事業のできますように、われわれ、今後とも努力を重ねていきたい。問題は、いま渇水期に入っております。少なくとも、当面、差し当ってこの問題は起こらないであろうけれども、出水期ともなりますれば、同じ現象を繰り返すことは火を見るより明らかでございます。この点につきましては、北泉環境と十分協議いたしまして、早い時点できるよう努力いたします。残念ながら、主管ではございませんので、直接事業に手を下しておりませんので、いささかもの足りなさがあると存じますけれども、いま、私の答えられる範囲はその程度でございます。ひとつこの辺でごかんべん願いたい、かように思います。

○ 6番(柏 音三郎君) 市長が適当にやったんやから、事業部長はごかんべん願いますと言うけれども、当局者の処置が悪いと思うんです。私はこれはいかんと思うて、あれから鉄砲水が来ますというて電話をしたんですからね。そのときにちゃんとすれば、13号線のあるところも切れておらない。それで切れた。入ってきた、となった。そして土のうちを積みというて、土のうを積んで回った。それはだれがやったか。私とこの選挙の応援をやっている人が出ていって、それに土を入れて、王子川のところへ持って行って、そして初期の浸水を食い止めたんです。そのときに火事ならば消防がおるんです。風水害なら、風水害の者がおるんです。あのときは、森田の火事がありましたからと言うかもしれません。府中の前が燃えたら困る。何人か

が流れてもいいんだ。人が死んでもいいんだ。そういうやり方をしている。自衛隊というのが
あるんだから、自衛隊に要請してやればいい。それもやらない。自衛隊の人員も現在は800
人以上おります。それをよう使わないで、使われてばかりいる。これはもうこれ以上言うて
もしようがない。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） 舞町の泉北環境の焼却場の煙突の件でございますが、既存の
一本だけをいま使用いたしております。新たに開設の炉につきましては、近く上代町の町会とお
会いしてお話し合いするといことを泉北環境から承っております。この点につきましては、窓
口の行政区域の和泉市を通じまして再三聞いておりますし、私どもも泉北環境を通じまして早
急に話し合いするようというところで、要請をいたしておるしだいでございます。近く、上代
町の町会とお会いするということで確約ができておりますので、その点ご了承願いたいと思
います。

それから和泉霊園の環境整備の問題でございますが、私ども事務手続上非常に遅れがちにな
っておりますが、この件につきましては、年明けて早々、上代町の町会役員さんとお会い申し
上げて、契約事項にある環境整備をいかにするかという問題については十分協議をいたしたい、
かように思っておるしだいでございますので、何とぞあしからずご了承願いたいと思います。

- 6番（柏 音三郎君） 時期が遅れたということですが、11月の約束でしょう、じゃない
ですか。ガタガタ言わんと、もう11月ですよ。それがまた放ってあるんだから、こうですよ
と、こうですよと、こう言ったらいいじゃないですか。答弁は簡単じゃないですか。それをあ
んたがそういうふう言うんやったら、一べんやりましょか、何ぼでもやるぞ。

- 産業衛生部長（宇沢 清君） お叱りの点がどうもわからないんですけどね。結局、私ども
再々、柏議員さんにお話しておる通り、植木の植え替えの時期的な問題とか、そういうものを
踏まえなうえてやりたいという考え方を持っているわけです。あくまでも、この契約事項を違
反するということじゃございません。確かに当時、産衛委員さんなり、公園墓地の特別委員さ
んにもご相談申し上げておりますし、当然、市としても契約事項にある通り執行するわけで
ございます。ただ、植木の移植の時期等を勘案いたしまして、来年早々、町会長さんとお会
いしてお話し合いするということでございますので、その点ご了承願いたいと思います。

- 6番（柏 音三郎君） お叱りの点がわかりませんいうて、お叱りやない。私はいつもこう
いうことばで言うんです。何もあんたを叱っておりません。いま言うても、夏であるからして
木が枯れる。11月になったらやりますいうて約束したじゃないですか。でたらめじゃないで
すか。それを言うてるんですよ。それをお叱りの点がわかりませんか、何とかいうて、人を
冷やかすのか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 植樹する植木はある程度確保しているわけです。植木の確保がつきしたい、どういうぐあいにするかということは、町会長とお話し合いするということなんです。その点ご了承いただきたいと思います。

○ 6番（柏 音三郎君） それをはっきり言えばいい。何もあんたを思っても叱ってもない。冷やかすんかい。11月にやるという約束が遅れてくる。あんたいまちゃんと植木も準備していると言うけれども、まだ工事はできてない。あとはしり食らえ観音やないか。それが一般行政の悪いところやというんです。どんなものでも皆そうやないか。

次、煙突はどないした。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 再度、煙突の件でございますが、本件につきましては、現在新しい煙突は使用いたしておりません。それと同時に上代町町会と話し合いを持つべく、確約は泉北環境のほうで聞いておりますので、近く持たれると思います。

○ 6番（柏 音三郎君） と思いますか。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） はい。確約というのは、泉北環境の窓口といたしておりますから、その関係上、私ども聞き及んだ範囲で、泉北環境のほうでできるだけ町会との和解をつけるようにということで、お話し合いをしております。

○ 6番（柏 音三郎君） わかりました。

第3点、第4点も同じことですよ。聞かなきゃ言わないんです。これはもっと納得のいくようにやるべきです。そうでしょう。4点もそうですよ。やってない。これはもう何回も言うてる。大体、産衛委員会をなめてる。なめるんなら、なめてもええけどね。よう考えてもらわないかんよ。

○ 議長（松尾千代一君） よろしいですか。

○ 6番（柏 音三郎君） 4点終わり。次。

○ 議長（松尾千代一君） 市長答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 日本列島改造論に基づいてのご質問でございますが、まだこれとても、内閣のほうとしてはっきりした何が出ておりません。大体、日本の国をまんべんなく改造しよう、こういう意向らしゅうございます。その意味から申しますと、和泉はどないなるかということに相なりますと、その答えといたしましては非常にむずかしい。これが過密している市であるか、しておらん市であるかということも私ども、見当つきませんので、まず、日本列島改造論というものを十二分に踏んまえて、また理解したうえで、和泉の市政のうえに何か考えていきたい、かように思うわけでございます。

それで先ほど言われました国有地の問題を何とか言うていく勇氣はあるか、これは勇氣は十

二分に持っておりますが、その問題はあながち、うまくいくかどうか。それは努力をする以外に何も無いと思います。その点ひとつ皆さんのご協力を得まして、今後、この面に向かって、また、前からのお話も残っております公園墓地という面もございますし、過日、貝淵議員さんからのお話もありました道路なり、そういうこともいろいろとございますので、その点よろしく願い申し上げたい。いま、はっきりした答えは申し上げられませんが、ご了解賜わりたいと思います。

- 6番(柏 音三郎君) 了解というのは、調査研究するという了解ですか。やる気があるのか、どちらですか。
- 市長(藤木秀夫君) 調査しながらやっていきたい。
- 6番(柏 音三郎君) 日本列島改造やからね。それはともかくとして、和泉において藤木ラップでやってほしいことは、自衛隊のあそこの問題なんです。自衛隊員も若い男ですから、アベックばかり見ると、実際において演習も妨げられる。そういう中で訓練しても、十分な訓練はできません。自衛隊でも困ってると思うんです。ところが和泉市としては特等地です。そういうところとどっかと交換する。そういう列島改造論を、あんたが田中ラップに続いて藤木ラップを吹きなさい。藤木ラップを吹きませんかということを知っているんです。
- 市長(藤木秀夫君) 話はよくわかります。ラップに終わるかどうかしりませんが、その意気で皆さんにご協力賜わりまして、やってみたいと思っております。
- 6番(柏 音三郎君) いままであそこは、第四師団ということで、2万人の兵隊が入ったんです。いま800人前後の隊員しかいない。そうすると、一般の人はああいうところへ広い土地が要るんか、何もやとらんじゃないか、こう言っておる。ところが、パンパンとやるというと、やかましいとぐるりからやられる。ヘリコプターが来ると、やかましいと言われる。このごろ、ちょっと車が通っている。それでも自衛隊の車がやかましいと言われる。そういうまま子扱いにせずに、どっか換地を考えたらどうか。赤字解消した市長もあるんですからね。あんたも黒字にしたらどうか、こういうことを私は申し上げている。一挙兩得だということです。だから、誤解のないように。
- 市民部長(小林一三君) それでは私より第8点の老人の家につきまして、ご答弁させていただきます。

本件につきましては、府単独事業でございまして、大阪府に老人クラブ常設集会所補助要項というのがございます。その制度に乗りまして、過般、市の理事者の意向並びに府との協議が整いましたので、来年度より二カ所やっていきたいということでございます。したがって、先ほど、6カ年計画というお話が出ましたけれども、これらも府との協議等、いろんな手続の

関係もございまして、8カ年間という計画で全部できるかどうかにつきましては、十分府とも協議したいと思っております。

なお、二カ所で1,400万円と申されておりますけれども、若干の金額の相違が出るかもわかりませんが、3月の当初予算の議会におきまして十分ご審議賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 8番(柏 音三郎君) よくわかりましたが、そうすると、どこからやっていくんですか。いま、土地の問題がやかましくいわれている。だから、どこから、どういう方法でやるのか聞かしていただきたい。来年できるところと、8年後にできるところとある。そうすると、年寄りにはもう8年後には死んでるということもあるかもわからない。だから、どこからできるのか。

○ 市民部長(小林一三君) この問題につきましては、校区の老人クラブ連合会長会を開きまして、こういう制度についてご意向を、ということで再三、協議を持ちまして決定を見ておるわけでございます。これは老人クラブ集会所でございますけれども、町会あるいは婦人会あるいは子供会等、あらゆる住民の方々に使用していただくべく、町会長さん等含めまして、全町で協議の整った位置をご選定願いたいということで、校区の連合会の役員会での決定を見ておるわけでございます。したがって、現在、当面、来年度どこどこということにつきましては、現在、未定でございます。

○ 8番(柏 音三郎君) 了解。市長さんに一つご意見を申しておきますが、信太校区のやつは非常にいやらしいやつばかりや、反発ばかりしよると、こういうんですが、反発する、いやらしいようにしてしもうた。とにかく、火葬場を持ってくるわ、塵芥処理場を持ってくる。そして今度は大きな城ができた。その下は雨が降るたびに水がかかる難民街です。そういうことを押し付けてきた。そこへ煙突が二本建ってきたわ、火葬場はできたわ、こんなことばかりしている。反発するのはあたりまえです。信太校区といえども、決してそんな悪い、いやらしいやつばかり違います。ええ人もおるんです。13号線から葛の葉町、聖岡、尾井町、富秋町、何ぼでもいい人がおります。そういう人をつかまえて、信太校区はいやらしい人ばかりだというようなことを思わずに、できる人をつかまえて、どうぞ一般行政について協力して下さいということでやっていただきたい、こういうことを要望しておきます。

○ 議長(松尾千代一君) 柏議員の質問は終わりました。

ここでおはかりいたします。暫時休憩いたしたいと思います、異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないようでございますので、暫時休憩いたします。

(午後3時休憩)

(午後 3 時 3 分再開)

- 議長(松尾千代一君) 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。次に 26 番勝部議員
お願いいたします。
- 26 番(勝部津喜枝君) すでに提出いたしました通告に基づいて、順を追ってお尋ねいた
します。

まず教育行政について 2 点。

第 1 点は、先般、適正就学審議会が開かれたと聞いております。教育委員会としての素案が提出されたそうでございますが、校区編成に当たりましては、まず、何よりも地元の皆さんの意向をよく聞いて、卓上のプランのみで編成されることのないよう、強く要望するものです。また、この校区編成に当たりまして、新しく小学校編入が決まったときの場合など、現在小学校、中学校の児童の全通学区は、本当に安心できる、また適切なものであるかどうか。教育委員会として、通学路を一般的に把握しておられるかどうか、お尋ねしたいと思います。

第 2 点、近来、図書館建設の要望が強まり、具体的に検討されていることと思いますが、和泉市におきましては、有志の方々の地道な努力によって、府の巡回図書が広く市民の間に浸透しております。当面、48 年度予算において、和泉市独自で巡回図書の計画があるかどうか。いま、府のほうでもこういった制度に対しての補助制度を検討中であるとも聞いております。積極的な教育委員会のご検討を心からお願いするものです。

第 2 点、保育所行政について。

来年度 4 月の入園に際して諸々、準備を進めておることと思いますが、まず、この保育所の問題に対して、大切な基本理念をはっきりしておきたいと思っております。児童福祉法と憲法に基づいて、児童が心身ともにすこやかに生まれ、育成されるよう努められ、等しくその生活が保障されたものであると同時に、憲法に保障された、国民は等しく労働する権利がある。すなわち、婦人の働く権利を最も保障するものが保育所政策であると思っております。以上の観点から三つの点にわたってお尋ねしたいと思います。

まず第 1 は、その基本的観点から、現在の和泉市の保育所が、その実態、中身において、児童の保育という名にふさわしい人的、物的条件を備えた保育所であるかどうか。また、これらの父母の要望に沿って適切な処置が行なわれるよう努力されているかどうか。特に 48 年度予算措置等にどのような配慮がされているか、お尋ねいたします。

第 2 点は、保育所の入所の啓蒙と公募、また申請手続、措置の決定がすみやかに行なわれ、民主的な配慮がされているかどうか。来年度の入園に際しての問題をお尋ねしたいと思います。

第 3 点は、保護者会を含め、住民代表との交渉を行なう権利を尊重し、保障されているかど

うか、その点をお聞きしたいと思います。

その他につきまして、一点お尋ねいたします。最近、和泉市内におきまして、特に大規模な団地が建設されております。特に新興の住宅団地では、ご承知のように、結婚間もない若い世代が大部分でございます。そこで、そういう団地等の母子保険について実際にどのように考え、具体的な処置がされているかお尋ねいたします。

以上の点につきまして、再質問の権利を留保いたしまして、よろしく願いいたします。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 教育次長（阪東重信君） 教育次長よりお答えいたしたいと思っております。

1点の適正就学審議会に対して、来年度新発足いたしたい小学校、中学校についての区域の素案を提出してご審議いただいていることではございますが、その中でも、ご指摘いただきます通学路につきましても、このような考え方ということでは指示いたしておきまして、教育委員会なりに通学路対策を講じております。特に校区編成に伴う学校の通学安全対策につきましては、当然、父兄としてもご心配いただくとおりでありまして、これらの状況も把握いたしまして、今後、万全を期していきたいと思っております。特に現在の小中学校の全通学路に対する状況は、教育委員会なりに調べておりますが、これとて、いろいろとご心配な点があるわけではございます。そうした通学路の充実というような問題につきましては、交通公害課等と横の連絡をとりまして、今後、いよいよその充実にも努めてまいりたいと思っております。現実に交通規制をかけているところもあるし、またかけなければならないところもあるわけではございますが、地元の反対あるいは利害等、いろいろな問題がありますので、今後、情勢に応じて交通公害課にも強く要求し、それなりの努力もしていただいております。今後とも、通学路の整備については、十分の配慮をしていきたいと思っております。

第2点の図書館の問題でございますが、これだけの人口を有しながら、本市に図書館がないということについては、議会等において、常に指摘されておるところでございます。図書館の設置につきましては、教育委員会としては、総合会館の中で抜本対策として組み入れてもらうべく話をしております。暫定的には、現在、青少年会館であのような状態で行っている状況でございます。

なお、巡回図書のことではございますが、いまご指摘いただきますような、市独自の巡回図書の件につきましては、社会教育のほうでも、府の補助助成措置等を待って早急に解決すべく、48年度予算の中でも検討をいたしたい、かよう考えております。

まず、教育委員会として、小学校、中学校の通学路をそれなりに把握しているかどうかという点なんですけれど、その点はどうか。

○ 教育次長（阪東重信君） 前回にもご指摘いただきましたように、学校からいろいろ出さしているわけです。この学校についてはこの道路を使っていくということは、うちのほうでつかんでおります。

○ 26番（勝部津喜枝君） そのつかんでる中で、特に父母の要求、またはいろいろな事情の中から、あぶない、何とかしなければいけないという点は何カ所ございますか。

○ 教育次長（阪東重信君） 何カ所といますか、たとえば国府小学校ひとつにしても、たとえば父母の方から、交通安全員を設置してもらうことによって通学路の安全をはかるんだというような要求もある。全校的にスクール・ゾーンの充実をしろという要求もありますので、交通公害課等といろいろ検討していただいておりますのが現状でございます。

○ 26番（勝部津喜枝君） 交通公害課とともに検討していただくことは大変たくさんあると思うんですけども、ひとつこちらから具体的な例を挙げて、教育委員会のいままでなされてきた点をお聞きしたいと思います。

山荘の一条院団地から芦部へ通う、たんぼの中を通過の道でございますけれども、その道は私、先日、実際に子供会の役員の方と歩いてまいりました。大きな池が二つあります。そして非常に幅の狭い道を、およそ子供の足で2.5分間ぐらい（早く歩いても）通っていかねばなりません。また、表面から見ましたら一見幅があるようで、池の水でえぐられているために、非常にあぶないところがあります。こうした点は、従来から皆さん方で教育委員会へ再度、お願いしているということですけども、いまだに解決されずに放置されております。この点についてのご意見をお聞きしたいと思います。

○ 教育次長（阪東重信君） 山荘の一条院団地のことにつきまして、通学区域の問題で担当の課長ともども地元にもいったこともあるわけです。そのときも、なるほど一条院団地から芦部小学校に通う通学路につきましては、非常に危険な状態であることはわかっておりました。その折も、これはうちの建設部とも協議しながら、黒鳥公園の園道を使って、黒鳥小学校のほうへの校区変更はできないかということも、われわれから地元へ説明したこともあるわけです。去年の時点では、時期が遅すぎるというご指摘がございますので、本年度はひとつ地元へ赴きまして、校区変更と通学路を合わせた中で検討いたしたい、かよう考えております。

○ 26番（勝部津喜枝君） 黒鳥小学校のほうに校区変更になるかもしれないという動きがあることも聞いております。それでは黒鳥の小学校に行くようになれば、解決するというお考えですか。大変あぶないいまの道をそのまましておいていいということですか。

○ 教育次長（阪東重信君） これは地元の了解と、父兄の方々の意見が最も反映されると思います。別途の通学路を委員会なりに学校と相談いたしまして設置いたしたいと考えております

し、それらの整備については当然、配慮すべきはせならんと考えております。

○ 26番(勝部津喜枝君) 芦部小学校の校庭の横にくいが相当高く積まれております。あれはどういうことですか。聞いたところによりますと、そういうあぶないところを、材料だけは教育委員会のほうで配慮するので、作業は地元のほうでやってほしいということだったと聞いております。この点について。

○ 教育次長(阪東重信君) はなはだ不勉強ですが聞いておりませんので、ひとつあとで調べて、その状況をご報告させていただきますので、ご了解いただきたいと思ひます。

○ 26番(勝部津喜枝君) 聞いていないということをお聞きして、非常に驚いたんですけども、地元の皆さんは、何であないして長いこと積んであるんやろうか。直接作業せえという返事だった。学校長とか、地元の団体の幹部の方にお願ひして交渉していただいでる、というふうにお願ひされてるわけです。直接、教育委員会へ聞きに行ったことはないけれども、そういうふうにお願ひされてるということで、作業されるのを待っておるのが実情なんです。ですから、ぜひ教育委員会として、その辺、地元の皆さんが納得いくような説明を早急にしてあげるようにお願ひしておきたいと思ひます。

校区編成の素案を見せていただいた中で、素案ですから決定はいたしておりませんけれども、府営北信太住宅が新しく建設される鶴山台北小学校にという案が出されております。これについても、通学路は検討中であるということですが、あの府営住民の子供たちがもし鶴山台北小学校に行くとなれば、隣接の空地の、あの車の古いなどが放置されている道路を通って行かなければならないのではないかと心配しております。特にあの空地の中には、従来からシンナー遊びのビニールの袋やら、またそれをするための自動車のクッションなどが放りまされるわけです。そういうところを通って行かなければならないということで、まだ決定していないけれども、これを具体的にどう考えていくんだらうかと大変心配しているわけです。この点、実情を把握して検討されているかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○ 教育次長(阪東重信君) 現在の素案でございますが、教育委員会としては、やはり、車道と里道と通学路と分離したような形が一番理想的だと思っております。現在の道路事情の中では、それができないわけですが、里道から信太二号線に上がって、また里道を経て鶴山台北小学校に行きたいという通学路の検討をいたしております。なおよく調査いたしまして、別途お答え申し上げたいと思ひます。

○ 26番(勝部津喜枝君) それではその点、素案の状態でございますけれども、通学路の問題に関して、よく納得いくように説明をしていただくようお願いしておきます。

図書館に伴う巡回図書館の計画なんですけれども、特に山手のほうは交通が不便であるという

こともありますし、いろいろ専門の方に聞いてみたら、約1千万もあればできるのではないかという意見です。府の補助制度も待ってということなんですけれども、この点についてもう少し強く教育委員会として働きかけて、来年にはぜひ具体化してほしい、こういうふうに思うんですけれども。

それと合わせて現在、各小学校にそれなりに図書室がつくられておりますけれども、義務教育である小学校の図書室の費用として、和泉市としては、幾ら予算を組まれてやっているのか、ちょっと教えてほしいと思うんですけれども。

- 教育次長（阪東重信君） 小中学校の学校図書館についての整備は、常に校長会等からもよく出されておりますので、それなりの予算編成の中で増額するよう努力いたしたいと思います。数字的には、予算等の資料を持っておりませんので、後刻報告を申し上げたいと思います。

なお、図書館の巡回につきましては、読書会からも強い要望がされておりますので、それらの要望にも応えるべく現在、検討しておりますことを付け加えたいと思います。

- 26番（勝部津喜枝君） 具体的な図書費用の数字はまとめて結構です。

それでは各小学校に毎年、予算としては出しておるわけですか。

- 市民部長（小林一三君） それでは教育行政関係、その他につきまして、ご回答申し上げます。

まず第1点の措置児の問題でございますが、議員さんからもご質問ございました、あるいは父母の方々の要求もごきますように、保育の基本理念に基づきまして、人的、物的に年々充実いたすべく、48年度も予算編成を考えておるつもりでございます。

第2点の入所のPRでございますが、これにつきましては、広報等を通じまして、あるいは園等を通じまして、全市的に行き渡るように、最善のPRを行なっておるつもりでございます。

なお第3点の保護者会との交渉は、ということでございますが、交渉ということなしに、日々の保育を通じまして、園の職員ともども、父兄の意見等も取り入れまして、最善を尽くしてまいりたいということでございます。堅苦しい保護者との交渉云々じゃなしに、毎日毎日の保育を通じて最善を尽くしてまいりたい所存でございます。

第3点のその他でございますが、母子家庭につきましては、いわゆる受動的な相談員として、府から私のほうの社会児童課に母子相談員として一名派遣されております。能動的には、府の保健婦に依頼しておるのが現状でございます。したがって、母子家庭につきましては受動的相談については、社会児童課に府から派遣された母子相談員がおりますので、ご利用いただいたらと思います。

以上、簡単でございますが答弁いたします。

- 26番（勝部津喜枝君） それじゃ第2点の保育所の入所の啓蒙、公募、申請手続きについて、来年度の予定などを詳しくお聞きしたいと思います。

1月11日に各保育所で入園説明会があると聞いておりますけれども、それから入所を決定されるまでの計画を詳しくお尋ねしたいと思いますので、よろしく願います。

- 社会児童課長（森 保君） 突っ込んだ内容でございますので、私のほうからお答え申し上げます。

1月11日に入園説明会がございまして、これはまだ非公式でございますが、22日以降、受付を開始したいと考えております。実調、その他書類整備等もございまして、ご家庭へご通知申し上げるのは3月中にならうかと思っております。その点了承願いたいと思っております。

以上です。

- 26番（勝部津喜枝君） 昨日の竹下議員のご質問にも、申し込まれた人全部について、ワクをはずれた人についても、何とかしていきたいというお答えをいただいております。

ここで一つ問題になりますのは、3月中ごろが入所決定の場合、実際に働いておられる人の場合で入所決定がくずれた場合には、市としてどのような処置をされるのか。

それからもう一つ、これは和泉市の保育行政が遅れている端的なあらわれであると思うんですけれども、すでに2才児、3才児等で市の保育園に入っている子供たちが、あらためて1月11日の説明会を聞き、入園申し込みをしなければならぬという点は、非常に不合理であると思うわけです。これは先ほどの本来の保育所に対する基本的な考え方からいまして、一たん入園を受け付けて現在、保育されている児童については、この3月度が来ましても引き続き保育をするという立場で、入園受付をしなくてもいいというふうに市のほうでやっていただけないものかどうか、その点について、8点お尋ねしたいと思います。

- 社会児童課長（森 保君） 2才児及び3才児で、現在、園で措置している児童につきまして、入園申請せずに引き続き継続して保育したらどうか。これにつきましては、児童福祉法の施行会からいきまして、やはり措置は、あくまでも、児童福祉法の措置でございまして、義務教育課程と同じようなわけにはいかない。事務手続上、それはどうしたって不可能ということでございます。

第1点の完全入所でございますが、1月11日から説明会に入りまして、各園の希望数も現在のところ判明してございませんので、全員入園ということは現在のところ確約できかねますので、その点ひとつご了承願いたいと思っております。

- 26番（勝部津喜枝君） まず第一点の継続入園が認められないという最大の理由は、事務的手続が不可能であるということだけですか。

○ 社会児童課長(森 保君) ご承知だと思いますが、児童福祉法に基づいて、年ごとの措置、半年ごとの措置、こういうことで決定しなければならないということが施行令に載ってございます。もちろん、48年度の入園受付いたしました書類等、会計検査もございまして、やはり、措置児は措置児で年ごとに区切り、たとえば、半年ごとに区切っていくんだということで行ければ、事務的処理はできません。国家補助及び府補助を仰いでやっている関係で、おっしゃるようなことは、どうしたって不可能なわけでございます。

○ 26番(勝部津喜枝君) 現在、措置されている児童も、あらためて申し込みをしてほしい。また、3月中ごろの入園決定のときに完全入園ということは保証できない、こういうわけですね。それでは本当に働いている人というのは、一年ごとに労働契約を結ぶわけではなくて、仕事というのは引き続いているわけです。もし、一年間措置していただいた子供さんを持つ母親が、3月中ごろあらためて入園決定がもらえなかった場合、その人の働く権利、または生活を保障する立場は、あなたが児童福祉法を持ち出されるのであれば、法的根拠からどのように考えておられますか。

○ 社会児童課長(森 保君) 児童福祉法と労働問題と、そういったもろもろのかけ離せない条件はよくわかりますが、私、担当者といまして、書類関係上、やはり、そういうような規定によって事務処理をしていかざるをえないという状況をご賢察願いたい、かよう考えます。

○ 26番(勝部津喜枝君) 書類上、事務手続上であるということの具体的な内容なんですけれども、実際に引き続き働いているかどうか、それを調べなければならないという内容ではないですか。もし、そうであるとしたら、入園している児童及びその母親の権利をゼロにするということではなくて、実際に働いているかどうかということを証明する事務手続を行えばいいことであって、保育所問題に対して実態が把握できないというようなご返答が先ごろからありますけれども、把握しようとしないうちの態度にあるんじゃないでしょうか。もし、3月の中ごろに働き続けている人が入園を打ち切られた場合に、仕事を続けなければならない立場はどのように保障されるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○ 社会児童課長(森 保君) 保障問題になってきて、非常にむずかしい問題になってきました。やはり私の考えでは、特に両親とも働くお子さんたちは、極力入所できるよう努力していきたいと考えております。

○ 26番(勝部津喜枝君) 現在、世の中の情勢は、働く人たちの入所を極力やっていきたいというような立場では、間に合わないところまで来ているわけです。その点で最近、非常に努力をしていただいているということは、いろいろな点で私もよくわかってきてはおるんですけれども、すでに大阪市をはじめ、この継続については実施されておるわけです。この和泉市で

も実現できないことはないと思うんです。この点について、小林部長のご意見をお聞きしたいと思えます。

- 市民部長（小林一三君） 昨日の竹下議員さんの回答にも関連ございますので、お答え申し上げます。

昨日の竹下議員さんにもお答えいたしましたように、大規模団地の造成計画につきましては、保育所の建設計画も並行して考えてございますが、一般の社会的な急増につきましては、事実施設の整備が追いつかないのが実情でございます。たとえば、国府保育所にいたしましても、現在2年目にもかかわらず、すでに収容し切れないというような急激な社会増を見ておるわけでございます。したがって、1月1日から説明会等の経過を見ながら、昨日申し上げました通り、実態を踏まえまして、市で暫定的に措置できる分については、もちろん上司と協議のうえ措置し、新園等の建設を早急にしなければならないという場合等につきましては、所管の厚生文教委員会等とも十分協議いたしまして、早急に最善の処置をとりたい。竹下議員に申し上げた通り、そういう方針で処理したい、かように思っております。

- 26番（勝部津喜枝君） 新興団地ができた場合、それに合わせて保育所計画があるということは、これはあらためて言うまでもなく、当然のことだと思うわけです。新しい団地を迎え入れれば、当然、保育所が必要だということはあたりまえだと思います。既設の保育所についてのいろいろな点が遅れているということと、この実態を本当に科学的に把握する努力が、いまの和泉市に欠けていると思うんです。0才から6才までの就学前年令を綿密に調べ、また、措置に値するかどうかということ等も、もっと調査すればわかることだと思うわけです。そういった科学的な調査をもとにして、要保育児童が何人くらいおるかということは、もっと早く和泉市のほうで統計なり、その他から、具体的な保育所建設計画に持っていかなければいけないと思うわけです。この継続入園を受け付けるかどうかということについて、いまずくに制度化することはむずかしいかとも思いますけれども、当面、48年度について、希望する父母については、継続入園を認めていくという立場で考えていっていただくわけにはいかないか、この点について再度、非常に大切なことですし、それをどうしても聞きたいということで傍聴人もたくさん来ておられます。積極的な部長の返答を心からお願いするしだいでございます。

- 市民部長（小林一三君） 何べんもお答えするようですが、書類につきましては、国庫、府補助等の関係もございまして、法定の手続は当然お願いしたいと思います。

なお、継続措置児という点につきましては、十分その方々の労働の状況等も踏まえまして、意のあるところをくみまして、期待に沿いたい、かように思っております。

- 26番（勝部津喜枝君） 全体的に継続入園の希望が出ているということではないと思いま

いては、いまの部長さんのおことばを本当に心から信頼いたしまして、48年度からは、積極的に前向きな姿勢で、継続入園を和泉市にもやっていただく道を一步切り開いていただきたい、このことをお願いしておきます。

それから先ほど申し上げました第3点の保護者や代表者との話し合いの問題なんですけれども、交渉というような形ではなくて、日々保育の中で話し合っていくということをおっしゃっておられます。それではいま、具体的に和泉の保育園で日々、保育通じて、父母の皆さんと保母の皆さんとが本当に話し合いできる場が持たれているかどうか、この点について、本当にそのような場があるかどうか、ひとつお聞きしたいと思います。

○ 市民部長(小林一三君) 和泉保育園の例が出ましたんですが、日々奥さんなり、ご主人が園に送り迎えする過程の中で、園長なり、担任の保母さんにいろいろお話があると思いますが、具体的にどんな事例が出ておるか、報告受けておりませんので、できましたら、その事例をお知らせ願いたいと思います。

○ 26番(勝部津喜枝君) 先般の市会でも私、保育所問題の中身のことについてお聞きしたことがあるんですけれども、子供を預けておるということで、やはり子供たちの日々の動きを知らしてほしい、聞きたい、こういう願いがたくさんあります。ところが現在、和泉の公立保育園では、父母と保母との話し合いという場が懇談会等がなされるようになっておりません。ぜひとも市の児童課のほうで、こういった懇談会をやっていくという方針を出していただきたい、これが一つの要点です。

それともう一つは、交渉というような堅苦しいことではなく、というそのことなんですけれども、父母会等を通じて、保育内容の改善、またはいろいろな要求があります。これはどうしても担当の理事者の方々との交渉を通じてやらないといけない問題があるわけです。堅苦しいとか、そういった問題ではなくて、父母会等、団体の方との交渉を積極的にやっていく立場をぜひ持っていただきたいということです。

○ 市民部長(小林一三君) 第1点の懇談会の問題でございますが、何せ、保母さんにつきましても、時差出勤等、最善の努力をしておる状態でございますので、たとえば、日曜にやるとかいうことになると、保母さんの労働過重等の問題もございまして、年何回かに当然しぼられてくると思いますが、今後、こういう点につきましては、園長の意向等も踏まえ、あるいは保母さんの労働過重にならないように、あるいは父兄の希望する時間等も十分踏まえまして、前向きな姿勢で来年度から、あるいは早急にでも取り組みたい、かように思います。

第2点の交渉という問題でございますが、これは、保母さんの希望でございましたら、当然、

地公法に基づきます25条の給与とか、勤務条件以外の問題につきましては、保育を担当するものとしたしまして私の責任でございますから、私のほうで交渉ということではなしに、保母さんと話し合いのうえで、最善の努力をして改善していくのが私の責任でございますので、その点は交渉という意味には解釈してございません。

- 26番(勝部津喜枝君) 毎月というような無理なお願いじゃございませんので、ぜひ48年度から懇談会を年何回かでも結構ですから、きちっとした形で各保育園でやっていただくということ、部長さんのおことばで、ぜひ具体化してほしい、実現してほしいと思います。その点よろしくお願いたします。

それからこれは補足いたしましてお尋ねしたいのですが、国府保育園へ子供たちが通う通園路を広げてもらうことと、舗装してもらうことをすでに、この夏ごろから陳情書にして市長のほうへ提出していると聞いております。いまだ、その点についてのご返答またはどのようなところまで進んでおるかということが父母会のほうにもはっきりしていないということですので、この場をお借りしましてお聞きしたいと思ます。

- 計画課長(大浦行雄君) お答えします。

9月ごろでしたか、陳情書をいただきまして、その後地元交渉に入っておるのでございますが、もともと地価の高いところでございます。したがって、工事の問題ではなく、それ以前の問題が現在残っておりますので、その解決を待っていただきたいと思ます。

- 26番(勝部津喜枝君) ここの道は、単に保育園の子供たちが通るんじゃなしに、住民の方たち、またこの役所へ通う人たちも非常に利用している道と聞いております。砂利が敷かれておりますけれども、それがたんぼの中へ入って困るというようなことも聞いておりますし、ぜひ、地元との話し合いを十分やっていただいて、子供たちの安心して通えるようにしていただきたいということを要望しておきます。

最後の母子保険のことなんですけれども、ちょっとこれは理解していただくのが違ったような気もするんですけども、特に新興団地で一番困っておられる赤ちゃんの健康診断などが不備であるという点での質問なわけです。たとえば、いま和泉の保健所で、赤ちゃん会という名目で7カ所ですか、健康診断がやられておりますけれども、非常に必要であると思われるような、たとえば、鶴山台団地のほうで現在、やられていないわけです。この点について、和泉の理事者のほうでは、母子健康についてどのように措置をなされているのか、お聞きしたいというのが質問の要旨でございます。

- 産業衛生部長(宇沢 清君) 勝部議員さんのご指摘の和泉市の乳幼児、幼児の母子保険の問題でございますが、私のほうは現在、大阪府の保健所が実施主体となって行なっている行事

のみに依存してるといふことですが、今後、これらの問題につきましては保健所とよく協議いたしまして、できる限り、乳幼児、幼児の健康、母子保険の点について要望したい、かように思っております。

○ 26番(勝部津喜枝君) それでは団地ができておよそ一年になりますけれども、そういった問題について、保健所への要望は出していただいているわけではないのです。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) 保健所におきまして、衛生課長、保健所長なりの懇談会を絶えずやっております。会議もやっておりますし、その席上、いろいろと住民からの苦情等合わせまして、保健衛生の全般的な会議を行なっておりますので、この点についても、十分保健所長にも主張申し上げたい、かように思っているさせていただきます。

○ 26番(勝部津喜枝君) 現在やっておる赤ちゃん会または乳児検診について、どの程度把握しておられるかわかりませんが、たとえば私が調べた段階では、実情に即していない点があるように思うわけです。たとえば、寺田住宅というのは非常に古い住宅で、赤ちゃんの数というのは非常に少ないわけです。ところがここに保健所からの出張で赤ちゃん会が行なわれて、鶴山台には1月から11月までの出生を調べてみましたら、約200名の赤ちゃんが生まれております。0才児だけですけども、そういったところには来てもらえない、こういうふうな凹凸があるわけなんです。ですから、ぜひとも衛生課のほうで保健所のそういう実態をよく調査していただいて、実情に即した乳児検診、母子保険が行なわれるように、市としての指導を保健所のほうにお願いしたいと思うわけです。実際やっているのは、不合理な点が多いと思います。この点をぜひ早急にやっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○ 産業衛生部長(宇沢 清君) ご指摘の点よくわかります。母子保険法第8条の市町村の協力という点におきましても、市町村はこの法律に基づいて保険に関する事務に必要な協力をするものとする、ということもはっきりうたわれておりますし、市といたしましても、前向に大阪府を通じまして強力な要請をいたしたい、かように思っております。

○ 26番(勝部津喜枝君) 期待いたしておりますので、よろしく願います。

最後に通学路について現在教育委員会として把握しておられるできるだけ資料と、小学校に出しておられる図書のための予算、これを後日で結構ですから、資料としていただきたいと思うんですけども、それはよろしいですか。

○ 教育次長(阪東重信君) はい。

○ 26番(勝部津喜枝君) それでは私自身の不勉強もありまして、まだ納得いかない点もたくさんあるんですけども、今後とも本当に婦人の働く権利を守っていく立場の保育所行政、またその他についても、これからも追及していきたいと思っております。私の質問はこれで終わりました。

いと思います。

○ 議長（松尾千代一君） 勝部議員の質問は終わりました。

おはかりいたします。本日はこれにて一般質問を終わり、散会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないようでございますので、散会いたします。

（午後4時15分散会）

第

5

日

中 國 史

昭和47年12月22日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

第5日出席議員(25名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田中幸一君 | 17番 | 山田清二君 |
| 2番 | 木下甲子三君 | 18番 | 直村静二君 |
| 3番 | 金沢勝君 | 19番 | 松尾千代一君 |
| 5番 | 竹下義章君 | 20番 | 寺田茂君 |
| 6番 | 柏音三郎君 | 21番 | 柳瀬美樹君 |
| 7番 | 田中包治君 | 22番 | 関戸正一君 |
| 9番 | 出原武司君 | 23番 | 貝淵博治君 |
| 10番 | 池辺秀夫君 | 25番 | 藤原要馬君 |
| 11番 | 三井正光君 | 26番 | 勝部津喜枝君 |
| 12番 | 中塚辰之助君 | 27番 | 成田秀益君 |
| 13番 | 藤原利一君 | 28番 | 坂上国治君 |
| 15番 | 上代卯之松君 | 29番 | 竹内修一君 |
| 16番 | 横田賢治郎君 | | |

欠席議員(1名)

- 8番 吉川伊与一君

地方自治法121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

- | | | | |
|--------|------|-----------------|------|
| 市長 | 藤木秀夫 | 建設部長 | 中塚白 |
| 助役 | 辻忠夫 | 水道部長 | 神田平吉 |
| 助役 | 藤田利 | 病院長 | 岩崎峻 |
| 収入役 | 橋本炳 | 病院事務局長 | 竹内深 |
| 同和対策部長 | 佐原行雄 | 隣保館長 | 高橋正弘 |
| 市民部長 | 小林一三 | 消防長 | 和田増義 |
| 産業衛生部長 | 宇沢清 | 総務部理事
(財務担当) | 庄司清 |

総務部次長	西川喜久	農林課長	吉岡昭男
福祉事務所長	山本武雄	農林課参事	青木太郎
建設部次長	林徳次	保険衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中稔	交通公害課長	内田潔
病院事務局次長兼庶務課長	平野誠蔵	計画課長	大浦行雄
庶務課長	杉本弘文	土木課長	中尾宏
企画課長	橋本昭夫	建築課長	逢野一郎
人事課長	門林六男	区画整理事務所	中西淳富
財政課長	北野敦雄	開発課長	白川保
資産税課長	吉田日出男	会計課長	片桐武雄
市民税課長	吉田利秀	営業課長	高橋新平
納税課長	吉田種義	工務課長	福本喬久
庶務課参事(広報担当)	竹田明郎	経理課長	守田勇
推進調整課長	萩本啓介	業務課長	藤原光夫
"	生田稔	隣保館事務長	富田宏之
"	浅井隆介	消防署長兼次	南口主雄
市民課長	田中二三夫	監査委員	堀田徳治
社会児童課長	森保	監査事務局長	西岡正志
福祉課長	山村昇	選管委員長	味谷日吉
商工課長	岩井益一	選管事務局長	青木孝之

教育委員長	堀内由延	社会教育課長	広岡史郎
教育長	葛城宗一	学校教育課参事	角谷泰夫
教育次長	阪東重信	農業委員会事務局長	松村吉堯
〃	乾武俊	開発協会事務局長	西川武雄
総務課長	紀之定藤与茂	開発協会事務局長次長	山本俊兼
学校教育課長	唄幸治	開発協会参事(総務担当)	藤原永一
指導課長	吉見豊	〃(用地担当)	宮本福秀

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 嵩 男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 井谷 義雄
 次長 北野 丈夫
 調査係長 大塚 俊昭
 議事係 西垣 宏高

(午前10時31分再開)

○ 議長(松尾千代一君) 大変お待たせいたしました。議員の皆様方には年末何かとお忙しいところ、連日にわたりご出席賜りましてありがとうございます。

なお、みなさま方にお願いがございます。本日は最終日を迎えておりますので、何とぞ日程内に終わらせていただきたいと思いますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、理事者の方々には、特に質問なさる方々の内容をよく理解して、明確にご回答あらんことをお願いいたしまして、開会に移りたいと存じます。

それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を次長より報告させます。

(市会事務局次長報告)

○ 市会事務局次長(北野丈夫君) ご報告申し上げます。

現在、ご出席の議員さんは14名でございます。欠席届けのある議員さんは吉川議員さん。遅刻届けのある議員さんは竹内議員さんです。その他の方につきましては、追っつけお見えになるものと思います。現在、14名でございます。

- 議長（松尾千代一君） ただいまの報告通り、出席議員数14名をもちまして議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは昨日に引き続き一般質問に入ります。9番出原武司君、お願いいたします。

- 9番（出原武司君） 本日のトップバッターを受け持ちまして、通告申し上げました中から一点だけは省かしていただきますが、その他といたしまして、一点をおうかがいしたいと存じます。

まず、その一といたしまして、先般の議会において私より一般質問をもって要望いたしました、要望というよりもきびしくお尋ね申し上げ、今後の姿勢を市長にお尋ね申し上げたわけでございますが、奥地交通公害の問題について、採石場より搬出されるおびたしい土砂及び採石を積載せるダンプカーが、府道枚方一富田林一泉佐野線及び泉大津一粉河線の沿線の住民に脅威を与え、著しい公害をまき散らしているということは、すでに市長も、市民のどなたもほとんどご存じのことと思っておりますが、わが市の公害としては、これが最もきびしいものだと私は言わざるをえないわけでございます。このことは、市政をあずかる市長の責任だと思っておりますが、市長はこれに対しどのような対策を考えられているのか、おうかがいしたいと存ずるわけでございます。

その二といたしまして、わが市の農業政策について。従来、わが市の農家の実態は、ほとんど生産農家であり、その農地から生産される生産物は、わが国の貧弱な農業政策の何ら保証できない、いわゆる買手相場による不安な仕事といわざるをえないわけでございます。そこで観光農業を希望される農家があるとするならば、どのように育成していくべきであるか。この問題についても、私はいくつかの時点で議会に一般質問として取り上げてまいりましたが、何の手段も講じておられない。その具体策があるのかどうか。

次に農業振興策として、移動相談所を設けてはどうか。

また農業水路、林道、その他の災害復旧に関する実情をこの際、説明されたいと存ずるわけでございます。

三番目に水道工事についてであります。最近、横山方面で行なわれた工事請負業者で、まことに不慣れた業者に入札せしめ、そのために不規則に断水が起り、受益者にご迷惑をかけているということは事実でございます。こんな業者との契約はどのようになっているのか。聞くところによると、ある業者に市が大変お世話になって、どうにも義理があつたんだというこ

とも聞いておりますが、事実であるかどうか。

また、来年度はいよいよ三拡工事の最終年度でございますが、もちろん、奥地に至るまで施行せられることと思っておりますけれども、ご承知のごとく三拡工事の最終がおくれておりました関係上、善正町、南面利町におきましては、簡易水道に近いような水源地を設けて、家庭内に引き込み工事がすでにしてあるわけでございます。これがいよいよ本管布設によつて送水するということになってまいりますと、この方々が引き込み工事をそのまま利用されるということになるかと思えます。その点、どういう姿勢で臨むのか。たとえばその際、屋内配管工事が完備している家庭について、そのまま使用するとするならば、圧力の相違等がございますので、それをどのような形で市が解消していくのか。具体的な説明を加えていただいて、受益者の納得いく方針をやつていただくためにはどうするのか、お尋ね申し上げます。

その他といたしまして、消防行政の点でお尋ね申し上げます。わが市の消防署の職員は、規律の問題で非常にきびしいものがあると聞いております。たとえば、ドライバー一本紛失しても始末書を書かされたりしているらしい。9月16日に発生した森田電工の火災の際に殉職者を出したのも、平素のこういった制度と規律の招いた事故ではなからうかと考えられるわけでございますが、規律の厳格が死を超越するほど重大なものであるかどうか、重ねてお尋ね申し上げます。

なお、先日、幸地区でございましたか、すでに開発協会が買収した空きアパートから出火した事故があったと聞いております。こんな場合、もし類焼したときなどはどのような責任をとるのか、合わせてお尋ね申し上げますと存ずるわけでございます。

以上の数点にわたりましてお尋ね申し上げましたが、市長及び部課長の簡潔なご答弁をお願い申し上げますと同時に、ご答弁をお願い申し上げますと同時に、ご答弁によっては、再質問の権利を留保させていただきます、終わらしていただきたいと思うわけでございます。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 市長（藤木秀夫君） 出原議員さんのご質問に対しまして、お答え申し上げます。

第一番の奥地の交通公害ということにつきまして、過日もいろいろとご心配いただきまして、実調をとということでございましたが、当日、差しつかえがありましたために私は欠席したんでございますが、その後、私も実地調査にまいりましたし、平素も行く機会がありまして、よくわかっております。

これにつきましては、市といたしましても非常に気を使つてゐるわけでございますが、何を申しましても、あの狭い谷に、三業者は正式の認可を取つてやつておるうえに、地元の一業者がいま、やろうとしておるのでございます。これがために、過日、まだあまり長くはなりません

けれども、鎌田副知事なり、牧野土木部長なりに来ていただきまして、実情を十分申し上げてあるわけでございます。何を申しまして、国定公園の近くでもありますし、緑の保全あるいは水質保全にも大きな影響をいたしております。

これを打開するには、もう一本府道をつけるか、府道を拡幅するか、これは府でやっていたかなければいかん問題でございますので、その点を副知事なり、土木部長に強く申し上げております。今後、なお強くこれを運動してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 9番(出原武司君) 今後、善処していきたいというご答弁でございましたけれども、いまの市長の説明によりますと、私がかつて、この問題についてご質問申し上げてから、何回か関係の方々とお会いしているということぐらいにとどまっている。一応、対策ができるまで、あの業者に待ってもらおうというような方針はとれませんのか。公害のすべてが企業に責任があるんですよ。そんなことはいまさら、市長に私から申し上げなくても一番あなたが存じなんです。あなたの一番かわいい子であり、係である市民が迷惑をこうむり、それにあえいでいるということに対して、基本的な方針でいこうというような手ぬるいことでもいいのか。かりにもう一本府道をつけるとしても、一朝一夕にいくもんでございせんよ。私は市長の方針じゃなしに、いま直ちにどうするんだということをお尋ね申し上げたい。

○ 市長(藤木秀夫君) 公害を発生しておる四業者に対して強くどうせえ、こうせえというお叱りでございますが、これによって生活をしておられます従業員あるいは中をやっておる大ぜいの関係者がございますので、その点は非常にむずかしい問題でございます。きびしくとめるということは、それは少し考えていただける問題ではなからうかと思えます。その点よくわきまえて、今後、その点に尽力したいと思えます。さようご了解賜りたいと思えます。

○ 9番(出原武司君) ちょっと了解できませんね。議会の議事録にも残ることだから、私はこんなことは申し上げまい、あるいは申し上げるべきではないというつもりでおったんですけども、あなた個人、藤木秀夫個人のことに影響してくるんです。この四業者の中にはいろいろの人もおりますからね。ですから、市長はそういうことによつてきびしい姿勢で臨まないではなからうかといううわさもあるわけですよ、地元では。あなたも市長をされておられる方やから、まさかそんなことはないと思いますが、そういう疑念が生まれないようにしていただきたい。四業者にもうけてもらうために、地元の人たちが犠牲にならなければならないというようなことは納得できない。そこの従業員とか、その人たちの生活はあるとしても、公害をまき散らすような企業をやること自体、最初からすでに間違っておるんです。先般、私の町において、業者、土木課長、鳳土木、警察署等の方々へ寄つていただいて、今後の方針等につい

でも申し合わせなり、確約なりはしてきたわけです。その後において、一人は不具に至るような事故、一人は死亡事故、こういう事故が頻発しているわけです。人身事故だけでなく、ダンプカーから転落する採石、土砂等は道路の両側に山積みされたままの状態。それがものすごいスピードで走ってくるから風圧によって砂じんが巻き起こる。こういう状態をそのまま放任しておくことは、私は市政として許せない。たとえば、業者に向かっての規制があなたの力で不可能なれば、道路の清掃をやるとか、スピード制限をやるとかね。あなたが強く要望すれば、和泉署だってはつておかないと思う。市長の姿勢がそういう緩慢な態度やから、和泉署も動かんのです。警察そのものが、そこからスピード引っかけたりそんなことするよりも、毎日あそこへ出張しておればいくらでも成績があがるんです。そういう状態で公害をそのまま放任しておくということは、市長はそれに対して何の関心も持っていないと言わざるをえない。その点、今後どうするんだということで、あなたの態度、腹を決めた答弁を再度いただきたい。

- 市長（藤木秀夫君） 警察に対して強く要請しろというご指摘については、交通整理という面からできると思います。しかし、この許可なるものが府の許可でございますし、この点は府にも強く要請いたしますが、業者の仕事をどめるということについては、私は断言できません。しかしながら、交通の整理については、極力その指示に沿うように要請しまして、今後、規制に合うたような処置をとっていただくべくやりたいと思っております。さようご了解賜りたいと思います。
- 9番（出原武司君） これでこの問題の再質問を打ち切ろうと思つたんですけれども、あなたの答弁がそういうことになってくると、また言わざるをえない。業者を直ちに中止させよとは私は申し上げておりません。交通の問題においても、あなたの力で警察に強力な要望ができるのかどうか。たとえば、10月にわれわれは交通対策特別委員会を設置いたしまして、私もその委員のひとりですけれども、その委員会すら1回も開いていないということは、やはりあなたの責任ですよ。そういうことから、このおびただしい交通公害というものが、あなたの意識の中には全然残っていないと言わざるをえないわけです。せめてスピード制限なり、積載制限なりを警察に強く要望すれば、警察だって必ず動きますよ。あなたは地元の市長なんですから。ですから、私が前に質問したときに申し上げた通り、関係部課長や警察署長を連れて一回視察に行きなさい。あなたはたびたび行って現状をご存じでしょうけど、あなた一人知っておるからだれも連れて行かんでええ、行かんかてわかっているんや、そんなことはいかん。わかっているだけに、その処置を講じなきゃいかんのがあなたの責任じゃないですか。私はそれを聞きたいんです。ですから、今後、和泉警察に向かって、どのような交通規制と積載制限をやっていくのか、そこのところ、腹をすえてもう一ぺん答弁してください。引き下がれませんよ。

○ 市長（藤木秀夫君） 今後、それに対して極力警察のほうへ要請して、ご期待に沿うようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 9番（出原武司君） はい、次。

○ 農林課長（吉岡昭男君） まず第1点目の観光農業についてご質問がありました。最近、和泉市の農業はその経営に頭を痛めていることは、ご指摘の通りでございます。その施策の一つとして、ただいまご指摘の観光農業等がございます。それには立地条件等考慮のうえ、観光的農業及び果樹農園を積極的に導入を図るため、まず、その基盤強化を図ることが先決問題だと思います。こういう事業は、各農協と、府と、市とタイアップして積極的にやっていきたい、かように存じております。

2番目の災害に対する処置でございますが、林道及び耕地などの災害復旧は、先般、補正予算でご議決いただきました一部本年度実施するようになっております。災害復旧と申しますのは、国、府とも3年間の期限がございまして、遂次、3年間のうちに、国の補助事業の割当、府の割当等によって実施するわけでございます。できる限り、短年度で実施できるよう努力はしておりますが、全国的にも災害が起こる関係上、先ほど申し上げましたように、3年間で消化するようになっております。私ども、できるだけ今年、来年、2カ年ぐらいで事業を完成したいと思っております。また、府、国の査定の基本からはずれました施設につきましては、市の材料等の支給でまかなって、災害復旧を実施していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○ 9番（出原武司君） 西川開発局長、門林人事課長、あなた方はこの観光農業について、私が前に一般質問したことを後任者に申し送られましたか。西川さん、たしかあなたはそのときに、出原議員さん、あんな質問してくれたから、また用がふえたなあ、いうて冗談まじりに言われましたが、あなたは後任者にそれを申し送られましたか。

○ 開発協会事務局長（西川武雄君） その当時私、経済を担当いたしておりまして、今後の本市の農業政策のあり方について、全般的な問題について引き継ぎはいたしております。

○ 9番（出原武司君） 門林君どうや。

○ 人事課長（門林六男君） いま、西川局長が言いましたように、全般的な問題として引き継いでおたわけでございます。ただ、観光農業につきましては、先ほど農林課長からいろいろ答弁がございましたように、各農業団体等からも、今後、国の施策として観光農園など考えてほしいという要望はございましたが、私の担当している時期には、計画実施できなかったという状況でございます。

○ 9番（出原武司君） あなたがそれに対してどう骨を折られたかという尋ね方はしていない

んです。実は、吉岡農林課長に聞いたところ、何も申し送りを受けていないというんです。私はこれはかつての市会で一般質問に対する一般質問というようなことで申し上げたはずなんです。わが市においては、一般質問が出されても、あれはどうなっておりますかという事後の説明が議員に対してなされない。今議会でも、14名も一般質問に出られるということは、市長はもちろん、部課長も出された一般質問に対して何の連絡もしていないからじゃないかと思うんです。ですから、かつて、一般質問に対する一般質問という形で、質問の行方はどうなっておるのかということをお願いしたわけですが、こういうことがたびたび起こるから、要らざる経費を使用し、貴重な時間を費して何回でもお尋ねしなきゃならんということが起こりうるわけです。ですから、そういうことは担当者もよく意識して、後任者に申し送りするなり、あるいは質問をメモしておられることだから、それは必ず記録をして残しておいて、それに対する対策は各セクションでとっていくべきではないかと考えるので、この機会にきびしく申し上げておきます。

次に農林課長にお尋ね申し上げますが、あなた、声が低いで聞こえにくかったけれども、私が災害復旧状態はどうなっているかとお尋ねしたのは、七月の災害あるいは台風20号に対する災害は何件あって、そのうちの何件がすでに補助対象になっているか、現在、手をつけているのは何件かという説明がほしいわけです。

- 農林課長（吉岡昭男君） ただいま詳しい資料がございませんので、後日、お答えしたいと思います。よろしく願いいたします。
- 9番（出原武司君） 農業振興策としての移動相談所はどういうように考えていますか。
- 農業委員会事務局長（松村吉堯君） 農地の移動相談所は、この深刻な農業事情を踏まえまして、私自信も非常に必要性を感じるわけでございます。しかしながら、現在の事務局の職員機構、その他諸種の事情によりまして、思うにまかせない状態でございます。ご趣旨のほど委員会にお伝えいたしましてご相談申し上げ、できる限り実現するよう努力してまいりたいと思うのでございます。それまでの間、41名の委員さんが各地におられますので、この方々を通じてご相談いただきたいと思うのでございますので、よろしく願いしたいと思います。
- 9番（出原武司君） 議会からも選出されております農業委員会等もありますが、いま松村君の答弁だと、農地に対する移動相談所だというふうに私は受け取りましたけれども、私のお尋ねしているのは、農業振興策として、地元との話し合いの場なんです。移動相談所という名称は、私がかつてに付けてるわけですが、未曾有の豊作によって豊作貧乏ということが大きな問題になったり、米が余ってきたから、米をつくらなんだら金をやろうという減反方

式ということもあつたわけですね。また、かんきつ振興会がミカンをふやせと奨励して、なりすぎてきたら、今度はまた、ミカンつくらなんだら金をやるなんてことになれへんかいなという問題もある。こういういままさに衰微し、疲弊していこうとする農家に対する農業振興策として、地元で話し合いの場を持たれる方針があるかどうか、それをお尋ねしたい。

- 農業委員会事務局長（松村吉堯君） 私、農地の移動相談所という解釈でお答え申し上げましたが、ご趣旨の点は、技術的な面、その他、実的な面が相当含まれてきますので、市の農林担当課、府の改良普及所等とも連携を密にして、この問題の解決をしまいたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。
- 9番（出原武司君） 農林課長、あなたはどうか。
- 農林課長（吉岡昭男君） その件につきましては、毎月一回、改良普及所の職員もまじえて管農指導者会を通じてやっております。
- 9番（出原武司君） はい、次。
- 工務課長（福本喬久君） ご指摘の横山地区内の配水管布設工事は、たまたま、ミカンの収穫期と重なりまして出荷の通行に支障を来たし、また、重量物の通行で配水本管、給水管の破損による断水等、地区の住民の方々に多大のご迷惑をおかけしたことを深く反省しております。今後は、そういう不肖事を来たさないよう、工事の監督を厳重にいたしまして、給水の円滑化をはかりたいと思っております。

業者の選定に当たりましては、主眼点としまして、施工の技術、材料の取り扱い、労務、労務管理、施工管理、専任技術者及び技能者を有するものという点を考慮いたしまして選定しておりますが、今後は、なお一そう業者の指導監督を強化いたしまして、成績不良業者は指名取り扱い処分を取り消すという強い態度で臨みたいと思っております。

無給水区域の地区への配管工事は、今後、事業の計画において、町会を通じて説明会を開き、普及率の向上を図りたいと思っております。

- 水道部次長（田中 捨君） 水道工事の第二点目のご質問でございます。善正、南面利町地区等の未給水地区の本管を布設されたときに、屋内の給水装置が使用できるのかというご質問についてお答えいたします。

これにつきましては、当該給水装置が水圧に耐えられるかどうか、水道の布設基準、材質、工法等十分検査いたしまして、疑義のある場合は、これを認めない方針でございます。

- 9番（出原武司君） 未給水地区の三拡の最終工事をやるのはいつごろですか。
- 工務課長（福本喬久君） 48年度が最終年度です。
- 9番（出原武司君） だから、実施時期を聞いてる。一年いうたかて365日あるねんから

な。

- 工務課長（福本喬久君） 来年、48年2月に、財務局、それから地方課のヒアリングがございまして、それで査定を受けて、施行は4月以降。計画設計が4月以降になりますので、施行にかかるのが秋ごろになる予定でございます。
- 9番（出原武司君） 48年の秋やね。
- 工務課長（福本喬久君） はい。
- 9番（出原武司君） 屋内配管してあるのは、家庭内といえども市のあれになるわけやね。
- 工務課長（福本喬久君） なります。
- 9番（出原武司君） その場合、自動的に寄付の形になるのかどうか。
- 水道部次長（田中 稔君） 屋内給水装置は、市の所有でなしに、あくまでも個人の所有です。
- 9番（出原武司君） 圧力に耐えられるものはそのまま使用するけれども、耐えられない場合はだめだというんですが、その検査というか、材質調査はどのような方法でやるんですか。
- 水道部次長（田中 稔君） 材質調査については基準がございまして、その基準によって十分検査したうえで、合格しているものについては認めたいと考えております。
- 議長（松尾千代一君） 次。
- 消防長（和田増義君） 先ほどご指摘の規律の問題でございまして、消防の特殊な業務から、厳格にして、業務の成果をあげてこそ、市民のご期待にこたえられると思います。そういう面で、規律の面につきましては、格段に配慮しておるわけでございます。

それから、故石橋司令補の殉職について、責任の所在とか、その後の処置をどうしておるかというご質問であろうかと思えます。本件につきましては、前市会でもご指摘がございました。かような事故のないよう、今後、格段の努力をもちまして対処していきたいというご報告を申し上げましたが、分隊長以下の現場における行動なり、処置についてはその非を問うべき筋がないということもご報告申し上げたのでございます。

問題は、このような状態のもとにおける管理責任をどうするかでございます。この件につきましては、いろいろ反省し、今後、このいうことのないように努力するとともに、故石橋司令補に対しては十分なことをしなきゃならんということで、制度上の問題等も11月末ごろまでに解決いたしました。その時点におきまして、どういう処置をとるか考えたのでございますが、かような事故が起きました以上、管理的な責任をとらなきゃなりません。私及び署長についてもどないするか考えたのでございますけれども、署長につきましては、今後、このいうことのないように厳重に注意するよう、私から11月30日に訓戒をしたのでございます。私の処分

につきましては、やはり当時、今後、こういうことのないようにということで、市長から口頭でご訓戒を受けたのでございます。当時のことは、以上の通りでございます。

備品の紛失云々の件につきましては、当然、市民からお預かりしている備品は大切にしなければならぬということで、失った経過は明らかにする必要があります。厳格な処置も当然のところであろうと思いますので、そのような処置をしておるのでございます。

以上でございます。

- 9番(出原武司君) 聞き取りにくい点が多かったんだけど、私が申し上げるのは、森田電工の火事の際、ホースの筒先を必死に守って死んだということは、平素、ドライバー一本失っても始末書だというあなた方の規律があまりにも厳格なためにこういうことになったのではなかろうか。死を超越してまで規律を厳格に守らなくてはならないのか。それをもう少しわかるように教えていただきたい。
- 消防長(和田増義君) 人間の身体が大事か、物が大事かとなりますと、それは筒先をほつてでも逃げてもらわないかんのは当然のことでございます。平素、厳格なことをしておるから、筒先もほらずに逃げなかつたというご指摘だと思いますけれども、やはり、われわれは市民からお預かりした備品を大事に扱っていかなくちゃならぬのでございます。ただ、その場、その場の状況によりまして、火が大事か、身が大事かということになりますと、やはり、捨てるでも逃げていただきたいという気持ちは、私も変わりはありません。
- 9番(出原武司君) 次。
- 総務部理事(庄司 清君) 火災の場合、市の建物から付近に類焼した場合はどう対策を講じるかということでございます。これは出火原因、罹災の度合い、そのときの状況等から判断して対策を立てなければいけないと思います。補償等につきましても、調査の結果、必要が生じた場合には、やはり必要だと考えてございます。市におきましては、普通財産として持っておりますもの、行政財産として持っているものなどどうございまして、どういう出火が予想されんとも限りません。防火にはわれわれも十分配慮していかなければいけない、そういう考え方で対処してまいりたいと考えております。
- 9番(出原武司君) 類焼など起こったらどうかという質問をしましたが、ほんとに私が聞きたいのは、目的を持って買収したら、その買収が終わると同時に、それをとりかわしていく方針が市としてはいいのかどうかということなんです。そうすれば、この間の火災も防げたかもわからないし、もし生じたとしても、類焼を免れるひとつのたてになるだろうと思うんです。
- 総務部理事(庄司 清君) 先行取得した建物の管理には、特に気を使っておるわけござ

います。ご指摘のように除却を早急にいたすということは、われわれも一番頭に置いてるわけ
でございます。しかし、何を申し上げましても、買収につきましては相当多額を出して買って
いる。そういうところから、やはり、これも国とか、府の補助対象という制度に乗せていかなき
ゃいけない、そこにわれわれとしても苦しさがございます。そういう点では、府あるいは国と
いろいろ協議をわずらわしております。まだ結論までは至っておりませんが、早い機会
に除却の方法をとりたいということで、現在、交渉を重ねておるわけでございます。できるだ
け早い機会に、そういう憂いのないように持っていきたいと考えておるわけでございます。

- 9番(出原武司君) あの場合、移転登記はすでにされておったわけでしょう。いま、あな
たが言われる府や国との交渉というのは、どのくらいの日数かかるんですか。
- 総務部理事(庄司 清君) アパートの問題でございますか。
- 9番(出原武司君) はい。
- 総務部理事(庄司 清君) アパートの問題につきましては、一般競争入札あるいは指名競
争入札というようなことで、私のほうの手元でいろいろとその対策を講じておった矢先でござ
いました。もう少したつてございましたら、取り除けが終わっておったんでございますけれど
も、ちょうどそういうときに偶然起こったわけでございます。これは改良住宅用地の中の建物
で、補助の対象になってございます。そういう手続はすでに終わってるわけです。ただ、除却
のみがおくれておったということでございます。除却の手続を進行中に、不慮の火災におつた
というしだいでございます。
- 9番(出原武司君) 今後もずっとやっていくんですから、その交渉というのはどれくらい
かかるんですか。
- 総務部理事(庄司 清君) 他のものにつきましては、時期は明示できませんけれども、府
等の了解を得て、取り除きを早急にしたいということで臨んでおるわけでございます。
- 9番(出原武司君) だから、いろんな面もあるだろうけれども、大体、どのくらいの日数
かかるんですか。
- 総務部理事(庄司 清君) 登記は一応、すべて終わっておるわけでございますけれども、
現在、購入しておるものについては、その時期は明示できませんので、火災保険等にも加入し
たしまして、そのままの原形を保って、府との交渉がつきしだい除却をしたいと考えておりま
す。その時期はちょっと明示できません。
- 9番(出原武司君) 最後に。はなはだ愚問になると思いますが、消防長にお尋ねしたい。
一番最初の市長の答弁の件でございますが、前職が警察署長であられたあなたのお考えでは、
市長の言うておられる和泉署と緊密な連絡をとって解決していきたいということはどの程度可

能ですか。

- 消防長（和田増義君） そのとき、そのときの状況によりまして変わってまいりと思いますけれども。
- 9番（出原武司君） 和泉署と緊密な連絡をとって、一日も早く交通公害を解消していきますと市長は言うてますが、あなたは元和泉署の署長で、その当時も自分の職務に邁進され、全うされた方やから、そういう立場の人として、可能なのか、不可能なのかと聞いている。
- 消防長（和田増義君） 現在、市の公害課とも十分連絡とっていただいていると思いますので、そういう点、可能であろうと存じます。
- 9番（出原武司君） 市長、あない言うてますが、どないでつか。元署長さんが可能やと言うてはんねん。こうなってくると、あなたの意思次第でまゐることなんです。警察署長やとか、鳳土木の所長や土木の課長や部長や皆連れて視察に行くのはいつごろですか。年内に行けまつか。
- 市長（藤木秀夫君） 何どきでもまゐりますけれども。
- 9番（出原武司君） 何どきでも行くんやったら、もつと早う行かんかいな。
- 市長（藤木秀夫君） いやいや、それはそう簡単に行けるものではないです。署長、あなたの体験、もつとはつきり説明してあげてください。
- 9番（出原武司君） 私はただ参考に聞いただけですよ。あの人は可能だと思います言うてはんねんよつてに、あとはあなたの姿勢だけや。
- 市長（藤木秀夫君） あの採石地ができたのはここ1年、2年ではないんです。公害としても、いままでにもう3人ないし4人ほどの被害者が出ておるわけです。市民からも地元の関係役員からも強く言われておるわけでありますが、いまだに、ああいうようなお叱りを受けるような現状にあるわけです。先ほど出原さんのことほの中にありましたが、私はあの土地の業者と縁故関係があれども、決してそんなことにはこだわっておりません。いかような目で見ていただきましてもやむをえませんけれども、そういうことには私はちゅうちょいたしておりません。今後、ご趣旨のように強くやりますが、先ほど申しましたような諸事情もあり、それで生きておる市民もたくさんございまするがために、非常なむずかしい点があると思います。台数を減らすぐらいは可能かと思はしますが、その制限の程度の問題でございます。供給あるいは需要面が相まつのことでございますので、その点、これから私の強く運動いたします面にしばらくのご容赦を願いたいと思います。
- 9番（出原武司君） もう置いとこうかいなと思うたけど、また言わないかん。いま直ちにできることは、警察署と緊密な連絡をとって、積載制限とスピードの緩和ですよ。それが一番

ここで重要なんです。警察署と緊密な連絡をとればできるんです。駅前の駐車違反の取り締りでも、もうほとんど違反が出ないぐらいにやっとなるんやから、必ず警察の態度によってできるんですよ。台数を減らせとか、業者をどうということよりも、まず当面の問題は、積載制限とスピード制限、それによって、交通事故と付近住民の公害がある程度緩和されるんです。それが可能なんです。あとは、あなたの姿勢だけです。あなたが少なくとも、そういうことが絶対必要だというのなら、直ちに年内にでも、各署とも連絡とって一日も早くできると私は思うので、再度お答え願いたい。

- 市長（藤木秀夫） やります。
- 9番（出原武司君） 終わります。
- 議長（松尾千代一君） 出原君の質問が終わりました。
- 議長（松尾千代一君） 次、20番、寺田君お願いいたします。
- 20番（寺田 茂君） 私の質問の中には、いま、出原議員さんの申されましたのとよく似た問題がございます。第三点目の第2阪和の問題につきましても、一昨日の藤原要馬議員に対する問題と一致しております。その中で、理事者の答弁で不審な点だけ再度、お聞かせ願いたいと思っております。第一点目の交通公害に対しまして、年々人口がふえていく中で、交通問題の対策が急がれております。そういう意味から、いまの行政のあり方についてお聞きしたいと思えます。差し当たり、参考資料として、ことし1月から現在までの交通事故件数、簡単に結構ですからお知らせ願いたい。特にダンプカーについて、交通公害課の調査資料などをお願いしたいと思います。

第二点目に明記してございます地場産業保護政策について、特に長い間、この和泉市を支えてきた織物業が現在、だんだん衰退している。こういう状態の中で、今回、通産省より織物織機の無登録織機の廃棄処分という問題が出ております。この点について、市としてどの程度掌握され、今後、どのようにしていこうとするのか、お聞かせ願いたい。

三点目の第2阪和につきましても、要望事項ということでのちほどしたいと思っております。なるべく簡単にやりたいと思えますので、回答者のほうも、聞かえないようなことのないように、てきばきとやっていただきたい。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。
- 交通公害課長（内田 潔君） 第一点の交通問題で、現在、和泉市内での1月から11月までの事故件数を述べよということですので、お答えいたします。

人身事故は、この11月末までで551件。死傷者数が722名。そのうち死者が13名。内訳は、おとな9名、子供4名。それから重傷者が88名で、おとな63名、子供25名。軽

傷が621名で、おとな459名、子供162名となっております。これを昨年同期と比較しますと、人身事故は28件ふえて、死傷者は65名ふえていることになっております。

ダンプの台数を把握しているかということでございますが、現在、手元には持っておりませんが、主要交差点におけるダンプカーの交通量は調査いたしております。いま、私の記憶にありますのは、先ほど出原議員さんからもございました、いわゆるダンプ街道といわれている、富田林線と泉大津一粉河線の横山地区でのダンプが821と記憶しております。そのほかの交差点については、いま手元にはございませんので、後刻お渡ししたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

- 20番(寺田 茂君) ダンプカーは821台ですか。
- 交通公害課長(内田 深君) 横山地区の、いわゆるダンプ街道といわれているところの交差点における数字です。果たして、和泉市内にダンプが何ぼ通っておるかということは、各交差点で調べないとわかりません。それも現在、調べてございますので、後日、また申し上げたいと思います。
- 20番(寺田 茂君) おそらく821台というのは片方だと思うんです。ぼくなりこの間、1時間ほど調べたんですけど、片方で約96台、これは一番少ないと思われる2時から3時です。地元の人によると、午前の8時、9時は非常に多い。40秒ぐらいに片方を通る。交差した場合には、まずその道を通れない。向こうへ渡るのに相当難儀するということです。また最近、このダンプカーで事故が3、4件続いたんですが、この事故に関して、市としてつかんでおられますか。
- 交通公害課長(内田 深君) はい。警察からの連絡もござりますので、私のほうでつかんでございます。
- 20番(寺田 茂君) 最近では、9月21日ですか、阪口さんの4女の方がなくなられた。あの事故の相手は釜ヶ崎建設ですか。これでいま問題が起こってるらしい。これらの点も合わせて、市はもつと積極的にこの問題の早期解決をやっていただきたい。
- 交通公害課長(内田 深君) ご趣旨に沿えるようにしたいと思います。
- 20番(寺田 茂君) それと、さきに出原議員さんの質問に市長が答えられたダンプカーの対策ですけれども、新しい大きな道を府か国にお願いしてつくらんと解決できないという問題。それと、今後、警察と協力して何とか規制していきたい。なかなか理屈に合うた回答だと思うんですが、じつと考えてみたら、和泉市としての責任はどこにあるのか、和泉の市長としての責任はどこにとっておられるのか、この点が非常にあいまいだし、おそらく、それは市長が責任持ってやるんじゃない。和泉の警察署長に頼もうか、府に頼もうか、国に頼もうか、こ

ういう解決策としかぼくには理解できない。この点、もう少し市長のほうからお願いしたいと思います。

- 議長（松尾千代一君） 市長答弁。
- 市長（藤木秀夫君） 寺田議員のご判断通りでございますが、そこへもって極力努力して、1日も早くこれを緩和するよう努力いたしたいと思っております。その点ご了解賜りたいと思います。
- 20番（寺田 茂君） 極力努力というのは、具体的にどういうことですか。市長はどういうことをやろうとしているのか。
- 市長（藤木秀夫君） 先ほど出原議員から言われた積載量、速度という面は、これはおそらく警察にお願いすればやっていただけるだろう。しかしながら、運転手の中には、責任者がおられないときは、どうしてもルーズになりやすいという面もありますのみならず、道が平垣部ではございません、坂であるために、荷物を積みめば、車はどうしても走りやすい。そこにむずかしい問題があると思うのでございます。その点ご了解賜りたい。
- 20番（寺田 茂君） 私の言いたいのは、業者をやめさせろとかいうことじゃないんです。業者であれ、被害者であれ、加害者であれ、やはり市民ですからね。この市民をどうするのかというのが、市の理事者なり、市の立場ですね。ダンプカーを規制したら、ダンプカーで生活している人が困るのははつきりしています。市の理事者として、これらをどうしたら、円滑に、しかも事故のないものにできるか。それを、警察に頼んでスピードを落とせとか、積載量を減らせとかいうだけでは、それは他人さんあてです。だから、市としてもっと積極的に、たとえば、地元住民にもっと積極的に話しかけて、どうしたらいいのかという問題を聞き出せないのかどうか。ダンプカーの会社のえらいさんと呼んで警察を寄せて話するとか、そういうことじゃないんです。いかに市民のみなさんが納得できるようにするかというのが市の行政です。新しく道をつけるというても、簡単にできるもんじゃない。道がついた時分には採石するところがなくなったという状態も起こりかねない。だから、そういうばく然と遠いことじゃなしに、いま、ほんとうに市の交通課としてまた市長としてどのように住民を納得させるのか、また、してもらうのが先決問題ではないかと思えます。市長は先ほど出原議員に答えられて、いろいろな形で警察の協力をもらってやりたいということでしたが、和泉市の姿勢によって、警察が自然とやるもんです。お願いするとか、そんなものではないんです。あんたらがやらず警察に頼んでも、そんなもんですか。だから、この交通公害に対してどのような策を設けたら一番よいか。こんな長いこと質問することじゃないんです。どうするかという問題です。その点、すぐにも考えられる問題と違いますか。

(「議長、議事進行について」と呼ぶものあり)

- 議長(松尾千代一君) はいどうぞ。
- 1番(田中幸一君) 寺田議員の質問、もつともやと思いますが、現在、市としてやtingること、部下のやtingることを市長がもつとよく知つたら、答えが出るんですよ。たとえば、あの交差点でも信号を付けることになつてゐるんです。そういうことを部課長がもつと市長に言い、市長がそれをはつきり答弁したら、寺田議員でも、出原議員でも早く了解してくれるんです。府道の問題でも、地主が8人おるのに、7人はもう了解してゐるんですよ。ひとりだけごてゐるんです。話はそこまで進んでゐるんです。そういうことがあるんですから、議長もその辺、うまく議事進行やつたら、この問題は解決つくんです。
- 議長(松尾千代一君) いま、田中議員のおっしゃるように、縦横の連絡がしてないから答弁に手間どる。的確なことを言えない。昨日も申し上げましたように、理事者間の連絡があまりにもずさんであるために、こういう結果になつてくる。いつも部長会を開いておられるけれども、何のための部長会かちょっと疑わしくなつてくる。交通問題は相当出てるわけなんです。だから、このことについてはもつと事前に協議されるべきなんです。市長、的確なる答弁を願います。
- 市長(藤木秀夫君) 信号なり、反射鏡などはむろん交通公害課のほうでやtingております。しかしながら、いままでに事故の起こつておるのはそういう個所でないだけに、私としてもきばつておるわけでございます。その点については、歩道なども大いにつけなきゃいかん。これは府に要請してやtingていきたいと思つておりますが、いましばらくご容赦ください。
- 20番(寺田 茂君) 最後に要望ですが、市長なり、公通公害課からもつと積極的に地元に出向いて、住民の方が納得できるような施策を講じていただかなければ、今後、協力する人がなくなるんじゃないかと思つておりますので、その点だけ要望です。しつかりやtingてください。
- 議長(松尾千代一君) はい、次。
- 商工課長(岩井益一君) 第二点の地場産業保護政策について、商工課長からお答えいたします。

ご質問の趣旨は、無登録織機の廃棄処分の実態把握と今後の対策ということであつたと思つてます。

無籍問題につきましては、通産行政の問題で、もつばら、通産局と産地組合である毛工連あるいは泉州織物協同組合を通じて対策が検討なされておるのが実態でございます。しかしながら、産地を控えて和泉市といたしましては、地域住民の生活基盤に影響するところが大きく、また地場産業の振興問題とも関連いたしますので、この点ご了解賜わりまして、ご説明申し上げ

げさしていただきたいと思ひます。

そこでまず、和泉市における無登録織機の実態について申し上げますと、毛布関係といたしましては、344企業、856台でございます。このうちアウトサイダーが約40企業ございます。ただしこの場合、市の山間部にアウトサイダーが多いということでございます。綿、スフ関係につきましましては、323企業、5204台で、そのうちアウトサイダーの企業が179企業、3517台でございます。市のつかんでおります数は推定にとどまっております、実際はこれよりも多いのではないかと推定はいたしております。

そこで国の基本方針といたしましては、無登録織機につきましましては、中小企業団体の規定に違反するものであり、本来、一挙に解消することが望ましいが、無籍織機保有者の大部分が零細あるいは生業的な企業形態であることにかんがみまして、計画的に今後、5年間で25%解消していくという形で、実際的な処理方法といたしましては、今年の6月10日以前に設置されていた織機で、11月1日現在設置されていたものにつきましましては、一定条件を満たすもの、すなわと、一番大きな問題といたしましては、経済的負担、綿、スフにつきましましては、小幡で3万円、並み幡で5万円、広幡で7万円という経済的負担を組合に納付すれば、法律的地位を与えまして、第二種登録あるいは最近では登録織機という形で申されておりますが、そういった形で計画されてございます。以上が無籍織機に関する概要でございます。

それでは市の態度、または対策はどういうふうを考えているかにつきましては、目下のところ、国の施策も、まだ細目においてのこまかい詰めが不明でございますので、基本的には、国あるいは府の指導に基づいて処理してまいりたい。このように考えてございます。

ただし、当面の対策といたしましては、経済的負担に伴う多額の資金需要が生じてまいりますので、その手だてといたしましては、基本的には、組合企業であります無登録織機につきましましては、組合の金融ですね、その融資制度がほとんど充当されているということでございます。それから、国民金融公庫、府の常時あつせん等についても連絡をとりまして、現在のところ、資金需要が円滑にいくように、一応、折衝は明らかになつてございます。それからまた、市単融資につきましましては、検討のうえ、後日、委員会にはかつてまいりたい。このような観点で当面の対策は考えております。

なお、綿、スフ織物業界の今後の動向につきましましては、長期的な観点から、今年の4月に産地診断の結果が出ておりますので、それに基づいて長期的な対策を国なり、あるいは泉大津にございます府の繊維工業指導書と緊密な連絡をとつて、何らかの形で対策を考えていきたい、このように考えておるしだいでございます。

以上でございます。

- 20番(寺田 茂君) 無登録織機の問題で、通産省から出た問題と、泉織の關係から説明いただいたわけです。特にぼくの聞きたいのは、織物というのは、和泉市を支えてきたものだと思っております。いままで和泉市をささえてきた織物に対して、地場産業保護政策の一環として、これらの問題をひっくるめて、いままで予算化はどのくらいあったものか、いつから消えたものか、その辺お答えいただきたい。
- 商工課長(岩井益一君) その点につきましては、和泉市におきましては、特に具体的な予算は措置されておられません。と申しますのは、産業問題につきましては、第一点としましては、商工会の一般的な商工業の育成あるいは指導という形態をとってございます。綿、スフ織物業界につきましては、和泉だけではなく、泉大津、岸和田、泉州一帯を通じた産地を形成してございますので、非常に広域的な形になっております。そういった観点から、通産行政の特色といたしまして、産地協同組合を通じて、国が直接的に団体行政をやっておるということでございます。市につきましては、これまでの市の商工行政が非常に立ちおくれしておりますけれども、今後は何らかの形で関与していきたい。こういう考えでございます。基本的には、市の商工行政の役割りとしましては、実情の把握、国、府の諸施策の具体的な適用の指導を本務といたしてございますので、そういった形でわれわれは今後、緊密な努力をしてみたいと思います。融資関係につきましては、商工行政の最も住民に身近な形で関与できる分野でございます。
- 20番(寺田 茂君) 無登録織機はいま和泉に8千台ぐらいあるそうですね。税金もかけてる。その織機を政府がいまやつぶそうとしているんですね。これに対して和泉市の市政として何ら手を打たないのは、税金をいままでたくさん出してくれたものを放置するということです。今後、これがなくなったときには、和泉市には大きなマイナス面が出るんです。この点どうですか。
- 商工課長(岩井益一君) 私どもとしましては、その点よくわかるわけでございます。したがって、短期的には、当面の問題としては融資を通じて、長期的には、無登録織機の台数が和泉市は泉州地方で一番多い。しかも深刻なのは、アウトサイダーであって、無登録織機業者、しかも零細であるという実態は十分踏まえてございます。したがって、長期的には、今後、5年間で解消計画がございますから、それに即応した何らかの施策、つまり業種転換とか、構造改善組合に入れるような手だてとか、そういった観点から指導はやっていかなければならないと思います。短期的に、即座にどういった具体的な施策があるかと申されましても、私自身、用意がないわけでございます。ただ言えますことは、国なり、府の繊維関係に対する特別措置法の具体的な施策がございます。その施策を和泉市の産地にいかに適用していくかと

いう形で、われわれの今後の指導にかかっているんじゃないか、こういうふうに考えているわけでございます。

○ 20番(寺田 茂君) 細かく聞いたらややこしいなと思うんですけども、いま、泉州織物が打ち出しておる3万、5万、7万という機械の買い上げ額ですね、この金は通産省へ行かないで、組合が持つてるといことなんでしょう。いま、平均したら1台5万円に値するそうです。それが約8千台とすると、金にしたら大きな金です。この金を、和泉市がわからんと、組合がどこかで握る。この組合というのはどこにあるんですか。

○ 商工課長(岩井益一君) 岸和田にございます。

○ 20番(寺田 茂君) 和泉の場合は。

○ 商工課長(岩井益一君) 岸和田に泉州織物協同組合というのがございまして、和泉市内の事業所の加盟が6.0%といわれております。あとは岸和田、大津、忠岡とか、広在してございます。

○ 20番(寺田 茂君) ほくの聞きたいのは、登録するのに1台に対して5万円ぐらいの金が必要だと。織機を買うのは、ちょっと使うたのなら3万円であるそうです。登録するのに5万円もかけて、機械買えば3万円である。これらの矛盾点はこのままでいいのかどうか。商工課長がこれから携わっていただくのなら、この点をもうちょっと考えて、地場産業を守ってきたんですから、この人たちと十分相談していつてほしい。特に現在、登録するのに一軒のうちに100万から150万ぐらいの金が要るそうです。こないなると、織物屋がどんどんつぶれるんです。150万も金をかけて登録するんなら、織物やめたいというわけです。和泉市として、いままで働いてきた織物業界をつぶしていいのかどうかという問題に入るんですが、これに対して、登録の融資を和泉市としてできるかできないか。

○ 商工課長(岩井益一君) 融資については、組合金融と国民金融公庫、これはあつせんてでございますけれども、短期融資の道が開かれてございます。これは電話で確認しております。府につきましても、設備投資として3年間、36カ月返済の形で、これも確認してございます。和泉市の市単融資につきましても、検討しまして融資委員会にはかりたい。こういう考えでございます。

○ 20番(寺田 茂君) いまは登録のあるところだけが融資受けられるような形になってるんですね。

○ 商工課長(岩井益一君) 実態につきましてはいろいろございます。先ほど申しましたように、寺田議員さんがおっしゃいますのはアウトサイダーであつて、無籍業者で、しかも零細業者であるという点に焦点が置かれているようでございます。その点につきましては、十分直視

いたしまして、何らかの対策をやっていきたい。私、泉州織物協同組合の細目的な取り扱いはわかりませんが、経済的負担の取り扱いについて、具体的にいろいろ意見がございましたら、今後、市といたしまして、泉州織物協同組合のほうに申し入れしていきたい。このように考えております。それ以上のことにつきましては、団体の内部の事情でございますので、いろいろ矛盾がありまして、私個人的にはうなづけましても、何ともいたし様がないんじゃないかと考えるしだいでございます。

- 20番(寺田 茂君) この問題については、おそらく住民の方が来ると思います。その点、十分話し合っ、できるだけ力になってほしいということを要望しておきます。
- 商工課長(岩井益一君) はい、わかりました。
- 課長(松尾千代一君) 次。
- 20番(寺田 茂君) 地場産業を守る中で、10月の第3回定例議会の中で、市新の問題を市長要請していただくという決議文をとっていただいた。その後の経過を聞きたいんです。
- 市長(藤木秀夫君) そのことにつきましては、商工部長のほうにもいろいろと要請いたしました。岸副知事の前でございましたが、あの会社を全部買おうという希望者があるということとあります。ただ、会社だけということであるならば話はできるんですが、その点にむつかしい問題があるということでございます。これは大阪の業者じゃないそうです。部長もそれ以上のはっきりしたことは言ってくれませんが、機械は日本一だということで有名であるので、そういう希望者もあるということです。その点、ひとつ部長として、できることであればあつせんしていただきたいと申し上げて帰ったんでございますが、その話の結果はまだ承っております。さようご承願したいと思います。
- 20番(寺田 茂君) そしたら、市長はまだその後市新のほうへ行ってくれてないんですね。
- 市長(藤木秀夫君) 市新のほうへまいりましてなにしたんでございますが、不幸があつた関係上、その後話はまだしてありません。
- 20番(寺田 茂君) 特に和泉市として十分知っておかないかんの、いま川の横に大きな処理場をつくってますね、タンクのような。あれが金を借つた関係上、2月になると期限が切れて、全然操業できんようになるそうです。せつかく和泉市として、前向きな姿勢で何とかやろうということで取り組んでいただいているんですが、いま、そういう状態に入ってるんです。市新の和泉市における役割りはまだまだ大きなものがございまして、市長はこの点をもつと

向こうの経営者と十分話をさせていただいて、従業員の方のお力になっていただきたいと思えます。今後の問題として、どんなものでしょう。

- 市長（藤木秀夫君） はつきりしたご返事はできませんが、その点社長とも極力話し合いしてみたいと思っております。
- 20番（寺田 茂君） この前、東京からわざわざ市新の委員長が市長にお願いに来た。そのとき市長はいなくて、部長がかわって話を聞かれておりました。このように、市新の働いてる人々はほんとうにたよりにしてるんですよ。だから、もっと積極的に従業員に顔も出してやって、その中で経過も話をさせていただいて、また市新の実情ももっと知っていただきたい。そして市長たる重責において、これを何とか前向きな姿勢でやってほしいという要望だけお願いしておきたいと思えます。
- 議長（松尾千代一君） では第2阪和の問題について。
- 20番（寺田 茂君） 第2阪和の問題は、一昨日の藤原要馬議員に対する回答でも聞きました。あまり変わったことはないんですが、市長の答弁の中に、やる気があるのか、ないのかわからん点がございました。この第2阪和の問題は、市長が3代目ぐらいじゃないかと思うんです。事の発端は、昭和29年ぐらいにまず問題が出てきて、39年ぐらいから、ぼつぼつ和泉市としてこれに着工するような形になったんですね。8人目の市長でまだ、こないもたもたしていることに対して、地元住民は信用してないんです。もう、あんなもんやらのやろうと見てるんですね。そこら、もう少し地元住民にはつきりしたものをを見せていただかんといかん。また、区画整理が先だという答弁がありました。それも結構だという答弁がありました。それも結構だと思いますが、やはり、宅地並み課税の問題もあり、区画整理については、もつともつと住民の意思を尊重していただきたい。第2阪和をつくるんだ、できるんだ、ええことや、こういう簡単なことでなく、やはり、もつともつと住みよい和泉市にするんだというたてまえから、地元住民の方に話していかんといかん。第2阪和をつくるんだから買うで、というふうなことで入ったんでは、なかなか地元は協力しない。

もう一つ問題になりますのは、池上遺跡です。和泉市にいれば、当然、和泉市の郷土史なんか、私ら、小学校のときに習いました。池上遺跡があることもわかってました。また、観音寺に行きゃ、観音寺遺跡。府中でも、森田の工場の裏のほうに昔から桃が植えてあつた桃山、あそこにも遺跡があつたんです。これぐらいは和泉市の担当者がわからんはずはない。それをわ

かっているのか、わかってないのか、あの辺に国道をつけるというような計画をするから、地元も反対するし、遺跡を保存しようという学者も反対するのは当然です。この点、和泉市として何をするにしても、まず十分調査して、無理のない、ほんとうに納得できるような、明るい和泉市をつくるためにも協力できるような形でやってほしい、これは要望です。

以上、終わります。

○ 議長（松尾千代一君） 寺田議員の質問が終わりましたので、昼食のため休憩いたします。

（午前12時6分休憩）

＜午 後 の 部 ＞

(午後一時 8分再開)

○ 議長(松尾千代一君) それでは午前引き続き一般質問を続行いたします。次に16番、横田議員お願いいたします。

○ 16番(横田憲治郎君) 先発の質問者の質問内容と重複する面をすべて避けつつも、観点を変えながら質問したいと思います。最初に教育行政関係の問題でおうかがいをいたします。

まず第一点、公私立高校になるかもしれませんが、特に公立高校の本市内建設の促進について、教委のほうでどのようなプログラムを持っておるのか。公私立大学の市内設置をも含めて、その目標とプログラムがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

2点目に、これはいつもおうかがいをしていることでありますが、就学前2年の幼児教育の問題は、現状当然の課題として、机上プランから実施プランへの段階に至っておると考えるのでありますけれども、今後、本市の教育行政の中で、幼児教育をどのようにとらえていこうとしているのか、その点についてあらためておうかがいをしたいと思います。

3点目に、通学路、いわゆるスクールゾーンの管理の体制についておうかがいをしたいと思います。スクールゾーンの意識の徹底は市民間に浸透しているようではありますけれども、これが完全な目的完遂のためには、その地域に応じた管理体制があらねばならないと思いますけれども、これらを教育委員会のほうではどのように現状を掌握され、どのように処置していこうと考えているのか。一連の交通規制等々とも関連するでございましょうし、幅広い構想の中でどうとらえていくのか。このままでよいのかどうか。おうかがいをしたいと思います。

4点目に、俗にいうカギっ子対策でございしますが、学意保育、特に小学生の放課後の学校内における保育、これらについての構想をおうかがいしたいと思います。

教育行政関係は以上4点でございします。

次いで保育行政(福祉問題であります)をおうかがいしたいと思います。

先來、竹下議員、勝部議員、池辺議員等の質問がございましたので、私の立場からおうかがいしたいのは、まず第1点といたしまして、保母さんの確保の問題でございしますが、これはどのようにされておるのか。施設はつくっていかなきゃならない。また、現在の施設の中でも、より長時間の、また0才児を出発とした保育行政の全きを期すためにも、保母の確保という問題が大きな課題であろうと思うのでありますけれども、これらの潜在保母の掌握、あるいはまたそれと教育関係との提携、あるいはまた臨時職員の確保の中から、保育行政下における主体的な保母の育成、そのような幾つかのポイントがあると思いますけれども、保母確保について、対処されるであろう基本的な考え方をおうかがいしたいと思います。

相まちまして、先日来からの答弁にございましたように、来春予想される保育所入所の措置児の数の全貌がつかめておられない。本年度途中の経過実態から見ましても、新設の保育所が切望せられるところであります。これら既存保育所の充実と相まちまして、新設保育所の建設計画をどのように立てているのか。保母の確保を相まちまして、おうかがいをしておきたいと思ひます。

福祉問題に続いておうかがいしたい3点目は、現存する母子寮の問題でございますけれども、現在、20世帯可能の中で、近年では一番多いといわれる7世帯が入っているそうでありますけれども、少ないときは2世帯ぐらいですね、昨年、一昨年あたりは、おまだけの広い面積と建物を有している母子寮を、総合的な福祉行政の一環の中でとらえて、総合福祉会館、総合福祉センターなるものの建設に発展させていく用意はないか。老人センター、児童館、保育所、母子寮等兼ね備えた総合的な福祉会館を、実態的な建築で行なっていくという用意はないかどうか、おうかがいしたいのであります。

それから衛生問題になりましようか、薬剤師会の問題につきましておうかがいしたいと思います。現在、本市薬剤師会におきましては、7名の薬剤師さんが、学校保健法に基づいて学校保健の立場で担当しておられるそうであります。これら薬剤師会の運営に対して、本市として、来年当初あたりからでも助成していくという考え方はないのか、おうかがいしたいのであります。公害モニター制あるいはオキシダントの測定等々、薬剤師さんに依存しなければならぬ分野が広がっていくともいわれておりますので、この点について、考え方なり具体的な48年度における予算措置等をおうかがいしたいと思います。

以上、簡単に質問を申し上げましたが、誠意のまゝ明確なご答弁をお願いいたしまして、以上で終わります。答弁の内容次第で再質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（松尾千代一君） 理事者答弁。

○ 教育次長（阪東重信君） 教育問題について、4点お答え申し上げたいと思ひます。

公立高等学校の本市内新設促進について、ご指摘いただきましたことをありがたく存じます。すでに高等学校の就学率の動向をみきわめたくらうえで、大阪府下では、年次計画をもって着々新設校の設置に努めているわけですが、現状では、公立高校が80校ございます。これは普通高等でございます。それに加えて、なお来年度に向けて不足するということから、先日、新聞に発表されたように、大阪府として、12月で補正予算を取り、年度途中になります。4月開校の目標で81、82の高校の建設を進めている状況でございます。和泉市でも、そうした社会開発に伴う生徒増加の推移に対処して、大阪府と常に協議を保ちながら、この計画にはずれ

ないようにいたしておるわけでございます。過日の議会でも教育長からお答え申し上げましたように、現在、和泉市でも2校設置について、府と協議をしている段階でございます。

大学誘致につきましては、その時期等についても、やはり本市の教育上配慮をしていきたいと考えておりますが、市立高校等についての設置計画も、財政的な考え方もありますので、和泉市立としての高校計画については、大阪府と協議の中で、和泉市の不利な立場に置かないような配慮は当然、していきたいと考えております。

それから幼児教育の考え方、どのようにとらえておるかというむずかしい問題でございますが、私たちは中教審の答申をきっかけとして、幼児教育をめぐる問題が論議されるようになったことをありがたく思っております。小学校就学前の幼児に対して、家庭だけでは得がたい集団生活の体験を与えることは、幼児のさまざまな発達にとって大事なことは、ご承知の通りでございます。本市における実態からして、幼稚園と保育園との関係についても常にご指摘いただくところで、教育委員会といたしまして、一校区一幼稚園設置の基本的な方針は変更いたしておりません。年次的に計画いたしたいんですけれども、これとて財政的な負担が大きいので、中教審の答申をきっかけとして義務化しようとするだけに、義務教育並みの補助率のアップを要求しているのが現状でございます。幼児教育を見逃してはいけない、将来の基礎付けは幼児の中にあるという考え方には変わりありませんので、今後一そう、幼児教育に対する関心を深めてまいりたいと考えております。

スクールゾーンの考え方につきましては、交通公害課で常にいろいろと検討もされておりますが、教育委員会なりに、常に交通公害課と連絡をとりながら、現在の各小学校に対する設置計画も持っておりますし、行動もやりつつあるわけでございます。現実には、交通公害課を通じてお願いする中で、声部、信太、幸の3校に対する交通規制をかけておるのが現状でございます。これについても、地元の反対等もあって、交通公害課の第一線で取り組んでいただいている現状でございます。これからの一そうの充実については、市を挙げて努力いたしたいと考えております。

学童保育の問題でございますが、従来の議会でご指摘いただいた不就学対策と違って、現在カギッ子対策が大切であることは十分承知いたしております。本市でも例年のように、学童保育の必要なども働き家庭の調査を学校でやっておりますし、教育研究所を通じていろいろなやったわけです。現在の段階で、小学校では89%か40%、中学校では80%近い子供がおるという中で、どのような対策を講ずるか、実は悩んでおるわけですが、さらにこれらの子供の追跡調査も一ぺんしてみたい。そしてこれを究明したうえで、各学校においてこの状態を把握したうえで、放課後の指導をいかにすべきかというようなことも、校長会で継続的に検討して

いきたい、かように考えておるわけでございます。学校における放課後の指導という問題も、教員の勤務時間とか、教材研究の時間との兼ね合い等もありますし、指導者の問題についてもむずかしい問題がございます。市の実態に応じて、学校調査の結果に基づきまして、さらにこれらの追跡調査のうえ、校長会等において継続的に検討していきたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思ひます。

以上、簡単にお答えいたします。

- 16番(横田憲治郎君) 最初に高校の問題ですけれども、公立高校2校設置の要請を府の教委にしてるんですか。要請してるからそんでええやなしに、やはり要請の目的が果たされるように、要請とともにそれなりの努力がなされていかなければならんと思うんです。これは府政全般の中での課題であろうと思ひますけれども、本市の立場から、要請していく中で、どのような手ごたえを掌握してるか、この点をさらにおうかがしたいんです。

それと私立大学ですか、これについてはお聞きできなかったんですけれども、部分的にと云ったほうがいいのかもかもしれませんが、近大を本市の山間部に招致できる見込みと目標を持って努力していたようにも聞いておったんですけども、それと合わせて、もう一べん教育委員会または市長部局のほうからでもお答えを願ひたい。

- 教育次長(阪東重信君) 単に高校2校の府に対する要請でなしに、実は府とも積極的に取り組んでおられて、1校については、すでに府のほうでは一応決定しようとかかかっております。さらにもう1校も、用地の買収を先行していきたいという意思まで漏らしておりますので、そういう状況の中で、決して要請だけにはおいておりません。是が非でも、2校を和泉市の中で持っていくという考え方を明らかにしておきたいと思ひます。

- 企画課長(橋本昭夫君) 大学の件について、企画課長からお答えします。

ご承知の通り、大学等は非常に大きなもので、学部一つ増設するにいたしましても、最低基準として20ヘクタールのスペースと、設備投資としては、学者も入れまして50億以上の投資が必要でございます。そういう考え方がございまして、近畿大学の医学部につきましては、所管委員会のご努力もいただいたのでございますけれども、残念ながら、医学部は大阪府の狭山町の狭山ニュータウンに隣接します都市施設の整備された場所に決定がされております。しかし今後教育水準が高まるという前提の中で、やはり和泉市内にも大学が必要であろうと思ひております。そういう形でございまして、今後、所管の委員会にご協議ご相談申し上げまして、大規模開発と合わせながら、積極的に誘致を図っていくという姿勢で臨んでいきたいと思ひます。

- 16番(横田憲治郎君) 答弁聞いてよくわかりました。もう一步突っ込んでおうかがいし

たいんですが、1校はも大体決まってる。さらにもう1校については、用地の確保について鋭意努力中であるということですね。そのすでに決まっている1校については、内容といいますか、商業なのか、普通高校なのか、工業高校なのか。それと発足時はどの程度の目標なのか。もうほとんど決まっておるのならば、予定ですね。それから用地確保に奔走しておられるほうの目標、こういうものをお尋ねしたい。

○ 教育長（葛城宗一君） 私からお答え申し上げます。

府立高校の本市への位置付けについては、現在、横山高校の施設設備等の充実が積極的に行なわれております。さらに本市の総合計画によりますと、昭和50年の人口推計が14万5千、に急増するであろうという推定のもとに、人間回復の町づくりと銘打って総合計画が打ち出されております。これらの実態等も勘案いたしまして、府と強く協議してまいりました。和泉市には普通高校2校さらに設置するという計画があることは、明らかにされております。1校につきましては、用地買収のあっせん方を依頼されております。これははっきりと公文書でいただきますよということ、過日も申し上げたんでございますが、差し当たって建設計画は、府は50年までには毎年、6校ずつ建設を続けていくという計画の中で、まず、用地買収の確保の確保が先決だということで、建設年次はまだ協議いたしておりませんけれども、用地買収についての依頼は受けておる実情でございます。さらに1校については、泉北ニュータウンあるいは光明池の公園等の開発状況とにらんで位置付けしたいという、具体的な構想まで協議を進めておるような実情でございます。本市の教育文化都市という名にふさわしい教育水準の向上にさらに取り組んでまいり、これらの誘致についても、大いに意欲を燃やして取り組んでいる実情でございます。

○ 18番（横田憲治郎君） 具体的に聞いていったら、何や前進したような、後退したようなことですが、とにかく、50年までに府の方針として6校、そのワクの中に、本市場合2校が入っていると、このように理解していいんですね。そのうち1校は大体用地買収はもうできて、さらに1校確保するところやと次長からは聞いたわけですけども、いま教育長のなにでは、最初にできるやつの時期もはっきりしませんな。

○ 教育長（葛城宗一君） 1校すでにできると次長がお答え申し上げましたのは、泉北ニュータウン和泉地区の開発区域内にいま計画を持っておるということです。これはすでに用地としての構想を描いておるということをお願いしたんでありまして、いま、用地の買収計画に基づいてあっせんを依頼されているのは、現在の普通高校として、和泉市内に位置付けたいということでございますので、決して後退しているわけじゃございません。私の説明の不十分さが誤解を招いたと思うんでございますが、この点ご賢察願いたいと思います。

- 16番(横田憲治郎君) わかりました。とにかく結論的には、昭和50年までに泉北の光明池等も含めて2校できると、このように確認してよろしうございますね。あと一校については、場所未定だということですね。わかりました。

次に幼児教育の問題ですけど、幼児教育といえば幼稚園ということに通じてくるわけで、そういう立場から次長の等弁をいただいたわけですけども、中教審で幼児教育の必要は強く説かれ、答申されているにかかわらず、現実にはそない簡単に幼稚園建てられへんというのが実態であるということですけど、具体的に小中学校施設と幼稚園の施設の建築に関しての国、府の補助はどの程度か、この際、聞かしていただきたい。

- 教育次長(阪東重信君) 幼稚園関係の補助率は、むろん実質単価と補助基準単価がございしますが、補助基準単価の3分の1でございます。財政的な負担が大きいと私が申し上げましたのは、過去、幸幼稚園あるいは北松尾幼稚園の建設経過を見ても、一般財源の持ち出しが、幸で62、北松尾で81というのが実態でございまして、義務化しようとする空気があるならば、少なくとも、義務教育並みの補助単価と補助率を当然考えるべきだということで、教育長協議会等においても強い意見を出し、48年度についてはかなり期待される査定が大蔵でとられようとしております。そうした実態等もあわせながら、相対的に補助率等もにらみ合わせながら、市の政政規模に応じて、私たちは方針を貫いていきたいと考えております。

- 16番(横田憲治郎君) そこで突っ込んでおうかがいしたいのは、1校区1幼稚園、これは本市教育委員会の元来からの願いとするところであります、われわれも願うところであります。ところが、現下情勢はそう甘くない。建てられへん。国からの補助率が低い、基準単価の3分の1だということなんですけれども、そこで和泉市の場合、これから好むと好まざるとにかかわらず、年間1万有余の人口増が見込まれる中で、いま、教育長が申されましたように、昭和50年、または55年というふうに見ていった場合に、非常な人口増になる。それに伴う小学校の建設は当然でしょう。そう考えていく場合に、新設小学校における建設時における幼稚園の併設をもっと具体的に検討すべきではないか。現下、いま次長の答弁のように、建設費が高つくつとすることはよくわかります。わかりますけれども、いわゆる指向する方向性を考えるならば、やはり新設小学校に必ず幼稚園の併設を考えていくかという基本的な考え方を持たなければ、百年河清を待つ思いというんですか、いつまでたっても追いつかないと思うんです。そういう考え方を私はいつも本会議で質問の際には申し上げているわけですけども、そういう構想を基本的に持てないものかどうか、教育長から答弁していただきたい。

- 教育長(葛城宗一君) 幼児教育の必要につきましては、深いご理解をいただくところでございます。ただいま次長からお答え申し上げました通り、昨年6月に出されました中央教育審

議会の答申の中でも、幼児教育の機会の保障ということが強調されておます。48年、9年と。それを受けた国においては、文部省案として積極的な対策計画が立てられております。もちろん本市におきましても、これらの機会の保障と施設条件を整えることは、現下の急務と考えるんでございます。ところで国のほうでは、建設計画につきましては、補助単価、補助基準を引き上げようとする中で、一向に具体化されない現在、幼稚園の建設費に併う平米当たり単価は2万8,500円で、その3分の1というわずかな助成である。したがって、人口急増には3分の2まで持て。普通幼稚園設置に対しても、義務教育並みの建設費2分の1は当然、実質単価を引き上げると同時に保障しろということで、われわれ協議会においても促進しているわけでございます。これらの国の方向付けを見きわめて、本市の幼児教育の年次計画の具体化をはかってまいりたい、かように考えるんでございます。現行の保育所の定数とその収容比率、今後の人口増等を勘案いたしまして、具体的に計画し、たとえ一園ずつでも年々、実現化してまいりたい、かよう考えるんでございます。

○ 16番(横田憲治郎君) もうくどくどしく同じことばかり聞きませんけどね、理屈ばかり言うてもしょうがないですけど、原点がそこにあると思いますので、まず基本的な考え方を聞きたい。教育長はいつも18番のように、中央の文部省やら中教審の答申、それらの動向を見きわめつつ、上へならへ方向性を主張されるんですけど、末端の地方教育行政を現場であずかっている教育委員会がもっと主体的に、それ持っているものがないんだから弱いかもしねませんけれども、上の動向を見きわめるんやなしに、現場の動向に合わせていくような努力の姿勢を持ってもらわなければ、いつまでたっても上から落ちてくるのを口あけて待てるような情勢にしかすぎないと思うんです。市長さん、これは教育行政だけの問題じゃなしに、保育行政とも裏と表にかんてるわけです。本市の場合は、措置児でなくても、就学前は団体訓練を受けささならん、これは当然でしょう。ところが、幼稚園がないばかりに、保育行政が全きを欠いている。保育行政において全きを欠くんですから、それと裏腹に幼児教育ということの内容的な問題で、ただ単にあずかる、守りするというだけではだめだと思うんです。内容的にとらえても、施設の面にとらえても、問題がある。これは意見として申し上げておくことにとどめますが、どうかひとつ幼児教育、就学前二年を目標とした実質的な実施についてもっと強い腰で、現場の立場で、現場の動向というものを見きわめさせつつ、中央を動かしていくぐらいの根性で、ひとつ構想を練っていただきたいと思います。市民、議会通じて、これらの問題をちとっていくために対処していかねばならないと思います。意見として申し上げておきます。

それと、これだけ聞かしていただきます。48年当初に年次計画等々というような話もあり

ましたんで、新設幼稚園の計画、ございますか。

- 教育長（葛城宗一君） 財政面からの国の動向等を見きわめてと申し上げて、市民の方々の声にどうこたえるかということに欠けるようにご叱声いただきました。決してそうではございません。現状、四園の公立幼稚園の中で、しかも山間部には一校一園もない。一体、どこの幼稚園に入れてもらえるかという声が高うございます。したがって、幸、北松尾に新設いたしますが、本年度は一園、どうしてもこちらの谷側に設置しなければ、住民の方々の意思にも沿えないという実情を勘案いたしまして、48年度には、どうしても一園を設置するという計画で進んでいるのでございます。これらの事情をご賢察いただきたい。

なお現在、伯太幼稚園につきましても、定数をオーバーいたしております。しかも、周辺の開発あるいは本伯太幼稚園が道路計画路線上に位置いたしております。これも分離か、思い切って位置替えするかという基本構想も練っている実情でございます。具体的計画はいつでも所持いたしておりますが、国の予算付けが中教審の答えを受けていまに措置されるでまろうという、そのことも見逃してはいけない、かように考えるものでございますので、よろしく願い申し上げます。

- 16番（横田憲治郎君） このぐらいでおいときたいと思えますけれども、とにかく、一年に一つ幼稚園こしらえていっても、年間2ないし3の小学校をこれから建設していかなきゃならない状態の中で、大変だと思えますけれども、ひとつ前向きで、理事者はもとより、すべてが一丸となってがんばってもらいたいと思えます。

その次に学童保育の問題ですけれど、私、かって6年ほど前に一般質問で初めて取り上げて、それから何回か言ってきたんですけれども、いまだに対策を協議してまいりたいと思っておるというぐらいの答弁しかいだけない。7千人ないし8千人、現在は1万6千ないし1万7千といわれておりますけれども、そのうちの30%ないし40%いる。これらについて何も考えてないとおっしゃるんで、こっちから言うばかりになるかもしれませんけれども、やらなきゃならんと言う必要性は認識していただいているわけですから（消極的な言い方ですけれども）、それならば具体的な施策がまっしてしかるべきじゃないか。職員さんの問題、施設の問題等、管理運営については難問題があることはよくわかりますけれども、たとえば講堂を開放するとか、校庭、運動場を開放するとか、遊戯用具を整えるとか、段階的に現実に即した方向でやっていくという方法がないことはないと思うんです。ただ、校長会で協議いたしますし、教育委員会という立場でそのような考え方を検討し、前向きでやるんだという目標の中で対処していく気があるのかどうか、再度お答えを願いたい。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

学校の学習活動から開放されました後の児童保育、これはきわめて重要なことであります。活発な活動と健全な遊戯を通じての子供たちの知能発達に及ぼす影響は大きいということは、もとより自覚いたしております。本市の統計上のパーセンテージ等は次長から申し上げた通りでございますけれども、具体的に実際、家庭に帰られて家にだれもおらない、自分たちで家を留守番するというような全くの不在家庭児童数は、小学校では2千57人、中学校では991人という数字でございます。これらの児童に学校を開放いたす考えは、校長会等でも十分協議は持ちまして、いつにしても開放するという姿勢を持っております。ところで、指導者の位置付けの問題でございます。またお叱りいただくであろうと思うのでございますが、府の教育指導方針の重要項目の中にも、これらの方向付けがきわめて消極的でございます。常にわれわれ、国、府にも強く要望しておるんでございますが、常設の指導員を位置付けなければ、せっかく学校開放が計画されても、何ら具体的な具現がされないということから、指導員の位置付けについての国なり、府なりの助成措置を強く年々迫っておるわけでございます。それらの事情はにおいて、今後、さらに市独自の立場で指導員の位置付けをして、本市のきわめて市街化地域といわれる地区だけにでもその指導員を位置付け、放課後のカギっ子の健全な指導に当たってまいりたいと考えるんでございます。

- 16番(横田憲治郎君) 教育行政についてもう一点だけ。先ほどの質問で申しそびれましたので、お許しをいただきましてお聞かせ願いたいと思います。

先ほども再質問の中で申し上げましたが、新設校の通学路ですけれども、これはいま、適正就学審議会で校区割りを鋭意検討願っているようでございます。先刻来の質問にもあったようでございますけれども、特に私の場合は、新設小中学校の通学路を、できてからじゃなしに、教育施策の一環としてとらえねばならんと思うんです。そういう観点から、新設校について万遺漏なきを期しているのでしょうか。

スクールゾーンの管理についても、これは交通公害になるんですか、おうかがいしたいんですけれども、何もやみくもにスクールゾーンしたんやから、交通規制せなならんというような立場で言っているんじゃないんです。たとえば、7時から9時までの登行時には交通指導員を配置するとか、もちろんその身分、待遇も合わせて検討しなきゃならんでしょうけれども、そういうものを全体的に踏まえて、管理維持という問題をどう考えているのか。スクールゾーンこしらえたら、あとは道行法に則って警察での規制措置などやればいいんだということになしに、そのような措置が委員会としてとられているのかどうか。具体的にいいますと、府中の場合なんか、商売人さんが多くて、交通規制いうたってなかなかできない。生活権がかかっているわけですから、当然でもありましょう。だからといって、通学のためのスクールゾーンですと

書いてあるだけで安全が確保されるかという点、そうじゃない。そういう現状の認識に立って、しるべき手だてがなされなきゃならないと思います。

この2点を教育問題の最後としてお聞かせ願いたい。

- 教育次長（阪東重信君） 新設校の通学路安全対策は、ご指摘いただきますように、今後の校区編成と相まって、学校なり、PTAとも十分協議し、ご指摘の線に沿うよう努力いたします。基本的には、現在の既設道路（里道を含めて）の整備を図り、来年度予算にも通学路整備として別途、予算計上にも取り組んでいきたい、かように考えております。

スクールゾーンの計画につきましては、交通公害課長より実情をご説明いただきたいと思います。

- 交通公害課長（内田 潔君） スクールゾーンの選定に当たりましては、一応の基準がございます。小学校を中心におおむね500メートル四方の範囲内をいわゆるスクールゾーンとし、地域性を考えたうえで、交通規制なり、交通安全施設等を設置していく、優先的に対策を講じていくというのがスクールゾーンでございます。市といたしましては、スクールゾーン内の交通安全施設（歩道なり、カーブミラー、防護さく等）を地域のご協力を得て進めてまいりたい。それから、スクールゾーンについて一番守っていただかなければいけないのは、やはりドライバーだと思います。ドライバーに対しては、機会あるごとにスクールゾーンの周知徹底をいたしたいという考えでおります。所管の警察におきましても、スクールゾーン内歩行者、特に子供の優先を基本と考えて、地域住民のご了解、ご協力も得て、交通規制を実施していく考えでおります。特に警察等におきましては、今後、パトロールの強化なり、子供の安全確保、不法駐車等の排除等も強力に施していきたいとも考えておりますし、私のほうからも強く要請したいと考えておりますので、ひとつご了解賜りたいと思います。

- 18番（横田憲治郎君） おいところと思うたんやけど、意見として、現実的な問題点を何点か言うて要望しておきます。

いま、交通課長がおっしゃってくれたようなことをちゃんとやってくれてるんなら、別に問題はないんです。ここからスクールゾーンですよ、と書いてだけで、……。そら何もしないよりは、ドライバーも、スクールゾーンだ、安全運転で児童を守らねばという方向性の意識が浸透するでしょう。しかし、そやからいうて、車は全面的に規制しろとか、そういうことは言ってない。やっぱり市民さんの生活権もあるんですから。また、要望もありません。だから、そういう現状の中で、通学路をただ単なる道としてとらえるんじゃないし、教育行政の一環として、通園・通学時の児童生徒の安全を確保する。付近住民のご理解とご協力、また不法駐車の自発的撤去とか、そのような意識の高揚を教育行政の中でとらえ、発展さしていかなければ

いけない。ただスクールゾーンと書いて、おとの取り締まりは警察でやってるし、規制措置は交通公害でやってるというんじゃないし、通学路なんですから、教育施設の一環としてとらえるべきであろうと思うんです。そして、児童生徒がどのような状態で通園してるのか、通学してるのかということももっともっと把握せなならんと思うんですよ。抽象的なことを言うてもしょうがないですから、2、3参考例をあげますと、府中一伯太線、通林小栗街道ともいいますけれども、泉南線は信号も一つ二つと増設されているようですが、信号つけたからすべてが解消されるわけでもない。特に小栗街道なんかでは、本市の道交法では、車庫の確認が車庫の時点でありませんので、道路上の駐車が以前から行なわれている。車の行き違いに際して、子供さんは常に軒下へ待避しなきゃならないような状態で、これがほんとにスクールゾーンなのかと思わしめることがたびたびあるんです。そういう実態に即して、具体的なきめ細かい措置をしていただきたい。措置さえいうたら、規制したらええんや、車通らんようにしたらええんやというような極端な考え方じゃなしに、現実即した形で、これで通学路としての安全対策ができたなというような方向を旨ざしてもらわないかんと思うんです。

それから保育所について答弁いただけますか。

○ 市民部長（小林一三君） ご回答申し上げます。

まず、保母確保問題ですが、議員さんご指摘の通り、正職員の保母の確保についても事欠く状況でございます。したがって、産休等による臨時保母等の問題につきましては、所管するわれわれも苦慮いたしておるのが実情でございます。したがって、市内の潜在保母のみならず、大阪府の婦人児童課の担当にも4月以降、2回ほどお願いし、府下全般、たとえば泉大津等、近隣の都市においてそういう方があればということで、潜在保母の実態把握を現在、行なっている状況でございます。実は、その返事を12月25日午後行ってもらう予定しております。

それから入所の措置の問題でございますが、一昨日来の竹下議員、勝部議員からもご質問がございましたように、現在の施設の増設等、可能な範囲におきまして、上司とも協議のうえ、早急に対策を講じたい。新設等につきましては、地区別に措置児の実情等も把握せないけませんので、そういった場合は、早急に関係の厚生文教委員会なり、あるいは府、国の補助の関係もございまして、早急に対策を講じ、何とか緊急な対策を講じたい、かように思います。

母子寮につきましては、ご指摘の通り、定員20世帯収容という現状でございます。木造で、しかも老朽化しておる現状で、常に補修、補修ということで予算もお願いしておるところでございます。議員さんご指摘の通り、総合福祉会館の建設等につきましては、過般の社会福祉協議会法人化5周年記念大会におきましても、決議文として、総合福祉会館の建設という要望が

なされております。昭和48年度、財源調査なり、機能調査、建築後における近隣住民の方々への影響の問題、あるいは維持等について、社教はもちろん、所管の委員会等とも十分協議いたしまして、昭和48年度内におきまして抜本的な位置付けを決定いたしたいと存じてございます。

○ 産業衛生部長（宇沢 清君） 薬剤師会の助成につきましては、従来から和泉市医師会並びに和泉市歯科医師会に交付したしておるところでございます、ご要望の薬剤師会につきましては、交付いたしておりません。直接、私のほうの所管ではございませんが、現在、交通公害課で計画しております公害モニター、大気汚染の分析等のご協力をお願いする所存でございますので、それに合わせまして、学校教育法16条に基づくご協力も合わせて、関係部課とよく協議をいたしまして、ご要望におこたえしたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

○ 16番（横田憲治郎君） 保母さんの問題ですけれど、結論からいきますと、現在、保母は法的基準にかなっても多少ないのではないかと思えますけれども、来春入所園児の予想等も掌握された中で、現在の保母の絶対数からいけば何名ぐらい足りないのか。それらを確保できるのかどうか。それと、保母資格はないけれども、臨時ということ保育所に勤務していただいて、そのかわり、保母免許を取っていただく。実務訓練の中で保母育成をするような手だてがあるやに聞いたんですけれども、そのような方法はとれないのかどうか。そんな方法はとらなくても、潜在保母の開拓で今後、予想される措置児の保育に万遺漏なき保母確保ができていくのか。もう一歩突っ込んで結論的におうかがいしたいと思います。

それと、新設保育所の建設計画を持たないかということですが、どこもかしこもとにかくいっばいで、特に市長もご存じのように、阪和線沿関係、市街地関係では、途中入園というようなことは夢なんです。だれぞやめてくれたら、欠員ができたらいつも言ってる状態です。基本的に保育所の新設をやらなければどうもしょうがないところへ来ているんじゃないかと思うんですけれども、市長はこの点いかがお考えなのか。

それから母子寮の問題ですが、面積はどれぐらいあって、建設されたのは何年ぐらいか。4階ぐらいの総合福祉会館なるものを建設しようとするれば、どの程度の予算を市単で持ち出さなきゃならないのか。その辺、考えておれば、もう一ぺんおうかがいしたいと思います。

合わせて市長にも総合福祉会館の建設と、それに伴う新設保育園の建設、これらを48年度予算上にどのように具体化されるのか、お聞かせ願いたい。

○ 市民部長（小林一三君） 保母さんの確保につきましては、現在の施設では不足は生じておりませんが、本年度建設する保育所がございます。これらの保母の確保につきましては、人事

課とも十分協議のうえ、正職員の採用をいたしております。

第2点で、資格のない人が実施訓練で資格を取れるか、ということですが、市のほうとしても採用する年齢制限等がございます。高校卒業ですぐということであればいいんですが、かなり年齢がいったる場合につきましては、正職員の年齢的な資格要件にも適さないということでございますが、可能な限りにおきましては、こういった一度も導入して、正職員の保母確保の一端にいたしたいと思っております。

2点目の新設計画につきましては、本年1月20日以降の受け付け並びに措置児の調査等の過程の中で、定員をオーバーするようなことでありますれば、応急措置を講じまして、抜本的に新設が必要だという場合は、早急に府、国とも協議いたしまして永久措置をとりたい。当面は応急措置でしのぎながら、何とか早急に協議を持っていきたいということでございます。

それから母子寮でございますが、財政課の財産台帳では、約400坪でございます。したがって、100坪の4階建てになりますと、約1,300平米でございますから、平米当たり10万円見ますと、1億3,200万になろうかと思っております。建築年次ははっきりわかりませんが、昭和20年代だと思っております。

- 市長（藤木秀夫君） 横田議員さんのご質問の保育所の新設につきましてでございます。近年、人口の急増に伴いまして、本問題は重要視されてまいりました。なるべく、これに即応した保育所を建設していきたいと思っておりますが、なかなかむずかしい問題でございます。2年保育の面もございまして、今年、鶴山台のほうに着工するようになっておりますし、また同和地区にもこれが急を要されておるわけでございます。できるだけ、48年度にも予算化してまいりたい所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。
- 16番（横田憲治郎君） 母子寮、総合福祉会館はどないしてくれるのか、市長から聞かしてほしい。
- 市長（藤木秀夫君） そういう面、有意義なものの建設にとりかかるといって努力したいと思っておりますが、いささか、総合的な考え方を現在、検討中でございます。その点、いましばらく検討させていただきたいと思っております。
- 16番（横田憲治郎君） 保母さんの問題は一応おくとしまして、新設保育所の問題ですけれど、部長、形式的にお役人さんの仕事の上でながめてもらっちゃ困るんです。申し込みが多かった場合に何とか検討しようというようなことでなしに、48年、48年度の経過を見ても、ある意味では48年度、49年度も新設しようと思えばできるでしょう。さらに一步進めて考えるならば、要措置児童が本市に校区単位どのくらい潜在的にいるのか。この間、勝部さんの質問でもそれらの点があったように思いますけれども、そういう実態把握は、事務局

レベルで不可能じゃないと思うんです。その場その場の泥縄的な施策でなしに、その場、その場、その場であったとしても、財政的な裏付けも必要なんですから、議会人がただ単に言うばかりではいけないことはよくわかります。しかし、このような実態なのでこのような方向で考えていかなきゃならないんだという積極的な市民の立場に立った行政のやり方というものを展開してもらわなければ、生きた行政になっていかないと思うんです。市長はいま、48年度中には検討するというんですけど、48年度はもう来年の4月から始まりますし、その予算はすでに本年の行政執行のうえでその骨組は荒々、できていて当然なんです。その中で、いままだ47年度やから、48年度に検討しますと、そんな行政では、需要の増大した行政に対処することができないと思うんです。市長をつかまえてお説教を申し上げようとしているんじゃないんですけれども。結論として、答弁をかりて質問をいたしますならば、措置児が多くって申し込みがオーバーすれば、年度途中にでも保育園を建てられるということですか。市長、その点についてもう一ぺん聞かしといてください。

- 市民部長（小林一三君） その問題につきましては、当然、府、国なりと補助金の協議が必要でございます。その協議が整い、あるいは用地の取得等ができますれば、予算は48年度でおりませんので、債務負担行為等によって先行建設するという処置しか、現在ではできません。
- 16番（横田憲治郎） 一般質問なんで、委員会と違いますので、あんまり攻めていくのもどうかと思いますのでそれだけにしておきますけれども、どうか、行政の先取りといいますか、市民世論を積極的に察知しながら行政を展開していくことが大事であろうと思います。8割自治といわれる自治運営の中で、そうはいつでも大変なことはよく理解いたします。しかし、その中で行政の姿勢というものを鋭意努力していくという考えをお持ちいただきたいということ、希望として申し上げておきたいと思います。

最後に、母子寮の問題ですけれども、市長、400坪の土地がおまんねん。昭和20何年かに建てた建物で、毎年、毎年、修繕せないかんような状態で、20軒しか入ってませんねん。ここは3年、4年ずっと私も見ておりますのに、1番少ないときで2世帯しか入ってないような状態も何年か続きました。400坪というのはかなり広うございますし、和泉市の肥子町といえば、交通の便もいいし、中核的な存在の位置を占めているところですし、あそこへ保育所もできますし、公立的な建物を建てようと思えば、図書館なり、児童館なり、老人ホームなり、あるいは母子寮ももちろん併設できると思います。そら、一億数千万円かかるかもしれせん。貧乏な本市として財政負担がしんどいのはよくわかりますけれども、府、国にごっばりもらえるような政治力をつけまして、市民福祉向上の一環として、ただ、言われたさかいにやらないかんというんじゃないしに、藤木市政の大きな柱として考えていこうという姿勢を持っとくんは

れ。心から願いを申し上げておきたいと思います。

もう一つ、老人憩いの家の設置について、10月定例会とありますが、11月に、坂上さんの質問に対して、4つの条件が整うた分からやっという部長のお話だったと思うんですけども、48年度の当初に二つできるんじゃないかというお話は、その4つの条件がことごとくかなっているのかどうか。もし、この4つの条件がかなわなければ、一カ所も建設できないのかどうか。その辺ひとつ確認させていただいて、私の質問は終わりたいと思います。

○ 市民部長（小林一三君） いま手元にその4条件というのは持ってございませんが、一つはあくまで老人クラブ集会所でございますけれども、町会長さんはじめ、婦人会、子供会等、全地域の校区の方が使えるような場所ということで協議が整ったところという方針を、老人クラブ役員会で協議をして決めさせていただいたわけでございます。他の条件で、たとえば、出費の面について、備品は地元負担でやっていただき。ただし建物は、当然市の建築物ですから、火災保険等も市で入ります。4つの条件のうち1番問題になるのは、校区内における円満な場所の設定で、これをお願いしたいわけでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） 先日来の質問の中で、48年度予算で2カ所建設できるだけの予算を見込めるというような答弁があったように記憶してるんですよ。それじゃ、4条件がきちっと具備されて、きちっと地元レベルとヒアリングが済んでいるのかどうか。

○ 市民部長（小林一三君） これは建築基準法とも関連がございますので、建築課の専門技術者も立ち会いのうえ、場所を見ていただくわけですが、4条件がすでに整ったということで、口頭または文書で老人クラブの会長を通じて私のところへ預かっておる分もでございます。しかし、これはあくまでも、48年度事業でございますので、48年度予算議決後、役員会を開いて話し合いをさせていただきます、あるいは現場を見ていただきますということで、現在は、お預かりしますということで預かっておるわけでございます。

○ 16番（横田憲治郎君） これは意見として言っておきますけど、たしか、11月8日の坂上さんの質問のときに4つの条件、土地は無償貸与であるということでしたから言うんですけども、そのような土地を地元から貸与とありますが、提供できるところはいいですけども、できないところはどうか。その辺お聞かせ願っておきたいと思います。

○ 市民部長（小林一三君） 府の補助要項によりまして、建物そのものがおおむね13.0平米以上ということでございますので、約4.0坪の建物が必要でございます。したがって、建ぺい率上から約7.0坪をお願いしたいということでございます。

無償貸与につきましては、市で買収することになりますと、やはり予算等の関係もございす。市の財政状況等も勘案しながら買収に入りたい。しかし、老人集会所のみならず、福祉一

般行政に対して極端な凸凹のないように予算上、配分したいという考え方から、本市だけではございませんけれども、他市の調査等もいたしまして、校区の役員さんをお願いしてご了解を得たようなわけでございます。

○ 16番(横田憲治郎君) 最後に市長、助役、市長部局をお願いしておきますけど、老人クラブ集会所につきましても、なしくず的にやれるところからやっていくという考え方はわからんではないけれども、各校区に必ず設置するという所期の目標を考えるならば、やはりできるるところと、できないところがあるというような行政では困ると思うんです。やはり、基本的に全校区に設置するんだというプログラムといいますか、計画を作成したうえで、予算の許す可能な範囲で、短年の間に早期実現をしていくという考え方でなければならんと思うんです。その点で、いろいろ内容的にも問題があると思いますが、財政という裏付けがついてくるわけですから、鋭意努力を願いたいと思いますし、市長はそのような意向で取り組む姿勢であるかどうか。48年度2つにとどまらず、3つでも4つでもやったらいいんです。これは市長の政治姿勢、政治手腕によっても変わってこようと思います。その辺の考え方を聞かしてもらって、ほくの質問を終わります。

○ 市長(藤木秀夫君) ただいま小林君から説明がありましたように、48年度に2カ所だけは何とかしたい。備品なり、土地は地元からお願いして、市の予算は700万程度組んでいくということに方針は決まっております。いま、何校区から申し出があるか、私はちょっとわかりませんが、小林君の話では、4、5カ所あるようにも聞いております。かりに多数出た場合には、抽せんでも決める以外にないと思います。その点おしからずご了承願いたいと思います。

○ 議長(松尾千代一君) 横田議員の質問は終わりました。

○ 議長(松尾千代一君) 次、山田議員さんお願いいたします。

○ 17番(山田清二君) 議長の方から時間を短縮するようと言われておりますので、極力時間を縮めたいと思います。質問の時間は縮めますが、答弁の時間がかかるのは私の責任ではありませんので、ゆっくりしたければ幾らでもゆっくりした答弁をしていただいたら結構だと思います。それと、一昨日来の答弁は、市長、助役、部課長の答弁の間にほとんど食い違いがある。これはすでにみなさんご承知の通りと思います。食い違いのあるような答弁はしていただきたくない。これからお聞きすることは、当然市長の判断、市長の責任でやるべきことだけに集約されますので、答弁は全部、市長からしていただきたい。

まず、48年度の予算編成の基本方針について披瀝をしていただきたいと同時に、その財政規模について発表をしていただきたい。このことについてですが、48年度の債務負担行為は、

47年度に消化できるのかどうか。また、48年度の債務負担をどう考えておられるのか。次には、47年度の不執行予算及び繰り越し事業をどういうふうにしようとするのか。それから、財源拡充というか、財源確保について、市長はどのような考えを持っておられるのか。48年、7年を通じて、とうてい実行できないであろうことはだれが見てもわかるような予算を相当組んであるように思うんですが、今年もそのようなから予算を組んでいつもりかどうか。さらに、和泉市長年の懸案であった市立病院ですが、将来は全科整備された総合病院にすんだというのが一つの目的であり、うたい文句として組合病院を分離したわけですが、その後、小児科が一つできたとはいえ、バラックです。この和泉病院を全科完備の総合病院にするという構想はどうなったのか、この点も合わせて、48年度の予算と一緒に答えていただきたい。

次のことは、市長の考え方だけをお聞きするんですが、いわゆる列島改造論の問題です。列島改造論が発表されてから、明けても暮れても列島改造で今日まで来たわけですが。また、今度の衆議院選を通じては、列島改造がどこにでもあったような状態で、替否両論分かれて、地元もこれを歓迎するところと歓迎しないところとある。大阪府はあまり歓迎しているようには思えない。むしろ、この問題については反対をしているような傾向にあると思うのは、これはぼくだけの考え方ではないと思います。国はこれを実行しようとするし、府はこれに反対しようとしている中であって、3割自治といわれる地方市を運営していこうとする市長はどの方向へ行こうとするのか、その方向を披瀝していただきたい。また、これが市民にとってプラスになるのか、マイナスになるのか。もし、プラスになるとするならばプラスになるとし、マイナスであろうというならばマイナスであるとして、これにどう対応していこうと考えておられるのか、この点も披瀝していただきたい。

次は、3番目の市民福祉の問題でございますが、市長は就任以来、口を開けば市民福祉を言ってきたわけでございますが、むしろ、府も国も、福祉行政ということはそれこそ1日中言っております。したがって、国、府で行なう住民福祉については、幾つかの点ができた、あるいは改善されたという面があります。しかし、和泉市独自で住民の福祉に寄与する施策とか、施設が、市長就任以来どれだけできたか、この点も一回発表していただきたいし、また、新年度の予算にこの福祉をどう反映しようとしておられるかも披瀝していただきたい。福祉行政という一枚看板をおろすならばいざしらず、でないとするならば、このことははっきりと言っていたいただきたいし、また、私は市長就任以来、市民サービスについてこれだけ改良した、これだけ改善したという自信を持って答えられるものを一ぺん答えていただきたい。

以上です。

○ 議長（松尾千代一君） それではただいまより30分ほど休憩させていただきますと思いま

す。その間に山田議員さんの質問に対し明確に答えができますように勉強してきていただきたいと思います。

(午後2時34分休憩)

(午後3時12分再開)

○ 副議長(上代卯之松君) それでは休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。山田議員の質問に対し、答弁をお願いいたします。

○ 市長(藤木秀夫君) 山田議員さんにご答弁申し上げます。

第1番の48年度の予算編成の基本方針及び財政規模についてのご質問でございますが、国、府の予算編成の方針ははっきりといたしておりません。そういうことでございますので、現行制度に準拠した年間予算を編成するつもりであります。

2番目には、財政事情がきわめてきびしい環境の中で、なるべく健全財政を堅持していきたいというつもりで編成するつもりでございます。また人口増加、社会情勢のきびしい問題がございまして、生活に関連する環境整備が当然考えられなきゅうりません。48年度の予算編成につきましても、これの各セクションからの資料も全部出そろっておりませんし、国や府に対する連携もできておりませんので、その点、あしからずご了承賜わりたいと思います。

それから2番目の列島改造論についてのご質問でございますが、これとても、政府と大阪府との見解が非常に違っておる。大阪は反対というようなことですが、過日、申し上げたように、過密あるいは過疎という面を是正して、住みよい、公害のない町づくりをしようというのが政府の方針ではないかと解釈いたしております。そういう解釈からいたしまして、和泉市もなるべく公害のない、一方に片寄らない、住民全員が喜んで生活する町づくりということに心を寄せておるわけでございます。その点ご了承賜わりたい。

第3番目の市民福祉を看板に掲げた私の市政の実現の見通しということでございますが、本年度当初予算は7億8千万でございましたが、現在では8億2千万という補正後予算になっております。これは予算全額の12%になっておるのでございます。これを基盤として、昭和48年度も、身障者あるいは老人憩いの場等、社会福祉を重視した考えで予算を編成し、実行に移していきたいというのが私の心境でございます。

これにつきまして、ご質問の詳しいことは部課長から説明させますので、どうぞよろしくご承賜わりたいと思います。

○ 総務部理事(庄司 清君) 基本的なことにつきましては、ただいま市長から答えがまった通りでございます。47年度の債務負担等についてのご質問がございましたので、私からお答

えささせていただきます。

47年度の債務負担行為につきましては、過日もご質問ございましてお答えさせていただいたわけですが、現在、2割消化いたしております。これは47年度在予算の現計額に対しての割合でございます。今後の消化の問題でございますが、この点につきましては、極力その消化に努めていくという考え方を持っております。建物等あるいは用地等、いろいろむづかしい問題もございますが、この消化に努めてまいりたい、このように考えてございます。

それから48年度の債務負担行為の問題でございますが、これも先日、お答えさせていただきましたように、事業進捗の関係もございますので、これにつきましては、やはり、債務負担の必要が当然起こるという考え方を持っておりますので、48年度におきましても、債務負担行為のご議決を仰がなければならないと考えてございます。

次に財源確保対策でございますが、これは2通りあると考えてございます。一つは市内部の問題、もう一つは外的な問題ということになるのではないかと思います。まず、第1番の内部問題といたしましては、税の問題がございます。課税客体の捕捉、適正課税等がございまして、徴収率の向上をして、税の確保と一般財源収入の増大を図っていくという点。それから外に向かしましては、国、府の補助あるいは地方交付税等の増収を図るよう、あるいはまた、補助金の補助率のアップをお願いする等の働きを日常繰り返して行なって財源の確保を図りたいと考えてございます。差し当たり、47年度の問題といたしましては、特別交付税が来年初、1月ごろに大体の線が出ますので、それに向けて、財源確保の行動をとってまいりたいと考えてございます。

以上、私のほうの所管についてお答えさせていただきました。

- 病院事務局長（竹内 潔君） 病院の問題ですが、47年度は独立したばかりでございましたし、まだ設備が不十分でございましたので、主として内部の充実に力を入れてまいりました。その事情を踏まえまして、市民の皆さんが要望されております総合的な病院へ向かって、来年度、差し当たって用地の買収が必要と存じておりますので、まず、残存部分の用地買収に力を入れていきたいと思っております。

建設計画につきましては、やはり、皆さま方のご意見を十分拝聴せねばなりませんので、再三ご協議をわずらわすことがあろうかと存じますが、皆さま方のご意見もいただきまして、少なくとも、来年度から建設に取りかかれるような段取りをいたしたいと存じております。このことにつきましては、現在の病院を維持するにいたしましても、相当な赤字があるわけでございます。公立病院全般についてでございますが、従来の公営企業ではなしに、福祉行政の一環としての様相を強めてまいりました。したがって、相当な一般財源の持ち出しが経常運営に必

要でございます。そのうえになお大きな建設資金の調達をいたさねばなりませんので、市としても、相当な覚悟をしなければならぬだろうと存じております。その点今後ともよろしくお力添えのほどをお願いいたします。

以上でございます。

○ 17番(山田清二君) 6項目に分けて質問したつもりでおるんですが、答えられたのは4つなんです。不執行予算が当然出てくると思うんですが、これをどうしようとするのかということ。もう一つは、執行不可能がはっきりわかっているながら、予算編成をしたというのが幾つかあるはずなんです。48年度もそういうことをやるのか。これに対する答えが出てないのでそれを先に出していただきたい。

○ 総務部理事(庄司 清君) 47年度予算の執行の問題でございますが、極力、繰り越しの起こらないように努力してまいりたいと思っておるわけでございますが、中には、用地の買収等の事情からそういうことの起こる問題も生じるのではないかと。あくまでも推測の域でございますけれども、予測がされるという感じもなきにしもあらずでございます。こういうことは極力排しまして、47年度執行に最後の努力を傾けたいと考えております。

48年度の問題で、ご質問の中からお話というお話がございましたが、48年度につきましては、そういうことが生じないよう予算の編成を行ないたい、このように考えてございますので、ご了解賜りたいと思います。

○ 17番(山田清二君) 国、府がまだ発表してないから、和泉市としてはどうだということはいえない。健全財政で環境整備をやっていくという方針は、予算編成に出てきておるというふうに市長から説明なされたわけです。市長就任して1年になるわけですが、48年度の予算は、少なくとも、前池辺市長の方針によって予算が要求され、また、それが集約されてできてきたものだとぼくは推察したわけです。したがって、47年度の予算で市長の施政方針をそのまま実現せよとか、あるいは市長の市選當の構想に合致した予算を要求することは無理であろうと思います。しかし、少なくとも、今度の48年度予算は、市長が和泉市の最高責任者として、和泉市はこうであらねばならない。この施策はこうすべきだという方針を打ち出して、それに従って予算編成されていくべきであると思うんです。にもかかわらず、予算要求はそれぞれのセクションでやってるけれども、その方針はまだはっきり決めてないんだということでは困る。市長の答弁を聞くと、国、府がまだ決まってないから、うちもはっきりしないんだと思うんですが、これから変える方法はあると思うんです。この際、市長は新しい気持ちで、今後、和泉市をどうするんだということをもうちょっと真剣に考えて、その方針に従って予算を編成することができると思います。その方向へ持って行っていただきたい。これは希望ですから、

そうしなきゃならないということではございません。このことがどう実現されていくかは、3月の新年度の予算にはっきり出てくるわけです。今日答弁されたことが48年度の予算にどう反映していくか、どう実現されようとしているかということは、3月議会で論議をしたいと思えます。ほんとうの論議はおまづけになります。

まず、債務負担が現在42%行なわれておる。5月末を基準にして、まだ半分ですから、うまくいけば7、80%はいけるのであろう。少なくとも、債務負担というのは、金はないけれども、どうしてもやらなきゃならないという原則でやってきたんですから、当然、100%とはいかなくても、90%以上の消化ができれば、債務負担を組んだ原点が間違っておったと言われてもしかたがないと思う。こういう面についても、無理に消化しなきゃならないんじゃないし、今後の編成の上十分留意をしていただきたい。

それから48年度も債務負担が起こるであろう、当然と言えるかどうかわかりませんが、趨勢上、やむをえないことだろうと思います。しかし、できるだけ債務負担行為というようなことがないように、別に債務負担に仕立てた財源は必要なんですから、財源の確保に努めていただきたい。

それと税金の適正化という問題ですが、この適正が、ときによっては適正でない場合があるが、そういうこともないようにしていただきたい。最近、税の不公平についての不平は前ほど聞かんようになりました。しかし、その声はなくなったわけではございませんので、そういう面、特に留意をして、課税面でも市民の実際の生活というものを直視して、地方税法は地方税法として、法の精神は守られねばならないかもわかりませんが、法の精神を守るということは必ずしも、しゃくし定木に行なうということではないと思います。そういう面、特に担当の方は考慮に入れていただきたい。

外に向かって補助の増額、これはどんどんやってもらいたいと思います。和泉市の財源は2つしかないわけで、あとはもう土地を売るよりしょうがない。売り食いするよりしかたがないというような状態の中ですから、もらってくるやつ、これはあらゆる方法、手段を講じてふやしていただきたい。こういうものも、一ぺん、今後の予算でなるほどというのを出してくんなはれ。

不執行予算ですが、ほくたまたま46年、7年、2回とも予算委員会の委員をやっておりました。そのときに、これはとうてい一年でできそうにないんだ、あるいは住宅を300戸建てますと言いつつ、どこへ建てるかも決めてない、こういうような予算を一年間で完成するんだということで組んであったんです。これはおかしいと47年に言ったんですけども、これは絶対やるんだ、やらなきゃならないんだと言っておりながら、結局、2年たってもできない。

2年間引き続いて不執行予算になるという変な形。かっこうだけつけければいいというような予算は、今後は絶対やってもらっては困る。そのために予算規模は大きくなったけれども、市民へのサービスというか、市民への環元は一切なかったという結果が出てくるわけです。先ほど市長の答弁で、7千800万が8千200万になった、これだけふえたというふうに言われたけれども、当初予算からこれだけ追加になったということでしょう。実際やることが密度が濃くなったとか、程度が高くなったというんじゃないし、これは必然的にふえてきた。一年たったら去年の服は間に合わんのだと同じように、最初はこれだけでええと思うたけれども、物価が上がったとか、なんとかでふえてきたからこうなった、あるいは職員さんの給料が上がったためにふえたのであって、福祉施策そのものが大きく変化されてふえたんじゃないと思うんです。もしそうであるとするならば、たったこれぐらいの差額ではすまない。そういう面も踏まえて、これについても、うんと考えを新たにしていっていただきたい。と同時に、今後、から予算を組むというような形になってくると、住民、市民に密着した福祉政策すら、から予算を組まざるをえないようになってきますので、そういうことのないように、「羊頭狗肉」といことばがありますが、当初予算で掲げたことは実行するんだという予算をつくっていただきたい。そうでなければ、予算審議がおざなりというんですか、いろいろ審議したって、やるか、やらんかわからないんだ、どうせできっこないものを認めていくんだ、というような予算審議が過去2年間行なわれてきたわけです。そういうことのないように、和泉市ももうこれぐらいで地についた市政を、地についた財政運営をやっていただきたい、このことをひとつ要望しておきます。

それから8番目の病院でござりますが、いま、事務長からこういうふうになりたいという答えがあったんです。ところが、聞いたのはこのことじゃないんです。病院は企業会計という独立採算制でやられている。独立採算制が厳守される限り、現在の病院の事業は、縮小こそできるが、拡張なんてとうていできない状態にあります。47年度はいざしらず、48年度の決算は、全国的にほとんど発表されております。その中で、市立病院とか、公立病院を持っている2、8のところを見せてもらったんですけれども、堺は一般会計から6千万円繰り入れて、4千万円の赤字を出しております。岸和田市は2億9千300万円一般会計から繰り入れて収支ゼロ。泉佐野は1億5千700万円の繰り入れて、4千700万の赤字が残っております。府立病院のごときは、9億5千万からの繰り入れをやって、しかも、府立病院は人を殺す病院かといわれるような運営になっている。公立病院は、企業という考え方で運営される限り、また、そのように市が汲み取り、もうつぶさざるをえない。やはり、市民福祉の頂点として、病院の発展といいますが、充実については、うんと力を入れていかなければならないし、和泉市の病

院の最初の目標であった全科完備の総合病院とするためには、それこそ、数10億の金が必要だろうと思うんです。しかも、分離のときは一応、メドを10年というところに置いてたわけです。これは市長もご承知の通りですし、市議会にも発表して認められている。10年間にそのような病院にしようとするのに、いま組合病院のときの分担金程度の繰り入れを行なっていて、それでいけると思っておるのかどうか聞きたかったんですが、これはもう聞く必要ありません。答弁を事業部長にさしたということで、もうわかっています。今度の予算ではもう少し考えていただきたい。そしてなるほど和泉市は市民の健康を守るためにあれだけ留意しているんだなということ予算のうえにあらわしていただきたいということをお願いしておきます。

3番目の福祉ですが、これもふにゃ、ふにゃ、ふにゃ、ふにゃ言うて、7千800万が8千200万ということで、答弁しようということが無理だということもわかっております。なぜかなれば、聞いたことはひとつも応えられることがなかったということになると思うんです。だから、ほくも確認して聞いておりません。けれども、去年の市政方針では、市民福祉が1枚看板のような形で、そのために環境整備をやる、そのためにこういう事業をやるというふうに市長から発表されたと考えております。今年は先ほど聞きますと、まだ国、府が決まらないからという前提はあるとしても、健全財政、環境整備ということで、福祉という一枚看板がおろされたのか、あるいは横へ寄せられたのかしりませんが、どうも去年と看板の並べ方が違うように思うんです。実際の施設方針なり、予算を見せてもらわなきゃわからないわけですが、市民福祉を第1に考え、第1に扱っていくという方針は変えていただきたいくないんです。

市民福祉を横へ寄せて、それよりも優先する事業というものは、市政においてはまずないはずなんです。しかもこれは、国の方針が決まらないとか、府の方針が決まらないとは言えないことです。先般行なわれた衆議院の選挙においても、福祉行政をうたわなかった政党はありません。無所属を含め、老人年金5万円あるいは6万円あるいは4倍、そういうものを全部の候補者が公約をしています。むろん、それぞれの党首ははっきり党の方針として、党の公約として発表しております。福祉問題については、今度の選挙には、ほとんどの政党あるいは候補者が80%、70%をそれに集約するような方向で選挙を行なったわけです。したがって、福祉行政がやりにくいというような状態はまず起こらないはずなんです。そういう中で、国の方針が決まらないから市民福祉の看板を掲げられないということは、これは当たらない。国の方針だとか、府の方針なんぞ関係なしに、大幅にこの実現に向かった方向で予算を編成しても、これはできるはずになってるんですから。それができなければ、選挙のときに言ったことばが全部うそになりますから、それぞれのところで追及していったらいいと思うんです。理事者が言ったんと違えて、法律を決めようとする、あるいは政府を担当しようとする人たちが全部口をそろえて言

ったんです。ほかのことについては、それぞれの個人あるいは党によって考え方、見方が違ってまいります。ただ、国民福祉という面については、全部が一致しておこったのが今回の選挙の特徴です。いまだかつてなかったことです。事態はこのように変わってき、また、それを全国会議員、全閣僚が公約したんですからね。何に速慮して福祉を引っ込めようとするのか、理解に苦しむ。そういう面も合わせて、48年度の予算では、さすがは福祉市政を標榜する藤木市長の予算だなど、全市民が喜んで受け取れるような予算を編成していただきたい。そのことを要望いたしまして、私の質問を全部終わらしていただきます。

- 議長（松尾千代一君） 山田議員さんの質問が終わりました。
- 議長（松尾千代一君） 次に坂上議員さん、お願いいたします。
- 28番（坂上国治君） お許しをいただきまして質問させていただきます。私の質問は、前編は前議会でなっております。今日は後編ということになっております。前編は、実は、今日はいろいろと議案が多いので、私の一般質問で時間をとったら皆さん方にご惑をおかけすることになるので、ということをお願いいたしまして、そうして12月の議会までに十分答弁できるような方法をお考えになっていただきたい。そのときに納得のできないような答弁をなされるようなことであれば、それ相当の覚悟を決めておいていただきたいということをお願いして終わったわけでございます。その後、いろいろと各議員さんから質問いたしておりますけれども、理事者のほうは、そうてきぱきと答弁なされない。以前の議会とあまりにも変わった様子がなきすぎるよううかがえるのでございます。私の申し上げました市長、助役の政治姿勢、これは当然、市長さんあるいは助役さんのほうで答弁していただくかと、部長や課長では答弁ができない問題です。内容について、以前の議会で申し上げてありますので、現在まで冷却期間を置いて待たしていただいたのでございますから、ひとつ納得のできるようご答弁をまずお願いいたしたいと思っております。
- （松尾千代一君） 市長答弁。どうぞ。
- 市長（藤木秀夫君） 坂上議員さんのご質問は、過日の議会でご質問いただいた通り、環境整備事業はする気がないのかとお叱りを受けた問題でございます。計画をしながら、事業が完全にできあがらんと日にちが過ぎていった場合には、後戻りしてるのと同様やということは、それはなるほどわかります。私どもどいたしましては、いろいろの結びつきの問題等ございまして、後戻りしておるつもりはないんですが、そういう見方をされましても、やむをえないと思っております。しかし、事業そのものは、その結びつきながら、おいおいに張りつけていっておるということは申し上げられると思うのでございます。その点どうかご理解賜りまして、至らぬところをひとつよろしくご指導賜りたいとお願いするしだいでございます。

○ 28番(坂上国治君) いま、市長さんからご答弁いただいたんですけども、前とあんまり変わった答弁ではないと思うのです。これはだれが考えてもなかなかむづかしい事業である。これはわかっているんです。しかし、先般の議会から今回の議会を通じて、いろいろと本問題についての質問もあったわけですけども、どうしても市理事者のほうは、窓口一本化を強調されてると思うんです。市長は、この事業については、道路優先でやっていくんだと言われる。私はその姿勢は結構やと思うんです。結構やと思うんですけども、その半面、窓口一本化にこだわった場合、地元の方の協力がえにくいというところに心配があるように思うんです。ところが、窓口一本化ということをいつまでも強調されてる。これでほんとうにこの事業がやれるんですかということをお尋ねしたいんです。私は現在、理事者が考えておるようなことでは、とうていこの事業はできんんじゃないかという感じがするんです。これは私は何べんも声を枯らして言った、あんまり大きな声でどなるのもぼちぼちいやになってきた。そやから、もうあんまりどならんことにしようと思うてますけど、何ほ言うても、あんた方、聞いてんのか、聞いてないのかわからんような状態やから、あんまり言う気になりませんのや。しかし、こういう行き方では、この事業は雑まないと、おそれる、町会の方々がほとんどの財産を持ってくる。この方々に協力を得ようとするならば、窓口一本化を強調しないほうがええんじゃないかろうか。市長以下助役に至るまで、皆そう思うてると思うんです。これではいかんと。この状態ではとてもやないけどいかんと思うてると思うんです。わが身に引別して、自分とこの娘を稼にやるのに、おれの子やからいうて、自分がかってにきめたら、兄弟はええ気はせん。だから、最終的にいついつかは結婚式やと言うていっても、兄貴、おまえ、かってに自分の子やさかいいうて決めたんやから、わしらよう行かんということで、結婚式にも出席してもらいにくい場合もあるわけです。この事業をやろうとする場合、当然、町会の有力者の方々のお力をからなければ、とうてい、この事業はできんと思うんです。それをわかっておりながら、あくまでも、窓口一本化やということであんたらやられてる。本部の許可を得なければならぬのであれば、本部のほうへ、実はこの事業を進めていくためにはこういうふうにしなかつたら、私たちは土地も場所も何もできんように思うんだということで、もっと強く日参してお願いしたらどうかと思う。助役のように、ただ、本部から来るのを私は待機していますということになしに、何とかこういう方法でやらしてくれと本部にお願いしたらいい。そうやないと、このままの状態では、いつまでも平行線をたどることになると思います。和泉市には和泉支部、信太支部という2つの支部が今度できたことについても、市民としては、いよいよ支部ができたんやから、即窓口があるという受け取り方をしてるらしい。それらについても、仕事をするためにはやはり事務員も要る。それらを本部と話し合いして、一日も早く置くように

やうしてほしいと思うんです。私が何ぼどない言うたところで、馬の耳に念仏で、もう一緒やと思うんです。だから、私はここでまえて強調する必要もない。今後、委員会の中でもいろいろ活発な意見を出し、そうして進めていこうという感じでおるんです。

私が前議会で申し上げたのは、まなた方の責任は重大だ、現在まで、人件費その他大きな金を使うて、何もできてない。その金は市長や助役が家から持ってきたものならともかく、市民の血税でしょう。そこらを考えたら、責任は重大だ。市民の金やから、損してもええんだ、というんじゃ私は困る。それらのもろもろの責任をあんた方、どうするかということ私はいままで追及してまいったんですけれども、そんなこと、何ぼ申し上げても何もならないと思います。

そこで今後ひとつ、この環境改善整備事業については十分心して、1日も早く実現を見るような方向に進んでいってほしいと思うんです。まいつは皮肉言うてるとか、なんとかいう受け取り方をしないで、議員というものは、皆市民の代弁者としてここで発言しているんですから、市民が要求してるのと同じことだと受け取っていただいて、今後、この大事業を早期完成の線に乗せてもらうために努力してほしいと思うんです。私はまだいろいろと申し上げたいことはありますけれども、先ほど申し上げたように、委員会なりでこれから話し合いを進めていきたいと思しますので、私の一般質問はこれで終わります。

- 議長（松尾千代一君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全部終わりましたので、これをもって閉会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議ないものと認めます。よって本日をもって昭和47年第4回定例会を閉会することに決めます。

この際、市長のあいさつをお願いいたします。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 第4回定例会議の閉会に当たり、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る18日、第4回定例会をお願い申し上げまして、一般会計並びに特別会計補正予算をはじめ、職員の給与条例の一部改正等、その他、多数議案を上程いたしましたところ、皆様方には年末何かとお忙しい中、連日にわたり慎重ご審議賜わり、ご議決、ご決定いただきましたことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

なお、48年度決算認定につきましては、別に特別委員会でご審議願うことになりました。委員の皆様方にはご苦勞とは存じますが、よろしくお願いを申し上げます。

一般質問並びに議案審議の過程においてご指摘ご要望いただきましたことごとにつきまして

は、深く反省し、決意を新たに、職員とともに一致協力し、全力を傾注してまいり所存でございます。

いよいよ本年もあと数日となり、寒さも一段と加わってまいります。皆様方にはくれぐれもご自愛くださいます。48年のよいお年をお迎えくださいますようお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、閉会に当たってのお礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございます。

(議長まいさつ)

- 議長(松尾千代一君) 市長のまいさつが終わりましたところで、私は皆様方の今日までの並み並みならぬご努力に対し、また、議会運営につきましては格別のご配慮を賜わりまして、本日、ここに閉会の運びに至りました。去る18日開会以来本日までの5日間、一般質問並びに提案されました多数の重要議案を終始、きわめて熱心に慎重審議をわずらわし、ことに議事運営には格別のご協力をいただき、ここに全日程を終了して、無事閉会の運びとなりましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。理事者各位におかれましては、このたび定例会において各議員から指摘された事項を十分尊重しつつ、市政各般にわたり鋭意研さんに努められ、もって市民福祉の向上にさらに一そうの熱意を努力を払われるよう希望するしだいでございます。

いよいよ年の瀬も押し迫り、厳寒に向かいます折から、議員並びに理事者各位におかれましてはくれぐれもご自愛くださいます。新春をお迎えくださいますようお願いいたしまして、私のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

(午後4時4分閉会)

